明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十八年三月二日

○第百六十四回国会 衆議院会議録 第十一号（一）

平成十八年三月二日（木曜日）

平成十八年三月二日
午後四時三十分　本会議

○本日の会議に付した案件

議員永田寿康君を懲罰委員会に付するの動議（逢沢一郎君外三名提出）
平成十八年度一般会計予算
平成十八年度特別会計予算
平成十八年度政府関係機関予算
地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出）
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）
所得税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）

午後四時三十二分開議

○議長（河野洋平君）　これより会議を開きます。

議員永田寿康君を懲罰委員会に付するの動議

（逢沢一郎君外三名提出）

○議長（河野洋平君）　逢沢一郎君外三名から、成規の賛成を得て、議員永田寿康君を懲罰委員会に付するの動議が提出されております。右動議を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。宮路和明君。

〔宮路和明君登壇〕

○宮路和明君　自由民主党の宮路和明でございます。

私は、ただいま議題となりました議員永田寿康君を懲罰委員会に付するの動議につきまして、提出者を代表し、その趣旨の弁明を行います。

（拍手）

まず初めに、このような懲罰動議が出されたことは極めて残念なことであり、私はこのような現状を深く憂慮いたしております。今回の騒動を通じて、国民の失望は、一議員永田君にとどまらず、政党、国会、政治全体に対する失望につながるからであります。

永田君を懲罰委員会に付する動議を提出するに至った理由は、去る二月十六日の予算委員会で、永田君は、にせものの電子メールを振りかざして、ライブドアの堀江容疑者が武部幹事長の次男に三千万円振り込めと指示したと決めつけ、一方的に、国会審議という公の場で、お金で魂を売っていると自民党と武部幹事長を誹謗中傷し、さらに、私人である幹事長の次男を、実名を挙げて、民主党の言う疑惑に関与していたかのごとくに断じたことであります。この全く事実無根の誹謗中傷で、民間人である幹事長の次男や、その会社の社員がこうむった損害や傷つけられた名誉は、たとえ謝罪があったとしても、以前のように回復することはありません。

また、永田君は、根拠となる情報があると言いながら根拠を示すことなく、みずからの説明責任を放棄したばかりか、国会を欠席し、入院までして雲隠れしたのであります。国民がそのような国会議員の姿をどのような思いで見ていたかを思うと、永田君に対する怒りを禁じ得ません。

こうした行為は、「議員は、議院の品位を重んじなければならない。」とする衆議院規則二百十一条や、議員は「各議院において、無礼の言を用い、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」と定める国会法第百十九条にも違反することであり、永田君の無責任な発言を容認することは、今後の国会審議の権威を失わせしめ、議院の品位が問われることは必定であり、断じて許されません。

名誉毀損を平然と行う永田君の態度は、まさに院の品位を汚すものであり、あえて申し上げれば、議員としての資格自体も厳しく問われなければならないと考えます。

永田君は、これまでにも、十分な裏づけ、事実確認をすることなく、憶測で発言をされた経緯もあり、これまで四回、懲罰動議にかけられております。これに反省の色もなく、今回の五回目の懲罰動議に関する報道陣の質問に対しても全く意に介さないような発言をしていたようであり、国権の最高機関である国会の懲罰の重みを全く理解していないばかりか、これを軽視していると言わざるを得ません。

永田君が議員としての活動を今日まで続けてきたこと自体、我々良識の府にある議員全体が不明を恥ずべきであります。今こそ、院の品位と権威にかけて自浄能力を発揮せねばなりません。

憲法五十一条は「両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。」と定めておりますが、言いかえれば、このことは、国民の代表たる議員に最大限の発言の自由を認めていると同時に、品位を持って国会の場で発言すべきことを求めているのであり、これを逸脱すれば、院がその名誉にかけて自浄能力を発揮し、品位と権威を守らねばならないことを意味していると考えます。

したがって、このような議会制民主主義の根幹を揺るがしかねないような事態を二度と起こさぬよう、永田寿康君を懲罰委員会に付して懲罰を科すべきものと考えます。

国会の品位と権威は深く傷つけられ、国民の政治不信を招いたことは重大なことであります。国会議員の皆さん、党派を超えて、院の名誉にかけて、今回の事態の明確なけじめを国民に示さなければなりません。

本来、国会は、国の制度や施策を決定する国権の最高機関であります。いたずらに審議と関係のないスキャンダルをあおり立てることに終始していては、国民に対する重要な責務を果たしているとは言えません。

今回の問題を機にして、我々議員全員が、絶えず国民が注視していることを自覚し、国民から負託された責務を再度確認し、国会の信頼を取り戻すために一人一人が最大の努力をしなければならないと考えます。

この動議に対して、議員各位の御賛同が得られますよう切に要望して、本動議の提案の趣旨弁明とさせていただきます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　懲罰の動議は討論を用いないで採決することとなっております。よって、直ちに採決いたします。

逢沢一郎君外三名提出の動議を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。よって、議員永田寿康君を懲罰委員会に付することに決まりました。

○中山泰秀君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

平成十八年度一般会計予算、平成十八年度特別会計予算、平成十八年度政府関係機関予算、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（河野洋平君）　中山泰秀君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。

平成十八年度一般会計予算
平成十八年度特別会計予算
平成十八年度政府関係機関予算

○議長（河野洋平君）　平成十八年度一般会計予算、平成十八年度特別会計予算、平成十八年度政府関係機関予算、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長大島理森君。

平成十八年度一般会計予算及び同報告書
平成十八年度特別会計予算及び同報告書
平成十八年度政府関係機関予算及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔大島理森君登壇〕

○大島理森君　ただいま議題となりました平成十八年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この予算三案は、去る一月二十日本委員会に付託され、二十五日谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取し、二月六日から質疑に入り、基本的質疑、一般的質疑、集中審議、公聴会、分科会を行い、本日、締めくくり質疑の後、討論、採決をいたしたものであります。

まず、予算三案の概要について申し上げます。

平成十八年度一般会計予算の規模は七十九兆六千八百六十億円であり、前年度当初予算に対し三％の減少となっております。

歳出のうち、政策的な経費である一般歳出については、社会保障と科学技術振興の分野を除き前年度より減額となっており、その規模は、前年度当初予算に対し一・九％減の四十六兆三千六百六十億円となっております。

歳入のうち、公債の発行額は、前年度当初予算を四兆四千百七十億円下回る二十九兆九千七百三十億円で、公債依存度は三七・六％となっております。

特別会計予算については、三十一の特別会計があり、歳出総額は四百六十兆三千八百五十七億円となっておりますが、会計間取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は二百二十五兆三千百二十三億円となっております。

政府関係機関予算については、国民生活金融公庫など八機関について、資金の重点的、効率的な配分に努め、事業の適切な運営を図ることとされております。

なお、財政投融資計画でありますが、その規模は十五兆四十六億円で、前年度当初計画に対して一二・五％の減少となっております。

次に、予算委員会における主な質疑について申し上げます。

まず、財政・経済関係では、基礎的財政収支黒字化へ向けた財政・経済政策のあり方、歳入歳出一体改革の進め方、国有地の売却等による政府資産の圧縮、格差社会についての政府の認識、デフレ脱却の見通しと金融政策のあり方、構造改革と地方経済など、外交・防衛関係では、アジア外交への取り組み方針、日中関係の現状及び対中外交のあり方、在日米軍再編問題など、米国産牛肉輸入問題では、食の安全、安心の確保の観点から、特定危険部位が混入した原因と責任の所在、米国による輸出プログラムの遵守、再発防止のための調査の必要性など、ライブドア問題では、偽計取引・風説の流布の定義、投資事業組合の問題点、証券取引等監視委員会の機能強化など、耐震強度偽装問題では、真相究明と再発防止、被害者救済のための公的支援のあり方など、官製談合問題では、防衛施設庁談合問題への対応、天下り問題、入札制度改革及び罰則強化など、さらに、公務員の総人件費改革のあり方、皇室典範改正問題、教育改革への取り組み、防犯対策、アスベスト対策、人口減少社会の到来と少子化対策への取り組み、がん対策、障害者支援の促進など、国政の各般にわたって熱心な質疑が行われました。その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくして、本日質疑を終局いたしましたところ、日本共産党から、平成十八年度予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、佐々木憲昭君から趣旨の説明がありました。

次いで、予算三案及び動議を一括して討論に付しましたところ、自由民主党を代表して田中和徳君から政府原案に賛成、動議に反対の意見が、民主党・無所属クラブを代表して松野頼久君から政府原案及び動議に反対の意見が、公明党を代表して上田勇君から政府原案に賛成、動議に反対の意見が、日本共産党を代表して佐々木憲昭君から動議に賛成、政府原案に反対の意見が、社会民主党・市民連合を代表して保坂展人君から政府原案及び動議に反対の意見が、それぞれ述べられました。

引き続き採決を行いました結果、動議は否決され、平成十八年度予算三案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本日の委員会において、国会法第百十九条、衆議院規則第二百十一条等に照らし、去る二月十六日の永田寿康委員の発言に対し、委員長として所見を申し述べたことを付言いたします。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　三案につき討論の通告があります。順次これを許します。伴野豊君。

〔伴野豊君登壇〕

○伴野豊君　民主党の伴野豊でございます。

民主党・無所属クラブを代表いたしまして、ただいま議題になりました平成十八年度予算三案に対し、反対の立場から討論をさせていただきます。（拍手）

討論に先立ちまして、民主党といたしまして、一言おわびを申し上げさせていただきます。

本予算案の審議の過程におきまして、去る二月十六日に永田寿康議員が事実の裏づけのない問題を取り上げましたこと、並びに、その過程で御迷惑をおかけしました自由民主党武部幹事長、その御子息に、御次男に対しまして、深くおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

また、本件に関しまして、国会を混乱させましたことを、国民の皆様方に心からおわび申し上げたいと思います。申しわけございませんでした。

さて、討論に入らせていただきます。

格差社会という言葉をよく耳にするようになりました。所得が平均の半分以下の方の割合である貧困率。我が国は一五・三％と、ＯＥＣＤ加盟国中五番目に高い値となっております。

小泉総理は、余裕資産を活用できる証券税制を構築する一方で、酒税、たばこ税の引き上げや、公的年金課税強化、年金、介護、医療と続く社会保障制度改革における負担増、給付減の繰り返しを行ってまいりました。格差が出るのは悪いことだと思っていない、小泉総理はそうおっしゃいました。勝者のみを応援し、弱者には目を向けずに

切り捨てる。小泉政権の姿勢や施策が、格差拡大を助長するのみならず、再チャレンジの機会を奪う上、セーフティーネットすら無意味なものにしているのではないかと大変危惧をしております。これ以上格差拡大を放置すれば、国民の不安、不信、不公平感を増大させ、ひいては社会の不安定化、経済の低迷、犯罪の誘発を招きかねません。

このような事態を打開すべく、徹底的に無駄を除くが、必要なものにはしっかりとお金を投入する、つまりはお金の投入の質、量、方向を変える予算編成が今求められているのであります。

小泉政権では五回もの予算編成が行われました。小泉構造改革が真の改革であったならば、政策の集大成であり、政権の意思である予算の中身は大きく変化しなければならないはずでございます。しかしながら、実際には、赤字体質、巨額の無駄遣い、省庁間のシェア配分の固定化など、予算の骨格は全く何一つ変わっておりません。小泉改革の看板であった道路公団民営化についても、予定路線九千三百四十二キロの実質全線建設化によって本来の意義を失い、郵政民営化についても、実施前から本来の目的を見失うなど、懸念が大変強まっております。

以下、反対の理由を申し上げます。

第一に、定率減税の廃止、つまりはサラリーマン大増税であります。

一月の給与明細表を見て驚かれたサラリーマンの方々も多いことでございましょう。小泉総理が所得税の定率減税をことし一月から半減したためであります。六月には地方税も上がります。さらには、このたび、定率減税の全廃が措置されれば、さらに来年一月には所得税が、来年六月には地方税がさらに引き上げられることになります。定率減税の全廃は、個人消費に冷や水を浴びせることは必至であり、ようやく回復の兆しの見えてきた日本経済全体の足を引っ張りかねません。

経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律には、その第一条に、抜本的見直しを行うまでの間、所得税法及び法人税法の特例を定めるものとすると明記されております。抜本改革が行われていない今、これを廃止することは、国民に対する明らかな約束違反であります。

総理が就任直後から掲げていらした国債発行三十兆円枠。あるとき総理は、公約なんてともおっしゃいました。今回ぎりぎり実現することになりましたが、これは、定率減税の全廃に加え、特別会計のつまみ食い、あるいはＮＴＴ事業費の補正予算による前倒し償還など、数合わせ的な小細工や、究極のつじつま合わせとも言えるたばこ税増税などによるものでございます。本来の歳出構造の抜本的改革、無駄の徹底的な排除によって実現されたものとは到底言えないわけでございます。

第二に、看板倒れの中身の伴わない三位一体改革でございます。

政府・与党の言う三位一体改革では、地方の裁量が広がらない形で国庫補助負担金の削減が行われました。例えば、義務教育国庫負担金については、三位一体改革の政府・与党合意で、国の負担率を二分の一から三分の一に引き下げるという肩透かしの結論が出されました。仮に、小学校もしくは中学校のどちらかの国庫負担金の全部を廃止するというのであれば、地方の権限を強めるという意味で、まだ一歩前進と言えたかもしれません。しかしながら、今回の合意は、小学校、中学校全体を通じて国庫負担を引き下げるというものでございます。

国から補助金が出る限り、負担率が二分の一であろうが三分の一であろうが、地方は文部科学省から指示を受けるという基本構造には何ら変化はありません。国の側から見れば、これまで二分の一を負担して行使した権限を三分の一の負担で行使できる、そういったわけですから、従来よりも効率よく国が地方を支配できる、そういったことさえ言うことができます。小泉総理の進めてきた三位一体改革の正体をここに見た思いであります。

第三に、巨額の無駄が是正されていないことがあります。

特別会計については、歳出純計額は二百二十五兆円と、一般会計予算の三倍弱の規模となっております。不透明で無駄遣いの温床になっているとも指摘されているこの特別会計、本予算案でも根本的なメスが入れられることはなく、例えば国有林野事業特別会計、都道府県が行う補助治山事業は一般会計で経理することとした上で、国有林野事業勘定と治山勘定の区分を廃止し、経理方法を統一するとしているだけであります。これでは改革の名には値いたしません。

ほかに、電源開発促進対策特別会計からの一般会計繰り入れ措置、財政融資資金特別会計からの国債整理基金特別会計繰り入れ措置などが講じられておりますが、これらは国債発行額を三十兆円以下に抑えるための数字いじりにほかならないわけでございます。

昨年十二月に閣議決定した行政改革の重要方針においても、国営土地改良事業特別会計、登記特別会計、特定国有財産整備特別会計、以上三つしか一般会計化がなされておりません。明記もされておりません。大部分の特別会計については、今後検討するとされており、これでは国の予算の大半が依然として不透明なままであります。

このたび、民主党の要請に基づく予備的調査によって、二万二千人の天下りを維持するために五・五兆円もの税金が投入されていることが明らかになりました。また、民主党の予算委員会要求資料で、政府調達の落札率が異常に高く、いまだに官製談合が常態化していることも明確となりました。政府みずからの調査でも、特別会計に多くの無駄があることがはっきりいたしました。これらは氷山の一角でございます。依然、中央省庁の既得権益の保持のために巨額の税金等が費消されると言っても過言ではないかと思います。

以上のように、現在の政府予算にはまだまだ巨額の無駄が眠っており、このような状態を放置したままの予算案を到底認めるわけにはまいりません。

民主党は、我が国の将来像、財政のあり方を示すべく、独自の予算案を示し、そして提案いたしました。

民主党案では、特別会計をゼロベースで見直すなど、予算の見える化を推し進め、徹底的に無駄をなくしました。その上で、安全・安心が見える十兆円、地域が見える二十兆円、未来が見える三十兆円という三つの理念に基づいた予算配分を行いました。

具体的には、まず、安全・安心が見える十兆円。アスベスト総合対策やあかずの踏切対策など建物、食べ物、乗り物、子供の安全を守る事業、そして奨学金の貸与など人への投資もしっかりと行う、子供手当などチルドレンファーストの理念に基づく事業、障害者の自立支援など支援の必要な人には確かな支援を行う事業等に重点配分しております。次に、地域が見える二十兆円。税源移譲と一括交付金の創設により、大胆な地方分権を行うとともに、中小企業支援など地域経済の活性化に向けた投資を行うこととしております。さらには、未来が見える三十兆円といたしまして、子、孫に借金をツケ回さないため、国債残高を三十兆円縮小することも予定いたしております。

このように、民主党は、徹底的に無駄を除くが、必要なものには予算を投入するという予算案を提案いたしました。無駄は削らないが、必要なものは削る、格差が限度を超えて広がり、再びチャレンジの機会を奪うだけでなく、セーフティーネットすら無意味にする社会を助長する。小泉政権とは根本的にお金の投入の質、量、方向が異なるわけであります。

小泉予算案には、陰を照らす光や暖かさのみじんも感じることができません。民主党予算案こそ、国民の皆様方に春の訪れを告げる唯一の予算案であることを最後に申し上げ、私の討論を終わ

らせていただきます。
ありがとうございました。（拍手）

○議長（河野洋平君）　玉沢徳一郎君。

〔玉沢徳一郎君登壇〕

○玉沢徳一郎君　私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております平成十八年度一般会計予算、平成十八年度特別会計予算、平成十八年度政府関係機関予算、以上三案に対しまして、賛成の討論を行うものであります。（拍手）

賛成理由を申し上げる前に、予算委員会において起きました問題について、一言申し上げなければなりません。

今回の予算案審議の最中、真実に基づかない、にせの情報に基づいた誹謗中傷が公の場で行われました。このことによりまして、貴重な審議時間が無駄に費やされただけでなく、国会の品位と権威を著しく損ねたことは、極めて遺憾なことであります。

権威あるべき国会審議が根拠のはっきりしない情報や風聞等に基づいて行われ、公党や議員の名誉だけではなく、一般民間人のプライバシーや生活にまで影響を及ぼしている現状は、まことに憂慮すべき状況であります。

もとより、議員の言論の自由は常に保障されなければならないものでありますが、それだけに、発言する者は、その言動に常に責任、倫理観が伴うべきことを自覚すべきであります。

我々は、国会の審議におきましては、国の主権者である国民が常に注視していることを認識し、国民から負託された責務を自覚し、国会の信頼を取り戻し、国の繁栄と国民の幸せのため一人一人が最大の努力を果たすべきことを改めて強く申し上げたいと存じます。

以下、予算案賛成の討論に入ります。

昨年九月に行われた総選挙におきまして改めて国民の強い信任を得た小泉内閣のもと、政府は、これまでの構造改革路線をとめることなく、さらに加速していくとの考え方に立ち、さまざまな課題に対して積極果敢に取り組んでおります。

とりわけ、今後取り組むべき最大の課題は、極めて厳しい状況にある我が国財政の健全化であります。政府は、本年六月をめどに、歳出歳入一体の改革について、その選択肢と改革工程を明らかにするとしております。十八年度予算案は、そうした財政健全化へ取り組むに当たっての土台となるべき極めて重要な予算案であると考えます。

以下、賛成する主な理由を申し述べます。

その第一は、本予算が、歳出改革路線を堅持、強化するとの方針のもと、これまで取り組んできたさまざまな改革の成果を反映するとともに、あらゆる歳出について徹底した見直しを行うこと等により、まさに小泉構造改革の仕上げを行うのにふさわしい引き締まった姿となっている点であります。

具体的に四点挙げますが、その第一点として、高齢者の自己負担の見直し等の制度改革とともに、診療報酬を全体でおおむね三・一％のマイナス改定とする医療制度改革、第二点として、四兆円を上回る補助金改革と三兆円規模の税源移譲を実現した三位一体の改革、第三点として、合計十三・八兆円の積立金、剰余金を財政健全化のために活用した特別会計改革、第四点として、小さくて効率的な政府の実現に向け、定員、給与両面から行った公務員総人件費改革等々に取り組んだ結果、一般歳出の水準について二年連続で前年度より減額するとともに、平成十三年度予算以来五年ぶりに、国債発行額について三十兆円を下回る水準を達成し、プライマリーバランスが三年連続で改善するなど、二〇一〇年代初頭の黒字化に向け、歳出改革路線を一段と強化したものになっております。

賛成の第二の理由は、本予算は、あらゆる分野における歳出を見直す一方、科学技術分野や国民の安全、安心の確保のための治安対策など、重要性、緊急性の高い施策に予算を重点的に配分し、めり張りのきいた予算となっている点であります。

科学技術分野は、我が国の発展や活力ある社会経済の実現のためには欠かせない極めて重要な分野であります。このため、この分野に重点的に予算の配分を行い、例えば、次世代スーパーコンピューターや宇宙関係予算等、国家的な大規模研究開発プロジェクトを推進するとしております。

また、国民生活の安全、安心確保のため、スクールガードの養成による学校での子供の安全確保や、テロの未然防止、水際対策等、治安対策についても予算の拡充を図っております。

公共事業につきましては、大都市圏拠点空港、三大都市圏環状道路等の予算を大幅に拡充するとともに、建築、住宅市街地の地震防災対策についての予算を倍増させるなど、防災、競争力強化、都市・地域再生への重点化を図っております。

このほか、子育て支援のための保育所運営費の増額等、少子化対策関連予算にも重点配分を行うとともに、まちづくり交付金や物づくりを支える中小企業の基盤技術開発の推進等、都市再生の推進や地域経済の活性化にも重点的に取り組んでおります。

賛成の第三の理由は、徹底的に無駄を排除すべく、個々の積算にまで踏み込んだ見直しを行うなど、予算の質の改善に向けた取り組みを行っている点であります。予算執行実績の見直しの結果として六百六十二億円が反映されているほか、例えば公益法人等の基金の廃止、縮減により千百九十五億円の国庫返納等が行われるなど、会計検査院の検査結果についても適切な反映が行われております。

以上、本予算案に賛成する理由を申し述べました。

就任直後の二〇〇一年五月の所信表明演説において、小泉総理は、構造改革なくして日本の再生と発展はないという信念のもと、経済、財政、行政、社会、政治の分野における構造改革を進めることにより、新世紀維新ともいうべき改革を断行したい、痛みを恐れず、既得権益の壁にひるまず、過去の経緯にとらわれず、恐れず、ひるまず、とらわれずの姿勢を貫き、二十一世紀にふさわしい経済社会システムを確立していきたいと強調されました。

それから今日までの四年十カ月の間、不良債権問題の正常化や郵政民営化などのさまざまな構造改革を断行した結果、我が国経済は民需主導による景気回復の軌道を着実に歩みつつあります。（拍手）

先般発表されました十七年十月から十二月期のGDP速報におきましては、実質成長率は年率で五・五％となり、四期連続でのプラス成長となりました。名目成長率についても三・五％を記録しております。構造改革を通じた日本の再生と発展との公約は見事に達成されつつあるのであります。

公約の仕上げとして、二十一世紀にふさわしい経済社会システム確立の大前提となる我が国の財政構造改革について、十八年度予算で築いた財政健全化の土台の上に立ち、しっかりと取り組んでいただきたいと存じます。

なお、平成十八年度予算案に関しては、予算委員会におきまして幅広いテーマについて活発な審議が行われ、約九十時間もの十分な審議時間を確保したところであります。ぜひとも一日も早い成立を期しつつ、私の賛成討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（河野洋平君）　赤嶺政賢君。

〔赤嶺政賢君登壇〕

○赤嶺政賢君　私は、日本共産党を代表して、二〇〇六年度政府予算三案に反対の討論を行います。（拍手）

第一の理由は、国民への負担をさらに引き上げ、社会保障改悪を次々進める予算だということです。

予算案は定率減税の全廃を盛り込んでいます。

所得税と住民税合わせて三兆四千億円もの増税です。政府は景気回復を理由にしますが、史上最高の利益を上げ続けている大企業とは対照的に、国民の所得は減り続けており、理由になりません。定率減税は恒久的措置として実施されたものです。同じ法律で措置された法人税率の引き下げや所得税の最高税率引き下げには手をつけず、定率減税だけ廃止するのは全く道理に合いません。

政府は、本予算案に医療制度改革として、現役並み所得の七十歳以上の高齢者の自己負担を二割から三割に引き上げることや、長期入院の高齢者の食費とホテルコストの負担をふやすことなどを盛り込んでいます。政府は現役世代とのバランスなどを理由にしますが、有病率が高く、受診回数も多い高齢者の実態を度外視するものです。加えて、政府の医療制度改革が、混合診療や保険免責など保険医療の縮小を進めようとしていることも重大です。所得の格差が命の格差につながる社会にしてはなりません。

第二の理由は、破綻があらわになっている構造改革路線を加速する予算だということです。

予算審議を通じて大きな論点となった耐震強度偽装問題、ライブドア事件は、市場原理主義、規制緩和万能の立場に立ってきた小泉政治の弊害と破綻を浮き彫りにしました。

また、社会的格差と貧困の増大も深刻な問題として議論になりましたが、その大もとには、我が党が追及したように、極端な低賃金など、劣悪な労働条件に置かれた非正規雇用の急速な増大があります。これは労働分野の相次ぐ規制緩和によってもたらされたものであり、この放置は日本社会の将来をも危うくするものです。小泉内閣は本予算案を構造改革にめどをつけるものとしていますが、その転換こそが求められているのであります。

国民の食の安全にかかわる重大な問題である米国産牛肉問題は、アメリカ言いなり政治の姿を示しました。全頭検査など日本と同じ安全体制が確保されるまで輸入再開は行うべきではありません。

また、予算案が三位一体改革の名で、義務教育費国庫負担金や児童扶養手当給付費負担金などの縮減を盛り込んでいることも重大です。地方分権とは名ばかりで、地方財源の相次ぐ削減に対して、地方自治体から、これは改革と呼べないという批判が出されているのも当然であります。

第三の理由は、日米軍事同盟と基地の再編強化を進めるものだということです。

これは、アメリカの世界的な米軍再編方針に沿った先制攻撃態勢づくりにほかならず、基地負担の軽減など全くのまやかしであります。だから、沖縄でも、座間でも、岩国でも、基地を抱える全国の自治体、住民が反対の声を上げているのではありませんか。政府は、この声を真剣に受けとめるべきであります。一兆円とも言われるグアムへの米軍移転費用の分担など、もってのほかであります。

また、陸上自衛隊中央即応集団を新編し、次世代ミサイル防衛を開発段階に進めようとしていますが、これは、日米が一体となって海外へ軍事介入できる態勢づくりを進めるものにほかなりません。

政府が、自衛隊のイラクからの撤退についてはまだに明らかにしないばかりか、航空自衛隊による輸送活動の継続、拡大をねらっていることは重大です。もうアメリカの顔色をうかがうのはやめるべきです。自衛隊の全部隊の即時撤退を強く求めるものです。

我が党は、本予算案の抜本的組み替えを求める動議を提起しました。

軍事費や大型公共事業の無駄と浪費を徹底して削減すべきです。事実上先送りされている道路特定財源の一般財源化は直ちに実施に移すべきです。防衛施設庁の官製談合事件が明るみにした癒着と浪費の構造を根絶するため、天下り全面禁止、企業・団体献金の禁止など抜本的な改革を断行すべきです。

空前の利益を謳歌している大企業、大金持ちに対する優遇税制にメスを入れる税制改革こそ、今求められています。消費税大増税に走ろうとする政府・与党の姿勢は断じて容認できません。

以上、予算案を国民の生活支援の方向で抜本的に組み替えることを主張し、反対討論を終わります。（拍手）

○議長（河野洋平君）　桝屋敬悟君。

〔桝屋敬悟君登壇〕

○桝屋敬悟君　私は、公明党を代表いたしまして、平成十八年度一般会計予算、平成十八年度特別会計予算、平成十八年度政府関係機関予算、以上三案に対し、賛成の討論を行うものであります。（拍手）

我が国の景気は、基調として力強い回復を続けております。

小泉内閣発足時は、金融、経済、財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況下にありました。

こうした中で、約五年にわたって金融改革、三位一体の改革、規制改革、歳出構造改革、社会保障制度改革、税制改革等々、どれも極めて重い困難なテーマばかりでありますが、政府・与党は、決して目をそらすことなく、改革をとめない、逃げない姿勢でひたぶるに構造改革を進めてまいりました。

その結果、民間の活力を引き出すこれらの構造改革がようやく花開き、そして実を結び始め、現在の我が国経済の好転につながっていると強く確信するものであります。

平成十八年度予算案は、こうした構造改革の流れの中で編成されました、国民生活にとり極めて重要な予算であります。ぜひとも年度内の成立を図り、十七年度補正予算とあわせ速やかな執行を強く望むものであります。

以下、主な賛成の理由を申し述べます。

第一には、本予算案は、小泉内閣が進めてまいりました構造改革を加速させ、活力と安心の社会実現に向け、重要な予算であるということであります。

財政健全化の重要性を十分に踏まえ、官から民へ、国から地方への流れを堅持、強化するなど構造改革を推進するため、徹底した歳出の見直しを行い、無駄を省いて歳出にめり張りをつけております。

予算全体で見れば、一般歳出は八年ぶりに七十兆円台となり、新規の国債発行も三十兆円を切る規模にまで縮減しました。

具体的には、三年間をかけて進めてきた三位一体改革は、国庫補助負担金改革約四兆七千億円、国から地方への税源移譲三兆円が実現し、地方分権へ大きく踏み出すこととなりました。聖域なき改革として、公共事業関係費については引き続き抑制、重点化を進め、当初予算比で平成元年度の予算規模にまで縮減。社会保障分野では、診療報酬について本体部分を含め大幅に削減をし、全体でおおむねマイナス三・二％とするなど効率化を図っています。

一方で、重点配分として、児童手当、保育所、出産育児一時金の拡充など少子化、次世代育成対策の強化を図っております。これは、公明党が進めるチャイルドファーストの考え方が着実に予算、施策に反映されているものであり、高く評価するものであります。

安全、安心対策として、建物等の耐震化の推進、スクールガードなど学校の安全対策の拡充、がん対策の強化など健康フロンティア戦略の着実な推進などが盛り込まれております。

また、地域、町の活性化を進めていくため、地域再生交付金、まちづくり交付金を拡充するとともに、地方交付税については、交付税全般の見直しを進め、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源の総額は、対前年度でプラスを確保しているわけであります。

賛成する第二の理由は、特別会計を含めた予算制度全般の改革を進め、質の向上と効率化努力を進めている点であります。

無駄ゼロ、効率化への努力として、予算執行調査、予算執行実績を適正に予算に反映し、九百億円余の効率化、合理化を図っております。離れですき焼きとの批判の多かった特別会計の改革も、大きく進展しようとしております。本予算案では、積立金、剰余金を活用し、十四兆三千億円が財政健全化への貢献として活用される道が開かれております。

いずれにいたしましても、国民の大事な税金を無駄にしないためにも、こうした地道な積み重ねとともに、今後は、この国会に提出される行政改革推進法案の成立を期し、国、地方の事務事業全体について大胆な仕分け作業を行っていくことが重要になるものと考えているものであります。

賛成する第三の理由は、本予算においては、このような歳出改革努力並びに税収増などの結果、前年度当初比マイナス四兆四千億円と、新規の国債発行額を大幅に抑制している点であります。

政府としては、二〇一〇年代初頭のプライマリーバランス黒字化を目指した財政健全化努力を進めておりますが、国の一般会計の基礎的財政収支についても、対前年度プラス四兆七千億円改善する見込みであり、三年連続の改善で財政悪化に一定の歯どめをかけたことは大きな前進と考えます。

以上、賛成する主な理由を申し述べました。

ここで、改めて永田問題、メール問題についても言及せざるを得ません。

平成十八年度予算案を審議する本院の予算委員会において、民主党議員によって、にせものの資料、情報をもとに、民間人を含め個人及び公党の名誉を著しく毀損するような質問が行われました。このことにより、二週間にわたって国会内外が大きく混乱し、国民の皆様に政治への不信を抱かせ、結果として、国会の権威を大きく失墜させてしまうような事態が起きてしまったことは、まことに遺憾であります。

ライブドア問題は、多くの国民が深い関心を持って見詰めている中で、本院予算委員会においても、企業の粉飾決算の実態あるいは投資事業組合の実態、会計監査のあり方、金融監督庁の指導のあり方など議論が続いていたところ、二月十六日のあの議員永田寿康君の質問、発言であります。一気にライブドア問題が永田問題、メール問題と変質をしてしまった。まことに残念であります。

先日の記者会見を見ておりましても、何を謝罪されたのか、どう責任をおとりになるのか、聞いている国民には全く理解できないものでありました。当日は衆議院の本会議も欠席されたわけで、一人の国会議員として、そのけじめとしては全く理解できない行為であるということを申し上げたいと思います。（拍手）

国民の負託を受けた我々政治家は、党利党略ではなく、国民のための政治を行うのだという当たり前の責務について、いま一度確認しなければなりません。すべての改革作業の前に、政治家自身の心の改革こそ、今何よりも強く求められていると考えるものであります。

議員永田君には、みずからの進退を他人にゆだねるのではなく、おとしめた国会審議の権威、議院の品位を回復させるため、あくまでも、一人の衆議院議員として、みずからの出処進退はみずから決せられるよう強く申し上げたいと思うのであります。（拍手）

なお、ことしは、例年にない記録的な大雪により、豪雪地域だけではなく日本海側を中心とした幅広い地域で、人命を含む多くの被害に見舞われました。昨年末より、与党及び公明党においても、対策本部を設置し、種々の対策、対応を講じておりますが、予算の執行等においても適宜適切に対処されるよう、政府に対し強く要望したいと思います。

いよいよ小泉改革は、総仕上げの時期に差しかかってまいりました。政策金融改革、総人件費改革、特別会計改革、政府資産債務改革等々、行政改革の推進、さらには歳出歳入一体改革の推進などの課題が待ち受けております。

私は、今後もこの構造改革路線の基本的方向を力強く推進していくことが、日本経済の再生、そして活力ある安心の社会構築につながるものと確信するものであり、我が党もその実現に懸命に取り組んでいく決意である旨を申し上げ、私の賛成討論を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（河野洋平君）　日森文尋君。

〔日森文尋君登壇〕

○日森文尋君　私は、社会民主党・市民連合を代表し、平成十八年度一般会計予算、平成十八年度特別会計予算、そして平成十八年度政府関係機関予算に対し、反対の討論を行います。（拍手）

予算を見れば、国がどんな経済社会を目指していくのか、来年度どこに重点を置こうとしているのか、これが浮き彫りになってきます。小泉総理は九月での退任を表明しており、二〇〇六年度予算は、まさに小泉内閣最後の予算になります。

政府は、そういう意味で、二〇〇六年度予算案を、小さくて効率的な政府を目指した改革の総仕上げ予算と位置づけました。しかし、その実態は、定率減税の廃止、保険料の値上げ、高齢者医療費の窓口負担増などの負担の押しつけと、介護予算や障害者福祉の切り捨て、診療報酬の大幅引き下げなど、福祉、生活切り捨てによって帳じり合わせをしたものであり、改悪の総仕上げ予算にほかなりません。

しかも、国債発行をできるだけ三十兆円に近づけるという小泉総理の目標の達成は、実は、電源開発特会からの一般会計繰り入れ分を後日、同特別会計に返済するという、やりくり算段のこそくな手段を使った、まさに粉飾予算であると言えるものです。

加えて、三大都市圏環状道路、スーパー中枢港湾整備などビッグプロジェクトへの重点化を図る公共事業関係費、ミサイル防衛関連予算の増額や陸上自衛隊中央即応集団の新編成など、米軍とともに戦える自衛隊への具体化を進める防衛費、国の責任を放棄し、地方に負担を押しつける三位一体の改革、社会保険庁の年金保険料の事務費流用など、改革とはとても言えない予算と言わなければなりません。

小泉政権の進める小さな政府は、一面では、国民に対し、あたかも国民負担が軽減されるようなイメージを振りまいています。しかし、耐震偽装問題、ライブドア問題、ＢＳＥ問題、防衛施設庁官製談合問題、格差問題といういわゆる四点セット・プラス・ワン、これはまさに小泉内閣が進めてきた市場競争万能、小さな政府を目指す構造改革路線の矛盾の噴出と言わなければなりません。

社民党は、就学援助問題や最低賃金見直し問題、非正規雇用問題、サラ金問題などを取り上げ、予算案の問題点についても追及をしてきました。まさに、小さな政府は国民から見ると冷たい政府であり、大きな格差、大きな負担をもたらすものであることは今や明らかです。

国民生活の安全、安心を取り戻す立場から、社民党は、例えば特別会計の積立金、剰余金については、単純に財政健全化に回すのではなくて、定率減税廃止の中止や医療負担増の抑制等にこそ活用すべきである、こう提案をしてきました。

しかし、小泉総理は、いこじにも、格差が出ることが悪いとは思わない、今までが悪平等だった、光が見え出すと影のことを言い出す、チャンスがあったら逃げないで挑戦すべきだなどと強弁するばかりでした。

この間拡大した貯蓄ゼロ世帯の人々の声、年間

三万人を超える自殺者の重み、非正規雇用労働者の涙、私自身も委員会で追及しましたが、生活苦から消費者金融に手を出し、高利のために自己破産を余儀なくされる二十万人を超える人々の痛みをこそ小泉総理は知るべきです。

メール事件にかかわらず、ホリエモンを改革の旗手、刺客候補として担ぎ出し、弟です、息子ですとまで言った自民党自体の政治責任、説明責任が果たされたわけでは決してありません。貯蓄から投資へと誘導して金融規制緩和を進めたことにもほおかむりをしています。耐震偽装問題の政治家との関係、行政の責任もうやむやのままで、建築確認検査制度の官から民への規制緩和に対する国民の不信、不安にこたえるものにもなっていません。

今こそ、弱肉強食の格差社会の拡大、サービス切り捨て、負担増による国民生活へのしわ寄せをもたらしている構造改革それ自体の問題点を正さなければなりません。

最後に、格差を広げ、生活と平和の破壊に傾斜する小泉内閣と厳しく対決していく、その決意を申し上げて、反対討論といたします。（拍手）

○議長（河野洋平君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（河野洋平君）　平成十八年度一般会計予算外二案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（河野洋平君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（河野洋平君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　四百七十四

可とする者（白票）　三百四十

否とする者（青票）　百三十四

〔拍手〕

○議長（河野洋平君）　右の結果、平成十八年度一般会計予算外二案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

平成十八年度一般会計予算外二案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

あかま二郎君　安次富　修君
安倍　晋三君　阿部　俊子君
逢沢　一郎君　愛知　和男君
赤池　誠章君　赤城　徳彦君
赤澤　亮正君　秋葉　賢也君
麻生　太郎君　甘利　明君
新井　悦二君　井澤　京子君
井上　喜一君　井上　信治君
井脇ノブ子君　伊藤　公介君
伊藤信太郎君　伊藤　忠彦君
伊藤　達也君　伊吹　文明君
飯島　夕雁君　石崎　岳君
石田　真敏君　石破　茂君
石原　伸晃君　石原　宏高君
稲田　朋美君　稲葉　大和君
猪口　邦子君　今井　宏君
今津　寛君　岩永　峯一君
岩屋　毅君　宇野　治君
上野賢一郎君　浮島　敏男君
臼井日出男君　江崎　鐵磨君
江崎洋一郎君　江渡　聡徳君
衛藤征士郎君　遠藤　武彦君
遠藤　利明君　遠藤　宣彦君
小川　友一君　小此木八郎君
小里　泰弘君　小野　次郎君
小野　晋也君　小野寺五典君
小渕　優子君　尾身　幸次君
越智　隆雄君　近江屋信広君
大島　理森君　大塚　高司君
大塚　拓君　大野　松茂君
大野　功統君　大前　繁雄君
大村　秀章君　太田　誠一君
岡下　信子君　岡部　英明君
岡本　芳郎君　奥野　信亮君
加藤　紘一君　嘉数　知賢君
海部　俊樹君　鍵田忠兵衛君
梶山　弘志君　片山さつき君
金子　一義君　金子善次郎君
金子　恭之君　上川　陽子君
亀岡　偉民君　鴨下　一郎君
川崎　二郎君　川条　志嘉君
河井　克行君　河村　建夫君
瓦　力君　木原　誠二君
木原　稔君　木村　太郎君
木村　隆秀君　木村　勉君
木村　義雄君　岸田　文雄君
北川　知克君　北村　茂男君
北村　誠吾君　久間　章生君
倉田　雅年君　小池百合子君
小泉純一郎君　小坂　憲次君
小島　敏男君　小杉　隆君
木挽　司君　古賀　誠君
後藤　茂之君　後藤田正純君
河野　太郎君　河本　三郎君
高村　正彦君　近藤三津枝君
近藤　基彦君　佐田玄一郎君
佐藤　剛男君　佐藤　勉君
浮島　敏男君　佐藤　錬君
江崎　鐵磨君　坂井　学君
江渡　聡徳君　小坂　憲次君
遠藤　武彦君　小杉　隆君
遠藤　宣彦君　笹川　堯君
斉藤斗志二君　坂井　学君
坂本　剛二君　桜井　郁三君
櫻田　義孝君　清水鴻一郎君
清水清一朗君　塩崎　恭久君
塩谷　立君　七条　明君
実川　幸夫君　篠田　陽介君
柴山　昌彦君　島村　宜伸君
下村　博文君　新藤　義孝君
菅　義偉君　菅原　一秀君
杉浦　正健君　杉田　元司君
杉村　太蔵君　鈴木　馨祐君
鈴木　俊一君　鈴木　淳司君
鈴木　恒夫君　関　芳弘君
薗浦健太郎君　園田　博之君
田中　和徳君　田中　良生君
田野瀬良太郎君　平　将明君
高木　毅君　高市　早苗君
竹下　亘君　高鳥　修一君
武部　勤君　竹本　直一君
谷　公一君　棚橋　泰文君
谷川　弥一君　谷垣　禎一君
谷本　龍哉君　谷畑　孝君
中馬　弘毅君　玉沢徳一郎君
土屋　品子君　津島　雄二君
寺田　稔君　土屋　正忠君
戸井田とおる君　とかしきなおみ君
土井　亨君　渡海紀三朗君
富岡　勉君　土井　真樹君
中谷　元君　中川　泰宏君
中野　清君　中根　一幸君
中森ふくよ君　中野　正志君
中山　成彬君　中山　太郎君
仲村　正治君　中山　泰秀君
長崎幸太郎君　永岡　桂子君
長勢　甚遠君　長島　忠美君
二階　俊博君　並木　正芳君
丹羽　雄哉君　丹羽　秀樹君
西川　公也君　西川　京子君
西野あきら君　西田　猛君

西村　明宏君　西村　康稔君
西銘恒三郎君　西本　勝子君
額賀福志郎君　根本　匠君
野田　毅君　葉梨　康弘君
萩生田光一君　萩山　教嚴君
萩原　誠司君　橋本　岳君
馳　浩君　鳩山　邦夫君
浜田　靖一君　早川　忠孝君
林　潤君　林　幹雄君
林田　彪君　原田　令嗣君
原田　義昭君　平井たくや君
平口　洋君　平沢　勝栄君
平田　耕一君　広津　素子君
深谷　隆司君　福井　照君
福岡　資麿君　福田　峰之君
福田　康夫君　福田　良彦君
藤井　勇治君　藤田　幹雄君
藤野真紀子君　二田　孝治君
船田　元君　細田　博之君
馬渡　龍治君　牧原　秀樹君
増原　義剛君　町村　信孝君
松岡　利勝君　松島みどり君
松浪　健四郎君　松浪　健太君
松野　博一君　松本　純君
松本　文明君　松本　洋平君
三ッ林隆志君　三ッ矢憲生君
三原　朝彦君　御法川信英君
水野　賢一君　宮腰　光寛君
宮澤　洋一君　宮路　和明君
宮下　一郎君　武藤　容治君
村上誠一郎君　村田　吉隆君
望月　義夫君　茂木　敏充君
盛山　正仁君　森　英介君
森　喜朗君　森山　眞弓君
やまぎわ大志郎君　矢野　隆司君
谷津　義男君　安井潤一郎君
保岡　興治君　柳澤　伯夫君
柳本　卓治君　山内　康一君

山口　泰明君　山崎　拓君
山中　燁子君　山本　明彦君
山本　公一君　山本　幸三君
山本　拓君　山本ともひろ君
山本　有二君　与謝野　馨君
吉川　貴盛君　吉田六左エ門君
吉野　正芳君　若宮　健嗣君
渡辺　具能君　渡辺　博道君
渡辺　喜美君　渡部　篤君
田中眞紀子君　赤羽　一嘉君
赤松　正雄君　井上　義久君
伊藤　渉君　池坊　保子君
石井　啓一君　石田　祝稔君
上田　勇君　漆原　良夫君
江田　康幸君　遠藤　乙彦君
大口　善徳君　太田　昭宏君
神崎　武法君　北側　一雄君
佐藤　茂樹君　斉藤　鉄夫君
坂口　力君　田端　正広君
高木美智代君　高木　陽介君
谷口　和史君　谷口　隆義君
富田　茂之君　西　博義君
東　順治君　福島　豊君
冬柴　鐵三君　古屋　範子君
桝屋　敬悟君　丸谷　佳織君
今村　雅弘君　江田　憲司君
下地　幹郎君　鈴木　宗男君
武田　良太君　徳田　毅君
中村喜四郎君　野田　聖子君
平沼　赳夫君　古川　禎久君
古屋　圭司君　保坂　武君
保利　耕輔君　堀内　光雄君
森山　裕君　山口　俊一君

否とする議員の氏名

安住　淳君　赤松　広隆君
荒井　聰君　石関　貴史君
泉　健太君　市村浩一郎君
岩國　哲人君　内山　晃君

枝野　幸男君　小川　淳也君
小沢　一郎君　小沢　鋭仁君
大串　博志君　大島　敦君
大畠　章宏君　逢坂　誠二君
岡田　克也君　岡本　充功君
奥村　展三君　加藤　公一君
川内　博史君　川端　達夫君
河村たかし君　菅　直人君
吉良　州司君　黄川田　徹君
菊田真紀子君　北神　圭朗君
北橋　健治君　玄葉光一郎君
小平　忠正君　小宮山泰子君
小宮山洋子君　古賀　一成君
後藤　斎君　郡　和子君
近藤　昭一君　近藤　洋介君
佐々木隆博君　笹木　竜三君
篠原　孝君　下条　みつ君
神風　英男君　末松　義規君
鈴木　克昌君　仙谷　由人君
園田　康博君　田島　一成君
田嶋　要君　田名部匡代君
田村　謙治君　高井　美穂君
高木　義明君　高山　智司君
武正　公一君　達増　拓也君
津村　啓介君　筒井　信隆君
寺田　学君　土肥　隆一君
中井　洽君　中川　正春君
仲野　博子君　長島　昭久君
長妻　昭君　長浜　博行君
長安　豊君　西村智奈美君
野田　佳彦君　羽田　孜君
鉢呂　吉雄君　鳩山由紀夫君
原口　一博君　伴野　豊君
平岡　秀夫君　平野　博文君
福田　昭夫君　藤村　修君
古川　元久君　古本伸一郎君
細川　律夫君　細野　豪志君
馬淵　澄夫君　前田　雄吉君

前原　誠司君　牧　義夫君
松木　謙公君　松野　頼久君
松原　仁君　松本　大輔君
松本　剛明君　松本　龍君
三日月大造君　三谷　光男君
三井　辨雄君　村井　宗明君
森本　哲生君　山岡　賢次君
山口　壯君　山田　正彦君
山井　和則君　柚木　道義君
横光　克彦君　横山　北斗君
吉田　泉君　笠　浩史君
鷲尾英一郎君　渡辺　周君
渡部　恒三君　赤嶺　政賢君
石井　郁子君　笠井　亮君
穀田　恵二君　佐々木憲昭君
志位　和夫君　塩川　鉄也君
高橋千鶴子君　吉井　英勝君
阿部　知子君　菅野　哲雄君
重野　安正君　辻元　清美君
照屋　寛徳君　日森　文尋君
保坂　展人君　糸川　正晃君
亀井　静香君　亀井　久興君
滝　実君　野呂田芳成君
綿貫　民輔君　永田　寿康君
西村　真悟君　横路　孝弘君

○中山泰秀君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（河野洋平君）　中山泰秀君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（河野洋平君）　地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長中谷元君。

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔中谷元君登壇〕

○中谷元君　ただいま議題となりました両案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両案の要旨について申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律案は、国から地方公共団体への税源の移譲を行うための個人住民税の税率の見直し、定率減税の廃止等の措置を講じようとするものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、平成十八年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、地方交付税の算定基礎となる単位費用の改正、児童手当の拡充に伴う児童手当特例交付金の創設等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る二月十七日本委員会に付託され、同月二十三日竹中総務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十四日、二十七日及び二十八日質疑を行い、これを終局いたしました。本日、討論を行い、採決いたしましたところ、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、地方税法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されました。

また、委員会において、地方分権推進のための地方税財政基盤の確立に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　両案につき討論の通告があります。これを許します。田嶋要君。

〔田嶋要君登壇〕

○田嶋要君　田嶋要です。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案並びに平成十八年度地方財政計画について、反対の立場から討論を行います。（拍手）

ただいま議題となりました二法案と地財計画は、小泉政権が進めてきたいわゆる三位一体改革と密接不可分の関係にありますが、その根本において大きな問題を抱えています。

例えば、地方税法改正案は、所得税から個人住民税へ三兆円規模の税源移譲を行うとしています。国から地方への税源移譲そのものは、我々もかねてから主張をしてきたことであり、税率のフラット化とあわせて、方向性としては本来なら正しいものであると考えます。

しかし、政府案が前提としている国庫補助負担金改革は、国庫負担率引き下げや交付金化という手法を多用するなど、地方が自由裁量を発揮できる余地をふやすものにはなっておらず、そのままうのみに賛成することはできません。

三位一体改革の羊頭狗肉ぶりを示す代表的な例が、あの義務教育費国庫負担金の改変であります。

昨年十一月の政府・与党合意では、義務教育費国庫負担金の国の負担割合を小学校、中学校全体を通じて二分の一から三分の一に引き下げるという、いわば肩透かしの結論が出されました。これは改革でしょうか。

仮に、小学校もしくは中学校どちらかの国庫負担金の全部を廃止するというのであれば、地方の権限を強めるという意味でそれは理にかなっており、一歩前進と言えたかもしれません。しかし、国から補助金が出る限り、負担率が二分の一であろうが三分の一であろうが、地方は文部科学省の言うことを聞かなければならないという、その基本構造には何の変わりもないのが政府・与党合意の結論でした。

国の側から見れば、これは、これまでの二分の一の負担で行使していた権限を三分の一の負担で行使できるのですから、従来よりも効率よく国が地方を支配できる仕組みをただつくったにすぎません。与党の皆さん、議論の余地がないでしょう。

このような不十分な、否、羊頭狗肉という地方分権政策を前提にした法案に賛成することは到底できません。（拍手）

いわゆる三位一体改革の柱の一つに掲げた地方交付税改革に至っては、本質的な議論は何一つ行われず、改革はまさに看板倒れに終わっています。政府が実行したのは、平成十八年度を含む三年間で約五・一兆円という、地方交付税総額の大幅なカットにすぎませんでした。国がみずからの無駄遣いに大胆なメスを入れることなく、赤字を地方へ転嫁することが交付税改革の本論であってよいはずがありません。効率化、合理化の余地のない義務的経費について地方の負担率を上げる一方、一般財源である地方交付税をカットすれば、財政力の弱い基礎自治体が立ち行かなくなることは火を見るより明らかであります。

地方財政調整制度のあり方を根本的に議論しなかったツケは、今回の地方交付税法にも回ってきます。税源移譲に伴う所得税の交付税率部分への影響緩和のために行われる交付税総額の加算措置は、三年間のみの期限つき措置にすぎません。そしてまた、国税から地方税への移行によって発生する自治体間の財政力格差緩和策も、税源移譲による影響額を基準財政収入額に当面一〇〇％算入するという暫定的なものにとどまっています。

これでは、地方自治体は、平成十六年度予算のように地方交付税を大幅に減らされてしまうのではないか、貧しい自治体はますます貧しくなるのではないかと、不安を抱きながら財政運営に当たるしかなくなるでしょう。まさに地方にとってはいい迷惑です。

地方税法改正案に関しては、定率減税廃止、たばこ税の引き上げなど、地方分権の観点以外からも多くの問題点が指摘できます。定率減税廃止、要するに増税、働く者ねらい撃ちの増税ということです。

そもそも、定率減税は七年前、所得課税のあり方の抜本的見直しが行われるまでの間の措置と地方税法の附則第四十条に規定した上で導入されたものであります。以来七年、小泉総理がこの間に行ってきたこと、何か抜本的な見直しがあったでしょうか。つまり、現時点で定率減税を廃止することは、制度導入の趣旨に反し、法律違反のそしりを免れないのです。

また、小泉政権は、配偶者特別控除の廃止や年金課税の強化など、個人に対する増税を繰り返し行ってきました。これに加えて定率減税を廃止することになれば、家計を苦しめ、これまで小泉改革で生じた格差社会を一層助長し、日本経済の回復の足を引っ張ることにもなりかねません。格差社会は広がっているんです。もうそろそろ素直に認めたらどうですか。格差社会が広がっていないと言っているのは、一部の学者とあなたたちだけですよ。（拍手）

さらに、昨年の総選挙の際、定率減税の廃止という国民の家計を直撃する重大政策を小泉内閣はマニフェストには明記しなかった。これは国民に対する背信行為です。まさか小泉総理は、郵政民営化以外は白紙委任されたと開き直っているのではないですか。そのようなおごりに基づいた政権運営は厳に、厳に慎み、そして国民との対話に基づく誠実な政策展開を今の与党に求めることはかなわぬことでしょうか。

次に、たばこ税増税は、公債費を圧縮するために税金を取りやすいところから取るという、何の理念もない小手先の増収策にすぎません。そこには、たばこが国民の健康を害し、医療保険財政に大きな負担を与えているという問題意識もなければ、肝心の税金の無駄遣いの是正に取り組む姿勢も全く見られません。今表に出ている税の無駄遣い、それが氷山の一角ということは、みんな知っているでしょう。

以上、るる述べてまいりましたが、本来、税制とは、国の形をつくる基本、日本の国をどういう形にこれからつくっていくか、その出発点です。税制改正にあっては、この国をどういう方向に持っていくか、その理念が必要です。

しかし、議題となりました二法案は、地方分権とは名ばかりの三位一体改革を前提とし、格差社会に対して思いをはすこと全くなく、そして安易に国民の負担をふやすばかりであります。理念と呼べるものは全く見当たりません。

このような本法案等には断固、断固反対であることを最後に申し述べ、私の討論を終わります。

（拍手）

○議長（河野洋平君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（河野洋平君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○中山泰秀君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案、所得税法等の一部を改正する等の法律案、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（河野洋平君）　中山泰秀君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。

平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出）

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）

所得税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）

○議長（河野洋平君）　平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案、所得税法等の一部を改正する等の法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長小野晋也君。

平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び同報告書

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案及び同報告書

所得税法等の一部を改正する等の法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔小野晋也君登壇〕

○小野晋也君　ただいま議題となりました各案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、平成十八年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、電源開発促進対策特別会計からの一般会計への繰り入れの特例に関する措置、財政融資資金特別会計からの国債整理基金特別会計への繰り入れの特別措置及び年金事業等の事務費に係る国等の負担の特例に関する措置を定めるものであります。

次に、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の特別会計の見直しに伴い、国有林野事業特別会計の治山勘定を国有林野事業勘定と統合するための所要の措置を講ずるものであります。

次に、所得税法等の一部を改正する等の法律案について申し上げます。

本案は、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制を構築しようとするものであります。

その概要を申し上げますと、個人所得課税については、個人住民税への本格的な税源移譲に関し、所得税の税率構造を改組するとともに定率減税を廃止することとしております。

次に、法人関連税制については、研究開発税制の見直しなどを行うこととしております。

中小企業関係税制については、中小企業投資促進税制の対象資産を拡充するなどの措置を講ずることとしております。

また、土地・住宅税制については、所得税の耐震改修税額控除制度の創設などを行うこととしております。

さらに、国際課税については、非永住者の範囲を見直すなどの措置を講ずることとしております。

各案は、去る二月十六日当委員会に付託され、二十四日谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、二十七日質疑を終局いたしました。

本日、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案に対し、古本伸一郎君外一名から、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されました。

次いで、修正案について内閣の意見を聴取した後、各案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は否決され、各案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべ

きものと決しました。
なお、所得税法等の一部を改正する等の法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　三案につき討論の通告があります。これを許します。古本伸一郎君。
〔古本伸一郎君登壇〕

○古本伸一郎君　古本伸一郎でございます。
民主党・無所属クラブを代表し、議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案及び平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案等三案に対し、反対の立場から討論を行うものであります。（拍手）
政府は、国民に負担を求める前に、みずから切り詰めるべきであります。借金の返済計画、絞り込んだ結果を、まずは人に物を頼む前に示すべきであります。礼儀を欠く頼み方では、国民は納得をしません。
公債特例について申し上げます。
公約の三十兆円も忘却のかなたでありました。増税財源や特別会計の繰り入れによりまして帳じりを合わせたものの、これらは原価改善の成果ではありません。税は人の金、無駄遣いも他人事、その無駄遣いの舞台として、特別会計と天下りがあります。
サラリーマンやパートの労働者に天下る先はありません。規制の網から漏れた公益法人への天下りは、本省の定員を上回る出向先を確保し、五兆円を超える補助金を持参して出向く官僚の数、二万人余りであります。財源となる国民の血税を何と心得るのでしょうか。財政再建を国家の大計とにらみ、みずからの問題として受けとめていない皆様方の証左であります。
年金保険料の流用も看過ができません。
総理は、効率的な予算の執行を図ると約束されました。昨年十二月、人件費や宿舎等は国庫負担とする旨について、担当大臣にて覚書が交わされました。しかしながら、庁舎に二十二億、人件費に五十一億、来年度予算に混在していることが判明いたしました。昨年から増加して、総額一千億を超える保険料の流用、認めるわけにはまいりません。
民主党は、年金保険料の流用規定の削除など、修正案を提出いたしましたが、残念ながら、与党多数で否決されました。与党の皆さんは、みずから納めた保険料と憂い判断をなさっているんでしょうか。国民は、年金保険料は納めても、庁舎や公用車の費用を納めた覚えは毛頭ありません。
次に、所得税法等改正案に断固反対の理由を申し上げます。
大臣は、定率減税の廃止について、サラリーマン増税のそしりには当たらないとされました。所得税は、我が国の基幹税であります。その八割を占める十二兆円が勤労所得であります。ガラス張りの源泉徴収がそのうち九兆であります。所得税を専ら支えているのはサラリーマンであります。これをサラリーマン増税と言わずして、一体何と言うのでしょうか。（拍手）
所得の捕捉率の問題もあります。
執行責任者である大臣は、累次にわたる国会答弁で、捕捉率を上げることは技術的に困難と吐露されておられます。国税職員は減少、確定申告などの調査対象は二千六百万件を超える中、職員の皆さんの努力にもかかわらず、調査できた件数はごくわずかであります。
保育園の保育料から医療保険まで、保険料と給付金はすべて所得で決まります。前提となる所得の把握が職業によってまだら模様であっては、税の負担に格差が生じます。自己防衛のすべのない、パートも含めた源泉徴収の方々の心の叫びが皆さんには聞こえないんでしょうか。
公示制度の廃止も大変問題であります。
脱税抑止の役割は終えたのでしょうか。欧米では第三者による通報制度もありますが、我が国では代替案なき廃止となり、残念ながら課題を残しました。
昨年六月、政府税調の石会長が、増税の支え手としてサラリーマンに頑張ってもらうしかないと御発言されました。その後、与党は火消しに回り、政府税調の考え方はとらないと、御丁寧にも選挙公約にも記されました。
その総選挙で、ガラス張りで所得を捕捉されているサラリーマンが自由民主党と書いたわけであります。少なくとも、自由民主党と書いた皆さん方に対し、今回の増税について顔向けができるのでしょうか。サラリーマンの味方は民主党である、そう信じてくださった方々からは、少なくとも増税しないでほしい、そうとさえ思うぐらいの話でございます。
政府税調では、減税廃止の判断に、三兆円規模の減税を見合い財源なく行ってきたと説明をされました。ならば、今年一月から既に着手をしております増税額一兆二千五百億、来年度を加えた三兆円規模での増税分について、この際、見合いで国債発行を抑制されたらどうでしょうか。検討の足跡さえ残っておりません。
サラリーマンの悲哀を御存じでしょうか。
たばこ代を小遣い銭からやりくりする姿、健康を憂えたならば思い切った税制もあるでしょう。しかし、目先の帳じり合わせのための、しわ寄せ感だけが残っております。晩酌のビール一杯を楽しみに毎日働く、しかも発泡酒しか飲めない。技術開発も水泡に帰す、後追い増税。庶民の楽しみさえ奪うのでしょうか。（拍手）
週末、家族とのささやかな外食、年収五百万円の御家庭では、消費性向は八割を超えております。可処分所得の減少が即購買力の低下につながる増税と断じざるを得ません。
個人消費は底がたいとの政府の見解、一体どこを見詰め、かじを切っておられるのでしょうか。
日本の御家庭では、新しいスーツを買いたくとも、子供の洋服を先にと遠慮する人がいます。子供と一緒に過ごしたくとも、塾代を稼ぐため、パートに出かける人がいます。その子供が電気の消えた我が家に一人帰る姿を思い浮かべて税制を考えておられるのでしょうか。（拍手）
減税廃止による税収増は三兆円であります。この財源の使途は、平成十七年及び十八年度の予算・税制に係る合意において、与党政調会長にて取り交わされております。その中で、基礎年金国庫負担への充当が約束されております。その額、既に二千億円を超えております。
年金保険料は給与引き落としであり、サラリーマンは、もとより未納や未加入はありません。未納や未加入のないサラリーマンから増税し、政府の怠慢で焦げついた年金財源に充てる。そこまで

国民から白紙委任を受けておられるのでしょうか。

年金未納の理由を社会保険庁が調査しております。低中所得層では、経済的な理由を第一に挙げておられます。払いたくとも、先立つものがないのが実態であります。今回の増税は、年金未納の自律的解決をも遠のける、負の連鎖に陥る失政と言わざるを得ません。

以上、年金財源を見ても、歳出歳入一体改革とは名ばかりで、取りやすいところから取り、その場をしのぐのか、あるいは自律的な回復を本気で図っていくのか、政府の方針が示されておりません。

定率減税を導入した際、所得税の抜本見直しを行うまでの間、特例を定めると明記をされました。

どういうモデル世帯、所得層に課税をしていくのか、目指す姿が示されませんでした。我が国のモデル世帯は、夫婦と子供二人の時代は終わったのでしょうか。審議の過程で大臣は、子供たちは将来の税、社会保険料の担い手でありますかとの問いかけに対し、応じてくださいました。

現在の人口を維持するのでしょうか、あるいは一億人でいいのか、国家の土台、担税者の与件が示されていません。今こそ、税制により国を変えるとの決意が政治に求められているのではないでしょうか。（拍手）

抜本見直しと称し、人的控除の廃止だけが決まりました。法人税、最高税率の引き下げは手つかずです。法人成りを認める一方で法人成りに税金をかける、会社組織の選択を広くしながら産業育成を阻む、新たな懸念も生じました。政府試算では、増税の影響は五万社程度ともくろむものの、零細事業者からは強い懸念の声が届いております。

金融所得は、総合課税を視野に入れるのか方針が示されぬまま、株式配当や譲渡益課税に関する特別減税も温存されました。政府の言う消費が底がたい人とは、まずは株式を購入し、配当課税で恩典を受けて、高値で売り抜け譲渡益課税も優遇される、それが日本の消費の源泉なのでしょうか。

下流社会という言葉が話題となりました。購買力の低下を懸念する内容、これまで一億総中流が日本の発展を支えました。旺盛な消費の主役は、ほかならない、今回の増税が特に身にしみる人々であります。消費不況を回避するためにも、絶対に受け入れるわけにはまいりません。

現在、連合を初め全国の労働組合で企業側との労働条件交渉、いわゆる春闘が行われております。

○議長（河野洋平君）　古本君、申し合わせの時間が過ぎましたから、結論を急いでください。

○古本伸一郎君（続）　仮に千円の賃上げができたとしても一瞬にしてかき消される増税は、理不尽きわまりありません。

以上、所得税の抜本見直しが示されない中、個人消費を底冷えさせる、サラリーマンねらい撃ちの減税廃止法案について、全く賛同できないことを申し上げ、討論を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（河野洋平君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（河野洋平君）　これより採決に入ります。

まず、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する等の法律案の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（河野洋平君）　本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十九分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	小泉純一郎君	
総務大臣	竹中　平蔵君	
法務大臣	杉浦　正健君	
外務大臣	麻生　太郎君	
財務大臣	谷垣　禎一君	
文部科学大臣	小坂　憲次君	
厚生労働大臣	川崎　二郎君	
農林水産大臣	中川　昭一君	
経済産業大臣	二階　俊博君	
国土交通大臣	北側　一雄君	
環境大臣	小池百合子君	
国務大臣	安倍　晋三君	
国務大臣	猪口　邦子君	
国務大臣	沓掛　哲男君	
国務大臣	中馬　弘毅君	
国務大臣	額賀福志郎君	
国務大臣	松田　岩夫君	
国務大臣	与謝野　馨君	

○議長の報告

（議席変更）

一、昨一日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

八八	永田　寿康君	
九二	前田　雄吉君	
九三	松本　剛明君	
九四	牧　義夫君	
九五	大島　敦君	
九六	笹木　竜三君	
一〇〇	安住　淳君	
一〇一	渡辺　周君	
一〇二	川内　博史君	
一〇三	原口　一博君	
一〇四	長浜　博行君	
一〇五	近藤　昭一君	
一五五	加藤　公一君	

一五六　山井　和則君
一五七　武正　公一君
一五八　伴野　豊君
一五九　松野　頼久君
一六〇　長妻　昭君
一六三　松原　仁君
一六四　平岡　秀夫君
一六五　黄川田　徹君
一六六　奥村　展三君
一六七　古川　元久君
一六八　達増　拓也君
一七一　末松　義規君
一七二　平野　博文君
一七三　小宮山洋子君
一七六　荒井　聰君

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

奥野　信亮君
田嶋　要君
早川　忠孝君
園田　康博君

補欠

早川　忠孝君
園田　康博君
奥野　信亮君
田嶋　要君

予算委員

辞任

臼井日出男君
亀井　善之君
河井　克行君
根本　匠君
佐々木憲昭君

補欠

丹羽　秀樹君
篠田　陽介君
葉梨　康弘君
阿部　俊子君
笠井　亮君

阿部　俊子君
篠田　陽介君
丹羽　秀樹君
葉梨　康弘君
笠井　亮君
伊吹　文明君
亀井　善之君
園田　博之君
中山　成彬君
二田　孝治君
山本　有二君
井上　喜一君
小里　泰弘君
尾身　幸次君
大野　功統君
岡部　英明君
木原　誠二君
斉藤斗志二君
渡海紀三朗君
野田　毅君
藤野真紀子君
馬渡　龍治君
町村　信孝君
山本ともひろ君
岡田　克也君
坂口　力君
赤池　誠章君
赤澤　亮正君
上野賢一郎君
臼井日出男君
佐藤ゆかり君

根本　匠君
亀井　善之君
臼井日出男君
河井　克行君
佐々木憲昭君
山本ともひろ君
岡部　英明君
木原　誠二君
小里　泰弘君
藤野真紀子君
馬渡　龍治君
牧原　秀樹君
坂井　学君
近藤三津枝君
赤池　誠章君
佐藤ゆかり君
平　将明君
橋本　岳君
御法川信英君
上野賢一郎君
赤澤　亮正君
とかしきなおみ君
田中　良生君
中根　一幸君
森本　哲生君
大口　善徳君
渡部　篤君
木原　稔君
清水鴻一郎君
萩原　誠司君
飯島　夕雁君

坂井　学君
田中　良生君
平　将明君
西銘恒三郎君
橋本　岳君
大串　博志君
笹木　竜三君
原口　一博君
阿部　知子君
糸川　正晃君
土井　真樹君
牧原　秀樹君
御法川信英君
安井潤一郎君
西村智奈美君
大口　善徳君
桝屋　敬悟君
越智　隆雄君
近藤三津枝君
清水鴻一郎君
加藤　公一君
馬淵　澄夫君
高木美智代君
高木　陽介君
保坂　展人君
滝　実君
阿部　俊子君
飯島　夕雁君
石原　宏高君
木原　稔君
木挽　司君
とかしきなおみ君
中根　一幸君

木挽　司君
土井　真樹君
若宮　健嗣君
安井潤一郎君
越智　隆雄君
西村智奈美君
田村　謙治君
佐々木隆博君
保坂　展人君
滝　実君
石原　宏高君
長崎幸太郎君
斉藤斗志二君
阿部　俊子君
逢坂　誠二君
高木美智代君
藤井　勇治君
長島　忠美君
山内　康一君
内山　晃君
山本　有二君
園田　博之君
臼井日出男君
笹川　堯君
渡海紀三朗君
亀井　善之君
尾身　幸次君
加藤　公一君
大串　博志君
原口　一博君
笹木　竜三君
岡田　克也君
馬淵　澄夫君
坂口　力君
桝屋　敬悟君
阿部　知子君
小野　次郎君
後藤　斎君
糸川　正晃君
亀井　静香君

長崎幸太郎君
長島　忠美君
萩原　誠司君
藤井　勇治君
山内　康一君
若宮　健嗣君
渡部　篤君
内山　晃君
逢坂　誠二君
佐々木隆博君
田村　謙治君
森本　哲生君
柚木　道義君
太田　昭宏君
斉藤　鉄夫君
日森　文尋君
阿部　知子君

一、昨一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

永田　寿康君

補欠

松本　剛明君

国土交通委員

辞任

遠藤　宣彦君
田村　憲久君
盛山　正仁君
古賀　一成君
亀井　静香君
小野　次郎君
藤井　勇治君
やまぎわ大志郎君

補欠

藤井　勇治君
やまぎわ大志郎君
小野　次郎君
後藤　斎君
糸川　正晃君
盛山　正仁君
遠藤　宣彦君
田村　憲久君
古賀　一成君
亀井　静香君

予算委員
辞任　補欠
伊吹　文明君　安次富　修君
大野　功統君　福田　良彦君
亀井　善之君　土井　亨君
笹川　堯君　林　潤君
園田　博之君　小川　友一君
渡海紀三朗君　杉村　太蔵君
中山　成彬君　加藤　勝信君
野田　毅君　清水清一朗君
山本　有二君　新井　悦二君
笹木　竜三君　松本　大輔君
伴野　豊君　黄川田　徹君
古川　元久君　村井　宗明君
桝屋　敬悟君　佐藤　茂樹君
佐々木憲昭君　穀田　恵二君
井上　喜一君　杉田　元司君
小川　友一君　鍵田忠兵衛君
加藤　勝信君　武藤　容治君
杉村　太蔵君　藤田　幹雄君
土井　亨君　中森ふくよ君
林　潤君　矢野　隆司君
二田　孝治君　小野　次郎君
町村　信孝君　近江屋信広君
小川　淳也君　泉　健太君
大串　博志君　高山　智司君
加藤　公一君　長妻　昭君
原口　一博君　田島　一成君
佐藤　茂樹君　太田　昭宏君
坂口　力君　田端　正広君
穀田　恵二君　塩川　鉄也君
安次富　修君　篠田　陽介君

臼井日出男君　浮島　敏男君
鍵田忠兵衛君　亀岡　偉民君
清水清一朗君　あかま二郎君
岡田　克也君　大畠　章宏君
北神　圭朗君　平岡　秀夫君
田島　一成君　川端　達夫君
高山　智司君　田嶋　要君
長妻　昭君　松本　龍君
村井　宗明君　古本伸一郎君
太田　昭宏君　谷口　和史君
田端　正広君　高木美智代君
塩川　鉄也君　吉井　英勝君
阿部　知子君　照屋　寛徳君
あかま二郎君　北村　茂男君
新井　悦二君　薗浦健太郎君
浮島　敏男君　土屋　正忠君
尾身　幸次君　福田　峰之君
近江屋信広君　大塚　拓君
杉田　元司君　中川　泰宏君
藤田　幹雄君　平口　洋君
大畠　章宏君　前田　雄吉君
田嶋　要君　小宮山洋子君
平岡　秀夫君　北橋　健治君
古本伸一郎君　仲野　博子君
松本　大輔君　笹木　竜三君
松本　龍君　近藤　洋介君
吉井　英勝君　笠井　亮君
照屋　寛徳君　辻元　清美君
薗浦健太郎君　松本　文明君
中森ふくよ君　伊藤　忠彦君
泉　健太君　寺田　学君
川端　達夫君　岩國　哲人君

黄川田　徹君　山田　正彦君
馬淵　澄夫君　神風　英男君
篠田　陽介君　髙鳥　修一君
平口　洋君　冨岡　勉君
松本　文明君　川条　志嘉君
矢野　隆司君　鈴木　馨祐君
岩國　哲人君　岡本　充功君
小宮山洋子君　森本　哲生君
近藤　洋介君　福田　昭夫君
神風　英男君　郡　和子君
仲野　博子君　小宮山泰子君
山田　正彦君　山井　和則君
高木美智代君　福島　豊君
笠井　亮君　高橋千鶴子君
辻元　清美君　重野　安正君
糸川　正晃君　滝　実君
伊藤　忠彦君　関　芳弘君
小野　次郎君　広津　素子君
大塚　拓君　稲田　朋美君
北村　茂男君　盛山　正仁君
冨岡　勉君　西本　勝子君
中川　泰宏君　福岡　資麿君
北橋　健治君　渡辺　周君
小宮山泰子君　後藤　斎君
寺田　学君　逢坂　誠二君
福田　昭夫君　市村浩一郎君
森本　哲生君　近藤　昭一君
谷口　和史君　桝屋　敬悟君
重野　安正君　菅野　哲雄君
広津　素子君　松本　洋平君
福田　峰之君　井澤　京子君
武藤　容治君　井脇ノブ子君

市村浩一郎君　三日月大造君
逢坂　誠二君　荒井　聰君
岡本　充功君　原口　一博君
後藤　斎君　武正　公一君
郡　和子君　鈴木　克昌君
近藤　昭一君　大串　博志君
前田　雄吉君　髙木　義明君
山井　和則君　川内　博史君
渡辺　周君　吉田　泉君
福島　豊君　斉藤　鉄夫君
高橋千鶴子君　石井　郁子君
菅野　哲雄君　阿部　知子君
滝　実君　糸川　正晃君
井澤　京子君　丹羽　秀樹君
井脇ノブ子君　永岡　桂子君
川条　志嘉君　大塚　高司君
福田　良彦君　遠藤　宣彦君
荒井　聰君　田名部匡代君
髙木　義明君　下条　みつ君
吉田　泉君　北神　圭朗君
斉藤　鉄夫君　富田　茂之君
石井　郁子君　赤嶺　政賢君
阿部　知子君　保坂　展人君
赤嶺　政賢君　塩川　鉄也君
稲田　朋美君　町村　信孝君
遠藤　宣彦君　大野　功統君
大塚　高司君　山本　有二君
亀岡　偉民君　園田　博之君
鈴木　馨祐君　笹川　堯君
関　芳弘君　亀井　善之君
髙鳥　修一君　伊吹　文明君
土屋　正忠君　臼井日出男君

永岡　桎子君　　中山　成彬君
丹羽　秀樹君　　尾身　幸次君
西本　勝子君　　渡海紀三朗君
福岡　資麿君　　井上　喜一君
松本　洋平君　　二田　孝治君
盛山　正仁君　　野田　毅君
川内　博史君　　伴野　豊君
下条　みつ君　　岡田　克也君
鈴木　克昌君　　馬淵　澄夫君
田名部匡代君　　小川　淳也君
武正　公一君　　古川　元久君
三日月大造君　　加藤　公一君
富田　茂之君　　坂口　力君
塩川　鉄也君　　佐々木憲昭君
保坂　展人君　　阿部　知子君

決算行政監視委員

辞任　　補欠

松本　剛明君　　永田　寿康君

（理事補欠選任）

一、昨一日、沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　高木　義明君（理事金田誠一君去る二月二十日委員辞任につきその補欠）

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、昨一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任　　補欠

飯島　夕雁君　　永岡　桎子君
三井　辨雄君　　佐々木隆博君
永岡　桎子君　　飯島　夕雁君
佐々木隆博君　　三井　辨雄君

（議案受領）

一、去る二月二十八日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、去る二月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案（内閣提出第二四号）　総務委員会　付託

関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第二七号）

独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出第三五号）

以上二件　財務金融委員会　付託

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第一六号）　文部科学委員会　付託

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第一八号）　厚生労働委員会　付託

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一一号）

国土交通委員会　付託

（質問書提出）

一、去る二月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省の秘密指定がなされた文書が流出した事件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

外務省在外職員の子女教育手当に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

外交行嚢等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

外務省職員の自殺に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

航空自衛隊車力分屯基地へのXバンド・レーダー配備に関する質問主意書（高橋千鶴子君提出）

一、昨一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省報償費（いわゆる機密費）に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

（答弁書受領）

一、去る二月二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の殉職扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢君提出米軍嘉手納基地の進入管制（嘉手納ラプコン）の返還に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるタクシー使用状況などに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省ワイン貯蔵庫取材に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が所有するワインに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出対北朝鮮交渉におけるミスターXの役割等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の「国会議員への対応マニュアル」に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省顧問に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に対する国内民間企業からの優遇措置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員に対する懲戒処分に関する質問に対する答弁書

平成十八年二月十七日提出

質問第八二号

外務省職員の殉職扱いに関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

外務省職員の殉職扱いに関する質問主意書

一　平成十八年二月十六日の衆議院予算委員会で、政府参考人（塩尻孝二郎外務省官房長）は、平成十六年五月六日に自殺した在上海総領事館員（以下、「館員」という。）について外務省は殉職扱いしているとの趣旨の答弁をしたが、殉職の定義如何。

二　外務省が「館員」を殉職扱いにした根拠如何。

三　「館員」を殉職とするにあたって決裁書が作成されたか。決裁書の起案日、決裁終了日を明らかにされたい。決裁書には秘密指定がなされているか。決裁書に外務大臣、外務事務次官、外務審議官、官房長、官房総務課長、人事課長、会計課長は決裁しているか。決裁書は保存されているか。

四　過去に外務省が自殺者を殉職扱いとした事例があるか。あるとするならば、いつ、どのような事例においてか。

五　殉職扱いにすることにより、退職金、年金の給付額にはどのような影響があるか。

右質問する。

内閣衆質一六四第八二号
平成十八年二月二十八日
内閣総理大臣　小泉純一郎
衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の殉職扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の殉職扱いに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

殉職とは、一般に、職責を全うするために生命を失うことを意味するものと承知している。御指摘の「殉職扱い」の意味が必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、御指摘の国会答弁は、外務省として、死亡した在上海総領事館館員（以下「館員」という。）は国のために命を懸けたのであり、できる限りの対応を行うという立場を述べたものである。外務省において、この立場に立つに当たり、決裁書は作成されていない。

四について

お尋ねの「殉職扱い」の意味が必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難である。

五について

お尋ねの「殉職扱い」の意味が必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、退職金や年金については、公務上の死亡の場合には、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づき退職手当の額が加算されるとともに、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき遺族補償年金等が支給されることとなる。

平成十八年二月二十日提出
質問第八三号

米軍嘉手納基地の進入管制（嘉手納ラプコン）の返還に関する質問主意書

提出者　赤嶺　政賢

米軍嘉手納基地の進入管制（嘉手納ラプコン）の返還に関する質問主意書

二〇〇五年十月二十九日、日米安全保障協議委員会で「日米同盟：未来のための変革と再編」（以下「中間報告」という。）と題する報告について合意がなされた。

同報告は、米軍嘉手納基地の進入管制（以下「嘉手納ラプコン」という。）について、「勧告」しているが、返還のプロセスを明確にしていない。

嘉手納ラプコンの空域は、嘉手納飛行場を中心に半径五〇海里、高度二万フィート及び久米島空港を中心に半径三〇海里、高度五千フィートの広大な空域である。

嘉手納ラプコンにおいては、嘉手納飛行場、普天間飛行場、那覇空港等の到着機、出発機に対して進入管制業務を行っている。

このように那覇空港の進入管制業務が米軍によって行われているために、これまでもニアミス等が発生しており、しかも、民間の航空機は、米軍機の飛行経路を避けるために、同空港の離発着の際に、海上約五、六〇キロを、高度三〇〇メートルの低空で飛行しなければならない。このために乱気流などが発生した場合には、大惨事につながる可能性もあるとして、嘉手納ラプコンの米軍優先の航空管制が、国会で何度となく議論がなされてきたところである。

今日もなお、沖縄の空は、実質的に米軍の「管轄」下にあり、空の主権が侵害されていると言わざるを得ない。

こうした状況を許している政府の姿勢に対して厳しく抗議するものである。

政府は、民間航空機の安全確保のために嘉手納ラプコンの早期返還を米国政府に強く要求し、その実現を図るべきである。

こうした立場から以下の事項について質問する。

一　「中間報告」では、「嘉手納のレーダー進入管制業務の移管プロセスの進捗を考慮する」と「勧告」しているが、どのようなことか具体的に説明されたい。

二　嘉手納ラプコンの返還については、「中間報告」が日米両政府で合意されるまでに、日米安全保障協議委員会等において、どのような協議がなされたのか詳細に明らかにされたい。

三　嘉手納ラプコンの返還については、二〇〇〇年三月の河野外務大臣とコーエン米国防長官の会談で「運用上の所要が満たされることを前提に日本側に返還する」旨の表明があった。

その後、日米合同委員会の下にある民間航空分科委員会の特別作業部会で協議が続けられてきた。河野、コーエン会談から六年が経過しようとしているが、嘉手納ラプコンの返還に向けて、日米間ではどのような進展がみられたのか。返還の目途はついたのか、いつまでに返還されるのか。

また、特別作業部会での日米間の協議内容、日米双方の主張、進捗状況を改めて詳細に明らかにされたい。

四　国土交通省航空局の「沖縄進入管制業務の移管に関する民間航空分科委員会における協議について」と題する文書（二〇〇一年五月十七日）には、「平成十二年十月十六日から同年十一月十五日の間、航空局管制官二名が、嘉手納ラプコンに派遣され、沖縄進入管制業務に理解を深めた。」とあるが、その目的は何か。

また、同文書では「民間航空分科委員会米側議長から平成十三年四月二十六日付け文書にて日本側議長である首席安全・危機管理監察官に対し、沖縄進入管制業務の移管に係る運用所要が送付され、同運用所要について、五月十四日に開催された特別作業部会において米側から説明された。運用所要は、米軍が必要とする最小限の航空管制業務の要件をまとめたもので、移管に係る今後の基礎となるものである。」とあるが、これはどのようなことを意味するのか、理解できるように説明されたい。

五　嘉手納ラプコンの返還に関して、その返還（移管）の条件としている「運用所要」が、二〇〇二年五月の日米合同委員会の場で、日米両政府により承認、合意されたと聞いているが、その合意内容を明らかにされたい。

また、米側が、返還（移管）の条件としている「沖縄進入管制業務の移管に係る運用所要」とは何か、具体的に説明されたい。

六　日米合同委員会で合意された「運用所要」を基礎に具体的な返還（移管）計画を策定すると聞いているが、計画は策定されたのか。返還（移管）計画が策定されていれば、その内容を明らかにされたい。まだ策定されていないとすればいつまでに策定するのか。

七　嘉手納ラプコンについては、一九七二年五月の「沖縄における航空交通管制」に関する日米合同委員会の合意がある。この合意は「那覇空港に近接して嘉手納飛行場が位置していることから、これら区域における航空交通の安全を確保するためには、単一の施設によって進入管制を行なう必要があるので日本国政府がこれら飛行場のレーダー進入管制業務を行なうまで暫定的に米国政府が那覇空港の進入管制業務を実施するものとする。」としている。

1　日本の進入管制業務は技術、能力、態勢とも整備されており、日本の管制施設において一元的に進入管制を実施することができるのではないのか。

2　しかも、日米合意では、米国政府が進入管制業務を行うのは「暫定的」とされているにもかかわらず、いまだ嘉手納ラプコンの返還が実現していないのは、いかなる理由によるのか、詳細に説明されたい。

3　また、政府は日米合意の「暫定的」をどのように解しているのか、嘉手納ラプコンが返還されていないということについて、日米合意に照らしてどのように説明されるのか、明確に答えられたい。

右質問する。

内閣衆質一六四第八三号

平成十八年二月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出米軍嘉手納基地の進入管制（嘉手納ラプコン）の返還に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員赤嶺政賢君提出米軍嘉手納基地の進入管制（嘉手納ラプコン）の返還に関する質問に対する答弁書

一について

日米両政府は、平成十七年十月二十九日に開催された日米安全保障協議委員会で発表された文書（以下「発表文書」という。）において、「二〇〇九年に予定されている羽田空港拡張を念頭に置きつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するための措置が探求される。検討される選択肢には、米軍が管制を行っている空域の削減や、横田飛行場への日本の管制官の併置が含まれる。加えて、双方は、嘉手納のレーダー進入管制業務の移管プロセスの進捗を考慮する。」と表明したところである。これは、発表文書を受けて、日米両政府が、横田空域（アメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）軍隊が横田飛行場において行っている進入管制業務の対象である空域をいう。）における民間航空機の航行を円滑化するための措置を探求する際に、嘉手納飛行場における進入管制業務（以下「沖縄進入管制業務」という。）の我が国への移管に係る取組の進捗状況も参考にしていくことを述べたものである。

二について

沖縄進入管制業務の我が国への移管については、政府として、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第二十五条1の規定に基づいて設置された日米合同委員会（以下「日米合同委員会」という。）の枠組みを通じて、累次にわたり合衆国政府に対して要請してきたところ、かかる要請を受けて、平成十二年三月十六日に、当時のコーエン国防長官から河野洋平外務大臣に対して、合衆国軍隊の運用上の所要が満たされることを前提に、沖縄進入管制業務の我が国への移管に同意する旨の発言がなされたところである。

三及び六について

沖縄進入管制業務の我が国への移管については、日米合同委員会において、平成十六年十二月十日に、移管に向けた我が国の航空管制官の訓練に係る事項を含む具体的移管計画が承認されたところである。この訓練が終了した後に、日米合同委員会において更に具体的な調整が行われた上で、沖縄進入管制業務が我が国に移管されることとなる。その移管に必要な訓練については、平成十六年十二月十五日から開始されており、訓練の開始からおおむね三年後の移管の実現を目指すこととしている。

御指摘の特別作業部会においては、沖縄進入管制業務が我が国に移管された後の運用方法等について協議しているが、協議内容等の詳細については、これらを公表すれば合衆国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

四及び五について

平成十二年十月十六日から同年十一月十五日までの間、我が国の航空管制官二名を嘉手納レーダー進入管制所（いわゆる嘉手納ラプコン）に派遣したところ、これは、沖縄進入管制業務の我が国への移管後においても民間航空機及び軍用機の安全かつ円滑な運航を引き続き確保するため、沖縄進入管制業務の実態の理解を深めることを目的としたものである。

平成十四年五月三十日の日米合同委員会において、日米両政府が、日米合同委員会の下に設置されている民間航空分科委員会の合衆国側議長から日本側議長に平成十三年四月二十六日に送付された沖縄進入管制業務の移管に係る運用所要を承認したところであり、この運用所要を踏まえ、沖縄進入管制業務の我が国への移管に向けて、日米両政府は移管に係るより詳細な協議を行っているところである。

この運用所要は、緊急事態発生時の対応等、合衆国軍隊が従来どおり任務を遂行するために必要な事項を示したものであるが、具体的内容を公表すれば合衆国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

七について

昭和四十七年五月十五日に日米合同委員会で合意された沖縄航空交通管制合意においては、「合衆国政府は、日本国政府がこれらの飛行場へのレーダー進入管制業務を提供できるまでの暫定期間中、これらの飛行場に対する進入管制業務を行う。」とされているところであり、我が

国が沖縄進入管制業務を実施する能力を有するに至った場合には、日米両政府間で調整を図った上で、沖縄進入管制業務が我が国に移管されることとなっている。

政府としては、我が国は既に沖縄進入管制業務を実施し得る十分な能力及び技術を備えていると考えており、右合意を踏まえ、沖縄進入管制業務の我が国への移管については、二について並びに三及び六についてにおいて述べたとおり、日米合同委員会の枠組みを通じ、累次にわたり合衆国政府に対して、要請し、協議を重ねた結果、日米合同委員会において、平成十六年十二月十日に、移管に向けた我が国の航空管制官の訓練に係る事項を含む具体的移管計画が承認されたところである。この訓練が終了した後に、日米合同委員会において更に具体的な調整が行われた上で、沖縄進入管制業務が我が国に移管されることとなる。

平成十八年二月二十日提出
質問第八四号

外務省におけるタクシー使用状況などに関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

外務省におけるタクシー使用状況などに関する質問主意書

一　一九九五年度より二〇〇四年度までの外務省がタクシー代に支払った額を年度ごとに示されたい。

二　二〇〇五年度の外務省のタクシー代に関する予算計上額はいくらか。

三　二〇〇五年四月一日現在の外務省の本省職員の人数如何。

四　一九九五年度より二〇〇四年度までの各年度の外務省における超過勤務手当受給資格者の人数如何。

五　一九九五年度より二〇〇四年度までの各年度の外務本省における超過勤務時間の合計並びにそれに伴う超過勤務手当の合計額如何。

六　超過勤務後、外務省職員がタクシーを利用する場合の内規上の手続はどうなっているか。

七　一九九五年度より二〇〇四年度まで各年度の外務本省において職員が超過勤務後の帰宅に用いたタクシー代の合計額如何。

八　外務本省に勤務する者の内、職務上、タクシー券を所持している者がいるか。いるとするならば何名か。

九　倉井高志在ロシア大使館公使が欧州局ロシア支援室長をつとめていた時期に国際機関「支援委員会」事務局のタクシー券がロシア支援室に保管され、当時の倉井室長や室員が外務省予算から支出されていない国際機関のタクシー券を利用していたという事実があるか。

右質問する。

内閣衆質一六四第八四号
平成十八年二月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるタクシー使用状況などに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるタクシー使用状況などに関する質問に対する答弁書

一、四及び七について

お尋ねについては、詳細な調査を行う必要があるため、お答えすることは困難である。

二について

平成十七年度については、二億三千六百八十一万千円を見込んでいる。

三について

平成十七年四月一日現在の外務本省の職員数は、二千二百六十人である。

五について

超過勤務時間の合計は、詳細な調査を行う必要があるため、お答えすることは困難である。

平成七年度から平成十六年度までの超過勤務手当の決算額は、平成七年度が九億四千二百七十二万六千九百八十一円、平成八年度が九億六千三百二十六万三千九百八十九円、平成九年度が九億九千四百八十五万八千九百三十四円、平成十年度が十億六千三百三十六万四百六十七円、平成十一年度が十一億四千四百八十二万四百十九円、平成十二年度が十一億八千二百六十三万四千六百八十八円、平成十三年度が十三億三百八十一万九千七百十五円、平成十四年度が十四億千二百十一万四千六百二十八円、平成十五年度が十四億三千二百五十二万四千六百七十二円、平成十六年度が十四億九千八十九万九十一円である。

六について

外務本省においては、公務により退庁時間が午前零時三十分を過ぎた場合、退庁時にタクシーを利用することができる。

八について

外務本省に勤務する者の中には、公務の必要によりタクシー券を所持している者がいるが、実際に所持している者の人数は、公務の状況により日々変動するため、お答えすることは困難である。

九について

御指摘の事例があったと承知している。支援委員会の設置に関する協定（平成五年外務省告示第百五十九号）においては、支援委員会の資金を支援委員会及びその事務局の運営に当たって必要となる経費の支払のために使用できること等が定められていたところであり、外務省において、御指摘の事例について特段の問題があったことは確認されていない。

平成十八年二月二十日提出
質問第八五号

外務省ワイン貯蔵庫取材に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

外務省ワイン貯蔵庫取材に関する質問主意書

一　国民の知る権利に対する外務省の認識如何。

二　国民の知る権利を確保する上で報道機関はどのような役割を果たしていると外務省は認識しているか。

三　「週刊金曜日」二〇〇六年二月十七日号は、同誌取材班が二〇〇五年に「外務省の接待用ワイン約八千本があるという東京・麻布台の飯倉公

館の地下貯蔵庫の取材を申し込んだところ、外務省に「警備上の理由」を盾に断られました」と報じているが右は事実か。

四　「警備上の理由」の定義如何。

五　外務省が「警備上の理由」で取材を拒否している施設について明示された文書が存在するか。

六　三の報道が事実であり、五の文書が存在しないとするならば、外務省の誰が、どのような法令上の根拠に基づいて、「週刊金曜日」のワイン貯蔵庫に対する取材を「警備上の理由」で拒否したのか。

右質問する。

内閣衆質一六四第八五号

平成十八年二月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省ワイン貯蔵庫取材に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省ワイン貯蔵庫取材に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省としては、「国民の知る権利」については十分尊重されるべきものであり、報道機関の報道は、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供するものであると認識している。

三、四及び六について

外務省としては、飯倉別館については、内外の要人等が使用することから、警備上の配慮が必要であると考えている。外務省としては、飯倉別館の運用上、会談等の場合を除き一般に取材を許可しておらず、御指摘の取材についても、これを許可しなかった。

五について

御指摘の文書は、存在しない。

平成十八年二月二十日提出

質問第八六号

外務省が所有するワインに関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

外務省が所有するワインに関する質問主意書

一　政府は、政府が所有する動産、不動産の現状を正確に把握すべきと考えるか。

二　平成十七年十一月四日付内閣答弁書（内閣衆質一六三第五六号）によれば「外務省においては、飯倉別館のワイン貯蔵庫において約八千本のワインを保存している」という事実があるが、右ワインは政府の所有する動産か。

三　二のワインの保管は適正に行われているか。

四　外務省は、同省が飯倉別館のワイン貯蔵庫に保有するワインのリストを作成しているか。作成しているとするならば、それは情報公開法による開示の対象となるか。

五　外務省が飯倉別館のワイン貯蔵庫に保管するワインの内、購入価格の高い順から五銘柄の名称、産地、購入年、購入価格を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六四第八六号

平成十八年二月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が所有するワインに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が所有するワインに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政府は、その所有する財産を適切に管理すべきであると考える。外務省所管の動産であるワインについても、外務省として適切に管理しているところである。

四について

御指摘の「リスト」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、御指摘のワインを購入する際に必要な文書を作成してきている。その文書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づく開示請求があった場合には、同法の規定に従って対応することとなる。

五について

御指摘のワインについて、お尋ねの点を確認するためには、改めて詳細な調査を要するため、お答えすることは、困難である。

平成十八年二月二十日提出

質問第八七号

対北朝鮮交渉におけるミスターXの役割等に関する第三回質問主意書

提出者　鈴木　宗男

対北朝鮮交渉におけるミスターXの役割等に関する第三回質問主意書

標記案件については、既に平成十八年一月三十日に質問主意書を提出し、内閣から同年二月七日付で答弁書を受領し（以下、「第一回答弁書」という。）、更に同年同月八日に再質問主意書を提出し、同年同月十七日付で答弁書を受領した（以下、「第二回答弁書」という。）。しかし、これらの答弁では質問に対する回答となっていないので、追加質問する。

一　国家公務員の守秘義務は、当該公務員が職務を離れた後も負うべき性格のものか。

二　「第一回答弁書」において、政府は「田中均氏が外務省アジア大洋州局長であった時期に、同氏が北朝鮮のどのような人物と個別の接触を行ったか等について明らかにすることは、今後の日朝間の協議に支障を来すおそれがある」との認識を明らかにして答弁を拒否したが、これは田中氏が北朝鮮のどのような人物と接しているかという事実が外交秘密に属するということか。

三　外務省は、退官した外務省職員が個人の著述でいかなる内容について言及しようとも論評することを差し控えるとの方針をとっているか。

四　二が外交秘密に属するならば、「第二回答弁書」で示された田中均氏の著書「国家と外交」に関する論評を外務省として差し控えるという対応は適切か。

五　「第一回答弁書」で、政府は田中均氏が「北朝鮮のどのような人物と個別の接触を行ったか等について明らかにすることは、今後の日朝間の協議に支障を来すおそれがある」との認識を明確に示している。他方、田中氏は自らの交渉相手がミスターXであることを明らかにし、交渉

回数、交渉時期、交渉内容等を含む具体的事実について言及している。かかる田中均氏の発言は内閣答弁の論理を敷衍すれば「今後の日朝間の協議に支障を来すおそれ」があると解するのが妥当と思われる。「第二回答弁書」において、外務省は「国家と外交」の内容について外務省としての意見を田中均氏に伝達したことがないと明言したが、これは本来伝達すべき懸念を伝達しない外務省の不作為体質をあらわすものではないか。

右質問する。

内閣衆質一六四第八七号
平成十八年二月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出対北朝鮮交渉におけるミスターXの役割等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出対北朝鮮交渉におけるミスターXの役割等に関する第三回質問に対する答弁書

一について

国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百条第一項には、「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」と規定されている。

二、四及び五について

外務省として、御指摘の田中均氏の著書における記述が国家公務員法第百条第一項にいう「秘密」に該当するか否かについて明らかにすることは、今後の日朝間の協議に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

三について

お尋ねについては、外務省として、個別具体的な状況を踏まえて判断する必要があるため、一概にお答えすることは困難である。

平成十八年二月二十日提出
質問第八八号

外務省の「国会議員への対応マニュアル」に関する第三回質問主意書

提出者　鈴木　宗男

外務省の「国会議員への対応マニュアル」に関する第三回質問主意書

標記案件については、平成十八年一月二十日に質問主意書を提出し、内閣から同年同月三十一日付で答弁書を受領し（以下、「第一回答弁書」という。）、同年二月七日に再質問主意書を提出し、内閣から同年同月十七日付で答弁書を受領した（以下、「第二回答弁書」という。）。これまでの答弁では質問に対する回答が回避されているので、追加質問する。

一　「第一回答弁書」、「第二回答弁書」において、政府は「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」（以下「対応振り」という。）の「考え方は、現在も妥当なものと考える」と答弁しているが、質問は「対応振り」の考え方についての回答を求めたものではなく、「対応振り」の個々の規定が現時点においても外務省職員を拘束する職務命令であるか否かについて問うものである。この質問は論理学でいうところの排中律が適用される論旨明快な命題である。まず「対応振り」の個々の規定が現時点においても外務省職員を拘束する職務命令であるかについて、「然り」か「否」を明確にし、その後、外務省の論拠について展開されたい。

二　「第一回答弁書」において、「対応振り」に関して「当該文書を必要とすると考えられる外務省職員を想定して作成し、必要に応じて告知したものである」と答弁しているが、この答弁の論理的帰結から「対応振り」が告知されていない外務省職員に関しては内容を遵守する必要がないということになる。この質問も論理学でいうところの排中律が適用される論旨明快な命題である。まず「対応振り」が告知されていない外務省職員に関しては「対応振り」の規定を遵守しなくてもよいという命題に対して、「然り」か「否」を明確にし、その後、外務省の論拠について展開されたい。

三　「第二回答弁書」において、政府は「文書の作成日についての記録は、残っていない」と答弁したが、それは当初、作成日が記載されていたが、何らかの思惑で外務省が作成日を記録から隠滅したということか。明確な答弁を求める。

四　衆議院議員保坂展人君提出外務省の「国会議員への対応マニュアル」に関する質問に対する内閣からの平成十七年十一月四日付答弁書において、「対応振り」は「決裁書の形式にすることなく作成されたもの」であり、「回付、配付等の記録は残っていない」と明確に述べられているが、政府はかかる形態での外務省職員の職務命令に関する文書の作成、回付、配付の記録体制が適切と考えているか。「第二回答弁書」において政府はこの質問に対する答弁を回避しているので、今回は明確な答弁を求める。

五　「対応振り」においては、「なお、先方と何らかの接触・やりとりがあった場合には、その内容を文書にして例外なく官房総務課に報告し、官房総務課を通じ大臣に報告する」と規定されている。「文書にして例外なく官房総務課に報告し」という規定がある以上、論理的に文書以外での報告はありえないはずである。それにもかかわらず、「第二回答弁書」において政府は、「御指摘の記述を踏まえた報告は行われているが、その形式等は様々であるため」と答弁しているが、これは文書で報告する形式が様々ということか。それとも「対応振り」の「文書にして例外なく官房総務課に報告し」という規定が無視されて、口頭による報告がなされているということか。

六　「第二回答弁書」において、政府は「文書は、平成十七年十月二十八日に秘密指定が解除されるまでの間、秘に指定されていた」と答弁したが、このことは「対応振り」の存在並びに内容が平成十七年九月二十九日付共同通信の報道によって明らかになった時点で、右は外務省により秘密指定された文書の内容が漏洩したことを政府は認めたと解してよいか。この質問も論理学でいうところの排中律が適用される論旨明快な命題である。まず、秘密漏洩がなされたと認識しているかという命題に対して、「然り」か「否」を明確にされたい。

七　秘密指定がなされた文書の内容が漏洩した場

合、外務省は内部調査を行うか。それとも情報漏洩を放置したままにしておくか。

右質問する。

内閣衆質一六四第八八号
平成十八年二月二十八日
内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の「国会議員への対応マニュアル」に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の「国会議員への対応マニュアル」に関する第三回質問に対する答弁書

一、二、四及び五について

御指摘の文書（以下「指摘文書」という。）は、外務省として「政」と「官」との適切な関係を維持していくための方針として取りまとめたものであり、それ自体が個々の外務省職員に対する職務上の命令としての性質を有するものではない。

指摘文書を必要とすると考えられるか否かについては、個別具体的な状況を踏まえて検討する必要がある。

また、指摘文書の作成、回付、配付等に当たっては、関係者間で協議の上判断を行ったところである。

御指摘の報告は、文書によって行われた場合と口頭によって行われた場合とがある。

三について

指摘文書には、作成の当初から作成日が記載されていなかった。

六について

指摘文書の内容が報道されたのは事実であるが、その経緯については、確認されていない。

七について

御指摘の場合には、必要に応じて内部調査を行うことを含め、外務省として適切に対応することとしている。

平成十八年二月二十日提出
質問第八九号

外務省顧問に関する再質問主意書

提出者　鈴木　宗男

外務省顧問に関する再質問主意書

標記案件については、既に平成十八年二月六日に質問主意書を提出し、内閣から同年同月十四日付で答弁書を受領した（以下、「前回答弁書」という。）。その結果、新たな事実が判明したので追加質問する。

一　「前回答弁書」で、政府は「平成十八年二月一日現在、外務省顧問は六名である。」と答弁しているが、外務省顧問の氏名と顧問就任年月日を明らかにされたい。

二　「前回答弁書」で、政府は「外務省顧問の一部に対して、手当が支払われている。」と答弁しているが、手当を受領している外務省顧問は何名か。手当は月額いくらか。

三　「前回答弁書」で、政府は「外務省顧問の一部に対して、外務省内に執務室が置かれている。」と答弁しているが、外務省内に執務室を有している外務省顧問は何名か。

四　「前回答弁書」で、政府は「外務省顧問の一部に対して、公務に必要な場合に使用する目的で、タクシー券が供与されている。」と答弁しているが、タクシー券が供与されている外務省顧問は何名か。

五　「前回答弁書」で、政府は「外務省顧問の一部に対して、公用の携帯電話が貸与されている。」と答弁しているが、携帯電話が貸与されている外務省顧問は何名か。外務省顧問に貸与された携帯電話が公用以外に使用されていないことについてどのようなチェック体制がとられているか。

六　「前回答弁書」で、政府は「外務省顧問が公務により海外に渡航する場合には、外交旅券を発給している。」と答弁しているが、平成十八年二月一日現在で外交旅券を発給されている外務省顧問は何名か。

七　平成元年度から平成十六年度までの外務省顧問の公務による海外渡航の回数を年度ごとに示されたい。また平成十七年四月一日から平成十八年二月十九日までの外務省顧問の公務による海外渡航の回数を示されたい。

八　外務省顧問が公務で海外渡航をする際に、外務省在外公館は出張者として取り扱っているか。それとも便宜供与を行っているか。

九　外務省顧問は商業活動からの隔離が義務付けられているか。

十　外務省顧問には兼職が認められているか。

十一　外務省顧問が金員や飲食接待等を受けた場合、贈与等報告書の提出が義務付けられているか。

右質問する。

内閣衆質一六四第八九号
平成十八年二月二十八日
内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省顧問に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省顧問に関する再質問に対する答弁書

一について

平成十八年二月一日現在の外務省顧問の氏名及び就任年月日については、栗山尚一氏が平成八年三月二十二日、山口信夫氏が平成十三年七月二十四日、渡辺泰造氏が平成十三年十月十二日、奥田碩氏が平成十四年五月二十八日、北城恪太郎氏が平成十五年四月二十五日及び竹内行夫氏が平成十七年一月四日である。

二について

平成十八年二月一日現在、二名の外務省顧問に対して、月額一万円の手当が支払われている。

三について

平成十八年二月一日現在、三名の外務省顧問について、外務省内に執務室が置かれている。

四について

平成十八年二月一日現在、一名の外務省顧問に対して、タクシー券が供与されている。

五について

平成十八年二月一日現在、一名の外務省顧問に対して、公用の携帯電話が貸与されている。貸与した携帯電話の公用以外の使用については、使用者本人に確認した上で、本人が負担することとしている。

六について
　平成十八年二月一日現在、一名の外務省顧問に対して外交旅券を発給している。
七について
　平成元年度から平成十一年度までの間については、関連する文書の保存期間が満了しており、外務省として確認することができない。平成十二年度から平成十六年度までの間については、詳細な調査を要するため、外務省としてお答えすることは困難である。平成十七年四月一日から平成十八年二月十九日までの間に、外務省顧問が公務により海外に渡航した回数は、外務省において確認できる範囲では、三回である。
八について
　外務省は、外務省顧問が公務により海外に渡航する場合には、出張者として取り扱っている。
九及び十について
　外務省顧問については、一般職の非常勤の国家公務員であり、私企業からの隔離を定める国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百三条第一項及び第二項の規定並びに他の事業又は事務の関与制限を定める同法第百四条の規定は、適用されない。
十一について
　外務省顧問については、国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第二条第一項に規定する「職員」に該当しないため、同法第六条第一項に規定する贈与等報告書を提出する必要はない。

平成十八年二月二十日提出
質問第九〇号

外務省在外職員に対する国内民間企業からの優遇措置に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

　外務省在外職員に対する国内民間企業からの優遇措置に関する質問主意書
一　外務省在外職員が日本に一時帰国する場合に、東京都内の都市ホテルが三十～五十パーセントの割引を行っているという事実があるか。
二　一の事実がある場合、市価との差額については、国家公務員倫理法で規定するところの贈与等とみなされるか。その場合、贈与等報告書の提出が義務付けられているか。
右質問する。

内閣衆質一六四第九〇号
平成十八年二月二十八日
内閣総理大臣　小泉純一郎
衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に対する国内民間企業からの優遇措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に対する国内民間企業からの優遇措置に関する質問に対する答弁書

一について
　外務省の在外職員が一時帰国する際に、東京都内のホテルに、ホテル側が外務省職員に対して設定した料金により宿泊する場合があると承知している。
二について
　お尋ねの「市価」の意味するところが必ずしも明らかでなく、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、ホテルから提供されるサービスが大口の顧客等に対し広く一般に提供されている場合には、そのサービスについては、国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第六条第一項に規定する贈与等には当たらないと解されており、同項に規定する贈与等報告書を提出する必要はない。

平成十八年二月二十日提出
質問第九一号

外務省職員に対する懲戒処分に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

　外務省職員に対する懲戒処分に関する質問主意書
一　平成十一年四月一日朝に、通勤途上、同一女性に対して痴漢行為を行っていることが発覚した外務省職員がいるか。右職員に対して外務省はどのような処分を行ったか。右処分は社会通念上妥当と考えるか。右職員は現在も外務省に在籍しているか。
二　平成十三年一月二十九日、電車内で隣にいた女子高校生の体を触る等の痴漢行為を行った外務省職員がいるか。右職員に対して外務省はどのような処分を行ったか。右処分は社会通念上妥当と考えるか。右職員は現在も外務省に在籍しているか。
三　平成十三年一月二十六日、横浜駅ビルにおいて女性のスカート内をビデオ撮影していたところを現行犯逮捕された外務省職員がいるか。右職員に対して外務省はどのような処分を行ったか。右処分は社会通念上妥当と考えるか。右職員は現在も外務省に在籍しているか。
四　平成十三年九月三十日頃、神奈川県厚木市内の路上に駐車中の自己運転車両内において、十五歳の女子中学生に対し、同女が十八歳に満たないと認識しながら、同女の面前で猥褻な行為を見せ、更に同女に現金一万円を供与して猥褻な行為をさせ、児童買春を行った外務省職員に対して、外務省はどのような処分を行ったか。平成八年頃、右職員が対中国情報業務に従事していたという事実があるか。
五　平成十五年三月十日、出勤途中に乗り合わせた女子高校生に対して痴漢行為を行った外務省職員がいるか。右職員に対して外務省はどのような処分を行ったか。右処分は社会通念上妥当と考えるか。右職員は現在も外務省に在籍しているか。
六　平成十五年十月三日、出勤途中に乗り合わせた女子高校生に対して痴漢行為を行った外務省職員がいるか。右職員に対して外務省はどのような処分を行ったか。右処分は社会通念上妥当と考えるか。右職員は現在も外務省に在籍しているか。
七、平成十六年五月二十日、出勤途中に乗り合わせた女性に対して痴漢行為を行った外務省職員がいるか。右職員に対して外務省はどのような処分を行ったか。右処分は社会通念上妥当と考えるか。右職員は現在も外務省に在籍しているか。

八　昭和五十五年から平成十八年二月十九日までに買春、児童買春で国家公務員法もしくは外務省内規により処分を受けた外務省職員は何名いるか。各人の処分の年月日と内容を明らかにされたい。

九　昭和五十五年から平成十八年二月十九日までに痴漢行為で国家公務員法もしくは外務省内規により処分を受けた外務省職員は何名いるか。各人の処分の年月日と内容を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六四第九一号
平成十八年二月二十八日
内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員に対する懲戒処分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員に対する懲戒処分に関する質問に対する答弁書

一について

外務省の職員が御指摘の行為を行ったこと等は、事実である。当該職員に対して、減給処分が行われている。外務省としては、この処分に関する当時の判断は、妥当であったと考える。当該職員は、現在、外務省に在籍している。

二について

外務省の職員が御指摘の行為を行ったことは、事実である。当該職員に対して、減給処分が行われている。外務省としては、この処分に関する当時の判断は、妥当であったと考える。当該職員は、退職している。

三について

外務省の職員が御指摘の行為を行ったこと等は、事実である。当該職員に対して、減給処分が行われている。外務省としては、この処分に関する当時の判断は、妥当であったと考える。当該職員は、現在、外務省に在籍している。

四について

御指摘の行為を行った外務省の職員に対して、免職処分が行われている。当該職員が「対中国情報業務」に従事していたかとのお尋ねについては、御指摘の業務の具体的な内容が明らかではなく、お答えすることは困難である。

五について

外務省の職員が御指摘の行為を行ったことは、事実である。当該職員に対して、停職処分が行われている。外務省としては、この処分に関する当時の判断は、妥当であったと考える。当該職員は、退職している。

六について

外務省の職員が御指摘の行為を行ったことは、事実である。当該職員に対して、停職処分が行われている。外務省としては、この処分に関する当時の判断は、妥当であったと考える。当該職員は、現在、外務省に在籍している。

七について

外務省の職員が御指摘の行為を行ったことは、事実である。当該職員に対して、減給処分が行われている。外務省としては、この処分に関する当時の判断は、妥当であったと考える。当該職員は、現在、外務省に在籍している。

八について

外務省において確認できる範囲では、御指摘の期間において御指摘の行為を行った職員及びその処分の内容は、四についてで述べた一人である。この処分が行われた日付は、平成十四年三月十三日である。

九について

外務省において確認できる範囲では、御指摘の期間において御指摘の行為を行った職員は五人であり、これらの職員に対する処分の内容は、一について及び二について並びに五についてから七についてまでで述べたとおりである。これらの処分が行われた日付は、一についてで述べた処分は平成十一年四月十九日、二についてで述べた処分は平成十三年三月十九日、五についてで述べた処分は平成十五年六月二日、六についてで述べた処分は平成十五年十一月七日及び七についてで述べた処分は平成十七年二月一日である。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第明治三十五種郵便物認可
官報（号外）
号外　平成十八年三月十一日
第百六十四回国会　衆議院会議録　第十一号（一）

〔本号（一）参照〕

平成十八年度一般会計予算

右
国会に提出する。
平成十八年一月二十日

内閣総理大臣　小泉純一郎

平成18年度一般会計予算
予算総則

（歳入歳出予算）
第1条　平成18年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ79,686,024,221千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。
（継続費）
第2条　「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。
（繰越明許費）
第3条　「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。
（国庫債務負担行為）
第4条　「財政法」第15条第1項の規定により平成18年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。
（歳入歳出予算等の内訳）
第5条　「財政法」第28条の規定による「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添附する。
（公債発行の限度額）
第6条　「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成18年度において公債を発行することができる限度額は、5,484,000,000千円とする。
2　「平成18年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」（仮称）の規定により公債を発行することができる限度額は、24,489,000,000千円とする。
3　第1項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成17年5月2日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を第1項の限度額に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。
4　第1項及び第2項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を当該各項の限度額（第1項の限度額について第3項後段の規定の適用がある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。
（公共事業費の範囲）
第7条　「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院施設費
	参議院	参議院施設費
	国立国会図書館	国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	会計検査院施設費
内閣	内閣官房	内閣官房施設費、情報収集衛星施設費
内閣府	内閣本府	内閣本府（地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金及び沖縄振興特別事業費補助金に限る。）、内閣本府施設費、独立行政法人国民生活センター施設整備費、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生施設整備費、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費、沖縄開発事業費、沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄特定開発事業推進調査費、地域再生推進費
	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費
	警察庁	船舶建造費、警察庁施設費、都道府県警察費補助（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）

総務省	総務本省	総務本省(地域情報通信基盤整備推進交付金に限る。)、総務本省施設費、過疎地域振興対策費(地域間交流施設整備事業費補助金に限る。)、独立行政法人情報通信研究機構施設整備費、電気通信監理施設費、情報通信格差是正事業費
	消防庁	消防防災施設等整備費(消防防災施設整備費補助金に限る。)
法務省	法務本省	法務省施設費
外務省	外務本省	外務本省施設費
	在外公館	在外公館施設費
財務省	財務本省	財務本省施設費、公務員宿舎施設費
	財務局	財務局施設費
	税関	税関施設費、船舶建造費
	国税庁	税務官署施設費
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省施設費、スポーツ科学技術振興施設費、公立文教施設災害復旧費、公立文教施設整備費、独立行政法人国立科学博物館施設整備費、独立行政法人国立女性教育会館施設整備費、学校教育振興費(放送大学学園施設整備費補助金に限る。)、独立行政法人国立特殊教育総合研究所施設整備費、独立行政法人教員研修センター施設整備費、独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費、国立大学法人施設整備費、国立大学法人船舶建造費、私立学校助成費(私立学校施設整備費補助金に限る。)、科学技術振興費(地上デジタルテレビジョン放送施設整備費補助金及び特定先端大型研究施設整備費補助金に限る。)、独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費、独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費、独立行政法人理化学研究所施設整備費、独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費、独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費、独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費、独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費、独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費、独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費、独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費
	文化庁	文化庁施設費、独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費、文化財保存施設整備費
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省施設費、独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費、保健衛生施設整備費、国立高度専門医療センター施設費、独立行政法人国立病院機構施設整備費、ハンセン病資料館施設費、社会福祉施設整備費、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費、医療観察等実施費(心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金に限る。)、水道施設整備費
	検疫所	検疫所施設費
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設費
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所施設費
	国立更生援護機関	国立更生援護所施設費
	都道府県労働局	都道府県労働局施設費
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省施設費、総合食料対策費(総合食料対策事業費補助金及び消費・安全対策整備交付金に限る。)、農業・食品産業強化対策費(農業・食品産業強化対策事業費補助金、成果重視事業低コスト植物工場確立事業費補助金及び農業・食品産業強化対策整備交付金に限る。)、独立行政法人農林水産消費技術センター施設整備費、独立行政法人肥飼料検査所施設整備費、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、独立行政法人種苗管理センター施設整備費、独立行政法人家畜改良センター施設整備費、農村振興費(成果重視事業農村振興対策事業費補助金、農山漁村地域活性化整備交付金及びバイオマス利活用整備交付金に限る。)、海岸事業費、農業生産基盤整備事業費、農村整備事業費、農地等保全管理事業費、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所施設費
	農林水産技術会議	農林水産業技術振興施設費、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費、独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費、独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費

	地方農政局	地方農政局施設費、海岸事業工事諸費、地すべり対策事業工事諸費、農業施設災害復旧事業等工事諸費
	林野庁	林野庁施設費、林業振興費（森林整備・保全施設整備交付金及び林業・木材産業等振興施設整備交付金に限る。）、独立行政法人林木育種センター施設整備費、独立行政法人森林総合研究所施設整備費、治山事業費、森林環境保全整備事業費、農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費、緑資源整備事業費（緑資源整備事業費補助に限る。）、森林居住環境整備事業費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費
	水産庁	船舶建造費、水産業振興費（水産業振興等施設整備交付金に限る。）、独立行政法人水産大学校施設整備費、独立行政法人水産大学校船舶建造費、独立行政法人水産総合研究センター施設整備費、海岸事業費、水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省施設費、地域経済活性化対策費（新事業支援施設整備費補助金に限る。）、独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費、独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費、工業用水道事業費
	経済産業局	経済産業局施設費
	中小企業庁	中小企業対策費（少子高齢化等対応中小商業活性化施設整備費補助金に限る。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構施設整備費
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省（観光基盤施設整備費補助金、都市地方連携推進事業費補助金及び港湾機能高度化施設整備費補助金に限る。）、国土交通本省施設費、独立行政法人土木研究所施設整備費、独立行政法人建築研究所施設整備費、官庁営繕費、鉄道建設及運輸施設整備等助成費（整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金に限る。）、都市再生プロジェクト及景観形成施設整備推進費、小笠原諸島振興開発事業費（小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。）、離島振興特別事業費、河川管理施設整備費、独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費、独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費、独立行政法人航海訓練所施設整備費、独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費、独立行政法人航空大学校施設整備費、独立行政法人電子航法研究所施設整備費、水資源開発事業費、治水事業費、急傾斜地崩壊対策等事業費、海岸事業費、海岸事業工事諸費、港湾事業費、空港整備事業費、都市鉄道・幹線鉄道整備事業費、鉄道防災事業費、新幹線鉄道整備事業費、住宅建設等事業費、都市環境整備事業費（都市開発事業調査費、市街地再開発事業費補助、都市再生推進事業費補助、都市水環境整備事業費補助、緑地環境整備総合支援事業費補助、後進地域特例法適用団体補助率差額、まちづくり交付金、都市開発資金融通特別会計へ繰入及び都市水環境整備事業費治水特別会計へ繰入に限る。）、都市計画事業費、河川等災害復旧事業費、河川等災害復旧事業等工事諸費、河川等災害関連事業費、離島振興事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、北海道治水事業費、北海道急傾斜地崩壊対策等事業費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、北海道港湾事業費、北海道空港整備事業費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市環境整備事業費、北海道都市計画事業費、北海道水道施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道森林環境保全整備事業費、北海道森林居住環境整備事業費、北海道水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、都市再生プロジェクト事業推進費、社会資本整備事業調整費、景観形成事業推進費、災害対策等緊急事業推進費、北海道特定特別総合開発事業推進費、道州制北海道モデル事業推進費、北海道特定開発事業推進調査費
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所施設費
	国土地理院	国土地理院施設費
	地方整備局	地方整備局施設費、都市公園事業工事諸費、道路災害復旧事業工事諸費

	北海道開発局	北海道開発局施設費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市水環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道水産基盤整備事業工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費
	気象庁	気象官署施設費
	海上保安庁	海上保安官署施設費、船舶建造費、航路標識整備事業費、航路標識整備事業工事諸費
環境省	環境本省	独立行政法人国立環境研究所施設整備費、環境保全施設整備費、廃棄物処理施設整備費、自然公園等事業費、自然公園等事業工事諸費、環境調査研修所施設費
	地方環境事務所	地方環境事務所施設費

（一時借入金等の最高額）

第８条　「財政法」第７条第３項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額は、24,000,000,000千円とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第９条　「財政法」第15条第２項の規定により平成18年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。

（損失補償契約等の限度額）

第10条　次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、平成18年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	限度額
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第８条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額　千円　2,626,000,000
「矯正医官修学資金貸与法」第４条の規定による金額の限度	貸与すべき修学資金の総額　15,552
「農業近代化資金融通法」第３条第３項の規定による金額の限度	平成18年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　84,017
「漁業近代化資金融通法」第３条第３項の規定による金額の限度	平成18年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　48,000
「農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法」第４条の規定による金額の限度	平成18年度以降12箇年度間を通ずる利子補給金の総額　53,203

２　「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第２条の３の規定により平成18年度において国際復興開発銀行に設けられる地球環境の保全を支援するための基金に充てるため拠出することができる金額の限度は、55,092,400千円とする。

３　「アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律」第２条第３項の規定により平成18年度においてアフリカ開発基金に出資することができる金額の限度は、外国貨幣換算率により換算した金額が2,020,416千円に相当するアメリカ合衆国通貨の金額を「アフリカ開発基金を設立する協定」第１条１に規定する計算単位に換算した金額とする。

４　「米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第２条第２項の規定により平成18年度において米州開発銀行に設けられる多数国間の基金に充てるため拠出することができる金額の限度は、1,257,721千円とする。

５　「国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律」第２条の規定により平成18年度において国際農業開発基金に拠出することができる金額の限度は、3,635,719千円とする。

（債務保証契約の限度額）

第11条　次の表の左欄に掲げる法人が平成18年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

債務	根拠規定	金額の限度
１　国民生活金融公庫 国民生活債券に係る債務	「国民生活金融公庫法」第22条の４第１項	額面総額80,000,000千円及びその利息に相当する金額
２　中小企業金融公庫 イ　中小企業債券（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「中小企業金融公庫法」第25条の３第１項	額面総額130,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　中小企業債券のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が40,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「中小企業金融公庫法」第25条の３第１項	

3　公営企業金融公庫 イ　公営企業債券(ロに掲げるものを除く。)に係る債務	「公営企業金融公庫法」第26条第1項	額面総額870,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　公営企業債券のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が130,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「公営企業金融公庫法」第26条第1項	
4　日本政策投資銀行 イ　日本政策投資銀行債券(ロに掲げるものを除く。)に係る債務	「日本政策投資銀行法」第45条第1項	額面総額190,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　日本政策投資銀行債券のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が190,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「日本政策投資銀行法」第45条第1項	

5　国際協力銀行 国際協力銀行債券のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が240,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「国際協力銀行法」第47条第1項	
6　社会保険診療報酬支払基金 次に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金に係る債務		
(1)　老人保健関係業務に関するもの	「老人保健法」	(1)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額760,000,000千円、(2)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額400,000,000千円並びに(3)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額210,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(2)　退職者医療関係業務に関するもの	「国民健康保険法」	
(3)　介護保険関係業務に関するもの	「介護保険法」	

官　報　（号　外）

7　預金保険機構 次に掲げる預金保険機構債券及び借入金に係る債務 (1)　「預金保険法」に係る業務((2)に掲げるものを除く。)に関するもの (2)　危機対応業務に関するもの (3)　金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの (4)　金融機能早期健全化業務に関するもの (5)　「株式会社産業再生機構法」に係る業務に関するもの (6)　金融機能強化業務及び「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」附則第3条第1項に規定する旧組織再編成促進特別措置法に係る業務に関するもの	「預金保険法」第42条の2 「預金保険法」第126条第2項 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第66条 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」附則第5条第2項 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」第17条 「株式会社産業再生機構法」第50条 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」第45条及び附則第4条第2項	(1)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額19,000,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額17,000,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額7,000,000,000千円、(4)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額5,000,000,000千円、(5)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額150,000,000千円並びに(6)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額2,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
8　銀行等保有株式取得機構 銀行等保有株式取得機構債券及び借入金に係る債務	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」第51条	額面総額及び元本金額の合計額1,400,000,000千円並びにその利息に相当する金額
9　独立行政法人農業者年金基金 借入金に係る債務	「独立行政法人農業者年金基金法」附則第17条第3項	元本金額39,130,000千円及びその利息に相当する金額
10　独立行政法人農林漁業信用基金 次に掲げる借入金に係る債務 (1)　林業等資金寄託業務に関するもの (2)　林業等資金貸付業務に関するもの	「独立行政法人農林漁業信用基金法」第18条 同　条	(1)に掲げる借入金にあっては元本金額3,800,000千円及び(2)に掲げる借入金にあっては元本金額873,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
11　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」	額面総額及び元本金額の合計額53,000,000千円並びにその利息に相当する金額
12　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油天然ガス・金属鉱物資源債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」第15条	額面総額及び元本金額の合計額597,300,000千円並びにその利息に相当する金額
13　独立行政法人環境再生保全機構 借入金に係る債務	「独立行政法人環境再生保全機構法」	元本金額4,700,000千円及びその利息に相当する金額
14　独立行政法人都市再生機構 都市再生債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人都市再生機構法」	額面総額及び元本金額の合計額280,000,000千円並びにその利息に相当する金額

15　独立行政法人日本原子力研究開発機構 借入金に係る債務	「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」第21条	元本金額3,938,000千円及びその利息に相当する金額
16　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 日本高速道路保有・債務返済機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」第23条	額面総額及び元本金額の合計額2,185,000,000千円並びにその利息に相当する金額
17　「保険業法」の規定により設立の認可を受けた保険契約者保護機構のうち同法に掲げる生命保険業免許、外国生命保険業免許又は特定生命保険業免許を受けた保険会社をその会員とする法人 借入金に係る債務	「保険業法」第265条の42の2	元本金額960,000,000千円及びその利息に相当する金額
18　関西国際空港株式会社 社債に係る債務	「関西国際空港株式会社法」第9条第1項	額面総額34,800,000千円及びその利息に相当する金額
19　株式会社産業再生機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社産業再生機構法」第40条	額面総額及び元本金額の合計額3,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
20　日本環境安全事業株式会社 借入金に係る債務	「日本環境安全事業株式会社法」第12条	元本金額15,425,000千円及びその利息に相当する金額
21　東日本高速道路株式会社 社債に係る債務	「高速道路株式会社法」附則第3条	額面総額133,600,000千円及びその利息に相当する金額
22　首都高速道路株式会社 社債に係る債務	「高速道路株式会社法」附則第3条	額面総額28,700,000千円及びその利息に相当する金額
23　中日本高速道路株式会社 社債に係る債務	「高速道路株式会社法」附則第3条	額面総額216,000,000千円及びその利息に相当する金額
24　西日本高速道路株式会社 社債に係る債務	「高速道路株式会社法」附則第3条	額面総額113,400,000千円及びその利息に相当する金額
25　阪神高速道路株式会社 社債に係る債務	「高速道路株式会社法」附則第3条	額面総額17,400,000千円及びその利息に相当する金額
26　「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第3条第1項の規定により指定された民間都市開発推進機構 民間都市開発推進債券及び借入金に係る債務	「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第9条及び附則第16条第3項	額面総額及び元本金額の合計額144,829,000千円並びにその利息に相当する金額

2　政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、第1項第1号から第5号までの各号、第9号、第12号から第14号までの各号、第16号、第18号若しくは第20号から第26号までの各号に掲げる法人の事業資金又は借入金及び債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合において、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い当該各号に規定する債券、社債又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証する必要があるときは、当該各号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額を増額することができる。

3　第1項第1号から第8号までの各号、第11号、第12号、第14号、第16号、第18号、第19号及び第21号から第26号までの各号に規定する債券又は社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は社債の額面金額及びその利息に相当する金額（期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数

官報（号外）

料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。）をこれらの各号に定める限度額（前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額が増額された場合には、当該増額された後の金額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（予算の移替え等）

第12条　行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「乙号継続費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分によることができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第13条　次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	国民生活安定対策等生活政策推進費、民間資金活用等経済政策推進費、災害対策総合推進調整費、沖縄特別振興対策調整費、沖縄振興計画推進調査費、大規模駐留軍用地跡地等利用推進費、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費、沖縄北部特別振興対策事業費、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生諸費、沖縄保健衛生施設整備費、沖縄農業振興費、沖縄特別振興対策事業費、沖縄開発事業費、沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄特定開発事業推進調査費、地域再生推進費
	防衛施設庁	施設運営等関連諸費
財務省	財務本省	公務員宿舎施設費（国会、裁判所又は会計検査院の省庁別宿舎の設置に係るものに限る。）
文部科学省	文部科学本省	科学技術振興調整費、放射能調査研究費、南極地域観測事業費、南極地域観測船建造費、原子力試験研究費
国土交通省	国土交通本省	国土施策創発調査費、都市再生プロジェクト推進調査費、都市再生プロジェクト及景観形成施設整備推進費、奄美群島園芸振興費、水資源開発事業費、離島振興事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、北海道水道施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道森林環境保全整備事業費、北海道森林居住環境整備事業費、北海道水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、都市再生プロジェクト事業推進費、社会資本整備事業調整費、景観形成事業推進費、災害対策等緊急事業推進費、北海道特定特別総合開発事業推進費、道州制北海道モデル事業推進費、北海道特定開発事業推進調査費
環境省	環境本省	地球環境保全等試験研究費、環境研究総合推進費

（予算の移用）

第14条　「財政法」第33条第1項ただし書の規定により移用することができる場合は、第1表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合、第2表の各号に掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第3表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第1表　各組織の間の移用

所管	移用することができる組織（括弧書は当該組織の経費を示す。）
1　内閣府	イ　内閣本府（揮発油税等財源沖縄道路整備事業費、揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業費、沖縄開発事業費、航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費）と沖縄総合事務局（沖縄治水事業工事諸費、揮発油税等財源沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費） ロ　防衛本庁（施設整備費）と防衛施設庁（施設運営等関連諸費）
2　農林水産省	農林水産本省（海岸事業費、農地等保全管理事業費）と地方農政局（海岸事業工事諸費、地すべり対策事業工事諸費）

3　国土交通省	イ　国土交通本省（都市計画事業費）と地方整備局（都市公園事業工事諸費） ロ　国土交通本省（北海道治水事業費、北海道急傾斜地崩壊対策等事業費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、揮発油税等財源北海道道路整備事業費、北海道港湾事業費、北海道空港整備事業費、航空機燃料税財源北海道空港整備事業費、北海道住宅建設等事業費、揮発油税等財源北海道道路環境整備事業費、北海道都市環境整備事業費、北海道都市計画事業費、北海道水道施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道森林環境保全整備事業費、北海道森林居住環境整備事業費、北海道水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費）と北海道開発局（北海道治水海岸事業工事諸費、揮発油税等財源北海道道路事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、揮発油税等財源北海道道路環境整備事業工事諸費、北海道都市水環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道水産基盤整備事業工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費）

第2表　各項の間の移用

所管	組織	移用することができる項
1　内閣府	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、揮発油税等財源沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費及び沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費の各項の間
2　厚生労働省	厚生労働本省	職業転換対策事業費と特定地域開発就労事業費
3　農林水産省	農林水産本省 地方農政局 林野庁 水産庁	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費 海岸事業工事諸費と地すべり対策事業工事諸費 山林施設災害復旧事業費と山林施設災害関連事業費 漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費
4　国土交通省	国土交通本省	イ　海岸事業費と海岸事業工事諸費 ロ　河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費 ハ　離島振興事業費と農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費 ニ　北海道急傾斜地崩壊対策等事業費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市計画事業費、北海道水道施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道森林環境保全整備事業費、北海道森林居住環境整備事業費、北海道水産基盤整備費及び農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費の各項の間
	北海道開発局	北海道治水海岸事業工事諸費、揮発油税等財源北海道道路事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、揮発油税等財源北海道道路環境整備事業工事諸費、北海道都市水環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道水産基盤整備事業工事諸費及び北海道災害復旧事業等工事諸費の各項の間
	海上保安庁	航路標識整備事業費と航路標識整備事業工事諸費
5　環境省	環境本省	自然公園等事業費と自然公園等事業工事諸費

第3表　各組織の間又は各項の間の移用

1　予定経費要求書に予定した職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
2　予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

（俸給予算等の制限）

第15条　俸給予算の執行に当たっては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

（消費税の収入が充てられる経費の範囲）

第16条　消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

官報（号外）

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	参議院	参議院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	国立国会図書館	国立国会図書館（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
裁判所	裁判所	最高裁判所（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
会計検査院	会計検査院	会計検査院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣	内閣官房	内閣官房（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	人事院	人事院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣府	内閣本府	内閣本府（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	宮内庁	宮内庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	公正取引委員会	公正取引委員会（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	防衛本庁	防衛本庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	防衛施設庁	防衛施設庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	金融庁	金融庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
法務省	法務本省	法務本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
外務省	外務本省	外務本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
財務省	財務本省	財務本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、国家公務員共済組合連合会等助成費（基礎年金国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金に限る。）
	国税庁	税務官署（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、私立学校助成費（基礎年金日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。）
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、老人医療・介護保険給付諸費（臨時老人薬剤費特別給付金、介護給付費等負担金、老人医療給付費負担金及び介護給付費財政調整交付金に限る。）、国民健康保険助成費（老人保健医療費拠出金補助金、介護納付金補助金、老人保健医療費拠出金負担金、介護納付金負担金、老人保健医療費拠出金財政調整交付金及び介護納付金財政調整交付金に限る。）、社会保険国庫負担金（老人保健医療費拠出金厚生保険特別会計へ繰入及び介護納付金厚生保険特別会計へ繰入に限る。）、厚生年金保険国庫負担金（基礎年金厚生保険特別会計へ繰入に限る。）、国民年金国庫負担金（基礎年金国民年金特別会計へ繰入に限る。）
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	林野庁	林野庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
環境省	環境本省	環境本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）

甲号　歳入歳出予算

歳　　入

主管	部	款	項	金額(千円)	
国会	雑収入			1,160,888	
		国有財産利用収入		1,150,351	
			国有財産貸付収入	1,136,730	
			国有財産使用収入	13,621	
		諸収入		10,537	
			弁償及返納金	3,552	
			物品売払収入	463	
			雑入	6,522	
裁判所	雑収入			18,570,753	
		国有財産利用収入		802,425	
			国有財産貸付収入	794,032	
			国有財産使用収入	8,393	
		納付金		46,750	
			法科大学院設置者納付金	46,750	
		諸収入		17,721,578	
			許可及手数料	776,164	
			懲罰及没収金	67,335	
			弁償及返納金	73,424	
			物品売払収入	10,409	
			雑入	16,794,246	
会計検査院	雑収入			34,206	
		国有財産利用収入		28,167	
			国有財産貸付収入	28,099	
			国有財産使用収入	68	

官報（号外）

官　報（号外）

		諸収入		6,039	
			弁償及返納金	5,375	
			物品売払収入	70	
			雑入	594	
内閣	雑収入			315,319	
		国有財産利用収入		26,023	
			国有財産貸付収入	23,434	
			国有財産使用収入	2,589	
		諸収入		289,296	
			許可及手数料	493	
			弁償及返納金	267,215	
			雑入	21,588	
内閣府	官業益金及官業収入			15,374,295	
		官業収入		15,374,295	
			病院収入	15,374,295	
	政府資産整理収入			1,336,725	
		国有財産処分収入		1,023,183	
			国有財産売払収入	1,023,183	
		回収金等収入		313,542	
			貸付金等回収金収入	191,581	
			事故補償費返還金	121,961	
	雑収入			51,571,667	
		国有財産利用収入		11,776,552	
			国有財産貸付収入	11,769,316	
			国有財産使用収入	3,587	
			利子収入	3,649	
		納付金		4,544,917	
			雑納付金	4,544,917	

		諸収入		35,250,198
			特別会計受入金	181,458
			授業料及入学検定料	2,890
			許可及手数料	247
			受託調査試験及役務収入	32,477
			弁償及返納金	30,124,497
			物品売払収入	595,914
			雑入	4,312,715
			計	68,282,687
総務省	政府資産整理収入			338,263
		回収金等収入		338,263
			貸付金等回収金収入	338,263
	雑収入			67,281,601
		国有財産利用収入		112,937
			国有財産貸付収入	102,910
			国有財産使用収入	9,797
			利子収入	230
		納付金		2,022,787
			雑納付金	2,022,787
		諸収入		65,145,877
			許可及手数料	302,949
			弁償及返納金	558,364
			電波利用料収入	64,028,187
			雑入	256,377
			計	67,619,864
法務省	雑収入			113,565,810
		国有財産利用収入		737,133
			国有財産貸付収入	735,726

官報(号外)

			利子収入	1,407	
		諸収入		112,828,677	
			許可及手数料	1,072	
			懲罰及没収金	103,234,120	
			弁償及返納金	1,339,928	
			矯正官署作業収入	6,220,702	
			物品売払収入	60,495	
			雑入	1,972,360	
外務省	雑収入			8,319,495	
		国有財産利用収入		834,924	
			国有財産貸付収入	819,426	
			国有財産使用収入	589	
			利子収入	14,909	
		諸収入		7,484,571	
			許可及手数料	2,729,533	
			弁償及返納金	4,639,204	
			物品売払収入	40,148	
			雑入	75,686	
財務省	租税及印紙収入			45,878,000,000	
		租税		44,661,000,000	
			所得税	12,788,000,000	
			法人税	13,058,000,000	
			相続税	1,380,000,000	
			消費税	10,538,000,000	
			酒税	1,572,000,000	
			たばこ税	940,000,000	
			揮発油税	2,156,000,000	
			石油ガス税	14,000,000	

			航空機燃料税	87,000,000
			石油石炭税	476,000,000
			自動車重量税	737,000,000
			関税	906,000,000
			とん税	9,000,000
		印紙収入		1,217,000,000
			印紙収入	1,217,000,000
	政府資産整理収入			199,860,328
		国有財産処分収入		189,860,328
			国有財産売払収入	189,860,328
		回収金等収入		10,000,000
			貸付金等回収金収入	10,000,000
	雑収入			2,595,385,481
		国有財産利用収入		45,365,475
			国有財産貸付収入	39,704,182
			国有財産使用収入	2
			配当金収入	2,750
			利子収入	5,658,541
		納付金		531,862,068
			日本銀行納付金	447,800,000
			雑納付金	80,229,301
			独立行政法人造幣局納付金	3,832,767
		諸収入		2,018,157,938
			文官恩給費特別会計等負担金	4,890,458
			特別会計受入金	1,923,284,663
			許可及手数料	4,311,890
			受託調査試験及役務収入	10,398,752
			懲罰及没収金	330,225

			弁償及返納金	1,641,769
			物品売払収入	9,994
			貨幣回収準備資金受入	32,803,970
			雑入	40,486,217
	公債金			29,973,000,000
		公債金		29,973,000,000
			公債金	5,484,000,000
			特例公債金	24,489,000,000
	前年度剰余金受入			62,367,646
		前年度剰余金受入		62,367,646
			前年度剰余金受入	62,367,646
			計	78,708,613,455
文部科学省	雑収入			22,838,400
		国有財産利用収入		512,341
			国有財産貸付収入	471,835
			国有財産使用収入	40,506
		納付金		6,357,230
			雑納付金	6,314,102
			独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金	43,128
		諸収入		15,968,829
			特別会計受入金	13,600,000
			許可及手数料	73,400
			弁償及返納金	1,143,955
			物品売払収入	6,620
			雑入	1,144,854
厚生労働省	官業益金及官業収入			1,599,622
		官業収入		1,599,622

			病院収入	1,575,573
			診療所収入	24,049
	政府資産整理収入			2,142,849
		回収金等収入		2,142,849
			貸付金等回収金収入	2,142,849
	雑収入			159,363,781
		国有財産利用収入		377,756
			国有財産貸付収入	371,349
			国有財産使用収入	4,313
			利子収入	2,094
		納付金		239,018
			雑納付金	239,018
		諸収入		158,747,007
			授業料及入学検定料	130,017
			許可及手数料	160,608
			受託調査試験及役務収入	231,460
			弁償及返納金	152,075,527
			物品売払収入	2,669,322
			雑入	3,480,073
			計	163,106,252
農林水産省	雑収入			380,290,941
		国有財産利用収入		432,829
			国有財産貸付収入	432,810
			国有財産使用収入	19
		納付金		288,227,832
			日本中央競馬会納付金	276,303,000
			雑納付金	11,924,832
		諸収入		91,630,280

官報（号外）

			特別会計受入金	80,835,851
			公共事業費負担金	5,566,304
			許可及手数料	128,058
			受託調査試験及役務収入	1,269
			懲罰及没収金	44,634
			弁償及返納金	3,660,605
			物品売払収入	9,024
			雑入	1,384,535
経済産業省	政府資産整理収入			8,432,222
		回収金等収入		8,432,222
			特別会計整理収入	1,013
			貸付金等回収金収入	8,431,209
	雑収入			85,830,945
		国有財産利用収入		106,390
			国有財産貸付収入	90,497
			国有財産使用収入	15,893
		納付金		25,269,026
			雑納付金	725,360
			特定アルコール譲渡者納付金	24,543,666
		諸収入		60,455,529
			特別会計受入金	50,447,009
			許可及手数料	57,236
			弁償及返納金	6,621,750
			物品売払収入	16,386
			雑入	3,313,148
			計	94,263,167
国土交通省	政府資産整理収入			1,620,557
		国有財産処分収入		218,066

			国有財産売払収入	218,066
		回収金等収入		1,402,491
			貸付金等回収金収入	1,402,491
	雑収入			35,506,440
		国有財産利用収入		2,842,770
			国有財産貸付収入	874,343
			国有財産使用収入	1,968,287
			利子収入	140
		納付金		3,296,467
			雑納付金	3,296,467
		諸収入		29,367,203
			公共事業費負担金	21,193,443
			許可及手数料	320,619
			受託調査試験及役務収入	209,253
			懲罰及没収金	27,830
			弁償及返納金	4,399,456
			物品売払収入	65,115
			雑入	3,151,487
			計	37,126,997
環境省	雑収入			1,915,987
		国有財産利用収入		592,938
			国有財産貸付収入	424,192
			国有財産使用収入	168,746
		納付金		705,245
			雑納付金	705,245
		諸収入		617,804
			許可及手数料	125
			弁償及返納金	607,607

			物品売払収入	1,327	
			雑入	8,745	
歳入総計				79,686,024,221	

歳出

所管	組織	項	金額(千円)	
皇室費	皇室費	内廷費	324,000	
		宮廷費	6,253,988	
		皇族費	273,585	
		計	6,851,573	
国会	衆議院	衆議院	62,935,650	
		衆議院施設費	2,408,874	
		衆議院予備経費	7,000	
		計	65,351,524	
	参議院	参議院	38,472,245	
		参議院施設費	2,211,255	
		参議院予備経費	5,000	
		計	40,688,500	
	国立国会図書館	国立国会図書館	21,261,880	
		国立国会図書館施設費	1,904,232	
		計	23,166,112	
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	136,527	
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	117,777	
	国会所管合計		129,460,440	
裁判所	裁判所	最高裁判所	84,854,193	
		下級裁判所	196,354,047	
		裁判費	23,794,847	

		裁判所施設費	22,223,000
		裁判所予備経費	8,000
		計	327,234,087
	検察審査会	検察審査会	5,872,304
	裁判所所管合計		333,106,391
会計検査院	会計検査院	会計検査院	20,199,873
		会計検査院施設費	100,573
		計	20,300,446
内閣	内閣官房	内閣官房	17,396,612
		内閣官房施設費	433,286
		情報収集衛星業務費	60,198,545
		情報収集衛星施設費	950,965
		安全保障会議	340,907
		計	79,320,315
	内閣法制局	内閣法制局	1,057,761
	人事院	人事院	10,081,924
	内閣所管合計		90,460,000
内閣府	内閣本府	内閣本府	59,256,350
		内閣本府施設費	8,695,602
		独立行政法人国立公文書館運営費	1,869,393
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費	17,711,908
		国民生活安定対策等生活政策推進費	150,000
		民間資金活用等経済政策推進費	410,000
		災害対策総合推進調整費	275,000
		沖縄特別振興対策調整費	1,230,000
		沖縄振興計画推進調査費	100,000

官報（号外）

		大規模駐留軍用地跡地等利用推進費	220,000	
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費	7,570,045	
		沖縄北部特別振興対策事業費	5,000,000	
		独立行政法人国民生活センター運営費	2,971,585	
		独立行政法人国民生活センター施設整備費	109,334	
		沖縄教育振興事業費	9,778,000	
		沖縄保健衛生諸費	259,987	
		沖縄保健衛生施設整備費	63,665	
		沖縄農業振興費	2,959,076	
		独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構運営費	4,148,179	
		独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費	3,529,714	
		沖縄特別振興対策事業費	3,770,000	
		沖縄開発事業指導監督費	50,044	
		揮発油税等財源沖縄道路整備事業費	78,369,000	
		揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業費	12,139,000	
		沖縄開発事業費	119,400,563	
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費	2,108,000	
		沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費	5,000,000	
		沖縄特定開発事業推進調査費	55,000	
		地域再生推進費	137,700,000	
		経済社会総合研究所	3,954,405	
		計	488,853,850	
	北方対策本部	北方対策本部	416,296	

		独立行政法人北方領土問題対策協会運営費	654,040
		計	1,070,336
	国際平和協力本部	国際平和協力本部	720,531
	日本学術会議	日本学術会議	1,318,791
	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	5,871,367
		沖縄治水事業工事諸費	1,621,235
		揮発油税等財源沖縄道路事業工事諸費	1,001,000
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	674,283
		揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業工事諸費	96,000
		沖縄都市公園事業工事諸費	126,719
		沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費	693,200
		計	10,083,804
	宮内庁	宮内庁	10,661,556
	公正取引委員会	公正取引委員会	8,337,763
	警察庁	警察庁	174,880,207
		千葉県警察成田国際空港警備隊費	10,941,791
		船舶建造費	393,597
		科学警察研究所	2,142,606
		皇宮警察本部	8,561,243
		警察庁施設費	13,250,321
		都道府県警察費補助	49,245,131
		計	259,414,896
	防衛本庁	防衛本庁	2,403,520,086
		武器車両等購入費	493,903,914
		航空機購入費	191,263,253

		艦船建造費	16,646,318
		平成14年度甲Ⅳ型警備艦建造費	24,552,233
		平成14年度潜水艦建造費	14,772,464
		平成15年度甲Ⅳ型警備艦建造費	58,748,081
		平成15年度潜水艦建造費	7,825,628
		平成16年度甲Ⅲ型警備艦建造費	21,804,779
		平成16年度潜水艦建造費	28,042,082
		平成17年度潜水艦建造費	1,505,658
		平成18年度甲Ⅲ型警備艦建造費	226,764
		平成18年度潜水艦建造費	125,818
		施設整備費	115,042,935
		装備品等整備諸費	711,058,310
		施設整備等附帯事務費	4,118,111
		研究開発費	171,401,145
		計	4,264,557,579
	防衛施設庁	防衛施設庁	34,064,027
		調達労務管理費	141,768,607
		独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	4,307,364
		施設運営等関連諸費	357,773,321
		提供施設移設整備費	10,980,313
		相互防衛援助協定交付金	126,338
		計	549,019,970
	金融庁	金融庁	20,968,285
		経済協力費	103,367
		計	21,071,652
	内閣府所管合計		5,615,110,728

総務省	総務本省	総務本省	94,456,635
		総務本省施設費	190,089
		独立行政法人平和祈念事業特別基金運営費	907,040
		恩給費	942,372,478
		恩給支給事務費	3,479,269
		過疎地域振興対策費	698,995
		政党助成費	31,892,389
		地方交付税交付金	13,742,474,000
		地方特例交付金	815,960,000
		国有提供施設等所在市町村助成交付金	25,140,000
		施設等所在市町村調整交付金	6,400,000
		独立行政法人情報通信研究機構運営費	36,964,291
		独立行政法人情報通信研究機構施設整備費	61,838
		電気通信監理費	2,643,931
		電気通信監理施設費	32,317
		電波利用料財源電波監視等実施費	58,743,334
		独立行政法人統計センター運営費	9,466,325
		統計調査費	13,226,211
		国勢調査費	413,353
		国連アジア統計研修協力費	370,068
		情報通信格差是正事業費	5,360,000
		計	15,791,252,563
	管区行政評価局	管区行政評価局	7,751,759
	総合通信局	総合通信局	9,518,405

		電波利用料財源電波監視等実施費	5,284,853
		計	14,803,258
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	594,921
	消防庁	消防庁	5,774,797
		消防防災施設等整備費	8,455,305
		計	14,230,102
	総務省所管合計		15,828,632,603
法務省	法務本省	法務本省	112,293,191
		登記事務費	70,670,992
		日本司法支援センター運営費	5,979,887
		日本司法支援センター出資	351,000
		訟務費	1,684,892
		外国人登録事務費	5,014,012
		法務省施設費	21,276,998
		計	217,270,972
	法務総合研究所	法務総合研究所	2,081,105
		国連犯罪防止アジア地域研修協力費	287,305
		計	2,368,410
	検察庁	検察官署	98,430,658
		検察費	5,610,206
		計	104,040,864
	矯正官署	矯正官署	164,447,358
		矯正収容費	51,101,660
		刑務所作業費	3,843,440
		計	219,392,458
	更生保護官署	更生保護官署	11,091,933

		補導援護費	9,169,856
		計	20,261,789
	法務局	法務局	16,940,941
	地方入国管理官署	地方入国管理官署	29,569,174
		護送収容費	2,900,385
		計	32,469,559
	公安審査委員会	公安審査委員会	68,752
	公安調査庁	公安調査庁	15,135,803
	法務省所管合計		627,949,548
外務省	外務本省	外務本省	70,100,497
		外務本省施設費	799,717
		独立行政法人国際交流基金運営費	13,388,901
		経済協力費	170,910,494
		国際分担金其他諸費	129,391,254
		独立行政法人国際協力機構運営費	157,515,689
		国際協力銀行交付金	30,000,000
		計	572,106,552
	在外公館	在外公館	114,610,808
		在外公館施設費	4,523,536
		計	119,134,344
	外務省所管合計		691,240,896
財務省	財務本省	財務本省	98,013,950
		財務本省施設費	172,413
		第三者保証人特例措置等補給金	920,000
		国家公務員共済組合連合会等助成費	13,477,685
		日本鉄道共済組合等助成費	676,682

		産業投資特別会計へ繰入	48,054,000
		国債費	18,761,560,255
		公務員宿舎施設費	13,896,500
		政府出資	202,364,000
		特定国有財産整備費	3,942,605
		貨幣製造費	19,350,277
		経済協力費	27,098,327
		米州投資公社出資	245,172
		予備費	350,000,000
		計	19,539,771,866
	財務局	財務局	65,991,713
		財務局施設費	128,270
		計	66,119,983
	税関	税関	92,073,931
		税関施設費	232,559
		船舶建造費	496,125
		計	92,802,615
	国税庁	税務官署	714,030,786
		国税不服審判所	5,325,997
		税務官署施設費	2,818,553
		独立行政法人酒類総合研究所運営費	1,275,681
		計	723,451,017
	財務省所管合計		20,422,145,481
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省	166,192,153
		文部科学本省施設費	44,379
		スポーツ科学技術振興施設費	5,378,900
		文化功労者年金	749,000

		公立文教施設災害復旧費	784,300
		公立文教施設整備費	103,943,000
		教育統計調査費	168,980
		生涯学習振興費	12,536,158
		独立行政法人国立科学博物館運営費	3,244,341
		独立行政法人国立科学博物館施設整備費	1,214,065
		独立行政法人国立女性教育会館運営費	669,142
		独立行政法人国立女性教育会館施設整備費	82,900
		義務教育費国庫負担金	1,676,349,000
		学校教育振興費	83,331,036
		独立行政法人国立特殊教育総合研究所運営費	1,206,077
		独立行政法人国立特殊教育総合研究所施設整備費	79,275
		義務教育教科書費	39,533,759
		独立行政法人教員研修センター運営費	1,610,877
		独立行政法人教員研修センター施設整備費	191,892
		独立行政法人大学評価・学位授与機構運営費	2,074,126
		独立行政法人大学入試センター運営費	496,899
		独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	70,064,856
		独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	626,315
		独立行政法人メディア教育開発センター運営費	2,292,316
		育英事業費	113,397,756

官　報（号外）

		独立行政法人日本学生支援機構運営費	21,963,034	
		独立行政法人国立大学財務・経営センター運営費	545,740	
		国立大学法人運営費	1,221,477,558	
		国立大学法人施設整備費	50,037,208	
		国立大学法人船舶建造費	1,175,810	
		私立学校助成費	515,428,110	
		科学技術振興費	341,554,802	
		科学技術振興調整費	39,800,000	
		独立行政法人科学技術振興機構運営費	101,436,926	
		放射能調査研究費	1,030,187	
		原子力平和利用研究促進費	4,258,915	
		独立行政法人日本学術振興会運営費	29,364,000	
		独立行政法人物質・材料研究機構運営費	15,967,998	
		独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費	300,700	
		独立行政法人放射線医学総合研究所運営費	13,139,604	
		独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費	380,000	
		独立行政法人理化学研究所運営費	67,920,524	
		独立行政法人理化学研究所施設整備費	3,954,750	
		独立行政法人防災科学技術研究所運営費	8,494,933	
		独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費	1,002,770	
		南極地域観測事業費	3,371,362	
		南極地域観測船建造費	6,726,045	

		海洋開発及地球科学技術調査研究促進費	3,062,507
		独立行政法人海洋研究開発機構運営費	35,733,937
		独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費	252,200
		独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費	425,565
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構運営費	138,293,436
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	8,602,288
		原子力試験研究費	1,273,186
		独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	61,989,280
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	18,066,000
		スポーツ振興費	4,735,221
		独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	4,782,151
		独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	556,538
		独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費	11,522,277
		独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費	1,268,881
		計	5,026,155,945
	文部科学本省所轄機関	文部科学本省所轄研究所	5,195,030
		日本学士院	631,664
		計	5,826,694
	文化庁	文化庁	4,344,499
		文化庁施設費	7,257,744
		文化振興費	21,185,654

		独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	11,582,621
		独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費	411,797
		独立行政法人国立国語研究所運営費	1,095,999
		文化財保存事業費	20,001,620
		文化財保存施設整備費	18,197,073
		独立行政法人文化財研究所運営費	2,984,788
		独立行政法人国立美術館運営費	6,778,748
		独立行政法人国立博物館運営費	6,103,239
		日本芸術院	490,580
		計	100,434,362
	文部科学省所管合計		5,132,417,001
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省	154,877,815
		厚生労働本省施設費	189,210
		厚生労働統計調査費	6,289,208
		科学研究費	81,352,141
		独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費	908,027
		独立行政法人医薬基盤研究所運営費	11,443,277
		独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費	199,605
		保健衛生諸費	69,881,374
		保健衛生施設整備費	13,678,466
		独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	655,873
		国立高度専門医療センター経営費	47,450,654

国立高度専門医療センター施設費	658,477
独立行政法人国立病院機構運営費	50,608,520
独立行政法人国立病院機構施設整備費	3,510,700
原爆障害対策費	152,326,909
結核医療費	6,355,879
ハンセン病資料館施設費	1,363,147
独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	798,098
労働者災害補償保険費	1,242,434
独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	3,796,535
職業転換対策事業費	32,691,265
政府職員等失業者退職手当	964,799
雇用保険国庫負担金	394,729,500
特定地域開発就労事業費	5,038,349
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費	716,380
社会福祉諸費	75,226,224
社会福祉施設整備費	69,710,000
児童保護費	623,219,219
児童扶養手当給付諸費	154,592,582
母子福祉費	5,070,000
婦人保護費	2,086,986
児童手当国庫負担金	227,086,482
生活保護費	2,046,077,067
災害救助等諸費	721,500
独立行政法人福祉医療機構運営費	4,561,659

		遺族及留守家族等援護費	52,000,363	
		障害者自立支援給付諸費	373,349,147	
		身体障害者保護費	59,504,494	
		特別児童扶養手当等給付諸費	126,689,780	
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	2,620,271	
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	50,137	
		精神保健費	13,071,560	
		医療観察等実施費	13,409,997	
		老人福祉費	4,886,616	
		介護保険推進費	19,139,559	
		老人医療・介護保険給付諸費	4,399,354,499	
		健康保険組合助成費	10,060,031	
		国民健康保険助成費	3,617,256,707	
		企業年金連合会助成費	498,586	
		国民年金基金等助成費	1,812,125	
		独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	497,828	
		社会保険国庫負担金	996,229,306	
		厚生年金保険国庫負担金	4,832,299,961	
		国民年金国庫負担金	1,890,393,161	
		特別障害給付金国庫負担金	13,280,517	
		水道施設整備費	84,917,000	
		計	20,761,400,006	
	検疫所	検疫所	8,622,905	
		検疫所施設費	70,306	
		計	8,693,211	

	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所運営費	34,438,558
		国立ハンセン病療養所施設費	5,663,003
		計	40,101,561
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所	12,064,677
		血清等製造及検定費	561,418
		厚生労働本省試験研究所施設費	2,448,633
		計	15,074,728
	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	9,270,958
		国立更生援護所施設費	881,894
		計	10,152,852
	地方厚生局	地方厚生局	7,011,629
	都道府県労働局	都道府県労働局	96,776,938
		都道府県労働局施設費	599,482
		厚生労働統計調査費	137,779
		計	97,514,199
	中央労働委員会	中央労働委員会	1,787,441
	厚生労働省所管合計		20,941,735,627
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省	95,134,938
		農林水産本省施設費	1,484,154
		農林漁業統計情報費	9,001,881
		総合食料対策費	28,653,738
		農業・食品産業強化対策費	53,789,459
		主要食糧需給安定費	199,800,000
		独立行政法人農林水産消費技術センター運営費	5,564,728
		独立行政法人農林水産消費技術センター施設整備費	100,335
		独立行政法人肥飼料検査所運営費	1,772,282

			独立行政法人肥飼料検査所施設整備費	35,641	
			独立行政法人農薬検査所運営費	829,412	
			家畜伝染病予防費	3,713,607	
			農業生産振興費	49,121,113	
			独立行政法人農畜産業振興機構運営費	2,120,074	
			水田農業構造改革対策費	161,648,763	
			国産大豆生産安定対策費	25,651,549	
			独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	1,885,906	
			独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	157,853	
			糖価調整等対策費	12,338,536	
			独立行政法人種苗管理センター運営費	3,132,569	
			独立行政法人種苗管理センター施設整備費	214,770	
			牛肉等関税財源畜産振興費	87,000,000	
			独立行政法人家畜改良センター運営費	8,362,685	
			独立行政法人家畜改良センター施設整備費	448,926	
			農業経営対策費	11,531,806	
			農業者年金等実施費	151,944,260	
			独立行政法人農業者年金基金運営費	4,027,709	
			農林漁業金融費	43,564,019	
			農業保険費	117,744,461	
			農村振興費	78,949,989	
			風水害等対策費	100,000	

		農業生産基盤整備事業等指導監督費	232,785
		海岸事業費	6,793,303
		農業生産基盤整備事業費	299,461,140
		農村整備事業費	120,388,582
		農地等保全管理事業費	112,173,370
		農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費	15,512,700
		農業施設災害復旧事業費	7,269,306
		農業施設災害関連事業費	865,584
		農林水産政策研究所	888,864
		計	1,723,410,797
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	13,867,527
		農林水産本省検査指導所施設費	748,844
		計	14,616,371
	農林水産技術会議	農林水産技術会議	2,727,683
		農林水産業技術振興費	21,280,072
		農林水産業技術振興施設費	841,016
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	48,577,137
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	974,318
		独立行政法人農業生物資源研究所運営費	7,467,409
		独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費	370,014
		独立行政法人農業環境技術研究所運営費	3,280,035
		独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費	64,311
		独立行政法人国際農林水産業研究センター運営費	3,236,730

		独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費	46,807
		計	88,865,532
	地方農政局	地方農政局	95,672,315
		地方農政局施設費	477,972
		海岸事業工事諸費	310,697
		地すべり対策事業工事諸費	293,208
		農業施設災害復旧事業等工事諸費	662
		計	96,754,854
	北海道農政事務所	北海道農政事務所	5,053,153
	林野庁	林野庁	60,036,187
		林野庁施設費	44,353
		林業振興費	32,853,205
		独立行政法人林木育種センター運営費	1,904,977
		独立行政法人林木育種センター施設整備費	337,930
		独立行政法人森林総合研究所運営費	8,442,546
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費	154,440
		山林事業指導監督費	39,616
		治山事業費	104,169,000
		森林環境保全整備事業費	91,200,000
		農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費	341,000
		緑資源整備事業費	41,574,000
		森林居住環境整備事業費	26,033,000
		山林施設災害復旧事業費	4,133,000
		山林施設災害関連事業費	5,841,000
		計	377,104,254

	水産庁	水産庁	7,629,302
		船舶建造費	292,663
		漁業調査取締費	16,696,718
		水産業振興費	43,081,871
		独立行政法人水産大学校運営費	2,182,492
		独立行政法人水産大学校施設整備費	637,000
		独立行政法人水産大学校船舶建造費	2,059,112
		独立行政法人水産総合研究センター運営費	17,396,991
		独立行政法人水産総合研究センター施設整備費	1,607,066
		水産基盤整備事業等指導監督費	18,182
		海岸事業費	8,900,000
		水産基盤整備費	77,407,000
		農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費	1,050,000
		漁港施設災害復旧事業費	1,089,448
		漁港施設災害関連事業費	22,000
		計	180,069,845
	農林水産省所管合計		2,485,874,806
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省	75,820,393
		経済産業本省施設費	1,430,864
		独立行政法人経済産業研究所運営費	1,641,414
		地域経済活性化対策費	3,229,407
		中心市街地商業等活性化対策費	498,232
		商工鉱業統計調査費	479,194

		中小商工業等統計調査費	2,222,564
		独立行政法人日本貿易振興機構運営費	23,922,526
		経　済　協　力　費	18,504,417
		産　業　技　術　振　興　費	25,081,614
		中小企業新技術等振興費	4,880,837
		独立行政法人産業技術総合研究所運営費	66,437,300
		独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費	5,800,000
		独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	41,670,000
		独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	7,625,643
		独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費	120,000
		製　造　産　業　対　策　費	8,374,573
		情　報　処　理　振　興　対　策　費	8,551,668
		独立行政法人情報処理推進機構運営費	5,196,139
		工　業　用　水　道　事　業　費	3,106,000
		計	304,592,785
	経　済　産　業　局	経　済　産　業　局	15,759,862
		経　済　産　業　局　施　設　費	79,094
		商　工　鉱　業　統　計　調　査　費	132,828
		エ　ネ　ル　ギ　ー　対　策　費	118,187
		計	16,089,971
	資　源　エ　ネ　ル　ギ　ー　庁	資　源　エ　ネ　ル　ギ　ー　庁	2,446,032
		エ　ネ　ル　ギ　ー　対　策　費	215,506
		石油石炭税財源石油及エネルギー需給構造高度化対策費	356,000,000
		地　下　資　源　対　策　費	784,617

		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	3,961,231
		計	363,407,386
	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院	3,014,279
		電気等保安対策費	171,862
		産業保安監督官署	2,929,236
		計	6,115,377
	中小企業庁	中小企業庁	1,724,951
		中小企業対策費	67,476,988
		独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	22,160,000
		独立行政法人中小企業基盤整備機構施設整備費	1,251,000
		計	92,612,939
	経済産業省所管合計		782,818,458
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省	165,992,836
		国土交通本省施設費	307,365
		独立行政法人土木研究所運営費	3,893,559
		独立行政法人土木研究所施設整備費	226,624
		独立行政法人建築研究所運営費	2,027,800
		独立行政法人建築研究所施設整備費	92,858
		官庁営繕費	23,666,465
		独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	761,138
		独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構出資	4,100,000
		鉄道建設及運輸施設整備等助成費	41,951,058

官　報（号外）

		独立行政法人国際観光振興機構運営費	2,266,941	
		国土施策創発調査費	967,000	
		都市再生プロジェクト推進調査費	1,000,000	
		都市再生プロジェクト及景観形成施設整備推進費	388,000	
		国土調査費	24,825,907	
		豪雪地帯対策特別事業費	128,184	
		小笠原諸島振興開発事業費	1,571,881	
		離島振興特別事業費	446,344	
		奄美群島園芸振興費	91,488	
		河川管理費	1,329,427	
		河川管理施設整備費	132,302	
		揮発油税等財源道路整備密接関連事業費	21,719,629	
		独立行政法人交通安全環境研究所運営費	836,518	
		独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	78,039	
		海運助成費	3,844,047	
		船員雇用促進対策事業費	266,646	
		独立行政法人海上技術安全研究所運営費	3,068,567	
		独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費	389,424	
		独立行政法人航海訓練所運営費	6,653,945	
		独立行政法人航海訓練所施設整備費	126,068	
		独立行政法人海技教育機構運営費	2,931,880	
		老朽化化学兵器廃棄処理事業費	2,288,979	

		独立行政法人港湾空港技術研究所運営費	1,391,877	
		独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費	305,000	
		独立行政法人航空大学校運営費	2,781,009	
		独立行政法人航空大学校施設整備費	115,557	
		独立行政法人電子航法研究所運営費	625,793	
		独立行政法人電子航法研究所施設整備費	49,951	
		北海道開発計画費	742,447	
		国土交通事業指導監督費	1,016,058	
		水資源開発事業費	49,055,000	
		治水事業費	644,249,000	
		急傾斜地崩壊対策等事業費	29,658,000	
		海岸事業費	43,022,223	
		海岸事業工事諸費	1,983,777	
		揮発油税等財源道路整備事業費	1,270,761,000	
		港湾事業費	164,935,000	
		空港整備事業費	76,747,085	
		航空機燃料税財源空港整備事業費	79,555,915	
		都市鉄道・幹線鉄道整備事業費	42,679,000	
		鉄道防災事業費	500,000	
		新幹線鉄道整備事業費	70,600,000	
		住宅建設等事業費	246,212,000	
		住宅対策諸費	443,241,000	
		揮発油税等財源都市環境整備事業費	549,326,016	

		都市環境整備事業費	334,112,984	
		都市計画事業費	744,216,643	
		都市計画事業諸費	360,000	
		河川等災害復旧事業費	37,117,537	
		河川等災害復旧事業等工事諸費	344,732	
		河川等災害関連事業費	15,940,280	
		揮発油税等財源離島道路整備事業費	27,922,000	
		揮発油税等財源離島道路環境整備事業費	116,000	
		離島振興事業費	98,469,000	
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費	469,000	
		農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費	739,000	
		北海道治水事業費	105,575,000	
		北海道急傾斜地崩壊対策等事業費	1,205,000	
		北海道治山事業費	12,787,000	
		北海道海岸事業費	4,632,000	
		揮発油税等財源北海道道路整備事業費	212,373,000	
		北海道港湾事業費	23,847,000	
		北海道空港整備事業費	2,416,000	
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費	2,873,000	
		北海道住宅建設等事業費	22,907,000	
		揮発油税等財源北海道道路環境整備事業費	37,059,000	
		北海道都市環境整備事業費	1,011,000	
		北海道都市計画事業費	33,274,000	

		北海道水道施設整備費	4,863,000
		北海道廃棄物処理施設整備費	1,715,000
		北海道農業生産基盤整備事業費	95,131,970
		北海道農村整備事業費	7,625,000
		北海道農地等保全管理事業費	9,283,599
		北海道森林環境保全整備事業費	5,660,000
		北海道森林居住環境整備事業費	1,445,000
		北海道水産基盤整備費	33,073,000
		農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費	1,105,000
		都市再生プロジェクト事業推進費	10,000,000
		社会資本整備事業調整費	7,000,000
		景観形成事業推進費	20,000,000
		災害対策等緊急事業推進費	25,000,000
		北海道特定特別総合開発事業推進費	2,500,000
		道州制北海道モデル事業推進費	10,080,000
		北海道特定開発事業推進調査費	200,000
		計	5,992,371,372
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所	3,869,611
		国土技術政策総合研究所施設費	81,133
		計	3,950,744
	国土地理院	国土地理院	10,529,804
		国土地理院施設費	148,001
		計	10,677,805

	地方整備局	地方整備局	30,853,777
		地方整備局施設費	34,490
		都市公園事業工事諸費	1,709,357
		道路災害復旧事業工事諸費	17,798
		計	32,615,422
	北海道開発局	北海道開発局	9,806,358
		北海道開発局施設費	326,589
		北海道治水海岸事業工事諸費	9,304,000
		揮発油税等財源北海道道路事業工事諸費	20,062,000
		北海道港湾空港整備事業工事諸費	4,491,000
		揮発油税等財源北海道道路環境整備事業工事諸費	1,424,000
		北海道都市水環境整備事業工事諸費	178,000
		北海道都市公園事業工事諸費	117,000
		北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費	9,144,431
		北海道水産基盤整備事業工事諸費	1,084,000
		北海道災害復旧事業等工事諸費	32,653
		計	55,970,031
	地方運輸局	地方運輸局	23,799,915
	地方航空局	地方航空局	1,767,385
	船員労働委員会	船員労働委員会	558,288
	気象庁	気象官署	53,027,520
		静止気象衛星業務費	1,416,161
		気象官署施設費	360,984

		気象研究所	2,652,065
		計	57,456,730
	海上保安庁	海上保安官署	154,817,906
		海上保安官署施設費	365,328
		船舶建造費	18,503,334
		航路標識整備事業費	4,691,887
		航路標識整備事業工事諸費	600,113
		計	178,978,568
	海難審判庁	海難審判庁	2,345,445
	国土交通省所管合計		6,360,491,705
環境省	環境本省	環境本省	60,233,568
		廃棄物処理等科学研究費	1,300,000
		廃棄物処理事業災害対策費	100,000
		地球環境保全等試験研究費	1,376,660
		環境研究総合推進費	4,137,000
		独立行政法人国立環境研究所運営費	9,615,684
		独立行政法人国立環境研究所施設整備費	414,887
		独立行政法人環境再生保全機構運営費	2,422,100
		公害防止等調査研究費	3,447,725
		石油石炭税財源石油及エネルギー需給構造高度化対策費	20,500,000
		自然公園等管理費	1,360,127
		環境保全施設整備費	842,515
		廃棄物処理施設整備費	92,320,000
		自然公園等事業費	11,582,190
		自然公園等事業工事諸費	567,810
		環境調査研修所	1,219,464

		環境調査研修所施設費	380,227	
		計	211,819,957	
	地方環境事務所	地方環境事務所	5,506,283	
		地方環境事務所施設費	102,278	
		計	5,608,561	
	環境省所管合計		217,428,518	
歳出総計			79,686,024,221	

乙号　継　続　費

所管	組織	項	総額（千円）	年割額						事由
				平成14年度（千円）	平成15年度（千円）	平成16年度（千円）	平成17年度（千円）	平成18年度（千円）	平成19年度（千円）	
内閣府	防衛本庁	平成14年度甲Ⅳ型警備艦建造費								
		既定	141,698,217	2,139,119	11,823,206	37,057,104	66,126,608	24,552,180	—	
		改定	141,698,270	2,139,119	11,823,206	37,057,104	66,126,608	24,552,233	—	平成14年度甲Ⅳ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成14年度潜水艦建造費								
		既定	45,890,052	54,814	512,150	23,756,403	6,794,304	14,772,381	—	
		改定	45,890,135	54,814	512,150	23,756,403	6,794,304	14,772,464	—	平成14年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成15年度甲Ⅳ型警備艦建造費								
		既定	129,645,399	—	1,794,390	12,333,933	31,721,923	64,388,437	19,406,716	
		改定	130,773,152	—	1,794,390	12,333,933	31,721,923	58,748,081	26,174,825	平成15年度甲Ⅳ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

官報（号外）

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成15年度（千円）	平成16年度（千円）	平成17年度（千円）	平成18年度（千円）	平成19年度（千円）	平成20年度（千円）	事由
		平成15年度潜水艦建造費								
		既定	45,333,330	48,053	2,761,399	18,663,894	11,871,909	11,988,075	—	
		改定	45,401,389	48,053	2,761,399	18,663,894	7,825,628	16,102,415	—	平成15年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成16年度甲Ⅲ型警備艦建造費								
		既定	105,622,354	—	5,239,985	1,436,662	32,184,626	46,728,987	20,032,094	
		改定	105,889,699	—	5,239,985	1,436,662	21,804,779	57,367,119	20,041,154	平成16年度甲Ⅲ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成16年度潜水艦建造費								
		既定	59,872,294	—	3,198,593	1,307,768	34,584,545	9,363,161	11,418,227	
		改定	59,997,549	—	3,198,593	1,307,768	28,042,082	16,025,760	11,423,346	平成16年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成17年度（千円）	平成18年度（千円）	平成19年度（千円）	平成20年度（千円）	平成21年度（千円）	平成22年度（千円）	事由
		平成17年度潜水艦建造費								
		既定	58,627,759	3,938,305	2,188,476	25,791,245	12,286,085	14,423,648	—	
		改定	58,661,049	3,938,305	1,505,658	26,506,721	12,286,636	14,423,729	—	平成17年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

		平成18年度甲Ⅲ型警備艦建造費	97,512,569	—	226,764	1,744,724	26,640,297	46,939,386	21,961,398	甲Ⅲ型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため
		平成18年度潜水艦建造費	56,231,027	—	125,818	1,966,470	28,275,677	12,358,031	13,505,031	潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

丙号　繰越明許費

所管	組織	事項	所管	組織	事項
皇室	皇室費	(項)宮廷費のうち 施設整備費			情報処理業務庁費(食品安全総合情報システム開発経費に限る。)
国会	衆議院	(項)衆議院施設費			地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金
	参議院	(項)参議院施設費			被災者生活再建支援金補助金
	国立国会図書館	(項)国立国会図書館施設費			沖縄新産業創出対策事業推進費補助金
裁判所	裁判所	(項)裁判所施設費			内閣本府施設費
会計検査院	会計検査院	(項)会計検査院のうち 会計検査情報処理業務庁費(電子証拠書類等管理システム開発経費、決算確認システム開発経費及びネットワーク構築経費に限る。) 会計検査院施設費			遺棄化学兵器廃棄処理事業費　のうち 遺棄化学兵器廃棄処理業務庁費(資機材調達庁費に限る。) 遺棄化学兵器廃棄処理事業等委託費
内閣	内閣官房	(項)内閣官房施設費 情報収集衛星業務費のうち 情報収集衛星業務庁費(情報収集衛星搭載機器開発庁費に限る。) 情報収集衛星システム開発等委託費 情報収集衛星施設費			沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費　のうち 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業業務旅費(補助金附帯旅費に限る。) 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業業務庁費(補助金附帯庁費に限る。)
内閣府	内閣本府	(項)内閣本府のうち			

		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費補助金			日額旅費
					工事雑費
		沖縄北部特別振興対策事業費			沖縄港湾空港整備事業工事諸費のうち
		独立行政法人国民生活センター施設整備費			超過勤務手当
		沖縄教育振興事業費			日額旅費
		沖縄保健衛生施設整備費			工事雑費
		独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費			揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業工事諸費のうち
		沖縄特別振興対策事業費のうち			超過勤務手当
		沖縄特別振興対策事業費補助金（産業振興基盤整備・研究開発事業費に限る。）			日額旅費
					工事雑費
		揮発油税等財源沖縄道路整備事業費			沖縄都市公園事業工事諸費のうち
		揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業費			超過勤務手当
		沖縄開発事業費			日額旅費
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費			工事雑費
		沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費			沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費のうち
		地域再生推進費			超過勤務手当
	沖縄総合事務局	（項）沖縄治水事業工事諸費のうち	警察庁	（項）警察庁のうち	日額旅費
		超過勤務手当			工事雑費
		日額旅費			警察通信機器整備費（警察移動通信システム整備経費及び広域犯罪対策通信機器整備経費に限る。）
		工事雑費			警察庁施設費
		揮発油税等財源沖縄道路事業工事諸費のうち			都道府県警察費補助のうち
		超過勤務手当			都道府県警察施設整備費補助金

官報（号外）

					情報通信人材研修事業費補助金（情報通信セキュリティ人材育成センター開設支援事業費に限る。）
					地域情報通信基盤整備推進交付金
					総務本省施設費
					恩給費
					恩給支給事務費のうち
					恩給支給業務庁費（恩給支払窓口拡大システム開発経費に限る。）
					過疎地域振興対策費のうち
					過疎地域集落等整備事業費補助金（過疎地域集落再編整備事業費に限る。）
					地域間交流施設整備事業費補助金
					電波利用料財源電波監視等実施費のうち
					施設施工旅費
					電波監視等業務庁費（総合無線局監理システム電子申請機能等整備経費に限る。）
					施設施工庁費
					電波監視等技術試験等委託費（民間団体等委託費に限る。）
					施設整備費
					電波遮へい対策事業費等補助金
					特定周波数対策交付金
					情報通信格差是正事業費
				消防庁	（項）消防庁のうち
	防衛本庁	（項）	武器車両等購入費		
			航空機購入費		
			艦船建造費のうち		
			艦艇建造費		
			施設整備費		
			施設整備等附帯事務費		
			研究開発費のうち		
			試作品費		
			研究用機械器具費		
	防衛施設庁	（項）	防衛施設庁のうち		
			情報処理業務庁費（特別調達資金事務処理システム開発経費に限る。）		
			調達労務管理費のうち		
			特別給付金		
			施設運営等関連諸費		
			提供施設移設整備費		
総務省	総務本省	（項）	総務本省のうち		
			情報処理業務庁費（政府認証基盤最適化事業システム開発経費、地方公共団体調査・照会業務システム開発経費、電子契約システム設計費、電気通信行政関連業務最適化事業システム開発経費及び統計調査等業務最適化事業システム開発経費に限る。）		
			情報通信技術研究開発推進委託費（戦略的情報通信研究開発委託費に限る。）		
			情報通信技術開発支援等事業費補助金（通信・放送新規事業助成金及び字幕番組・解説番組等制作促進助成金に限る。）		

			消防防災技術研究開発委託費
			消防防災施設等整備費のうち
			緊急消防援助隊設備整備費補助金（救助消防ヘリコプター整備費及び救助消防ヘリコプター付属設備整備費に限る。）
			消防防災施設整備費補助金
法務省	法務本省	（項）	法務本省のうち
			更生保護事業費補助金（更生保護施設整備事業費に限る。）
			法務省施設費のうち
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			施設整備費
外務省	外務本省	（項）	外務本省施設費
			経済協力費のうち
			政府開発援助経済開発等援助費
	在外公館	（項）	在外公館施設費
財務省	財務本省	（項）	財務本省のうち
			歳入歳出関係事務機械化庁費（官庁会計システム開発経費に限る。）
			財務本省施設費
			公務員宿舎施設費
	財務局	（項）	財務局施設費
	税関	（項）	税関施設費
			船舶建造費
	国税庁	（項）	税務官署施設費のうち

文部科学省	文部科学本省		施設整備費
		（項）	文部科学本省施設費
			スポーツ科学技術振興施設費のうち
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			施設整備費
			公立文教施設災害復旧費
			公立文教施設整備費
			独立行政法人国立科学博物館施設整備費
			独立行政法人国立女性教育会館施設整備費
			学校教育振興費のうち
			放送大学学園施設整備費補助金
			学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費に限る。）
			独立行政法人国立特殊教育総合研究所施設整備費
			独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費
			国立大学法人施設整備費
			国立大学法人船舶建造費
			私立学校助成費のうち
			私立学校施設整備費補助金
			科学技術振興費のうち

官報（号外）

			地球観測技術等調査研究委託費
			独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費
			独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費
			独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費
			原子力試験研究費のうち
			試験研究費
			原子力試験研究委託費
			独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費
			独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費
			独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費　のうち
			独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費補助金（青少年研修施設整備費に限る。）
		文化庁	（項）文化庁施設費
			文化財保存事業費のうち
			国有文化財保存整備費
			国宝重要文化財等保存整備費補助金
			文化財保存施設整備費
	厚生労働省	厚生労働本省	（項）厚生労働本省のうち
			情報処理業務庁費（厚生労働省ネットワーク最適化システム設計費に限る。）
			地域科学技術振興事業委託費
			科学技術試験研究委託費
			地上デジタルテレビジョン放送施設整備費補助金
			研究拠点形成費等補助金（研究拠点形成費に限る。）
			地域科学技術振興事業費補助金
			特定先端大型研究施設整備費補助金
			科学研究費補助金
			国際宇宙ステーション開発費補助金
			地球観測衛星開発費補助金
			科学技術振興調整費
			放射能調査研究費のうち
			放射能測定調査委託費
			原子力平和利用研究促進費　のうち
			国際熱核融合実験炉研究開発費補助金
			独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費
			独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費
			独立行政法人理化学研究所施設整備費
			独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費
			南極地域観測船建造費
			海洋開発及地球科学技術調査研究促進費　のうち

					特別児童扶養手当等給付諸費　のうち
					特別児童扶養手当支給業務庁費（児童扶養手当及び特別児童扶養手当支払システム開発経費に限る。）
					特別児童扶養手当給付費
					医療観察等実施費のうち
					心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金
					介護保険推進費のうち
					介護保険事業費補助金（介護保険制度改正に伴うシステム改修経費に限る。）
					水道施設整備費
				国立ハンセン病療養所	（項）国立ハンセン病療養所施設費
				厚生労働本省試験研究機関	（項）厚生労働本省試験研究所施設費
				国立更生援護機関	（項）国立更生援護所施設費
				都道府県労働局	（項）都道府県労働局施設費
			農林水産省	農林水産本省	（項）農林水産本省施設費
					総合食料対策費のうち
					成果重視事業総合食料局情報管理システム最適化実施庁費
					総合食料対策事業費補助金
					成果重視事業総合食料対策事業推進費補助金
					消費・安全対策整備交付金
					農業・食品産業強化対策費　のうち
					農業・食品産業強化対策事業費補助金
					社会保障関係情報化業務庁費（健康増進総合支援システム事業費のうちシステム開発経費に限る。）
					医療情報システム開発普及等委託費（医療保険制度改正に伴うシステム開発経費に限る。）
					科学研究費のうち
					厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学研究費に限る。）
					保健衛生諸費のうち
					ワクチン等購入費
					医薬品買上費
					成果重視事業マンモグラフィ緊急整備事業費補助金
					保健衛生施設整備費
					独立行政法人国立病院機構施設整備費
					ハンセン病資料館施設費
					社会福祉施設整備費
					児童扶養手当給付諸費のうち
					児童扶養手当支給業務庁費（児童扶養手当及び特別児童扶養手当支払システム開発経費に限る。）
					児童扶養手当給付費
					遺族及留守家族等援護費　のうち
					遺族年金等支給業務庁費（遺族等年金支払システム開発経費に限る。）
					遺族等年金

			農村振興費のうち	
			成果重視事業農村振興対策事業費補助金	
			成果重視事業農村振興対策地方公共団体事業推進費補助金	
			成果重視事業農村振興対策民間団体事業推進費補助金	
			農山漁村地域活性化整備交付金	
			バイオマス利活用整備交付金	
			風水害等対策費	
			海岸事業費	
			農業生産基盤整備事業費	
			農村整備事業費	
			農地等保全管理事業費	
			農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費	
			農業施設災害復旧事業費	
			農業施設災害関連事業費	
		農林水産本省検査指導機関	(項) 農林水産本省検査指導所施設費	
		農林水産技術会議	(項) 農林水産業技術振興費のうち	
			試験研究調査委託費(農林水産業技術開発総合研究等委託費のうち先端技術を活用した農林水産研究高度化事業費に限る。)	
			成果重視事業バイオマス生活創造構想事業試験研究調査委託費	
			成果重視事業低コスト植物工場確立事業費補助金	
			成果重視事業商物分離直接流通民間団体事業推進費補助金	
			成果重視事業生産資材コスト低減民間団体事業推進費補助金	
			成果重視事業高生産性地域輪作システム構築民間団体事業推進費補助金	
			成果重視事業情報技術活用型営農民間団体事業推進費補助金	
			成果重視事業低コスト植物工場確立民間団体事業推進費補助金	
			農業・食品産業強化対策整備交付金	
			独立行政法人農林水産消費技術センター施設整備費	
			独立行政法人肥飼料検査所施設整備費	
			独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	
			独立行政法人種苗管理センター施設整備費	
			牛肉等関税財源畜産振興費のうち	
			牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費補助金(競争力強化生産総合対策事業費補助金に限る。)	
			牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費交付金	
			独立行政法人家畜改良センター施設整備費	

			独立行政法人林木育種センター施設整備費
			独立行政法人森林総合研究所施設整備費
			治山事業費
			森林環境保全整備事業費
			農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費
			緑資源整備事業費のうち
			緑資源整備事業費補助
			森林居住環境整備事業費
			山林施設災害復旧事業費
			山林施設災害関連事業費
		水産庁	（項）船舶建造費
			水産業振興費のうち
			水産業振興等施設整備交付金
			独立行政法人水産大学校施設整備費
			独立行政法人水産大学校船舶建造費
			独立行政法人水産総合研究センター施設整備費
			海岸事業費
			水産基盤整備費
			農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費
			漁港施設災害復旧事業費
			成果重視事業高生産性地域輪作システム構築事業試験研究調査委託費
			農林水産試験研究費補助金
			農林水産業技術振興施設費
			独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費
			独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費
			独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費
			独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費
		地方農政局	（項）海岸事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			地すべり対策事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			農業施設災害復旧事業等工事諸費
		林野庁	（項）林野庁施設費
			林業振興費のうち
			森林整備・保全施設整備交付金
			林業・木材産業等振興施設整備交付金

官報（号外）

		漁港施設災害関連事業費			独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費
経済産業省	経済産業本省	(項) 経済産業本省のうち			製造産業対策費のうち
		成果重視事業電子経済産業省構築事業開発委託費			成果重視事業ゲノム情報統合プロジェクト委託費
		国際博覧会出展事業委託費（展示等企画設計費及び展示製作費に限る。）			情報処理振興対策費のうち
		海外地球温暖化防止技術開発支援事業費補助金			成果重視事業地域医療情報連携システム標準化実証事業委託費
		経済産業本省施設費			工業用水道事業費のうち
		地域経済活性化対策費のうち			工業用水道事業費補助
		研究施設等撤去費	経済産業局	(項)	経済産業局施設費
		新事業支援施設整備費補助金	資源エネルギー庁	(項)	地下資源対策費のうち
		経済協力費のうち			地下資源探鉱費等補助金（精密地質構造調査費補助金のうち精密地質構造調査事業費及び海外鉱物資源基礎調査費補助金に限る。）
		政府開発援助海外開発計画調査委託費			
		産業技術振興費のうち	原子力安全・保安院	(項)	原子力安全・保安院のうち
		産業技術研究開発委託費			休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金
		成果重視事業医療情報システム相互運用性実証事業委託費	中小企業庁	(項)	中小企業対策費のうち
		地域新規産業創造技術開発費補助金			中小企業経営支援等対策費補助金（中小商業活性化支援補助金のうち施設整備事業費、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金及び戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金に限る。）
		基準認証研究開発事業費補助金			
		中小企業新技術等振興費のうち			中小企業連携・技術等支援事業費補助金（中小企業海外展開等支援事業費補助金に限る。）
		中小企業産業技術研究開発委託費			
		中小企業事業創出実用化研究開発等事業費補助金			少子高齢化等対応中小商業活性化施設整備費補助金
		独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費			

		独立行政法人中小企業基盤整備機構施設整備費			港湾機能高度化施設整備費補助金
国土交通省	国土交通本省	（項）国土交通本省のうち			国土交通本省施設費
		情報処理業務庁費（宅地建物取引業免許等電子申請システム開発経費及び自動車事故の情報収集の強化と情報分析のためのシステム開発経費に限る。）			独立行政法人土木研究所施設整備費
		技術研究開発調査費（ロボット等によるＩＴ施工システム開発経費、準天頂衛星測位・通信システム開発経費、都市空間の熱環境評価・対策技術システム開発経費及び自動車分野の二酸化炭素排出量評価プログラム開発経費に限る。）			独立行政法人建築研究所施設整備費
		建設業構造改善等推進調査費（下請代金支払状況等実態調査データベースのシステム開発経費及び消費者へ提供される不動産取引情報のシステム開発経費に限る。）			官庁営繕費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費
		技術研究開発委託費（運輸分野における環境負荷低減に関する研究開発経費及び交通機関におけるテロ対策強化のための次世代検査技術の研究開発経費に限る。）			鉄道建設及運輸施設整備等助成費のうち 新線調査費等補助金（新線等調査費に限る。）
		技術研究開発費補助金			鉄道軌道整備費等補助金（鉄道軌道近代化設備整備費等補助金のうち災害復旧事業費に限る。）
		交通施設バリアフリー化設備整備費補助金			鉄道技術開発費補助金
		観光基盤施設整備費補助金			整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金
		都市地方連携推進事業費補助金			国土調査費のうち 都市再生街区基本調査費 地籍調査費負担金
		防災集団移転促進事業費補助金			豪雪地帯対策特別事業費
		北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金（施設整備事業費に限る。）			小笠原諸島振興開発事業費のうち 小笠原諸島振興開発事業費補助
					離島振興特別事業費
					独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費

官　報（号外）

市街地再開発事業費補助
都市再生推進事業費補助
都市水環境整備事業費補助
緑地環境整備総合支援事業費補助
後進地域特例法適用団体補助率差額
まちづくり交付金
都市開発資金融通特別会計へ繰入
都市水環境整備事業費治水特別会計へ繰入
都市計画事業費
河川等災害復旧事業費
河川等災害復旧事業等工事諸費
河川等災害関連事業費
揮発油税等財源離島道路整備事業費
揮発油税等財源離島道路環境整備事業費
離島振興事業費
航空機燃料税財源離島空港整備事業費
農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費
北海道治水事業費
北海道急傾斜地崩壊対策等事業費
北海道治山事業費
北海道海岸事業費

独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費
独立行政法人航海訓練所施設整備費
老朽化化学兵器廃棄処理事業費
独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費
独立行政法人航空大学校施設整備費
独立行政法人電子航法研究所施設整備費
水資源開発事業費
治水事業費
急傾斜地崩壊対策等事業費
海岸事業費
海岸事業工事諸費
揮発油税等財源道路整備事業費
港湾事業費
空港整備事業費
航空機燃料税財源空港整備事業費
都市鉄道・幹線鉄道整備事業費
鉄道防災事業費
新幹線鉄道整備事業費
住宅建設等事業費
揮発油税等財源都市環境整備事業費
都市環境整備事業費のうち
都市開発事業調査費

		揮発油税等財源北海道道路整備事業費			
		北海道港湾事業費			
		北海道空港整備事業費			
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費			
		北海道住宅建設等事業費			
		揮発油税等財源北海道道路環境整備事業費			
		北海道都市環境整備事業費			
		北海道都市計画事業費			
		北海道水道施設整備費			
		北海道廃棄物処理施設整備費			
		北海道農業生産基盤整備事業費			
		北海道農村整備事業費			
		北海道農地等保全管理事業費			
		北海道森林環境保全整備事業費			
		北海道森林居住環境整備事業費			
		北海道水産基盤整備費			
		農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費			
		災害対策等緊急事業推進費			
		道州制北海道モデル事業推進費			
			国土技術政策総合研究所	(項)	国土技術政策総合研究所施設費
			国土地理院	(項)	国土地理院施設費
			地方整備局	(項)	都市公園事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					道路災害復旧事業工事諸費
			北海道開発局	(項)	北海道開発局施設費
					北海道治水海岸事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					揮発油税等財源北海道道路事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					北海道港湾空港整備事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					揮発油税等財源北海道道路環境整備事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費

官　報（号外）

		工事雑費		工事施行旅費	
		北海道都市水環境整備事業工事諸費のうち		工事雑費	
		超過勤務手当	環境省	環境本省	(項) 環境本省のうち
		日額旅費			環境保全調査費(有機ヒ素化合物緊急対策事業経費に限る。)
		工事雑費			成果重視事業こどもエコクラブ事業委託費
		北海道都市公園事業工事諸費のうち			土壌汚染対策事業費補助金
		超過勤務手当			廃棄物処理等科学研究費
		日額旅費			廃棄物処理事業災害対策費
		工事雑費			環境研究総合推進費
		北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費のうち			独立行政法人国立環境研究所施設整備費
		超過勤務手当			自然公園等管理費のうち
		日額旅費			鳥獣等保護費(外来生物飼養等情報データベースシステム開発経費及び動物個体識別データベース・ネットワークシステム開発経費に限る。)
		工事雑費			環境保全施設整備費
		北海道水産基盤整備事業工事諸費のうち			廃棄物処理施設整備費
		超過勤務手当			自然公園等事業費
		日額旅費			自然公園等事業工事諸費のうち
		工事雑費			超過勤務手当
		北海道災害復旧事業等工事諸費			工事施行旅費
	気象庁	(項) 気象官署施設費			工事雑費
	海上保安庁	(項) 海上保安官署施設費			環境調査研修所施設費
		船舶建造費		地方環境事務所	(項) 地方環境事務所施設費
		航路標識整備事業費			
		航路標識整備事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			

丁号　国庫債務負担行為

所管	組織	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事項
国会	衆議院	衆議院施設整備	204,750	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	議事堂本館西側空調機関連施設の整備には、多くの日数を要するため
	参議院	参議院施設整備	4,755,778	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	清水谷議員宿舎及び会議録速成システム設備の整備には、多くの日数を要するため
	国立国会図書館	国立国会図書館施設整備	2,286,547	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	国立国会図書館本館の施設及び代々木上原職員宿舎の整備には、多くの日数を要するものがあるため
裁判所	裁判所	民間資金等活用裁判所施設整備等事業	10,480,131	平成18年度	平成20年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した東京地方・家庭裁判所立川支部（仮称）立川簡易裁判所合同庁舎の整備等には、多くの日数を要するため
		裁判所施設整備	18,126,632	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	千葉地方・簡易裁判所合同庁舎ほか4件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
会計検査院	会計検査院	会計検査情報システム開発	985,189	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	電子証拠書類等管理システム及び決算確認システムの開発には、多くの日数を要するため
内閣	内閣官房	情報収集衛星システム開発等	23,107,101	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	情報収集衛星のシステム開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		情報収集衛星システム開発等に係る契約の一部変更	—	平成18年度	平成19年度まで1箇年度延長	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「情報収集衛星システム開発等」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成18年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成19年度まで1箇年度延長する必要があるため
内閣府	内閣本府	内閣本府施設整備	3,674,082	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	迎賓館の施設の整備には、多くの日数を要するため
		遺棄化学兵器廃棄処理施設整備	44,566,798	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	遺棄化学兵器廃棄処理施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		独立行政法人国民生活センター施設整備費補助	784,420	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	独立行政法人国民生活センターが行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沖縄公立学校施設整備費負担	1,298,269	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため

官報（号外）

		独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費補助	2,336,220	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	警察庁	電子計算機等借入れ	11,211,391	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		オンライン利用促進環境整備関係電子計算機借入れ	17,427	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	オンライン利用促進のための環境整備に関係する電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用警察庁施設整備等事業	6,500,831	平成18年度	平成21年度以降12箇年度以内	民間資金等を活用した鹿児島県警察学校の施設の整備等には、多くの日数を要するため
		警察庁施設整備	6,924,480	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	山形県警察学校ほか6件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
	防衛本庁	教育訓練用器材購入	42,421,550	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	教育訓練用器材のうち哨戒ヘリコプターＳＨ―60Ｋ用統合訓練装置等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		電子計算機等借入れ	9,449,360	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		武器購入	181,893,523	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	武器のうち戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		通信機器購入	96,979,270	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	通信機器のうち航空警戒管制用通信機器等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		車両購入	16,287,417	平成18年度	平成19年度及び平成20年度	車両のうち大型トラック等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		弾薬購入	129,692,369	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	弾薬のうち対戦車誘導訓練弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		諸器材購入	77,145,110	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	諸器材のうち戦闘機Ｆ―２用整備器材等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		航空機購入	141,493,482	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	戦闘機Ｆ―２等25機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		前金の支払方法の変更に伴う航空機購入(平成16年度)に係る限度額の増額	362	平成18年度	平成19年度	平成16年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「航空機購入」に基づいて実行した戦闘機Ｆ―２等38機の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため

		前金の支払方法の変更に伴う航空機購入（平成17年度）に係る限度額の増額	74,984	平成18年度	平成19年度及び平成20年度	平成17年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「航空機購入」に基づいて実行した戦闘機Ｆ―２等29機の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		艦船建造	15,788,518	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	掃海艇の建造には、多くの日数を要するため
		前金の支払方法の変更に伴う艦船建造に係る限度額の増額	20,092	平成18年度	平成19年度	平成16年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「艦船建造」に基づいて実行した掃海艇等３隻の建造に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		施設整備	90,838,434	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	祝園弾薬庫ほか145箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		公務員宿舎建設及び改修	10,072,285	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	池尻公務員宿舎ほか12箇所の公務員宿舎の建設及び久里浜公務員宿舎ほか10箇所の公務員宿舎の改修には、多くの日数を要するものがあるため
		自衛隊施設用地取得	2,597,920	平成18年度	平成20年度	海上自衛隊の施設の整備に必要な用地の取得には、あらかじめその用地を取得する旨の契約を結ぶ必要があるため
		装備品等整備	604,310,362	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	装備品等の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う装備品等整備に係る限度額の増額	13,866	平成18年度	平成19年度	平成17年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「装備品等整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		統合気象システム統合開発	850,284	平成18年度	平成19年度	統合気象解析予報システム及び統合気象通信用システムを統合するための開発には、多くの日数を要するため
		研究開発	136,501,288	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	研究開発のうち哨戒機及び輸送機等の試作に必要な資材等の生産又は研究には、多くの日数を要するものがあるため
	防衛施設庁	電子計算機等借入れ	1,829,321	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		提供施設整備	44,373,086	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	横田飛行場ほか24箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		障害防止対策施設整備	2,276,025	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	東富士演習場ほか６箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため

			障害防止対策事業費補助	8,142,761	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	障害防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			教育施設等騒音防止対策事業費補助	6,615,515	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	教育施設等騒音防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			施設周辺整備助成補助	14,248,619	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	施設周辺整備助成事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			道路改修等事業費補助	6,655,080	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	道路改修等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			提供施設移設整備	24,333,761	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	キャンプ桑江ほか4箇所の移設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		金融庁	有価証券報告書等電子開示システム開発等	2,961,407	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	有価証券報告書等電子開示システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
	総務省	総務本省	共用認証局整備	657,833	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	共用認証局の整備には、多くの日数を要するため
			地方公共団体調査・照会業務システム開発	1,841,046	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	地方公共団体に対する調査・照会業務システムの開発には、多くの日数を要するため
			電気通信行政情報システム開発	588,549	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	電気通信行政情報システムの開発には、多くの日数を要するため
			各府省共同利用型システム開発	1,651,513	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	統計調査等業務における各府省共同利用型システムの開発には、多くの日数を要するため
			外国人恩給	年額 230	平成18年度	平成18年度以降	退職した2名の外国人恩給受給者に対し「恩給法等の一部を改正する法律」（昭和49年法律第93号）に準じて平成18年5月以降の年金につき年額230千円以内を増額して支給する契約を結ぶ必要があるため
			恩給事務総合システム支払窓口拡大機能等整備	82,531	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	恩給事務総合システムの支払窓口拡大機能等の整備には、多くの日数を要するものがあるため

		特定周波数対策交付金交付事業	23,358,431	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	特定周波数変更対策業務を行う者に対する特定周波数対策交付金交付事業については、その業務を円滑に実施するため、あらかじめその業務に要する費用に充てるための交付金を5箇年度にわたって交付する旨の決定を行うことを要するため
法務省	法務本省	法務省施設整備	17,194,035	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	立川拘置支所（仮称）ほか5件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用法務省施設整備	24,873,457	平成18年度	平成20年度以降18箇年度以内	民間資金等を活用した島根あさひ社会復帰促進センター（仮称）の整備には、多くの日数を要するため
		法務省施設用地取得	1,366,604	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	島根あさひ社会復帰促進センター（仮称）の整備に必要な用地の取得には、あらかじめその用地を取得する旨の契約を結ぶ必要があるため
	矯正官署	民間資金等活用矯正施設維持管理運営	77,679,943	平成18年度	平成20年度以降18箇年度以内	民間資金等を活用した島根あさひ社会復帰促進センター（仮称）の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
外務省	外務本省	事務機器等借入れ	152,735	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		文化人等招へい	110,000	平成18年度	平成19年度	文化人等招へいについては、その事業を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶ必要があるため
		医療施設建設援助	3,166,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	スリランカ及びニカラグアにおける医療施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		教育施設建設援助	890,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	パキスタンにおける教育諸施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		農業施設建設援助	960,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	マラウイにおける農業施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		電力供給施設整備援助	1,066,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	カンボジアにおける電力供給施設整備資金に充てるための国の援助については、その整備に多くの日数を要するので、あらかじめその整備費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		環境改善施設建設援助	7,307,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	ラオス、エクアドル及びエジプトにおける環境改善施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため

			橋梁建設援助	1,432,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	インドネシア及び東ティモールにおける橋梁建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
			道路改築援助	8,798,000	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	カンボジア及びパキスタンにおける道路改築資金に充てるための国の援助については、その改築に多くの日数を要するので、あらかじめその改築費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
			道路新設援助	2,400,000	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	モンゴルにおける道路新設資金に充てるための国の援助については、その新設に多くの日数を要するので、あらかじめその新設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
			港湾改修援助	922,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	東ティモールにおける港湾改修資金に充てるための国の援助については、その改修に多くの日数を要するので、あらかじめその改修費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
			人材育成留学援助	3,835,000	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	カンボジア、中華人民共和国、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、ラオス、ウズベキスタン及びキルギスにおける人材育成留学資金に充てるための国の援助については、その留学に多くの日数を要するので、あらかじめその留学費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		在外公館	車両購入	34,704	平成18年度	平成19年度	車両のうち防弾車の購入には、その生産又は輸送に多くの日数を要するものがあるため
			在外公館事務所及び館長公邸借入れ	年額 1,158,060	平成18年度	平成18年度以降所要の年限	在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又は建物の借入れには、その契約期間を1箇年以上とすることを要するものがあるため
財務省		財務本省	電子計算機等借入れ	209,713	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
			予算編成支援システム開発	631,731	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	予算編成支援システムの開発には、多くの日数を要するため
			民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営	514,812	平成18年度	平成20年度以降8箇年度以内	民間資金等を活用した公務員宿舎の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
			歳入金電子納付システム用電子計算機更新業務支援	327,523	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	歳入金電子納付システム用の電子計算機の更新に係る業務支援には、多くの日数を要するため
			官庁会計システム開発	18,714,729	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	官庁会計システムの開発には、多くの日数を要するため

		公務員宿舎建設	6,761,650	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	公務員宿舎の建設には、多くの日数を要するものがあるため
	税関	次期税関システム開発等	8,962,527	平成18年度	平成19年度以降4箇年度以内	次期税関システムの開発等には、多くの日数を要するため
	国税庁	電子計算機等借入れ	6,861,871	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電話相談センター用通信機器等借入れ	218,420	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	電話相談センター用の通信機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国税電子申告・納税システム用電子計算機等借入れ	10,759,912	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	国税電子申告・納税システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
文部科学省	文部科学本省	ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設整備	18,225,080	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	ナショナルトレーニングセンターの中核拠点施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		公立学校施設整備費負担	20,671,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		義務教育教科書購入	30,290,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	平成19年度の義務教育諸学校の児童生徒が使用する平成19年度前期用の教科書の購入には、その完了までに多くの日数を要するため
		国立大学法人施設整備費補助	22,394,116	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	国立大学法人が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国際宇宙ステーション開発費補助	26,890,212	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う国際宇宙ステーション開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		地球観測衛星開発費補助	15,409,907	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う地球観測衛星開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費補助	1,300,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	独立行政法人放射線医学総合研究所が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		科学技術振興独立行政法人理化学研究所施設整備費補助	10,233,044	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	独立行政法人理化学研究所が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		南極地域観測事業	6,334,327	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	南極地域観測用航空機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助	2,411,147	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助	2,746,878	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	文化庁	平城宮跡第一次大極殿正殿復原整備	1,775,484	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	平城宮跡第一次大極殿正殿の復原整備には、多くの日数を要するため
厚生労働省	厚生労働本省	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機等借入れ	96,184	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		児童扶養手当及び特別児童扶養手当支払システム開発	16,564	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	児童扶養手当及び特別児童扶養手当支払システムの開発には、多くの日数を要するため
		援護システム開発	52,250	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	遺族等年金支払システム及び債権管理システムの開発には、多くの日数を要するため
		障害者自立支援給付支払システム開発費補助	1,712,516	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	社団法人国民健康保険中央会が行う障害者自立支援給付支払システムの開発には、その開発を円滑に実施するため、あらかじめその開発費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農林水産省	農林水産本省	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機等借入れ	820,748	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子計算機等借入れ	189,907	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		指定野菜価格差補給交付金等交付資金補助	41,712,823	平成18年度	平成19年度	独立行政法人農畜産業振興機構が平成18年度において実施する指定野菜価格安定対策事業等については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ価格差補給交付金等交付資金の不足に対し補助する旨の決定を行うことを要するため
		直轄海岸保全施設整備事業	155,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	玉名横島海岸の海岸保全施設の改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
	林野庁	地すべり防止事業費補助	120,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	地すべり防止事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

	水　産　庁	独立行政法人水産大学校施設整備費補助	1,425,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	独立行政法人水産大学校が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
経済産業省	経済産業本省	認証排出削減量等取得	901,180	平成18年度	平成18年度以降8箇年度以内	京都議定書に基づく認証排出削減量等の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		経済産業本省施設整備	2,638,747	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	経済産業本省施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		地域医療情報連携システム標準化実証事業	670,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	地域医療情報連携システム標準化実証事業には、多くの日数を要するため
国土交通省	国土交通本省	官　庁　営　繕	7,200,000	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	官庁施設の営繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費補助	2,175,955	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	独立行政法人海上技術安全研究所が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人航海訓練所施設整備費補助	458,576	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	独立行政法人航海訓練所が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費補助	921,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	独立行政法人港湾空港技術研究所が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄海岸保全施設整備事業	1,550,000	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	富士海岸及び福井港海岸の海岸保全施設の新設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		海岸保全施設整備事業費補助	608,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		緑地環境整備総合支援事業費補助	400,000	平成18年度	平成19年度以降4箇年度以内	緑地環境整備総合支援事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国営公園整備	2,404,000	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	国営東京臨海広域防災公園の施設の整備及び国営飛鳥歴史公園の整備に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため

官報（号外）

		都市公園事業費補助	2,400,000	平成18年度	平成19年度以降4箇年度以内	都市公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		古都及び緑地保全事業費補助	500,000	平成18年度	平成19年度以降4箇年度以内	古都及び緑地保全事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		下水道事業費補助	59,712,000	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	気象庁	ケーブル式海底地震計製作等	1,858,847	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	ケーブル式海底地震計の製作等には、多くの日数を要するため
	海上保安庁	弾薬購入	199,215	平成18年度	平成19年度	弾薬のうち40ミリ砲弾及び35ミリ砲弾の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		航空機購入	17,422,917	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	警備救難用航空機6機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		海上保安官署施設整備	824,660	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	中部航空基地(仮称)の施設の整備には、多くの日数を要するため
		大型巡視船代船建造	18,553,548	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	1,000トン型巡視船4隻の代船建造には、多くの日数を要するため
		中型巡視船代船建造	14,592,108	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	350トン型巡視船6隻の代船建造には、多くの日数を要するため
		大型巡視艇代船建造	4,187,170	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	30メートル型巡視艇3隻の代船建造には、多くの日数を要するため
環境省	環境本省	有機ヒ素化合物緊急対策事業	607,619	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	有機ヒ素化合物緊急対策事業には、多くの日数を要するため
		認証排出削減量等取得	812,650	平成18年度	平成18年度以降8箇年度以内	京都議定書に基づく認証排出削減量等の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		廃棄物処理施設整備費補助	15,719,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	廃棄物処理施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

平成十八年度一般会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、小さくて効率的な政府の実現に向け従来の歳出改革路線を堅持・強化するため、三位一体改革を推進するとともに、総人件費改革、医療制度改革、特別会計改革、資産・債務改革、政策金融改革等の構造改革について順次予算に反映させ、歳出全般にわたる徹底した見直しを行うこととして編成されたものである。

歳出のうち、政策的な経費である一般歳出の規模は、前年度当初予算に対して一・九パーセント減の四十六兆三千六百六十億円であり、また、歳入のうち、公債の発行額は、前年度当初予算を四兆四千百七十億円下回る二十九兆九千七百三十億円で、公債依存度は三十七・六パーセントとなっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1　租税及印紙収入	四五、八七八、〇〇〇百万円

税制面においては、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するとともに、定率減税を廃止する等の措置を講ずることとしている。

2　官業益金及官業収入	一六、九七四百万円
3　政府資産整理収入	二一三、七三一百万円
4　雑収入	三、五四一、九五二百万円
5　公債金	二九、九七三、〇〇〇百万円
(1)　公債金	五、四八四、〇〇〇百万円
(2)　特例公債金	二四、四八九、〇〇〇百万円
6　前年度剰余金受入	六二、三六八百万円
計	七九、六八六、〇二四百万円

歳出

1　社会保障関係費	二〇、五七三、八九八百万円

平成十八年度については、医療制度改革・診療報酬改定に取り組むなど、歳出の合理化・効率化を行ったところであり、この結果、平成十八年度の社会保障関係費は、平成十七年度当初予算額に対して千九百三十一億三千百万円増となっている。

(1)　生活保護費	二、〇四六、〇七七百万円
(2)　社会福祉費	一、五一一、七二〇百万円
(3)　社会保険費	一六、一六二、〇九一百万円
(4)　保健衛生対策費	四二一、二八四百万円
(5)　失業対策費	四三二、七二六百万円
2　文教及び科学振興費	五、二六七、一〇四百万円

文教及び科学振興費については、教育の質的向上を目指した改革等を推進するとともに、総合科学技術会議有識者議員等による施策の優先順位付け（ＳＡＢＣ）も踏まえた科学技術予算の戦略的重点化を積極的に図ることとしている。

(1)　義務教育費国庫負担金	一、六七六、三四九百万円
(2)　科学技術振興費	一、三三一、一九五百万円
(3)　文教施設費	一一四、五〇五百万円
(4)　教育振興助成費	二、〇〇九、六九四百万円
(5)　育英事業費	一三五、三六一百万円
3　国債費	一八、七六一、五六〇百万円
4　恩給関係費	九九八、八八八百万円
(1)　文官等恩給費	三五、八七四百万円
(2)　旧軍人遺族等恩給費	九〇七、二四八百万円
(3)　恩給支給事務費	三、四七九百万円
(4)　遺族及び留守家族等援護費	五二、二八七百万円
5　地方交付税交付金	一三、七四二、四七四百万円

地方交付税交付金については、所得税（所得譲与税分を除く。）及び酒税、法人税、消費税並びにたばこ税の各税の収入見込額の一定割合に相当する額十二兆六千百三十六億七千四百万円に、平成九年度及び平成十年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和二十五年法律第二百十一号）に基づき平成十八年度分の交付税の総額から減額することとされている額八百七十億円を控除し、一兆二千百五十八億円を加算した額を計上している。なお、通常収支分の財源不足については、国と地方の財源不足対策の責任を明確化し、地方の歳出を効率化する観点から、国負担分については一般会計からの繰入（特例加算）を行うこととしている。

6　地方特例交付金	八一五、九六〇百万円

地方特例交付金は、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成十一年法律第十七号）に基づき、恒久的な減税の影響による地方税収入の減収の一部を補てんすること

並びに平成十八年度から実施される児童手当制度の拡充に伴い、当分の間、必要となる地方一般財源所要額から平成十八年度税制改正による地方たばこ税の増収見込額及び国たばこ税の増収見込額の二十五パーセントを控除した額を補てんする措置として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方特例交付金を地方公共団体に交付するために必要な経費である。

7　防衛関係費　四、八一三、九一八百万円

防衛関係費については、「平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成十六年十二月十日閣議決定)及び「中期防衛力整備計画(平成十七年度～平成二十一年度)について」(平成十六年十二月十日閣議決定)等を踏まえ、弾道ミサイル攻撃等の新たな脅威や多様な事態への対応等に重点化を図るなど、自衛隊の任務遂行や維持運営のため、所要の経費を計上している。

8　公共事業関係費　七、二〇一、四九四百万円

公共事業関係費については、その水準を全体として抑制しつつ、投資効果の高い事業への一層の重点化を図り、床上浸水・土石流被害等の緊急軽減対策、三大都市圏環状道路や大都市圏拠点空港、スーパー中枢港湾の整備、まちづくり交付金等に重点配分している。また、社会資本整備の効率化、透明化の観点から、コスト縮減を進めるほか、公共事業関係の国庫補助負担金の見直しについては、税源移譲に結びつく改革とスリム化の改革を行うこととしている。

なお、この公共事業関係費に、社会保障関係施設及び文教科学振興関係施設等の整備を行うために必要な経費として計上した「その他施設費」六千七百六十九億六千三百万円を加えた公共投資関係費は、七兆八千七百八十四億五千七百万円である。

(1)　治山治水対策事業費　一、〇二七、三三九百万円
(2)　道路整備事業費　一、六一〇、四八八百万円
(3)　港湾空港鉄道等整備事業費　五二八、一六六百万円
(4)　住宅都市環境整備事業費　一、六五三、〇九四百万円
(5)　下水道水道廃棄物処理等施設整備費　一、〇四二、〇五五百万円
(6)　農業農村整備事業費　七二七、八二九百万円
(7)　森林水産基盤整備事業費　三二二、三一四百万円
(8)　調整費等　二一七、五三五百万円
(9)　災害復旧等事業費　七二、六七四百万円

9　経済協力費　七二一、八二六百万円

経済協力費については、歳出改革を図る中で、ＯＤＡ大綱に基づき援助の重点化を徹底することとしている。

10　中小企業対策費　一六一、六四六百万円

中小企業対策費については、基盤技術の研究開発や人材確保・育成など中小企業の自助努力の支援に重点的に配分するとともに、中小企業に対する資金供給の円滑化を図ることとしている。

11　エネルギー対策費　四七〇、九二七百万円

エネルギー対策費については、エネルギーの安定供給の確保、原子力の平和利用の促進、地球環境問題への対応等を着実に推進することとしている。

12　食料安定供給関係費　六三六、〇五五百万円
13　産業投資特別会計へ繰入　四八、〇五四百万円
14　その他の事項経費　五、一二二、二一九百万円
15　予備費　三五〇、〇〇〇百万円
計　七九、六八六、〇二四百万円

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党の佐々木憲昭君提出の「平成十八年度一般会計予算、平成十八年度特別会計予算及び平成十八年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

平成十八年三月二日

予算委員長　大島　理森

衆議院議長　河野　洋平殿

平成十八年度特別会計予算

右

国会に提出する。

平成十八年一月二十日

内閣総理大臣　小泉純一郎

平成18年度特別会計予算

予　算　総　則

（歳入歳出予算）

第1条　次に掲げる各特別会計の平成18年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
法務省所管	登記
財務省所管	財政融資資金
	国債整理基金
	外国為替資金
	産業投資
	地震再保険
財務省、文部科学省及び経済産業省所管	電源開発促進対策
財務省、経済産業省及び環境省所管	石油及びエネルギー需給構造高度化対策
財務省及び国土交通省所管	特定国有財産整備
厚生労働省所管	厚生保険
	船員保険
	国立高度専門医療センター
	国民年金
	労働保険
農林水産省所管	食糧管理
	農業共済再保険
	森林保険
	漁船再保険及漁業共済保険
	農業経営基盤強化措置
	国有林野事業
	国営土地改良事業
経済産業省所管	貿易再保険
	特許
国土交通省所管	自動車損害賠償保障事業
	道路整備
	治水
	港湾整備
	自動車検査登録
	都市開発資金融通
	空港整備

（繰越明許費）

第2条　各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第3条　各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成18年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第4条　「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予定計算書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添附する。

（国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額）

第5条　国債整理基金特別会計において、「財政法」第5条ただし書の規定により政府が平成18年度において発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第6条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「財政法」第15条第2項の規定により平成18年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
国立高度専門医療センター		1,000,000千円
国有林野事業		3,000,000
国営土地改良事業		2,000,000
道路整備		40,000,000
治水	治水勘定	16,000,000
	特定多目的ダム建設工事勘定	3,000,000
港湾整備	港湾整備勘定	5,000,000
	特定港湾施設工事勘定	1,000,000
空港整備		2,000,000

（財政融資資金特別会計における公債発行の限度額）

第７条　財政融資資金特別会計において、「財政融資資金特別会計法」第11条第２項の規定により平成18年度において公債を発行することができる限度額は、27,200,000,000千円とする。ただし、第17条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額したときは、その増額した金額の範囲内において、公債発行の限度額を増額することができる。

２　前項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成17年５月２日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を前項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合には、当該増額された後の限度額）に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

３　第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合及び前項後段の規定により減算又は加算された場合には、当該増額及び減算又は加算された後の限度額）に加算した金額を第１項の限度額とする。

（翌年度における国債の整理又は償還のための起債限度額）

第８条　国債整理基金特別会計において、「国債整理基金特別会計法」第５条ノ２の規定により平成18年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を起債する場合のその限度額は、25,000,000,000千円とする。

２　前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（借入金等の限度額）

第９条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額
交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」	交付税及び譲与税配付金勘定　52,815,653,987千円
国立高度専門医療センター	「国立高度専門医療センター特別会計法」第９条第２項	13,400,000
国有林野事業	「国有林野事業の改革のための特別措置法」	208,600,000
国営土地改良事業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第２項	32,300,000
都市開発資金融通	「都市開発資金融通特別会計法」第12条第２項	3,400,000
空港整備	「空港整備特別会計法」第７条第２項	108,660,000

２　石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定における「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」の規定による借入金及び証券の限度額は、1,521,100,000千円とする。

（一時借入金等の最高額）

第10条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金（「国庫余裕金の繰替使用に関する法律」第１条の規定によるものを含む。）の最高額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	最高額
交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」	交付税及び譲与税配付金勘定　52,815,653,987千円
登記	「登記特別会計法」第11条第２項	3,300,000
財政融資資金	「財政融資資金法」第９条第２項	15,000,000,000
外国為替資金	「外国為替資金特別会計法」第４条第２項	140,000,000,000
電源開発促進対策	「電源開発促進対策特別会計法」第11条第２項	電源立地勘定　1,000,000 電源利用勘定　8,000,000
特定国有財産整備	「特定国有財産整備特別会計法」	10,000,000
国立高度専門医療センター	「国立高度専門医療センター特別会計法」第10条第３項	5,000,000
国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」	78,000,000
特許	「特許特別会計法」第12条第２項	18,500,000

都市開発資金融通	「都市開発資金融通特別会計法」第13条第3項	150,000
空港整備	「空港整備特別会計法」第9条第2項	10,000,000

2　食糧管理特別会計における「食糧管理特別会計法」第4条ノ2の規定による証券、借入金及び一時借入金の最高額は、900,000,000千円とする。

3　石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定における「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」の規定による証券、一時借入金及び繰替金の最高額は、1,268,500,000千円とする。

（国有林野事業特別会計の給与総額）

第11条　国有林野事業特別会計において、給与準則の適用を受ける職員に対して平成18年度において支給する給与（職員俸給、扶養手当、調整手当、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、休職者給与その他農林水産大臣が財務大臣と協議して定める手当をいう。）の総額は、33,487,277千円とする。ただし、予算の基礎となった給与準則を実施するため必要を生じた場合、第12条第1項の規定により給与を支出する場合又は給与に関する中央労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、財務大臣の承認を受けて、経費の流用、予備費の使用又は第12条第1項の規定による経費の増額により、給与総額が変更されたときは、その変更された額とする。

2　前項に規定するもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、財務大臣の承認を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を平成18年度において給与準則の適用を受ける職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

3　前項の規定により特別の給与の支出をする場合においては、経費の流用によるもののほか、経費の増額については、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4項並びに第36条の規定の例による。

（歳入歳出予算の弾力条項等）

第12条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ右欄に掲げる経費を増額することができる。

特別会計	要件	経費
1　交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定における地方道路税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税及び特別とん税の収入の増加	交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費
	交通安全対策特別交付金勘定における交通反則者納金の収入の増加	交通安全対策特別交付金勘定における交通安全対策特別交付金に必要な経費
2　登記	登記手数料収入の増加	当該収入に対応する事務量の増加のため直接必要な経費
3　財政融資資金	特別会計の積立金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加	預託金利子に必要な経費
4　国債整理基金	国債、借入金、一時借入金又は政府短期証券の償還金、利子、割引料並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計からの受入金の増加	債務償還費、利子、割引料等に必要な経費
5　地震再保険	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加	再保険金に必要な経費
6　特定国有財産整備	国有財産処分収入の増加	国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費
7　厚生保険	業務勘定における児童手当拠出金収入の増加	業務勘定における児童手当勘定への繰入れに必要な経費
8　厚生保険、船員保険、国民年金	保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加	保険給付に必要な経費
9　国立高度専門医療センター	病院収入その他の収入の増加	当該収入に対応する事業量の増加のため直接必要な経費
10　労働保険	労災勘定又は雇用勘定における徴収勘定より受入の額のうち純保険料に相当する金額の増加	労災勘定における保険給付又は雇用勘定における失業等給付に必要な経費
	徴収勘定における保険料収入の増加	徴収勘定における他勘定への繰入れに必要な経費
11　農業共済再保険、漁船再保険及び漁業共済保険	再保険料収入又は保険料収入の増加	再保険金又は保険金に必要な経費
12　農業経営基盤強化措置	農業改良資金貸付金償還金収入の増加	農業改良資金貸付金に必要な経費

13　国有林野事業	業務収入の増加	立木の販売及び素材等の生産又は販売に係る作業量の増加並びにこれに伴い必要となる林道事業又は新植事業の事業量の増加並びに分収育林事業の事業量の増加のため直接必要な経費
	林野等の売払いによる収入の増加	林野等の売払いのため直接必要な経費又は国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費
14　特　　許	特許料等収入の増加	当該収入に対応する事務量の増加のため直接必要な経費
15　自動車損害賠償保障事業	再保険料収入、保険料収入又は賦課金収入の増加	再保険金、保険金又は保障金に必要な経費
16　自動車検査登録	検査登録手数料収入の増加	検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費
17　都市開発資金融通	貸付金の繰上償還による運用金回収収入の増加	国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費

2　労働保険特別会計雇用勘定において、予見し難い経済事情の変動により雇用安定事業に直接必要な経費に不足を生ずるときは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。この場合において、当該増額に係る経費を支弁するために必要な金額は、雇用安定資金からこの勘定の歳入に組み入れることができる。

3　財政融資資金特別会計において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をとることができる。

（1）　第7条第1項ただし書の規定により公債の発行収入金が増加したとき。当該増加額に相当する金額の財政融資資金への繰入れに必要な経費の増額

（2）　第7条第1項ただし書、第2項後段及び第3項の規定により公債の発行が増加したため、公債の利子及び発行に関する諸費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

4　国債整理基金特別会計において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をとることができる。

（1）　前年度発行の償還期間1年以下の国債の償還が予定より増加したため、債務償還費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（2）　予見し難い国債の市場環境の変化への対応等に伴い国債の買入消却が予定より増加したため、債務償還費に不足を生ずるとき。20,000,000,000千円を限度とする当該経費の増額

5　食糧管理特別会計の各勘定において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をとることができる。

（1）　国内麦管理勘定において、国内麦の民間流通数量が予算において予定した数量に比して著しく減少することにより、輸入食糧管理勘定において、予算において予定した数量を著しく超えて輸入食糧を買い入れる必要が生じたため、輸入食糧買入費又は輸入食糧管理費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（2）　業務勘定において、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費（これらの経費の支出に伴い必要となる経費を含む。次項において同じ。）に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（3）　国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定において、業務勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額。ただし、当該不足が前号に規定する事由以外の事由により生ずる場合においては、当該不足する勘定以外の勘定の業務勘定への繰入れに必要な経費について、当該不足する勘定の当該経費の増額分に相当する額を減額しなければならない。

（4）　調整勘定において、国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（5）　国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、輸入飼料又は業務の各勘定において、調整勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（6）　調整勘定において、国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定における経費の財源の不足をうめるため、当該各勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。当該各勘定のその不足額を限度とする当該各勘定への繰入れに必要な経費の増額

6　国立高度専門医療センター、国民年金（福祉年金勘定に限る。）、国有林野事業、国営土地改良事業、道路整備、治水、港湾整備及び空港整備の各特別会計において、一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）又はその他の収入（借入金を除く。以下この項において同じ。）が予算額に比して増加する場合には、第1項の規定によるもののほか、当該増加額の範囲内で、事業のため直接必要な経費（その他の収入が増加する場合にあっては、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費に限る。）の支出に充てるため、当該特別会計の経費を増額することができる。

7　道路整備、治水（治水勘定に限る。）、港湾整備（港湾整備勘定に限る。）及び都市開発資金融通の各特別会計において、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第2条第1項第1号に該当する事業に要する資金として貸し付けた無利子の

貸付金及び「平成７年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」第３条第２項の規定による無利子の貸付金の償還による収入が予算額に比して増加する場合には、当該増加額の範囲内で、産業投資特別会計への繰入れに必要な経費の支出に充てるため、当該特別会計の経費を増額することができる。

8　前各項の規定により経費を増額する場合においては、「財政法」第35条第２項、第３項及び第４項並びに第36条の規定の例による。

9　第２条の規定によるもののほか、国有林野事業、国営土地改良事業、道路整備、治水、港湾整備及び空港整備の各特別会計において、一般会計からの受入金（沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費、災害対策等緊急事業推進費及び道州制北海道モデル事業推進費からの受入金に限る。）が予算額に比して増加する場合に、第６項の規定により当該特別会計の経費を増額したときは、当該増額に係る経費については、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるため、「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費とする。

（予算の移用）

第13条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により、各特別会計において移用することができる場合は、第１表から第３表までに掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　特別会計（勘定区分のある特別会計にあっては、各勘定）の各項の間の移用

特別会計	移用することができる項
登記、財政融資資金、外国為替資金、船員保険、国民年金	各項

第２表　特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特別会計	勘定	移用することができる項
電源開発促進対策	電源立地	電源立地対策費、事務取扱費、諸支出金、周辺地域整備資金へ繰入、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	電源利用	電源利用対策費、事務取扱費、諸支出金、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	石油及びエネルギー需給構造高度化	石油安定供給対策費、石油生産流通合理化対策費、エネルギー需給構造高度化対策費、事務処理費、諸支出金、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	石炭	産炭地域経過事業費、事務処理費、諸支出金、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
厚生保険	健康、年金、児童手当	各項
	業務	業務取扱費、施設整備費、保健事業費、福祉施設事業費、児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入、諸支出金の各項
労働保険	労災	保険給付費、業務取扱費、施設整備費、労働福祉事業費、他勘定へ繰入の各項
	雇用	失業等給付費、業務取扱費、施設整備費、雇用安定等事業費、他勘定へ繰入、雇用安定資金へ繰入の各項
	徴収	各項
食糧管理	国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料	返還金等他勘定へ繰入の項を除く各項
農業共済再保険	農業、家畜、果樹、園芸施設	各項
自動車損害賠償保障事業	保障、保険料等充当交付金	各項
	自動車事故対策	自動車事故対策費と保障勘定へ繰入
治水	治水	河川事業費、河川総合開発事業費、水資源開発事業交付金、砂防事業費、総合流域防災事業費、建設機械整備費、都市水環境整備事業費、治水事業工事諸費の各項

		北海道河川事業費、北海道河川総合開発事業費、北海道砂防事業費、北海道総合流域防災事業費、北海道建設機械整備費、北海道都市水環境整備事業費の各項
		離島治水事業費と離島都市水環境整備事業費
	特定多目的ダム建設工事	多目的ダム建設事業費と工事諸費等治水勘定へ繰入
港湾整備	港湾整備	港湾事業費、埠頭整備等資金貸付金、港湾事業等工事諸費の各項
	特定港湾施設工事	各項

第３表　特別会計の一部の項の間の移用

特別会計	移用することができる項
国立高度専門医療センター	経営費、看護師等養成費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
国有林野事業	治山事業費、北海道治山事業費、離島治山事業費、沖縄治山事業費、治山事業工事諸費の各項
国営土地改良事業	土地改良事業費及び離島土地改良事業費の各項と土地改良事業工事諸費
特許	事務取扱費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
道路整備	道路事業費、道路環境整備事業費、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資、有料道路整備等資金貸付金、道路事業工事諸費の各項
	北海道道路事業費と北海道道路環境整備事業費
	離島道路事業費と離島道路環境整備事業費
	沖縄道路事業費と沖縄道路環境整備事業費
自動車検査登録	業務取扱費と施設整備費
都市開発資金融通	都市開発資金貸付金、事務取扱費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
空港整備	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と空港等整備事業工事諸費
	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費及び沖縄空港整備事業費の各項と航空路整備事業費

（再保険契約の限度額）

第14条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による再保険契約の金額の限度は、平成18年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額
地震再保険	「地震保険に関する法律」第３条第３項	１回の地震等により支払うべき再保険金の総額　4,122,190,000千円
貿易再保険	「貿易保険法」第58条	独立行政法人日本貿易保険を相手方とする次の各保険ごとの再保険金額の総額 普通輸出保険　19,500,000,000 輸出代金保険　20,640,000,000 為替変動保険　60,000,000 輸出手形保険　1,770,000,000 輸出保証保険　170,000,000 前払輸入保険　100,000,000 仲介貿易保険　2,060,000,000 海外投資保険　760,000,000 海外事業資金貸付保険 2,180,000,000 独立行政法人日本貿易保険が負う再保険責任についての再保険の再保険金額の総額 280,000,000

（電源開発促進対策特別会計の電源開発促進税収入の各勘定への帰属）

第15条　「電源開発促進対策特別会計法」第３条の３の規定により平成18年度において電源立地勘定及び電源利用勘定の歳入に組み入れる電源開発促進税収入の金額は、電源立地勘定にあっては電源開発促進税収入の400分の190に相当する金額とし、電源利用勘定にあっては電源開発促進税収入の400分の210に相当する金額とする。

（決算上の剰余金の一般会計の歳入への繰入れ）

第16条　外国為替資金特別会計において、「外国為替資金特別会計法」第13条の規定により平成18年度において外国為替資金特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、1,622,000,000千円とする。

２　農業経営基盤強化措置特別会計において、「農業経営基盤強化措置特別会計法」第８条の規定により平成18年度において農業経営基盤強化措置特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、29,500,000千円とする。

（財政融資資金等の長期運用予定額）

第17条　平成18年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第２条第１項に規定する財政融資資金の長期運用予定額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	長期運用予定額
（国）	
1　石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計	47,200,000千円
2　国立高度専門医療センター特別会計	13,400,000
3　国営土地改良事業特別会計	32,300,000
4　都市開発資金融通特別会計	3,400,000
5　空港整備特別会計	78,600,000
（政府関係機関）	
6　国民生活金融公庫	2,194,000,000
7　住宅金融公庫	30,000,000
8　農林漁業金融公庫	172,000,000
9　中小企業金融公庫	990,400,000
10　沖縄振興開発金融公庫	94,900,000
11　日本政策投資銀行	374,400,000
12　国際協力銀行	849,000,000
（独立行政法人等）	
13　日本私立学校振興・共済事業団	16,300,000
14　独立行政法人福祉医療機構	357,100,000
15　独立行政法人緑資源機構	8,800,000
16　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	61,600,000
17　独立行政法人水資源機構	15,000,000
18　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	600,000
19　独立行政法人日本学生支援機構	347,300,000
20　独立行政法人国立大学財務・経営センター	61,100,000
21　独立行政法人国立病院機構	24,300,000
22　独立行政法人都市再生機構	739,800,000
（地方公共団体）	
23　地方公共団体	3,370,000,000

２　平成18年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第５条において準用する同法第２条第１項に規定する長期運用予定額は、「日本郵政公社法」第24条第３項第４号に規定する郵便貯金資金の地方公共団体に対する運用170,000,000千円及び同項第５号に規定する簡易生命保険資金の地方公共団体に対する運用310,000,000千円とする。

３　予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第１項第６号から第23号までの各号に掲げる区分ごとの長期運用予定額及び前項の長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号及び前項に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができる。ただし、当該各号の増額の合計額が当該各号に定める金額の合計額の100分の25に相当する金額を超えてはならない。

（俸給予算等の制限）

第18条　俸給予算の執行に当たっては、歳入歳出予定計算書に掲げる政府職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

甲号　歳入歳出予算

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額(千円)	項	金額(千円)
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金					
	交付税及び譲与税配付金勘定	他会計より受入		14,558,434,000	地方交付税交付金	14,616,466,931
					地方特例交付金	815,960,000
			一般会計より受入	14,558,434,000	地方譲与税譲与金	3,732,400,000
		租税		3,728,800,000	事務費	355,079
			所得税	3,009,400,000	諸支出金	500
			地方道路税	309,800,000	国債整理基金特別会計へ繰入	52,411,828,987
			石油ガス税	14,000,000		
			航空機燃料税	15,800,000	予備費	2,600,000
			自動車重量税	368,500,000		
			特別とん税	11,300,000		
		借入金		52,815,653,987		
			借入金	52,815,653,987		
		前年度剰余金受入		1,944,609,630		
			前年度剰余金受入	1,944,609,630		
		雑収入		1,800		
			雑収入	1,800		
		合計		73,047,499,417	合計	71,579,611,497
	交通安全対策特別交付金勘定	交通反則者納金		79,909,992	交通安全対策特別交付金	83,545,600
					諸支出金	628,656
			交通反則者納金	79,909,992	予備費	200,000
		前年度剰余金受入		10,831,127		
			前年度剰余金受入	10,831,127		
		雑収入		1,987		
			雑収入	1,987		
		合計		90,743,106	合計	84,374,256

官報（号外）

法務省	登記	登記手数料収入		92,062,703	事務取扱費	164,296,044
			登記印紙収入	79,285,401	施設整備費	4,974,772
			登記情報提供等手数料収入	12,777,302	国債整理基金特別会計へ繰入	7,000
		他会計より受入		70,670,992	予備費	500,000
			一般会計より受入	70,670,992		
		雑収入		200,728		
			雑収入	200,728		
		前年度剰余金受入		20,100,098		
			前年度剰余金受入	20,100,098		
		合計		183,034,521	合計	169,777,816
財務省	財政融資資金	資金運用収入		7,538,202,475	事務費	6,663,460
			運用利殖金収入	7,538,202,475	諸支出金	3,386,360,250
		公債金		27,200,000,000	財政融資資金へ繰入	27,200,000,000
			公債金	27,200,000,000	国債整理基金特別会計へ繰入	39,803,418,331
		財政融資資金より受入		26,016,686,056	予備費	60,000
			財政融資資金より受入	26,016,686,056		
		積立金より受入		12,000,000,000		
			積立金より受入	12,000,000,000		
		雑収入		85,230,818		
			雑収入	85,230,818		
		合計		72,840,119,349	合計	70,396,502,041
	国債整理基金	他会計より受入		115,793,360,518	国債整理基金支出	224,691,806,399
			他会計より受入	115,793,360,518	一般会計へ繰入	48,054,000
		租税		223,700,000		
			たばこ特別税	223,700,000		
		公債金		103,262,104,137		
			公債金	103,262,104,137		

官報（号外）

		運用収入		321,372,946		
			運用収入	321,372,946		
		前年度剰余金受入		30,048,054,000		
			前年度剰余金受入	30,048,054,000		
		雑収入		91,268,798		
			雑収入	91,268,798		
		合計		249,739,860,399	合計	224,739,860,399
	外国為替資金	外国為替等売買差益		150,000,000	事務取扱費	1,128,408
			外国為替等売買差益	150,000,000	諸支出金	39,868,063
		運用収入		3,042,202,855	国債整理基金特別会計へ繰入	565,331,418
			運用収入	3,042,202,855	予備費	450,000,000
		雑収入		2,110		
			雑収入	2,110		
		合計		3,192,204,965	合計	1,056,327,889
	産業投資					
	産業投資勘定	運用収入		39,706,189	産業投資支出	44,200,000
			償還金収入	2,430,950	一般会計へ繰入	120,200,000
			利子収入	278,877	事務費	97,334
			納付金	7,780,362	国債整理基金特別会計へ繰入	120
			配当金収入	29,216,000	予備費	500,000
		前年度剰余金受入		125,291,255		
			前年度剰余金受入	125,291,255		
		雑収入		10		
			雑収入	10		
		合計		164,997,454	合計	164,997,454
	社会資本整備勘定	他会計より受入		129,077,880	道路整備事業資金貸付金	36,154,000

			他会計より受入	129,077,880	民間能力活用施設整備事業資金貸付金	11,900,000
		償還金収入		51,993,601		
			償還金収入	51,993,601	一般会計へ繰入	133,017,481
		雑収入		26,475	事務費	25,975
			雑収入	26,475	予備費	500
		合計		181,097,956	合計	181,097,956
	地震再保険	再保険料収入		51,886,415	再保険費	63,919,263
			再保険料収入	51,886,415	事務取扱費	118,711
		雑収入		12,152,059	予備費	500
			雑収入	12,152,059		
		合計		64,038,474	合計	64,038,474
財務省、文部科学省及び経済産業省	電源開発促進対策					
	電源立地勘定	租税		168,100,000	電源立地対策費	159,105,710
			電源開発促進税	168,100,000	独立行政法人原子力安全基盤機構運営費	19,681,602
		周辺地域整備資金より受入		8,066,964	一般会計へ繰入	29,700,000
			周辺地域整備資金より受入	8,066,964	事務取扱費	1,665,501
		前年度剰余金受入		48,333,785	諸支出金	100
			前年度剰余金受入	48,333,785	周辺地域整備資金へ繰入	13,600,000
		雑収入		53,233	国債整理基金特別会計へ繰入	1,069
			雑収入	53,233	予備費	800,000
		合計		224,553,982	合計	224,553,982
	電源利用勘定	租税		185,900,000	電源利用対策費	74,019,614
			電源開発促進税	185,900,000	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	15,779,622
		前年度剰余金受入		51,691,546		
			前年度剰余金受入	51,691,546	独立行政法人原子力安全基盤機構運営費	3,922,981
		雑収入		787,619		
			雑収入	787,619	独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	99,848,666

					独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	8,521,727
					一般会計へ繰入	29,800,000
					事務取扱費	4,677,907
					諸支出金	100
					国債整理基金特別会計へ繰入	8,548
					予備費	1,800,000
		合計		238,379,165	合計	238,379,165
財務省、経済産業省及び環境省	石油及びエネルギー需給構造高度化対策					
	石油及びエネルギー需給構造高度化勘定	他会計より受入		376,500,000	石油安定供給対策費	312,768,433
			一般会計より受入	376,500,000	石油生産流通合理化対策費	36,440,269
		石油証券及借入金収入		1,521,100,000	エネルギー需給構造高度化対策費	163,378,430
			石油証券及借入金収入	1,521,100,000		
		備蓄石油売払代		27,358,575	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	106,070,753
			備蓄石油売払代	27,358,575		
		前年度剰余金受入		197,272,699	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	34,930,799
			前年度剰余金受入	197,272,699		
		雑収入		4,246,998	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	10,560,000
			雑収入	4,246,998	事務処理費	3,386,014
					諸支出金	200
					国債整理基金特別会計へ繰入	1,456,643,374
					予備費	2,300,000
		合計		2,126,478,272	合計	2,126,478,272
	石炭勘定	租税		500,000	産炭地域経過事業費	27,982,792
			関税	500,000	一般会計へ繰入	4,547,009
		前年度剰余金受入		62,715,415	事務処理費	1,274

		雑収入		前年度剰余金受入	62,715,415	諸支出金	100
				雑収入	5,743	国債整理基金特別会計へ繰入	10,224,868
		合計			5,743		
					63,221,158	合計	42,756,043
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	国有財産処分収入			49,919,250	特定国有財産整備費	3,554,026
				国有財産売払収入	49,919,250	事務取扱費	1,536,018
		他会計より受入			3,942,605	国債整理基金特別会計へ繰入	69,325,754
				一般会計より受入	3,942,605	予備費	30,000
		前年度剰余金受入			19,393,086		
				前年度剰余金受入	19,393,086		
		雑収入			1,190,857		
				雑収入	1,190,857		
		合計			74,445,798	合計	74,445,798
厚生労働省	厚生保険健康勘定	保険収入			7,512,255,444	保険給付費	4,145,782,610
				保険料収入	6,607,938,808	老人保健拠出金	1,737,482,649
				一般会計より受入	904,118,096	退職者給付拠出金	933,248,883
				日雇拠出金収入	198,540	介護納付金	619,129,714
		運用収入			7,304	保健事業費等業務勘定へ繰入	97,801,047
				運用収入	7,304	借入金償還金	1,479,228,213
		事業運営安定資金より受入			69,182,408	諸支出金	23,951,805
				事業運営安定資金より受入	69,182,408	予備費	40,000,000
		独立行政法人納付金			10		
				独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構納付金	10		
		借入金			1,479,228,213		

			借入金	1,479,228,213		
		雑収入		15,951,542		
			雑収入	15,951,542		
		合計		9,076,624,921	合計	9,076,624,921
	年金勘定	保険収入		29,417,071,817	保険給付費	22,871,617,401
			保険料収入	20,740,199,823	国民年金特別会計へ繰入	11,931,698,744
			一般会計より受入	4,832,299,961	福祉施設費等業務勘定へ繰入	124,220,990
			船員保険特別会計より受入	12,485,555	諸支出金	131,783,589
			国民年金特別会計より受入	1,999,227,637	予備費	343,000,000
			解散厚生年金基金等徴収金	596,975,825		
			拠出金収入	38,462,049		
			存続組合等納付金	399,152,894		
			運用収入	798,268,073		
		積立金より受入		4,663,758,154		
			積立金より受入	4,663,758,154		
		独立行政法人納付金		956,225,145		
			年金積立金管理運用独立行政法人納付金	954,285,145		
			独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構納付金	1,940,000		
		雑収入		365,265,608		
			雑収入	365,265,608		
		合計		35,402,320,724	合計	35,402,320,724
	児童手当勘定	拠出金収入		137,854,714	被用者児童手当交付金	265,564,936
			事業主拠出金収入	137,854,714	非被用者児童手当交付金	71,518,059
		他会計より受入		227,086,482	業務取扱費	2,099,006
			一般会計より受入	227,086,482	諸支出金	15,304

		積立金より受入		9,518,698	児童育成事業費	33,386,981
			積立金より受入	9,518,698	予備費	4,000,000
		雑収入		1,398,861		
			雑収入	1,398,861		
		前年度剰余金受入		725,531		
			前年度剰余金受入	725,531		
		合計		376,584,286	合計	376,584,286
	業務勘定	他会計より受入		87,568,581	業務取扱費	156,614,307
			一般会計より受入	87,568,581	施設整備費	2,196,270
		他勘定より受入		222,022,037	保健事業費	77,531,974
			他勘定より受入	222,022,037	福祉施設事業費	84,170,903
		児童手当収入		133,829,535	特別保健福祉事業費	900,000
			児童手当収入	133,829,535	独立行政法人福祉医療機構運営費	6,361,283
		特別保健福祉事業資金より受入		9,000,000	特別保健福祉事業費補助	7,939,436
			特別保健福祉事業資金より受入	9,000,000	児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入	132,099,840
		雑収入		12,707,893	特別保健福祉事業費船員保険特別会計へ繰入	160,564
			雑収入	12,707,893	諸支出金	15,094
		前年度剰余金受入		3,161,625	予備費	300,000
			前年度剰余金受入	3,161,625		
		合計		468,289,671	合計	468,289,671
	船員保険	保険収入		68,196,692	保険給付費	32,008,957
			保険料収入	62,511,630	老人保健拠出金	6,508,262
			一般会計より受入	4,542,629	退職者給付拠出金	4,056,409
			運用収入	1,142,433	介護納付金	3,333,500
		他会計より受入		160,564	業務取扱費	1,741,940

			厚生保険特別会計より受入	160,564	諸支出金	12,592,996
		雑収入		772,369	福祉事業費	3,603,941
			雑収入	772,369	予備費	340,000
		合計		69,129,625	合計	64,186,005
	国立高度専門医療センター	病院収入		86,623,193	経営費	111,498,176
			診療収入	86,623,193	医療技術開発等研究費	6,927,656
		他会計より受入		48,109,131	看護師等養成費	1,030,241
			一般会計より受入	48,109,131	施設整備費	14,058,477
		借入金		13,400,000	国債整理基金特別会計へ繰入	24,474,297
			借入金	13,400,000	予備費	30,000
		積立金より受入		900,000		
			積立金より受入	900,000		
		雑収入		8,986,523		
			医療技術開発等研究収入	8,341,252		
			雑収入	645,271		
		合計		158,018,847	合計	158,018,847
	国民年金					
	基礎年金勘定	拠出金等収入		17,729,934,223	基礎年金給付費	13,779,621,363
			拠出金等収入	17,721,721,354	基礎年金相当給付費繰入及交付金	4,217,106,280
			運用収入	8,212,869	諸支出金	208,881
		雑収入		5,176,699	予備費	537,800,000
			雑収入	5,176,699		
		前年度剰余金受入		799,625,602		
			前年度剰余金受入	799,625,602		
		合計		18,534,736,524	合計	18,534,736,524
	国民年金勘定	保険収入		5,762,339,408	国民年金給付費	1,886,431,091
			保険料収入	2,194,871,807	基礎年金勘定へ繰入	4,103,362,075

			一般会計より受入	1,798,514,427	諸支出金	33,425,074
			基礎年金勘定より受入	1,712,306,878	福祉施設費等業務勘定へ繰入	89,965,195
			運用収入	56,646,296	予備費	28,000,000
		積立金より受入		282,813,531		
			積立金より受入	282,813,531		
		独立行政法人納付金		74,598,686		
			年金積立金管理運用独立行政法人納付金	74,598,676		
			独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構納付金	10		
		雑収入		21,431,810		
			雑収入	21,431,810		
		合計		6,141,183,435	合計	6,141,183,435
	福祉年金勘定	他会計より受入		27,006,635	福祉年金給付費	13,795,592
			一般会計より受入	27,006,635	特別障害給付金給付費	13,054,247
		雑収入		42,158	諸支出金	6,000
			雑収入	42,158	予備費	265,000
		前年度剰余金受入		72,046		
			前年度剰余金受入	72,046		
		合計		27,120,839	合計	27,120,839
	業務勘定	他会計より受入		78,152,616	業務取扱費	145,651,082
			一般会計より受入	78,152,616	施設整備費	496,830
		他勘定より受入		89,965,195	福祉施設費	23,415,181
			国民年金勘定より受入	89,965,195	予備費	200,000
		雑収入		205,688		
			雑収入	205,688		
		前年度剰余金受入		1,439,594		
			前年度剰余金受入	1,439,594		
		合計		169,763,093	合計	169,763,093

官報（号外）

	労働保険					
	労災勘定	保険収入		1,242,633,004	保険給付費	798,852,603
			他勘定より受入	1,032,229,031	業務取扱費	52,230,006
			一般会計より受入	1,242,434	施設整備費	3,390,656
			未経過保険料受入	23,860,901	労働福祉事業費	210,166,760
			支払備金受入	185,300,638	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	1,679,416
		運用収入		102,672,658		
			運用収入	102,672,658	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	419,843
		独立行政法人納付金		6,634	独立行政法人福祉医療機構運営費	33,848
			独立行政法人労働安全衛生総合研究所納付金	6,634	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	152,447
		雑収入		23,164,732		
			雑収入	23,164,732	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	25,400
					独立行政法人労働者健康福祉機構運営費	11,281,178
					独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	11,976,862
					他勘定へ繰入	65,231,772
					予備費	10,000,000
		合計		1,368,477,028	合計	1,165,440,791
	雇用勘定	保険収入		3,387,599,289	失業等給付費	2,045,943,180
			他勘定より受入	2,992,869,789	業務取扱費	86,659,140
			一般会計より受入	394,729,500	施設整備費	5,177,431
		運用収入		4,445,085	雇用安定等事業費	299,157,489
			運用収入	4,445,085	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費	17,619,728
		雑収入		22,664,067		
			雑収入	22,664,067	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構施設整備費	39,556
					独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	2,687,898

					独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	71,850
					独立行政法人雇用・能力開発機構運営費	86,153,303
					独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費	1,811,553
					他勘定へ繰入	34,143,430
					雇用安定資金へ繰入	122,342,159
					予備費	132,000,000
		合計		3,414,708,441	合計	2,833,806,717
	徴収勘定	保険収入		4,019,124,219	保険料返還金	60,005,349
			保険料収入	4,018,411,058	業務取扱費	41,911,967
			印紙収入	713,161	他勘定へ繰入	4,025,098,820
		他会計より受入		680,195	予備費	100,000
			一般会計より受入	680,195		
		他勘定より受入		99,375,202		
			他勘定より受入	99,375,202		
		雑収入		1,115,430		
			雑収入	1,115,430		
		前年度剰余金受入		6,821,090		
			前年度剰余金受入	6,821,090		
		合計		4,127,116,136	合計	4,127,116,136
農林水産省	食糧管理					
	国内米管理勘定	食糧管理収入		50,974,914	国内米買入費	127,506,437
			国内米売払代	50,974,914	国内米管理費	90,036,751
		他勘定より受入		654,332,718	返還金等他勘定へ繰入	459,999,396
			他勘定より受入	654,332,718	予備費	30,000,000
		雑収入		2,234,952		

官　報（号外）

			雑　収　入	2,234,952		
		合　計		707,542,584	合　計	707,542,584
	国内麦管理勘定	食糧管理収入		48,523	国内麦買入費	178,036
			国内麦売払代	48,523	国内麦管理費	103,663,757
		他勘定より受入		113,263,405	返還金等他勘定へ繰入	470,155
			調整勘定より受入	113,263,405	予　備　費	9,000,000
		雑　収　入		20		
			雑　収　入	20		
		合　計		113,311,948	合　計	113,311,948
	輸入食糧管理勘定	食糧管理収入		304,902,744	輸入食糧買入費	248,832,141
			輸入食糧売払代	304,902,744	輸入食糧管理費	34,181,719
		輸入食糧納付金収入		289,746	返還金等他勘定へ繰入	167,707,317
			輸入食糧納付金収入	289,746	予　備　費	70,000,000
		他勘定より受入		215,246,733		
			調整勘定より受入	215,246,733		
		雑　収　入		281,954		
			雑　収　入	281,954		
		合　計		520,721,177	合　計	520,721,177
	農産物等安定勘定	他勘定より受入		465,802	農産物等買入費	254,331
			調整勘定より受入	465,802	農産物等管理費	9,523
		雑　収　入		20	返還金等他勘定へ繰入	1,968
			雑　収　入	20	予　備　費	200,000
		合　計		465,822	合　計	465,822
	輸入飼料勘定	輸入飼料売払代		37,367,812	輸入飼料買入費	33,818,680
			輸入飼料売払代	37,367,812	輸入飼料管理費	998,996
		輸入麦等納付金収入		10	返還金等他勘定へ繰入	10,104,265
			輸入麦等納付金収入	10	予　備　費	10,000,000

		他勘定より受入		17,553,957		
			調整勘定より受入	17,553,957		
		雑収入		162		
			雑収入	162		
		合計		54,921,941	合計	54,921,941
	業務勘定	他勘定より受入		109,530,875	事務費	26,118,435
			他勘定より受入	109,530,875	サイロ及倉庫運営費	1,317,579
		雑収入		1,155,845	返還金調整勘定へ繰入	81,250,706
			雑収入	1,155,845	予備費	2,000,000
		合計		110,686,720	合計	110,686,720
	調整勘定	他会計より受入		199,800,000	国債整理基金特別会計へ繰入	689,605,125
			一般会計より受入	199,800,000		
		他勘定より受入		691,331,828	食糧買入費等財源他勘定へ繰入	1,082,191,511
			他勘定より受入	691,331,828		
		食糧証券及借入金収入		880,660,000		
			食糧証券及借入金収入	880,660,000		
		雑収入		4,808		
			雑収入	4,808		
		合計		1,771,796,636	合計	1,771,796,636
	農業共済再保険					
	再保険金支払基金勘定	農業共済再保険金支払基金収入		16,330,722	再保険金支払財源他勘定へ繰入	16,331,539
			前年度繰越資金受入	16,330,722		
		雑収入		817		
			雑収入	817		
		合計		16,331,539	合計	16,331,539
	農業勘定	農業再保険収入		34,780,413	農業再保険費	26,899,259

官報（号外）

			再保険料	5,873,212	農業共済組合連合会等交付金	7,768,012
			一般会計より受入	28,793,767	予備費	8,600,000
			前年度繰越資金受入	113,434		
		支払基金受入		8,599,094		
			再保険金支払基金勘定より受入	8,599,094		
		雑収入		906		
			雑収入	906		
		合計		43,380,413	合計	43,267,271
	家畜勘定	家畜再保険収入		46,573,056	家畜再保険費	23,561,049
			再保険料	282,779	農業共済組合連合会等交付金	10,378,245
			一般会計より受入	34,085,082	予備費	4,500,000
			前年度繰越資金受入	12,205,195		
		雑収入		3,082		
			雑収入	3,082		
		合計		46,576,138	合計	38,439,294
	果樹勘定	果樹再保険収入		6,429,380	果樹再保険費	2,933,647
			再保険料	148,562	農業共済組合連合会等交付金	602,742
			一般会計より受入	3,477,682	予備費	6,500,000
			前年度繰越資金受入	2,803,136		
		支払基金受入		6,499,945		
			再保険金支払基金勘定より受入	6,499,945		
		雑収入		55		
			雑収入	55		
		合計		12,929,380	合計	10,036,389
	園芸施設勘定	園芸施設再保険収入		3,929,930	園芸施設再保険費	906,638

			一般会計より受入	3,248,687	農業共済組合連合会等交付金	2,201,549
			前年度繰越資金受入	681,243		
					予備費	2,000,000
		支払基金受入		1,232,500		
			再保険金支払基金勘定より受入	1,232,500		
		雑収入		1,333		
			雑収入	1,333		
		合計		5,163,763	合計	5,108,187
	業務勘定	他会計より受入		1,163,094	農業共済再保険業務費	1,162,148
			一般会計より受入	1,163,094	予備費	1,000
		雑収入		53		
			雑収入	53		
		前年度剰余金受入		1		
			前年度剰余金受入	1		
		合計		1,163,148	合計	1,163,148
	森林保険	森林保険収入		13,873,960	森林保険費	2,638,292
			保険料	3,539,000	森林保険業務費	1,491,955
			前年度繰越資金受入	10,334,960	予備費	1,400,000
		雑収入		214,266		
			雑収入	214,266		
		合計		14,088,226	合計	5,530,247
	漁船再保険及漁業共済保険					
	漁船普通保険勘定	漁船再保険収入		8,102,026	漁船再保険費	1,429,422
			再保険料	98,519	漁船保険振興費	2,878
			一般会計より受入	6,596,055	漁船保険中央会交付金	6,161,998
			前年度繰越資金受入	1,407,452	予備費	570,000

官　報（号外）

		雑収入		377,907			
			雑収入		377,907		
		合計		8,479,933		合計	8,164,298
	漁船特殊保険勘定	漁船特殊再保険収入		190,280		漁船特殊再保険費	169,223
			特殊再保険料		169,223	予備費	10,000
			前年度繰越資金受入		21,057		
		雑収入		57,099			
			雑収入		57,099		
		合計		247,379		合計	179,223
	漁船乗組員給与保険勘定	給与再保険収入		25,331		給与再保険費	22,520
						予備費	7,000
			給与再保険料		22,520		
			前年度繰越資金受入		2,811		
		雑収入		16,362			
			雑収入		16,362		
		合計		41,693		合計	29,520
	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入		17,517,760		漁業共済保険費	2,797,423
			保険料		10	漁業共済組合連合会交付金	4,884,952
			一般会計より受入		7,572,682		
			前年度繰越資金受入		9,945,068	予備費	200,000
		雑収入		20			
			雑収入		20		
		合計		17,517,780		合計	7,882,375
	業務勘定	他会計より受入		1,056,648		業務取扱費	1,055,709
			一般会計より受入		1,056,648	予備費	1,000
		雑収入		60			
			雑収入		60		

		前年度剰余金受入		1		
			前年度剰余金受入	1		
		合　計		1,056,709	合　計	1,056,709
	農業経営基盤強化措置	自作農創設特別措置収入		3,275,650	事務取扱費	2,219,829
					農地等買入諸費	471,473
			農地等売払収入	2,781,902		
			農地等貸付収入	493,748	元他会計所属農地売払収入等他会計へ繰入	18,499
		償還金収入		7,946,035	農地保有合理化促進対策費	32,809,896
			償還金収入	7,946,035		
					農業改良資金貸付金	1,017,621
		積立金より受入		431,770	就農支援資金貸付金	3,012,605
			積立金より受入	431,770		
					予備費	100,000
		雑収入		4,734,878		
			雑収入	4,734,878		
		前年度剰余金受入		34,161,090		
			前年度剰余金受入	34,161,090		
		合　計		50,549,423	合　計	39,649,923
	国有林野事業	国有林野事業収入		57,069,172	国有林野事業費	394,302,378
			業務収入	31,536,228	治山事業費	26,388,426
			林野等売払代	19,000,000	北海道治山事業費	4,260,610
			財産貸付料等収入	6,532,944	離島治山事業費	300,000
		他会計より受入		155,954,207	沖縄治山事業費	34,800
			一般会計より受入	155,954,207	治山事業工事諸費	351,048
		地方公共団体工事費負担金収入		3,639,119	予備費	1,100,000
			地方公共団体工事費負担金収入	3,639,119		
		借入金		208,600,000		
			借入金	208,600,000		

官報（号外）

		雑収入		1,233,308		
			国有林野事業雑収入	1,184,718		
			治山事業雑収入	48,590		
		前年度剰余金受入		241,456		
			前年度剰余金受入	241,456		
		合計		426,737,262	合計	426,737,262
	国営土地改良事業	他会計より受入		269,285,665	土地改良事業費	201,003,399
			一般会計より受入	269,285,665	北海道土地改良事業費	88,016,929
		借入金		32,300,000	離島土地改良事業費	8,676,406
			借入金	32,300,000	沖縄土地改良事業費	4,981,380
		受託工事費受入		5,788,556	農業用施設災害復旧事業費	192,874
			受託工事費受入	5,788,556	受託工事費	5,692,658
		土地改良事業費負担金等収入		204,221,595	土地改良事業工事諸費	24,147,893
			土地改良事業費負担金収入	203,831,595	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	48,539,211
			土地改良財産共有対価収入	390,000	国債整理基金特別会計へ繰入	133,354,139
		雑収入		1,121,517	土地改良財産共有対価交付金	106,000
			雑収入	1,121,517	予備費	1,000,000
		前年度剰余金受入		2,993,556		
			前年度剰余金受入	2,993,556		
		合計		515,710,889	合計	515,710,889
経済産業省	貿易再保険	再保険収入		37,525,992	再保険費	146,632,962
			再保険料収入	34,861,159	事務取扱費	639,783
			回収金	2,664,833	予備費	11,000,000
		雑収入		73,008,034		
			雑収入	73,008,034		

		他会計より受入		4,800,000		
			一般会計より受入	4,800,000		
		前年度剰余金受入		368,890,745		
			前年度剰余金受入	368,890,745		
		合計		484,224,771	合計	158,272,745
	特許	特許料等収入		124,079,935	事務取扱費	104,489,981
			特許印紙収入	122,165,937	施設整備費	886,108
			特許料等収入	1,913,998	独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	12,772,765
		他会計より受入		18,088		
			一般会計より受入	18,088	国債整理基金特別会計へ繰入	31,890
		独立行政法人納付金収入		1,742,127	予備費	400,000
			独立行政法人工業所有権情報・研修館納付金収入	1,742,127		
		雑収入		967,802		
			雑収入	967,802		
		前年度剰余金受入		83,748,409		
			前年度剰余金受入	83,748,409		
		合計		210,556,361	合計	118,580,744
国土交通省	自動車損害賠償保障事業					
	保障勘定	保障事業収入		2,943,014	保障費	5,249,396
			賦課金収入	2,943,014	業務取扱費	1,399,180
		他勘定より受入		531,811	保障業務委託費	884,486
			他勘定より受入	531,811	予備費	500,000
		雑収入		1,349,059		
			雑収入	1,349,059		
		前年度剰余金受入		65,875,046		
			前年度剰余金受入	65,875,046		
		合計		70,698,930	合計	8,033,062

官報（号外）

	自動車事故対策勘定	積立金より受入		12,090,330	独立行政法人自動車事故対策機構運営費	8,688,957
			積立金より受入	12,090,330		
		雑収入		4,472,687	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	830,000
			雑収入	4,472,687	自動車事故対策費	6,697,613
					保障勘定へ繰入	346,447
		合計		16,563,017	合計	16,563,017
	保険料等充当交付金勘定	再保険料及保険料収入		10	保険料等充当交付金	48,800,000
			再保険料及保険料収入	10	再保険及保険費	38,882,336
					保障勘定へ繰入	185,364
		積立金より受入		90,636,463	予備費	3,000,000
			積立金より受入	90,636,463		
		雑収入		231,227		
			雑収入	231,227		
		合計		90,867,700	合計	90,867,700
	道路整備	租税		739,300,000	道路事業費	1,551,610,227
			揮発油税	739,300,000	北海道道路事業費	264,553,000
		他会計より受入		2,160,865,000	離島道路事業費	27,922,000
			一般会計より受入	2,124,711,000	沖縄道路事業費	80,032,000
			産業投資特別会計より受入	36,154,000	道路環境整備事業費	627,205,000
		地方公共団体工事費負担金収入		605,805,000	北海道道路環境整備事業費	44,961,000
					離島道路環境整備事業費	116,000
			地方公共団体工事費負担金収入	605,805,000	沖縄道路環境整備事業費	12,488,000
		償還金収入		109,215,435	独立行政法人土木研究所運営費	1,218,540
			償還金収入	109,215,435		
		附帯工事費負担金収入		41,167,000	独立行政法人土木研究所施設整備費	175,233
			附帯工事費負担金収入	41,167,000	地方道路整備臨時交付金	739,300,000

		受託工事納付金収入		37,042,000	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資	79,683,000
			受託工事納付金収入	37,042,000		
		独立行政法人納付金収入		157,000	有料道路整備等資金貸付金	25,019,000
			独立行政法人土木研究所納付金収入	157,000	道路事業資金貸付金	36,154,000
		前年度剰余金受入		15,568,000	附帯工事費	39,772,000
			前年度剰余金受入	15,568,000	受託工事費	36,172,000
		雑収入		15,160,000	道路事業工事諸費	80,271,480
			雑収入	15,160,000	事務費	691,520
					産業投資特別会計へ繰入	74,935,435
					予備費	2,000,000
		合計		3,724,279,435	合計	3,724,279,435
	治水					
	治水勘定	他会計より受入		703,462,176	河川事業費	372,046,000
			一般会計より受入	703,462,176	北海道河川事業費	78,508,750
		他勘定より受入		12,516,286	河川総合開発事業費	95,799,751
			特定多目的ダム建設工事勘定より受入	12,516,286	北海道河川総合開発事業費	16,096,959
		地方公共団体工事費負担金収入		203,781,823	水資源開発事業交付金	45,413,890
					砂防事業費	139,395,853
			地方公共団体工事費負担金収入	203,781,823	北海道砂防事業費	10,536,173
		電気事業者等工事費負担金収入		15,982,867	総合流域防災事業費	38,310,000
			電気事業者等工事費負担金収入	15,982,867	北海道総合流域防災事業費	8,127,000
		償還金収入		919,324	建設機械整備費	2,056,552
			償還金収入	919,324	北海道建設機械整備費	188,000
		附帯工事費負担金収入		5,321,800	離島治水事業費	5,386,000
			附帯工事費負担金収入	5,321,800	沖縄治水事業費	7,144,900
		受託工事納付金収入		19,463,096	都市水環境整備事業費	48,710,000
			受託工事納付金収入	19,463,096	北海道都市水環境整備事業費	2,152,000

		独立行政法人納付金収入		40,000	離島都市水環境整備事業費	25,000
			独立行政法人土木研究所納付金収入	40,000	独立行政法人土木研究所運営費	1,336,244
		前年度剰余金受入		8,337,000		
			前年度剰余金受入	8,337,000	独立行政法人土木研究所施設整備費	109,521
		雑収入		8,915,000	附帯工事費	5,031,800
			雑収入	8,915,000	受託工事費	17,366,074
					治水事業工事諸費	83,288,293
					事務費	491,288
					産業投資特別会計へ繰入	919,324
					予備費	300,000
		合計		978,739,372	合計	978,739,372
	特定多目的ダム建設工事勘定	他会計より受入		126,649,862	多目的ダム建設事業費	153,246,514
			一般会計より受入	126,649,862	北海道多目的ダム建設事業費	15,524,161
		地方公共団体工事費負担金収入		32,837,566	沖縄多目的ダム建設事業費	11,583,467
			地方公共団体工事費負担金収入	32,837,566	受託工事費	7,847,536
		電気事業者等工事費負担金収入		32,062,318	工事諸費等治水勘定へ繰入	12,516,286
			電気事業者等工事費負担金収入	32,062,318	電気事業者等工事費負担金還付金	1,671,051
		受託工事納付金収入		8,228,269	予備費	50,000
			受託工事納付金収入	8,228,269		
		前年度剰余金受入		2,582,000		
			前年度剰余金受入	2,582,000		
		雑収入		79,000		
			雑収入	79,000		
		合計		202,439,015	合計	202,439,015

官報（号外）

	港湾整備					
	港湾整備勘定	他会計より受入		237,285,897	港湾事業費	207,356,459
			一般会計より受入	236,080,443	北海道港湾事業費	30,881,475
			空港整備特別会計より受入	1,205,454	離島港湾事業費	23,506,200
					沖縄港湾事業費	26,000,242
		他勘定より受入		792,056	埠頭整備等資金貸付金	3,430,500
			特定港湾施設工事勘定より受入	792,056	受託工事費	6,865,497
		港湾管理者工事費負担金収入		64,285,475	港湾事業等工事諸費	21,612,835
					産業投資特別会計へ繰入	3,124,675
			港湾管理者工事費負担金収入	64,285,475	予備費	500,000
		償還金収入		7,985,923		
			償還金収入	7,985,923		
		受託工事納付金収入		7,308,200		
			受託工事納付金収入	7,308,200		
		前年度剰余金受入		4,915,799		
			前年度剰余金受入	4,915,799		
		雑収入		704,533		
			雑収入	704,533		
		合計		323,277,883	合計	323,277,883
	特定港湾施設工事勘定	他会計より受入		1,983,216	エネルギー港湾施設工事費	3,787,260
			一般会計より受入	1,983,216	鉄鋼港湾施設工事費	2,468,684
		港湾管理者工事費負担金収入		1,243,418	工事諸費港湾整備勘定へ繰入	792,056
			港湾管理者工事費負担金収入	1,243,418	予備費	50,000
		受益者工事費負担金収入		3,818,500		
			受益者工事費負担金収入	3,818,500		

官報（号外）

		前年度剰余金受入		50,648			
			前年度剰余金受入	50,648			
		雑収入		2,218			
			雑収入	2,218			
		合計		7,098,000	合計	7,098,000	
	自動車検査登録	検査登録手数料収入		42,736,931	業務取扱費	34,000,633	
			検査登録印紙収入	41,882,530	施設整備費	1,033,535	
			検査登録手数料収入	854,401	独立行政法人交通安全環境研究所運営費	931,385	
		他会計より受入		1,527,567			
			一般会計より受入	1,527,567	独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	193,994	
		独立行政法人納付金収入		160,498	自動車検査独立行政法人運営費	8,921,745	
			独立行政法人交通安全環境研究所納付金収入	160,498	自動車検査独立行政法人施設整備費	1,928,766	
		雑収入		1,394,012			
			雑収入	1,394,012	予備費	400,000	
		前年度剰余金受入		14,088,145			
			前年度剰余金受入	14,088,145			
		合計		59,907,153	合計	47,410,058	
	都市開発資金融通	他会計より受入		2,950,000	都市開発資金貸付金	21,234,000	
			一般会計より受入	2,950,000	事務取扱費	6,228	
		借入金		3,400,000	産業投資特別会計へ繰入	2,044,446	
			借入金	3,400,000	国債整理基金特別会計へ繰入	27,552,708	
		運用収入		33,093,177			
			運用金回収	31,604,381	予備費	5,000	
			利子収入	1,488,796			
		償還金収入		2,044,446			
			償還金収入	2,044,446			

		前年度剰余金受入		9,354,749		
			前年度剰余金受入	9,354,749		
		雑収入		10		
			雑収入	10		
		合計		50,842,382	合計	50,842,382
	空港整備	他会計より受入		166,579,075	空港整備事業費	236,954,796
			一般会計より受入	166,579,075	北海道空港整備事業費	5,855,422
		空港使用料収入		212,360,514	離島空港整備事業費	915,180
			空港使用料収入	212,360,514	沖縄空港整備事業費	7,610,255
		地方公共団体工事費負担金収入		7,190,199	航空路整備事業費	25,671,527
			地方公共団体工事費負担金収入	7,190,199	独立行政法人電子航法研究所運営費	1,061,322
		借入金		108,660,000	関西国際空港株式会社出資	17,300,000
			借入金	108,660,000	関西国際空港株式会社補給金	9,000,000
		空港等財産処分収入		2,068,952	関西国際空港整備事業資金貸付金	200,000
			空港等財産処分収入	2,068,952		
		償還金収入		10,113,000	受託工事費	1,317,500
			償還金収入	10,113,000	空港等整備事業工事諸費	3,047,683
		受託工事納付金収入		1,405,600	空港等維持運営費	154,587,892
			受託工事納付金収入	1,405,600	独立行政法人航空大学校運営費	107,399
		独立行政法人納付金収入		38,591	離島航空事業助成費	1,912,670
			独立行政法人電子航法研究所納付金収入	38,591	国債整理基金特別会計へ繰入	105,625,769
		雑収入		21,122,145	予備費	1,000,000
			雑収入	21,122,145		
		前年度剰余金受入		42,629,339		
			前年度剰余金受入	42,629,339		
		合計		572,167,415	合計	572,167,415

丙号　繰越明許費

所管	特別会計	事項
法務省	登記	（項）施設整備費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設整備費
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	（項）特定国有財産整備費
厚生労働省	厚生保険	
	児童手当勘定	（項）児童育成事業費のうち
		児童育成事業費補助金（児童厚生施設等整備費に限る。）
	業務勘定	（項）業務取扱費のうち
		社会保険オンラインシステム業務庁費（社会保険オンラインシステムにおけるオープンシステム化経費に限る。）
		施設整備費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設整備費
		不動産購入費
		保健事業費のうち
		社会保険オンラインシステム業務庁費
		福祉施設事業費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		社会保険オンラインシステム業務庁費（社会保険オンラインシステムにおけるオープンシステム化経費に限る。）
		年金相談施設整備費
	船員保険	（項）福祉事業費のうち
		施設施工庁費
		福祉施設整備費
	国立高度専門医療センター	（項）医療技術開発等研究費のうち
		医療技術開発等研究費（受託研究経費に限る。）
		施設整備費
	国民年金	
	福祉年金勘定	（項）福祉年金給付費
	業務勘定	（項）業務取扱費のうち
		社会保険オンラインシステム業務庁費（社会保険オンラインシステムにおけるオープンシステム化経費に限る。）
		施設整備費のうち
		施設施工庁費
		施設整備費
		福祉施設費のうち
		施設施工庁費
		社会保険オンラインシステム業務庁費（社会保険オンラインシステムにおけるオープンシステム化経費に限る。）
		年金相談施設整備費
	労働保険	
	労災勘定	（項）業務取扱費のうち
		情報処理業務庁費（労災行政情報管理システム開発経費に限る。）

		施設整備費			石綿健康被害救済給付費用等徴収業務庁費（労働保険適用徴収システム開発経費に限る。）
		労働福祉事業費のうち	農林水産省	食糧管理	
		施設施工旅費		輸入食糧管理勘定	（項）輸入食糧買入費
		情報処理業務庁費（労働基準行政情報システム開発経費に限る。）		輸入飼料勘定	（項）輸入飼料買入費
		施設施工庁費		業務勘定	（項）事務費のうち
		施設費			施設施工旅費
		産業医学助成費補助金（産業医養成施設整備費に限る。）			成果重視事業総合食料局情報管理システム最適化実施庁費
		独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費のうち			施設施工庁費
		独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金（労災病院施設整備費に限る。）			施設整備費
				国有林野事業	（項）国有林野事業費のうち
	雇用勘定	（項）業務取扱費のうち			業務費（国有林野情報管理システムの開発経費に限る。）
		情報処理業務庁費（職業安定行政関係システム開発経費に限る。）			森林環境保全整備事業費
		施設整備費			森林居住環境整備事業費
		雇用安定等事業費のうち			林道施設等災害復旧事業費
		情報処理業務庁費（職業安定行政関係システム開発経費に限る。）			森林災害復旧造林事業費
		独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費のうち			治山事業費
		独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費補助金（公共職業能力開発施設整備費に限る。）			北海道治山事業費
					離島治山事業費
					沖縄治山事業費
					治山事業工事諸費のうち
					日額旅費
					工事雑費
	徴収勘定	（項）業務取扱費のうち		国営土地改良事業	（項）土地改良事業費のうち
		情報処理業務庁費（労働保険適用徴収システム開発経費に限る。）			国営かんがい排水事業費

官報（号外）

			国営総合農地防災事業費
			土地改良調査計画費
			国営造成施設管理費
			国営農用地再編整備事業費
			北海道土地改良事業費
			離島土地改良事業費
			沖縄土地改良事業費
			農業用施設災害復旧事業費
			受託工事費のうち
			受託工事費
			土地改良事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
経済産業省	特許	(項)	事務取扱費のうち
			成果重視事業特許事務機械化庁費（特許事務処理システム開発経費に限る。）
			施設整備費のうち
			施設整備費
国土交通省	自動車損害賠償保障事業		
	自動車事故対策勘定	(項)	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費
	道路整備	(項)	道路事業費
			北海道道路事業費
			離島道路事業費
			沖縄道路事業費
			道路環境整備事業費
			北海道道路環境整備事業費
			離島道路環境整備事業費
			沖縄道路環境整備事業費
			独立行政法人土木研究所施設整備費
			地方道路整備臨時交付金
			有料道路整備等資金貸付金
			道路事業資金貸付金
			附帯工事費のうち
			附帯工事費
			道路附属物等復旧費
			受託工事費のうち
			受託工事費
			道路事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
	治水		
	治水勘定	(項)	河川事業費
			北海道河川事業費
			河川総合開発事業費
			北海道河川総合開発事業費
			水資源開発事業交付金
			砂防事業費
			北海道砂防事業費

		総合流域防災事業費			離島港湾事業費
		北海道総合流域防災事業費			沖縄港湾事業費
		離島治水事業費			埠頭整備等資金貸付金
		沖縄治水事業費			受託工事費
		都市水環境整備事業費			港湾事業等工事諸費のうち
		北海道都市水環境整備事業費			超過勤務手当
		離島都市水環境整備事業費			日額旅費
		独立行政法人土木研究所施設整備費			工事雑費
		附帯工事費のうち	特定港湾施設工事勘定	(項)	エネルギー港湾施設工事費
		附帯工事費			鉄鋼港湾施設工事費
		受託工事費のうち	自動車検査登録	(項)	施設整備費
		受託工事費			独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費
		治水事業工事諸費のうち			自動車検査独立行政法人施設整備費
		超過勤務手当	都市開発資金融通	(項)	都市開発資金貸付金
		日額旅費	空港整備	(項)	空港整備事業費
		工事雑費			北海道空港整備事業費
	特定多目的ダム建設工事勘定	(項) 多目的ダム建設事業費			離島空港整備事業費
		北海道多目的ダム建設事業費			沖縄空港整備事業費
		沖縄多目的ダム建設事業費			航空路整備事業費
		受託工事費のうち			関西国際空港整備事業資金貸付金
		受託工事費			受託工事費
	港湾整備				空港等整備事業工事諸費のうち
	港湾整備勘定	(項) 港湾事業費			超過勤務手当
		北海道港湾事業費			日額旅費
					工事雑費
					港湾整備特別会計へ繰入

官報（号外）

丁号　国庫債務負担行為

所管	特別会計	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
法務省	登記	施設整備	3,307,674	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	静岡地方法務局沼津支局庁舎ほか4件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
財務省	財政融資資金	電子計算機等借入れ	122,032	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
財務省、文部科学省及び経済産業省	電源開発促進対策					
	電源利用勘定	核燃料サイクル開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	平成18年度	平成19年度まで1箇年度及び平成20年度まで1箇年度延長	平成16年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「核燃料サイクル開発機構施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部及び平成17年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「核燃料サイクル開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成18年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を、平成16年度に係るものについては平成19年度まで1箇年度、平成17年度に係るものについては平成20年度まで1箇年度それぞれ延長する必要があるため
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助	3,315,891	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
財務省、経済産業省及び環境省	石油及びエネルギー需給構造高度化対策					
	石油及びエネルギー需給構造高度化勘定	認証排出削減量等取得	10,528,120	平成18年度	平成18年度以降8箇年度以内	京都議定書に基づく認証排出削減量等の取得には、多くの日数を要するものがあるため
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	民間資金等活用特定施設整備	7,326,534	平成18年度	平成20年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した特定国有財産整備計画による庁舎等その他の施設の整備には、多くの日数を要するため
厚生労働省	厚生保険					
	児童手当勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機等借入れ	736	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機等借入れ	7,792	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		政府管掌健康保険システム開発	4,060,980	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	政府管掌健康保険の新たな組織形態による保険給付等のためのシステム開発には、多くの日数を要するため
		社会保険オンラインシステムオープンシステム化開発等	6,835,900	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	社会保険オンラインシステムの一部をオープンシステム化するための開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		社会保険オンラインシステムソフトウェア等利用	84,451,702	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムのソフトウェア等の利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険業務民間開放試行的導入事業	103,250	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	社会保険業務民間開放試行的導入事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	国立高度専門医療センター	施設整備	279,904	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	国立がんセンター及び国立循環器病センターの施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		特別施設整備	412,958	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	国立長寿医療センター及び国立循環器病センターの特別施設整備には、多くの日数を要するものがあるため
	国民年金					
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機等借入れ	1,952	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険オンラインシステムオープンシステム化開発等	7,070,075	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	社会保険オンラインシステムの一部をオープンシステム化するための開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		社会保険オンラインシステムソフトウェア等利用	62,753,223	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムのソフトウェア等の利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険業務民間開放試行的導入事業	2,017,243	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	社会保険業務民間開放試行的導入事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	労働保険					
	労災勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機等借入れ	4,920	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労災行政情報管理システム開発等	15,883,200	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	労災行政情報管理システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		施設整備	1,207,316	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	和歌山労働総合庁舎及び京都上労働基準監督署の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		労働基準行政情報システム開発等	4,150,586	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	労働基準行政情報システムの開発等には、多くの日数を要するため

官報（号外）

		独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助	10,573,846	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	独立行政法人労働者健康福祉機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	雇用勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機等借入れ	2,248	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		職業安定行政関係システム開発等	27,114,783	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	職業安定行政関係システムの開発等には、多くの日数を要するため
		施設整備	1,403,691	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	田川公共職業安定所庁舎ほか3件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		就職支援業務民間開放試行的導入事業	341,471	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	就職支援業務民間開放試行的導入事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス就職支援業務	2,070,633	平成18年度	平成19年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う就職支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	徴収勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機等借入れ	776	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働保険適用徴収システム開発等	5,564,153	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	労働保険適用徴収システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
農林水産省	食糧管理					
	輸入食糧管理勘定	輸入食糧買入れ	83,500,000	平成18年度	平成19年度	外国からの食糧の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
	輸入飼料勘定	輸入飼料買入れ	9,000,000	平成18年度	平成19年度	外国からの飼料の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
	国営土地改良事業	国営かんがい排水事業				
		鳴瀬川（一期）農業水利事業	912,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	鳴瀬川（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		隈戸川（一期）農業水利事業	816,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	隈戸川（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		大崎農業水利事業	900,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	大崎農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		岩木川左岸（一期）農業水利事業	1,150,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	岩木川左岸（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため

			新安積（二期）農業水利事業	580,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	新安積（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
			最上川下流沿岸農業水利事業	400,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	最上川下流沿岸農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
			岩木川左岸（二期）農業水利事業	540,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	岩木川左岸（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
			最上川中流農業水利事業	436,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	最上川中流農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
			那珂川沿岸（一期）農業水利事業	3,600,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	那珂川沿岸（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
			両総農業水利事業	850,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	両総農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
			大井川用水（一期）農業水利事業	360,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	大井川用水（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
			大井川用水（二期）農業水利事業	940,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	大井川用水（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
			神流川沿岸農業水利事業	900,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	神流川沿岸農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
			中信平二期農業水利事業	3,537,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	中信平二期農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
			柏崎周辺（二期）農業水利事業	750,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	柏崎周辺（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
			九頭竜川下流（一期）農業水利事業	3,136,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	九頭竜川下流（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
			九頭竜川下流（二期）農業水利事業	2,628,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	九頭竜川下流（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
			都城盆地農業水利事業	700,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	都城盆地農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
			尾鈴農業水利事業	2,200,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	尾鈴農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
			西諸（一期）農業水利事業	600,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	西諸（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号　外）

		曽於北部（一期）農業水利事業	1,390,000	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	曽於北部（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		国営総合農地防災事業				
		男鹿東部（二期）農地防災事業	1,000,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	男鹿東部（二期）農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		渡良瀬川中央（二期）農地防災事業	100,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	渡良瀬川中央（二期）農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		常願寺川沿岸農地防災事業	1,044,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	常願寺川沿岸農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		那賀川（一期）農地防災事業	1,650,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	那賀川（一期）農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		佐賀中部農地防災事業	650,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	佐賀中部農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		国営農用地再編整備事業				
		中海（一般）干拓事業	4,000,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	中海（一般）干拓事業には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道国営かんがい排水事業				
		樺戸農業水利事業	550,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	樺戸農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		樺戸（二期）農業水利事業	10,232,600	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	樺戸（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		篠津中央二期農業水利事業	1,764,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	篠津中央二期農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		道央用水（二期）農業水利事業	602,200	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	道央用水（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道国営総合農地防災事業				
		下浦幌（二期）農地防災事業	550,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	下浦幌（二期）農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため

		離島国営かんがい排水事業				
		佐渡（一期）農業水利事業	4,040,000	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	佐渡（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		受託工事				
		常願寺川沿岸農地防災事業	51,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	常願寺川沿岸農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		樺戸（二期）農業水利事業	3,810,400	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	樺戸（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		篠津中央二期農業水利事業	36,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	篠津中央二期農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		道央用水（二期）農業水利事業	16,900	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	道央用水（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
経済産業省	特許	特許事務処理システム開発	26,904,311	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	特許事務処理システムの開発には、多くの日数を要するため
		施設整備	706,575	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	特許庁庁舎自動火災報知器設備の整備には、多くの日数を要するため
国土交通省	道路整備	直轄道路交通円滑化事業	214,163,000	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	一般国道神奈川1号相模川河口橋ほか83箇所の交通円滑化工事及び一般国道三重1号ほか16箇所の交通円滑化事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄道路地域連携推進事業	236,993,000	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	高速自動車国道岩手東北横断自動車道釜石秋田線明神橋ほか31箇所及び一般国道静岡1号新富士川橋ほか91箇所の地域連携推進工事並びに一般国道岡山2号ほか31箇所の地域連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄道路修繕事業	8,995,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	一般国道新潟7号修繕ほか29箇所の修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		交通円滑化事業費補助	8,545,000	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	交通円滑化事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		地域連携推進事業費補助	23,694,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

官　報　（号　外）

		北海道直轄道路交通円滑化事業	730,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	一般国道241号共和橋及び275号新川橋の交通円滑化工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道直轄道路地域連携推進事業	30,250,000	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線貴老路大橋及び一般国道12号江別豊幌跨線橋（その2）ほか16箇所の地域連携推進工事並びに一般国道235号の地域連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道地域連携推進事業費補助	9,385,750	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		離島地域連携推進事業費補助	2,030,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄直轄道路交通円滑化事業	2,850,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	一般国道329号石川橋ほか2箇所の交通円滑化工事には、多くの日数を要するため
		沖縄直轄道路地域連携推進事業	8,980,000	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	一般国道58号若狭高架橋（その3）ほか2箇所の地域連携推進工事には、多くの日数を要するため
		沖縄直轄道路修繕事業	600,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	一般国道58号修繕工事には、多くの日数を要するため
		沖縄交通円滑化事業費補助	6,300,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	交通円滑化事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄地域連携推進事業費補助	2,593,800	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄道路交通連携推進事業	4,660,000	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	一般国道新潟8号新前川橋ほか4箇所の交通連携推進工事及び一般国道新潟8号の交通連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		交通連携推進事業費補助	2,461,500	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	交通連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄道路沿道環境改善事業	40,995,000	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	一般国道静岡1号中野町沿道環境改善ほか20箇所の沿道環境改善工事及び一般国道兵庫2号ほか7箇所の沿道環境改善事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため

		沿道環境改善事業費補助	827,000	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	沿道環境改善事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄道路交通安全施設等整備事業	402,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	一般国道岡山53号御津草生歩行者道及び鹿児島225号中洲橋歩道の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するため
		交通安全施設等整備事業費補助	671,000	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	交通安全施設等整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄道路交通事故重点対策事業	855,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	一般国道静岡1号宮島付加車線ほか3箇所の交通事故重点対策工事には、多くの日数を要するため
		直轄道路電線共同溝整備事業	17,804,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	一般国道静岡1号電線共同溝ほか28箇所の電線共同溝工事には、多くの日数を要するものがあるため
		市街地環境改善事業費補助	1,900,000	平成18年度	平成19年度以降4箇年度以内	市街地環境改善事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道直轄道路交通連携推進事業	3,100,000	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	一般国道36号札幌駅前道路の交通連携推進工事には、多くの日数を要するものがあるため
		道路改築附帯工事	11,887,200	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	公益事業者の負担に係る一般国道東京1号共同溝ほか35箇所の共同溝附帯工事等及び河川管理者等の負担に係る一般国道静岡1号足高橋ほか11箇所の橋梁架設附帯工事等には、多くの日数を要するものがあるため
		道路改築受託工事	34,820,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	東日本高速道路株式会社等からの委託に係る一般国道千葉298号堀之内道路ほか10箇所の道路改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
	治水					
	治水勘定	直轄河川改修事業	16,782,000	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	利根川ほか7河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに鳴瀬川ほか8河川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄床上浸水対策特別緊急事業	8,948,000	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	宮川ほか4河川の床上浸水対策特別緊急工事及びこれらに附帯する工事並びに宮川の床上浸水対策特別緊急事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号外）

		直轄河川災害復旧等関連緊急事業	1,520,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	信濃川の災害復旧等関連緊急工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄河川激甚災害対策特別緊急事業	10,022,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	円山川及び五ケ瀬川の激甚災害対策特別緊急工事並びにこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修費補助	1,775,550	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		都市河川改修費補助	3,422,000	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道直轄河川改修事業	1,120,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	石狩川及び釧路川の改修工事並びにこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄堰堤維持	3,771,900	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	最上川寒河江ダムほか3ダムのダム管理用制御装置の製作及び北上川四十四田ダムほか9ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄流況調整河川事業	8,203,000	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	筑後川佐賀導水路及び利根川那珂川霞ケ浦導水路の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川総合開発事業費補助	4,688,684	平成18年度	平成19年度以降4箇年度以内	河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		治水ダム建設事業費補助	848,150	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	治水ダム建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道直轄堰堤維持	700,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	天塩川岩尾内ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道直轄河川総合開発事業	679,100	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	石狩川夕張シューパロダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道直轄堰堤改良事業	220,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	石狩川豊平峡ダムの改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄砂防事業	7,493,000	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	最上川水系ほか8水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため

		砂防事業費補助	1,043,500	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	砂防事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄河川都市基盤整備事業	500,000	平成18年度	平成19年度以降4箇年度以内	筑後川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄総合水系環境整備事業	750,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	利根川水系の総合水系環境整備事業には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修附帯工事	637,600	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	道路管理者の負担に係る大和川ほか2河川の改修附帯工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修受託工事	8,996,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	鴻巣市等からの委託に係る荒川行人第2樋管ほか22箇所の樋管等の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
	特定多目的ダム建設工事勘定	多目的ダム建設事業				
		紀の川大滝ダム建設工事	700,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	紀の川大滝ダムの建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		利根川八ッ場ダム建設工事	24,875,900	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	利根川八ッ場ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		最上川長井ダム建設工事	277,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	最上川長井ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		利根川湯西川ダム建設工事	5,281,000	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	利根川湯西川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		米代川森吉山ダム建設工事	4,300,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	米代川森吉山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		木曾川新丸山ダム建設工事	3,410,000	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	木曾川新丸山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		神戸川志津見ダム建設工事	600,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	神戸川志津見ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		紀の川紀の川大堰建設工事	1,861,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	紀の川紀の川大堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		大分川大分川ダム建設工事	1,650,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	大分川大分川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北上川胆沢ダム建設工事	2,870,000	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	北上川胆沢ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号外）

		嘉瀬川嘉瀬川ダム建設工事	5,429,000	平成18年度	平成18年度以降5箇年度以内	嘉瀬川嘉瀬川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		荒川横川ダム建設工事	1,000,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	荒川横川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		千代川殿ダム建設工事	17,090,000	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	千代川殿ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		斐伊川尾原ダム建設工事	1,200,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	斐伊川尾原ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		庄川利賀ダム建設工事	1,340,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	庄川利賀ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道多目的ダム建設事業				
		天塩川サンルダム建設工事	450,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	天塩川サンルダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄多目的ダム建設事業				
		沖縄北西部河川総合開発建設工事	6,878,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	沖縄北西部河川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		ダム事業受託工事	822,530	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	岐阜県等からの委託に係る木曽川新丸山ダムほか4ダムの一般国道418号改良工事等には、多くの日数を要するものがあるため
	港湾整備					
	港湾整備勘定	直轄港湾改修事業	67,297,500	平成18年度	平成18年度以降4箇年度以内	伏木富山港ほか11港並びに中ノ瀬航路及び浦賀水道航路の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		港湾改修事業費補助	3,039,000	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		港湾環境整備事業費補助	80,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	港湾環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		廃棄物処理施設整備事業費補助	223,290	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	廃棄物処理施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		北海道直轄港湾改修事業	2,400,000	平成18年度	平成19年度以降4箇年度以内	函館港の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		離島直轄港湾改修事業	600,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	名瀬港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄直轄港湾改修事業	8,170,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	那覇港及び平良港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄港湾改修事業費補助	646,200	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		港湾整備関係受託工事	3,668,400	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	大阪市からの委託に係る大阪港の臨港交通施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
	特定港湾施設工事勘定	エネルギー港湾施設工事				
		直江津港整備工事	330,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	直江津港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		鉄鋼港湾施設工事				
		福山港整備工事	2,000,000	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	福山港における鉄鋼港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
	空港整備	空港整備	9,099,994	平成18年度	平成18年度以降3箇年度以内	東京国際空港ほか2空港及び小松飛行場の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		空港整備事業費補助	1,713,500	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	空港整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		航空路整備	5,611,500	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	システム開発評価・危機管理センターの管制情報処理システム並びに札幌管制部及び福岡管制部の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用航空路整備等事業	5,936,835	平成18年度	平成21年度以降15箇年度以内	民間資金等を活用した那覇管制部の施設の整備等には、多くの日数を要するため
		大型化学消防車購入	914,550	平成18年度	平成18年度及び平成19年度	大型化学消防車の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため

平成十八年度特別会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等三十一特別会計に関するもので、財政制度等審議会での提言や「行政改革の重要方針」（平成十七年十二月二十四日閣議決定）の方向性を踏まえ、剰余金・積立金の活用や、人件費・事務費等の徹底した見直しなどを行っている。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、四百六十兆三千八百五十六億九千七百万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、二百二十五兆三千百二十三億円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
(1)　交付税及び譲与税配付金勘定	七三、〇四七、四九九	七一、五七九、六一一
(2)　交通安全対策特別交付金勘定	九〇、七四三	八四、三七四

交付税及び譲与税配付金勘定においては、主な歳入については、一般会計から十四兆五千五百八十四億三千四百万円を受け入れるほか、財政融資資金及び民間から五十二兆八千百五十六億五千四百万円を借り入れ、主な歳出については、地方交付税交付金として十四兆六千百六十四億六千七百万円、国債整理基金特別会計への繰入として五十二兆四千百十八億二千九百万円を計上している。

2　財政融資資金特別会計

歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
七二、八四〇、一一九	七〇、三九六、五〇二

平成十八年度においては、この会計の負担において発行する公債の限度額を二十七兆二千億円、一時借入金等の限度額を十五兆円としている。また、国債残高を圧縮するため、同特別会計の積立金のうち十二兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしている。

3　国債整理基金特別会計

歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
二四九、七三九、八六〇	二二四、七三九、八六〇

平成十八年度においては、一般会計から十八兆七千六百十五億六千万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から九十七兆三百十八億円をそれぞれ受け入れるほか、租税二千二百三十七億円、公債金百三兆二千六百二十一億四百万円、前年度剰余金として「国債整理基金特別会計法」（明治三十九年法律第六号）第五条ノ二の規定により平成十七年度において発行予定の公債金収入三十兆円及び「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」（昭和六十二年法律第八十六号）に基づき一般会計に繰り入れることとしている日本電信電話株式会社の株式の売払収入の一部四百八十億五千四百万円並びに運用収入等四千百二十六億四千二百万円をそれぞれ受け入れることとしている。

4　外国為替資金特別会計

歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
三、一九二、二〇五	一、〇五六、三二八

平成十八年度においては、外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をすることのできる限度額を、平成十七年度の実績見込等を勘案して百四十兆円としている。

また、平成十七年度において生ずる決算上の剰余のうち一兆六千二百二十億円を平成十八年度の一般会計の歳入に繰り入れることとし、残額を積立金として整理することとしている。

5　産業投資特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
(1)　産業投資勘定	一六四、九九七	一六四、九九七
(2)　社会資本整備勘定	一八一、〇九八	一八一、〇九八

社会資本整備勘定においては、歳入として、一般会計が国債整理基金特別会計から受け入れた日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部に相当する四百八十億五千四百万円を無利子貸付等の財源に充てるため一般会計から受け入れることとしている。また、過去に実施した無利子貸付事業等の償還金として、各特別会計等からの受入金及び償還金収入千三百三十億千七百万円を見込んでいるほか、雑収入二千六百万円を見込んでいる。歳出として、収益回収型の公共事業資金貸付金三百六十一億五千四百万円、民間能力活用施設整備事業資金貸付金百十九億円を計上している。また、過去に実施した無利子貸付事業等の償還又は繰戻しに相当する金額について一般会計へ繰入千三百三十億千七百万円、事務費等二千六百万円を計上している。

6　厚生保険特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
(1)　健康勘定	九、〇七六、六二五	九、〇七六、六二五
(2)　年金勘定	三五、四〇二、三二一	三五、四〇二、三二一
(3)　児童手当勘定	三七六、五八四	三七六、五八四
(4)　業務勘定	四六八、二九〇	四六八、二九〇

健康勘定においては、歳出では、所要の医療給付費等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫補助金等については、九千四十一億千八百万円を一般会計から受け入れることとしている。

年金勘定においては、歳出では、年金受給者の増等による給付費の増加等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫負担金については、四兆八千三百二十三億円を一般会計から受け入れることとしている。

児童手当勘定においては、歳出では、児童手当について、平成十八年四月から小学校修了までの児童を支給対象児童として支給することとしており、また、所得制限を緩和し、支給率を概ね九十パーセントに引き上げることとしている。さらに、仕事と子育ての両立支援を図る必要があることにかんがみ、児童育成事業の推進を図ることとし、歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、二千二百七十億八千六百万円を受け入れることとしている。

7　国民年金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 基礎年金勘定	一八、五三四、七三七	一八、五三四、七三七
(2) 国民年金勘定	六、一四一、一八三	六、一四一、一八三
(3) 福祉年金勘定	二七、一二一	二七、一二一
(4) 業務勘定	一六九、七六三	一六九、七六三

基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額及び公的年金制度の各保険者の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入れ所要額等を計上し、歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として各保険者からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。

国民年金勘定においては、歳出では、旧法国民年金の障害年金等の受給者数の減等による給付費の減少、基礎年金勘定への繰入額等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫負担金については、一兆七千九百八十五億千四百万円を一般会計から受け入れることとしている。また、基礎年金相当給付費の財源を、基礎年金勘定から受け入れることとしている。

8　労働保険特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 労災勘定	一、三六八、四七七	一、一六五、四四一
(2) 雇用勘定	三、四一四、七〇八	二、八三三、八〇七
(3) 徴収勘定	四、一二七、一一六	四、一二七、一一六

労災勘定においては、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部として、一般会計から十二億四千二百万円を受け入れることとしている。

雇用勘定においては、雇用保険の最近における受給実績等を勘案し、求職者給付及び雇用継続給付に要する費用並びに雇用保険事業の事務の執行に要する費用に係る国庫負担金として、一般会計から三千九百四十七億三千万円を受け入れることとしている。

9　食糧管理特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 国内米管理勘定	七〇七、五四三	七〇七、五四三
(2) 国内麦管理勘定	一一三、三一二	一一三、三一二
(3) 輸入食糧管理勘定	五二〇、七二一	五二〇、七二一
(4) 農産物等安定勘定	四六六	四六六
	五四、九二二	五四、九二二
(5) 輸入飼料勘定	一一〇、六八七	一一〇、六八七
(6) 業務勘定	一、七七一、七九七	一、七七一、七九七
(7) 調整勘定		

国内米管理勘定において、平成十七年産米の作況指数が全国で百一となったことから、この豊作に対応した過剰米について、過剰米短期融資円滑化事業及び集荷奨励事業を主食用等と区分して集荷・保管するための経費等として新たに計上するとともに、引き続き米価の下落時にその影響を緩和する水田農業構造改革交付金（稲作所得基盤確保対策）、米価下落による稲作収入の影響が大きい担い手を対象に稲作収入の安定を図る担い手経営安定対策交付金を計上することとしている。

さらに、麦政策について、国内麦管理勘定においては麦作経営安定資金助成金の助成金単価及び流通コスト助成単価の見直しを図るとともに、輸入食糧管理勘定における麦の備蓄水準及び保管料単価の見直しを図り、麦収支全体の改善を図ることとしている。

10　道路整備特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
	三、七二四、二七九	三、七二四、二七九

この会計は、揮発油税等の特定財源、産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入額及び直轄事業に係る地方公共団体の負担金等を受け入れることによって財源の調達を図ることとしている。平成十八年度における道路整備のための財源は、三兆五千八百六十七億二千九百万円である。

有料道路事業については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対し七百九十六億八千三百万円の出資をすることとしている。また、地方道路公社に対し百七十九億二千五百万円の無利子貸付けを行うこととしている。

以上のほか、登記、地震再保険、電源開発促進対策、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、特定国有財産整備、船員保険、国立高度専門医療センター、農業共済再保険、森林保険、漁船再保険及び漁業共済保険、農業経営基盤強化措置、国有林野事業、国営土地改良事業、貿易再保険、特許、自動車損害賠償保障事業、治水、港湾整備、自動車検査登録、都市開発資金融通及び空港整備の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党の佐々木憲昭君提出の「平成十八年度一般会計予算、平成十八年度特別会計予算及び平成十八年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

平成十八年三月二日

予算委員長　大島　理森

衆議院議長　河野　洋平殿

平成十八年度政府関係機関予算

右

国会に提出する。

平成十八年一月二十日

内閣総理大臣　小泉純一郎

平成18年度政府関係機関予算

予　算　総　則

（収入支出予算）

第1条　次に掲げる各政府関係機関の平成18年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

国民生活金融公庫
住宅金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
公営企業金融公庫
沖縄振興開発金融公庫
日本政策投資銀行
国際協力銀行

（借入金等の限度額）

第2条　次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」の規定による借入金又は債券の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫	限度	額
国民生活金融公庫	借入金	2,194,000,000千円
	国民生活債券	320,000,000
住宅金融公庫	政府からの借入金	30,000,000
	政府以外の者からの借入金	284,904,000
	住宅金融公庫債券	3,410,000,000
	住宅金融公庫財形住宅債券	230,626,000
	住宅金融公庫住宅宅地債券	246,717,000
農林漁業金融公庫	借入金	183,947,000
	農林漁業金融公庫債券	23,000,000
中小企業金融公庫	借入金	990,400,000
	中小企業債券	410,000,000
公営企業金融公庫	公営企業債券	1,805,000,000
沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金	95,961,000
	政府以外の者からの借入金	5,500,000
	沖縄振興開発金融公庫債券	30,000,000
	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券	392,000

2　財務大臣は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に掲げる各公庫において事業資金又は借入金及び債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金及び債券のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

3　第1項に規定する国民生活債券、住宅金融公庫債券、住宅金融公庫財形住宅債券、住宅金融公庫住宅宅地債券、農林漁業金融公庫債券、中小企業債券、公営企業債券、沖縄振興開発金融公庫債券及び沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

（収入支出予算の弾力条項）

第3条　次の表の左欄に掲げる各公庫又は各銀行において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加（第1号にあっては同号に掲げる増額）するときは、財務大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として（第1号にあっては予算額を超えて）それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

公庫又は銀行	要件	経費
1　第1条に掲げる各公庫	第2条第2項及び第3項の規定による借入金の借入れ及び債券の発行の増額	借入金及び債券の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費
2　日本政策投資銀行又は国際協力銀行	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費

2　次の表の左欄に掲げる各公庫において、中欄に掲げる保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、それぞれの右欄に掲げる金額を限度として保険金の予算を増額することができる。

公　　庫	保　　険　　金	限　　度　　額
1　住宅金融公庫	「住宅融資保険法」に基づく保険金	「住宅金融公庫法」の規定による証券化支援積立金及び住宅融資保険積立金の金額と同法の規定による債務保証特定保険基金及び住宅融資保険基金の金額の合計額に相当する金額
2　中小企業金融公庫	「中小企業信用保険法」及び「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく保険金	「中小企業金融公庫法」第23条の3第2項の規定による中小企業信用保険準備基金の金額と同条第3項の規定による融資基金の金額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額
	「中小企業金融公庫法」に基づく保険金	「中小企業金融公庫法」附則第8項の規定による機械保険経過業務運営基金の金額と同法附則第13項の規定による積立金の金額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額
	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく保険金	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第9条第1項の規定による破綻金融機関等関連特別保険等準備基金の金額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額

（保険契約等の限度額）

第4条　次の表の左欄に掲げる各公庫の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、平成18年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公　　庫	根　拠　規　定	限　　度　　額
住宅金融公庫	「住宅融資保険法」第6条	保険価額の総額　500,000,000千円
中小企業金融公庫	「中小企業金融公庫法」第19条第5項及び第25条の4第2項	保証金額の総額　84,000,000 保険価額の総額　19,045,000,000 貸付金の総額　693,262,000 受益権の譲渡により調達する資金の総額　157,000,000
	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第6条	保険価額の総額　86,000,000

（流用の制限）

第5条　日本政策投資銀行又は国際協力銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本政策投資銀行法」第36条第1項又は「国際協力銀行法」第38条第1項の規定により財務大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（1）　役職員に対して支給する給与に要する経費

（2）　交際費に要する経費

（俸給予算等の制限）

第6条　第1条に掲げる政府関係機関は、それぞれ支出予算の範囲内であっても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準を超えてみだりに増加し又は支給してはならない。

（補則）

第7条　第1条に掲げる政府関係機関が平成18年度において発行する債券で外貨をもって支払わなければならないものがあるときは、その額面総額は、外貨による額面総額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成17年5月2日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額とする。

甲号　収入支出予算

政府関係機関	収入			支出	
	款	項	金額(千円)	項	金額(千円)
国民生活金融公庫	事業益金		171,327,378	事業損金	135,183,740
		事業益金	171,327,378	予備費	1,447,000
	雑収入		6,483,176		
		一般会計より受入	5,283,275		
		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	1,125		
		運用収入	391		
		雑収入	1,198,385		
	合計		177,810,554	合計	136,630,740
住宅金融公庫	事業益金		1,494,889,841	事業損金	1,829,648,553
		事業益金	1,494,889,841	保険金	8,159,347
	住宅融資保険料収入		8,446,658	予備費	900,000
		住宅融資保険料収入	8,446,658		
	雑収入		365,324,939		
		一般会計より受入	331,000,000		
		貸付手数料等収入	2,183,267		
		運用収入	2,016,576		
		雑収入	30,125,096		
	合計		1,868,661,438	合計	1,838,707,900
農林漁業金融公庫	事業益金		55,751,198	事業損金	101,205,555
		事業益金	55,751,198	予備費	550,000
	基金収入		84,500		
		基金収入	84,500		
	雑収入		42,199,523		

官報（号外）

官報（号外）

		一般会計より受入	41,928,000		
		運用収入	4,010		
		雑収入	267,513		
	合計		98,035,221	合計	101,755,555
中小企業金融公庫	事業益金		109,528,924	事業損金	133,956,147
		事業益金	109,528,924	保険金	647,475,643
	保険料収入		185,645,767	予備費	900,000
		保険料収入	185,645,767		
	回収金		276,700,328		
		回収金	276,700,328		
	基金収入		193,663		
		基金収入	193,663		
	雑収入		13,900,875		
		一般会計より受入	7,753,445		
		電源開発促進対策特別会計より受入	30,002		
		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	21,040		
		運用収入	1,376		
		雑収入	6,095,012		
	合計		585,969,557	合計	782,331,790
公営企業金融公庫	事業益金		736,585,442	事業損金	390,701,570
		事業益金	736,585,442	予備費	51,000
	雑収入		282,672		
		運用収入	80,633		
		雑収入	202,039		
	合計		736,868,114	合計	390,752,570

官報（号外）

沖縄振興開発金融公庫	事業益金		27,075,353	事業損金	31,949,627
		事業益金	27,075,353	予備費	150,000
	雑収入		4,945,543		
		一般会計より受入	4,650,010		
		電源開発促進対策特別会計より受入	14,800		
		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	1,433		
		住宅資金貸付手数料等収入	227,436		
		運用収入	22		
		雑収入	51,842		
	合計		32,020,896	合計	32,099,627
日本政策投資銀行	事業益金		315,200,358	事業損金	312,339,718
		事業益金	315,200,358	予備費	450,000
	雑収入		32,585,177		
		運用収入	1,449,879		
		雑収入	31,135,298		
	合計		347,785,535	合計	312,789,718
国際協力銀行	事業益金		633,778,023	事業損金	688,893,971
		事業益金	633,778,023	予備費	370,000
	雑収入		231,287,326		
		一般会計より受入	30,000,000		
		運用収入	5,295,956		
		雑収入	195,991,370		
	合計		865,065,349	合計	689,263,971

平成十八年度政府関係機関予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、国民生活金融公庫等八政府関係機関に関するもので、一般会計に準じて、資金の重点的・効率的配分に努め、事業の適切な運営を図ることとしている。

主な政府関係機関予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　国民生活金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
一七七、八一一	一三六、六三一

足下の実需及び「行政改革の重要方針」（平成十七年十二月二十四日閣議決定）における政策金融改革の趣旨を踏まえ、引き続き民業補完の原則を徹底するとの方針の下、貸付規模の縮減を図り、小企業等経営改善資金貸付金四千五百億円を含め総額三兆五百九十三億円の貸付けを行うこととし、この原資として、財政融資資金の借入れ二兆千九百四十億円、国民生活債券の発行による収入三千二百億円等を予定している。

2　住宅金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
一、八六八、六六一	一、八三八、七〇八

住宅資金融通事業においては、五万千戸を建設するための住宅等融資五千六百五十八億円、九千戸を建設するための財形住宅融資千六百九十二億円及び宅地造成融資十億円を行うこととし、合計七千三百六十億円の貸付けを予定している。また、証券化支援事業（買取型）においては、十一万戸で二兆二千億円の買取りを予定しており、住宅資金融通事業と合わせて、総額二兆九千三百六十億円の貸付け等を予定している。なお、証券化支援事業（保証型）における債務保証特定保険の保険価額の総額の限度額を二千億円とし、住宅融資保険の保険価額の総額の限度額を三千億円としている。

3　中小企業金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
五八五、九七〇	七八二、三三二

実需及び政策金融改革の趣旨を踏まえ、引き続き民業補完の原則を徹底するとの方針の下、事業規模の縮減を図り、一兆四千九百億円の貸付けを行うこととし、この原資として、財政融資資金の借入れ九千九百四億円、中小企業債券の発行による収入四千四十八億円及び回収金等九百四十八億円を予定している。なお、中小企業信用保険事業においては十四兆六千五百億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業においては六百六十億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは六千九百三十三億円を予定している。

4　日本政策投資銀行

収　入（百万円）	支　出（百万円）
三四七、七八六	三一二、七九〇

実需及び政策金融改革の趣旨を踏まえ、引き続き民業補完の原則を徹底するとの方針の下、出融資規模の縮減を図り一兆千百億円の出融資を行うこととしている。この原資として、財政融資資金からの借入金三千七百四十四億円、産業投資特別会計からの借入金百十億円、日本政策投資銀行債券の発行による収入六千二百億円等を予定している。

5　国際協力銀行

収　入（百万円）	支　出（百万円）
八六五、〇六五	六八九、二六四

実需及び政策金融改革の趣旨を踏まえ、引き続き民業補完の原則を徹底するとの方針の下、出融資規模の縮減を図り国際金融等業務（輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定を図るもの）は一兆六百億円の出融資を行うこととしている。また、海外経済協力業務（政府開発援助の実施に係るもの）については七千七百億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金千六百五十九億円、財政融資資金からの借入金八千四百九十億円、国際協力銀行債券の発行による収入五千億円、貸付回収金等三千百五十一億円を予定している。

以上のほか、農林漁業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫についても、各金融機関の事業に応じて予算編成がなされている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党の佐々木憲昭君提出の「平成十八年度一般会計予算、平成十八年度特別会計予算及び平成十八年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

平成十八年三月二日

予算委員長　大島　理森

衆議院議長　河野　洋平殿

地方税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十八年二月七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「本条」を「この条」に、「営業」を「事業」に改める。

第十七条の六第一項第一号中「本号」を「この号」に改め、同条第二項中「本項」を「この項」に、「同条第十二号の七に」を「同条第十二号の六の二に」に改め、同条第三項第三号中「本号」を「この号」に改める。

第二十条の五の三中「書類」の下に「その他総務省令で定める書類」を加える。

第二十条の九の三第一項中「本条」を「この条」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五項中「第七十二条の二十三第二項」を「第七十二条の二十三第三項」に改める。

第二十三条第一項第四号の四中「第六十八条の十五第十一項若しくは第十二項」を「第六十八条の十五第六項若しくは第七項」に改め、同項第四号の五中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」を「法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」に改め、同項第七号中「本節」を「この節」に改める。

第二十五条第一項第一号中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める。

第三十二条第三項中「本項」を「この項」に改め、同条第四項中「本節」を「この節」に改め、同項第二号中「本項」を「この項」に改め、同条第五項中「本節」を「この節」に改め、同条第八項中「本項」を「この項」に改め、同条第九項中「第三十六条に規定する変動所得」を「変動所得（漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年々の変動の著しいもののうち政令で定めるものをいう。）」に、「本項」を「この項」に改め、同条第十項中「本款」を「この款」に改め、同条第十一項中「本項」を「この項」に改める。

第三十四条第一項第一号中「本号」を「この号」に改め、同項第五号中「本号」を「この号」に改め、同号ニ中「イ又は第八項第三号に掲げるもの」を「イに掲げるもの又は政令で定めるもの」に改め、同項第五号の二中「本号」を「この号」に改め、同項第五号の三を次のように改める。

五の三　前年中に、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの者の有する所得税法第九条第一項第九号に規定する資産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下この号において「地震等損害」という。）により、これらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地震保険料」という。）を支払つた所得割の納税義務者　前年中に支払つた地震保険料の金額の合計額（同年中において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）の二分の一に相当する金額（その金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円）

第三十四条第一項第六号及び第十号中「第九項」を「第九項並びに第三十七条」に改め、同項第十号の二中「本号」を「この号」に改め、同項第十一号中「第九項」を「第九項並びに第三十七条」に、「四十三万円」を「四十五万円」に改め、同条第四項中「している者」の下に「（第三十七条において「同居特別障害者」という。）」を加え、「六十六万円」を「六十八万円」に改め、同条第五項中「している者」の下に「（第三十七条において「同居直系尊属」という。）」を加え、同条第七項中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改め、同条第八項中「契約を」を「契約に附帯して締結されるもの又は当該契約と一体となつて効力を有する一の保険契約若しくは共済に係る契約を」に改め、同項第一号中「第三号又は」を削り、同項第二号中「若しくは火災共済又は身体の傷害若しくは医療費の支出に関する共済」を「又は火災共済」に改め、同項第三号を削り、同条第十項中「第一項第九号」の下に「及び第三十七条」を加え、「同条第一項第三十二号」を「同法第二条第一項第三十二号」に改め、同条第十二項中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第三十五条第一項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の四の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、一の率でなければならない。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

第三十六条　削除

（調整控除）

第三十七条　道府県は、所得割の納税義務者については、その者の第三十五条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

一　当該納税義務者の第三十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が二百万円以下である場合　次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の二に相当する金額

イ　五万円に、当該納税義務者が次の表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額

(1) 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者	(i) (ii)に掲げる場合以外の場合　当該障害者一人につき一万円 (ii) 当該障害者が特別障害者である場合　当該特別障害者一人につき十万円
(2) 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者（(3)に掲げる者を除く。）	一万円
(3) 第二十三条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下である所得割の納税義務者	五万円
(4) 勤労学生である所得割の納税義務者	一万円
(5) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者（(6)に掲げる者を除く。）	(i) (ii)に掲げる場合以外の場合　五万円 (ii) 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合　十万円
(6) 同居特別障害者である控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者	(i) (ii)に掲げる場合以外の場合　十七万円 (ii) 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合　二十二万円
(7) 自己と生計を一にする第三十四条第一項第十号の二に規定する配偶者（前年の合計所得金額が四十五万円未満である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が千万円以下であるもの（当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けている者を除く。）	(i) (ii)に掲げる場合以外の場合　五万円 (ii) 当該配偶者の前年の合計所得金額が四十万円以上四十五万円未満である場合　三万円
(8) 扶養親族（同居特別障害者である扶養親族及び同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	(i) (ii)及び(iii)に掲げる場合以外の場合　当該扶養親族一人につき五万円 (ii) 当該扶養親族が特定扶養親族である場合　当該特定扶養親族一人につき十八万円 (iii) 当該扶養親族が老人扶養親族である場合　当該老人扶養親族一人につき十万円
(9) 同居特別障害者である扶養親族（同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	(i) (ii)及び(iii)に掲げる場合以外の場合　当該扶養親族一人につき十七万円 (ii) 当該扶養親族が特定扶養親族である場合　当該特定扶養親族一人につき三十万円 (iii) 当該扶養親族が老人扶養親族である場合　当該老人扶養親族一人につき二十二万円
(10) 同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者	(i) (ii)に掲げる場合以外の場合　当該老人扶養親族一人につき十三万円 (ii) 当該老人扶養親族が特別障害者である場合　当該特別障害者一人につき二十五万円

ロ　当該納税義務者の合計課税所得金額

二　当該納税義務者の合計課税所得金額が二百万円を超える場合　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が五万円を下回る場合には、五万円とする。）の百分の二に相当する金額

イ　五万円に、当該納税義務者が前号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ　当該納税義務者の合計課税所得金額から二百万円を控除した金額

第三十七条の二中「本条」を「この条」に、「第

三十六条」を「前条」に改める。

第三十七条の三中「百分の三十二」を「五分の二」に、「から前条まで」を「及び前二条」に改める。

第四十五条の二第一項中「損害保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額」を「地震保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額」に改め、同項第五号中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする。

第四十七条第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　各年度において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の道府県民税の納税義務者の数を政令で定める金額に乗じて得た金額

第四十七条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項に次の一号を加える。

五　第三十七条の三の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を第三百十四条の八第三項の規定により適用される同条第二項の規定によつて市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額

第四十七条第二項を次のように改める。

2　前項に定めるもののほか、同項の徴収取扱費の算定及び交付に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。

第四十七条第三項を削る。

第五十条の四を次のように改める。

（分離課税に係る所得割の税率）

第五十条の四　分離課税に係る所得割の税率は、百分の四とする。

第五十二条第一項の表第一号中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第二号から第四号まで及び同条第四項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第五十三条第一項中「本節」を「この節」に、「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「本項」を「この項」に、「本節」を「この節」に、「本条」を「この条」に改め、同条第三項中「本項」を「この項」に改め、同条第四項中「本節」を「この節」に改め、同条第六項中「本項」を「この項」に、「第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項」を「第四十二条の十一第六項若しくは第七項」に改め、同条第八項中「本条」を「この条」に、「本項」を「この項」に改め、同条第九項中「本項」を「この項」に改め、同条第十一項中「本項」を「この項」に、「第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項」を「第四十二条の十一第六項若しくは第七項」に改め、同条第十二項及び第十三項中「本項」を「この項」に改め、同条第十五項中「第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項」を「第四十二条の十一第六項若しくは第七項」に改め、同条第十六項及び第十七項中「本項」を「この項」に改め、同条第十九項中「本項」を「この項」に、「第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項」を「第四十二条の十一第六項若しくは第七項」に改め、同条第二十項及び第二十一項中「本項」を「この項」に改め、同条第二十四項中「定の」を「定めの」に改め、同条第二十五項及び第二十七項中「本項」を「この項」に改め、同条第二十八項中「本節」を「この節」に改め、同条第二十九項、第三十六項、第三十七項及び第四十項中「本項」を「この項」に改め、同条第四十一項中「控除しきれなかつた」を「控除することができなかつた」に改め、「当該法人の」の下に「同項の申告書に係る事業年度分の法人の道府県民税に充当し、若しくは当該法人の」を加え、同条第四十二項中「控除しきれなかつた」を「控除することができなかつた」に改め、同条第四十九項中「本項」を「この項」に改める。

第七十一条の十四第一項中「次項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該利子割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七十一条の十一第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第七十一条の十四に次の一項を加える。

6　第二項の規定は、第四項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第七十一条の十五第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第七十一条の三十五第一項中「第三項ただし書」の下に「又は第七項」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該配当割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七十一条の三十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原

処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第七十一条の三十五に次の一項を加える。

7　第三項の規定は、第五項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第七十一条の三十六第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第七十一条の四十七第一項中「百分の六十八」を「五分の三」に、「本条」を「この条」に改める。

第七十一条の五十五第一項中「第三項ただし書」の下に「又は第七項」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該株式等譲渡所得

割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七十一条の五十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第七十一条の五十五に次の一項を加える。

7　第三項の規定は、第五項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第七十一条の五十六第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第七十一条の六十七第一項中「百分の六十八」を「五分の三」に、「本条」を「この条」に改める。

第七十二条第二号中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第三号中「本節」を「この節」に改める。

第七十二条の二第一項第一号ロ中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改め、同項第三号中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第二項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同条第四項中「定が」を「定めが」に、「本節中法人に関する規定をこれに」を「この節の規定を」に改め、同条第五項中「行なう」を「行う」に、「本節」を「この節」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第七十二条の四第一項第三号中「、石油公団」及び「、年金資金運用基金」を削る。

第七十二条の十二第一号ロ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第三号中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める。

第七十二条の十三第一項及び第四項から第七項までの規定中「本節」を「この節」に改め、同条第八項及び第九項中「本項」を「この項」に、「本節」を「この節」に改め、同条第十項中「本節」を「この節」に、「本項」を「この項」に改め、同条第十一項中「本条」を「この条」に、「本節」を「この節」に、「本項」を「この項」に改め、同条第十二項中「本節」を「この節」に、「本項」を「この項」に改め、同条第十三項中「本項」を「この項」に、「本節」を「この節」に改め、同条第十四項中「本節」を「この節」に、「本項」を「この項」に改め、同条第十五項から第十七項までの規定中「本節」を「この節」に改め、同条第十八項中「本節」を「この節」に、「本項」を「この項」に改め、同条第十九項及び第二十項中「本節」を「この節」に改

め、同条第二十一項及び第二十二項中「本節」を「この節」に、「本項」を「この項」に改め、同条第二十三項及び第二十四項中「本節」を「この節」に改め、同条第二十五項中「第七十二条の二十三第五項」を「第七十二条の二十三第六項」に、「本節」を「この節」に改め、同条第二十六項から第三十項までの規定中「本節」を「この節」に改める。

第七十二条の十八中「本節」を「この節」に、「第二項」を「第三項」に改め、「法人税法第五十七条」の下に「、第五十七条の二」を加え、「及び第八十一条の九」を「、第八十一条の九及び第八十一条の九の二」に改める。

第七十二条の二十一第一項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」を「法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」に、「当該合計額」を「当該額」に改め、同条第二項中「の合計額」を「連結個別資本金等の額」に改め、同条第三項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同項第二号中「総数」の下に「又は総額」を加え、同条第四項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「本項」を「この項」に改める。

第七十二条の二十二中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第七十二条の二十三第一項を次のように改める。

所得は、連結申告法人以外の法人にあつては、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定し、連結申告法人にあつては、各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の個別帰属益金額から個別帰属損金額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該連結申告法人の個別所得金額の計算の例によつて算定する。ただし、法人税法第五十七条第八項及び第九項、第五十七条の二第三項、第五十八条第四項、第八十一条の九並びに第八十一条の九の二並びに租税特別措置法第五十五条（同条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）及び第六十八条の四十三（同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）の規定の例によらないものとし、医療法人又は医療施設（政令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）が社会保険診療につき支払を受けた金額は、益金の額又は個別帰属益金額に算入せず、また、当該社会保険診療に係る経費は、損金の額又は個別帰属損金額に算入しない。

第七十二条の二十三中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「資本の金額又は出資金額、法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額」を「法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「までを除く。）」の下に「、第五十七条の二（第三項を除く。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する社会保険診療とは、次に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下この号において同じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）、児童福祉法又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の規定に基づく療養の給付（健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定によつて入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費（国民健康保険法第五十四条の三第一項に規定する特別療養費をいう。以下この号において同じ。）を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分（特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。）、更生医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付

二　生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療、介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第一号に掲げる居宅介護のうち同条第二項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同条第一項第五号に掲げる介護予防のうち同条第五項に規定する介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護又は同条第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービスに限る。）又は出産扶助のための助産

三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定に基づく医療

四　老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づく医療（同法の規定によつて入院時食事療養費若しくは特定療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る療養のうち当該入院時食事療養費若しくは特定療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は同法の規定によつて老人訪問看護療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る指定老人訪問看護を含む。）

五　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定によつて居宅介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。）のうち当該居宅介護サービス費の額の算定

に係る当該指定居宅サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分、同法の規定によつて介護予防サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護に限る。）のうち当該介護予防サービス費の額の算定に係る当該指定介護予防サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は同法の規定によつて施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス若しくは指定介護療養施設サービス費の額の算定に係る当該介護保健施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

六　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の規定によつて自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者又は障害児に対する自立支援医療若しくは同法の規定によつて療養介護医療費を支給することとされる支給決定に係る障害者に対する指定療養介護医療（療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者等から提供を受ける療養介護医療をいう。）又は児童福祉法の規定によつて障害児施設医療費を支給することとされる施設給付決定に係る障害児に対する障害児施設医療

第七十二条の二十四の二第二項中「生命保険業にあつては生命保険業を行う法人」を「保険業を行う法人のうち保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等にあつては、当該生命保険会社又は外国生命保険会社等」に、「生命保険の」を「保険の」に改め、同項第一号中「第三号に掲げる」を「第三号に規定する」に、「生命保険」を「保険」に、「掲げるもの」を「規定する貯蓄保険」に、「本項」を「この項」に改め、同項第二号中「生命保険」を「保険」に改め、同項第三号中「生命保険」を「保険」に、「掲げるもの」を「規定する団体年金保険」に改め、同項第四号中「生命保険」を「保険」に改め、同条第三項中「損害保険業にあつては損害保険業を行う法人」を「保険業を行う法人のうち保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等にあつては、当該損害保険会社又は外国損害保険会社等」に、「損害保険の」を「保険の」に改め、同項第一号中「保険をいう」の下に「。第五号において同じ」を加え、「本項」を「この項及び次項」に改め、同項第二号中「第三編第十章第一節第三款」を「第二編第十章第一節第三款」に改め、「をいう」の下に「。第五号において同じ」を加え、同項第三号中「をいう」の下に「。第五号において同じ」を加え、同項第四号中「をいう」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第五号中「前各号以外の損害保険」を「船舶保険、運送保険、積荷保険、自動車損害賠償責任保険及び地震保険以外の保険」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第七十二条の十二第三号の各事業年度の収入金額は、保険業を行う法人のうち保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者にあつては、当該少額短期保険業者が契約した保険の各事業年度の正味収入保険料に百分の四十を乗じて得た金額による。

第七十二条の二十四の四中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める。

第七十二条の二十四の六中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第七十二条の二十四の七第一項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同項第一号ロ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同号ハの表中「百分の四・四」を「百分の三・八」に、「百分の六・六」を「百分の五・五」に、「百分の八・六」を「百分の七・二」に改め、同項第二号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第三号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の六・六」に、「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同条第二項第一号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第二号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・三」に、「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同条第三項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に、「百分の一・五」を「百分の一・三」に改め、同条第四項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第一号ロ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同号ハ中「百分の八・六」を「百分の七・二」に改め、同号ニ中「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同項第二号中「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第三号中「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同条第四項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第七十二条の二十四の八及び第七十二条の二十四の十第一項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第七十二条の二十四の十一第一項中「本項」を「この項」に、「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第七十二条の二十五第八項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第七十二条の二十六第一項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第四項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「本項」を「この項」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「資本の金額又は出資金額、法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額」を「法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」に、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第七十二条の三十三第二項中「本項」を「この項」に、「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「本節」を「この節」に改める。

第七十二条の三十三の二中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第七十二条の四十一第一項中「、生命保険業

若しくは損害保険業」を「若しくは保険業」に改め、同条第三項中「本項」を「この項」に改める。

第七十二条の四十一の二第一項及び第二項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第三項中「本項」を「この項」に、「資本等の金額」を「資本金等の額」に、同条第四項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第七十二条の四十三第二項中「本項」を「この項」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立（以下本項において「合併等」という。）によりその有する資産の移転を行い、若しくはこれと併せてその有する負債の移転を行つた法人（以下本項において「移転法人」という。）、当該合併等により当該資産の移転を受け、若しくはこれと併せて当該負債の移転を受けた法人（以下本項において「取得法人」という。）又は移転法人若しくは取得法人」を「事後設立（法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。）又は株式交換若しくは株式移転をした一方の法人若しくは他方の法人又はこれらの法人」に、「有限会社」を「合同会社」に、「。以下本項」を「。以下この項」に、「これらの法人」及び「当該移転法人、当該取得法人又は当該移転法人若しくは取得法人の株主等である法人」を「当該一方の法人若しくは他方の法人又はこれらの法人の株主等である法人」に改める。

第七十二条の四十六第一項中「本項」を「この項」に改め、「次項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号の場合において、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該法人の事業税に係る申告書の提出期限後の申告又は第七十二条の三十九、第七十二条の四十一第一項から第三項まで若しくは第七十二条の四十一の二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちに当該修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な事由があると認められるものがあるときはその正当な事由があると認められる事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額とし、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第七十二条の四十六に次の一項を加える。

6　第二項の規定は、第四項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第七十二条の四十七第三項中「又は第三項」を「又は第四項」に改める。

第七十二条の四十八第一項中「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「本節」を「この節」に、「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第四項第一号中「本項」を「この項」に改め、同項第三号中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同条第七項中「又は本条第二項ただし書」を「の規定又は第二項ただし書」に改める。

第七十二条の四十九の八第一項ただし書を次のように改める。

ただし、租税特別措置法第二十八条の四の規定の例によらないものとし、第七十二条の二第九項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人が社会保険診療（第七十二条の二十三第二項に規定する社会保険診療をいう。以下この項において同じ。）につき支払を受けた金額は、総収入金額に算入せず、また、当該社会保険診療に係る経費は、必要な経費に算入しない。

第七十二条の四十九の八第二項中「本節」を「この節」に、「本項」を「この項」に改め、同条第三項（第一号を除く。）及び第八項中「本項」を「この項」に改める。

第七十二条の八十四第二項中「本項」を「この項」に、「営業」を「事業」に改める。

第七十三条の四第一項第三号中「本号」を「この号」に改め、同項第四号中「第四号の七まで」を「第四号の四まで及び第四号の七」に改め、同項第四号の四中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設」を「障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設」に改め、同項第四号の五及び第四号の六を次のように改める。

四の五及び四の六　削除

第七十三条の四第一項第四号の七の次に次の一号を加える。

四の九　社会福祉法人（日本赤十字社を含む。）その他政令で定める者が介護保険法第百十五条の三十九第一項に規定する包括的支援事業の用に供する不動産

第七十三条の四第一項第五号中「第四号の七まで」を「第四号の四まで、第四号の七」に、「に掲げる」を「及び前号に掲げる」に改め、同項第八号中「、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）及び商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）による組合及び連合会（事業協同小組合、火災共済協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合及び商工組合連合会を除く。）」を「による組合及び連合会」に改め、同項第二十一

号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「第二十二条第一項第二号」を「第三十八条第一項第二号」に改め、同項第三十二号を次のように改める。

三十二　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の四第一項第三十三号中「第十条第一項」を「第十一条第一項第一号から第四号まで」に改め、同項第三十四号中「第十三条第一項第一号から第七号まで」を「第十四条第一項第一号から第七号まで」に改める。

第七十三条の六第三項中「本項」を「この項」に、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七条第二項」を「中心市街地の活性化に関する法律第十六条第二項」に改める。

第七十三条の七第二号の四中「本号」を「この号」に改め、同条第五号の二中「第四十三条第五項」を「第四十六条第一項」に改め、同条第八号中「本節」を「この節」に改め、同条第十九号中「営業」を「事業」に改める。

第七十三条の十四第二項及び第五項中「本項」を「この項」に改め、同条第六項中「、漁業近代化資金融通法」を「若しくは漁業近代化資金融通法」に改め、「若しくは林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第三条第一項及び第二項の規定による政府の助成に係る林業・木材産業改善資金」を削り、同条第八項から第十項までの規定中「本項」を「この項」に改め、同条第十二項第二号中「本号」を「この号」に改め、同条第十三項及び第十四項中「本項」を「この項」に改める。

第七十三条の二十七の四第三項及び第五項中「本項」を「この項」に改め、同条第七項中「本項」を「この項」に、「、地方公共団体その他政令で定める者」を「又は地方公共団体」に改め、同条第十一項中「本項」を「この項」に改める。

第七十四条の五中「七百九十三円」を「八百九十八円」に改める。

第七十四条の二十三第一項中「次項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該たばこ税に係る申告書の提出期限後の申告又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第七十四条の二十三に次の一項を加える。

6　第二項の規定は、第四項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第七十四条の二十四第三項中「第三項」を「第四項」に改める。

第九十条第一項中「次項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該ゴルフ場利用税に係る申告書の提出期限後の申告又は第八十七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第九十条に次の一項を加える。

6　第二項の規定は、第四項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第九十一条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第百四十七条第一項第三号イ(1)中「一般乗合用のもの」の下に「（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税について同様とする。）」を加え、同条第四項中「一・二」を「一・五」に改める。

第百五十一条第三項中「又は第十三条」及び「（前条第四項本文の規定が適用されるものを除

く。）」を削り、同条第四項中「又は第十三条」を削る。

第百五十一条の二中「又は第十三条」を削る。

第二百七十八条第一項中「次項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付し、又は納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該道府県法定外普通税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第二百七十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付し、又は納入すべき税額の合計額（当該納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付し、又は納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付し、又は納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第二百七十八条に次の一項を加える。

6　第二項の規定は、第四項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第二百七十九条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二百九十二条第一項第四号の四中「第六十八条の十五第十一項若しくは第十二項」を「第六十八条の十五第六項若しくは第七項」に改め、同項第四号の五中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」を「法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」に改め、同項第七号中「本節」を「この節」に改める。

第三百十二条第一項中「本節」を「この節」に改め、同項の表第一号中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第二号から第八号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第三項第二号中「本節」を「この節」に改め、同条第五項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第三百十三条第三項中「本項」を「この項」に改め、同条第四項中「本節」を「この節」に改め、同項第二号中「本項」を「この項」に改め、同条第八項中「本項」を「この項」に改め、同条第九項中「第三百十四条の四に規定する変動所得」を「変動所得（漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年々の変動の著しいもののうち政令で定めるものをいう。）」に、「本項」を「この項」に改め、同条第十一項中「本項」を「この項」に改める。

第三百十四条の二第一項第一号中「本号において「」を「この号において「」に改め、同号イ中「本号」を「この号」に改め、同項第五号中「本号」を「この号」に改め、同号ニ中「イ又は第八項第三号に掲げるもの」を「イに掲げるもの又は政令で定めるもの」に改め、同項第五号の二中「本号」を「この号」に改め、同項第五号の三を次のように改める。

五の三　前年中に、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの者の有する所得税法第九条第一項第九号に規定する資産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下この号において「地震等損害」という。）によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地震保険料」という。）を支払つた所得割の納税義務者　前年中に支払つた地震保険料の金額の合計額（同年中において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）の二分の一に相当する金額（その金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円）

第三百十四条の二第一項第六号及び第十号中「第九項」を「第九項並びに第三百十四条の六」に改め、同項第十号の二中「本号」を「この号」に改め、同項第十一号中「第九項」を「第九項並びに第三百十四条の六」に、「四十三万円」を「四十五万円」に改め、同条第四項中「している者」の下に「（第三百十四条の六において「同居特別障害者」という。）」を加え、「六十六万円」を「六十八万円」に改め、同条第五項中「している者」の下に「（第三百十四条の六において「同居直系尊属」という。）」を加え、同条第七項中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改め、同条第八項中「契約を」を「契約に附帯して締結されるもの又は当該契約と一体となつて効力を有する一の保険契約若しくは共済に係る契約を」に改め、同項第一号中「第三号又は」を削り、同項第二号中「若しくは火災共済又は身体の傷害若しくは医療費の支出に関する共済」を「又は火災共済」に改め、同項第三号を削り、同条第十項中

「第一項第九号」の下に「及び第三百十四条の六」を加え、「同条第一項第三十二号」を「同法第二条第一項第三十二号」に改め、同条第十二項中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第三百十四条の三第一項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の六の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、一の率でなければならない。

第三百十四条の四を次のように改める。

（法人税割の税率）

第三百十四条の四　法人税割の標準税率は、百分の十二・三とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、百分の十四・七を超えることができない。

2　法人税割の税率は、第三百二十一条の八第一項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第四項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第五項の規定によつて申告納付するものにあつては解散の日現在における税率による。

第三百十四条の六を次のように改める。

（調整控除）

第三百十四条の六　市町村は、所得割の納税義務者については、その者の第三百十四条の三の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

一　当該納税義務者の第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が二百万円以下である場合　次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の三に相当する金額

イ　五万円に、当該納税義務者が次の表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

(1)　障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者	(i)　(ii)に掲げる場合以外の場合　当該障害者一人につき一万円 (ii)　当該障害者が特別障害者である場合　当該特別障害者一人につき十万円
(2)　寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者（(3)に掲げる者を除く。）	一万円
(3)　第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下である所得割の納税義務者	五万円
(4)　勤労学生である所得割の納税義務者	一万円
(5)　控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者（(6)に掲げる者を除く。）	(i)　(ii)に掲げる場合以外の場合　五万円 (ii)　当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合　十万円
(6)　同居特別障害者である控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者	(i)　(ii)に掲げる場合以外の場合　十七万円 (ii)　当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合　二十二万円
(7)　自己と生計を一にする第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する配偶者（前年の合計所得金額が四十五万円未満である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が千万円以下であるもの（当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けている者を除く。）	(i)　(ii)に掲げる場合以外の場合　五万円 (ii)　当該配偶者の前年の合計所得金額が四十万円以上四十五万円未満である場合　三万円
(8)　扶養親族（同居特別障害者である扶養親族及び同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	(i)　(ii)及び(iii)に掲げる場合以外の場合　当該扶養親族一人につき五万円 (ii)　当該扶養親族が特定扶養親族である場合　当該特定扶養親族一人につき十八万円 (iii)　当該扶養親族が老人扶養親族である場合　当該老人扶養親族一人につき十万円

(9) 同居特別障害者である扶養親族（同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	(i) (ii)及び(iii)に掲げる場合以外の場合　当該扶養親族一人につき十七万円	
	(ii) 当該扶養親族が特定扶養親族である場合　当該特定扶養親族一人につき三十万円	
	(iii) 当該扶養親族が老人扶養親族である場合　当該老人扶養親族一人につき二十二万円	
(10) 同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者	(i) (ii)に掲げる場合以外の場合　当該老人扶養親族一人につき十三万円	
	(ii) 当該老人扶養親族が特別障害者である場合　当該特別障害者一人につき二十五万円	

ロ　当該納税義務者の合計課税所得金額が二百万円を超える場合　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が五万円を下回る場合には、五万円とする。）の百分の三に相当する金額

イ　五万円に、当該納税義務者が前号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額

ロ　当該納税義務者の合計課税所得金額から二百万円を控除した金額

第三百十四条の七中「本条」を「この条」に、「第三百十四条の四」を「前条」に改める。

第三百十四条の八第一項中「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の六十八」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三」に改め、「（第三十七条の三の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかつた金額があるときは、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の六十八を乗じて得た金額に当該控除しきれなかつた金額を加えた金額）」を削り、「、第三百十四条の四及び前条」を「及び前二条」に改め、同条第二項中「控除しきれなかつた」を「控除することができなかつた」に、「当該者」を「当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の道府県民税若しくは市町村民税に充当し、若しくは当該納税義務者」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第三十七条の三の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、市町村は、当該控除することができなかつた金額を第一項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

第三百十七条の二第一項中「損害保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額」を「地震保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額」に改め、同項第五号中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同条第五項中「又は第三項」を「若しくは第三項」に、「又は公的年金等」を「若しくは公的年金等」に改め、「交付されるもの」の下に「又は同条第四項ただし書の規定により給与所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるもの」を加える。

第三百二十一条の八第一項中「本節」を「この節」に、「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「本項」を「この項」に、「本節」を「この節」に、「本条」を「この条」に改め、同条第三項中「本項」を「この項」に改め、同条第四項中「本節」を「この節」に改め、同条第六項中「本項」を「この項」に、「第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項」を「第四十二条の十一第六項若しくは第七項」に改め、同条第八項中「本条」を「この条」に、「本項」を「この項」に改め、同条第九項中「本項」を「この項」に改め、同条第十一項中「本項」を「この項」に、「第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項」を「第四十二条の十一第六項若しくは第七項」に改め、同条第十二項及び第十三項中「本項」を「この項」に改め、同条第十五項中「第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項」を「第四十二条の十一第六項若しくは第七項」に、「本項」を「この項」に改め、同条第十六項及び第十七項中「本項」を「この項」に改め、同条第十九項中「本項」を「この項」に、「第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項」を「第四十二条の十一第六項若しくは第七項」に改め、同条第二十項及び第二十一項中「本項」を「この項」に改め、同条第二十四項中「定の」を「定めの」に改め、同条第二十五項及び第二十七項中「本項」を「この項」に改め、同条第二十八項中「本節」を「この節」に改め、同条第二十九項、第三十二項、第三十三項、第三十六項及び第三十九項中「本項」を「この項」に改める。

第三百二十八条の三を次のように改める。

（分離課税に係る所得割の税率）

第三百二十八条の三　分離課税に係る所得割の税率は、百分の六とする。

第三百二十八条の十一第一項中「次項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該分離課税に係る所得割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第三百二十八条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により

納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第三百二十八条の十一に次の一項を加える。

6　第二項の規定は、第四項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第三百二十八条の十二第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第三百四十三条第一項中「定の」を「定めの」に改め、同条第五項中「相続税法第四十一条」の下に「若しくは第四十八条の二」を加え、同条第六項から第九項までの規定中「本項」を「この項」に改める。

第三百四十八条第二項第九号中「本号」を「この号」に改め、同項第十号中「第十号の七」を「第十号の六」に改め、同項第十号の四中「身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設」を「障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設」に改め、同項第十号の五を次のように改める。

十の五　社会福祉法人その他政令で定める者が介護保険法第百十五条の三十九第一項に規定する包括的支援事業の用に供する固定資産

第三百四十八条第二項中第十号の六を削り、第十号の七を第十号の六とし、第十号の八を第十号の七とし、同項第十一号中「第十号の七」を「第十号の六」に改め、同項第十一号の三中「、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法」を「及び水産業協同組合法」に改め、「（事業協同小組合、火災共済協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合及び商工組合連合会を除く。）」を削り、同項第十一号の四中「本号」を「この号」に改め、同項第三十六号中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構が、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法第十三条第一項第一号から第三号まで」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号」に、「及び同法」を「並びに独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号）」に改め、同項第三十七号中「第十条第一項」を「第十一条第一項第一号から第四号まで」に改め、同項第三十九号中「第十三条第一項第一号」を「第十四条第一項第一号」に改め、同条第四項中「、中小企業等協同組合法」の下に「（昭和二十四年法律第百八十一号）」を、「中小企業団体の組織に関する法律」の下に「（昭和三十二年法律第百八十五号）」を、「商店街振興組合法」の下に「（昭和三十七年法律第百四十一号）」を加える。

第三百四十九条の三第一項中「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第五項、第七項及び第八項中「本項」を「この項」に改め、同条第九項中「本条において」を削り、同条第二十一項中「第十五条第一項第一号若しくは第二号」を「第十五条第一号若しくは第二号」に改め、同条第二十三項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、同条第三十一項中「六分の一」を「二分の一」に改め、同条第三十五項中「二分の一」を「三分の二」に改める。

第三百四十九条の三の二第一項中「前条」の下に「（第十一項を除く。）」を加え、「本条」を「この条」に改め、「第三百四十九条」の下に「及び前条第十一項」を加え、同条第二項中「本項」を「この項」に改め、「第三百四十九条」の下に「、前条第十一項」を加え、同項第二号中「本条」を「この条」に改める。

第三百五十四条の次に次の一条を加える。

（所得税又は法人税に関する書類の閲覧等）

第三百五十四条の二　市町村長が固定資産税の賦課徴収について、政府に対し、固定資産税の納税義務者で所得税若しくは法人税の納税義務があるものが政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該納税義務者の所得税若しくは法人税に係る課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

第四百四十四条第二項中「一・二」を「一・五」に改める。

第四百六十八条中「二千七百四十三円」を「三千六十四円」に改める。

第四百八十三条第一項中「次項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該たばこ税に係る申告書の提出期限後の申告又は第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金

額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第四百八十三条に次の一項を加える。

6　第二項の規定は、第四項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第四百八十四条第三項中「第三項」を「第四項」に改める。

第五百三十六条第一項中「次項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該鉱産税に係る申告書の提出期限後の申告又は第五百三十三条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第五百三十六条に次の一項を加える。

6　第二項の規定は、第四項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第五百三十七条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第五百八十六条第二項第一号ホを削り、同項第一号の八から第一号の十六までを次のように改める。

一の八から一の十六まで　削除

第五百八十六条第二項第一号の十九中「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」を「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律（平成十八年法律第　号）による廃止前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」に、「本号」を「この号」に改め、同項第一号の二十五中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十八年法律第　号）第一条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）第一条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に改め、同項第二号八中「本号」を「この号」に改め、同号二中「同条第六項」を「同条第十項」に改め、同項第四号の三及び第四号の四を次のように改める。

四の三及び四の四　削除

第五百八十六条第二項第四号の五中「、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法第五条に規定する知的障害者援護施設及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設」を「及び障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設」に改め、同項第五号の二中「第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に改め、同項第十七号及び第十九号中「本号」を「この号」に改め、同項第二十七号の二中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第六百九条第一項中「次項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該特別土地保有税に係る申告書の提出期限後の申告又は第六百六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第六百九条に次の一項を加える。

6　第二項の規定は、第四項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第六百十条第三項中「第三項」を「第四項」に改める。

第六百八十八条第一項中「次項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付し、又は納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該市町村法定外普通税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第六百八十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付し、又は納入すべき税額の合計額（当該納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付し、又は納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付し、又は納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第六百八十八条に次の一項を加える。

6　第二項の規定は、第四項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第六百八十九条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第六百九十九条の二十一第一項中「次項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該自動車取得税に係る申告書の提出期限後の申告又は第六百九十九条の十八第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第六百九十九条の二十一に次の一項を加える。

6　第二項の規定は、第四項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第六百九十九条の二十二第三項中「第三項」を「第四項」に改める。

第七百条の八第一項第五号中「石油製品販売業者」の下に「、石油製品を運搬する者」を加え、同条第二項中「本項」を「この項」に改める。

第七百条の二十二の三第五項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第二項」を「第三項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第二項の違反行為　二億円以下の罰金刑

第七百条の二十二の三第五項を同条第六項とし、同条第四項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　情を知つて、前項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、車両、設備、機械、器具、原材料又は薬品を提供し、又は運搬した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百条の二十二の四の見出し中「営業」を「事業」に改め、同条第一項中「本節」を「この節」に、「営業」を「事業」に改める。

第七百条の二十四の見出し中「営業」を「事業」に改め、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第七百条の三十三第一項中「次項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入し、又は納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該軽油引取税に係る申告書の提出期限後の申告又は第七百条の三十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入し、又は納付すべき税額の合計額（当該納入し、又は納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に

規定する納入し、又は納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入し、又は納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第七百条の三十三に次の一項を加える。

6　第二項の規定は、第四項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第七百条の三十四第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第七百一条の十二第一項中「次項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該事業所税に係る申告書の提出期限後の申告又は第七百一条の五十八第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第七百一条の十二に次の一項を加える。

6　第二項の規定は、第四項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第七百一条の十三第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第七百一条の三十四第三項第九号中「第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に改め、同項第十号の四中「身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設」を「障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設」に改め、同項第十号の五及び第十号の六を次のように改める。

十の五及び十の六　削除

第七百一条の三十四第三項第十号の七中「前号」を「第十号の四」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十の八　介護保険法第百十五条の三十九第一項に規定する包括的支援事業の用に供する施設

第七百一条の三十四第三項第二十二号中「（昭和二十六年法律第百八十三号）」を削り、「一般乗合旅客自動車運送事業」の下に「（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限る。）」を加え、同条第四項中「本項」を「この項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「本節」を「この節」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第七百一条の四十一第一項中「本項」を「この項」に改め、同項の表中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表第十四号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十五号中「第十九号」を「第十八号」に、「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同表第十四号とし、同表中第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「本項」を「この項」に改める。

第七百一条の六十一第一項中「次項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該事業所税に係る申告書の提出期限後の申告又は第七百一条の五十八第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額（同項に規定する納付すべき税額が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第七百一条の六十一に次の一項を加える。

6　第二項の規定は、第四項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第七百一条の六十二第三項中「第三項」を「第四項」に改める。

第七百二条第一項中「（以下本項」を「（以下この項」に改め、「市街化調整区域（」を削り、「市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。）

において同法第三十四条第十号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他」を「市街化調整区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課さないことが当該市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課することとの均衡を著しく失すると認められる」に改める。

第七百二十一条第一項中「次項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該水利地益税等に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百十九条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第七百二十一条に次の一項を加える。

6　第二項の規定は、第四項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第七百二十二条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第七百三十三条の十八第一項中「第三項ただし書」の下に「又は第七項」を加え、同条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付し、又は納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該法定外目的税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付し、又は納入すべき税額の合計額（当該納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付し、又は納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付し、又は納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第七百三十三条の十八に次の一項を加える。

7　第三項の規定は、第五項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第七百三十三条の十九第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第七百三十四条第三項の表中「第三百十四条の六第一項」を「第三百十四条の四第一項」に改める。

附則第三条の三第一項中「三十五万円を」を「三十二万円を」に改め、同条第二項中「三十五万円を」を「三十二万円を」に、「第三十六条」を「第三十七条」に改め、同項第二号中「から第三十七条の二まで及び附則第五条第一項」を「、第三十七条、第三十七条の二、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第三項中「第三百十四条の四第一項」を「第三百十四条の六」に、「及び附則第五条第三項」を「、附則第五条第三項及び附則第五条の四第六項」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「本項」を「この項」に改め、「（次項第一号に規定する買換資産をいう。）」を削り、「その提出期限までに提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を「提出した場合」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　居住用財産の譲渡損失の金額　道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者が、平成十一年一月一日から平成十八年十

二月三十一日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）内に、租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号に規定する譲渡資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の同号に規定する特定譲渡（以下この条において「特定譲渡」という。）をした場合（当該納税義務者がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき同法第三十一条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の二、第三十六条の五若しくは第三十六条の六の規定の適用を受けている場合又は当該納税義務者がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき次条第二項若しくは第八項の規定の適用を受け、若しくは受けている場合を除く。）において、平成十一年一月一日（当該特定譲渡の日が平成十二年一月一日以後であるときは、当該特定譲渡の日の属する年の前年一月一日）から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に、同法第四十一条の五第七項第一号に規定する買換資産（以下この条において「買換資産」という。）の同号に規定する取得（以下この条において「取得」という。）をして当該取得をした日の属する年の十二月三十一日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、当該取得の日から当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該納税義務者の居住の用に供したとき、又は供する見込みであるときにおける当該譲渡資産の特定譲渡（その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該納税義務者が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。）による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税又は市町村民税に係る附則第三十四条第一項若しくは第四項に規定する長期譲渡所得の金額又は附則第三十五条第一項若しくは第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

二　通算後譲渡損失の金額　当該道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者のその年において生じた第三十二条第八項又は第三百十三条第八項に規定する純損失の金額（以下この条において「純損失の金額」という。）のうち、居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの（当該居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地又は土地の上に存する権利で政令で定める面積が五百平方メートルを超えるものが含まれている場合には、当該土地又は土地の上に存する権利のうち当該五百平方メートルを超える部分に相当する金額を除く。）として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

三　住宅借入金等　租税特別措置法第四十一条の五第七項第四号に規定する住宅借入金等をいう。

附則第四条第六項中「第一項、第三項及び前項」を「第二項及び前二項」に改め、同条第七項中「第三項の規定の適用がある場合には」を「第四項の規定の適用がある場合には」に改め、同項第一号中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十三号」に、「並びに第三十四条第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第十項」を「、第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三十七条」に、「附則第四条」を「附則第四条第四項」に改め、同項第二号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「附則第四条第三項」を「附則第四条第四項」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第八項において準用する同条第七項第二号」を「同条第十三項第二号」に改め、同項第四号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　市町村民税の所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第三十四条第四項後段及び第六項第二号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

附則第四条第十一項中「及び市町村民税の所得割について」を「又は市町村民税の所得割について」に改め、同項第一号中「附則第四条第九項又は第十項」を「附則第四条第十四項又は第十五項」に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十項中「第三項」を「第四項又は第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第九項中「第一項」を「第二項又は第八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項の次に次の五項を加える。

9　前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

10　市町村民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該納税義務者が前年十二月三十一日において当該通算後譲渡損失の金額に係る買換資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市町村民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第十三項第

二号の規定により読み替えて適用される同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、附則第三十四条第四項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の市町村民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の市町村民税の所得割については、この限りでない。

11　市町村民税の所得割の納税義務者の前年前三年間において生じた純損失の金額のうちに特定純損失の金額（適用期間内に行つた譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）がある場合における第三百十三条第八項の規定の適用については、同項中「控除されたもの」とあるのは、「控除されたもの及び附則第四条第十一項に規定する特定純損失の金額」とする。

12　第八項及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第十項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項、第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百十四条の六の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「の規定」とあるのは「並びに附則第四条第十項の規定」と、「同条第一項」とあるのは「第三百十三条第一項」とする。

二　第三百十七条の二第四項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第四条第十項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに第一項の申告書」とあるのは「三月十五日までに、第一項の申告書又は総務省令の定めるところによつて同条第十項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した申告書」とする。

三　第三百十七条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第四十一条の五第十二項第三号の規定により読み替えて適用される所得税法第百二十三条第一項の規定による申告書を含む。」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第三項まで又は附則第四条第十三項第二号の規定により読み替えて適用される前条第四項」とする。

四　前三号に定めるもののほか、第十項の規定の適用がある場合における市町村民税の所得割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第四条の二第四項を削り、同条第三項中「本項」を「この項」に、「その提出期限までに提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を「提出した場合」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定居住用財産の譲渡損失の金額　道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者が、平成十六年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）内に、租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号に規定する譲渡資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の同号に規定する特定譲渡（以下この条において「特定譲渡」という。）をした場合（当該納税義務者が当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合に限るものとし、当該納税義務者がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき同法第三十一条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の二、第三十六条の五若しくは第三十六条の六の規定の適用を受けている場合又は当該納税義務者がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき前条第二項若しくは第八項の規定の適用を受け、若しくは受けている場合を除く。）において、当該譲渡資産の特定譲渡（その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該納税義務者が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。）による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税又は市町村民税に係る附則第三十四条第一項若しくは第四項に規定する長期譲渡所得の金額又は附則第三十五条第一項若しくは第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とする。）をいう。

二　通算後譲渡損失の金額　当該道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者のその年において生じた第三十二条第八項又は第三百十三条第八項に規定する純損失の金額（以下この条において「純損失の金額」という。）のうち、特定居住用財産の譲渡損失の金額に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

三　住宅借入金等　租税特別措置法第四十一

条の五の二第七項第四号に規定する住宅借入金等をいう。

附則第四条の二第六項中「第一項、第三項及び前項」を「第二項及び前二項」に改め、同条第七項中「第三項の規定の適用がある場合には」を「第四項の規定の適用がある場合には」に改め、同項第一号中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十三号」に、「並びに第三十四条第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第十項」を「、第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三十七条」に、「附則第四条の二」を「附則第四条の二第四項」に改め、同項第二号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第四項」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第八項において準用する同条第七項第二号」を「同条第十三項第二号」に改め、同項第四号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　市町村民税の所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第三十四条第四項後段及び第六項第二号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

附則第四条の二に次の五項を加える。

9　前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

10　市町村民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市町村民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第十三項第二号の規定により読み替えて適用される同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、附則第三十四条第四項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の市町村民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の市町村民税の所得割については、この限りでない。

11　市町村民税の所得割の納税義務者の前年前三年間において生じた純損失の金額のうちに特定純損失の金額（適用期間内に行つた譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）がある場合における第三百十三条第八項の規定の適用については、同項中「控除されたもの」とあるのは、「控除されたもの及び附則第四条の二第十一項に規定する特定純損失の金額」とする。

12　第八項及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第十項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項、第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百十四条の六の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「の規定」とあるのは「並びに附則第四条の二第十項の規定」と、「同条第一項」とあるのは「第三百十三条第一項」とする。

二　第三百十七条の二第四項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第四条の二第十項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに第一項の申告書」とあるのは「三月十五日までに、第一項の申告書又は総務省令の定めるところによつて同条第十項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した申告書」とする。

三　第三百十七条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第四十一条の五の二第十二項第三号の規定により読み替えて適用される所得税法第百二十三条第一項の規定による申告書を含む。」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第三項まで又は附則第四条の二第十三項第二号の規定により読み替えて適用される前条第四項まで」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第三項まで又は附則第四条の二第十三項第二号の規定により読み替えて適用される前条第四項」とする。

四　前三号に定めるもののほか、第十項の規定の適用がある場合における市町村民税の所得割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第四条の三第一項中「同項」を「これら」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三

項」を「前二項」に、「本条」を「これら」に改め、「及び市町村民税」を削り、同項を同条第三項とし、同条に次の三項を加える。

4　市町村は、所得割の納税義務者の選択により、阪神・淡路大震災により第三百十四条の二第一項第一号に規定する資産について受けた損失の金額（阪神・淡路大震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）については、平成六年において生じた同号に規定する損失の金額として、第三百十三条第九項及び第三百十四条の二第一項の規定を適用することができる。この場合において、これらの規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成八年度以後の年度分の個人の市町村民税に関する規定の適用については、平成七年において生じなかつたものとみなす。

5　前項の規定は、平成七年度分の第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

6　前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における市町村民税の所得割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第五条第一項各号列記以外の部分中「利益の配当（所得税法第九十二条第一項」を「剰余金の配当（所得税法第九十二条第一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。）、利益の配当（同項」に、「本条」を「この条」に改め、「剰余金の分配」の下に「（同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「本項」を「この項」に、「第三十六条」を「第三十七条」に改め、同項第一号中「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に、「本条」を「この条」に、「百分の〇・八」を「百分の一・二」に、「百分の〇・四」を「百分の〇・六」に改め、同項第二号中「本条」を「この条」に、「本号」を「この号」に、「百分の〇・四」を「百分の〇・六」に、「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同項第三号中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に、「百分の〇・一」を「百分の〇・一五」に改め、同条第二項中「前条まで」を「前二条」に、「前条まで及び」を「前二条並びに」に改め、同条第三項中「、配当所得（」の下に「剰余金の配当、」を加え、「本項」を「この項」に、「第三百十四条の四」を「第三百十四条の六」に改め、同項第一号中「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に、「百分の二」を「百分の一・六」に、「百分の一」を「百分の〇・八」に改め、同項第二号中「本号」を「この号」に、「百分の一」を「百分の〇・八」に、「百分の〇・五」を「百分の〇・四」に改め、同項第三号中「百分の〇・五」を「百分の〇・四」に、「百分の〇・二五」を「百分の〇・二」に改め、同条第四項中「前条」を「前二条」に改める。

附則第五条の二を次のように改める。

第五条の二　削除

附則第五条の三の見出し中「税率等」を「税率」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除）

第五条の四　道府県は、平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条において「居住年」という。）が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（第三項及び第十三項において「道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一　当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第一一号）第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

二　イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額

イ　当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号。以下この項及び第六項において「平成十八年所得税法等改正法」という。）第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第四条の規定により読み替えられた平成十八年所得税法等改正法第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額

ロ　当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第二十五条第二項、第二十八条の四第一項、第三十一条第一項（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十七条の十一第一項の規定により適用される場合を含む。）若し

くは第四十一条の十四第一項又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項若しくは第二十四項の規定による所得税の額の合計額

ハ　当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額及び租税特別措置法第十条から第十条の七までの規定による控除額の合計額

三　当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2　前項の規定の適用がある場合における第三十七条の三の規定の適用については、同条中「前二条」とあるのは、「前二条並びに附則第五条の四第一項」とする。

3　第一項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、第八項の市町村民税に関する申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合に限り、適用する。

4　道府県民税の所得割の納税義務者が第四十五条の三第一項の確定申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、前項の申告書を、税務署長を経由して同項に規定する市町村長に提出することができる。

5　前項の場合において、第三項の申告書がその提出の際経由することができる税務署長に受理されたときは、当該申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

6　市町村は、平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の三に相当する金額（第八項及び第十三項において「市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一　当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

二　イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額

イ　当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき平成十八年所得税法等改正法第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第四条の規定により読み替えられた平成十八年所得税法等改正法第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額

ロ　当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第二十五条第二項、第二十八条の四第一項、第三十一条第一項（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十七条の十第一項（同法第三十七条の十一第一項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第四十一条の十四第一項又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項若しくは第二十四項の規定による所得税の額の合計額

ハ　当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額及び租税特別措置法第十条から第十条の七までの規定による控除額の合計額

三　当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

7　前項の規定の適用がある場合における第三百十四条の八第一項の規定の適用については、同項中「前二条」とあるのは、「前二条並びに附則第五条の四第六項」とする。

8　第六項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、総務省令で定めるところに

より、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合に限り、適用する。

9　市町村民税の所得割の納税義務者が第三百十七条の三第一項の確定申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、前項の申告書を、税務署長を経由して同項に規定する市町村長に提出することができる。

10　前項の場合において、第八項の申告書がその提出の際経由することができる税務署長に受理されたときは、当該申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

11　第三項及び第八項の申告書の提出があつた場合には、市町村長は、当該市町村の区域を管轄する税務署長に対し、遅滞なく、当該申告書に記載された事項を通知し、当該記載された事項について確認を求めるものとする。

12　税務署長は、前項の確認を求められた事項について、国の税務官署の保有する情報と異なるとき又は誤りがあることを発見したときは、遅滞なく、その内容を当該確認を求めた市町村長に通知するものとする。

13　第三項及び第八項の申告書に道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項に関し虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

14　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第六条第二項中「及び附則第五条第一項の規定にかかわらず」を「、附則第五条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず」に改め、同項第一号中「百分の〇・五」を「百分の〇・六」に改め、同項第二号中「及び附則第五条第一項」を「、附則第五条第一項及び前条第一項」に改め、同条第三項中「、附則第三条の三第二項」を「並びに附則第三条の三第二項」に改め、「並びに附則第四十条第六項から第九項まで」を削り、「前条まで」に」を「前二条」に」に、「前条まで及び」を「前二条並びに」に改め、「並びに第四十条第七項第一号」を削り、「附則第五条第一項」を「附則第五条の四第一項」に改め、同条第五項中「第三百十四条の四まで、第三百十四条の七及び附則第五条第三項の規定にかかわらず」を「第三百十四条の三まで、第三百十四条の六、第三百十四条の七、附則第五条第三項及び前条第六項の規定にかかわらず」に改め、同項第一号中「百分の一」を「百分の〇・九」に改め、同項第二号中「第三百十四条の四まで」を「第三百十四条の三まで、第三百十四条の六」に、「及び附則第五条第三項及び前条第六項」を「、附則第五条第三項及び前条第六項」に改め、同条第六項中「、附則第三条の三第二項」を「並びに附則第三条の三第二項」に改め、「並びに附則第四十条第六項から第九項まで」を削り、「前条」を「前二条」に改め、「並びに第四十条第七項第二号」を削り、「附則第五条第三項」を「附則第五条の四第六項」に改める。

附則第七条を次のように改める。

（道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割の額の特例等）

第七条　第二十四条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した金額からその十分の一に相当する金額を控除して得た金額とする。

2　前項の規定の適用がある場合における第五十条の六第一項及び第二項並びに第五十条の八の規定の適用については、これらの規定中「第五十条の四」とあるのは、「第五十条の四並びに附則第七条第一項」とする。

3　第二百九十五条第一項に規定する分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した金額からその十分の一に相当する金額を控除して得た金額とする。

4　前項の規定の適用がある場合における第三百二十八条の六第一項及び第二項並びに第三百二十八条の十三第一項の規定の適用については、これらの規定中「第三百二十八条の三」とあるのは、「第三百二十八条の三並びに附則第七条第三項」とする。

附則第八条第一項中「第四十二条の四第七項」を「第四十二条の四第六項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「第六項」を「第五項」に、「第十一項及び第十八項」を「第十項及び第十七項」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十項」に、「（第十一項」を「（第十項」に、「第六十八条の九第六項」に、「第十二項、第十三項、第十六項及び第十八項」を「第十一項、第十二項、第十五項及び第十七項」に改め、同条第三項中「第六十八条の九第七項」を「第六十八条の九第六項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同条第四項中「第六十八条の九第十一項」を「第六十八条の九第十項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第七項又は第八項」を「同条第六項又は第七項」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「前項」を「第五十三条第七項第一号及び第三百二十一条の八第七項第一号」に、「同項中「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号。次号において「法人税等負担軽減措置法」という。）第十六条第二項の表の第一号の第四欄（法人税法第八十一条の十二第一項に係る部分に限る。）に掲げる」を「これらの規定中「同法第八十一条の十二第一項に規定する」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第八条の二第一項中「又は第百十四条第二項」を「若しくは第百十四条第二項」に、「第六十八条の十二第六項又は」を「第六十八条の十二第六項若しくは」に改め、「第六十八条の十五第六項」の下に「又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百三十二条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五第十一項若しくは第十

二項」を加え、「第六十八条の十五第十一項若しくは第十二項」を「第六十八条の十五第六項若しくは第七項」に、「又は所得税法等の一部を改正する法律」を「、所得税法等の一部を改正する法律」に改め、同条第二項中「第四十二条の七第六項若しくは」を「第四十二条の七第六項、」に、「第七項又は」を「第七項若しくは所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項又は」に、「本項」を「この項」に改め、「第四十二条の十一第六項若しくは第七項」の下に「、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項」を加える。

附則第九条第一項を次のように改める。

北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」とあるのは「資本金の額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」と、「本項」とあるのは「この項」と、「第四十二条の十一第六項若しくは第七項」とあるのは「第四十二条の十一第六項若しくは第七項又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項」と、「資本の金額又は出資金額」とあるのは「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」と、「資本金等の額」とあるのは「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」と、「控除した金額」とあるのは「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」と、「当該法人」とあるのは「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」と、「当該資本金等の額」とあるのは「当該資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」とする。

附則第九条第二項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第三項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第四項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第五項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第六項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第七項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第八項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第九項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第十項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第十一項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第十二項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第十三項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第十四項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第十五項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第十六項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第十七項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第十八項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第十九項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第二十項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第二十一項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第二十二項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第二十三項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第二十四項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第二十五項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第二十六項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第二十七項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第二十八項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第二十九項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第三十項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第三十一項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第三十二項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第三十三項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第三十四項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第三十五項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第三十六項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第三十七項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第三十八項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第三十九項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第四十項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第四十一項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第四十二項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第四十三項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第四十四項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第四十五項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第四十六項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第四十七項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第四十八項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第四十九項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第五十項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第五十一項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等の額」を「資本金等の額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「控除した金額」を「控除した金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「当該法人」を「当該法人と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に改める。

附則第九条第五十二項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」に、「資本金等

2　租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第七十二条の二十四の七第一項第二号中「各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得」とあるのは「各事業年度の所得」と、「百分の六・六」とあるのは「各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年十億円以下の金額及び清算所得」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の六・六（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九）」と、同条第五項中「第一項又は第二項」とあるのは「第一項、第二項又は前項」と、「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「とする」とあるのは「とし、前項第二号イ中「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする」と、同条第八項中「第一項から第四項まで」とあるのは「第一項（附則第九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）、第二項及び第三項並びに第四項（附則第九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）」と、同条第九項中「前項」とあるのは「前項（附則第九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、第七十二条の四十八第一項中「年八百万円（当該法人の当該事業年度又は計算期間が一年に満たない場合においては、第七十二条の二十四の七第五項の規定を適用して計算した金額。以下この項において同じ。）以下の部分の金額」とあるのは「年十億円（当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、附則第九条の二第二項の規定により読み替えられた第七十二条の二十四の七第五項の規定を適用して計算した金額。以下この項において同じ。）以下の部分の金額と年十億円」とする。

附則第十条第一項中「営業」を「事業」に改め、同条第二項中「本項」を「この項」に改め、同条第三項中「有限会社」を「合同会社」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を削り、第七項を第五項とし、同条第八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第九項を第七項とし、第十項から第十三項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第十条の二第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「四年」を「四年」」に改める。

附則第十一条第一項中「国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助」を「国の補助金又は交付金の交付」に、「平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に、「当該補助」を「当該交付」に、「五分の四」を「五分の二」に改め、同条第二項中「補助」を「交付」に、「五分の四」を「五分の二」に改め、同条第四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十四条第一項」を「中心市街地の活性化に関する法律第十七条第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第十項を第九項とし、第十一項から第十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第十八項を第十七項とし、第十九項から第二十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日」に、「三分の二」を「三分の一」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第二十七項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「特定用途港湾施設」の下に「（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）」を加え、同項を同条第二十五項とし、同条中第二十七項を第二十六項とし、第二十八項を第二十七項とし、第二十九項を第二十八項とし、同条第三十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条中第三十三項を第三十二項とし、第三十四項を第三十三項とし、第三十五項を第三十四項とし、同条第三十六項中「整備事業区域」の下に「（その面積が政令で定める規模以上のものに限る。）」を加え、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「に係る整備事業区域」の下に「（その面積が政令で定める規模以上のものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第三十六項とし、同条中第三十八項を第三十七項とし、第三十九項を第三十八項とする。

附則第十一条の二の見出しを「（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）」に改め、同条第一項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「不動産の」を「住宅又は土地の」に改め、同条第二項中「不動産」を「住宅又は土地」に改める。

附則第十一条の四第五項中「営業」を「事業」に改める。

附則第十一条の五第一項中「平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日まで」を「平成十八年一月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「これらの規定の」を「第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十二項、第七十三条の二十七の二第一項、附則第十一条第三項又は附則第十一条の四第三項の規定の」に、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるもの」を「これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるもの」を「これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」に改め、同項の表を削る。

附則第十一条の七中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第二項中「、第二十九項及び第三十項」を「及び第二十九項」に改める。

附則第十二条の二第一項中「平成十五年七月一日」を「平成十八年七月一日」に、「九百六十九円」を「千七十四円」に改め、同条第二項中「平成十五年七月一日」を「平成十八年七月一日」に、「四百六十一円」を「五百十一円」に改める。

附則第十二条の三第一項中「各年度分」を「年度分」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成七年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの　新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度

二　軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成九年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの　新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度

附則第十二条の三第一項第三号から第五号までを削り、同条第三項の表以外の部分を次のように改める。

電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して政令で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が総務省令で定める許容限度（次項から第六項までにおいて「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの（第三項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第十二条の三第四項中「低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして政令で定めるもの（第六項並びに附則第三十二条第六項及び第七項において「優良低燃費車」という。）のうち、」を「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして総務省令で定める許容限度（第六項並びに附則第三十二条第六項及び第七項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。）を「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」に、「自動車で」を「もので」に改め、「及び電気自動車等」を削り、同条第五項の表以外の部分を次のように改める。

エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの（第三項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第十二条の三第六項中「低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの」に、「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出

量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

附則第十四条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第十五条第一項を削り、同条第二項中「平成十七年度」を「平成十九年度」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　公共の危害防止のために設置された次の表の上欄に掲げる償却資産のうち、それぞれ同表の中欄に掲げる日から平成二十年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物のうち廃油、廃プラスチック類その他政令で定めるものを処理するための償却資産で政令で定めるもの	平成十八年四月一日	三分の二（総務省令で定めるものにあつては、四分の三）
二　湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域内に設置される同法第十五条第一項に規定する指定施設で政令で定めるものから生ずる汚水を処理するための償却資産で政令で定めるもの	平成十六年四月一日	三分の二
三　水質汚濁防止法第二条第五項に規定する特定事業場（以下この号において「特定事業場」という。）の設置者（同法第十四条の三第三項に規定する特定事業場の設置者をいう。）又は特定事業場の設置者であつた者（同法第十四条の三第二項に規定する特定事業場の設置者であつた者をいう。）が設置する同法第二条第二項第一号に規定する物質を含む地下水の水質を浄化するための償却資産で政令で定めるもの	平成十八年四月一日	二分の一
四　土壌の特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。）による汚染を除去するための償却資産（同法第五条第一項に規定する指定区域以外の区域内に設置されるものにあつては、同法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者が設置するものに限る。）で政令で定めるもの	平成十五年二月十五日	三分の一

附則第十五条第六項を削り、同条第七項中「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第五項第一号」を「第四項第一号」に、「大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十六号）の施行の日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に、「第五項第九号又は第十号」を「第四項第十号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「次に掲げる施設」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設のうち同法第二条第四項に規定する産業廃棄物の焼却施設で政令で定めるもの」に、「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に改め、同項各号を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項中「及び平成十七年度」を「から平成十九年度までの間」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十四条第一項」を「中心市街地の活性化に関する法律第十七条第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者又はこれらの者に鉄道施設若しくは軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得した鉄道駅の耐震性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条中第十三項を削り、第十四項を

第十三項とし、第十五項を削り、第十六項を第十四項とし、同条第十七項中「本項及び次項」を「この項、次項及び第五十八項」に改め、「特定用途港湾施設（」の下に「同項第一号に掲げる港湾施設で」を加え、「同じ」を「「特定用途港湾施設」という」に、「平成十七年度」を「平成十九年度」に改め、「外貿埠頭公社が」の下に「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）第二条の規定による改正前の」を、「承継したもの」の下に「（第五十八項において「旧公団からの承継資産」という。）」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「平成十年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に改め、「港湾法第五十五条の七第二項に規定する」及び「（当該固定資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の一）」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十九項を同条第十七項とし、同条第二十項を削り、同条第二十一項中「平成十二年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十二項中「平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に、「四分の三」を「六分の五」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十四項を同条第二十一項とし、同条第二十五項中「第五十項」を「第四十六項」に、「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項を削り、同条第二十七項を同条第二十三項とし、同条第二十八項中「平成十三年四月一日から平成十八年五月三十一日まで」を「平成十八年六月一日から平成二十年三月三十一日まで」に改め、「電気通信事業者」の下に「又は有線放送電話に関する法律第五条第一項に規定する有線放送電話業者」を加え、「同条第一項各号に掲げる電気通信設備で政令で定めるもの（電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供するものに限る。）又は有線放送電話に関する法律第五条第一項に規定する有線放送電話業者が電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設した同条第一項各号に掲げる電気通信設備で政令で定めるもの（有線放送電話に関する法律第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供するものに限る。）」を「電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの」に、「四分の三」を「三分の二」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十九項中「平成十八年五月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十項中「有線テレビジョン放送法第二条第四項」を「平成十八年六月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、有線テレビジョン放送法第二条第四項」に、「平成十七年四月一日から平成十八年五月三十一日までの間に新設した同条第五項に規定する高度有線テレビジョン放送施設（有線テレビジョン放送法第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設であるものに限る。）で」を「新設した電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして」に、「当該施設に対して」を「当該設備に対して」に、「限り、当該施設」を「限り、当該設備」に改め、「（当該施設のうち総務省令で定めるものにあつては、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の八分の七）」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第三十一項を同条第二十七項とし、同条第三十二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十三項第一号中「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に、「（次号」を「（以下この号及び次号」に、「業務の用に供される」を「当該特定事業により取得される」に改め、「償却資産」の下に「で総務省令で定めるもの」を加え、「食品流通構造改善促進法第四条第二項の規定による認定を受けた日」を「当該家屋及び償却資産が取得された日」に改め、同項第二号中「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に、「本号」を「この号」に、「卸売市場法第七十三条第一項の規定による認定を受けた日」を「当該合併の登記の日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十四項を同条第三十項とし、同条第三十五項中「アクセス管理者」の下に「で政令で定めるもの」を加え、「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条中第三十六項を第三十二項とし、第三十七項を第三十三項とし、第三十八項を第三十四項とし、同条第三十九項中「平成十一年一月二日」を「平成十八年四月一日」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条中第四十項を第四十一項とし、第四十一項から第四十三項までを四項ずつ繰り上げ、同条第四十四項中「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）の施行の日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に、「同法第二条」を「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第二条」に、「二分の一」を「三分の二」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「本項」を「この項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「第五十項」を「第四十六項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十八項中「平成十八年三月三十一

日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「特定用途港湾施設」の下に「（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）」を加え、同項を同条第四十四項とし、同条第四十九項中「（第五項）」を「（第四項）」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第五十項を同条第四十六項とし、同条第五十一項中「第四十八項及び第四十九項」を「第四十四項及び第四十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条中第五十二項を第四十八項とし、第五十三項を第四十九項とし、第五十四項を第五十項とし、同条第五十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条中第五十七項を第五十三項とし、第五十八項を第五十四項とし、第五十九項を第五十五項とし、同条に次の三項を加える。

56　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二条第一項に規定する特定特殊自動車（道路運送車両法第三条に規定する小型特殊自動車を除く。）のうち特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第十二条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する基準適合表示が付されたもの（以下この項において「基準適合表示車」という。）であつて、平成十八年四月一日から平成十九年九月三十日までの間（基準適合表示車のうち政令で定めるものにあつては、平成十八年四月一日から平成二十年九月三十日までの間）に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該基準適合表示車に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該基準適合表示車に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

57　平成十八年六月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者が電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設した電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三（当該設備のうち総務省令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四）の額とする。

58　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三条第三項に規定する指定会社その他政令で定める者（以下この項において「指定会社等」という。）が外貿埠頭公社からの出資により取得した固定資産のうち、当該指定会社等が取得した日の前日において第十五項又は第十六項の規定の適用があつたものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該取得の日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一（当該固定資産のうち旧公団からの承継資産にあつては、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の三）の額とする。

附則第十五条の二中「前条第五十項」を「前条第四十六項」に改める。

附則第十六条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「あつては、」を「あつては」に、「本項」を「この項」に、「及び第五項」を「、第五項及び第八項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同条第二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「及び第六項」を削り、「第八項」を「第七項」に、「、本項」を「この項」に改め、同条第三項中「次項まで」を「この項及び次項」に、「以下本項」を「以下この項」に、「、第六項及び第七項」を「及び第六項」に、「平成四年一月一日（当該貸家住宅のうち第二種中高層耐火建築物であるものにあつては、平成五年一月二日）から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、「認めたときは、」の下に「第一種中高層耐火建築物である貸家住宅にあつては」を加え、「（当該貸家住宅のうち第二種中高層耐火建築物であるものにあつては、五年度分）」を削り、「、本項」を「この項」に、「三分の二（当該貸家住宅のうち第一種中高層耐火建築物であるものにあつては、」を「三分の一（」に、「四分の三）」を「三分の二）」に相当する額を当該貸家住宅に係る固定資産税額から減額するものとし、第二種中高層耐火建築物である貸家住宅にあつては当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、その者の当該貸家住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る貸家住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅（専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の三分の二に改め、同条第四項中「本項」を「この項」に、「平成十二年一月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「三分の一（当該貸家住宅を平成十二年一月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新築した場合にあつては三分の二、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新築した場合にあつては二分の一）」を「六分の一」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第六十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第六十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第六十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第七十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第八十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第八十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第八十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第八十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第八十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第八十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八十八項とし、同条第九十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八十九項とし、同条第九十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第九十項とし、同条第九十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第九十一項とし、同条第九十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第九十二項とし、同条第九十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第九十三項とし、同条第九十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第九十四項とし、同条第九十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第九十五項とし、同条第九十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第九十六項とし、同条第九十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第九十七項とし、同条第九十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第九十八項とし、同条第百項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第九十九項とし、同条第百一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百項とし、同条第百二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百一項とし、同条第百三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百二項とし、同条第百四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百三項とし、同条第百五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百四項とし、同条第百六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百五項とし、同条第百七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百六項とし、同条第百八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百七項とし、同条第百九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百八項とし、同条第百十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百九項とし、同条第百十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百十項とし、同条第百十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百十一項とし、同条第百十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百十二項とし、同条第百十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百十三項とし、同条第百十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百十四項とし、同条第百十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百十五項とし、同条第百十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百十六項とし、同条第百十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百十七項とし、同条第百十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百十八項とし、同条第百二十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百十九項とし、同条第百二十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百二十項とし、同条第百二十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百二十一項とし、同条第百二十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百二十二項とし、同条第百二十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百二十三項とし、同条第百二十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百二十四項とし、同条第百二十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百二十五項とし、同条第百二十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百二十六項とし、同条第百二十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百二十七項とし、同条第百二十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百二十八項とし、同条第百三十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百二十九項とし、同条第百三十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百三十項とし、同条第百三十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百三十一項とし、同条第百三十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百三十二項とし、同条第百三十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百三十三項とし、同条第百三十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百三十四項とし、同条第百三十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百三十五項とし、同条第百三十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百三十六項とし、同条第百三十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百三十七項とし、同条第百三十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百三十八項とし、同条第百四十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百三十九項とし、同条第百四十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百四十項とし、同条第百四十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百四十一項とし、同条第百四十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百四十二項とし、同条第百四十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百四十三項とし、同条第百四十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百四十四項とし、同条第百四十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百四十五項とし、同条第百四十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百四十六項とし、同条第百四十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百四十七項とし、同条第百四十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百四十八項とし、同条第百五十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百四十九項とし、同条第百五十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百五十項とし、同条第百五十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百五十一項とし、同条第百五十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百五十二項とし、同条第百五十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百五十三項とし、同条第百五十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百五十四項とし、同条第百五十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百五十五項とし、同条第百五十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百五十六項とし、同条第百五十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百五十七項とし、同条第百五十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百五十八項とし、同条第百六十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百五十九項とし、同条第百六十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百六十項とし、同条第百六十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百六十一項とし、同条第百六十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百六十二項とし、同条第百六十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百六十三項とし、同条第百六十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百六十四項とし、同条第百六十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百六十五項とし、同条第百六十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百六十六項とし、同条第百六十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百六十七項とし、同条第百六十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百六十八項とし、同条第百七十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百六十九項とし、同条第百七十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百七十項とし、同条第百七十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百七十一項とし、同条第百七十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百七十二項とし、同条第百七十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百七十三項とし、同条第百七十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百七十四項とし、同条第百七十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百七十五項とし、同条第百七十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百七十六項とし、同条第百七十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百七十七項とし、同条第百七十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百七十八項とし、同条第百八十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百七十九項とし、同条第百八十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百八十項とし、同条第百八十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百八十一項とし、同条第百八十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百八十二項とし、同条第百八十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百八十三項とし、同条第百八十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百八十四項とし、同条第百八十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百八十五項とし、同条第百八十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百八十六項とし、同条第百八十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百八十七項とし、同条第百八十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百八十八項とし、同条第百九十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百八十九項とし、同条第百九十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百九十項とし、同条第百九十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百九十一項とし、同条第百九十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百九十二項とし、同条第百九十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百九十三項とし、同条第百九十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百九十四項とし、同条第百九十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百九十五項とし、同条第百九十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百九十六項とし、同条第百九十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百九十七項とし、同条第百九十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百九十八項とし、同条第二百項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第百九十九項とし、同条第二百一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百項とし、同条第二百二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百一項とし、同条第二百三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百二項とし、同条第二百四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百三項とし、同条第二百五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百四項とし、同条第二百六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百五項とし、同条第二百七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百六項とし、同条第二百八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百七項とし、同条第二百九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百八項とし、同条第二百十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百九項とし、同条第二百十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百十項とし、同条第二百十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百十一項とし、同条第二百十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百十二項とし、同条第二百十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百十三項とし、同条第二百十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百十四項とし、同条第二百十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百十五項とし、同条第二百十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百十六項とし、同条第二百十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百十七項とし、同条第二百十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百十八項とし、同条第二百二十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百十九項とし、同条第二百二十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百二十項とし、同条第二百二十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百二十一項とし、同条第二百二十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百二十二項とし、同条第二百二十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百二十三項とし、同条第二百二十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百二十四項とし、同条第二百二十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百二十五項とし、同条第二百二十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百二十六項とし、同条第二百二十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百二十七項とし、同条第二百二十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百二十八項とし、同条第二百三十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百二十九項とし、同条第二百三十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百三十項とし、同条第二百三十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百三十一項とし、同条第二百三十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百三十二項とし、同条第二百三十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百三十三項とし、同条第二百三十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百三十四項とし、同条第二百三十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百三十五項とし、同条第二百三十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百三十六項とし、同条第二百三十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百三十七項とし、同条第二百三十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百三十八項とし、同条第二百四十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百三十九項とし、同条第二百四十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百四十項とし、同条第二百四十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百四十一項とし、同条第二百四十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百四十二項とし、同条第二百四十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百四十三項とし、同条第二百四十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百四十四項とし、同条第二百四十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百四十五項とし、同条第二百四十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百四十六項とし、同条第二百四十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百四十七項とし、同条第二百四十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百四十八項とし、同条第二百五十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百四十九項とし、同条第二百五十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百五十項とし、同条第二百五十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百五十一項とし、同条第二百五十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百五十二項とし、同条第二百五十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百五十三項とし、同条第二百五十五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百五十四項とし、同条第二百五十六項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百五十五項とし、同条第二百五十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百五十六項とし、同条第二百五十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百五十七項とし、同条第二百五十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百五十八項とし、同条第二百六十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二百五十九項とし、同条第二百六十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同

三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　市町村は、昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅のうち平成十八年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間に政令で定める耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われたもので政令で定める基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この項から第十項までにおいて「耐震基準適合住宅」という。）に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が平成十八年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該耐震改修が完了した日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から三年度分、当該耐震改修が平成二十二年一月一日から平成二十四年十二月三十一日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から二年度分、当該耐震改修が平成二十五年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額とし、区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する耐震基準適合住宅その他の政令で定める耐震基準適合住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

附則第十六条第九項を同条第十一項とし、同項の前に次の二項を加える。

9　前項の規定は、耐震基準適合住宅に係る固定資産税の納税義務者から、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該耐震基準適合住宅につき同項の規定の適用があるべき旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。

10　市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告に係る耐震基準適合住宅につき第八項の規定を適用することができる。

附則第十六条の二の見出し中「阪神・淡路大震災及び三宅島噴火災害」を「阪神・淡路大震災等」に改め、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項の次に次の二項を加える。

13　市町村は、平成十六年新潟県中越地震による災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十六年十月二十三日から平成二十一年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成十六年十月二十三日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度（当該家屋が平成十七年一月一日までに取得され、又は改築された場合にあつては、平成十八年度）から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（前条（第四項を除く。）の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

14　平成十六年新潟県中越地震による災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十六年十月二十三日から平成二十一年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度（当該償却資産が平成十七年一月一日までに取得され、又は改良された場合にあつては、平成十八年度）から四年度分の固定資

産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

附則第十七条の見出し中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に改め、同条第六号イ及びロ中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に、「平成十六年度又は平成十七年度」を「平成十九年度又は平成二十年度」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号イの表(2)中「について附則第十八条第一項、第十八条の二」を「について附則第十八条」に、「第十九条の四第一項の規定（」を「第十九条の四の規定（」に、「平成十五年度である」を「平成十八年度である」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）」に、「平成十五年改正前」を「平成十八年改正前」に、「平成十四年度分」を「平成十七年度分」に、「平成十六年度である場合であつて、当該土地が平成十五年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第十七号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成十六年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成十七年度である場合であつて、当該土地が平成十六年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成十七年改正前の地方税法」という。）」を「平成十九年度又は平成二十年度である場合であつて、当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」に改め、同号ロの表(2)中「について附則第二十五条第一項」を「について附則第二十五条」に、「第二十七条の二第一項の規定（」を「第二十七条の二の規定（」に、「平成十五年度である」を「平成十八年度である」に、「、平成十五年改正前」を「、平成十八年改正前」に、「平成十四年度分」を「平成十七年度分」に、「平成十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項」を「平成十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項」に、「平成十六年度である場合であつて、当該土地が平成十五年度分の固定資産税について平成十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成十七年度である場合であつて、当該土地が平成十六年度分の固定資産税について平成十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十二項」を「平成十九年度又は平成二十年度である場合であつて、当該土地が平成十八年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　住宅用地　宅地等のうち第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地をいう。

四　商業地等　宅地等のうち住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて決定されたものをいう。）をいう。

附則第十七条の二の見出しを「（平成十九年度又は平成二十年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第一項の表以外の部分中「本項」を「この項」に、「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

土地の区分	年度	価格
一　平成十八年度に係る賦課期日において所在する土地（次号又は第三号に掲げる土地のいずれかに該当するに至つた場合の当該土地を除く。）	平成十九年度	当該土地に係る平成十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
	平成二十年度	当該土地に係る平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
二　平成十八年度に係る賦課期日において所在する土地（以下この表において「平成十八年度の土地」という。）で平成十九年度に係る賦課期日において第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認めるもの（次号に掲げる平成十八年度の土地に該当するに至つた場合の当該平成十八年度の土地を除く。）	平成十九年度	当該平成十八年度の土地の類似土地に係る平成十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
	平成二十年度	当該平成十八年度の土地に係る平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格

三　平成十八年度の土地で平成二十年度に係る賦課期日において第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認めるもの	平成二十年度	当該平成十八年度の土地の類似土地に係る平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	
四　平成十九年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（次号に掲げる土地に該当するに至つた場合の当該土地を除く。）	平成十九年度	当該土地の類似土地に係る平成十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	
	平成二十年度	当該土地に係る平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格	
五　平成十九年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（以下この表において「平成十九年度の土地」という。）で平成二十年度に係る賦課期日において第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認めるもの	平成二十年度	当該平成十九年度の土地の類似土地に係る平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	
六　平成二十年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（以下この表において「平成二十年度の土地」という。）	平成二十年度	当該平成二十年度の土地の類似土地に係る平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	

附則第十七条の二第二項中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「本項」を「この項」に、「平成十六年度適用土地」を「平成十九年度適用土地」に、「平成十六年度類似適用土地」を「平成十九年度類似適用土地」に、「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に改め、同条第三項中「平成十七年度分」を「(平成二十年度分」に、「平成十六年度分又は平成十七年度分」を「平成十九年度分又は平成二十年度分」に改め、同項の表第一号中「平成十六年度」を「平成十九年度」に、「平成十五年度分」を「平成十八年度分」に改め、同表第二号中「平成十六年度」を「平成十九年度」に、「附則第十七条第五号」を「附則第十七条第七号」に、「平成十五年度分」を「平成十八年度分」に改め、同表第三号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に、「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同表第四号中「平成十六年度」を「平成十九年度」に、「平成十五年度分」を「平成十八年度分」に改め、同表第五号及び第六号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に、「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同条第四項中「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に改め、同項の表第一号及び第二号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に、「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同表第三号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に、「附則第十七条第五号」を「附則第十七条第七号」に、「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同表第四号から第六号までの規定中「平成十七年度」を「平成二十年度」に、「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同条第五項中「(平成十七年度分」を「(平成二十年度分」に、「平成十六年度分又は平成十七年度分」を「平成十九年度分又は平成二十年度分」に改め、同項の表第四項及び第五項、第十六項、第三十七項、第五十項及び第五十八項」に改め、同条第八項から第十項までの規定中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改める。

附則第十八条の前の見出し中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に改め、同条第一項を次のように改める。

宅地等に係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に百分の五を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

附則第十八条第三項及び第四項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項、第四項及び第五項」に改め、「（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）」を削り、同項第一号中「平成十四年度」を「平成十七年度」に改め、同項第二号中「平成十五年度に」を「平成十八年度に」に改め、同号イ中「平成十五年度」を「平成十八年度」に改め、同号ロ中「平成十六年度」を「平成十九年度」に改め、同号イ中「平成十七年度」を「平成十九年度又は平成二十年度」に改め、同項第三号中「平成十六年度に」を「平成十九年度に」に、「附則第十七条の二第一項」を「前条第一項」に改め、同号イ中「平成十六年度」を「平成十九年度」に改め、同号ロ中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同項第四号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に、「附則第十七条の二第一項」を「前条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2　前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては十分の八、商業地等にあつては十分の六を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3　第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額が、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4　住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が〇・八以上のものに係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「住宅用地据置固定資産税額」という。）を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。

5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の六を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

6　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・七を超えるものに係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

附則第十八条の二を次のように改める。

第十八条の二　削除

附則第十八条の三第一項中「附則第十八条第二項第一号」を「附則第十八条第七項第一号」に、「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に、「本

項」を「この項」に、「附則第十七条第四号」を「附則第十七条第六号」に改め、同条第二項第一号中「平成十五年度」を「平成十八年度」に改め、同号イ中「平成十四年度分」を「平成十七年度分」に改め、同号ロ中「平成十四年度分」を「平成十七年度分」に、「平成十五年改正前」を「平成十八年改正前」に改め、同項第二号中「平成十六年度」を「平成十九年度」に改め、同号イ中「平成十五年度分」を「平成十八年度分」に改め、同号ロ中「平成十五年度分」を「平成十八年度分」に、「附則第十八条第一項又は前条」を「附則第十八条」に改め、「平成十六年改正前の地方税法」を削り、同項第三号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「附則第十八条第一項又は前条」を「附則第十八条」に改め、「平成十七年改正前の地方税法」を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「附則第十八条第二項第二号」を「附則第十八条第七項第二号」に、「平成十五年度に」を「平成十八年度に」に、「平成十四年度」を「平成十七年度」に、「本項」を「この項」に、「平成十五年度類似用途変更宅地等」を「平成十八年度類似用途変更宅地等」に、「同条第二項第三号」を「同条第七項第三号」に、「平成十六年度に」を「平成十九年度に」に、「平成十六年度類似用途変更宅地等」を「平成十九年度類似用途変更宅地等」に、「同条第二項第四号」を「同条第七項第四号」に、「平成十七年度に」を「平成二十年度に」に、「平成十七年度類似用途変更宅地等

市街化区域農地に係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額に百分の五を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

附則第十九条の四第六項中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に、「本項」を「この項」に、「附則第二十七条の二第六項」を「附則第二十七条の二第八項」に、「第一項の規定（」を「第一項から第四項までの規定（」に、「平成十五年度である」を「平成十八年度である」に、「平成十五年改正前」を「平成十八年改正前」に、「第一項から第三項まで」を「第一項から第五項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項の」を「第五項の」に、「附則第十八条第二項第二号」を「附則第十八条第七項第二号」に、「平成十五年度に」を「平成十八年度に」に、「本項」を「この項」に、「平成十五年度特定市街化区域農地」を「平成十八年度特定市街化区域農地」に、「同条第七項第三号」を「同条第七項第三号」に、「平成十六年度に」を「平成十九年度に」に、「平成十六年度特定市街化区域農地」を「平成十九年度特定市街化区域農地」に、「同条第二項第四号」を「同条第七項第四号」に、「平成十七年度に」を「平成二十年度に」に、「平成十七年度特定市街化区域農地」を「平成二十年度特定市街化区域農地」に、「平成十四年度」を「平成十七年度」に、「平成十五年度、」を「平成十八年度、」に、「平成十五年度分」を「平成十八年度分」に、「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に、「第一項から第三項まで」を「第一項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項の」を「第五項の」に、「附則第十八条第二項第一号」を「附則第十八条第七項第一号」に、「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に、「本条」を「この条」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「附則第十八条第二項」を「附則第十八条第七項」に、「前項の」を「第一項及び前項の」に、「同条第二項」を「同条第七項」に、「「前項」を「「第一項、第四項及び第五項」に、「附則第十九条の四第一項」を「附則第十九条の四第一項及び第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額に十分の八を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3　第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額に十分の二を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4　市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が〇・八以上のものに係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地据置固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地据置固定資産税額とする。

附則第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

附則第二十一条の見出し中「平成十六年度分及び平成十七年度分」を「平成十八年度から平成二十年度までの各年度分」に改め、同条中「平成十六年度分及び平成十七年度分」を「平成十八年度から平成二十年度までの各年度分」に、「附則第十八条第一項又は第十八条の二」を「附則第十八条」に、「宅地等調整固定資産税額」を「宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額」に、「本条」を「この条」に改める。

附則第二十二条第一項中「附則第十八条第一項、第十八条の二」を「附則第十八条」に、「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年

度から平成二十年度まで」に、「本項」を「この項」に改め、同条第三項中「（平成十七年度分」を「（平成二十年度分」に、「平成十六年度分又は平成十七年度分」を「平成十九年度分又は平成二十年度分」に改め、同項の表第一号及び第二号中「平成十六年度」を「平成十九年度」に、「平成十五年度分」を「平成十八年度分」に改め、同表第三号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に、「附則第十七条第五号」を「附則第十七条第七号」に、「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同表第四号中「平成十六年度」を「平成十九年度」に、「平成十五年度分」を「平成十八年度分」に改め、同表第五号中「平成二十年度」に、「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同条第四項中「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に改め、同項の表第一号及び第二号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に、「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同表第三号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に、「附則第十七条第五号」を「附則第十七条第七号」に、「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同表第四号及び第五号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に、「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同条第五項中「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に改め、同項の表中「平成十七年度」を「平成二十年度」に、「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同条第六項中「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に改め、同項の表中「平成十七年度」を「平成二十年度」に、「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改める。

附則第二十三条中「附則第十八条第一項、第十八条の二」を「附則第十八条」に、「本条」を「この条」に、「附則第十八条第一項又は第十八条の二」を「附則第十八条」に改める。

附則第二十四条中「附則第十八条第一項、第十八条の二」を「附則第十八条」に、「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に、「宅地等調整固定資産税額」を「宅地等調整固定資産税額、住宅用地据置固定資産税額、商業地等据置固定資産税額」に、「若しくは市街化区域農地調整固定資産税額若しくは市街化区域農地据置固定資産税額」に改める。

附則第二十五条の前の見出し中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に改め、同条第一項を次のように改める。

宅地等に係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に百分の五を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3　第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4　住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が〇・八以上のものに係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の都市計画税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額が、当該住宅用地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

2　前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては十分の八、商業地等にあつては十分の六を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3　第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前

額とした場合における都市計画税額（以下この項において「住宅用地据置都市計画税額」という。）を超える場合には、当該住宅用地据置都市計画税額とする。

5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の都市計画税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（附則第二十七条の四において「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

6　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・七を超えるものに係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の都市計画税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（附則第二十七条の四において「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

附則第二十五条の二を次のように改める。

第二十五条の二　削除

附則第二十五条の三第一項中「附則第二十五条第二項」を「附則第二十五条第七項」に、「附則第十八条第二項第一号」を「附則第十八条第七項第一号」に、「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に、「附則第十七条第四号」を「附則第十七条第六号」に改め、同条第二項第一号中「平成十五年度」を「平成十八年度」に改め、同号イ中「平成十四年度分」を「平成十七年度分」に改め、同号ロ中「平成十四年度分」を「平成十七年度分」に、「平成十五年改正前の地方税法附則第二十五条第一項」を「平成十八年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項」に、「平成十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第二号中「平成十六年度」を「平成十九年度」に改め、同号イ中「平成十五年度分」を「平成十八年度分」に改め、同号ロ中「平成十五年度分」を「平成十八年度分」に、「平成十六年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第三号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成十七年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」を「平成二十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」に改め、同項第四号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成十八年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成二十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第五号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成十九年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成二十二年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第六号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成二十年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成二十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成二十三年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第七号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成二十一年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成二十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成二十四年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第八号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成二十四年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成二十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第九号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成二十五年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成二十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成二十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第十号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成二十六年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成二十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成二十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第十一号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成二十七年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成二十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成二十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第十二号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成二十八年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成二十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成二十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第十三号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成二十九年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成二十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成三十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第十四号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成三十年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成三十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成三十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第十五号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成三十一年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成三十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成三十二年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第十六号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成三十二年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成三十二年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成三十三年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第十七号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成三十三年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成三十三年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成三十四年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第十八号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成三十四年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成三十四年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成三十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第十九号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成三十五年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成三十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成三十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第二十号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成三十六年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成三十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成三十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第二十一号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成三十七年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成三十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成三十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第二十二号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成三十八年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成三十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成三十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第二十三号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成三十九年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成三十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成四十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第二十四号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成四十年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成四十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成四十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第二十五号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成四十一年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成四十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成四十二年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第二十六号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成四十二年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成四十二年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成四十三年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第二十七号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成四十三年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成四十三年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成四十四年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第二十八号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成四十四年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成四十四年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成四十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第二十九号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成四十五年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成四十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成四十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第三十号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成四十六年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成四十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成四十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第三十一号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成四十七年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成四十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成四十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第三十二号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成四十八年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成四十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成四十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第三十三号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成四十九年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成四十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成五十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第三十四号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成五十年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成五十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成五十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第三十五号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成五十一年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成五十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成五十二年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第三十六号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成五十二年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成五十二年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成五十三年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第三十七号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成五十三年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成五十三年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成五十四年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第三十八号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成五十四年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成五十四年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成五十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第三十九号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成五十五年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成五十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成五十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第四十号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成五十六年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成五十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成五十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第四十一号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成五十七年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成五十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成五十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第四十二号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成五十八年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成五十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成五十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第四十三号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成五十九年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成五十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成六十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第四十四号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成六十年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成六十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成六十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第四十五号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成六十一年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成六十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成六十二年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第四十六号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成六十二年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成六十二年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成六十三年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第四十七号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成六十三年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成六十三年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成六十四年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第四十八号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成六十四年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成六十四年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成六十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第四十九号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成六十五年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成六十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成六十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第五十号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成六十六年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成六十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成六十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第五十一号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成六十七年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成六十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成六十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第五十二号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成六十八年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成六十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成六十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第五十三号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成六十九年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成六十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成七十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第五十四号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成七十年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成七十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成七十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第五十五号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成七十一年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成七十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成七十二年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第五十六号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成七十二年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成七十二年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成七十三年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第五十七号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成七十三年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成七十三年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成七十四年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第五十八号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成七十四年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成七十四年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成七十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第五十九号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成七十五年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成七十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成七十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第六十号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成七十六年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成七十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成七十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第六十一号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成七十七年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成七十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成七十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第六十二号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成七十八年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成七十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成七十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第六十三号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成七十九年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成七十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成八十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第六十四号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成八十年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成八十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成八十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第六十五号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成八十一年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成八十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成八十二年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第六十六号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成八十二年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成八十二年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成八十三年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第六十七号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成八十三年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成八十三年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成八十四年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第六十八号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成八十四年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成八十四年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成八十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第六十九号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成八十五年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成八十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成八十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第七十号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成八十六年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成八十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成八十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第七十一号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成八十七年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成八十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成八十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第七十二号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成八十八年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成八十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成八十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第七十三号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成八十九年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成八十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成九十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第七十四号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成九十年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成九十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成九十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第七十五号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成九十一年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成九十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成九十二年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第七十六号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成九十二年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成九十二年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項）」を「平成九十三年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項）」に改め、同項第七十七号中「平成十七年度」を「平成二十年度」に改め、同号イ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平

途宅地等」を「平成十八年度類似特定用途宅地等」に、「平成十五年度分」を「平成十八年度分」に改め、同号ロ中「平成十五年度分」を「平成十八年度分」に、「平成十六年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成十五年度類似特定用途宅地等」を「平成十八年度類似特定用途宅地等」に、「平成十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第二十三項」を「第三百四十九条の三(第二十項」に改め、同項第三号中「平成十六年度類似課税標準額」を「平成十九年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成十六年度類似特定用途宅地等」を「平成十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に改め、同号ロ中「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成十七年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「平成十六年度類似特定用途宅地等」を「平成十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第二十二項」を「第三百四十九条の三(第二十項」に改め、同条第五項中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に、「前二条」を「第二十五条」に改める。

附則第二十六条の見出し中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に改め、同条第一項中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に改め、「都市計画税の課税標準額」の下に「(当該農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第二十項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)」を加え、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「附則第十八条第二項」を「附則第十八条第七項」に、「同条第二項」を「同条第七項」に、「「前項」を「第一項、第四項及び第五項」に改め、「「第三百四十九条の三」とあるのは「第三百四十九条の三(第二十項を除く。)」と」を削る。

附則第二十七条の二第一項を次のように改める。

市街化区域農地に係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第十九条の三の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額に百分の五を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第二十項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

附則第二十七条の二第六項中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に、「第一項の規定(」を「第一項から第四項までの規定(」に、「平成十五年度である」を「平成十八年度である」に、「平成十五年改正前」を「平成十八年改正前」に、「第一項から第三項まで」を「第一項から第五項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項の」を「第五項の」に、「附則第十八条第二項第二号」を「附則第十八条第七項第二号」に、「平成十五年度に」を「平成十八年度に」に、「本項」を「この項」に、「平成十五年度特定市街化区域農地」を「平成十八年度特定市街化区域農地」に、「同条第二項第三号」を「同条第七項第三号」に、「平成十六年度に」を「平成十九年度に」に、「平成十六年度特定市街化区域農地」を「平成十九年度特定市街化区域農地」に、「同条第二項第四号」を「同条第七項第四号」に、「平成十七年度に」を「平成二十年度に」に、「平成十七年度特定市街化区域農地」を「平成二十年度特定市街化区域農地」に、「平成十五年度、」を「平成十八年度、」に、「平成十五年度分」を「平成十八年度分」に、「平成十六年度分」を「平成十九年度分」に、「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に、「第一項から第三項まで」を「第一項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項の」を「第五項の」に、「附則第十八条第二項第一号」を「附則第十八条第七項第一号」に、「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「附則第十八条第二項」を「附則第十八条第七項」に、「前項の」を「第一項及び前項の」に、「同条第二項」を「同条第七項」に、「「前項」を「第一項、第四項及び第五項」に、「附則第二十七条の二第一項」を「附則第二十七条の二第一項及び第四項」に改め、「「第三百四十九条の三」とあるのは「第三百四十九条の三(第二十項を除く。)」と」を削り、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額に十分の八を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第二十項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3　第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額

が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額に十分の二を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額に満たない場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4　市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が〇・八以上のものに係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の都市計画税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この項において「市街化区域農地据置都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地据置都市計画税額とする。

附則第二十七条の三を次のように改める。

第二十七条の三　削除

附則第二十七条の四の見出し中「平成十六年度分及び平成十七年度分」を「平成十八年度分から平成二十年度までの各年度分」に改め、同条中「平成十六年度及び平成十七年度」を「平成十八年度から平成二十年度までの各年度分」に、「附則第二十五条第一項又は第二十五条の二」を「附則第二十五条」に、「宅地等調整都市計画税額」を「宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額」に、「都市計画税について第三百四十九条の三」を「固定資産税について第三百四十九条の三」に改める。

附則第二十七条の五第一項中「附則第十八条第一項、第十八条の二」を「附則第十八条」に、「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に、「負担水準」を「前年度分の固定資産税の課税標準額（附則第十八条、第十九条第一項又は第十九条の四の規定により当該土地の宅地等調整固定資産税額、住宅用地据置固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額、農地調整固定資産税額、市街化区域農地調整固定資産税額又は市街化区域農地据置固定資産税額を算定する場合に用いられた前年度分の固定資産税の課税標準額をいう。）」に改め、同条第三項中「平成十六年度分及び平成十七年度分」を「平成十八年度から平成二十年度までの各年度分」に改める。

附則第二十八条第一項中「附則第十八条第一項、第十八条の二」を「附則第十八条」に、「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に、「千四百十二円」を「千五百六十四円」に改める。

附則第三十一条の二第一項中「又は第四項」を削る。

附則第三十一条の三第一項中「附則第十八条第一項」を「附則第十八条第一項から第六項まで」に、「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日まで」を「平成十八年一月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「本号」を「この号」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附則第三十二条第一項中「受けて、」の下に「道路運送法第三条第一号イに規定する」を加え、「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第三項中「電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものの取得、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものの取得又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、総務省令で定めるもの」を「附則第十二条の三第一項に規定する電気自動車等」に改め、同条第六項中「優良低燃費車のうち、」を「附則第十二条の三第三項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度」を「同項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に、「自動車で」を「ものに」、「第四項」を「第三項又は第四項」に、「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に改め、同条第七項中「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で総務省令で定めるもの及び低燃費車のうち」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で」を「平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので」に、「第四項」を「第三項、第四項」に、「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日ま

で」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に、「二十万円」を「十五万円」に改め、同条第九項中「及び第十一項」を「及び次項」に、「及び次項」を「及び第十一項」に、「第四項」を「第三項、第四項」に改め、同条第十項及び第十一項を次のように改める。

10　道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超える自動車（軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの（以下この項において「重量車基準適合車」という。）の取得（第三項、第四項、第六項、第七項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の一（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で総務省令で定めるもの（次項において「低排出ガス重量車基準適合車」という。）にあつては、百分の二）を控除した率とする。

11　特定基準適合車であり、かつ、低排出ガス重量車基準適合車である自動車の取得に対する第九項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる期間内」とあるのは「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間」と、「当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」とあるのは「百分の二を」とし、同項各号の規定は、適用しない。

附則第三十二条の三中「第七百一条の三十四第七項」を「第七百一条の三十四第六項」に改める。

附則第三十二条の七第一項を削り、同条第二項中「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の下に「（平成十一年法律第八十七号）」を加え、「事業所等のうち」を「事業所等（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とし、第四項及び第五項を削り、第六項を第三項とし、第七項を第四項とし、第八項を第五項とし、同条第九項中「平成十七年四月一日」を「平成十九年四月一日」に、「平成十七年分」を「平成十九年分」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項を削る。

附則第三十二条の八第一項中「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「本項」を「この項」に、「三分の一」を「四分の一」に改め、同条第三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「本項」を「この項」に、「三分の一」を「四分の一」に改める。

附則第三十三条の三第一項中「本項に」を「この項に」に改め、同項第一号中「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の三」を「百分の四・八」に改め、同項第二号中「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「第四項」を「以下この条」に、「同条第三項各号」を「同法第二十八条の四第三項各号」に改め、同条第三項第一号中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十三号」に、「並びに第三十四条第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第十項」を「、第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三十七条」に改め、同項第四号中「第三十七条の二、第三十七条の三及び附則第五条第一項」を「第三十七条から第三十七条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項」に、「所得割の額及び」を「附則第五条第一項各号」に改め、同項第五号中「同条第一項」の下に「及び第二項第一号」を加え、「同条第二項中」を「同項中」に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第二項第二号及び第五項第三号」を「同項第二号及び同条第五項第三号」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同条第五項を次のように改める。

5　市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十八条の四第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市町村民税の所得割を課する。

一　土地等に係る事業所得等の金額（第七項第三号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。）の百分の七・二に相当する金額

二　土地等に係る課税事業所得等の金額につきこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される市町村民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の百十に相当する金額

附則第三十三条の三に次の三項を加える。

6　前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が租税特別措置法第二十八条の四第三項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

7　第五項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第二百九十二条第一項第七号、第八号、

第十一号ロ、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項、第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百十四条の六の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

二　市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第二十八条の四第五項第二号の規定により適用されるところによる。

三　第三百十三条第八項及び第九項並びに第三百十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

四　第三百十四条の六、第三百十四条の七、第三百十四条の八第一項、附則第五条第三項及び附則第五条の四第六項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額並びに附則第三十三条の三第五項の規定による土地等に係る事業所得等の金額の合計額」とする。

五　附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

六　前各号に定めるもののほか、第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他第五項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8　第五項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

附則第三十四条第一項中「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「以下附則第三十四条の三まで」を「次条第一項及び第二項並びに附則第三十四条の三第一項に、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第三項第一号中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十三号」に、「並びに第三十四条第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第十項」を「、第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三十七条」に改め、同項第四号中「第三十七条の二、第三十七条の三及び附則第五条第一項」を「第三十七条から第三十七条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項」に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項各号」を「附則第五条第一項各号」に改め、同項第五号中「同条第一項」の下に「及び第二項第一号」を加え、「同条第二項中」を「同項中」に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第二項第二号及び第五項第三号」を「同項第二号及び同条第五項第三号」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同条第四項を次のように改める。

4　市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第六項第三号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第四項及び第五項並びに附則第三十四条の三第三項において「課税長期譲渡所得金額」という。）の百分の三に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

5　前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第三十三条第三項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。

6　第四項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項、第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百十四条の六の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

二　市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第二十八条の四第五項第二号の規定により適用されるところによる。

九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十一条第三項第二号の規定により適用されるところによる。

三　第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

四　第三百十四条の六、第三百十四条の七、第三百十四条の八第一項、附則第五条第三項及び附則第五条の四第六項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、附則第五条第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

五　附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

六　前各号に定めるもののほか、第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他第四項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十四条の二第一項中「本条、次条及び附則第三十五条第三項」を「この条、次条及び附則第三十五条」に改め、「ものをいう」の下に「。第四項において同じ」を加え、「附則第三十四条の三」を「附則第三十四条の三第一項」に改め、同項第一号中「百分の一・三」を「百分の一・六」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ　三十二万円

附則第三十四条の二第一項第二号ロ中「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第二項中「第八項において同じ。」を削り、同条第三項中「、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」を「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四まで」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　昭和六十三年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第四項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける同項に規定する譲渡所得（附則第三十四条の三第三項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市町村民税の所得割の額は、前条第四項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一　課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合　当該課税長期譲渡所得金額の百分の二・四に相当する金額

二　課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合　次に掲げる金額の合計額

イ　四十八万円

ロ　当該課税長期譲渡所得金額から二千万円を控除した金額の百分の三に相当する金額

附則第三十四条の二第九項中「となる道府県民税及び」を「となる道府県民税又は」に改め、同項第一号中「附則第三十四条の二第七項」を「附則第三十四条の二第九項」に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二項」の下に「又は第五項」を加え、「確定優良住宅地等予定地」を「これらの規定に規定する確定優良住宅地等予定地」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二項」の下に「又は第五項」を加え、「同項の」を「これらの」に、「同項に」を「これらの規定に」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第二項」の下に「又は第五項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項（前項において準用する場合を含む。以下第八項までにおいて同じ。）」を「第二項又は第五項」に、「から第二項」を「からこれら」に、「第二項に」を「第二項又は第五項に」に、「当該第二項の」を「当該第二項又は第五項の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　前項の規定は、昭和六十三年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第四項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十一号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第四項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市町村民税の所得割について準用する。

6　第四項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条まで、第三十六条の二、第三十六条の五から第三十七条まで、第三十七条の四から第三十七条の七まで又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第四項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第三十四条の二の二中「前条第二項」の下に「又は第五項」を加え、「同項」を「これらの規定」に、「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」に改める。

附則第三十四条の三第一項第一号中「百分の一・三」を「百分の一・六」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ　九十六万円

附則第三十四条の三第一項第二号ロ中「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第三十四条第四項前段の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する市町村民税の所得割の額は、同項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一　課税長期譲渡所得金額が六千万円以下である場合　当該課税長期譲渡所得金額の百分の二・四に相当する金額

二　課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合　次に掲げる金額の合計額

イ　百四十四万円

ロ　当該課税長期譲渡所得金額から六千万円を控除した金額の百分の三に相当する金額

附則第三十四条の三に次の一項を加える。

4　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第三百十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第三十五条第一項中「第四項において準用する附則第三十四条第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の三」を「百分の三・六」に改め、同条第三項中「百分の三」を「百分の三・六」に、「あるのは」を「あるのは、」に、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4　第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第二十三条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十三号、第二十四条の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三十七条の規定の適用については、第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

二　道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十二条第四項によつて準用される同法第三十一条第三項第二号の規定により適用されるところによる。

三　第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

四　第三十七条から第三十七条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

五　附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

六　前各号に定めるもののほか、第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5　市町村は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得（同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第八項第三号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の五・四に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

附則第三十五条に次の三項を加える。

6　前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法そ

の他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第三十三条第三項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。

7　第五項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第二十八条の四第三項第一号から第三号までに掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに係る第五項の規定の適用については、同項中「百分の五・四」とあるのは、「百分の三」とする。

8　第五項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項、第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百十四条の六の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

二　市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十二条第四項によつて準用される同法第三十一条第三項第二号の規定により適用されるところによる。

三　第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

四　第三百十四条の六、第三百十四条の七、第三百十四条の八第一項、附則第五条第三項及び附則第五条の四第六項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、附則第五条第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

五　附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

六　前各号に定めるもののほか、第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他第五項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の二第一項中「租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する株式等（以下この項、次条第二項並びに附則第三十五条の二の四第一項及び第二項において「株式等」という。）の譲渡（証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項、次条第一項及び第二項並びに附則第三十五条の二の三第一項において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。次項及び第三項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）」を「租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等」に、「の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得」を「に係る譲渡所得等」に、「以下この項及び第五項並びに」を「当該道府県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項及び」に、「第八項第三号」を「第五項第三号」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第二項中「除く。）」の下に「その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額」を加え、「は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、前項」を「及び租税特別措置法第三十七条の十第四項に規定する支払われる金額（同項の規定により同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「第二項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項第一号中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十三号」に、「並びに第三十四条第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第十項」を「、第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三十七条」に改め、同項第四号中「第三十七条の二、第三十七条の三及び附則第五条第一項」を「第三十七条から第三十七条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項」に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「第三十七条の三中「同条第十五項」とあるのは「附則第三十五条の二第六項」と、同項各号」を「附則第五条第一項各号」に改め、同項第五号中「同条第一項」の下に「及び第二項第一号」を加え、「同条第二項中」を「同項中」に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第二項第二号及び第五項第三号」を「同項第二号及び同条第五項第三号」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項を同条第五項とし、同項の次に次の三項を加える。

6　市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の

当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該市町村民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第三百十三条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項及び附則第三十五条の二の三第四項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第十項第三号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

7　市町村民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七条の十第三項各号に掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額及び租税特別措置法第三十七条の十第四項に規定する支払われる金額（同項の規定により同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項の規定を適用する。

8　租税特別措置法第九条の六第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは、「の金額（租税特別措置法第九条の六第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

附則第三十五条の二第九項を次のように改める。

9　前二項に定めるもののほか、第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の二に次の一項を加える。

10　第六項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項、第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百十四条の六の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

二　市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十七条の十第六項第四号の規定により適用されるところによる。

三　第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

四　第三百十四条の六、第三百十四条の七、第三百十四条の八第一項、附則第五条第三項及び附則第五条の四第六項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第六項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十五条の二第六項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

五　附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第六項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十五条の二第六項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

六　前各号に定めるもののほか、第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他第六項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の二の二第一項中「この項及び次項」を「この条」に、「同条第一項各号」を「同項各号」に改め、「発生したことは当該特定管理株式の譲渡」の下に「（証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この条並びに次条第一項及び第四項において同じ。）」を加え、「この条」を「この項から第四項まで」に、「第八項」を「第五項」に改め、同条第二項中「それぞれの特定管理口座」の下に「。第六項において「特定管理口座」という。」を加え、「、次条第一項」を「及び第六項、次条第一項及び第四項」に、「附則第三十五条の二の四第一項及び第二項」を「附則第三十五条の二の四」に、「株式等」を「同法第三十七条の十第二項に規定する株式等（第六項及び附則第三十五条の二の四において「株式等」という。）」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　市町村民税の所得割の納税義務者について、その有する特定管理株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として租税特別措置法第三十七条の十の二第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この項から第八項まで及び前条第六項から第十項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

附則第三十五条の二の二に次の三項を加える。

6　市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

7　第五項の規定は、政令で定めるところによ

り、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。）に第五項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

8　第五項及び第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の二の三第一項中「附則第三十五条の二の六第二項」の下に「及び第八項」を加え、「同条第八項第三号」を「同条第五項第三号」に、「百分の一」を「百分の一・二」に改め、同条第三項中「附則第三十五条の二第八項」を「附則第三十五条の二第五項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、附則第三十五条の二第六項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市町村民税の所得割の額は、同条第六項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第六項の規定により読み替えられた同条第十項第三号の規定により読み替えられた第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・八に相当する額とする。

附則第三十五条の二の三に次の二項を加える。

5　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　第四項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第十項の規定の適用については、同項第一号中「附則第三十五条の二第六項」とあるのは「附則第三十五条の二第六項（附則第三十五条の二の三第四項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、同項第三号中「これらの規定」とあるのは「第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）並びに第三百十四条の二第一項及び第二項」と、「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、「とする」とあるのは「と、同条第十二項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうちに附則第三十五条の二の三第四項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする」とする。

附則第三十五条の二の四第一項中「において同じ」を「及び第五項において「特定口座」という」に改め、「この項」の下に「及び第四項」を加え、同条第二項中「この項」の下に「及び第五項」を加え、「同項第一号に規定する」を削り、同条第四項を次のように改める。

4　市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に特定口座内保管上場株式等の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

附則第三十五条の二の四に次の二項を加える。

5　信用取引等を行う市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第三号に規定する上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座において処理した信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

6　前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の二の六第一項中「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「控除しきれない」を「控除することができない」に改め、同条第三項中「第七項」を「第四項」に、「その適用後の金額。」と、附則第三十五条の二の三第一項を「その適用後の金額とし、」と、附則第三十五条の二の三第一項」に改め、同条第四項中「同条第七項において準用する同条第四項」を「同条第十項」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　市町村民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（第十項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市町村民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第三十五条の二第六項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

附則第三十五条の二の六に次の五項を加える。

8　前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該市町村民税の所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

9　第七項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第六項から第九項まで並びに第三十五条の二の三第四項及び第五項の規定の適用については、附則第三十五条の二第六項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の六第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」と、附則第三十五条の二の三第四項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の六第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第六項前段」とあるのは「附則第三十五条の二第六項前段」とする。

10　第三百十七条の二第四項の規定は、同条第一項ただし書に規定する者（同条第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第七項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市町村民税について同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定によつて同条第一項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第三十五条の二の六第八項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに第一項の」とあるのは「三月十五日までに、総務省令の定めるところによつて、同条第七項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と読み替えるものとする。

11　第七項の規定の適用がある場合における第三百十七条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項（同法第三十七条の十三の二第七項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第百二十三条第一項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の二の六第十項において準用する前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の二の六第十項において準用する前条第四項」とする。

12　第七項から前項までに定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の三第一項中「及び第八項」を「、第八項及び第十一項」に、「以下この条において同じ。）について」を「第三項、第四項及び第八項において同じ。）について」に、「第四項」を「第四項、第十一項及び第十四項」に、「この条及び附則第三十五条の二第一項から第八項まで」を「この項から第十項まで及び附則第三十五条の二第一項から第五項まで」に改め、同条第三項中「本項」を「この項」に改め、同条第四項中「控除しきれない」を「控除することができない」に改め、同条第五項中「第七項」を「第四項」に、「その適用後の金額。」と、附則第三十五条の二の三第一項」を「その適用後の金額とし、」と、附則第三十五条の二の三第一項」に改め、同条第六項中「同条第十一項において準用する同条第六項」を「同条第十六項」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11　特定中小会社の特定株式を払込みにより取得をした市町村民税の所得割の納税義務者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二条第十号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。第十三項、第十四項及び第十八項において同じ。）について、適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この項から第二十項まで及び附則第三十五条の二第六項から第十項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

附則第三十五条の三に次の九項を加える。

12　前項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。第十九項において同じ。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。第十九項において同じ。）に限り、適用する。

13　市町村民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（第十六項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市町村民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出

しているときに限り、附則第三十五条の二第六項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

14　前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該市町村民税の所得割の納税義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（租税特別措置法第三十七条の十三の二第五項に規定する譲渡をいう。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

15　第十三項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第六項から第九項まで並びに第三十五条の二の三第四項及び第五項の規定の適用については、附則第三十五条の二第六項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」と、附則第三十五条の二の三第四項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第六項前段」とあるのは「附則第三十五条の二第六項前段」とする。

16　第三百十七条の二第四項の規定は、同条第一項ただし書に規定する者（同条第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第三項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市町村民税について同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定によつて同条第一項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第三十五条の三第十四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに、総務省令の定めるところによつて、同条第十三項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と読み替えるものとする。

17　第十三項の規定の適用がある場合における第三百十七条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十三の二第七項において準用する同法第三十七条の十二の二第五項において準用する所得税法第百二十三条第一項の規定による申告書を含む。」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の三第十六項において準用する前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の三第十六項において準用する前条第四項」とする。

18　特定株式を平成十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした市町村民税の所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（第八項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超える場合に限る。）をした場合における附則第三十五条の二第六項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（第二十項において「特定株式に係る譲渡所得等の金額」という。）の二分の一に相当する金額とする。

19　前項の規定は、政令で定めるところにより同項の規定の適用を受けようとする年度分の第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

20　払込みにより取得をした特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につき第十一項に規定する事実が発生した場合における同項の規定の特例、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につきこれらの株式の譲渡をしたことによる損失の金額が生じた場合における第十四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算の特例、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者がこれらの株式を譲渡した場合における特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算の特例その他第十一項及び第十三項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の三の二第二項を次のように改める。

2　前項の場合において、第七十一条の五十一第三項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

附則第三十五条の四第一項中「本項」を「この項」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第二項第一号中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十三号」に、「並びに第三十四条第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第十項」を「、第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三十七条」に改め、同項第四号中「第三十七条の二、第三十七条の三及び附則第五条第一項」を「第三十七条から第三十七条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項」に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項各号」を「附則第五条第一項各号」に改め、同項第五号中「同条第一項」の下に「及び第二項第一号」を加え、「同条第二項中」を「同項中」に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第二項第二号及び第五項第三号」を「同項第二号及び同条第五項第三号」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同条第四項を次のように改める。

4　市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び

雑所得については第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第三号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

附則第三十五条の四に次の二項を加える。

5　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項、第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百十四条の六の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

二　市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第四十一条の十四第二項第二号の規定により適用されるところによる。

三　第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

四　第三百十四条の六、第三百十四条の七、第三百十四条の八第一項、附則第五条第三項及び附則第五条の四第六項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、附則第五条第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

五　附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十五条の四第四項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

六　前各号に定めるもののほか、第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　前項に定めるもののほか、第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の四の二第一項中「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「控除しきれない」を「控除することができない」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　市町村民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（第十項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市町村民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第四項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

附則第三十五条の四の二に次の五項を加える。

8　前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、当該市町村民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該差金等決済をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る前条第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

9　第七項の規定の適用がある場合における前条第四項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（次条第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

10　第三百十七条の二第四項の規定は、同条第一項ただし書に規定する者（同条第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第七項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市町村民税について同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定によつて同条第一項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第三十五条の四の二第八項に規定する

先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「三月十五日までに第一項の」とあるのは「三月十五日までに、総務省令の定めるところによつて、同条第七項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と読み替えるものとする。

11　第七項の規定の適用がある場合における第三百十七条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第四十一条の十五第五項において準用する所得税法第百二十三条第一項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の四の二第十項において準用する前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の四の二第十項において準用する前条第四項」とする。

12　第七項から前項までに定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の五中「所得について同条第四項」を「所得（以下この条から附則第三十五条の五の三までにおいて「公的年金等所得」という。）について同法第三十五条第四項」に改め、「限る」の下に「。以下この条から附則第三十五条の五の三までにおいて「特定公的年金等控除額」という」を加え、同条に次の二項を加える。

2　平成十八年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成十七年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第七百三条の五第一項の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、同条第一項中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から二十二万円を控除した金額（」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

3　平成十九年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成十八年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第七百三条の五第一項の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、同条第一項中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十三万円を控除した金額（」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

附則第三十五条の五の次に次の二条を加える。

（平成十八年度における国民健康保険税の課税の特例）

第三十五条の五の二　平成十八年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成十七年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたとき（第七百三条の四第八項に規定する市町村民税所得割額にあん分して同条第五項の所得割額を算定する場合（次項及び次条において「市町村民税所得割額算定方式による場合」という。）においては、当該世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る当該年度分の市町村民税の所得割について地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号。次項及び次条において「平成十七年改正法」という。）附則第六条第三項の規定の適用がある場合を除く。）における第七百三条の四第六項から第八項まで、第十三項、第十四項、第二十一項及び第二十二項の規定の適用については、同条第六項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十三万円を控除した金額によるものとする。次項及び第八項において同じ。）」と、「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第八項中「の額」とあるのは「の額から四千円（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が二十万円に満たない場合には、当該公的年金等に係る所得の百分の二に相当する額）を控除した額」とする。

2　平成十八年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成十六年十二月三十一日現在において年齢六十五歳以上の者で、同年及び平成十七年の各年の合計所得金額が千万円以下であるものである場合（市町村民税所得割額算定方式による場合においては、当該世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る当該年度分の市町村民税の所得割について平成十七年改正法附則第六条第三項の規定の適用がある場合を除く。）における第七百三条の四第六項から第八項まで、第十三項、第十四項、第二十一項及び第二十二項の規定の適用については、同条

（平成十九年度における国民健康保険税の特例）

第三十五条の五の三　平成十九年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成十八年中に公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたとき（第七百三条の四第八項に規定する市町村民税所得割額にあん分して同条第五項の所得割額を算定する場合（次項及び次条において「市町村民税所得割額算定方式による場合」という。）においては、当該世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る当該年度分の市町村民税の所得割について地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号。次項及び次条において「平成十七年改正法」という。）附則第六条第三項の規定の適用がある場合を除く。）における第七百三条の四第六項から第八項まで、第十三項、第十四項、第二十一項及び第二十二項の規定の適用については、同条第六項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十三万円を控除した金額によるものとする。次項及び第八項において同じ。）」と、「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第八項中「の額」とあるのは「の額から四千円（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が二十万円に満たない場合には、当該公的年金等に係る所得の百分の二に相当する額）を控除した額」とする。

2　平成十八年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成十六年十二月三十一日現在において年齢六十五歳以上の者で、同年及び平成十七年の各年の合計所得金額が千万円以下であるものである場合（市町村民税所得割額算定方式による場合においては、当該世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る当該年度分の市町村民税の所得割について平成十七年改正法附則第六条第三項の規定の適用がある場合を除く。）における第七百三条の四第六項から第八項まで、第十三項、第十四項、第二十一項及び第二十二項の規定の適用については、同条

第六項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から七万円を控除した金額によるものとする。次項及び第八項において同じ。）」と、「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第八項中「の額」とあるのは「の額から四千円（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が二十万円に満たない場合には、当該公的年金等に係る所得の百分の二に相当する額）を控除した額」とする。

2　平成十九年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成十六年十二月三十一日現在において年齢六十五歳以上の者で、同年及び平成十八年の各年の合計所得金額が千万円以下であるものである場合（市町村民税所得割額算定方式による場合においては、当該世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る当該年度分の市町村民税の所得割について平成十七年改正法附則第六条第五項の規定の適用がある場合を除く。）における第七百三条の四第八項、第十四項及び第二十二項の規定の適用については、同条第八項中「合計額（」とあるのは「合計額から十六万円を控除した額（」と、「の額」とあるのは「の額から一万円を控除した額」とする。

附則第三十五条の六中「附則第三十三条の三第一項」を「附則第三十三条の三第五項」に改める。

附則第三十六条第一項中「附則第三十四条第一項」を「附則第三十四条第四項」に、「並びに第七百六条の二」を「及び第七百六条の二」に改め、「、「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十五条第五項の譲渡所得を有する場合における第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項、第八項及び第七百六条の二第一項において「控除後の短期譲渡所得の金額」という。）の合計額から第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の短期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第八項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の短期譲渡所得の金額」と、第七百三条の五中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と、第七百六条の二中「及び山林所得金額並びに控除後の短期譲渡所得の金額」とする。

附則第三十六条第一項中「附則第三十四条第四項」を「附則第三十四条第五項」に、「第三百十四条の二第一項」を「第三百十四条の二第二項」に改める。

附則第三十七条第一項中「附則第三十五条第一項」を「附則第三十五条第二項」に改める。

附則第三十七条の二中「附則第三十五条第一項」を「附則第三十五条の二第一項」に改める。

附則第三十七条の二第一項

二兆千七百九十四億円を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して八千三百億円をそれぞれ」に改める。

第三条を次のように改める。

（都道府県に対する譲与の基準）

第三条　所得譲与税は、各都道府県に対し、各都道府県ごとに次の各号に掲げる額を合算した額を譲与するものとする。

一　六千六百九十五億四千万円に相当する額を、各都道府県の平成十七年度分の所得譲与税の額にあん分した額

二　六千二百九十二億円に相当する額を、各都道府県の平成十七年度分の税源移譲予定特例交付金（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）第七条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第二項に規定する税源移譲予定特例交付金をいう。）の額にあん分した額

三　八千八百六億六千万円に相当する額を、平成十七年度分の個人の道府県民税に係るイ、ロ及びハに掲げる額を各都道府県ごとに合算した額にあん分した額

イ　各都道府県の所得割の納税義務者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の合計額（以下この号において「課税総所得金額等の額」という。）が七百万円を超えるものに限る。）の課税総所得金額等の額の総額として総務省令で定める額に百分の一を乗じて得た額

ロ　各都道府県の所得割の納税義務者（課税総所得金額等の額が七百万円以下であるものに限る。）の課税総所得金額等の額の総額として総務省令で定める額に百分の二を乗じて得た額

ハ　各都道府県の所得割の納税義務者（課税総所得金額等の額が七百万円を超えるものに限る。）の課税総所得金額等の額の総額として総務省令で定める額に百分の一を乗じて得た額

第五条を削る。

第四条第一項中「次の表の上欄に掲げる時期に、都道府県に対して譲与すべきものにあってはそれぞれ当該下欄に定める額の二分の一に相当する額を、市町村に対して譲与すべきものにあってはそれぞれ当該下欄に定める額」を「九月及び三月（以下「譲与時期」という。）に、各都道府県及び各市町村に対して当該年度に譲与すべき額」に改め、同項の表を削り、同条第二項中「前項に規定する」を削り、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（市町村に対する譲与の基準）

第四条　所得譲与税は、各市町村に対し、各市町村ごとに次の各号に掲げる額を合算した額を譲与するものとする。

一　四千四百六十三億六千万円に相当する額を、各市町村の平成十七年度分の所得譲与税の額にあん分した額

二　三千八百三十六億四千万円に相当する額を、各市町村ごとに平成十七年度分の個人の市町村民税に係るイ、ロ及びハに掲げる額を合算した額から二及びホに掲げる額を控除した額（控除した額が零を下回る場合には、零とする。）にあん分した額

イ　各市町村の所得割の納税義務者（課税総所得金額等の額が七百万円以下であるものに限る。）の課税総所得金額等の額の総額として総務省令で定める額に百分の二を乗じて得た額

ロ　各市町村の所得割の納税義務者（課税総所得金額等の額が七百万円を超えるものに限る。）の課税総所得金額等の額の総額として総務省令で定める額に二十四万円を乗じて得た額

ハ　各市町村の所得割の納税義務者（課税総所得金額等の額が二百万円以下の金額であるものに限る。）の課税総所得金額等の額の総額として総務省令で定める額に百分の三を乗じて得た額

ニ　各市町村の所得割の納税義務者（課税総所得金額等の額が二百万円を超え七百万円以下の金額であるものに限る。）の課税総所得金額等の額の総額として総務省令で定める額に百分の二を乗じて得た額

ホ　各市町村の所得割の納税義務者（課税総所得金額等の額が七百万円を超えるものに限る。）の課税総所得金額等の額の総額として総務省令で定める額に百分の四を乗じて得た額

第十条中「官報で公示された最近の国勢調査の結果による道府県の人口」を「所得譲与税法（平成十六年法律第二十六号）第三条各号に掲げる額」に、「官報で公示された最近の国勢調査の結果による市町村の人口」を「所得譲与税法第四条各号に掲げる額」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法第七百条の二十二の三の改正規定並びに同法附則第十五条第二十八項から第三十項までの改正規定及び同条に三項を加える改正規定（同条第五十七項に係る部分に限る。）並びに附則第十三条第二十三項及び第二十四項の規定　平成十八年六月一日

二　第一条中地方税法第七十四条の五及び第四百六十八条の改正規定並びに同法附則第十二条の二及び第三十条の二の改正規定並びに附則第九条及び第十七条の規定　平成十八年七月一日

三　第一条中地方税法第十七条の六の改正規定、同法第七十二条の四十三第四項の改正規定（「有限会社」を「合同会社」に改める部分を除く。）、同法第七十三条の四第一項第四号及び第四号の四から第四号の七までの改正規定、同項第五号の改正規定（「第四号の七まで」を「第四号の四まで、第四号の七」に改める部分に限る。）、同法第三百四十八条第二項の改正規定（同項第九号、第十一号の三、第十一号の四、第三十六号、第三十七号及び第三十九号の改正規定を除く。）、同法第五百八十六条第二項第四号の五及び第七百一条の三十四第三項第十号の四から第十号の七までの改正規定並びに附則第七条第五項、第八条第二項及び第三項、第十三条第二項から第五項まで並びに第十九条第二項の規定　平成十八年十月一日

四　第一条中地方税法第二十条の五の三、第五

十条の四、第七十一条の十四、第七十一条の十五、第七十一条の三十五、第七十一条の五十五、第七十一条の五十六、第七十二条の四十六、第七十二条の四十七、第七十四条の二十三、第七十四条の二十四、第九十条、第九十一条、第二百七十八条、第二百七十九条、第三百十七条の二第五項、第三百二十八条の三、第三百二十八条の十一、第三百二十八条の十二、第四百八十三条、第四百八十四条、第五百三十六条、第五百三十七条、第六百九条、第六百十条、第六百八十八条、第六百八十九条、第六百九十九条の二十一、第六百九十九条の二十二、第七百条の三十三、第七百条の三十四、第七百一条の十二、第七百一条の十三、第七百一条の六十一、第七百一条の六十二、第七百二十一条、第七百二十二条、第七百三十三条の十八及び第七百三十三条の十九の改正規定、同法附則第七条並びに第八条第七項及び第八項の改正規定、同法附則第三十五条の二第二項の改正規定（「除く。」の下に「その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額」を加える部分に限る。）並びに同法別表第一及び別表第二を削る改正規定並びに附則第四条、第五条第三項及び第十四項並びに第十一条第三項及び第十一項の規定　平成十九年一月一日

五　第一条中地方税法第三十二条第九項、第三十四条第一項第六号、第十号及び第十一号、第四項、第五項並びに第十項、第三十五条第一項並びに第三十六条から第三十七条の二までの改正規定、同法第三十七条の三の改正規定（「百分の三十二」を「五分の二」に改める部分を除く。）、同法第四十五条の二第一項の改正規定（同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする部分に限る。）、同法第四十七条、第五十三条第四十一項、第七十一条の四十七第一項、第七十一条の六十七第一項並びに第七十二条の二十四の七第一項第一号ハ、第二号及び第三号並びに第二項の改正規定、同条第三項の改正規定（「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める部分を除く。）、同条第四項第一号ハ及びニ、第二号並びに第三号の改正規定、同法第七十三条の十四第六項、第三百十三条第九項、第三百十四条の二第一項第六号、第十号及び第十一号、第四項、第五項並びに第十項、第三百十四条の三第一項、第三百十四条の四、第三百十四条の六並びに第三百十四条の七の改正規定、同法第三百十四条の八の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の六十八」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三」に改める部分を除く。）、同法第三百十七条の二第一項の改正規定（同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする部分に限る。）、同法第三百四十九条の三第三十一項の改正規定並びに同法第七百三十四条第三項の表の改正規定並びに同法附則第三条の三第二項の改正規定（「三十五万円を」を「三十二万円を」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「三十五万円を」を「三十二万円を」に改める部分を除く。）、同条第六項の改正規定、同法附則第四条から第四条の三までの改正規定、同法附則第五条第一項の改正規定（「第三十六条」を「第三十七条」に改める部分、同項第一号の改正規定（「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に改める部分を除く。）並びに同項第二号及び第三号の改正規定、同法第三百十七条の二第一項第七号を同項第六号とする部分を除く。）、同法第三百十四条の二第一項第五号及び第五号の三、第七項、第八項並びに第十二項の改正規定並びに同法第三百十七条の二第一項の改正規定並びに同法第十四条の四」を「第三百十四条の六」に改める部分、同項第一号の改正規定（「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に改める部分を除く。）並びに同項第二号及び第三号の改正規定に限る。）、同条第四項の改正規定、同法附則第五条の三第二項を削る改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第六条、第九条の二、第三十三条の三から第三十五条までの改正規定、同法附則第三十五条の二の改正規定（同条第二項の改正規定（「除く。」の下に「その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額」を加える部分に限る。）を除く。）、同法附則第三十五条の二の四まで、第三十五条の二の六から第三十五条の四の二まで及び第三十五条の六から第三十七条の二までの改正規定並びに同法附則第四十条を削る改正規定並びに附則第二条、第三条、第五条第二項及び第九項から第十一項まで、第六条、第七条第四項、第八条第八項、第十一条第二項、第十二条並びに第十三条第九項の規定、附則第二十六条の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第六項及び第十二項の改正規定を除く。）並びに附則第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定　平成十九年四月一日

六　第一条中地方税法第三十四条第一項第五号及び第五号の三、第七項、第八項並びに第十二項の改正規定、同法第四十五条の二第一項の改正規定（同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする部分を除く。）、同法第三百十四条の二第一項第五号及び第五号の三、第七項、第八項並びに第十二項の改正規定並びに同法第三百十七条の二第一項の改正規定（同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする部分を除く。）、同法第三百十四条の二第一項第五号及び第五号の三、第七項、第八項並びに第十二項の改正規定並びに同法第三百十七条の二第一項の改正規定（同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする部分に限る。）、同法第四十七条、第五十三条第四十一項、第七十一条の四十七第一項、第七十一条の六十七第一項並びに第七十二条の二十四の七第一項第一号ハ、第二号及び第三号並びに第二項の改正規定、同条第三項の改正規定（「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める部分を除く。）、同条第四項第一号ハ及びニ、第二号並びに第三号の改正規定、同法第七十三条の十四第六項、第三百十三条第九項、第三百十四条の二第一項第六号、第十号及び第十一号、第四項、第五項並びに第十項、第三百十四条の三第一項、第三百十四条の四、第三百十四条の六並びに第三百十四条の七の改正規定、同法第三百十四条の八の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の六十八」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三」に改める部分を除く。）、同法第三百十七条の二第一項の改正規定（同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする部分に限る。）、同法第三百四十九条の三第三十一項の改正規定並びに同法第七百三十四条第三項の表の改正規定並びに同法附則第三条の三第二項の改正規定（「三十五万円を」を「三十二万円を」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「三十五万円を」を「三十二万円を」に改める部分を除く。）、同条第六項の改正規定、同法附則第四条から第四条の三までの改正規定、同法附則第五条第一項の改正規定（「第三十六条」を「第三十七条」に改める部分、同項第一号の改正規定（「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に改める部分を除く。）並びに同項第二号及び第三号の改正規定に限る。）、同条第四項の改正規定、同法附則第五条の三第二項を削る改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第六条、第九条の二、第三十三条の三から第三十五条までの改正規定、同法附則第三十五条の二の改正規定（同条第二項の改正規定（「除く。」の下に「その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額」を加える部分に限る。）を除く。）、同法附則第三十五条の二の四まで、第三十五条の二の六から第三十五条の四の二まで及び第三十五条の六から第三十七条の二までの改正規定並びに同法附則第四十条を削る改正規定並びに附則第二条、第三条、第五条第二項及び第九項から第十一項まで、第六条、第七条第四項、第八条第八項、第十一条第二項、第十二条並びに第十三条第九項の規定、附則第二十六条の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第六項及び第十二項の改正規定を除く。）並びに附則第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定　平成十九年四月一日

七　第一条中地方税法第三十七条の三の改正規定（「百分の三十二」を「五分の二」に改める部分に限る。）及び同法第三百十四条の八の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の六十八」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三」に改める部分に限る。）並びに附則第五条第四項から第七項までの規定　平成二十年一月一日

八　第一条中地方税法第十条の三の改正規定、同法第七十二条の二十四の二第三項第二号の改正規定（「第三編第十章第一節第三款」を「第二編第十章第一節第三款」に改める部分に限る。）、同法第七十二条の四十三第四項の改正規定（「有限会社」を「合同会社」に改める部分に限る。）、同法第七十二条の八十四第二項、第七十三条の七第十九号、第七百条の二十二の四及び第七百条の二十四の改正規定並びに同法附則第五条第一項の改正規定（「第三十六条」を「第三十七条」に改める部分、同項第一号の改正規定（「利益の配当」を「剰余金の

配当、利益の配当」に改める部分を除く。）並びに同項第二号及び第三号の改正規定を除く。）、同条第三項の改正規定（「第三百十四条の四」を「第三百十四条の六」に改める部分、同項第一号の改正規定（「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に改める部分を除く。）並びに同項第二号及び第三号の改正規定を除く。）、同法附則第九条第三項の改正規定（「資本の額」を「資本金の額」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「との合計額」とあるのは「との合計額」を「連結個別資本金等の額」とあるのは、「連結個別資本金等の額」に、「控除した金額」を「控除した額」に改め、「、「当該合計額」とあるのは「当該額」と」を削る部分を除く。）、同条に二項を加える改正規定（同条第十三項に係る部分に限る。）並びに同法附則第十条第一項及び第三項並びに第十一条の四第五項の改正規定並びに附則第八条第九項の規定　会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日

九　第一条中地方税法第七十三条の四第一項第二十一号、第七十三条の六第三項及び第五百八十六条第二項第一号の二十五の改正規定並びに同法附則第十一条第六項、第三十六項及び第三十七項並びに第十五条第十一項の改正規定並びに附則第八条第四項及び第六項並びに第十三条第十五項の規定　中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　　号）の施行の日

十　第一条中地方税法第七十三条の四第一項第三十二号及び第三十三号、第三百四十八条第二項第三十六号及び第三十七号、第三百四十九条の三第二十三項並びに第五百八十六条第二項第二十七号の二の改正規定並びに附則第八条第五項及び第十三条第六項から第八項までの規定　独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第　　号）の施行の日

十一　第一条中地方税法第七十三条の四第一項第三十四号及び第三百四十八条第二項第三十九号の改正規定　独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）の施行の日

十二　第一条中地方税法第百四十七条第一項第三号イ(1)及び第七百一条の三十四第三項第二十二号の改正規定　道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）の施行の日

十三　第一条中地方税法第五百八十六条第二項第一号の十九の改正規定　民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律（平成十八年法律第　　号）の施行の日

十四　第一条中地方税法第七百二条第一項の改正規定　都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）の施行の日

十五　第一条中地方税法附則第十一条第二十六項の改正規定、同法附則第十五条第十七項の改正規定（「特定用途港湾施設（」の下に「同項第一号に掲げる港湾施設で」を加える部分及び「同じ」を「特定用途港湾施設」という」に改める部分に限る。）、同条第十八項の改正規定（港湾法第五十五条の七第二項に規定する」を削る部分に限る。）及び同条第四十八項の改正規定（「特定用途港湾施設」の下に「（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）」を加える部分に限る。）　海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

十六　第一条中地方税法附則第十五条に三項を加える改正規定（同条第五十六項に係る部分に限る。）　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）の施行の日

十七　第一条中地方税法附則第十五条第十七項の改正規定（「本項及び次項」を「この項、次項及び第五十八項」に改める部分、「外貿埠頭公社が」の下に「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）第二条の規定による改正前の」を加える部分及び「承継したもの」の下に「（第五十八項において「旧公団からの承継資産」という。）」を加える部分に限る。）、同条に三項を加える改正規定（同条第五十八項に係る部分に限る。）及び同法附則第三十九条の三の改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）　海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）の施行の日

（所得譲与税法の廃止）

第二条　所得譲与税法は、廃止する。

（所得譲与税法の廃止に伴う経過措置）

第三条　所得譲与税法の廃止に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（過少申告加算金及び不申告加算金に関する経過措置）

第四条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十一条の十四、第七十一条の三十五、第七十一条の五十五、第七十二条の四十六、第七十四条の二十三、第九十条、第二百七十八条、第三百二十八条の十一、第四百八十三条、第五百三十六条、第六百九条、第六百八十八条、第六百九十九条の二十一、第七百条の三十三、第七百一条の十二、第七百一条の六十一、第七百二十一条及び第七百三十三条の十八の規定は、平成十九年一月一日以後にこれらの規定に規定する申告書又は納入申告書の提出期限が到来する地方税に係る過少申告加算金及び不申告加算金について適用し、同日前にこれらの提出期限が到来した地方税に係る過少申告加算金及び不申告加算金については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第五条　新法附則第三条の三の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新法第三十四条第一項第十一号及び第四項、第三十五条第一項並びに第三十七条並びに附則第五条第一項、第六条第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項及び第三項、第三十五条の二第一項、第三十五条の二の三第一項並びに第三十五条の四第一項の規定は、平成十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十八年度分までの個人の道府県民税については、第九項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3　新法の規定中分離課税に係る所得割（新法第五十条の二の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）に関する部分は、平成十九年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第五十条の二に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

4　新法第三十四条第一項第五号及び第五号の三、第七項、第八項並びに第十二項の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

5　個人の道府県民税の所得割の納税義務者が、平成十九年以後の各年において、平成十八年十二月三十一日までに締結した長期損害保険契約等（第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第三十四条第一項第五号の三に規定する損害保険契約等であって、当該損害保険契約等が保険期間又は共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約のある契約その他政令で定めるこれに準ずる契約でこれらの期間が十年以上のものであり、かつ、平成十九年一月一日以後に当該損害保険契約等の変更をしていないものに限るものとし、当該損害保険契約等の保険期間又は共済期間の始期（これらの期間の定めのないものにあっては、その効力を生ずる日）が平成十九年一月一日以後であるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）に係る損害保険料（同号に規定する損害保険料をいう。以下この項において同じ。）を支払った場合には、新法第三十四条第一項第五号の三の規定により控除する金額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同項第五号の三の規定を適用する。この場合において、同号中「保険又は共済」とあるのは「保険若しくは共済」と、「保険金又は共済金」とあるのは「保険金若しくは共済金」と、「又は掛金」とあるのは「若しくは掛金」と、「を支払った」とあるのは「又は地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）附則第五条第五項に規定する長期損害保険契約等に係る同項に規定する損害保険料を支払った」と、同条第七項中「同項第五号の三」とあるのは「同項第五号の三（地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）附則第五条第五項において適用する場合を含む。）」とする。

一　前年中に支払った地震保険料等（新法第三十四条第一項第五号の三に規定する地震保険料（以下この項において「地震保険料」という。）及び長期損害保険契約等に係る損害保険料（以下この項において「旧長期損害保険料」という。）をいう。以下この項において同じ。）に係る契約のすべてが同号に規定する損害保険契約等（以下この項及び次項において「損害保険契約等」という。）に該当するものである場合　その支払った当該損害保険契約等に係る地震保険料の金額の合計額（前年中において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。第三号において同じ。）の二分の一に相当する金額（その金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円）

二　前年中に支払った地震保険料等に係る契約のすべてが長期損害保険契約等に該当するものである場合　その支払った旧長期損害保険料の金額の合計額（前年中において長期損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は長期損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって旧長期損害保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額を控除した残額。以下この号及び次号において同じ。）が五千円以下である場合にあっては当該旧長期損害保険料の金額の合計額、当該旧長期損害保険料の金額の合計額が五千円を超える場合にあっては五千円にその超える金額（その金額が一万円を超えるときは、一万円）の二分の一に相当する金額を加算した金額

三　前年中に支払った地震保険料等に係る契約のうちに第一号に規定する契約と前号に規定する契約とがある場合　その支払った第一号に規定する契約に係る地震保険料の金額の合計額につき同号の規定に準じて計算した金額と、その支払った前号に規定する契約に係る旧長期損害保険料の金額の合計額につき同号の規定に準じて計算した金額との合計額（当該合計額が二万五千円を超える場合には、二万五千円）

6　前項各号に掲げる金額を計算する場合において、一の損害保険契約等又は一の長期損害保険契約等が同項第一号又は第二号に規定する契約のいずれにも該当するときは、政令で定めるところにより、いずれか一の契約のみに該当するものとして、同項の規定を適用する。

7　前項に定めるもののほか、第五項の規定の適用がある場合における個人の道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8　新法第三十七条の三の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

9　新法第四十七条第一項第一号の規定は、平成十九年度において賦課決定をされた個人の道府県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成十八年度以前の年度分の個人の道府県民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

10　新法第七十一条の四十七第一項の規定は、平成十九年度以後に市町村に対し交付すべき配当割（新法第二十三条第一項第三号の三に掲げる配当割をいう。）に係る交付金（以下この項において「市町村交付金」という。）について適用し、平成十八年度までに市町村に対し交付する市町村交付金については、なお従前の例による。

11　新法第七十一条の六十七第一項の規定は、平成十九年度以後に市町村に対し交付すべき株式等譲渡所得割（新法第二十三条第一項第三号の四に掲げる株式等譲渡所得割をいう。）に係る交付金（以下この項において「市町村交付金」という。）について適用し、平成十八年度までに市町村に対し交付する市町村交付金については、なお従前の例による。

12　平成十八年度分の個人の道府県民税に限り、附則第十一条第九項の規定の適用を受ける者に係る当該年度分の道府県民税に関する申告書の

提出期限については、新法第四十五条の二第一項中「三月十五日」とあるのは、「平成十八年四月三十日」とする。

13　次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、平成十八年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

14　新法附則第八条第七項の規定は、平成十九年一月一日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税、同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する計算期間分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税、同日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第六条　道府県は、平成十九年度分の個人の道府県民税に限り、当該道府県民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の道府県民税に係る新法第三十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新法第三十七条第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成二十年度分の個人の道府県民税に係る合計課税所得金額、新法附則第三十四条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額、新法附則第三十五条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額、新法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び新法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額並びに附則第二十六条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額（同条第五項第四号の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び新租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額（同条第八項第四号の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、新法第三十七条第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超えないものについては、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額（附則第十二条第一項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額に満たない場合においては、当該控除して得た金額から同号に掲げる金額から同項第一号に掲げる金額を控除した金額を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）を、新法及び新租税条約実施特例法の規定中所得割に関する部分（新法第三十七条の三の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額するものとする。

一　当該納税義務者の平成十九年度分の新法第三十五条の規定による所得割の額から新法第三十七条の規定による控除額を控除した金額

二　当該納税義務者の平成十九年度分の個人の道府県民税に係る新法第三十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき旧法第三十五条第一項の規定を適用して計算した所得割の額

2　地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第二条第五項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「零とする。）」とあるのは「零とする。）の三分の二に相当する金額」と、「新法及び新租税条約実施特例法の規定中所得割に関する部分（新法第三十七条の三の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第二条第五項の規定による所得割の額」とする。

3　第一項の規定は、同項に規定する道府県民税の所得割の納税義務者から、平成二十年七月一日から同月三十一日（同月一日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から一月を経過した日の前日）までの間に、平成十九年一月一日現在における住所所在地の市町村長に対して、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。

4　市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納税義務者につき第一項の規定を適用することができる。

5　市町村長は、第一項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徴収された所得割の額、新法第三十七条の三の規定により控除された金額及び新法第三百十四条の八第二項の規定により個人の道府県民税に充当された金額の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく、当該超えることとなる金額に相当する金額を還付しなければならない。

6　市町村長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納税義務者につき未納に係る当該市町村の地方団体の徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該還付すべき金額をこれに充当しなければならない。

7　前二項の規定によって市町村長が還付し、又は充当した金額は、新法第四十七条第一項第二号に規定する金額とみなして、同項の規定を適用する。

（事業税に関する経過措置）

第七条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項及び第四項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項及び第四項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2　保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条に規定する特定保険業についての新法第七十二条の二第一項の規定の適用については、当分の間、当該特定保険業は、同項第三号の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる事業とみなす。

3　新法第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の四十九の八第一項の規定は、施行日以後に行われるこれらの規定に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた旧法第七十二条の二十三第一項又は第七十二条の四十九の八第一項に規定する給付又は医療、介護、助産若しくはサービスについては、なお従前の例による。

4　新法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハ、第二号及び第三号並びに第二項の規定、同条第三項の規定（税率に係る部分に限る。）並びに同条第四項第一号ハ及びニ、第二号並びに第三号の規定並びに新法附則第九条の二の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散による清算所得に対する事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

5　新法第七十二条の四十三第四項の規定は、法人が平成十八年十月一日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が同日前に行った行為又は計算については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第八条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設及び同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設の用に供する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、これらの施設を同法第五条第十二項に規定する障害者支援施設とみなして、新法第七十三条の四第一項第四号の四の規定を適用する。

3　平成十八年十月一日前の旧法第七十三条の四第一項第四号の四から第四号の六までに規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4　附則第一条第九号に定める日前の旧法第七十三条の四第一項第二十一号及び附則第十一条第六項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5　附則第一条第十号に定める日前の旧法第七十三条の四第一項第三十二号及び第三十三号に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6　中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律第一条による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七条第二項において準用する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百四条第十一項の規定により保留地を取得した場合における当該保留地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

7　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）第三条による改正前の相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十三条第五項の規定による承認に基づき物納の許可があった不動産をその物納の許可を受けた者に移す場合における不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

8　平成十九年四月一日前の旧法第七十三条の十四第六項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

9　附則第一条第八号に定める日前の旧法附則第十条第三項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

10　新法附則第十一条第十五項に規定する代替家屋の取得が施行日から平成十九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「敷地の用に供されていた土地が土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区又は都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区のうち被災市街地復興特別措置法第五条第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるもので総務省令で定めるもの（以下この項において「特定地区」という。）の区域内にある場合において、当該被災家屋の所有者その他の政令で定める者が、当該特定地区の区域内に」とあるのは、「所有者その他の政令で定める者が、」とする。

11　旧法附則第十一条の二の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」とあるのは「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「百分の三」とあるのは「百分の三・五」とする。

12　新法附則第十一条の五第一項及び第二項の規定は、平成十八年一月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

13　次項に定めるものを除き、新法附則第十一条の五第三項の規定は、平成十八年一月一日以後の新法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十二項、第七十三条の二十七の二第一項、附則第十一条第三項又は附則第十一条の四第三項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

14　平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日までの間において、新法第七十三条の十

四第八項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第十項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第十二項に規定する交換分合によって失った土地に係る交換分合計画の公告があった場合、新法附則第十一条第三項に規定する交換によって土地が失われた場合、新法附則第十一条の四第三項第一号に規定する入会林野整備の対象となった土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となった土地に係る旧慣使用権が消滅した場合であって、かつ、平成十八年一月一日以後に新法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十二項、附則第十一条第三項又は附則第十一条の四第三項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得が行われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあっては、道府県知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準（当該不動産が旧法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び旧法附則第十七条の二第一項の修正基準）によって決定した価格）中に新法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける新法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十二項、附則第十一条第三項又は附則第十一条の四第三項の規定の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格を決定する場合において、当該不動産が旧法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける前項の規定により読み替えて適用される新法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十二項、附則第十一条第三項又は附則第十一条の四第三項の規定の適用については、これらの規定中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第十七条の二第一項の修正基準」とする。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第九条　平成十八年七月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

2　指定日前に地方税法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（同法第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百五十六条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する道府県において道府県たばこ税を課する。この場合における道府県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により道府県たばこ税を課する。

一　製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。）　千本につき百五円

二　新法附則第十二条の二第二項に規定する紙巻たばこ　千本につき五十円

3　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一　所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した道府県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二　前号の本数により算定した前項の規定による道府県たばこ税額

三　その他参考となるべき事項

4　第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第十七条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百五十六条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する道府県知事に提出されたものとみなす。

5　第三項の規定による申告書を提出した者は、平成十九年一月四日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる道府県たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した道府県に納付しなければならない。

6　第二項の規定により道府県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、新法の規定中道府県たばこ税に関する部分（新法第七十四条の六、第七十四条の十、第七十四条の十一及び第七十四条の十四の規定を除く。）を適用する。

第七十四条の四第二項	前項		地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号。以下この節において「平成十八年改正法」という。）附則第九条第二項
第七十四条の十二第一項	第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書		平成十八年改正法附則第九条第三項の規定によつて申告書
	第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告納付する		平成十八年改正法附則第九条第三項及び第五項の規定によつて申告納付する
第七十四条の十二第二項	第七十四条の十第一項から第三項まで		平成十八年改正法附則第九条第三項
第七十四条の二十第一項	第七十四条の十第一項から第三項まで若しくは第五項		平成十八年改正法附則第九条第三項
第七十四条の二十一第一項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成十九年一月四日前である場合には、同日）	
第七十四条の二十一第二項及び第七十四条の二十二第一項	第七十四条の十第一項又は第三項		平成十八年改正法附則第九条第五項
第七十四条の二十二第三項	第七十四条の十第一項若しくは第三項の納期限又は第七十四条の十三第一項		平成十八年改正法附則第九条第五項

7　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により道府県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道府県たばこ税に相当する金額を、新法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道府県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道府県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新法第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定により道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

（自動車税に関する経過措置）

第十条　新法の規定中自動車税に関する部分は、平成十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第十一条　新法附則第三条の三の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　新法第三百十四条の二第一項第十一号及び第四項、第三百十四条の三第一項並びに第三百十四条の六並びに附則第五条第三項、第六条第五項、第三十四条第四項、第三十四条の二第四項、第三十四条の三第三項、第三十五条第五項及び第七項、第三十五条の二第六項、第三十五条の二の三第四項並びに第三十五条の四第四項の規定は、平成十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　新法の規定中分離課税に係る所得割（新法第三百二十八条の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）に関する部分は、平成十九年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第三百二十八条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。この場合において、平成十九年一月一日から同年三月三十一日までに支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、地方税法附則第四十条第五項の規定は、適用しない。

4　新法第三百十四条の二第一項第五号及び第五号の三、第七項、第八項並びに第十二項の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5　個人の市町村民税の所得割の納税義務者が、平成十九年以後の各年において、平成十八年十二月三十一日までに締結した長期損害保険契約等（旧法第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する損害保険契約等であって、当該損害保険契約等が保険期間又は共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約のある契約その他政令で定めるこれに準ずる契約でこれらの期間が十年以上のものであり、かつ、平成十九年一月一日以後に当該損害保険契約等の変更をしていないものに限るものとし、当該損害保険契約等の保険期間又は共済期間の始期（これらの期間の定めのないものにあっては、その効力を生ずる日）が平成十九年一月一日以後であるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）に係る損害保険料（同号に規定する損害保険料をいう。以下この項において同じ。）を支払った場合には、新法第三百十四条の二第一項第五号の三

の規定により控除する金額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同項第五号の三の規定を適用する。この場合において、同号中「保険又は共済」とあるのは「保険若しくは共済」と、「保険金又は共済金」とあるのは「保険金若しくは共済金」と、「又は掛金」とあるのは「若しくは掛金」と、「を支払つた」とあるのは「又は地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）附則第十一条第五項に規定する長期損害保険契約等に係る同項に規定する損害保険料を支払つた」と、同条第七項中「同項第五号の三」とあるのは「同項第五号の三（地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）附則第十一条第五項において適用する場合を含む。）」とする。

一　前年中に支払った地震保険料等（新法第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する地震保険料（以下この項において「地震保険料」という。）及び長期損害保険契約等に係る損害保険料（以下この項において「旧長期損害保険料」という。）をいう。以下この項において同じ。）に係る契約のすべてが同号に規定する損害保険契約等（以下この項及び次項において「損害保険契約等」という。）に該当するものである場合　その支払った当該損害保険契約等に係る地震保険料の金額の合計額（前年中において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。第三号において同じ。）の二分の一に相当する金額（その金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円）

二　前年中に支払った地震保険料等に係る契約のすべてが長期損害保険契約等に該当するものである場合　その支払った旧長期損害保険料の金額の合計額（前年中において長期損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は長期損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって旧長期損害保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額を控除した残額。以下この号及び次号において同じ。）が五千円以下である場合にあっては当該旧長期損害保険料の金額の合計額、当該旧長期損害保険料の金額の合計額が五千円を超える場合にあっては五千円にその超える金額（その金額が一万円を超えるときは、一万円）の二分の一に相当する金額を加算した金額

三　前年中に支払った地震保険料等に係る契約のうちに第一号に規定する契約と前号に規定する契約とがある場合　その支払った第一号に規定する契約に係る地震保険料の金額の合計額につき同号の規定に準じて計算した金額と、その支払った前号に規定する契約に係る旧長期損害保険料の金額の合計額につき同号の規定に準じて計算した金額との合計額（当該合計額が二万五千円を超える場合には、二万五千円）

6　前項各号に掲げる金額を計算する場合において、一の損害保険契約等又は一の長期損害保険契約等が同項第一号又は第二号に規定する契約のいずれにも該当するときは、政令で定めるところにより、いずれか一の契約のみに該当するものとして、同項の規定を適用する。

7　前項に定めるもののほか、第五項の規定の適用がある場合における個人の市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8　新法第三百十四条の八の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

9　平成十八年度分の個人の市町村民税に限り、施行日の前日において旧法附則第三条の三第四項の規定に該当する者であり、かつ、旧法第三百十七条の二第一項ただし書の規定により平成十八年一月一日現在の住所所在地の市町村長に対して当該年度分の市町村民税に関する申告書の提出を要しなかった者（当該市町村における同項ただし書に規定する条例で定めるものに限る。）で、施行日において新たに当該年度分の市町村民税に関する申告書の提出をすることとなるものに係る新法第三百十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「三月十五日」とあるのは、「平成十八年四月三十日」とする。

10　次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

11　新法附則第八条第七項の規定は、平成十九年一月一日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税、同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する計算期間分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税、同日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十二条　市町村は、平成十九年度分の個人の市町村民税に限り、当該市町村民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の市町村民税に係る新法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新法第三百十四条の六第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成二十年度分の個人の市町村民税に係る合計課税所得金額、新法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、新法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、新法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び新法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額並びに附則第二十六条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同条第十一項第四号の規定により読み替えて適用される新法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び新租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額

（同条第十四項第四号の規定により読み替えて適用される新法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、新法第三百十四条の六第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超えないものについては、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）を、新法及び新租税条約実施特例法の規定中所得割に関する部分（新法第三百十四条の八の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額するものとする。

一　当該納税義務者の平成十九年度分の新法第三百十四条の三の規定による所得割の額から新法第三百十四条の六の規定による控除額を控除した金額

二　当該納税義務者の平成十九年度分の個人の市町村民税に係る新法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき旧法附則第四十条第五項の規定により読み替えられた旧法第三百十四条の三第一項の規定を適用して計算した所得割の額

2　地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六条第五項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「零とする。）」とあるのは「零とする。）の三分の二に相当する金額」と、「新法及び新租税条約実施特例法の規定中所得割に関する部分（新法第三百十四条の八の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六条第五項の規定による所得割の額」とする。

3　第一項の規定は、同項に規定する市町村民税の所得割の納税義務者から、平成二十年七月一日から同月三十一日（同月一日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から一月を経過した日の前日）までの間に、平成十九年一月一日現在における住所所在地の市町村長に対して、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。

4　市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納税義務者につき第一項の規定を適用することができる。

5　市町村長は、第一項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徴収された所得割の額、新法第三百十四条の八第一項の規定により控除された金額及び同条第二項の規定により個人の市町村民税に充当された金額の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく、当該超えることとなる金額に相当する金額を還付しなければならない。

6　市町村長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納税義務者につき未納に係る当該市町村の地方団体の徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該還付すべき金額をこれに充当しなければならない。

（固定資産税に関する経過措置）

第十三条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　新法第三百四十八条第二項第十号の四の規定は、平成十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十八条第二項第十号の四に規定する固定資産に対して課する平成十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3　新法第三百四十八条第二項第十号の五の規定は、平成十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十八条第二項第十号の五に規定する固定資産に対して課する平成十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4　旧法第三百四十八条第二項第十号の六に規定する固定資産に対して課する平成十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5　障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設及び同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設に対して課する平成十九年度以後の年度分の固定資産税については、これらの施設を同法第五条第十二項に規定する障害者支援施設とみなして、新法第三百四十八条第二項第十号の四の規定を適用する。

6　新法第三百四十八条第二項第三十六号の規定は、附則第一条第十号に定める日の属する年の翌年の一月一日（当該定める日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度（以下この項及び第八項において「適用年度」という。）以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十八条第二項第三十六号に規定する固定資産に対して課する適用年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

7　附則第一条第十号に定める日の前日までに取得された旧法第三百四十八条第二項第三十七号に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　新法第三百四十九条の三第二十三項の規定は、適用年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十九条の三第二十三項に規定する固定資産に対して課する適用年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

9　新法第三百四十九条の三第三十一項の規定は、平成十九年四月一日以後に取得される同項に規定する土地に対して課すべき平成二十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十九年三月三十一日までに取得された旧法第三百四十九条の三第三十一項に規定する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10　施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十五項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11　平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項第一号及び第三号に規定する償却資産に対

して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12　平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第七項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13　平成十七年六月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14　平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第九項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15　平成十七年四月一日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間に設置された旧法附則第十五条第十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16　昭和五十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十三項に規定する救急医療用機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17　平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18　平成十年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十八項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19　平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20　平成十二年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十一項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

21　平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

22　平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

23　平成十三年四月一日から平成十八年五月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十八項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

24　平成十七年四月一日から平成十八年五月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

25　旧法附則第十五条第三十三項各号に掲げる家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

26　平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十五項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

27　平成十一年一月二日から平成十八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十九項に規定する停車場建物等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

28　平成十一年十一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十四項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

29　平成四年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十六条第三項に規定する第一種中高層耐火建築物である貸家住宅及び平成五年一月二日から平成十八年三月三十一日までの間に新築された同項に規定する第二種中高層耐火建築物である貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

30　平成十二年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十六条第四項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

31　平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十六条第六項に規定する特定優良賃貸住宅である貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第十四条　平成十八年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、宅地等（新法附則第十七条第二号に規定する宅地等をいう。以下同じ。）又は市街化区域農地（新法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下同じ。）に対して課する固定資産税又は都市計画税について、新法第三百六十四条第二項の納税通知書の交付期限までに、新法附則第十八条第一項に規定する宅地等調整固定資産税額、同条第四項に規定する住宅用地据置固定資産税額、同条第五項に規定する商業地等据置固定資産税額、同条第六項に規定する商業地等調整固定資産税額、新法附則第十九条の四第一項に規定する市街化区域農地調整固定資産税額、同条第四項に規定する市街化区域農地据置固定資産税額、新法附則第二十五条第一項に規定する宅地等調整都市計画税額、同条第四項に規定する住宅用地据置都市計画税額、同条第五項に規定する商業地等据置都市計画税額、同条第六項に規定する商業地等調整都市計画税額、新法附則第二十七条の二第一項に規定する市街化区域農地調整都市計画税額又は同条第四項に規定する市街化区域農地据置都市計画税額の算定ができない場合には、当該宅地等又は市街化区域農地について旧法附則第十八条第一項、第十八条の二、第十九条の四、第二十五条第一項、第二十五条の二又は第二十七条の二の規定の例により仮に算定した当該宅地等又は市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額に相当する額（以下この条において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該宅地等又は市街化区域農地に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納期において徴収することができる。

2　市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後において、当該宅地等又は市街化区域農地に係る平成十八年度分の固定資産税又は都市計画税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）をした場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、既に賦課した固定資産税額又は都市計画税額が当該宅地等又

は市街化区域農地に係る平成十八年度分の固定資産税額又は都市計画税額（以下この条において「本算定税額」という。）に満たないときは本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは新法第十七条又は第十七条の二の規定の例によって、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3　市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徴収する場合において当該固定資産税又は都市計画税の納税者に交付する納税通知書には、次の事項を内容とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一　納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、宅地等又は市街化区域農地については旧法附則第十八条第一項、第十八条の二、第十九条の四、第二十五条第一項、第二十五条の二又は第二十七条の二の規定の例により仮に算定した額であり、又は当該仮に算定した額を含むものであること。

二　既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合においてはその過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

4　第一項の規定により徴収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、当該宅地等又は市街化区域農地について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第十五条　市町村は、平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三及び第二十五条の三の規定を適用しないことができる。

2　前項の場合には、新法附則第十八条第七項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成十八年度から平成二十年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条の規定を適用する。

3　第一項の場合には、新法附則第十八条第七項第二号に掲げる宅地等で平成十八年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成十八年度の宅地等」という。）、新法附則第十八条第七項第三号に掲げる宅地等で平成十九年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成十九年度の宅地等」という。）又は同条第七項第四号に掲げる宅地等で平成二十年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成二十年度の宅地等」という。）のうち、当該宅地等の類似土地（新法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下同じ。）が平成十八年度の宅地等にあっては平成十七年度、平成十九年度の宅地等にあっては平成十八年度、平成二十年度の宅地等にあっては平成十九年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る平成十八年度の宅地等にあっては平成十八年度分、平成十九年度の宅地等にあっては平成十九年度分、平成二十年度の宅地等にあっては平成二十年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条の規定を適用する。

4　第一項の場合には、平成十八年度から平成二十年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）、同条第一項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）又は同条第一項に規定する非住宅用宅地等である部分（以下この項において「非住宅用宅地等である部分」という。）のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条、第十八条及び前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

5　前三項の規定は、平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第七項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第七項において読み替えられた新法附則第十八条第七項第一号から第三号まで」と、「及び第十八条」とあるのは「及び第十八条及び第二十五条」と、第三項中「附則第十八条第七項第二号」とあるのは「附則第二十五条第七項において読み替えられた新法附則第十八条第七項第二号」と、「附則第十八条第七項第三号」とあるのは「附則第二十五条第七項において読み替えられた新法附則第十八条第七項第三号」と、「及び第十八条」とあるのは「及び第二十五条」と、前項中「第十八条及び」とあるのは「第二十五条及び」と読み替えるものとする。

（固定資産税の課税明細書の記載事項の特例に関する経過措置）

第十六条　市町村は、平成十八年度分の固定資産税に限り、新法附則第二十七条の五第一項の規定にかかわらず、新法第三百六十四条第三項に規定する課税明細書に、新法附則第二十七条の五第一項に規定する前年度分の固定資産税の課税標準額を記載しないことができる。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第十七条　平成十八年七月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2　指定日前に地方税法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等

（同法第四百六十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　　号）附則第百五十六条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市町村たばこ税を課する。

一　製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。）　千本につき三百二十一円

二　新法附則第三十条の二第二項に規定する紙巻たばこ　千本につき百五十二円

3　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

一　所持する製造たばこの区分（たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した市町村たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二　前号の本数により算定した前項の規定による市町村たばこ税額

三　その他参考となるべき事項

4　第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第九条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　　号）附則第百五十六条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する道府県知事又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

5　第三項の規定による申告書を提出した者は、平成十九年一月四日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる市町村たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した市町村に納付しなければならない。

6　第二項の規定により市町村たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、新法の規定中市町村たばこ税に関する部分（新法第四百六十九条、第四百七十三条、第四百七十四条及び第四百七十七条の規定を除く。）を適用する。

第四百六十七条第二項	前項	地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号。以下この節において「平成十八年改正法」という。）附則第十七条第二項
第四百七十五条第一項	第四百七十三条第一項又は第二項の規定によつて申告書	平成十八年改正法附則第十七条第三項の規定によつて申告書
	第四百七十三条第一項又は第二項の規定によつて申告納付する	平成十八年改正法附則第十七条第三項及び第五項の規定によつて申告納付する
第四百七十五条第二項	第四百七十三条第一項若しくは第二項	平成十八年改正法附則第十七条第三項
第四百八十条第一項	第四百七十三条第一項、第二項若しくは第四項	平成十八年改正法附則第十七条第三項
第四百八十一条第一項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成十九年一月四日前である場合には、同日）
第四百八十一条第二項及び第四百八十二条第一項	第四百七十三条第一項又は第二項	平成十八年改正法附則第十七条第五項
第四百八十二条第三項	第四百七十三条第一項若しくは第二項の納期限又は第四百七十六条第一項	平成十八年改正法附則第十七条第五項

7　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ税に相当する金額を、新法第四百七十七条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新法第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところに

より、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

8　平成十八年度の市町村たばこ税に係る新法第四百十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百七を乗じて得た割合」とする。

9　平成十九年度の市町村たばこ税に係る新法第四百十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百十一を乗じて得た割合」とする。

10　平成二十年度の市町村たばこ税に係る新法第四百十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百三を乗じて得た割合」とする。

（自動車取得税に関する経過措置）

第十八条　新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第十九条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十八年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十八年前の年分の個人の事業及び平成十八年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2　障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設及び同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設については、これらの施設を同法第五条第十二項に規定する障害者支援施設とみなして、新法第七百一条の三十四第三項第十号の四の規定を適用する。

3　旧法附則第三十二条の七第十項に規定する事業（平成十六年四月一日以後に新設された同項に規定する事業所等において行うものに限る。）に対して課すべき事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第二十条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成十八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　平成十年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十八項に規定する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3　平成十一年一月二日から平成十八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十九項に規定する停車場建物等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下この条において「新交納付金法」という。）附則第十五項の規定は、平成十九年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下この項において「市町村交付金」という。）について適用し、平成十八年度分までの市町村交付金については、なお従前の例による。

2　新交納付金法附則第十六項の規定は、平成十八年度以後の年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金（以下この項において「市町村納付金」という。）について適用し、平成十七年度分までの市町村納付金については、なお従前の例による。

（所得譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　第三条の規定による改正後の所得譲与税法（次項において「新所得譲与税法」という。）の規定は、平成十八年度以後の年度分の所得譲与税について適用し、平成十七年度分の所得譲与税については、なお従前の例による。

2　新所得譲与税法第十条の規定により読み替えて適用される地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定は、平成十八年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

（政令への委任）

第二十四条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正）

第二十五条　外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第二十六条　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条の二第九項中「附則第五条の三第一項」を「附則第五条の三」に改める。

第三条の二の二第一項中「附則第五条の三第一項」を「附則第五条の三」に改め、同条第五項第二号中「並びに第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項」を「、第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三十七条」に改め、同項第五号中「第三十七条の二、第三十七条の三及び」を「第三十七条から第三十七

条の三まで、」に改め、「附則第五条第一項」の下に「及び附則第五条の四第一項」を加え、「同項各号」を「同法附則第五条第一項各号」に改め、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同条第六項中「百分の三十二（同日までに支払を受けるべきものにあつては、三分の一）」を「五分の二」に、「百分の一・六」を「百分の二」に、「百分の一」を「百分の一・二」に改め、同条第八項第二号中「並びに第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項」を「、第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三十七条」に改め、同項第五号中「第三十七条の二、第三十七条の三及び」を「第三十七条から第三十七条の三まで、」に改め、「附則第五条第一項」の下に「及び附則第五条の四第一項」を加え、「同項中」を「同法附則第五条第一項中」に改め、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同条第十一項第二号中「並びに第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項」を「、第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百十四条の六」に改め、同項第五号中「第三百十四条の七、第三百十四条の八第一項及び附則第五条第三項」を「第三百十四条の六、第三百十四条の七、第三百十四条の八第一項、附則第五条第三項及び附則第五条の四第六項」に、「場合の所得割」を「所得割」に、「同項各号」を「同法附則第五条第三項各号」に改め、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同条第十二項中「百分の六十八（同日までに支払を受けるべきものにあつては、三分の二）」を「五分の三」に、「百分の三・四」を「百分の三」に、「百分の二」を「百分の一・八」に改め、同条第十四項第二号中「並びに第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百十四条の八第一項」を「、第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百十四条の八第一項」に、「第三百十三条第十五項」と、」の下に「同条第三項中」を加える。

第五条第一項中「第三百十四条の六第一項」を「第三百十四条の四第一項」に改める。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条　前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第六項又は第十二項の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の道府県民税又は市町村民税について適用し、平成十九年度分までの個人の道府県民税又は市町村民税については、なお従前の例による。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第二十八条　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

（宅地評価土地に係る価格の決定の特例）

4　帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において譲渡した場合において、当該譲渡した不動産に係る第十六条第一項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準（当該不動産が同法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、同法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準）によつて決定した価格）中に同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第十六条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

（修正基準に係る不動産の価格の決定の特例）

5　第十六条第一項の規定により東京都知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が地方税法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第十六条第一項の規定の適用については、同項中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準」とする。

附則第八項を削る。

（旧新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第二十九条　新産業都市建設促進法等を廃止する法律（平成十三年法律第十四号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる旧新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「同条の規定により算定した」を「その算定の基礎となつた」に、「特別とん譲与税」を「所得譲与税、特別とん譲与税」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十条　地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第五項中「から前条まで」を「及び前二条」に改める。

附則第六条第五項中「、第三百十四条の四及び前条」を「及び前二条」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三十一条　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中地方税法附則第十五条に一項を加える改正規定を次のように改める。

附則第十五条に次の一項を加える。

59　郵便事業株式会社が所有する郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第七十条第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち郵便事業株式会社法第三条に規定する業務の用に供するもので政令で定めるもの並びに郵便局株式会社が所有する郵政民営化法第七十九条第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち郵便局株式会社法第四条第一項及び第二項に規定する業務の用に供するもので政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度から平成二十四年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

（総務省設置法の一部改正）

第三十二条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

附則第五条中「、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）及び所得譲与税法（平成十六年法律第二十六号）」を「及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）」に改める。

（財務省設置法の一部改正）

第三十三条　財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「譲渡割」と」の下に「、「徴収」とあるのは「徴収並びに同法附則第五条の四第十二項の規定による通知」と」を加える。

理　由

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への税源の移譲を行うための個人住民税の税率の見直し、定率減税の廃止、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成十八年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、地方のたばこ税の税率の引上げ等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、あわせて所得譲与税の増額等について所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　地方税法の一部改正

㈠　個人の所得課税に係る国から地方公共団体への税源の移譲を行うため、個人住民税について、平成十九年度以後の年度分の税率を、課税所得の金額にかかわらず一律とした上で、道府県民税については四パーセント、市町村民税については六パーセントとするとともに、所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置を講じること。

㈡　平成十八年度をもって、個人住民税の定率による税額控除を廃止すること。

㈢　土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置について、その適用期限を平成二十一年三月三十一日まで延長すること。

㈣　平成十八年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を講じること。

㈤　道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成十八年七月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、千本につき、それぞれ百五円及び三百二十一円引き上げること。

㈥　非課税等特別措置の整理合理化等を行うこと。

2　所得譲与税法の一部改正

平成十八年度の所得譲与税は、所得税の収入額のうち三兆九十四億円に相当する額とし、都道府県に対して二兆千七百九十四億円を、市町村（特別区を含む。）に対して八千三百億円をそれぞれ譲与するものとすること。

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成十八年四月一日から施行すること。

なお、本案施行に伴う地方税の増収見込額は、平成十八年度において千八十億円、平年度において三兆四千五百六十六億円である。

二　議案の可決理由

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十八年三月二日

総務委員長　中谷　元

衆議院議長　河野　洋平殿

〔別紙〕

地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方自治体への税源移譲こそが地方財政の自立に向けた改革の基本であることにかんがみ、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点に立って、三兆円の税源移譲に終わることなく、今後もなお一層、国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直すことにより地方税源の充実強化に努め、もって、地方が自らの判断と自らの財源によって創意工夫に富んだ地域づくりを行える個性豊かで活力に満ちた地方主権型社会への転換を図ることについて十分配慮すべきである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十八年二月七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、法人税」を削り、「百分の三十二」の下に「、法人税の収入額の百分の三十四」を加え、同条第二項中「、法人税」を削り、「百分の三十二」の下に「、法人税の収入見込額の百分の三十四」を加える。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「及び平成十六年度」を「、平成十六年度及び平成十七年度」に改め、同項第九号中「昭和五十九年度から平成十六年度まで」を「昭和六十年度から平成十七年度まで」に改め、同項第十号中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に改め、同項第十一号中「昭和五十九年度及び平成十六年度」を「平成十六年度及び平成十七年度」に改め、同表市町村の項第九号中「及び平成十六年度」を「、平成十六年度及び平成十七年度」に改め、同項第十号中「昭和五十九年度から平成十四年度まで」を「昭和六十年度から平成十四年度まで」に、「並びに平成十五年度及び平成十六年度」を「及び平成十五年度から平成十七年度までの各年度」に改め、同表第四十七号中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に改め、同表第四十九号中「平成十六年度」を「平成十七年度」に改め、同表第五十号中「平成十六年度まで」を「平成十七年度まで」に、「及び平成十六年度」を「から平成十七年度までの各年度」に改め、同表第五十二号中「平成十六年度まで」を「平成十七年度まで」に、「平成十六年度において」を「平成十六年度及び平成十七年度において」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第二号1(1)中「種別補正、密度補正」を「密度補正」に改め、同項第六号1中「及び密度補正」を「、密度補正及び態容補正」に改め、同号中

「	」
3　恩給費	恩給
4　その他の諸費	

を

「	」
3　その他の諸費	

に改め、同項第八号中「及び平

受給権者数　種別補正

に改め、同項第七号中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改め、同項第八号中「平成十七年度」を「平成十八年度」に、「五兆九百四十七億七千七百万円」を「五兆六千三百九十一億七千七百万円」に改め、同項第九号中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改め、同項第十号中「平成十七年度」を「平成十八年度」に、「三十三兆六千百四十一億七千四十万八千円」を「三十四兆千五百八億九千五百四十万八千円」に改め、同項第十一号中「平成十六年度に」を「平成十七年度に」に、「平成十六年度から平成三十年度まで」を「平成十九年度から平成三十三年度まで」に改め、同項第十二号中「平成十六年度に」を「平成十七年度に」に、「平成十六年度から平成三十三年度まで」を「平成十九年度から平成三十三年度まで」に、「四兆三千八百億千二百万円」を「五兆九百四十七億七千七百万円」に改め、同項第十三号中「平成十六年度」を「平成十七年度」に改め、同項第十四号中「平成十六年度」を「平成十七年度」に、「三十二兆八千百七十七億三千九百四十万八千円」を「三十三兆六千百四十一億七千四十万八千円」に改め、同項第十五号中「平成十七年度」を「平成十八年度」に、「六千五百九十一億円」を「六千七百七十三億円」に改め、同条第二項中「平成十七年度分」を「平成十八年度分」に改める。

附則第四条の二の前の見出し及び同条第一項から第四項までの規定中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同条第五項中「については」の下に「、過去における交付税の総額を確保

成十六年度」を「、平成十六年度及び平成十七年度」に改め、同項第九号中「昭和五十九年度から平成十六年度まで」を「昭和六十年度から平成十七年度まで」に改め、同項第十号中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に改め、同項第十二号、第十三号及び第十五号中「平成十六年度」を「平成十七年度」に改め、同表市町村の項第五号1(1)中「態容補正」を「密度補正、態容補正」に改め、同項第八号中「及び平成十六年度」を「、平成十六年度及び平成十七年度」に改め、同項第九号中「昭和五十九年度から平成十六年度まで」を「昭和六十年度から平成十七年度まで」に改め、同項第十号中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に改め、同項第十二号、第十三号及び第十五号中「平成十六年度」を「平成十七年度」に改める。

附則第三条の二を削る。

附則第四条の見出し中「平成十七年度分」を「平成十八年度分」に改め、同条第一項中「平成十七年度に限り」を「平成十八年度に限り」に、「四千四百億円」を「四千七百億円」に改め、同項第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第十二号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）」に、「平成十七年度分」を「平成十八年度分」に、「千九百六十三億円」を「二千七百四十七億円」に改め、同項第三号中「千六百八十三億円」を「千六百八十五億円」に改め、同項第四号中「六百一億円」を「六百八十六億円」に改め、同項第六号中「二兆一千六百四十一億円」を

するための借入金の償還財源として」を加え、同条第六項中「については」の下に「、平成十一年度の税制改正に関する国税の減少による交付税の総額の減少を補うための借入金の償還財源として」を加え、同項の表中「三千五百七十三億円」を「三千九百十五億円」に、「三千九百三十二億円」を「四千三百八億円」に、「四千三百二十四億円」を「四千七百三十七億円」に、「四千七百五十三億円」を「五千二百八億円」に、「五千二百二十九億二千九百万円」を「五千七百二十九億二千九百万円」に、「四千四百二十一億八千八百万円」を「四千九百七十一億八千八百万円」に、「三千五百十七億四千百万円」を「四千百二十二億四千百万円」に、「二千五百八十六億三千四百万円」を「三千二百五十二億三千四百万円」に、「千四百七十四億六千五百万円」を「二千二百六億六千五百万円」に、「二百三十億円」を「千三十五億円」に改め、同条第七項中「については」の下に「、平成十五年度において行われた国の補助金及び負担金の見直しに伴う地方団体の減収額を補うための借入金の償還財源として」を加え、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「平成十八年度」を「平成十九年度」に、「三千三百六十四億七千五百六十二万二千円」を「二千六百九十二億七千五百六十二万二千円」に、「九百九十一億百八十九万七千円」を「七百九十三億百八十九万七千円」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「平成十八年度から」を「平成十九年度から」に改め、「、平成十八年度にあつては第一項の額に同年度において第二項から第四項までの規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる同年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし」を削り、「第六項までの規定により加算される額及び同表」を「第六項まで及び前項の規定により加算される額並びに次の表」に、「平成二十一年度から」を「平成二十一年度にあつては第一項の額に第二項から前項までの規定により加算される額及び同表の上欄に掲げる同年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成二十二年度から」に、「前項」を「第七項」に、「及び平成三十二年度」を「から平成三十三年度までの各年度」に改め、「とし、平成三十三年度にあつては第一項の額に同年度において第二項、第三項、第五項及び第六項の規定により加算される額を加算した額」を削り、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成十九年度	三千六百五十一億円
平成二十年度	五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十一年度	七千二十七億円
平成二十二年度	六千八百九十九億円
平成二十三年度	六千四百七十五億円
平成二十四年度	六千十六億円
平成二十五年度	五千三百四十八億円
平成二十六年度	四千六百六十四億円
平成二十七年度	四千四十六億円
平成二十八年度	三千三百七十八億円
平成二十九年度	二千八百三十二億円
平成三十年度	二千二百五十四億円
平成三十一年度	千七百二十三億円
平成三十二年度	千百六十九億円
平成三十三年度	五百八十八億円

附則第四条の二第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　平成十九年度から平成二十一年度までの各年度分の交付税の総額については、平成十九年度における国から地方団体への税源の移譲に伴う交付税の総額の減少の影響を緩和するため、第一項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

年度	金額
平成十九年度	二千六百億円
平成二十年度	二千億円
平成二十一年度	千四百億円

附則第四条の三を削る。

附則第四条の四第一項中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）の施行による所得税及び法人税の減少並びに租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）の施行によるたばこ税の減少による交付税の総額の減少を補うため」及び「附則第四条の二第六項の表に定める金額に」を削り、同条第二項中「附則第四条の二第十項」を「附則第四条の二第十一項」に改め、同条を附則第四条の三とする。

附則第六条第一項中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改め、同項の表中「平成七年度、平成八年度及び平成十六年度」を「平成十六年度」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
民法第三十四条の規定により設立された法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債で総務大臣が指定したものに係る当該年度における利子支払額	千円

附則第六条の三の見出し中「平成十七年度及び平成十八年度の各年度分」を「平成十八年度分」に改め、「平成十七年度にあつては」及び「とし、平成十八年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額」を削り、同項の表中「一三、七二五」を「一二、四〇〇」に、「一〇、〇〇一」を「九、一〇八」に改める。

附則第七条の次に次の一条を加える。

（個人の道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の二　当分の間、各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合にあつては同条第一項の規定によつて算定した額に当該超える額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合にあつては同項の規定によつて算定した額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を控除した額とする。

一　各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二　個人の道府県民税の所得割について地方税法第三十七条の規定の適用がなく、かつ、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号。次項第二号において「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法第三十五条及び第五十条の四の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

2　当分の間、各市町村に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合にあつては同条第一項の規定によつて算定した額に当該超える額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合にあつては同項の規定によつて算定した額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を控除した額とする。

一　各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二　個人の市町村民税の所得割について地方税法第三百十四条の六の規定の適用がなく、かつ、地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第四十条第五項の規定により読み替えられた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の三及び第三百二十八条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

別表を次のように改める。

別表（第十二条関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　九、四〇八、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費		
	(1)　経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき　一七四、〇〇〇
	(2)　投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき　二、七九〇、〇〇〇
	2　河川費		
	(1)　経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき　一五一、〇〇〇
	(2)　投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき　四六二、〇〇〇
	3　港湾費		
	(1)　経常経費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　三六、七〇〇
	(2)　投資的経費	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一三、三〇〇
		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　六、一四〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　六、一七〇
	4　その他の土木費	人口	一人につき　一、七一〇
	三　教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　六、七八三、〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　六、七九九、〇〇〇

3 高等学校費		
(1) 経常経費	教職員数	一人につき　七、六二三、〇〇〇
	生徒数	一人につき　七二、四〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき　三九、二〇〇
4 特殊教育諸学校費		
(1) 経常経費	教職員数	一人につき　六、七一四、〇〇〇
	学級数	一学級につき　二、四二一、〇〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき　一、四六九、〇〇〇
5 その他の教育費	人口	一人につき　二、〇一〇
	高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき　二七三、〇〇〇
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　二四〇、一〇〇
四 厚生労働費		
1 生活保護費	町村部人口	一人につき　六、七七〇
2 社会福祉費		
(1) 経常経費	人口	一人につき　七、六四〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき　二〇四
3 衛生費	人口	一人につき　一一、四〇〇
4 高齢者保健福祉費		
(1) 経常経費	六十五歳以上人口	一人につき　五二、一〇〇
	七十五歳以上人口	一人につき　七一、一〇〇
(2) 投資的経費	六十五歳以上人口	一人につき　一、〇八〇
5 労働費	人口	一人につき　六一一
五 産業経済費		
1 農業行政費		
(1) 経常経費	農家数	一戸につき　一一八、〇〇〇
(2) 投資的経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき　四一、八〇〇

2 林野行政費		
(1) 経常経費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき　四、八九〇
	公有林野の面積	一ヘクタールにつき　一一、四〇〇
(2) 投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき　三、七六〇
3 水産行政費	水産業者数	一人につき　二九五、〇〇〇
4 商工行政費	人口	一人につき　二、二五〇
六 その他の行政費		
1 企画振興費	人口	一人につき　一、八九〇
2 徴税費	世帯数	一世帯につき　七、六一〇
3 恩給費	恩給受給権者数	一人につき　一、二四六、〇〇〇
4 その他の諸費		
(1) 経常経費	人口	一人につき　六、四二〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき　二、一〇〇
	面積	一平方キロメートルにつき　七二六、〇〇〇
七 災害復旧費		千円につき　九五〇
	災害復旧事業費の財源に充てるため発行につき同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき　八〇〇
八 補正予算債償還費		
	昭和五十年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源にするため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき　七〇
	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度及び平成十七年度において国の補正予算等に係る事業費の財源にするため発行を許可された地方債の額	

九　地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのため昭和六十年度から平成十七年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二四	
十　地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和六十年度から平成五十五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	四〇	
十一　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十二年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	八七	
十二　財源対策債償還費	平成六年度から平成十七年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき	八三	
十三　減税補てん債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成七年度から平成十年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	七四	
十四　臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	一二八	
十五　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成十七年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	七一	
市町村				
一　消防費		人口	一〇、六〇〇円	
二　土木費				
1　道路橋りょう費				
(1)　経常経費		一人につき		
(2)　投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	二九九、〇〇〇	
	道路の面積	千平方メートルにつき	九二、八〇〇	
2　港湾費				
(1)　経常経費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	三六、六〇〇	
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一三、三〇〇	
(2)　投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、一四〇	
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	四、八一〇	
3　都市計画費				
(1)　経常経費	都市計画区域における人口	一人につき	一、二四〇	
(2)　投資的経費	都市計画区域における人口	一人につき	五四五	
4　公園費				
(1)　経常経費	人口	一人につき	六六二	
(2)　投資的経費	都市公園の面積	千平方メートルにつき	四二、二〇〇	
	人口	一人につき	一〇六	
5　下水道費				
(1)　経常経費	人口	一人につき	一〇〇	
(2)　投資的経費	人口	一人につき	一二四	
6　その他の土木費				
(1)　経常経費	人口	一人につき	二、〇九〇	
(2)　投資的経費	人口	一人につき	三五七	

三　教育費				
1　小学校費				
(1)　経常経費	児童数	一人につき	四一、七〇〇	
	学級数	一学級につき	九〇七、〇〇〇	
	学校数	一校につき	六九二、〇〇〇	
(2)　投資的経費	学級数	一学級につき	六六八、〇〇〇	
2　中学校費				
(1)　経常経費	生徒数	一人につき	三八、一〇〇	
	学級数	一学級につき	一、一二六、〇〇〇	
	学校数	一校につき	九、〇二〇、〇〇〇	
(2)　投資的経費	学級数	一学級につき	六六八、〇〇〇	
3　高等学校費				
(1)　経常経費	教職員数	一人につき	七、五二九、〇〇〇	
	生徒数	一人につき	五三、八〇〇	
(2)　投資的経費	生徒数	一人につき	二八、〇〇〇	
4　その他の教育費				
(1)　経常経費	人口	一人につき	六、〇一〇	
	幼稚園の幼児数	一人につき	三六〇、〇〇〇	
(2)　投資的経費	人口	一人につき	一九〇	
四　厚生費				
1　生活保護費	市部人口	一人につき	六、七九〇	
2　社会福祉費				
(1)　経常経費	人口	一人につき	一四、五〇〇	
(2)　投資的経費	人口	一人につき	三六九	
3　保健衛生費	人口	一人につき	四、五一〇	
4　高齢者保健福祉費				
(1)　経常経費	六十五歳以上人口	一人につき	八〇、八〇〇	
	七十五歳以上人口	一人につき	七一、一〇〇	
(2)　投資的経費	六十五歳以上人口	一人につき	一、四五〇	
5　清掃費				
(1)　経常経費	人口	一人につき	六、二六〇	
(2)　投資的経費	人口	一人につき	三六五	

五　産業経済費				
1　農業行政費				
(1)　経常経費	農家数	一戸につき	六九、九〇〇	
(2)　投資的経費	農家数	一戸につき	二五、六〇〇	
2　商工行政費	人口	一人につき	一、二七〇	
3　その他の産業経済費				
(1)　経常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一四五、〇〇〇	
(2)　投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	八八、八〇〇	
六　その他の行政費				
1　企画振興費				
(1)　経常経費	人口	一人につき	四、五七〇	
(2)　投資的経費	人口	一人につき	七七〇	
2　徴税費	世帯数	一世帯につき	七、六四〇	
3　戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、六八〇	
4　その他の諸費	世帯数	一世帯につき	二、七一〇	
(1)　経常経費	人口	一人につき	一三、七〇〇	
	面積	一平方キロメートルにつき	三、五八七、〇〇〇	
(2)　投資的経費	人口	一人につき	八二二	
	面積	一平方キロメートルにつき	二〇二、〇〇〇	
七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行については同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇	
八　辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行については同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇	

九	補正予算債償還費	昭和五十年度から平成十年度までの各年度において国の一般会計等に係る事業費の補正予算の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
十	地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのため昭和六十年度から平成十七年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二四
十一	地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和六十年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	四〇
十二	臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十三年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	八七
十三	財源対策債償還費	平成六年度から平成十七年度までの各年度の財源対策のため当	千円につき	八三
十四	減税補てん債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十年度から平成十七年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	九七
十五	臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	八九
十六	臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成十七年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	七二

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）

第二条　交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、法人税」を削り、「百分の三十二」の下に「、法人税の収入見込額の百分の三十四」を加える。

附則第四条の二及び第四条の三を削る。

附則第五条第一項中「平成十七年度から」を「平成十八年度から」に改め、「、平成十七年度にあつては五十一兆七千三百四十五億二千八百九十八万七千円（以下「平成十七年度分の借入金限度額」という。）」を削り、「平成十七年度分の借入金限度額から七百九十八億七千五百万円を控除した額」を「五十二兆八千百五十六億五千三百九十八万七千円」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	控除額			
	地方交付税法附則第四条第一項第七号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第一項第八号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第一項第九号の額に相当する借入金限度額に係るもの	その他のもの
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円	二千三百九十一億円		二兆三千二百八十一億円
平成二十年度	一兆三千四百五十五億円	二千九百五十七億円		二兆七千百一億円
平成二十一年度	一兆五千三百五十一億円	三千七百四十九億円	五十五億円	三兆六百十一億六千万円
平成二十二年度	一兆七千四百九十三億六千七百五十万円	四千六百五十一億二千万円	六十一億円	三兆六百二十二億四千万円
平成二十三年度	六千五十七億円	三千百五十八億円	六十七億円	二兆九千三百五十二億五千万円
平成二十四年度	七千百五十七億円	三千九百十五億円	七十三億円	二兆九千九百九十三億円
平成二十五年度	七千六百十五億円	四千三百八億円	八十一億円	三兆七百四億千百万円
平成二十六年度	八千三百七十六億円	四千七百三十七億円	八十九億円	二兆九千五百三十四億三千百五十万円
平成二十七年度	九千二百十六億円	五千二百八億円	九十八億円	二兆三千八百四十九億七千九百万円
平成二十八年度	一兆百三十五億三千五十七万九千円	五千七百二十九億二千九百万円	百七億円	一兆八千百七十一億四千二百四十万八千円
平成二十九年度	七千五百九十三億三千三百五十万円	四千九百七十一億八千八百万円	百十八億円	一兆四千六百一億二千百五十万円
平成三十年度	五千百九十八億円	四千百二十二億四千百万円	百三十億円	一兆千九百二十一億四千百万円
平成三十一年度	四千二百八十八億円	三千二百五十二億三千四百万円		一兆六百三十億三千四百万円
平成三十二年度	三千百四十四億円	二千二百六億六千五百万円		八千七百二十二億六千五百万円
平成三十三年度	千七百二十八億五千万円	千三十五億円		五千九百三十九億円
平成三十四年度				二千三百二十三億円
平成三十五年度				二千四百二十八億円
平成三十六年度				三千七百三十七億円
平成三十七年度				三千九百五億円
平成三十八年度				四千八十億二千万円

附則第六条中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改める。

附則第六条の二第一項、第六条の三第一項及び第六条の四第一項中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改める。

附則第七条中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改め、「、平成十八年度にあつては第四条の規定により算定した額に第一号及び第五号に掲げる額並びに同法附則第四条の三第一項に規定する臨時財政対策のための特例加算額の合算額を加算した額とし」を削り、「、平成二十年度、平成三

十一年度及び平成三十二年度」を「及び平成二十年度」に、「及び第五号」を「、第五号及び第六号」に、「平成二十一年度から」を「平成二十一年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号から第六号までに掲げる額の合算額を加算した額とし、平成二十二年度から」に、「第五号まで」を「第四号まで及び第六号」に、「平成三十三年度に」を「平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度に」に改め、「同条の規定により算定した額に第一号から第三号まで」の下に「及び第六号」を加え、同条第三号の表中「三千五百七十三億円」を「三千九百十五億円」に、「三千九百三十二億円」を「四千三百八億円」に、「四千三百二十四億円」を「四千七百三十七億円」に、「四千七百五十三億円」を「五千二百八億円」に、「五千二百二十九億二千九百万円」を「五千七百二十九億二千九百万円」に、「四千四百二十一億八千八百万円」を「四千九百七十一億八千八百万円」に、「三千五百十七億四千百万円」を「四千百二十二億四千百万円」に、「二千五百八十六億三千四百万円」を「三千二百五十二億三千四百万円」に、「千四百七十四億六千五百万円」を「二千二百六億六千五百万円」に、「二百三十億円」を「千三十五億円」に改め、同条第五号の表を次のように改める。

年度	金額
平成十九年度	三千六百五十一億円
平成二十年度	五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十一年度	七千二十七億円
平成二十二年度	六千八百九十九億円
平成二十三年度	六千四百七十五億円
平成二十四年度	六千十六億円
平成二十五年度	五千三百四十八億円
平成二十六年度	四千六百六十四億円
平成二十七年度	四千四十六億円
平成二十八年度	三千三百七十八億円
平成二十九年度	二千八百三十二億円
平成三十年度	二千二百五十四億円
平成三十一年度	千七百二十三億円
平成三十二年度	千百六十九億円
平成三十三年度	五百八十八億円

附則第七条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第八項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

年度	金額
平成十九年度	二千六百億円
平成二十年度	二千億円
平成二十一年度	千四百億円

附則第七条の二中「第三条第二項」を「第三条」に改め、「から同法第四条第一項第四号に掲げる額及び同法第七条の二第二号に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額」を削る。

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の四の次に次の一条を加える。

（退職手当の財源に充てるための地方債の特例）

第三十三条の五の五　地方公共団体は、平成十八年度から平成二十七年度までの間に限り、当該各年度に支給すべき退職手当（都道府県にあつては市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条の規定に基づき都道府県が負担する退職手当を含み、市町村にあつては当該都道府県が負担する退職手当を除く。以下この条及び第三十三条の八において同じ。）の合計額が著しく多額であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、退職手当（公営企業に係るものを除く。）の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、当該年度に支給すべき退職手当の合計額のうち著しく多額であると認められる部分として総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

第三十三条の七の次に次の一条を加える。

（退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例）

第三十三条の八　地方公共団体は、平成十八年度から平成二十七年度までの間（以下この条において「特例期間」という。）に限り、退職手当の財源に充てるための地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

2　前項の許可を受けようとする地方公共団体は、当該年度以後特例期間内における各年度に支給すべき退職手当の合計額の見込額、職員の数の現況及び将来の見通し、給与の適正化に関する事項その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを同項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

3　第五条の三第三項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

4　特例期間における第五条の三第六項の規定の適用については、同項中「次条第一項及び第三項から第五項まで」とあるのは、「次条第一項及び第三項から第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。

5　総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

6　第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第四条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「（国等に対する寄附金等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第二項中「第二十四条第二項本文」を「第二十四条本文」に改める。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第五条　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成十七年度」を「平成十九年度」に、「発行を許可する」を「発行について同意又は許可をする」に改め、同条第二項中「発行を許可された」を「発行について同意又は許可を得た」に改める。

第四条中「平成十七年度」を「平成十九年度」に改める。

第五条第二項第一号中「同条の規定により算定した」を「その算定の基礎となつた児童手当特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この項において同じ。）」に、「、特別とん譲与税」を「、児童手当特例交付金、特別とん譲与税」に、「当該特別とん譲与税」を「当該児童手当特例交付金、特別とん譲与税」に改め、同項第二号中「0.15＋0.85」を「0.10＋0.90」に改める。

附則に次の一項を加える。

（所得譲与税に係る特例）

6　平成十七年度及び平成十八年度における第五条第二項の規定の適用については、同項中「特別とん譲与税」とあるのは、「所得譲与税、特別とん譲与税」とする。

第六条　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「児童手当特例交付金」を「地方特例交付金」に、「第三条第二項」を「第二条」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第七条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「税源移譲予定特例交付金（第七条の二・第七条の三）」を「児童手当特例交付金（第七条の二）」に改める。

第一条中「義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十六号。以下「平成十六年負担法等改正法」という。）及び国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十三号。以下「平成十七年負担法等改正法」という。）の施行による義務教育費国庫負担金（義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条の規定により国が負担すべき額をいう。以下同じ。）及び公立養護学校教育費国庫負担金（公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）第五条の規定により国が負担すべき額をいう。以下同じ。）の収入が減少すること」を「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号。以下「児童手当法等改正法」という。）の施行により児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担が増大すること」に改める。

第三条第一項及び第二項を次のように改める。

毎年度、地方公共団体に対して、地方税法改正法及び法人税等負担軽減措置法の施行による道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る各年度の減収額を埋めるため並びに児童手当法等改正法の施行による児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担の増大に対処するため、地方特例交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

2　交付金の種類は、減税補てん特例交付金（地方税法改正法及び法人税等負担軽減措置法の施行による道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）及び児童手当特例交付金（児童手当法等改正法の施行による児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担の増大に対処するために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。

第三条第三項中「税源移譲予定特例交付金」を「児童手当特例交付金」に改め、同条第四項中「各都道府県」の下に「及び各市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を加え、「税源移譲予定特例交付金」を「児童手当特例交付金」に改め、「とし、毎年度分として各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して交付すべき交付金の額は、減税補てん特例交付金の額」を削る。

第七条（見出しを含む。）中「第一種交付金」を「減税補てん特例交付金」に改める。

第二章第三節を次のように改める。

第三節　児童手当特例交付金

（児童手当特例交付金の交付等）

第七条の二　毎年度分として交付すべき児童手当特例交付金の総額は、児童手当法等改正法の施行により増大した地方公共団体の児童手当に要する費用の状況を勘案して予算で定め

る額（次項及び第四項において「児童手当特例交付金総額」という。）とする。

2　毎年度分として各都道府県に対して交付すべき児童手当特例交付金の総額は、児童手当特例交付金総額の二分の一に相当する額（次項において「都道府県交付金総額」という。）とする。

3　毎年度分として各都道府県に対して交付すべき児童手当特例交付金の額は、都道府県交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の児童手当対象児童（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第七条第一項第一号に規定する小学校修了前特例給付支給要件児童（児童手当法等改正法第一条による改正前の児童手当法附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童を除く。）で総務省令で定めるものをいう。第五項において同じ。）の数であん分した額とする。

4　毎年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当特例交付金の総額は、児童手当特例交付金総額の二分の一に相当する額（次項において「市町村交付金総額」という。）とする。

5　毎年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当特例交付金の額は、市町村交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の児童手当対象児童の数であん分した額とする。

第十二条中「税源移譲予定特例交付金」を「児童手当特例交付金」に改める。

第十四条第一項中「控除した額とする。）」を「控除した額とする。）、当該道府県」に、「税源移譲予定特例交付金の額」を「児童手当特例交付金の額、当該道府県」に、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第四項の規定により当該市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の百分の七十五の額」を「当該市町村の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第二項に規定する減税補てん特例交付金の額の百分の七十五の額及び同項に規定する児童手当特例交付金の額」に、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第四項の規定により当該指定市に対して交付すべき地方特例交付金の額の百分の七十五の額」を「当該指定市の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第二項に規定する減税補てん特例交付金の額の百分の七十五の額及び同項に規定する児童手当特例交付金の額」に改め、同条第二項中「控除した額とする。）」を「控除した額とする。）、当該道府県」に、「税源移譲予定特例交付金の額」を「児童手当特例交付金の額、当該道府県」に、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第四項の規定により特別区に対して交付すべき地方特例交付金の額に交付金調整額を加算した額の百分の七十五の額」を「特別区の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第二項に規定する減税補てん特例交付金の額に交付金調整額を加算した額の百分の七十五の額及び同項に規定する児童手当特例交付金の額」に改め、同条第三項中「税源移譲予定特例交付金」を「児童手当特例交付金」に、「第七条の三」を「第七条の二第三項」に、「十四の二　地方特例交付金　当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第四項の規定により算定した額」を「十四の二　地方特例交付金　1　減税補てん特例交付金　当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第二項に規定する減税補てん特例交付金の額の百分の七十五の額及び同項に規定する児童手当特例交付金の額　2　児童手当特例交付金　当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第五条及び第七条の規定により算定した額」に改める。

第七条の二第五項の規定により算定した額

（地方特例交付金の交付）

第二条　地方特例交付金は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して交付するものとする。

第二章の章名、同章第一節及び第二節並びに同章第三節の節名を削る。

第七条の二の見出しを「（地方特例交付金の額）」に改め、同条第一項及び第二項中「児童手当特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「児童手当特例交付金総額」を「地方特例交付金総額」に改め、同条第三項中「児童手当特例交付金」を「地方特例交付金」に改め、同条第四項中「児童手当特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「児童手当特例交付金総額」を「地方特例交付金総額」に改め、同条第五項中「児童手当特例

の特別措置に関する法律

に改める。

の特別措置に関する法律

第八条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

目次及び第一章の章名を削る。

第一条及び第二条を次のように改める。

（趣旨）

第一条　この法律は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号。以下「児童手当法等改正法」という。）の施行により児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担が増大することに伴う地方公共団体の財政状況にかんがみ、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

交付金」を「地方特例交付金」に改め、同条を第三条とする。

第二章第四節の節名を削る。

第八条第一項中「第三条第四項」を「第三条第三項及び第五項」に、「交付金」を「地方特例交付金」に改め、同条第二項中「交付金」を「地方特例交付金」に改め、同条を第四条とする。

第九条（見出しを含む。）中「交付金」を「地方特例交付金」に改め、同条を第五条とする。

第十条の見出し中「市町村交付金」を「地方特例交付金」に改め、同条中「交付金」を「地方特例交付金」に改め、同条を第六条とする。

第十一条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「交付金」を「地方特例交付金」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条を第七条とする。

第十二条を削る。

第三章及び第四章の章名を削る。

第十四条第一項中「第三条第二項に規定する減税補てん特例交付金の額の百分の七十五の額及び同項に規定する児童手当特例交付金」を「第二条に規定する地方特例交付金」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中

「十一の二　地方特例交付金	
1　減税補てん特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第五条から第七条までの規定により算定した額
2　児童手当特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第七条の二第三項の規定により算定した額

を

「十一の二　地方特例交付金	
1　減税補てん特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第三項の規定により算定した額
2　児童手当特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第七条の二第五項の規定により算定した額

」に、

「十四の二　地方特例交付金	
1　減税補てん特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第五条及び第七条の規定により算定した額
2　児童手当特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第七条の二第五項の規定により算定した額

を

「十四の二　地方特例交付金	
1　減税補てん特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第五項の規定により算定した額
2　児童手当特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第七条の二第三項の規定により算定した額

」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第八条とする。

第十五条を削り、第十六条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（地方財政審議会の意見の聴取）

第十条　総務大臣は、地方特例交付金の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び第四条の規定により各地方公共団体に交付すべき地方特例交付金の額を決定しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

第十七条、第五章の章名及び第十八条を削り、第十九条を第十一条とする。

第二十条中「第十条、第十一条第二項後段及び第四項並びに第十二条において準用する地方交付税法第十八条第一項後段及び第二項後段並びに第十九条第七項後段及び第八項後段」を「第六条及び第七条第二項後段」に改め、同条を第十二条とする。

附則第四条から第六条までを次のように改める。

（特別交付金の交付等）

第四条　平成十九年度及び平成二十年度にあっては、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）第八条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（第七項及び第八項において「旧特例交付金法」という。）第三条第二項に規定する減税補てん特例交付金に代わるものとして、都道府県及び市町村に対し、地方特例交付金のほか、特別の交付金（以下「特別交付金」という。）を交付するものとする。

2　特別交付金の総額は、平成十九年度にあっては二千億円、平成二十年度にあっては四千億円とする。

3　毎年度分として各都道府県に交付すべき特別交付金の総額は、当該年度分の特別交付金の総額に、各都道府県の平成十九年減収見込額の合算額を当該合算額と各市町村の平成十九年減収見込額の合算額との合計額で除して得た割合を乗じて得た額（次項において「都道府県交付金総額」という。）とする。

4　各都道府県に交付すべき特別交付金の額は、総務省令で定めるところにより、都道府県交付金総額を各都道府県の平成十九年減収見込額であん分した額とする。

5　毎年度分として各市町村に交付すべき特別交付金の総額は、当該年度分の特別交付金の

総額に、各市町村の平成十九年減収見込額の合算額を当該合算額と各都道府県の平成十九年減収見込額の合算額との合計額で除して得た割合を乗じて得た額（次項において「市町村交付金総額」という。）とする。

6　各市町村に交付すべき特別交付金の額は、総務省令で定めるところにより、市町村交付金総額を各市町村の平成十九年減収見込額であん分した額とする。

7　第三項から第五項までに規定する各都道府県の平成十九年減収見込額は、当該都道府県の第一号から第三号までに掲げる額の合算額（都にあっては、当該合算額に特別区に係る次項第二号に掲げる額を加算した額）に平成十八年度における旧特例交付金法第五条第二項に規定する基礎率を乗じて得た額から、当該都道府県の第三号に掲げる額に千分の五二六を乗じて得た額及び第四号に掲げる額の合算額（都にあっては、同号に掲げる額）を控除した額とする。

一　平成十八年度における旧特例交付金法第二条第一項第一号に規定する道府県民税所得割減収見込額から総務省令で定める額を控除した額

二　平成十八年度における旧特例交付金法第二条第一項第二号に規定する道府県民税法人税割減収見込額

三　平成十八年度における旧特例交付金法第二条第一項第三号に規定する法人事業税減収見込額

四　平成十八年度における旧特例交付金法第二条第一項第六号に規定する道府県たばこ税増収見込額

8　第三項、第五項及び第六項に規定する各市町村の平成十九年減収見込額は、当該市町村の第一号及び第二号に掲げる額の合算額（特別区にあっては、第一号に掲げる額）の四分の三に相当する額から、当該市町村の第三号に掲げる額を控除した額とする。

一　平成十八年度における旧特例交付金法第二条第一項第四号に規定する市町村民税所得割減収見込額から総務省令で定める額を控除した額

二　平成十八年度における旧特例交付金法第二条第一項第五号に規定する市町村民税法人税割減収見込額

三　平成十八年度における旧特例交付金法第二条第一項第七号に規定する市町村たばこ税増収見込額

9　第四条から第七条まで及び第十条の規定は、特別交付金について準用する。

10　前項において準用する第六条及び第七条第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（平成十九年度及び平成二十年度における第八条の規定の適用に関する読替え等）

第五条　平成十九年度及び平成二十年度における第八条第一項の規定の適用については、同項中「の額」と、「当該道府県」とあるのは「の額、当該道府県の同法附則第四条第一項に規定する特別交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市」とあるのは「の額、当該市町村の同法附則第四条第一項に規定する特別交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市」と、「の額」とする」とする。

2　前項の規定にかかわらず、平成十九年度及び平成二十年度における都及び特別区に係る普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合についての第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「、ゴルフ場利用税の収入見込額」とあるのは「、都たばこ税の収入見込額については基準税率をもつて算定した都たばこ税の収入見込額から都に係る地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）附則第四条第七項第四号に掲げる額に総務省令で定める率（以下この項において「都区調整率」という。）を乗じて得た額（以下この項において「たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額」と、「同法第百三条」とあるのは「地方税法第百三条」と、「当該道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条に規定する地方特例交付金の額」とあるのは「都の地方特例交付金の額」とあるのは「都の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条に規定する地方特例交付金の額、都の同法附則第四条第一項に規定する特別交付金の額から当該額に都区調整率を乗じて得た額（以下この項において「交付金調整額」という。）を控除した額の百分の七十五の額」と、「当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（特別区たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した特別区たばこ税の収入見込額にたばこ税調整額の百分の七十五の額を加算した額とする。）」と、「当該市町村の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条に規定する地方特例交付金の額」とあるのは「特別区の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条に規定する地方特例交付金の額、特別区の同法附則第四条第一項に規定する特別交付金の額に交付金調整額を加算した額の百分の七十五の額」とする。

3　平成十九年度及び平成二十年度における各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合についての第八条第二項の規定の適用については、同項中

「十一の二　地方特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第三項の規定により算定した額
十一の三　特別交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第四条第四項の規定により算定した額

とあるのは「

別措置に関する法律	と、	「十四の二　地方特例交付金　当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第五項の規定により算定した額」とあるのは
「十四の二　地方特例交付金　当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第五項の規定により算定した額 十四の三　特別交付金　当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第四条第六項の規定により算定した額」		とする。

（平成十九年度及び平成二十年度における第九条の規定の適用に関する読替え）

第六条　平成十九年度及び平成二十年度における第九条の規定の適用については、同条中「地方特例交付金」とあるのは、「地方特例交付金、特別交付金」とする。

附則に次の二条を加える。

（特別区財政調整交付金の特例）

第七条　平成十九年度及び平成二十年度における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「収入額」とあるのは、「収入額と地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）附則第五条第二項の規定により読み替えられた同法第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第一項に規定するたばこ税調整額及び交付金調整額との合算額」とする。

（平成十九年度及び平成二十年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第七条の二の規定の適用に関する読替え）

第八条　平成十九年度及び平成二十年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）附則第七条の二の規定の適用については、同条中「地方特例交付金の総額」とあるのは、「地方特例交付金の総額と同法附則第四条第二項に規定する特別交付金の総額の合算額」とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第九条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四十条の四第一項中「平成十七年度における第百十三条第二項第五号」を「平成十八年度における第百十三条第二項第五号」に、「平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号）第五条第一項」を「平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第　号）第七条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方交付税法第六条の改正規定、同法附則第三条の二を削る改正規定及び同法附則第七条の次に一条を加える改正規定、第二条中交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条の改正規定、同法附則第四条の二及び第四条の三を削る改正規定並びに同法附則第七条の二の改正規定並びに第六条及び第八条の規定並びに附則第二条第二項、第三条第二項、第八条及び第十条の規定　平成十九年四月一日

二　第七条及び附則第七条の規定　国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）の施行の日

三　第九条の規定　平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第　号）の施行の日

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法（次項において「新交付税法」という。）第十二条及び第十三条、附則第四条から第四条の三まで、第六条及び第六条の三並びに別表の規定は、平成十八年度分の地方交付税から適用する。

2　新交付税法第六条及び附則第七条の二の規定は、平成十九年度分の地方交付税から適用する。

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法（次項において「新交付税特別会計法」という。）附則第五条から第七条までの規定は、平成十八年度分の予算から適用する。

2　新交付税特別会計法第四条及び附則第七条の二の規定は、平成十九年度分の予算から適用する。

（地方財政法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の地方財政法第三十三条の八第一項の規定は、平成十八年度以後に支給すべき退職手当の財源として起こす地方債から適用する。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この法律の施行の日前に第四条の規定による改正前の地方財政再建促進特別措置法第二十四条第一項に規定する地方債に該当するものとして発行を許可された地方債については、なお従前の例による。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第五条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項の規定は、平成十八年度以降の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助（平成十七年度以前の年度における事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を

除く。）について適用し、平成十七年度以前の年度における事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成十七年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成十八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

（第七条の規定による地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第七条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（次項において「新特例交付金法」という。）の規定は、平成十八年度分の地方特例交付金及び同年度分の地方交付税から適用する。

2　平成十八年度に限り、地方公共団体に対し四月に交付すべき地方特例交付金の額は、新特例交付金法第九条第一項の規定にかかわらず、都道府県にあっては当該都道府県に対する平成十七年度分の第七条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第二項に規定する減税補てん特例交付金（以下この項において「平成十七年度分の減税補てん特例交付金」という。）の額に平成十八年度分の新特例交付金法第三条第二項に規定する減税補てん特例交付金の総額の平成十七年度分の減税補てん特例交付金の総額に対する割合（以下この項において「平成十八年減税補てん特例交付金伸び率」という。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び平成十八年度分の児童手当特例交付金（同条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この項において同じ。）の総額（以下この項において「児童手当特例交付金総額」という。）の二分の一に相当する額を各都道府県の児童（国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童で総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の数であん分した額のうち当該都道府県に係る額の二分の一に相当する額の合算額として総務省令で定めるところにより算定した額とし、市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にあっては当該市町村に対する平成十七年度分の減税補てん特例交付金の額に平成十八年減税補てん特例交付金伸び率を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び児童手当特例交付金総額の二分の一に相当する額を各市町村の児童の数であん分した額のうち当該市町村に係る額の二分の一に相当する額の合算額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

（第八条の規定による地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第八条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、平成十九年度分の地方特例交付金及び同年度分の地方交付税から適用する。

（地方自治法の一部改正）

第九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の項に次の一号を加える。

三　第三十三条の八第一項の規定により、平成十八年度から平成二十七年度までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）

第十条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の項中「第十条、第十一条第二項後段及び第四項並びに第十二条において準用する地方交付税法第十八条第一項後段及び第二項後段並びに第十九条第七項後段及び第八項後段」を「第六条及び第七条第二項後段（附則第四条第九項において準用する場合を含む。）」に改める。

（地方公営企業法の一部改正）

第十一条　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第五十条中「、第十九条及び第二十四条第一項」を「及び第十九条」に改める。

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構法等の一部改正）

第十二条　次に掲げる法律の規定中「第二十四条第二項」を「第二十四条」に改める。

一　独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第二十七条第四号

二　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第六十条

理　由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十八年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成十九年度から平成三十三年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正するほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するとともに、一定の地方団体に退職手当の費用に充てるための地方債の発行を認め、首都圏の近郊整備地帯等の整備に係る財政上の特別措置を引き続き講ずることとし、また、児童手当の拡充に伴い地方特例交付金の拡充を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十八年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成十九年度から平成三十三年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正するほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するとともに、一定の地方団体は一定の場合に退職手当の財源に充てるための地方債を起こすことができるものとし、首都圏の近郊整備地帯等の整備に係る財政上の特別措置を引き続き講ずることとし、また、児童手当の拡充に伴い地方特例交付金の拡充を図る等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　地方交付税法及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正

㈠　地方交付税の総額の改正

平成十九年度以降、法人税の収入額に対する地方交付税の率を、三十四パーセントとすること。

㈡　地方交付税の総額の特例

平成十八年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額

に、同年度における法定加算額五千百二十九億円、臨時財政対策のための特例加算額七千二十九億円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金一兆千六百十億円及び同特別会計における剰余金四千七百億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額六千七百七十三億円及び同特別会計借入金償還額七百九十八億七千五百万円を控除した額とすること。

㈢　基準財政需要額の算定方法の改正

(1)　国庫補助負担金の一般財源化、算定簡素化のための補正係数の削減、その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。

(2)　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

㈣　基準財政収入額の算定方法の改正

平成十九年度以降、個人住民税のうち所得税からの税源移譲に伴う影響額の全額を基準財政収入額に算入すること。

2　地方財政法の一部改正

平成十八年度から平成二十七年度までの間に限り、地方公共団体は一定の場合に退職手当の財源に充てるための地方債を起こすことができるものとし、所要の規定を整備すること。

3　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

首都圏の近郊整備地帯等の整備に係る財政上の特別措置を、平成十九年度まで延長すること。

4　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

児童手当の拡充に伴い児童手当特例交付金を創設し、都道府県と市町村にそれぞれ総額の二分の一を交付することとし、各都道府県及び各市町村に対して児童数を基礎として交付すること。

5　地方公務員等共済組合法の一部改正

地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方公共団体の負担の特例措置を、平成十八年度まで延長すること。

二　議案の可決理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成十八年度分の地方交付税の総額の特例措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

平成十八年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出において、地方交付税交付金十四兆六千百六十四億六千六百九十三万千円及び地方特例交付金八千百五十九億六千万円が計上されている。

右報告する。

平成十八年三月二日

総務委員長　中谷　元

衆議院議長　河野　洋平殿

平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

右国会に提出する。

平成十八年一月二十日

内閣総理大臣　小泉純一郎

平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、平成十八年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置、電源開発促進対策特別会計からの一般会計への繰入れの特例に関する措置、財政融資資金特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特別措置、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例に関する措置並びに国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

（特例公債の発行等）

第二条　政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成十八年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2　前項の規定による公債の発行は、平成十九年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成十八年度所属の歳入とする。

3　政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4　政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

（電源開発促進対策特別会計からの一般会計への繰入れ）

第三条　政府は、平成十八年度において、電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定から二百九十七億円、同特別会計の電源利用勘定から二百九十八億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができる。

2　政府は、前項の規定による電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、それぞれその繰入金に相当する額に達するまでの金額を、一般会計から同特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定に繰り入れるものとする。

3　第一項の規定による電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの同特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定の歳入とする。

（財政融資資金特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ）

第四条　政府は、平成十八年度において、財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十五条の規定による財政融資資金特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れをするほか、財政融資資金特別会計から、十二兆円を限り、国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

2　前項の規定による繰入金は、財政融資資金特別会計の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を財政融資資金特別会計法第八条第一項の規定

による積立金から同特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

3　前項に規定する繰入金に相当する金額は、財政融資資金特別会計法第七条の規定による繰越利益の額から減額して整理するものとする。

（国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例）

第五条　平成十八年度における国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十五条第一項の規定の適用については、同項中「国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。以下同じ。）」とあるのは、「国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。）」とする。

2　前項の場合における国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第四条第一項及び第六条の規定の適用については、同項中「国民年金事業の福祉施設に要する経費」とあるのは「国民年金事業の業務取扱いに関する諸費若しくは同事業の福祉施設に要する経費」と、同条中「受入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費」とあるのは「受入金、国民年金事業の業務取扱いに関する諸費若しくは同事業の福祉施設に要する経費」とする。

（厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例）

第六条　平成十八年度における厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）第五条及び第六条の規定の適用については、同法第五条中「同事業ノ福祉施設費若ハ営繕費」とあるのは「同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、福祉施設費若ハ営繕費」と、同法第六条中「厚生年金保険事業ノ福祉施設費若ハ営繕費」とあるのは「厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、福祉施設費若ハ営繕費」とする。

（国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例）

第七条　平成十八年度における国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十九条第二項第五号に掲げる費用については、同号及び同条第四項の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内で、これを負担する。

2　前項の場合における国家公務員共済組合法第九十九条第一項、第百二条第一項及び第四項、第百二十四条の二第一項並びに附則第二十条の二の規定の適用については、同法第九十九条第一項中「納付に要する費用を含む」とあるのは「納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む」と、同項第一号中「納付に要する費用を含み」とあるのは「納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第号）第七条第一項の規定による国の負担に係るもの、次項第五号の規定による公社の負担に係るもの、第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による特定独立行政法人の負担に係るもの並びに第百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを除く。）を含み」と、同項第三号中「つ」を含み」とあるのは「つ及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第七条第一項の規定による特定独立行政法人の負担に係るもの並びに第百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による独立行政法人の負担に係るもの、次項第五号の規定による公社の負担に係るもの、第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による特定独立行政法人の負担に係るもの並びに第百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による独立行政法人の負担に係るもの並びに第百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による独立行政法人の負担に係るもの並びに第百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する場合並びに同法第百二十四条の三の規定により読み替えられた同法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる費用に係る同号に規定する公社、特定独立行政法人、独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等の負担については、第七条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第九十九条第二項第五号」とあるのは「第九十九条第二項第五号（同条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合並びに同法第百二十四条の三の規定により読み替えられた同法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」と、「負担する」とあるのは「負担し、同号に規定する公社、特定独立行政法人、独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等は、政令で定める額の範囲内で、これを負担する」と、同条第二項中「、次項第五号の規定による公社の負担に係るもの、第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による特定独立行政法人の負担に係るもの並びに第百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による独立行政法人、独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを除く。）を含み」と、同法第百二条第一項中「つの規定」とあるのは「つ及び平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第七条第一項の規定」と、同条第四項中「長期給付」とあるのは「長期給付（以下この項において単に「長期給付」という。）」と、「限る。）」とあるのは「限る。）及び平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第七条第一項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）」と、同法第百二十四条の二第一項中「場合を含む。）」とあるのは「場合を含む。）及び平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第七条第一項」と、同法附則第二十条の二中「、基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とあるのは「、基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同項第一号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「を含み」とあるのは「及び長期給付（基礎年金拠出金」とあるのは「、長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「を含み」とする。

3　前項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

2　国家公務員共済組合法第九十九条第二項第五号（同条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合並びに同法第百二十四条の三の規定により読み替えられた同法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる費用に係る同号に規定する公社、特定独立行政法人、独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等の負担については、第七条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第九十九条第二項第五号」とあるのは「第九十九条第二項第五号（同条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合並びに同法第百二十四条の三の規定により読み替えられた同法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」と、「負担する」とあるのは「負担し、同号に規定する公社、特定独立行政法人、独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等は、政令で定める額の範囲内で、これを負担する」と、同条第二項中「、次項第五号の規定による公社の負担に係るもの、第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による特定独立行政法人の負担に係るもの並びに第百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による独立行政法人、独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを除く。）を含み」と、同法第百二条第一項中「つの規定」とあるのは「つ及び平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第七条第一項の規定」と、同条第四項中「長期給付」とあるのは「長期給付（以下この項において単に「長期給付」という。）」と、「限る。）」とあるのは「限る。）及び平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第七条第一項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）」と、同法第百二十四条の二第一項中「場合を含む。）」とあるのは「場合を含む。）及び平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第七条第一項」と、同法附則第二十条の二中「、基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とあるのは「、基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同項第一号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「を含み」とあるのは「及び長期給付（基礎年金拠出金」とあるのは「、長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「を含み」とする。

3　前項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

2　国家公務員共済組合法第九十九条第二項第五号（同条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合並びに同法第百二十四条の三の規定により読み替えられた同法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる費用に係る同号に規定する公社、特定独立行政法人、独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等の負担については、第七条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第九十九条第二項第五号」とあるのは「第九十九条第二項第五号（同条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合並びに同法第百二十四条の三の規定により読み替えられた同法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」と、「負担する」とあるのは「負担し、同号に規定する公社、特定独立行政法人、独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等は、政令で定める額の範囲内で、これを負担する」と、同条第二項中「、次項第五号の規定による公社の負担に係るもの、第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による特定独立行政法人の負担に係るもの並びに第百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による独立行政法人、独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを除く。）を含み」と、同法第百二条第一項中「つの規定」とあるのは「つ及び平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第七条第一項の規定」と、同条第四項中「長期給付」とあるのは「長期給付（以下この項において単に「長期給付」という。）」と、「限る。）」とあるのは「限る。）及び平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第七条第一項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）」と、同法第百二十四条の二第一項中「場合を含む。）」とあるのは「場合を含む。）及び平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第七条第一項」と、同法附則第二十条の二中「、基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とあるのは「、基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同項第一号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「を含み」とあるのは「及び長期給付（基礎年金拠出金」とあるのは「、長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「を含み」とする。

3　前項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

2　国家公務員共済組合法第九十九条第二項第五

理　由

平成十八年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、電源開発促進対策特別会計からの一般会計への繰入れの特例に関する措置、財政融資資金特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例に関する措置、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例に関する措置並びに国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、平成十八年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　平成十八年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができること等とする。

2　平成十八年度において、電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定から二百九十七億円、電源利用勘定から二百九十八億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとするとともに、後日、予算の定めるところにより、それぞれその繰入金に相当する額に達するまでの金額を、一般会計から同特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定に繰り入れることとする。

3　平成十八年度において、財政融資資金特別会計法第十五条の規定による財政融資資金特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れをするほか、財政融資資金特別会計から、十二兆円を限り、国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとする。

4　平成十八年度において、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国等の負担を抑制するため、国民年金法、国民年金特別会計法、厚生保険特別会計法及び国家公務員共済組合法の特例を設けることとする。

5　この法律は、平成十八年四月一日から施行することとする。

二　議案の可決理由

平成十八年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置等を定めることは、必要にしてやむを得ない措置であると認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

この修正案に対しては、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して谷垣財務大臣から「本修正案については、政府としては、反対である。」旨の意見が述べられた。

三　本案施行に伴う予算措置

平成十八年度予算において、特例公債の発行により総額二十四兆四千八百九十億円、電源開発促進対策特別会計からの一般会計への繰入れにより五百九十五億円、財政融資資金特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れにより十二兆円が措置されている。

なお、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例に関する措置並びに国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置に係る国の負担の抑制額は、約千十四億円である。

右報告する。

平成十八年三月二日

財務金融委員長　小野　晋也

衆議院議長　河野　洋平殿

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十八年一月二十日

内閣総理大臣　小泉純一郎

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律

国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四項中「及び第二号」を削り、「事業で、国が施行するもの及び都道府県又は都道府県知事が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するもの」を「事業」に改める。

第二条の二を削る。

第三条中「国有林野事業勘定」を「この会計」に、「この勘定」を「この会計」に、「以て」を「もつて」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

この会計の経理は、現金の収納又は支払の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事実に基づいて行う。

第四条第二項中「国有林野事業勘定」を「この会計」に改める。

第五条第一項中「国有林野事業勘定」を「この会計」に、「事業施設費」を「国有林野事業に係る事業施設費」に、「この勘定」を「この会計」に、「発行し又は借入金をなす」を「発行し、又は借入金をする」に改める。

第六条第一項中「国有林野事業勘定」を「この会計」に、「運転資金」を「国有林野事業に係る運転資金」に、「この勘定」を「この会計」に、「一時借入金をなし」を「一時借入金をし」に改め、同条第二項ただし書中「この勘定」を「この会計」に改める。

第八条中「国有林野事業勘定」を「この会計」に改める。

第十九条を第二十一条とする。

第十八条中「国有林野事業の運営」を「国有林野事業及び直轄治山事業の運営」に、「国有林野事業勘定」を「この会計」に、「調査をなす」を「調査をする」に改め、同条を第二十条とする。

第十七条第三項中「国有林野事業勘定」を「この会計」に、「運転資金」を「国有林野事業に係る運転資金」に、「一時借入金の借入」を「一時借入金の借入れ」に改め、同条を第十九条とする。

第十六条の二を削る。

第十六条第一項中「国有林野事業勘定」を「この会計」に、「支出済」を「支出済み」に改め、同条第二項中「繰越」を「繰越し」に改め、「財政法」の下に「（昭和二十二年法律第三十四号）」を加え、同条第三項中「繰越をなした」を「繰越しをした」に改め、同条を第十八条とする。

第十五条第二項中「左の書類を添附しなければ」を「次の書類を添付しなければ」に改め、同項第二号中「の国有林野事業勘定」を削り、同項第三号中「治山勘定の」を「直轄治山事業に係る」に改め、同

条を第十七条とする。

第十四条中「作製し」を「作成し」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条第一項及び第二項中「国有林野事業勘定」を「この会計」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条中「国有林野事業勘定」を「この会計」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条の二を削る。

第十一条第二項中「左の書類を添付しなければ」を「次の書類を添付しなければ」に改め、同項第二号中「前前年度の国有林野事業勘定」を「前々年度」に改め、同項第三号中「の国有林野事業勘定」を削り、同項第四号中「前前年度の治山勘定の」を「前々年度の直轄治山事業に係る」に改め、同項第五号中「治山勘定の」を「直轄治山事業に係る」に改め、同項第六号中「見込」を「見込み」に改め、同条を第十三条とする。

第十条の二を削る。

第十条中「、国有林野事業勘定及び治山勘定に区分し、各勘定において」を削り、同条を第十二条とする。

第九条中「作製し」を「作成し」に改め、同条を第十一条とする。

第八条の三及び第八条の四を削る。

第八条の二中「経費の額に相当する」を削り、「国有林野事業勘定」を「この会計」に改め、同条第一号及び第二号中「政令で定めるもの」の下に「に相当する金額」を加え、同条第三号中「経費」の下に「に相当する金額」を加え、同条第四号及び第五号中「政令で定めるもの」の下に「に相当する金額」を加え、同条に次の一号を加える。

六　直轄治山事業に関する費用で国庫が負担するもの及び第一条第三項第二号の事業に関する事務取扱費の額に相当する金額

第八条の二に次の一項を加える。

前項第六号の規定による繰入れは、予算の範囲内において、政令で定めるところにより行うものとする。

第八条の二を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十条　直轄治山事業に係る地方公共団体の負担金は、この会計の歳入とする。

附則第五条を削る。

附則第五条の二第一項中「国有林野事業勘定」を「この会計」に改め、「以外の」の下に「国有林野事業に係る」を加え、「この勘定」を「この会計」に、「借入金をなし」を「借入金をし、」に改め、同条第三項中「以て」を「もつて」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「国有林野事業勘定」を「この会計」に改め、同条第六項を削り、同条を附則第五条とする。

附則第六条を削る。

附則第五条の三第一項中「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に、「国有林野事業勘定」を「この会計」に改め、同条第二項中「第十三条第三項」を「第十五条第三項」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第七条を次のように改める。

第七条　日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第九条第一項第六号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から繰り入れられる金額を除く。）」とする。

附則第八条から第十五条までを削る。

附則第十六条中「治山勘定」を「この会計」に改め、同条を附則第八条とする。

附則第十七条中「治山勘定」を「この会計」に改め、同条を附則第九条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の国有林野事業特別会計法（以下「新法」という。）の規定は、平成十八年度の予算から適用し、平成十七年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、改正前の国有林野事業特別会計法（以下「旧法」という。）に基づく国有林野事業特別会計（以下「旧特別会計」という。）の治山勘定において、平成十七年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金のうち旧法第一条第三項第二号に係るものに相当する金額は一般会計に繰り入れ、その他の金額は新法に基づく国有林野事業特別会計（以下「新特別会計」という。）の平成十八年度の歳入に繰り入れるものとする。

2　新法第十三条第二項の規定により新特別会計の予算に添付すべき前々年度又は前年度に係る書類については、平成十八年度（前々年度に係る当該書類については、平成十九年度を含む。）の予算に限り、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際旧特別会計の治山勘定及び国有林野事業勘定に所属する権利義務のうち、旧特別会計の治山勘定に所属する権利義務で旧法第一条第三項第二号に係るものは一般会計に、旧特別会計の治山勘定に所属する権利義務で旧法附則第十三条第一項に規定する貸付けに係るものは産業投資特別会計社会資本整備勘定に、その他の権利義務は新特別会計に帰属するものとする。

4　旧特別会計の平成十七年度の歳出予算の経費の金額のうち、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧法第十六条の規定により繰越しをするものであって旧法第一条第三項第二号に係るものは一般会計に、その他のものは新特別会計に繰り越して使用することができる。

（国有林野事業の改革のための特別措置法の一部改正）

第三条　国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十条」に改める。

第十条第一項中「国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定（以下「事業勘定」という。）においてその事務を取り扱う治山事業」を「国有林野事業特別会計法第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業」に改める。

第十五条第一項中「事業勘定」の下に「（国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）による改正前の国有林野事業特別会計法に基づく国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定をいう。次条第一項において同じ。）」を加える。

第十六条第二項中「第十九条及び第二十一条」を「第十八条及び第十九条」に改める。

第十八条を削る。

第十九条第一項中「事業勘定」を「国有林野事

業特別会計」に、「この勘定」を「同特別会計」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定による借入金については、国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金とみなして、同条第二項並びに同法第七条及び第八条の規定を適用する。

第四章第二節中第十九条を第十八条とする。

第二十条を削る。

第二十一条中「事業勘定の」を「国有林野事業特別会計の」に、「事業勘定に」を「同特別会計に」に改め、同条を第十九条とする。

第二十二条中「事業勘定」を「国有林野事業特別会計」に、「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同条を第二十条とする。

（国有林野事業の改革のための特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行前に前条の規定による改正前の国有林野事業の改革のための特別措置法第十八条第一項又は第十九条第一項の規定により借り入れた借入金については、新法第五条第一項の規定による借入金とみなして、新法第七条の規定を適用する。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第五条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国有林野事業勘定」の下に「（国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）による改正前の国有林野事業特別会計法第二条の二に規定する国有林野事業勘定をいう。）」を加える。

理　由

特別会計の見直しに伴い、国有林野事業特別会計の治山勘定を国有林野事業勘定と統合するための規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近の特別会計の見直しに伴い、国有林野事業特別会計の治山勘定を国有林野事業勘定と統合するための所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　経理対象事業の見直しとして、治山事業のうち都道府県又は都道府県知事が施行するものに係る国の補助金又は負担金の交付を、国有林野事業特別会計の経理対象から除くこととする。

2　国有林野事業勘定と治山勘定の勘定区分を廃止することとする。

3　勘定統合に伴い、国有林野事業勘定に係る資本、会計基準、資産及び負債等に関する規定について、勘定統合後の新たな会計に係る規定に改める等の経理に係る規定の整備を行うこととする。

4　この法律は、平成十八年四月一日から施行することとする。

二　議案の可決理由

本案は、最近の特別会計の見直しに伴い、国有林野事業特別会計の治山勘定を国有林野事業勘定と統合するための所要の措置を講ずるものであり、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に伴う予算措置

平成十八年度特別会計予算において、国有林野事業特別会計の治山勘定と国有林野事業勘定を統合し、四千二百六十七億円を計上している。

右報告する。

平成十八年三月二日

財務金融委員長　小野　晋也

衆議院議長　河野　洋平殿

所得税法等の一部を改正する等の法律案

右国会に提出する。

平成十八年二月三日

内閣総理大臣　小泉純一郎

所得税法等の一部を改正する等の法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六目　給与所得者の特定支出（第五十七条の二）」を「第六目　給与所得者の特定支出（第五十七条の二）　第四款の二　外貨建取引の換算（第五十七条の三）」に、「第五十八条」を「第五十七条の四」に改める。

第二条第一項第四号を次のように改める。

四　非永住者　居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去十年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が五年以下である個人をいう。

第二条第一項第十五号中「第二十四条第二項」を「第二十四条」に、「（配当等の額とみなす金額）」を「（配当等とみなす金額）、第五十七条の四第三項（株式交換等に係る譲渡所得等の特例）」に改め、同項第三十二号ロ中「法人の」を「者の」に改め、同条第三項を削る。

第三条の見出しを「（居住者及び非居住者の区分）」に改め、同条第二項中「並びに非永住者及び非永住者以外の居住者」及び「又は居住者が国内に永住する意思があるかどうか」を削る。

第十四条第一項中「利益の配当」を「剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）」に改める。

第十七条中「利益の配当」を「第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当」に改める。

第二十四条第一項中「利益の配当」を「剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割（同条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。以下この項において同じ。）によるものを除く。）、利益の配当（資産の流動化に関する法律第百十五条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含むものとし、分割型分割によるものを除く。）」に改める。

第二十五条の見出しを「（配当等とみなす金額）」に改め、同条第一項中「資本等の金額又は同条第十六号の二に規定する連結個別資本等の金額」を「資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」に、「（出資を含む。以下この項において同じ。）」を「又は出資」に、「金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額」を「金額に係る金銭その他の資産は、前条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配」に改め、同項第三号中「資本若しくは出資の減少（株式が消却されたものを除く。）」を「資本の払戻し（株式に係る剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）のうち、法人税法第二条第十二号の九に規定する分割型分割によるもの以外のものをいう。）」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「株式」の下に「又は出資」を、「定める取得」の下に

「及び第五十七条の四第三項第一号から第三号まで（株式交換等に係る譲渡所得等の特例）に掲げる株式又は出資の同項に規定する場合に該当する場合における取得」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号中「法人からの社員の退社又は」を「法人の出資の消却（取得した出資について行うものを除く。）、当該法人の出資の払戻し、当該法人からの社員その他の出資者の退社若しくは」に改め、「払戻し」の下に「又は当該法人の株式若しくは出資を当該法人が取得することなく消滅させること。」を加え、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六　当該法人の組織変更（当該組織変更に際して当該組織変更をした当該法人の株式又は出資以外の資産を交付したものに限る。）

第二十五条第二項中「株式」の下に「又は出資」を加える。

第三十六条第三項中「利益の配当」を「剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）」に改める。

第四十二条第一項中「補助金その他」を「補助金又は給付金その他」に、「これに」を「これらに」に改める。

第四十五条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に、「掲げるものは、同項」を「掲げるものの額又は前項に規定する金銭の額及び金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の価額は、第一項又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　居住者が供与をする刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八条（贈賄）に規定する賄賂又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十八条第一項（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に規定する金銭その他の利益に当たるべき金銭の額及び金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額（その供与に要する費用の額がある場合には、その費用の額を加算した金額）は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

第二編第二章第二節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二　外貨建取引の換算

（外貨建取引の換算）

第五十七条の三　居住者が、外貨建取引（外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額（外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額をいう。次項において同じ。）は当該外貨建取引を行つた時における外国為替の売買相場により換算した金額として、その者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

2　不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う居住者が、先物外国為替契約等（外貨建取引によつて取得し、又は発生する資産若しくは負債の金額の円換算額を確定させる契約として財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）により外貨建取引によつて取得し、又は発生する資産若しくは負債の金額の円換算額を確定させた場合において、当該先物外国為替契約等の締結の日においてその旨を財務省令で定めるところによりその者の当該業務に係る帳簿書類その他の財務省令で定める書類に記載したときは、当該資産又は負債については、当該円換算額をもつて、前項の規定により換算した金額として、その者の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額を計算するものとする。

3　前項に定めるもののほか、外貨建取引の換算の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二編第二章第二節第五款中第五十八条の前に次の一条を加える。

（株式交換等に係る譲渡所得等の特例）

第五十七条の四　居住者が、各年において、その有する株式（以下この項において「旧株」という。）につき、その旧株を発行した法人の行つた株式交換（当該法人の株主に法人税法第二条第十二号の六の四（定義）に規定する株式交換完全親法人（以下この項において「株式交換完全親法人」という。）の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）以外の資産（当該株主に対する剰余金の配当として交付された金銭その他の資産及び株式交換に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものに限る。）により当該株式交換完全親法人に対し当該旧株の譲渡をし、かつ、当該株式交換完全親法人の株式の交付を受けた場合には、第二十七条（事業所得）、第三十三条（譲渡所得）又は第三十五条（雑所得）の規定の適用については、当該旧株の譲渡がなかつたものとみなす。

2　居住者が、各年において、その有する株式（以下この項において「旧株」という。）につき、その旧株を発行した法人の行つた株式移転（当該法人の株主に法人税法第二条第十二号の七に規定する株式移転完全親法人（以下この項において「株式移転完全親法人」という。）の株式以外の資産（株式移転に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものに限る。）により当該株式移転完全親法人に対し当該旧株の譲渡をし、かつ、当該株式移転完全親法人の株式の交付を受けた場合（当該交付を受けた株式又は新株予約権の交付を受けた場合（当該交付を受けた株式又は新株予約権の価額が当該譲渡をした有価証券の価額とおおむね同額となつていないと認められる場合を除く。）には、第二十七条、第三十三条又は第三十五条の規定の適用については、当該有価証券の譲渡がなかつたものとみなす。

3　居住者が、各年において、その有する次の各号に掲げる有価証券を当該各号に定める事由により譲渡をし、かつ、当該事由により当該各号に規定する取得をする法人の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）又は新株予約権の交付を受けた場合（当該交付が交付されなかつたものに限る。）により当該株式移転完全親法人に対し当該旧株の譲渡をし、かつ、当該株式移転完全親法人の株式の交付を受けた場合には、第二十七条、第三十三条又は第三十五条の規定の適用については、当該旧株の譲渡がなかつたものとみなす。

一　取得請求権付株式（法人がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。以下この項において同じ。）が当該法人に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合の当該株式をいう。）　当該取得請求権付株式に係る請求権の行使によりその取得の対価として当該取得をする法人の株式のみが交付される場合の当該請求権の行使

二　取得条項付株式（法人がその発行する全部又は一部の株式の内容として当該法人が一定の事由（以下この号において「取得事由」という。）が発生したことを条件として

当該株式の取得をすることができる旨の定めを設けている場合の当該株式をいう。）当該取得条項付株式に係る取得事由の発生によりその取得の対価として当該取得をされる株主等に当該取得をする法人の株式のみが交付される場合（その取得の対象となつた種類の株式のすべてが取得をされる場合には、その取得の対価として当該取得をされる株主等に当該取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合を含む。）の当該取得事由の発生

三　全部取得条項付種類株式（ある種類の株式について、これを発行した法人が株主総会その他これに類するものの決議（以下この号において「取得決議」という。）によつてその全部の取得をする旨の定めがある場合の当該種類の株式をいう。）当該全部取得条項付種類株式に係る取得決議によりその取得の対価として当該取得をされる株主等に当該取得をする法人の株式のみが交付される場合又は当該取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合の当該取得決議

四　新株予約権付社債についての社債　当該新株予約権付社債に付された新株予約権の行使によりその取得の対価として当該取得をする法人の株式が交付される場合の当該新株予約権の行使

五　取得条項付新株予約権（新株予約権について、これを発行した法人が一定の事由（以下この号において「取得事由」という。）が発生したことを条件としてこれを取得することができる旨の定めがある場合の当該新株予約権をいい、当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件又は金額で交付された当該新株予約権その他の政令で定めるものを除く。）当該取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として当該取得をされる新株予約権者に当該取得をする法人の株式のみが交付される場合の当該取得事由の発生

六　取得条項付新株予約権（新株予約権について、これを発行した法人が一定の事由（以下この号において「取得事由」という。）が発生したことを条件としてこれを取得することができる旨の定めがある場合の当該新株予約権をいう。）が付された新株予約権付社債　当該取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として当該取得をされる新株予約権者に当該取得をする法人の株式のみが交付される場合の当該取得事由の発生

4　前三項の規定の適用がある場合における居住者が取得した有価証券の取得価額の計算その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十六条第三項第四号中「第一号又は次条第二項第三号に掲げるもの」を「第一号に掲げるもの又は政令で定めるもの」に改める。

第七十七条の見出しを「（地震保険料控除）」に改め、同条第一項を次のように改める。

居住者が、各年において、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの者の有する第九条第一項第九号（非課税所得）に規定する資産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下この項において「地震等損害」という。）によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（政令で定めるものを除く。以下この項において「地震保険料」という。）を支払つた場合には、その年中に支払つた地震保険料の金額の合計額（その年において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて地震保険料の払込みに充てた場合には当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額とし、その金額が五万円を超える場合には五万円とする。）を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第七十七条第二項中「契約を」を「契約に附帯して締結されるもの又は当該契約と一体となつて効力を有する一の保険契約若しくは共済に係る契約を」に改め、同項第一号中「第三号又は」を削り、同項第二号中「若しくは火災共済又は身体の傷害若しくは医療費の支出に関する共済」を「又は火災共済」に改め、同項第三号を削り、同条第三項中「損害保険料控除」を「地震保険料控除」に改める。

第七十八条第一項第二号を次のように改める。

二　五千円

第八十四条第一項中「五十八万円」を「六十三万円」に改める。

第八十七条第一項中「損害保険料控除」を「地震保険料控除」に改める。

第八十九条第一項の表を次のように改める。

百九十五万円以下の金額	百分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十三
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の三十三
千八百万円を超える金額	百分の四十

第九十二条第一項中「利益の配当（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）又は資産の流動化に関する法律第百二条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）、剰余金の分配」を「剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。）、利益の配当（同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。）、剰余金の分配（同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同項第一号イ中「利益の配当、」を「剰余金の配当、利益の配当、」に、「利益の配当等」を「剰余金の配当等」に

改め、同項第二号イ及び第三号イ中「利益の配当等」を「剰余金の配当等」に改める。

第百十九条中「延納」の下に「又は物納」を加える。

第百二十条第三項第一号中「損害保険料控除」を「地震保険料控除」に改め、同項第三号中「第二百二十六条」を「第二百二十六条第一項から第三項まで及び第四項ただし書」に改め、同条に次の一項を加える。

5　その年において非永住者であつた期間を有する居住者が第一項の規定による申告書を提出する場合には、その者の国籍、国内に住所又は居所を有していた期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該申告書に添付しなければならない。

第百二十一条第一項第二号ロ中「損害保険料控除」を「地震保険料控除」に改める。

第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第百五十七条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同項第一号中「内国法人である」を削り、同項第二号中「該当する内国法人」を「該当する法人」に改め、同号ハ中「内国法人」を「法人」に、「株式の数又は出資の金額」を「株式又は出資の数又は金額」に、「発行済株式の総数又は出資金額」を「発行済株式又は出資」に改め、「除く。」の下に「の総数又は総額」を加え、同条第二項中「内国法人」を「法人」に改め、同条第三項中「移転法人（合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立（以下この項において「合併等」という。）によりその有する資産の移転を行い、又はこれと併せてその有する負債の移転を行つた法人をいう。以下この項において同じ。）又は取得法人（合併等により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）」を「合併、分割、現物出資若しくは法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立又は株式交換若しくは株式移転をした一方の法人又は他方の法人」に、「移転法人若しくは取得法人」を「一方の法人若しくは他方の法人」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、同項各号に掲げる法人の行為又は計算につき、法人税法第百三十二条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認）若しくは相続税法第六十四条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認等）又は地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十二条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認等）の規定の適用があつた場合における第一項の居住者の所得税に係る更正又は決定について準用する。

第百六十一条第五号イを次のように改める。

イ　内国法人から受ける第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息

第百六十九条第二号中「利益の配当」を「剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）」に改める。

第百八十三条第二項中「法人が利益又は剰余金の処分による経理をした賞与その他政令で定める賞与」を「法人の法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員に対する賞与」に改める。

第百九十条第二号ロ中「（損害保険料控除）」を「（地震保険料控除）」に、「損害保険料の」を「地震保険料の」に改める。

第百九十六条第一項中「損害保険料に」を「地震保険料に」に改め、同項第三号中「（損害保険料控除）」を「（地震保険料控除）」に、「損害保険料の」を「地震保険料の」に改め、同条第二項中「損害保険料」を「地震保険料」に改める。

第二百三条の三中「百分の十」を「百分の五（第三号に掲げる公的年金等にあつては、百分の十）」に改め、同条第一号二中「五万円」を「五万二千五百円」に改める。

第二百七条中「第七十六条第三項第一号から第四号まで（生命保険料控除）に掲げる契約、第七十七条第二項（損害保険料控除）に規定する損害保険契約等」を「次に掲げる契約」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第七十六条第三項第一号から第四号まで（生命保険料控除）に掲げる契約

二　第七十七条第二項各号（地震保険料控除）に掲げる契約

三　前二号に掲げる契約に類する契約で政令で定めるもの

第二百二十四条第一項中「利益の配当」を「剰余金の配当（同項に規定する剰余金の配当をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第二項中「利益の配当」を「剰余金の配当」に改める。

第二百二十四条の三第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項第二号中「売委託」の下に「（次号に規定する株式等の競売についてのものを除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十四条第一項又は第二百三十五条第一項（一に満たない端数の処理）（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定により一株又は一口に満たない端数に係る株式等の競売（会社法第二百三十四条第二項（同法第二百三十五条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定による競売以外の方法による売却を含む。）をした法人

第二百二十四条の三第二項第一号中「株式の引受けによる権利、新株の引受権及び新株予約権」を「株主又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項（定義）に規定する投資主をいう。）となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利」に改め、同項第二号中「有限会社」を「合同会社」に、「持分（」を「持分（出資者、社員、組合員又は会員となる権利及び出資の割当てを受ける権利を含むものとし、」に改め、同項第三号中「第百十三条の二第一項」を「第百三十一条第一項」に、「第百十三条の四第一項」を「第百三十九条第一項」に改め、同項第四号中「優先出資の引受けによる権利及び優先出資を引き受けることができる権利」を「優先出資者（同法第十三条（優先出資者となる時期）の優先出資者をいう。）となる権利及び優先出資の割当てを受ける権利」に、「優先出資の引受けによる権利及び同法」を「優先出資社員（同法第二十六条（社員）に規定する優先出資社員をいう。）となる権利及び同法」に改め、「並びに優先出資に類する出資として政令で定めるもの」を削り、同項第六号中「第百六十九条第四号」を「第二百三十条第四号」に改め、同条第三項中「（配当等の額とみなす金額）」を「（配当等とみなす金額）」に、「利益の配当又は剰余金の分配の額」を「剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配」に改め、「部分を除く。）」の下に「及び政令で定める金銭（以下この条において「金銭等」という。）」を加え、「及びその交付」を「並びに当該金銭等の交付」に、「金銭その他の資産の交付」を「金銭

等の交付」に改める。

第二百二十五条第一項中「利益の配当」を「剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）」に改め、同項第二号中「（配当所得）」を削り、同項第五号中「第七十七条第二項（損害保険料控除）に規定する損害保険契約等」を「第七十七条第二項各号（地震保険料控除）に掲げる契約又は第二百七条第三号（源泉徴収義務）に掲げる契約」に改め、同項第六号中「損害保険契約」を「生命保険契約又は損害保険契約」に改め、同項第十一号中「金銭その他の資産」を「金銭等」に改め、同条第二項第二号中「（配当等の額とみなす金額）」を「（配当等とみなす金額）」に、「利益の配当又は剰余金の分配の額」を「剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配」に改める。

第二百二十六条に次の二項を加える。

4　第一項の給与等の支払をする者は、同項の規定による源泉徴収票の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該給与等の支払を受ける者の承諾を得て、当該源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第二百三十一条第二項（給与等の支払明細書）及び第二百四十二条（罰則）において同じ。）により提供することができる。ただし、当該給与等の支払を受ける者の請求があるときは、当該源泉徴収票を当該給与等の支払を受ける者に交付しなければならない。

5　前項本文の場合において、同項の給与等の支払をする者は、第一項の源泉徴収票を交付したものとみなす。

第二百二十八条の二中「商法第二百八十条ノ二十一第一項（新株予約権の有利発行の決議）の決議により同項に規定する新株予約権の発行（無償による」を「会社法第二百三十八条第二項（募集事項の決定）の決議（同法第二百三十九条第一項（募集事項の決定の委任）の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項（公開会社における募集事項の決定の特則）の規定による取締役会の決議を含む。）により同法第二百三十八条第一項の新株予約権（当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件又は金額であることとされるものその他の政令で定めるものに限る。）若しくは同法第三百二十二条第一項（ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会）の決議（同条第二項の規定による定款の定めを含む。）により同法第二百七十七条（新株予約権無償割当て）の新株予約権又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第六十四条（商法の一部改正）の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二十一第一項（新株予約権の有利発行の決議）の決議により同項に規定する新株予約権の発行又は割当て（当該発行又は割当てが金銭の払込みを要しないこととする」に、「当該発行」を「当該発行又は割当て」に改める。

第二百二十八条の三中「調書」又は」を「調書）、第二百二十八条の二（新株予約権の行使に関する調書）又は」に改め、「第二百二十八条第一項及び第二項」の下に「、第二百二十八条の二」を加え、同条を第二百二十八条の四とする。

第二百二十八条の二の次に次の一条を加える。

（株式無償割当てに関する調書）

第二百二十八条の三　個人又は法人に対し会社法第二百二十二条第一項（ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会）の決議（同条第二項の規定による定款の定めを含む。）により同法第百八十五条（株式無償割当て）に規定する株式無償割当て（著しく低い価額の対価による割当てとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）をした株式会社は、財務省令で定めるところにより、その割当てを受けた個人又は法人の当該株式無償割当てに関する調書を、当該株式無償割当ての効力を生ずる日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

2　前項の給与等の支払をする者は、同項の規定による給与等の支払明細書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該給与等の支払を受ける者の承諾を得て、当該給与等の支払明細書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、当該給与等の支払を受ける者の請求があるときは、当該給与等の支払明細書を当該給与等の支払を受ける者に交付しなければならない。

3　前項本文の場合において、同項の給与等の支払をする者は、第一項の給与等の支払明細書を交付したものとみなす。

第二百三十三条を次のように改める。

第二百三十三条　削除

第二百三十四条第一項中「第二百四十二条第九号」を「次条第二項及び第二百四十二条第十号（罰則）」に改め、同項第二号中「又は第二百二十六条」を「、第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）に規定する源泉徴収票又は第二百二十八条の二（源泉徴収票等）」に、「第二百二十八条の二」を「第二百二十八条の二」に改める。

第二百三十五条第二項中「簿書及び資料」を「帳簿書類その他の物件」に改める。

第二百四十二条第五号中「又は第二百二十六条」を「、第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）に規定する源泉徴収票又は第二百二十七条」に、「第二百二十八条の二」を「第二百二十八条の三」に、「（源泉徴収票等）」を「（信託に関する計算書等）」に、「源泉徴収票、計算書」を「計算書」に改める。

第二百三十五条第二項中「簿書及び資料」を「帳簿書類その他の物件」に改める。

第二百四十二条第五号中「又は第二百二十六条」を「、第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）に規定する源泉徴収票又は第二百二十七条」に、「第二百二十八条の二」を「第二百二十八条の三」に、「（源泉徴収票等）」を「（信託に関する計算書等）」に、「源泉徴収票、計算書」を「計算書」に改め、同条第六号中「第二百二十六条」を「第二百二十六条第一項から第三項まで」に、「、又は」を「、若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第四項の規定による電磁的方法により偽りの事項を提供した者」を加え、同条第七号中「第二百三十一条」を「第二百三十一条第一項」に、「同条」を「同項」に、「、又は」を「、若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第二項の規定による電磁的方法により偽りの事項を提供した者」を加え、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　正当な理由がないのに第二百二十六条第四項ただし書若しくは第二百三十一条第二項ただし書の規定による請求を拒み、又は第二百二十六条第四項ただし書に規定する源泉徴収票若しくは第二百三十一条第二項ただし書に規定する支払明細書に偽りの記載をしてこれらの規定に規定する支払を受ける者に交付した者

別表第一第一号の表独立行政法人の項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資の金額」に改める。

別表第二から別表第四までを次のように改める。

別表第二　給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係）

(一)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3％に相当する金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	3,100
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,100
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,100
91,000	92,000	280	0	0	0	0	0	0	0	3,100
92,000	93,000	330	0	0	0	0	0	0	0	3,200
93,000	94,000	380	0	0	0	0	0	0	0	3,200
94,000	95,000	430	0	0	0	0	0	0	0	3,200
95,000	96,000	480	0	0	0	0	0	0	0	3,300
96,000	97,000	530	0	0	0	0	0	0	0	3,300
97,000	98,000	580	0	0	0	0	0	0	0	3,400
98,000	99,000	630	0	0	0	0	0	0	0	3,400
99,000	101,000	710	0	0	0	0	0	0	0	3,500
101,000	103,000	810	0	0	0	0	0	0	0	3,500
103,000	105,000	910	0	0	0	0	0	0	0	3,600
105,000	107,000	1,010	0	0	0	0	0	0	0	3,700
107,000	109,000	1,110	0	0	0	0	0	0	0	3,700
109,000	111,000	1,210	0	0	0	0	0	0	0	3,800
111,000	113,000	1,310	0	0	0	0	0	0	0	3,900
113,000	115,000	1,410	0	0	0	0	0	0	0	4,000
115,000	117,000	1,510	0	0	0	0	0	0	0	4,000
117,000	119,000	1,610	0	0	0	0	0	0	0	4,100
119,000	121,000	1,710	120	0	0	0	0	0	0	4,200
121,000	123,000	1,810	220	0	0	0	0	0	0	4,400
123,000	125,000	1,910	320	0	0	0	0	0	0	4,700
125,000	127,000	2,010	420	0	0	0	0	0	0	5,000
127,000	129,000	2,110	520	0	0	0	0	0	0	5,300
129,000	131,000	2,210	620	0	0	0	0	0	0	5,600
131,000	133,000	2,310	720	0	0	0	0	0	0	5,900
133,000	135,000	2,410	820	0	0	0	0	0	0	6,200
135,000	137,000	2,500	910	0	0	0	0	0	0	6,500
137,000	139,000	2,560	970	0	0	0	0	0	0	6,700
139,000	141,000	2,620	1,030	0	0	0	0	0	0	7,000
141,000	143,000	2,680	1,090	0	0	0	0	0	0	7,300
143,000	145,000	2,740	1,150	0	0	0	0	0	0	7,600
145,000	147,000	2,800	1,210	0	0	0	0	0	0	7,900
147,000	149,000	2,860	1,270	0	0	0	0	0	0	8,200
149,000	151,000	2,920	1,330	0	0	0	0	0	0	8,500
151,000	153,000	2,990	1,400	0	0	0	0	0	0	8,800
153,000	155,000	3,060	1,470	0	0	0	0	0	0	9,100
155,000	157,000	3,130	1,540	0	0	0	0	0	0	9,400
157,000	159,000	3,200	1,610	0	0	0	0	0	0	9,700
159,000	161,000	3,270	1,680	100	0	0	0	0	0	10,000
161,000	163,000	3,340	1,750	170	0	0	0	0	0	10,300
163,000	165,000	3,410	1,820	240	0	0	0	0	0	10,600
165,000	167,000	3,480	1,890	310	0	0	0	0	0	10,900

(二)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
167,000	169,000	3,550	1,960	380	0	0	0	0	0	11,200
169,000	171,000	3,620	2,030	450	0	0	0	0	0	11,500
171,000	173,000	3,690	2,100	520	0	0	0	0	0	11,800
173,000	175,000	3,760	2,170	590	0	0	0	0	0	12,100
175,000	177,000	3,830	2,240	660	0	0	0	0	0	12,400
177,000	179,000	3,900	2,310	730	0	0	0	0	0	12,900
179,000	181,000	3,970	2,380	800	0	0	0	0	0	13,600
181,000	183,000	4,040	2,450	870	0	0	0	0	0	14,300
183,000	185,000	4,110	2,520	940	0	0	0	0	0	15,000
185,000	187,000	4,180	2,590	1,010	0	0	0	0	0	15,700
187,000	189,000	4,250	2,660	1,080	0	0	0	0	0	16,400
189,000	191,000	4,320	2,730	1,150	0	0	0	0	0	17,100
191,000	193,000	4,390	2,800	1,220	0	0	0	0	0	17,700
193,000	195,000	4,460	2,870	1,290	0	0	0	0	0	18,400
195,000	197,000	4,530	2,940	1,360	0	0	0	0	0	19,100
197,000	199,000	4,600	3,010	1,430	0	0	0	0	0	19,800
199,000	201,000	4,670	3,080	1,500	0	0	0	0	0	20,500
201,000	203,000	4,740	3,150	1,570	0	0	0	0	0	21,100
203,000	205,000	4,810	3,220	1,640	0	0	0	0	0	21,700
205,000	207,000	4,880	3,290	1,710	130	0	0	0	0	22,200
207,000	209,000	4,950	3,360	1,780	200	0	0	0	0	22,800
209,000	211,000	5,020	3,430	1,850	270	0	0	0	0	23,400
211,000	213,000	5,090	3,500	1,920	340	0	0	0	0	23,900
213,000	215,000	5,160	3,570	1,990	410	0	0	0	0	24,500
215,000	217,000	5,230	3,640	2,060	480	0	0	0	0	25,000
217,000	219,000	5,300	3,710	2,130	550	0	0	0	0	25,600
219,000	221,000	5,370	3,780	2,200	620	0	0	0	0	26,200
221,000	224,000	5,450	3,870	2,290	700	0	0	0	0	26,800
224,000	227,000	5,560	3,980	2,390	810	0	0	0	0	27,800
227,000	230,000	5,660	4,080	2,500	910	0	0	0	0	28,700
230,000	233,000	5,770	4,190	2,600	1,020	0	0	0	0	29,700
233,000	236,000	5,870	4,290	2,710	1,120	0	0	0	0	30,700
236,000	239,000	5,980	4,400	2,810	1,230	0	0	0	0	31,700
239,000	242,000	6,080	4,500	2,920	1,330	0	0	0	0	32,700
242,000	245,000	6,190	4,610	3,020	1,440	0	0	0	0	33,700
245,000	248,000	6,290	4,710	3,130	1,540	0	0	0	0	34,700
248,000	251,000	6,400	4,820	3,230	1,650	0	0	0	0	35,700
251,000	254,000	6,500	4,920	3,340	1,750	170	0	0	0	36,700
254,000	257,000	6,610	5,030	3,440	1,860	280	0	0	0	37,700
257,000	260,000	6,710	5,130	3,550	1,960	380	0	0	0	38,600
260,000	263,000	6,820	5,240	3,650	2,070	490	0	0	0	39,600
263,000	266,000	6,920	5,340	3,760	2,170	590	0	0	0	40,600
266,000	269,000	7,030	5,450	3,860	2,280	700	0	0	0	41,600
269,000	272,000	7,130	5,550	3,970	2,380	800	0	0	0	42,600
272,000	275,000	7,240	5,660	4,070	2,490	910	0	0	0	43,600
275,000	278,000	7,340	5,760	4,180	2,590	1,010	0	0	0	44,600
278,000	281,000	7,450	5,870	4,280	2,700	1,120	0	0	0	45,600
281,000	284,000	7,550	5,970	4,390	2,800	1,220	0	0	0	46,600
284,000	287,000	7,660	6,080	4,490	2,910	1,330	0	0	0	47,600
287,000	290,000	7,760	6,180	4,600	3,010	1,430	0	0	0	48,500

(三)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
290,000	293,000	7,870	6,290	4,700	3,120	1,540	0	0	0	49,500
293,000	296,000	7,970	6,390	4,810	3,220	1,640	0	0	0	50,500
296,000	299,000	8,080	6,500	4,910	3,330	1,750	160	0	0	51,200
299,000	302,000	8,250	6,600	5,020	3,440	1,850	270	0	0	51,800
302,000	305,000	8,490	6,720	5,140	3,560	1,970	390	0	0	52,400
305,000	308,000	8,730	6,840	5,260	3,680	2,090	510	0	0	53,100
308,000	311,000	8,970	6,960	5,380	3,800	2,210	630	0	0	53,700
311,000	314,000	9,210	7,080	5,500	3,920	2,330	750	0	0	54,300
314,000	317,000	9,450	7,200	5,620	4,040	2,450	870	0	0	54,900
317,000	320,000	9,690	7,320	5,740	4,160	2,570	990	0	0	55,600
320,000	323,000	9,930	7,440	5,860	4,280	2,690	1,110	0	0	56,500
323,000	326,000	10,170	7,560	5,980	4,400	2,810	1,230	0	0	57,300
326,000	329,000	10,410	7,680	6,100	4,520	2,930	1,350	0	0	58,100
329,000	332,000	10,650	7,800	6,220	4,640	3,050	1,470	0	0	59,000
332,000	335,000	10,890	7,920	6,340	4,760	3,170	1,590	0	0	59,800
335,000	338,000	11,130	8,040	6,460	4,880	3,290	1,710	130	0	60,700
338,000	341,000	11,370	8,200	6,580	5,000	3,410	1,830	250	0	61,600
341,000	344,000	11,610	8,440	6,700	5,120	3,530	1,950	370	0	62,500
344,000	347,000	11,850	8,680	6,820	5,240	3,650	2,070	490	0	63,400
347,000	350,000	12,090	8,920	6,940	5,360	3,770	2,190	610	0	64,400
350,000	353,000	12,330	9,160	7,060	5,480	3,890	2,310	730	0	65,300
353,000	356,000	12,570	9,400	7,180	5,600	4,010	2,430	850	0	66,200
356,000	359,000	12,810	9,640	7,300	5,720	4,130	2,550	970	0	67,100
359,000	362,000	13,050	9,880	7,420	5,840	4,250	2,670	1,090	0	68,000
362,000	365,000	13,290	10,120	7,540	5,960	4,370	2,790	1,210	0	69,000
365,000	368,000	13,530	10,360	7,660	6,080	4,490	2,910	1,330	0	69,900
368,000	371,000	13,770	10,600	7,780	6,200	4,610	3,030	1,450	0	70,800
371,000	374,000	14,010	10,840	7,900	6,320	4,730	3,150	1,570	0	71,600
374,000	377,000	14,250	11,080	8,020	6,440	4,850	3,270	1,690	100	72,400
377,000	380,000	14,490	11,320	8,150	6,560	4,970	3,390	1,810	220	73,200
380,000	383,000	14,730	11,560	8,390	6,680	5,090	3,510	1,930	340	74,100
383,000	386,000	14,970	11,800	8,630	6,800	5,210	3,630	2,050	460	74,900
386,000	389,000	15,210	12,040	8,870	6,920	5,330	3,750	2,170	580	75,700
389,000	392,000	15,450	12,280	9,110	7,040	5,450	3,870	2,290	700	76,600
392,000	395,000	15,690	12,520	9,350	7,160	5,570	3,990	2,410	820	78,100
395,000	398,000	15,930	12,760	9,590	7,280	5,690	4,110	2,530	940	79,700
398,000	401,000	16,170	13,000	9,830	7,400	5,810	4,230	2,650	1,060	81,200
401,000	404,000	16,410	13,240	10,070	7,520	5,930	4,350	2,770	1,180	82,800
404,000	407,000	16,650	13,480	10,310	7,640	6,050	4,470	2,890	1,300	84,300
407,000	410,000	16,890	13,720	10,550	7,760	6,170	4,590	3,010	1,420	85,900
410,000	413,000	17,130	13,960	10,790	7,880	6,290	4,710	3,130	1,540	87,400
413,000	416,000	17,370	14,200	11,030	8,000	6,410	4,830	3,250	1,660	88,900
416,000	419,000	17,610	14,440	11,270	8,120	6,530	4,950	3,370	1,780	90,500
419,000	422,000	17,850	14,680	11,510	8,350	6,650	5,070	3,490	1,900	92,000
422,000	425,000	18,090	14,920	11,750	8,590	6,770	5,190	3,610	2,020	93,600
425,000	428,000	18,330	15,160	11,990	8,830	6,890	5,310	3,730	2,140	95,100
428,000	431,000	18,570	15,400	12,230	9,070	7,010	5,430	3,850	2,260	96,600
431,000	434,000	18,810	15,640	12,470	9,310	7,130	5,550	3,970	2,380	98,200
434,000	437,000	19,050	15,880	12,710	9,550	7,250	5,670	4,090	2,500	99,700
437,000	440,000	19,290	16,120	12,950	9,790	7,370	5,790	4,210	2,620	101,300

(四)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
440,000	443,000	19,680	16,360	13,190	10,030	7,490	5,910	4,330	2,740	102,800
443,000	446,000	20,160	16,600	13,430	10,270	7,610	6,030	4,450	2,860	104,400
446,000	449,000	20,640	16,840	13,670	10,510	7,730	6,150	4,570	2,980	105,900
449,000	452,000	21,120	17,080	13,910	10,750	7,850	6,270	4,690	3,100	107,400
452,000	455,000	21,600	17,320	14,150	10,990	7,970	6,390	4,810	3,220	109,000
455,000	458,000	22,080	17,560	14,390	11,230	8,090	6,510	4,930	3,340	110,500
458,000	461,000	22,560	17,800	14,630	11,470	8,300	6,630	5,050	3,460	112,100
461,000	464,000	23,040	18,040	14,870	11,710	8,540	6,750	5,170	3,580	113,600
464,000	467,000	23,520	18,280	15,110	11,950	8,780	6,870	5,290	3,700	115,100
467,000	470,000	24,000	18,520	15,350	12,190	9,020	6,990	5,410	3,820	116,700
470,000	473,000	24,480	18,760	15,590	12,430	9,260	7,110	5,530	3,940	118,200
473,000	476,000	24,960	19,000	15,830	12,670	9,500	7,230	5,650	4,060	119,800
476,000	479,000	25,440	19,240	16,070	12,910	9,740	7,350	5,770	4,180	121,300
479,000	482,000	25,920	19,590	16,310	13,150	9,980	7,470	5,890	4,300	122,800
482,000	485,000	26,400	20,070	16,550	13,390	10,220	7,590	6,010	4,420	124,400
485,000	488,000	26,880	20,550	16,790	13,630	10,460	7,710	6,130	4,540	125,900
488,000	491,000	27,360	21,030	17,030	13,870	10,700	7,830	6,250	4,660	127,500
491,000	494,000	27,840	21,510	17,270	14,110	10,940	7,950	6,370	4,780	129,000
494,000	497,000	28,320	21,990	17,510	14,350	11,180	8,070	6,490	4,900	130,600
497,000	500,000	28,800	22,470	17,750	14,590	11,420	8,250	6,610	5,020	132,100
500,000	503,000	29,280	22,950	17,990	14,830	11,660	8,490	6,730	5,140	133,600
503,000	506,000	29,760	23,430	18,230	15,070	11,900	8,730	6,850	5,260	135,200
506,000	509,000	30,240	23,910	18,470	15,310	12,140	8,970	6,970	5,380	136,700
509,000	512,000	30,720	24,390	18,710	15,550	12,380	9,210	7,090	5,500	138,300
512,000	515,000	31,200	24,870	18,950	15,790	12,620	9,450	7,210	5,620	139,800
515,000	518,000	31,680	25,350	19,190	16,030	12,860	9,690	7,330	5,740	141,300
518,000	521,000	32,160	25,830	19,490	16,270	13,100	9,930	7,450	5,860	142,900
521,000	524,000	32,640	26,310	19,970	16,510	13,340	10,170	7,570	5,980	144,400
524,000	527,000	33,120	26,790	20,450	16,750	13,580	10,410	7,690	6,100	146,000
527,000	530,000	33,600	27,270	20,930	16,990	13,820	10,650	7,810	6,220	147,500
530,000	533,000	34,080	27,750	21,410	17,230	14,060	10,890	7,930	6,340	148,900
533,000	536,000	34,560	28,230	21,890	17,470	14,300	11,130	8,050	6,460	150,300
536,000	539,000	35,040	28,710	22,370	17,710	14,540	11,370	8,210	6,580	151,700
539,000	542,000	35,520	29,190	22,850	17,950	14,780	11,610	8,450	6,700	153,200
542,000	545,000	36,000	29,670	23,330	18,190	15,020	11,850	8,690	6,820	154,600
545,000	548,000	36,480	30,150	23,810	18,430	15,260	12,090	8,930	6,940	156,000
548,000	551,000	36,960	30,630	24,290	18,670	15,500	12,330	9,170	7,060	157,400
551,000	554,000	37,490	31,160	24,820	18,930	15,770	12,600	9,430	7,200	158,800
554,000	557,000	38,030	31,700	25,360	19,200	16,040	12,870	9,700	7,330	160,300
557,000	560,000	38,570	32,240	25,900	19,570	16,310	13,140	9,970	7,470	161,700
560,000	563,000	39,110	32,780	26,440	20,110	16,580	13,410	10,240	7,600	163,000
563,000	566,000	39,650	33,320	26,980	20,650	16,850	13,680	10,510	7,740	164,400
566,000	569,000	40,190	33,860	27,520	21,190	17,120	13,950	10,780	7,870	165,800
569,000	572,000	40,730	34,400	28,060	21,730	17,390	14,220	11,050	8,010	167,100
572,000	575,000	41,270	34,940	28,600	22,270	17,660	14,490	11,320	8,160	168,500
575,000	578,000	41,810	35,480	29,140	22,810	17,930	14,760	11,590	8,430	169,900
578,000	581,000	42,350	36,020	29,680	23,350	18,200	15,030	11,860	8,700	171,200
581,000	584,000	42,890	36,560	30,220	23,890	18,470	15,300	12,130	8,970	172,600
584,000	587,000	43,430	37,100	30,760	24,430	18,740	15,570	12,400	9,240	174,000
587,000	590,000	43,970	37,640	31,300	24,970	19,010	15,840	12,670	9,510	175,300

（五）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
590,000	593,000	44,510	38,180	31,840	25,510	19,280	16,110	12,940	9,780	176,700
593,000	596,000	45,050	38,720	32,380	26,050	19,720	16,380	13,210	10,050	178,100
596,000	599,000	45,590	39,260	32,920	26,590	20,260	16,650	13,480	10,320	179,400
599,000	602,000	46,130	39,800	33,460	27,130	20,800	16,920	13,750	10,590	180,800
602,000	605,000	46,670	40,340	34,000	27,670	21,340	17,190	14,020	10,860	182,200
605,000	608,000	47,210	40,880	34,540	28,210	21,880	17,460	14,290	11,130	183,500
608,000	611,000	47,750	41,420	35,080	28,750	22,420	17,730	14,560	11,400	184,900
611,000	614,000	48,290	41,960	35,620	29,290	22,960	18,000	14,830	11,670	186,300
614,000	617,000	48,830	42,500	36,160	29,830	23,500	18,270	15,100	11,940	187,700
617,000	620,000	49,370	43,040	36,700	30,370	24,040	18,540	15,370	12,210	189,000
620,000	623,000	49,910	43,580	37,240	30,910	24,580	18,810	15,640	12,480	190,400
623,000	626,000	50,450	44,120	37,780	31,450	25,120	19,080	15,910	12,750	191,800
626,000	629,000	50,990	44,660	38,320	31,990	25,660	19,350	16,180	13,020	193,100
629,000	632,000	51,530	45,200	38,860	32,530	26,200	19,860	16,450	13,290	194,500
632,000	635,000	52,070	45,740	39,400	33,070	26,740	20,400	16,720	13,560	195,900
635,000	638,000	52,610	46,280	39,940	33,610	27,280	20,940	16,990	13,830	197,200
638,000	641,000	53,150	46,820	40,480	34,150	27,820	21,480	17,260	14,100	198,600
641,000	644,000	53,690	47,360	41,020	34,690	28,360	22,020	17,530	14,370	200,000
644,000	647,000	54,230	47,900	41,560	35,230	28,900	22,560	17,800	14,640	201,300
647,000	650,000	54,770	48,440	42,100	35,770	29,440	23,100	18,070	14,910	202,700
650,000	653,000	55,310	48,980	42,640	36,310	29,980	23,640	18,340	15,180	203,800
653,000	656,000	55,850	49,520	43,180	36,850	30,520	24,180	18,610	15,450	204,700
656,000	659,000	56,390	50,060	43,720	37,390	31,060	24,720	18,880	15,720	205,700
659,000	662,000	56,930	50,600	44,260	37,930	31,600	25,260	19,150	15,990	206,600
662,000	665,000	57,470	51,140	44,800	38,470	32,140	25,800	19,470	16,260	207,500
665,000	668,000	58,010	51,680	45,340	39,010	32,680	26,340	20,010	16,530	208,500
668,000	671,000	58,550	52,220	45,880	39,550	33,220	26,880	20,550	16,800	209,400
671,000	674,000	59,090	52,760	46,420	40,090	33,760	27,420	21,090	17,070	210,400
674,000	677,000	59,630	53,300	46,960	40,630	34,300	27,960	21,630	17,340	211,300
677,000	680,000	60,170	53,840	47,500	41,170	34,840	28,500	22,170	17,610	212,200
680,000	683,000	60,710	54,380	48,040	41,710	35,380	29,040	22,710	17,880	213,200
683,000	686,000	61,250	54,920	48,580	42,250	35,920	29,580	23,250	18,150	214,100
686,000	689,000	61,790	55,460	49,120	42,790	36,460	30,120	23,790	18,420	215,100
689,000	692,000	62,330	56,000	49,660	43,330	37,000	30,660	24,330	18,690	216,000
692,000	695,000	62,870	56,540	50,200	43,870	37,540	31,200	24,870	18,960	216,900
695,000	698,000	63,410	57,080	50,740	44,410	38,080	31,740	25,410	19,230	217,900
698,000	701,000	63,950	57,620	51,280	44,950	38,620	32,280	25,950	19,620	218,800
701,000	704,000	64,490	58,160	51,820	45,490	39,160	32,820	26,490	20,160	219,800
704,000	707,000	65,030	58,700	52,360	46,030	39,700	33,360	27,030	20,700	220,700
707,000	710,000	65,570	59,240	52,900	46,570	40,240	33,900	27,570	21,240	222,100
710,000	713,000	66,110	59,780	53,440	47,110	40,780	34,440	28,110	21,780	223,500
713,000	716,000	66,650	60,320	53,980	47,650	41,320	34,980	28,650	22,320	224,900
716,000	719,000	67,190	60,860	54,520	48,190	41,860	35,520	29,190	22,860	226,400
719,000	722,000	67,730	61,400	55,060	48,730	42,400	36,060	29,730	23,400	227,800
722,000	725,000	68,270	61,940	55,600	49,270	42,940	36,600	30,270	23,940	229,200
725,000	728,000	68,810	62,480	56,140	49,810	43,480	37,140	30,810	24,480	230,700
728,000	731,000	69,350	63,020	56,680	50,350	44,020	37,680	31,350	25,020	232,100
731,000	734,000	69,890	63,560	57,220	50,890	44,560	38,220	31,890	25,560	233,600
734,000	737,000	70,430	64,100	57,760	51,430	45,100	38,760	32,430	26,100	235,000
737,000	740,000	70,970	64,640	58,300	51,970	45,640	39,300	32,970	26,640	236,400

(六)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
740,000	743,000	71,510	65,180	58,840	52,510	46,180	39,840	33,510	27,180	237,900
743,000	746,000	72,050	65,720	59,380	53,050	46,720	40,380	34,050	27,720	239,300
746,000	749,000	72,590	66,260	59,920	53,590	47,260	40,920	34,590	28,260	240,800
749,000	752,000	73,130	66,800	60,460	54,130	47,800	41,460	35,130	28,800	242,200
752,000	755,000	73,670	67,340	61,000	54,670	48,340	42,000	35,670	29,340	243,600
755,000	758,000	74,210	67,880	61,540	55,210	48,880	42,540	36,210	29,880	245,100
758,000	761,000	74,750	68,420	62,080	55,750	49,420	43,080	36,750	30,420	246,500
761,000	764,000	75,290	68,960	62,620	56,290	49,960	43,620	37,290	30,960	248,000
764,000	767,000	75,830	69,500	63,160	56,830	50,500	44,160	37,830	31,500	249,400
767,000	770,000	76,370	70,040	63,700	57,370	51,040	44,700	38,370	32,040	250,800
770,000	773,000	76,910	70,580	64,240	57,910	51,580	45,240	38,910	32,580	252,300
773,000	776,000	77,450	71,120	64,780	58,450	52,120	45,780	39,450	33,120	253,700
776,000	779,000	77,990	71,660	65,320	58,990	52,660	46,320	39,990	33,660	255,200
779,000	782,000	78,530	72,200	65,860	59,530	53,200	46,860	40,530	34,200	256,600
782,000	785,000	79,070	72,740	66,400	60,070	53,740	47,400	41,070	34,740	258,000
785,000	788,000	79,610	73,280	66,940	60,610	54,280	47,940	41,610	35,280	259,500
788,000	791,000	80,150	73,820	67,480	61,150	54,820	48,480	42,150	35,820	260,900
791,000	794,000	80,760	74,360	68,020	61,690	55,360	49,020	42,690	36,360	262,300
794,000	797,000	81,390	74,900	68,560	62,230	55,900	49,560	43,230	36,900	263,800
797,000	800,000	82,010	75,440	69,100	62,770	56,440	50,100	43,770	37,440	265,200
800,000	803,000	82,630	75,980	69,640	63,310	56,980	50,640	44,310	37,980	266,700
803,000	806,000	83,250	76,520	70,180	63,850	57,520	51,180	44,850	38,520	268,100
806,000	809,000	83,870	77,060	70,720	64,390	58,060	51,720	45,390	39,060	269,500
809,000	812,000	84,490	77,600	71,260	64,930	58,600	52,260	45,930	39,600	271,000
812,000	815,000	85,110	78,140	71,800	65,470	59,140	52,800	46,470	40,140	272,400
815,000	818,000	85,730	78,680	72,340	66,010	59,680	53,340	47,010	40,680	273,900
818,000	821,000	86,350	79,220	72,880	66,550	60,220	53,880	47,550	41,220	275,300
821,000	824,000	86,970	79,760	73,420	67,090	60,760	54,420	48,090	41,760	276,700
824,000	827,000	87,600	80,310	73,960	67,630	61,300	54,960	48,630	42,300	278,200
827,000	830,000	88,220	80,930	74,500	68,170	61,840	55,500	49,170	42,840	279,600
830,000	833,000	88,840	81,550	75,040	68,710	62,380	56,040	49,710	43,380	281,100
833,000	836,000	89,470	82,190	75,600	69,260	62,930	56,600	50,260	43,930	282,500
836,000	839,000	90,130	82,840	76,170	69,830	63,500	57,170	50,830	44,500	283,900
839,000	842,000	90,780	83,500	76,740	70,400	64,070	57,740	51,400	45,070	285,400
842,000	845,000	91,440	84,150	77,310	70,970	64,640	58,310	51,970	45,640	286,800
845,000	848,000	92,090	84,810	77,880	71,540	65,210	58,880	52,540	46,210	288,300
848,000	851,000	92,750	85,470	78,450	72,110	65,780	59,450	53,110	46,780	289,700
851,000	854,000	93,400	86,120	79,020	72,680	66,350	60,020	53,680	47,350	291,100
854,000	857,000	94,060	86,780	79,590	73,250	66,920	60,590	54,250	47,920	292,600
857,000	860,000	94,720	87,430	80,160	73,820	67,490	61,160	54,820	48,490	294,000
860,000	863,000	95,370	88,090	80,800	74,390	68,060	61,730	55,390	49,060	295,500
863,000	866,000	96,030	88,740	81,460	74,960	68,630	62,300	55,960	49,630	296,900
866,000	869,000	96,680	89,400	82,120	75,530	69,200	62,870	56,530	50,200	298,300
869,000	872,000	97,340	90,050	82,770	76,100	69,770	63,440	57,100	50,770	299,800
872,000	875,000	97,990	90,710	83,430	76,670	70,340	64,010	57,670	51,340	301,200
875,000	878,000	98,650	91,370	84,080	77,240	70,910	64,580	58,240	51,910	302,600
878,000	881,000	99,300	92,020	84,740	77,810	71,480	65,150	58,810	52,480	304,100
881,000	884,000	99,960	92,680	85,390	78,380	72,050	65,720	59,380	53,050	305,500
884,000	887,000	100,610	93,330	86,050	78,950	72,620	66,290	59,950	53,620	307,000
887,000	890,000	101,270	93,990	86,700	79,520	73,190	66,860	60,520	54,190	308,400

（七）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
890,000	893,000	101,930	94,640	87,360	80,090	73,760	67,430	61,090	54,760	309,800
893,000	896,000	102,580	95,300	88,010	80,730	74,330	68,000	61,660	55,330	311,300
896,000	899,000	103,240	95,950	88,670	81,390	74,900	68,570	62,230	55,900	312,700
899,000	902,000	103,890	96,610	89,330	82,040	75,470	69,140	62,800	56,470	314,200
902,000	905,000	104,550	97,260	89,980	82,700	76,040	69,710	63,370	57,040	315,600
905,000	908,000	105,200	97,920	90,640	83,350	76,610	70,280	63,940	57,610	317,000
908,000	911,000	105,860	98,580	91,290	84,010	77,180	70,850	64,510	58,180	318,500
911,000	914,000	106,510	99,230	91,950	84,660	77,750	71,420	65,080	58,750	319,900
914,000	917,000	107,170	99,890	92,600	85,320	78,320	71,990	65,650	59,320	321,400
917,000	920,000	107,830	100,540	93,260	85,980	78,890	72,560	66,220	59,890	322,800
920,000	923,000	108,480	101,200	93,910	86,630	79,460	73,130	66,790	60,460	324,200
923,000	926,000	109,140	101,850	94,570	87,290	80,030	73,700	67,360	61,030	325,700
926,000	929,000	109,790	102,510	95,230	87,940	80,660	74,270	67,930	61,600	327,100
929,000	932,000	110,450	103,160	95,880	88,600	81,310	74,840	68,500	62,170	328,600
932,000	935,000	111,100	103,820	96,540	89,250	81,970	75,410	69,070	62,740	330,000
935,000	938,000	111,760	104,480	97,190	89,910	82,620	75,980	69,640	63,310	331,400
938,000	941,000	112,410	105,130	97,850	90,560	83,280	76,550	70,210	63,880	332,900
941,000	944,000	113,070	105,790	98,500	91,220	83,940	77,120	70,780	64,450	334,300
944,000	947,000	113,720	106,440	99,160	91,870	84,590	77,690	71,350	65,020	335,800
947,000	950,000	114,380	107,100	99,810	92,530	85,250	78,260	71,920	65,590	337,200
950,000	953,000	115,040	107,750	100,470	93,190	85,900	78,830	72,490	66,160	338,600
953,000	956,000	115,690	108,410	101,120	93,840	86,560	79,400	73,060	66,730	340,100
956,000	959,000	116,350	109,060	101,780	94,500	87,210	79,970	73,630	67,300	341,500
959,000	962,000	117,000	109,720	102,440	95,150	87,870	80,590	74,200	67,870	342,900
962,000	965,000	117,660	110,370	103,090	95,810	88,520	81,240	74,770	68,440	344,400
965,000	968,000	118,310	111,030	103,750	96,460	89,180	81,900	75,340	69,010	345,800
968,000	971,000	118,970	111,690	104,400	97,120	89,840	82,550	75,910	69,580	347,300
971,000	974,000	119,680	112,340	105,060	97,770	90,490	83,210	76,480	70,150	348,700
974,000	977,000	120,620	113,000	105,710	98,430	91,150	83,860	77,050	70,720	350,100
977,000	980,000	121,560	113,650	106,370	99,090	91,800	84,520	77,620	71,290	351,600
980,000	983,000	122,500	114,310	107,020	99,740	92,460	85,170	78,190	71,860	353,000
983,000	986,000	123,440	114,960	107,680	100,400	93,110	85,830	78,760	72,430	354,500
986,000	989,000	124,380	115,620	108,340	101,050	93,770	86,480	79,330	73,000	355,900
989,000	992,000	125,320	116,270	108,990	101,710	94,420	87,140	79,900	73,570	357,300
992,000	995,000	126,260	116,930	109,650	102,360	95,080	87,800	80,510	74,140	358,800
995,000	998,000	127,200	117,590	110,300	103,020	95,730	88,450	81,170	74,710	360,200
998,000	1,001,000	128,140	118,240	110,960	103,670	96,390	89,110	81,820	75,280	361,700
1,001,000	1,004,000	129,080	118,900	111,610	104,330	97,050	89,760	82,480	75,850	363,100
1,004,000	1,007,000	130,020	119,570	112,270	104,980	97,700	90,420	83,130	76,420	364,500
1,007,000	1,010,000	130,960	120,510	112,920	105,640	98,360	91,070	83,790	76,990	366,000
1,010,000円		131,430	120,980	113,250	105,970	98,680	91,400	84,120	77,270	367,400
1,010,000円を超え1,760,000円に満たない金額		1,010,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,010,000円を超える金額の31.5％に相当する金額を加算した金額								367,400円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,010,000円を超える金額の38％に相当する金額を加算した金額

（八）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
1,760,000円		円 367,680	円 357,230	円 349,500	円 342,220	円 334,930	円 327,650	円 320,370	円 313,520	
1,760,000円を超える金額		1,760,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,760,000円を超える金額の38％に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が７人を超える場合には、扶養親族等の数が７人の場合の税額から、その７人を超える１人ごとに1,580円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書に扶養親族等の数が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、等に上つた税額から、１人ごとに1,580円を、各欄に掲げた金額を控除して求めた金額

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

⑴　まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者１人につき１人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三　給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（第百八十五条関係）

（一）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,900円	未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料等控除後の給与等の金額の3％に相当する金額	0
2,900	2,950	5	0	0	0	0	0	0	0	100	0
2,950	3,000	5	0	0	0	0	0	0	0	100	0
3,000	3,050	10	0	0	0	0	0	0	0	100	0
3,050	3,100	10	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,100	3,150	15	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,150	3,200	15	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,200	3,250	20	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,250	3,300	20	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,300	3,400	25	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,400	3,500	30	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,500	3,600	35	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,600	3,700	40	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,700	3,800	45	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,800	3,900	50	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,900	4,000	55	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,000	4,100	60	5	0	0	0	0	0	0	140	0
4,100	4,200	65	10	0	0	0	0	0	0	160	0
4,200	4,300	70	15	0	0	0	0	0	0	170	0
4,300	4,400	75	20	0	0	0	0	0	0	190	0
4,400	4,500	80	25	0	0	0	0	0	0	200	0
4,500	4,600	85	30	0	0	0	0	0	0	220	0
4,600	4,700	85	35	0	0	0	0	0	0	230	0
4,700	4,800	90	35	0	0	0	0	0	0	250	0
4,800	4,900	90	40	0	0	0	0	0	0	260	0
4,900	5,000	95	40	0	0	0	0	0	0	270	0
5,000	5,100	100	45	0	0	0	0	0	0	290	0
5,100	5,200	100	50	0	0	0	0	0	0	300	0
5,200	5,300	105	55	0	0	0	0	0	0	320	0
5,300	5,400	110	55	5	0	0	0	0	0	330	0
5,400	5,500	110	60	5	0	0	0	0	0	350	0
5,500	5,600	115	65	10	0	0	0	0	0	360	0
5,600	5,700	120	65	15	0	0	0	0	0	380	0
5,700	5,800	125	70	15	0	0	0	0	0	390	0
5,800	5,900	125	75	20	0	0	0	0	0	410	0
5,900	6,000	130	75	25	0	0	0	0	0	430	0
6,000	6,100	135	80	30	0	0	0	0	0	460	0
6,100	6,200	135	85	30	0	0	0	0	0	500	0
6,200	6,300	140	90	35	0	0	0	0	0	530	0
6,300	6,400	145	90	40	0	0	0	0	0	570	0
6,400	6,500	145	95	40	0	0	0	0	0	600	0
6,500	6,600	150	100	45	0	0	0	0	0	640	0
6,600	6,700	155	100	50	0	0	0	0	0	670	0
6,700	6,800	160	105	50	0	0	0	0	0	700	0
6,800	6,900	160	110	55	5	0	0	0	0	730	0
6,900	7,000	165	110	60	5	0	0	0	0	760	0

(二)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,000	7,100	170	115	65	10	0	0	0	0	790	0
7,100	7,200	170	120	65	15	0	0	0	0	820	0
7,200	7,300	175	125	70	15	0	0	0	0	840	0
7,300	7,400	180	125	75	20	0	0	0	0	870	0
7,400	7,500	180	130	75	25	0	0	0	0	900	0
7,500	7,600	185	135	80	30	0	0	0	0	940	0
7,600	7,700	190	135	85	30	0	0	0	0	970	0
7,700	7,800	195	140	85	35	0	0	0	0	1,000	0
7,800	7,900	195	145	90	40	0	0	0	0	1,040	0
7,900	8,000	200	145	95	40	0	0	0	0	1,070	0
8,000	8,100	205	150	100	45	0	0	0	0	1,100	0
8,100	8,200	205	155	100	50	0	0	0	0	1,130	0
8,200	8,300	210	160	105	50	0	0	0	0	1,170	0
8,300	8,400	215	160	110	55	5	0	0	0	1,200	0
8,400	8,500	215	165	110	60	5	0	0	0	1,230	0
8,500	8,600	220	170	115	65	10	0	0	0	1,270	0
8,600	8,700	225	170	120	65	15	0	0	0	1,300	0
8,700	8,800	230	175	120	70	15	0	0	0	1,330	0
8,800	8,900	230	180	125	75	20	0	0	0	1,370	0
8,900	9,000	235	180	130	75	25	0	0	0	1,400	0
9,000	9,100	240	185	135	80	25	0	0	0	1,430	0
9,100	9,200	240	190	135	85	30	0	0	0	1,460	0
9,200	9,300	245	195	140	85	35	0	0	0	1,500	0
9,300	9,400	250	195	145	90	40	0	0	0	1,530	3
9,400	9,500	250	200	145	95	40	0	0	0	1,560	6
9,500	9,600	255	205	150	100	45	0	0	0	1,600	10
9,600	9,700	260	205	155	100	50	0	0	0	1,630	13
9,700	9,800	265	210	155	105	50	0	0	0	1,660	17
9,800	9,900	265	215	160	110	55	0	0	0	1,690	20
9,900	10,000	270	215	165	110	60	5	0	0	1,710	24
10,000	10,100	275	220	170	115	65	10	0	0	1,730	27
10,100	10,200	285	225	170	120	65	15	0	0	1,760	31
10,200	10,300	295	230	175	125	70	20	0	0	1,780	34
10,300	10,400	300	235	180	125	75	20	0	0	1,800	38
10,400	10,500	310	235	185	130	80	25	0	0	1,820	41
10,500	10,600	315	240	190	135	85	30	0	0	1,840	45
10,600	10,700	325	245	190	140	85	35	0	0	1,860	48
10,700	10,800	335	250	195	145	90	40	0	0	1,890	52
10,800	10,900	340	255	200	145	95	40	0	0	1,920	55
10,900	11,000	350	255	205	150	100	45	0	0	1,950	59
11,000	11,100	355	260	210	155	105	50	0	0	1,980	62
11,100	11,200	365	265	210	160	105	55	0	0	2,000	66
11,200	11,300	375	270	215	165	110	60	5	0	2,030	69
11,300	11,400	380	275	220	165	115	60	10	0	2,060	73
11,400	11,500	390	285	225	170	120	65	15	0	2,100	76
11,500	11,600	395	290	230	175	125	70	15	0	2,130	80
11,600	11,700	405	300	230	180	125	75	20	0	2,160	83
11,700	11,800	415	305	235	185	130	80	25	0	2,190	87
11,800	11,900	420	315	240	185	135	80	30	0	2,220	90
11,900	12,000	430	325	245	190	140	85	35	0	2,250	94

(三)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
12,000	12,100	435	330	250	195	145	90	35	0	2,280	97
12,100	12,200	445	340	250	200	145	95	40	0	2,310	101
12,200	12,300	455	345	255	205	150	100	45	0	2,340	104
12,300	12,400	460	355	260	205	155	100	50	0	2,370	108
12,400	12,500	470	365	265	210	160	105	55	0	2,400	111
12,500	12,600	475	370	270	215	165	110	55	5	2,420	115
12,600	12,700	485	380	275	220	165	115	60	10	2,450	118
12,700	12,800	495	385	280	225	170	120	65	10	2,480	122
12,800	12,900	500	395	290	225	175	120	70	15	2,510	125
12,900	13,000	510	405	300	230	180	125	75	20	2,530	129
13,000	13,100	515	410	305	235	185	130	75	25	2,570	132
13,100	13,200	525	420	315	240	185	135	80	30	2,620	136
13,200	13,300	535	425	320	245	190	140	85	30	2,670	139
13,300	13,400	540	435	330	245	195	140	90	35	2,720	143
13,400	13,500	550	445	340	250	200	145	95	40	2,780	146
13,500	13,600	555	450	345	255	205	150	95	45	2,830	150
13,600	13,700	565	460	355	260	205	155	100	50	2,880	153
13,700	13,800	575	465	360	265	210	160	105	50	2,930	157
13,800	13,900	580	475	370	265	215	160	110	55	2,980	161
13,900	14,000	590	485	380	270	220	165	115	60	3,030	165
14,000	14,100	595	490	385	280	225	170	115	65	3,080	169
14,100	14,200	605	500	395	290	225	175	120	70	3,140	173
14,200	14,300	615	505	400	295	230	180	125	70	3,190	177
14,300	14,400	620	515	410	305	235	180	130	75	3,240	181
14,400	14,500	630	525	420	310	240	185	135	80	3,290	185
14,500	14,600	635	530	425	320	245	190	135	85	3,340	189
14,600	14,700	645	540	435	330	245	195	140	90	3,390	193
14,700	14,800	660	545	440	335	250	200	145	90	3,440	197
14,800	14,900	675	555	450	345	255	200	150	95	3,500	201
14,900	15,000	690	565	460	350	260	205	155	100	3,550	205
15,000	15,100	710	570	465	360	265	210	155	105	3,600	209
15,100	15,200	725	580	475	370	265	215	160	110	3,650	213
15,200	15,300	740	585	480	375	270	220	165	110	3,700	217
15,300	15,400	755	595	490	385	280	220	170	115	3,750	221
15,400	15,500	770	605	500	390	285	225	175	120	3,800	225
15,500	15,600	790	610	505	400	295	230	175	125	3,850	229
15,600	15,700	805	620	515	410	305	235	180	130	3,910	233
15,700	15,800	820	625	520	415	310	240	185	130	3,960	237
15,800	15,900	835	635	530	425	320	240	190	135	4,010	241
15,900	16,000	850	645	540	430	325	245	195	140	4,060	245
16,000	16,100	870	655	545	440	335	250	195	145	4,110	249
16,100	16,200	885	675	555	450	345	255	200	150	4,160	253
16,200	16,300	900	690	560	455	350	260	205	150	4,210	257
16,300	16,400	915	705	570	465	360	260	210	155	4,270	261
16,400	16,500	930	720	580	470	365	265	215	160	4,320	265
16,500	16,600	950	735	585	480	375	270	215	165	4,370	269
16,600	16,700	965	755	595	490	385	275	220	170	4,420	273
16,700	16,800	980	770	600	495	390	285	225	170	4,470	277
16,800	16,900	995	785	610	505	400	295	230	175	4,520	281
16,900	17,000	1,010	800	620	510	405	300	235	180	4,570	285

(四)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,000	17,100	1,030	815	625	520	415	310	235	185	4,630	289
17,100	17,200	1,045	835	635	530	425	315	240	190	4,680	293
17,200	17,300	1,060	850	640	535	430	325	245	190	4,730	297
17,300	17,400	1,075	865	655	545	440	335	250	195	4,780	301
17,400	17,500	1,090	880	670	550	445	340	255	200	4,830	305
17,500	17,600	1,110	895	685	560	455	350	255	205	4,880	309
17,600	17,700	1,125	915	700	570	465	355	260	210	4,930	313
17,700	17,800	1,140	930	720	575	470	365	265	210	4,980	317
17,800	17,900	1,155	945	735	585	480	375	270	215	5,030	321
17,900	18,000	1,170	960	750	590	485	380	275	220	5,070	325
18,000	18,100	1,190	975	765	600	495	390	285	225	5,120	329
18,100	18,200	1,205	995	780	610	505	395	290	230	5,170	333
18,200	18,300	1,220	1,010	800	615	510	405	300	230	5,220	337
18,300	18,400	1,235	1,025	815	625	520	415	305	235	5,260	341
18,400	18,500	1,255	1,045	830	635	530	420	315	240	5,310	345
18,500	18,600	1,275	1,060	850	640	535	430	325	245	5,360	349
18,600	18,700	1,290	1,080	870	655	545	440	335	250	5,400	353
18,700	18,800	1,310	1,095	885	675	555	450	345	255	5,450	357
18,800	18,900	1,325	1,115	905	695	565	460	350	260	5,500	361
18,900	19,000	1,345	1,135	920	710	575	465	360	265	5,540	365
19,000	19,100	1,365	1,150	940	730	580	475	370	270	5,590	369
19,100	19,200	1,380	1,170	960	745	590	485	380	275	5,630	377
19,200	19,300	1,400	1,185	975	765	600	495	390	285	5,680	385
19,300	19,400	1,415	1,205	995	785	610	505	395	290	5,720	393
19,400	19,500	1,435	1,225	1,010	800	620	510	405	300	5,770	401
19,500	19,600	1,455	1,240	1,030	820	625	520	415	310	5,810	409
19,600	19,700	1,470	1,260	1,050	835	635	530	425	320	5,860	417
19,700	19,800	1,490	1,275	1,065	855	645	540	435	330	5,910	425
19,800	19,900	1,505	1,295	1,085	875	660	550	440	335	5,950	433
19,900	20,000	1,525	1,315	1,100	890	680	555	450	345	6,000	441
20,000	20,100	1,545	1,330	1,120	910	700	565	460	355	6,040	449
20,100	20,200	1,560	1,350	1,140	925	715	575	470	365	6,090	457
20,200	20,300	1,580	1,365	1,155	945	735	585	480	375	6,130	465
20,300	20,400	1,595	1,385	1,175	965	750	595	485	380	6,180	473
20,400	20,500	1,615	1,405	1,190	980	770	600	495	390	6,230	481
20,500	20,600	1,635	1,420	1,210	1,000	790	610	505	400	6,270	489
20,600	20,700	1,650	1,440	1,230	1,015	805	620	515	410	6,320	497
20,700	20,800	1,670	1,455	1,245	1,035	825	630	525	420	6,360	505
20,800	20,900	1,685	1,475	1,265	1,055	840	640	530	425	6,410	513
20,900	21,000	1,705	1,495	1,280	1,070	860	650	540	435	6,450	521
21,000	21,100	1,725	1,510	1,300	1,090	880	665	550	445	6,500	529
21,100	21,200	1,740	1,530	1,320	1,105	895	685	560	455	6,540	537
21,200	21,300	1,760	1,545	1,335	1,125	915	705	570	465	6,590	545
21,300	21,400	1,775	1,565	1,355	1,145	930	720	575	470	6,640	553
21,400	21,500	1,795	1,585	1,370	1,160	950	740	585	480	6,680	561
21,500	21,600	1,815	1,600	1,390	1,180	970	755	595	490	6,730	569
21,600	21,700	1,830	1,620	1,410	1,195	985	775	605	500	6,770	577
21,700	21,800	1,850	1,635	1,425	1,215	1,005	795	615	510	6,800	585
21,800	21,900	1,865	1,655	1,445	1,235	1,020	810	620	515	6,830	593
21,900	22,000	1,885	1,675	1,460	1,250	1,040	830	630	525	6,870	601

（五）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,000	22,100	1,905	1,690	1,480	1,270	1,060	845	640	535	6,900	609
22,100	22,200	1,920	1,710	1,500	1,285	1,075	865	655	545	6,930	617
22,200	22,300	1,940	1,725	1,515	1,305	1,095	885	670	555	6,960	625
22,300	22,400	1,955	1,745	1,535	1,325	1,110	900	690	560	6,990	633
22,400	22,500	1,975	1,765	1,550	1,340	1,130	920	705	570	7,020	641
22,500	22,600	1,995	1,780	1,570	1,360	1,150	935	725	580	7,050	649
22,600	22,700	2,010	1,800	1,590	1,375	1,165	955	745	590	7,090	657
22,700	22,800	2,030	1,815	1,605	1,395	1,185	975	760	600	7,120	665
22,800	22,900	2,045	1,835	1,625	1,415	1,200	990	780	605	7,150	673
22,900	23,000	2,065	1,855	1,640	1,430	1,220	1,010	795	615	7,180	681
23,000	23,100	2,085	1,870	1,660	1,450	1,240	1,025	815	625	7,210	689
23,100	23,200	2,100	1,890	1,680	1,465	1,255	1,045	835	635	7,240	697
23,200	23,300	2,120	1,905	1,695	1,485	1,275	1,065	850	645	7,270	705
23,300	23,400	2,135	1,925	1,715	1,505	1,290	1,080	870	660	7,310	713
23,400	23,500	2,155	1,945	1,730	1,520	1,310	1,100	885	675	7,340	721
23,500	23,600	2,175	1,960	1,750	1,540	1,330	1,115	905	695	7,370	729
23,600	23,700	2,190	1,980	1,770	1,555	1,345	1,135	925	710	7,420	737
23,700	23,800	2,210	1,995	1,785	1,575	1,365	1,155	940	730	7,470	745
23,800	23,900	2,225	2,015	1,805	1,595	1,380	1,170	960	750	7,510	753
23,900	24,000	2,245	2,035	1,820	1,610	1,400	1,190	975	765	7,560	761
24,000	24,100	2,265	2,050	1,840	1,630	1,420	1,205	995	785	7,610	769
24,100	24,200	2,280	2,070	1,860	1,645	1,435	1,225	1,015	800	7,660	777
24,200	24,300	2,300	2,085	1,875	1,665	1,455	1,245	1,030	820	7,710	785
24,300	24,400	2,315	2,105	1,895	1,685	1,470	1,260	1,050	840	7,750	793
24,400	24,500	2,335	2,125	1,910	1,700	1,490	1,280	1,065	855	7,800	801
24,500	24,600	2,355	2,140	1,930	1,720	1,510	1,295	1,085	875	7,850	809
24,600	24,700	2,370	2,160	1,950	1,735	1,525	1,315	1,105	890	7,900	817
24,700	24,800	2,390	2,175	1,965	1,755	1,545	1,335	1,120	910	7,950	825
24,800	24,900	2,405	2,195	1,985	1,775	1,560	1,350	1,140	930	7,990	833
24,900	25,000	2,425	2,215	2,000	1,790	1,580	1,370	1,155	945	8,040	841
25,000	25,100	2,445	2,230	2,020	1,810	1,600	1,385	1,175	965	8,090	849
25,100	25,200	2,460	2,250	2,040	1,825	1,615	1,405	1,195	980	8,140	858
25,200	25,300	2,480	2,265	2,055	1,845	1,635	1,425	1,210	1,000	8,190	867
25,300	25,400	2,495	2,285	2,075	1,865	1,650	1,440	1,230	1,020	8,230	876
25,400	25,500	2,515	2,305	2,090	1,880	1,670	1,460	1,245	1,035	8,280	890
25,500	25,600	2,535	2,320	2,110	1,900	1,690	1,475	1,265	1,055	8,330	908
25,600	25,700	2,550	2,340	2,130	1,915	1,705	1,495	1,285	1,070	8,380	926
25,700	25,800	2,570	2,355	2,145	1,935	1,725	1,515	1,300	1,090	8,430	944
25,800	25,900	2,585	2,375	2,165	1,955	1,740	1,530	1,320	1,110	8,470	962
25,900	26,000	2,605	2,395	2,180	1,970	1,760	1,550	1,335	1,125	8,520	980
26,000	26,100	2,625	2,410	2,200	1,990	1,780	1,565	1,355	1,145	8,570	998
26,100	26,200	2,640	2,430	2,220	2,005	1,795	1,585	1,375	1,160	8,620	1,016
26,200	26,300	2,660	2,445	2,235	2,025	1,815	1,605	1,390	1,180	8,670	1,034
26,300	26,400	2,675	2,465	2,255	2,045	1,830	1,620	1,410	1,200	8,710	1,052
26,400	26,500	2,700	2,485	2,270	2,060	1,850	1,640	1,425	1,215	8,760	1,070
26,500	26,600	2,720	2,500	2,290	2,080	1,870	1,655	1,445	1,235	8,810	1,088
26,600	26,700	2,740	2,520	2,310	2,095	1,885	1,675	1,465	1,250	8,860	1,106
26,700	26,800	2,760	2,535	2,325	2,115	1,905	1,695	1,480	1,270	8,910	1,124
26,800	26,900	2,780	2,555	2,345	2,135	1,920	1,710	1,500	1,290	8,950	1,142
26,900	27,000	2,800	2,575	2,360	2,150	1,940	1,730	1,515	1,305	9,000	1,160

（六）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
27,000	27,100	2,820	2,590	2,380	2,170	1,960	1,745	1,535	1,325	9,050	1,178
27,100	27,200	2,845	2,610	2,400	2,185	1,975	1,765	1,555	1,340	9,100	1,196
27,200	27,300	2,865	2,625	2,415	2,205	1,995	1,785	1,570	1,360	9,150	1,214
27,300	27,400	2,885	2,645	2,435	2,225	2,010	1,800	1,590	1,380	9,190	1,232
27,400	27,500	2,905	2,665	2,450	2,240	2,030	1,820	1,605	1,395	9,240	1,250
27,500	27,600	2,925	2,685	2,470	2,260	2,050	1,835	1,625	1,415	9,290	1,268
27,600	27,700	2,945	2,705	2,490	2,275	2,065	1,855	1,645	1,430	9,340	1,286
27,700	27,800	2,965	2,725	2,505	2,295	2,085	1,875	1,660	1,450	9,390	1,304
27,800	27,900	2,990	2,745	2,525	2,315	2,100	1,890	1,680	1,470	9,430	1,322
27,900	28,000	3,010	2,765	2,545	2,335	2,120	1,910	1,700	1,490	9,480	1,340
28,000	28,100	3,030	2,790	2,565	2,350	2,140	1,930	1,720	1,505	9,530	1,358
28,100	28,200	3,055	2,810	2,580	2,370	2,160	1,950	1,735	1,525	9,580	1,376
28,200	28,300	3,075	2,835	2,600	2,390	2,180	1,965	1,755	1,545	9,630	1,394
28,300	28,400	3,100	2,855	2,620	2,410	2,195	1,985	1,775	1,565	9,670	1,412
28,400	28,500	3,120	2,875	2,640	2,430	2,215	2,005	1,795	1,585	9,720	1,430
28,500	28,600	3,140	2,900	2,660	2,445	2,235	2,025	1,815	1,600	9,770	1,448
28,600	28,700	3,165	2,920	2,675	2,465	2,255	2,045	1,830	1,620	9,820	1,466
28,700	28,800	3,185	2,940	2,700	2,485	2,275	2,060	1,850	1,640	9,870	1,484
28,800	28,900	3,205	2,965	2,720	2,505	2,290	2,080	1,870	1,660	9,910	1,502
28,900	29,000	3,230	2,985	2,745	2,525	2,310	2,100	1,890	1,680	9,960	1,520
29,000	29,100	3,250	3,010	2,765	2,540	2,330	2,120	1,910	1,695	10,010	1,538
29,100	29,200	3,270	3,030	2,785	2,560	2,350	2,140	1,925	1,715	10,060	1,556
29,200	29,300	3,295	3,050	2,810	2,580	2,370	2,155	1,945	1,735	10,100	1,574
29,300	29,400	3,315	3,075	2,830	2,600	2,385	2,175	1,965	1,755	10,150	1,592
29,400	29,500	3,340	3,095	2,850	2,620	2,405	2,195	1,985	1,775	10,200	1,610
29,500	29,600	3,360	3,115	2,875	2,635	2,425	2,215	2,005	1,790	10,250	1,628
29,600	29,700	3,380	3,140	2,895	2,655	2,445	2,235	2,020	1,810	10,300	1,646
29,700	29,800	3,405	3,160	2,920	2,675	2,465	2,250	2,040	1,830	10,340	1,664
29,800	29,900	3,425	3,185	2,940	2,695	2,480	2,270	2,060	1,850	10,390	1,682
29,900	30,000	3,445	3,205	2,960	2,720	2,500	2,290	2,080	1,870	10,440	1,700
30,000	30,100	3,470	3,225	2,985	2,740	2,520	2,310	2,100	1,885	10,490	1,718
30,100	30,200	3,490	3,250	3,005	2,760	2,540	2,330	2,115	1,905	10,540	1,736
30,200	30,300	3,515	3,270	3,025	2,785	2,560	2,345	2,135	1,925	10,580	1,754
30,300	30,400	3,535	3,290	3,050	2,805	2,575	2,365	2,155	1,945	10,630	1,772
30,400	30,500	3,555	3,315	3,070	2,830	2,595	2,385	2,175	1,965	10,680	1,790
30,500	30,600	3,580	3,335	3,095	2,850	2,615	2,405	2,195	1,980	10,730	1,808
30,600	30,700	3,600	3,355	3,115	2,870	2,635	2,425	2,210	2,000	10,780	1,826
30,700	30,800	3,620	3,380	3,135	2,895	2,655	2,440	2,230	2,020	10,820	1,844
30,800	30,900	3,645	3,400	3,160	2,915	2,670	2,460	2,250	2,040	10,870	1,862
30,900	31,000	3,665	3,425	3,180	2,935	2,695	2,480	2,270	2,060	10,920	1,880
31,000	31,100	3,690	3,445	3,200	2,960	2,715	2,500	2,290	2,075	10,970	1,898
31,100	31,200	3,710	3,465	3,225	2,980	2,740	2,520	2,305	2,095	11,020	1,916
31,200	31,300	3,730	3,490	3,245	3,005	2,760	2,535	2,325	2,115	11,060	1,934
31,300	31,400	3,755	3,510	3,265	3,025	2,780	2,555	2,345	2,135	11,110	1,952
31,400	31,500	3,775	3,530	3,290	3,045	2,805	2,575	2,365	2,155	11,160	1,970
31,500	31,600	3,795	3,555	3,310	3,070	2,825	2,595	2,385	2,170	11,210	1,988
31,600	31,700	3,820	3,575	3,335	3,090	2,845	2,615	2,400	2,190	11,260	2,006
31,700	31,800	3,840	3,600	3,355	3,110	2,870	2,630	2,420	2,210	11,300	2,024
31,800	31,900	3,860	3,620	3,375	3,135	2,890	2,650	2,440	2,230	11,350	2,042
31,900	32,000	3,885	3,640	3,400	3,155	2,915	2,670	2,460	2,250	11,400	2,060

（七）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,000	32,100	3,905	3,665	3,420	3,180	2,935	2,690	2,480	2,265	11,450	2,078
32,100	32,200	3,930	3,685	3,440	3,200	2,955	2,715	2,495	2,285	11,500	2,096
32,200	32,300	3,950	3,705	3,465	3,220	2,980	2,735	2,515	2,305	11,540	2,114
32,300	32,400	3,970	3,730	3,485	3,245	3,000	2,755	2,535	2,325	11,590	2,132
32,400	32,500	4,000	3,750	3,510	3,265	3,020	2,780	2,555	2,345	11,640	2,150
32,500	32,600	4,030	3,775	3,530	3,285	3,045	2,800	2,575	2,360	11,690	2,168
32,600	32,700	4,060	3,795	3,550	3,310	3,065	2,825	2,590	2,380	11,740	2,186
32,700	32,800	4,090	3,815	3,575	3,330	3,090	2,845	2,610	2,400	11,780	2,204
32,800	32,900	4,125	3,840	3,595	3,350	3,110	2,865	2,630	2,420	11,830	2,222
32,900	33,000	4,155	3,860	3,615	3,375	3,130	2,890	2,650	2,440	11,880	2,240
33,000円		4,170	3,870	3,630	3,385	3,140	2,900	2,660	2,445	11,930	2,258
33,000円を超え58,500円に満たない金額		33,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の38％に相当する金額を加算した金額								11,930円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の38％に相当する金額を加算した金額	2,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の24％に相当する金額を加算した金額
58,500円		円 12,205	円 11,905	円 11,665	円 11,420	円 11,175	円 10,935	円 10,695	円 10,480		円 8,378
58,500円を超える金額		58,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,500円を超える金額の38％に相当する金額を加算した金額									8,378円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,500円を超える金額の31％に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに50円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該扶養控除等申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族1人ごとに上の各欄により求めた控除額から50円を控除して税額を求めた金額	—

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1)　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を

控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者１人につき１人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

⑴　⑵に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

⑵　その給与等が第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

等の数								乙	
4人		5人		6人		7人以上			
除後の給与等の金額								前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
210千円未満		243千円未満		275千円未満		308千円未満			
210	300	243	300	275	333	308	372		
300	378	300	406	333	431	372	456		
378	424	406	450	431	476	456	502		
424	444	450	472	476	499	502	527		
444	470	472	496	499	525	527	553	241千円未満	
470	504	496	531	525	559	553	588		
504	543	531	574	559	604	588	632		
543	592	574	622	604	652	632	683		
592	751	622	771	652	792	683	812		
751	810	771	834	792	859	812	884	241	305
810	852	834	879	859	905	884	932		
852	901	879	929	905	957	932	985		
901	963	929	992	957	1,021	985	1,050		
963	1,043	992	1,074	1,021	1,106	1,050	1,137		
1,043	1,377	1,074	1,401	1,106	1,425	1,137	1,449	305	563
1,377	1,594	1,401	1,622	1,425	1,651	1,449	1,679		
1,594	1,894	1,622	1,928	1,651	1,961	1,679	1,994		
1,894千円以上		1,928千円以上		1,961千円以上		1,994千円以上		563千円以上	

（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除し

険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
である。
る旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、者１人につき１人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。
居住者を含む。）については、㈣に該当する場合を除き、

る。
である。
合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第四　賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞与の金額に乗ずべき率	甲							
	扶養親族							
	0人		1人		2人		3人	
	前月の社会保険料等控							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	68千円未満		94千円未満		133千円未満		171千円未満	
2	68	79	94	243	133	269	171	295
4	79	252	243	282	269	312	295	345
6	252	300	282	338	312	369	345	398
8	300	334	338	365	369	393	398	417
10	334	363	365	394	393	420	417	445
12	363	395	394	422	420	450	445	477
14	395	426	422	455	450	484	477	513
16	426	550	455	550	484	550	513	557
18	550	668	550	689	550	710	557	730
20	668	714	689	738	710	762	730	786
22	714	750	738	775	762	801	786	826
24	750	791	775	817	801	844	826	872
26	791	847	817	876	844	905	872	934
28	847	917	876	949	905	980	934	1,012
30	917	1,280	949	1,304	980	1,328	1,012	1,352
32	1,280	1,482	1,304	1,510	1,328	1,538	1,352	1,566
35	1,482	1,761	1,510	1,794	1,538	1,828	1,566	1,861
38	1,761千円以上		1,794千円以上		1,828千円以上		1,861千円以上	

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、㈣に該当する場合を除き、

(1)　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等のた金額を求める。

(2)　次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈡　㈠の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当す該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1)　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　(1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈣　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この規定を含む。）により税額を計算する。

㈤　㈠から㈣までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「役員の報酬、賞与及び退職給与等（第三十四条―第三十六条の三）」を「役員の給与等（第三十四条―第三十六条）」に、「第七目　引当金（第五十二条―第五十六条）」を「第七目　引当金（第五十二条・第五十三条）　第七目の二　新株予約権を対価とする費用等（第五十四条）　第七目の三　不正行為等に係る費用等（第五十五条・第五十六条）」に、「第九目　契約者配当等（第六十条・第六十一条）」を「第九目　契約者配当等（第六十条・第六十条の二）　第十目　特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額（第六十一条）」に、「第六十二条の七」を「第六十二条の九」に、「第八十一条の九」を「第八十一条の九・第八十一条の九の二」に改める。

第二条第十号中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「出資を除く。）」の下に「の総数又は総額」を加え、「数の株式又は出資の金額を有する場合」を「数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合」に改め、同条第十二号の六を次のように改める。

十二の六　事後設立法人　事後設立（会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百六十七条第一項第五号（事業譲渡等の承認等）又は保険業法（平成七年法律第百五号）第六十二条の二第一項第四号（事業の譲渡等）に掲げる行為に係る契約に基づき行われる資産又は負債の移転をいう。次号及び第十二号の十五において同じ。）によりその有する資産の移転を行い、又はこれと併せてその有する負債の移転を行つた法人をいう。

第二条第十二号の七を同条第十二号の六の二とし、同号の次に次の四号を加える。

十二の六の三　株式交換完全子法人　株式交換によりその株主の有する株式を他の法人に取得させた当該株式を発行した法人をいう。

十二の六の四　株式交換完全親法人　株式交換により他の法人の株式を取得したことによつて当該法人の発行済株式の全部を有することとなつた法人をいう。

十二の六の五　株式移転完全子法人　株式移転によりその株主の有する株式を当該株式移転により設立された法人に取得させた当該株式を発行した法人をいう。

十二の七　株式移転完全親法人　株式移転により他の法人の発行済株式の全部を取得した当該株式移転により設立された法人をいう。

第二条第十二号の八中「及び出資」を「又は出資」に、「利益の配当又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。）」を「剰余金の配当等（株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。）」に改め、「その他の資産」の下に「及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産」を加え、同号イ中「第十二号の十五まで」を「以下この条」に改め、同号ロ中「総数」の下に「（出資にあつては、総額。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）」を、「満たない数」の下に「（出資にあつては、金額。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）」を加え、「第十七号へ」を「以下第十二号の十六」に改め、同条第十二号の九及び第十二号の十を次のように改める。

十二の九　分割型分割　分割により分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産（次号及び第十二号の十一において「分割対価資産」という。）のすべてがその分割の日において当該分割法人の株主等に交付される場合の当該分割をいう。

十二の十　分社型分割　分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産がその分割の日において当該分割法人の株主等に交付されない場合の当該分割をいう。

第二条第十二号の十一中「利益の配当又は剰余金の分配として交付される」を「剰余金の配当等として交付される分割対価資産以外の」に改め、「当該分割承継法人が、当該分割型分割の直前に有していた当該分割法人の株式又は当該分割法人若しくは他の分割法人から当該分割型分割により移転を受けた資産に含まれていた当該分割法人の株式に対し当該分割承継法人の株式を交付しない場合には、これらの分割法人の株式を除く。）」を削り、同条第十二号の十四中「行うもの」の下に「及び新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付」を加え、同条第十二号の十五の次に次の二号を加える。

十二の十六　適格株式交換　次のいずれかに該当する株式交換で株式交換完全子法人の株主に株式交換完全親法人の株式以外の資産（当該株主に対する剰余金の配当として交付される金銭その他の資産及び株式交換に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されないものをいう。

イ　その株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に同一の者によつてそれぞれの法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式交換

ロ　その株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式交換のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1)　当該株式交換完全子法人の当該株式交換の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該株式交換完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること（当該株式交換後に当該株式交換完全子法人を被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この号及び次号において「被合併法人等」という。）とする適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設

立（以下この号及び次号において「適格組織再編成」という。）を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者のうち当該適格組織再編成に伴い当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にあつては、当該株式交換完全親法人との間に政令で定める関係があるものに限る。ロにおいて「合併法人等」という。）に引き継がれるもの⑴において「合併等引継従業者」という。）が当該株式交換後に当該株式交換完全子法人の業務に従事し、当該適格組織再編成後に当該合併法人等の業務に従事することが見込まれ、かつ、当該相当する数の者のうち当該合併等引継従業者以外のものが当該株式交換完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること。

⑵　当該株式交換完全子法人の当該株式交換前に営む主要な事業が当該株式交換完全子法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該株式交換後に当該株式交換完全子法人を被合併法人等とする適格組織再編成によりその主要な事業が移転することが見込まれている場合には、当該主要な事業が、当該株式交換後に当該株式交換完全子法人において営まれ、当該適格組織再編成後に当該適格組織再編成に係る合併法人等において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

ハ　その株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人とが共同で事業を営むための株式交換として政令で定めるもの

十二の十七　適格株式移転　次のいずれかに該当する株式移転で株式移転完全子法人の株主に株式移転完全親法人の株式以外の資産（株式移転に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されないものをいう。

イ　その株式移転に係る株式移転完全子法人と当該株式移転に係る他の株式移転完全子法人（以下この号において「他の株式移転完全子法人」という。）との間に同一の者によつてそれぞれの法人の発行済株式（自己が有する自己の株式を除く。ロにおいて同じ。）の全部を直接若しくは間接に保有される関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式移転又は一の法人のみがその株式移転完全子法人となる株式移転で政令で定めるもの

ロ　その株式移転に係る株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式移転のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

⑴　当該株式移転に係る各株式移転完全子法人の当該株式移転の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該株式移転完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること（当該株式移転後に当該株式移転完全子法人を被合併法人等とする適格組織再編成を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者のうち当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にあつては、当該株式移転に係る株式移転完全親法人との間に政令で定める関係があるものに限る。ロにおいて「合併法人等」という。）に引き継がれるもの⑴において「合併等引継従業者」という。）が当該株式移転後に当該株式移転完全子法人の業務に従事し、当該適格組織再編成後に当該合併法人等の業務に従事することが見込まれ、かつ、当該相当する数の者のうち当該合併等引継従業者以外のものが当該株式移転完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること。）。

⑵　当該株式移転に係る各株式移転完全子法人の当該株式移転前に営む主要な事業が当該株式移転完全子法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該株式移転後に当該株式移転完全子法人を被合併法人等とする適格組織再編成によりその主要な事業が移転することが見込まれている場合には、当該主要な事業が、当該株式移転後に当該株式移転完全子法人において引き続き営まれ、当該適格組織再編成後に当該適格組織再編成に係る合併法人等において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

ハ　その株式移転に係る株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人とが共同で事業を営むための株式移転として政令で定めるもの

第二条第十四号中「有限会社」を「合同会社」に改め、同条第十五号中「執行役」の下に「、会計参与」を加え、同条第十六号中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「の資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額」を「が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額」に改め、同条第十六号の二を削り、同条第十七号及び第十七号の二を次のように改める。

十七　連結資本金等の額　連結法人（連結申告法人に限る。）の連結個別資本金等の額の合計額をいう。

十七の二　連結個別資本金等の額　連結法人（連結申告法人に限る。）が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額をいう。

第二条第十七号の三を削り、同条第十八号から第十八号の三までを次のように改める。

十八　利益積立金額　法人（連結申告法人を

除く。）の所得の金額（第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額を含む。）で留保している金額として政令で定める金額をいう。

十八の二　連結利益積立金額　連結法人（連結申告法人に限る。）の連結所得の金額（所得の金額を含む。）で留保している金額として政令で定める金額をいう。

十八の三　連結個別利益積立金額　連結利益積立金額のうち各連結法人（連結申告法人に限る。）に帰せられる金額として政令で定める金額をいう。

第二条第二十一号中「定めるもの」の下に「（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）」を加え、同条第二十九号の二中「資産の流動化に関する法律」の下に「（平成十年法律第百五号）」を加え、同条第四十四号中「効力」の下に「及び次編第一章第一節（課税標準及びその計算）」を加え、同条第四十八号中「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加える。

第十三条第一項中「営業年度その他これに準ずる期間」を「法人の財産及び損益の計算の単位となる期間」に、「営業年度等」を「会計期間」に、「寄付行為」を「寄附行為」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「営業年度等」を「会計期間」に改める。

第十五条中「営業年度等」を「会計期間」に改める。

第二十二条第五項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）又は資産の流動化に関する法律第百二条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるもの」を「資産の流動化に関する法律第百十五条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配」に改める。

第二十三条第一項第一号を次のように改める。

一　剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除く。）若しくは利益の配当（分割型分割によるものを除く。）又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。）の額

第二十三条第一項第三号中「利益の配当又は剰余金の分配の額」を「第一号に掲げる金額」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　資産の流動化に関する法律第百十五条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配の額

第二十三条第三項中「計算の基礎となつた期間の末日」を「支払に係る基準日（信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となつた期間の末日）」に、「同日」を「当該基準日」に改め、同条第五項中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「出資を除く。）」の下に「の総数又は総額」を加える。

第二十四条第一項中「資本等の金額又は連結個別資本金等の額」を「資本金等の額又は連結個別資本金等の額」に、「（出資を含む。以下この条において同じ。）」を「又は出資」に、「利益の配当又は剰余金の分配の額」を「前条第一項第一号に掲げる金額」に改め、同項第三号中「資本若しくは出資の減少（株式が消却されたものを除く。）」を「資本の払戻し（剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）のうち、分割型分割によるもの以外のものをいう。）」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「株式」の下に「又は出資」を、「定める取得」の下に「及び第六十一条の二第十一項第一号から第三号まで（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に掲げる株式又は出資の同項に規定する場合に該当する場合における取得」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号中「社員」を「出資の消却（取得した出資について行うものを除く。）、出資の払戻し、社員その他法人の出資者」に改め、「払戻し」の下に「その他株式又は出資をその発行した法人が取得することなく消滅させること。」を加え、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六　組織変更（当該組織変更に際して当該組織変更をした法人の株式又は出資以外の資産を交付したものに限る。）

第二十四条第二項を次のように改める。

2　合併法人が抱合株式（当該合併法人が合併の直前に有していた被合併法人の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）又は被合併法人が当該合併の直前に有していた他の被合併法人の株式をいう。）に対し当該合併による株式の割当て又は当該株式以外の資産の交付をしなかつた場合においても、政令で定めるところにより当該合併法人が株式割当等（当該合併による当該株式の割当て又は当該資産の交付をいう。）を受けたものとみなして、前項の規定を適用する。

第二十四条第三項中「株式」の下に「又は出資」を加える。

第二十六条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第五十五条第三項（不正行為等に係る費用等の損金不算入）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの

第二十六条に次の一項を加える。

5　内国法人が第五十五条第四項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないものの還付を受ける場合には、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第三十一条第五項及び第三十二条第七項中「同項各号列記以外の部分」を「同項」に改める。

第二編第一章第一節第四款第三目の目名を次のように改める。

第三目　役員の給与等

第三十四条及び第三十五条を次のように改める。

（役員給与の損金不算入）

第三十四条　内国法人がその役員に対して支給する給与（退職給与及び第五十四条第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する新株予約権によるもの並びにこれら以外のもので使用人としての職務を有する役員に対して支給する当該職務に対するもの並びに第三項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）のうち

次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一　その支給時期が一月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与その他これに準ずるものとして政令で定める給与（次号において「定期同額給与」という。）

二　その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしている場合における当該給与に限るものとし、定期同額給与及び利益連動給与（利益に関する指標を基礎として算定される給与をいう。次号において同じ。）を除く。）

三　内国法人（同族会社に該当するものを除く。）がその業務執行役員（業務を執行する役員として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）に対して支給する利益連動給与で次に掲げる要件を満たすもの（他の業務執行役員のすべてに対して次に掲げる要件を満たす利益連動給与を支給する場合に限る。）

イ　その算定方法が、当該事業年度の利益に関する指標（証券取引法第二十四条第一項（有価証券報告書）に規定する有価証券報告書(3)において「有価証券報告書」という。）に記載されるものに限る。）を基礎とした客観的なもの（次に掲げる要件を満たすものに限る。）であること。

(1)　確定額を限度としているものであり、かつ、他の業務執行役員に対して支給する利益連動給与に係る算定方法と同様のものであること。

(2)　政令で定める日までに、報酬委員会（会社法第四百四条第三項（委員会の権限等）の報酬委員会をいい、当該内国法人の業務執行役員又は当該業務執行役員と政令で定める特殊の関係のある者がその委員になつているものを除く。）が決定をしていることその他これに準ずる適正な手続として政令で定める手続を経ていること。

(3)　その内容が、(2)の決定又は手続の終了の日以後遅滞なく、有価証券報告書に記載されていることその他財務省令で定める方法により開示されていること。

ロ　その他政令で定める要件

2　内国法人がその役員に対して支給する給与（前項又は次項の規定の適用があるものを除く。）の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

3　内国法人が、事実を隠ぺいし、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

4　前三項に規定する給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含むものとする。

5　第一項に規定する使用人としての職務を有する役員とは、役員（社長、理事長その他政令で定めるものを除く。）のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいう。

6　前二項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入）

第三十五条　内国法人である特殊支配同族会社（同族会社の業務主宰役員（法人の業務を主宰している役員をいい、個人に限る。以下この項において同じ。）及び当該業務主宰役員と特殊の関係のある者として政令で定める者（以下この項において「業務主宰役員関連者」という。）がその同族会社の発行済株式又は出資（その同族会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の九十以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合における当該同族会社（当該業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の総数が常務に従事する役員の総数の半数を超えるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）が当該特殊支配同族会社の業務主宰役員に対して支給する給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含むものとし、退職給与を除く。）の額（前条の規定により損金の額に算入されない金額を除く。）のうち当該給与の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額は、当該特殊支配同族会社の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　前項の特殊支配同族会社の基準所得金額（当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の所得の金額若しくは欠損金額又は第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額若しくは個別欠損金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）が政令で定める金額以下である事業年度その他政令で定める事業年度については、前項の規定は、適用しない。

3　第一項の場合において、内国法人が特殊支配同族会社に該当するかどうかの判定は、当該内国法人の当該事業年度終了の時の現況による。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条の二中「（次条において「特殊関係使用人」という。）」及び「ものとし、退職給与及び第三十五条第三項（使用人賞与の損金不算入）の規定の適用がある賞与を除く」を削り、同条を第三十六条とする。

第三十六条の三を削る。

第三十七条第一項を次のように改める。

内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。）の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令

で定めるところにより計算した金額（第四項において「損金算入限度額」という。）を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第三十七条第二項中「（前項の規定の適用を受けた寄附金の額を除く。）」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前項」を「第一項」に、「各号に規定する」を「各号に掲げる」に改め、同項後段を削り、同項第一号及び第二号中「の合計額」を削り、同項第三号を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに、公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が当該事業年度に係る損金算入限度額を超える場合には、当該損金算入限度額に相当する金額）は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、内国法人である公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。

第三十七条第五項中「第三項」を「第一項」に改め、同条第六項中「、第三項」を削り、「第四項第三号中「の額」とあるのは、「の額」を「第四項中「の額」とあるのは、「この額」に改め、同条第九項中「第四項の」を「第三項及び第四項の」に、「第三項」を「第一項」に、「第四項各号」を「第三項各号」に改め、「掲げる金額」の下に「又は第四項に規定する寄附金の額」を加え、「同項各号」を「第三項各号又は第四項」に、「同項の」を「第三項又は第四項の」に改め、同条第十項中「第四項」を「第三項又は第四項」に、「第三項」を「第一項」に改め、同条第十一項中「第四項第二号」を「第三項第二号」に改める。

第三十八条第一項中「納付する法人税」の下に「（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項第一号中「（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を除く。）」を削り、同項第二号中「（延滞税を除く。）」を削り、同条第二項第一号中「相続税法」の下に「（昭和二十五年法律第七十三号）」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号から第八号までを削る。

第三十九条第二項中「（減資等の場合のみなし配当）」を削り、「限る。）」の下に「（配当等の額とみなす金額）」を加え、「利益の配当又は剰余金の分配の額」を「第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額」に、「第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）」を「同項」に改める。

第四十二条第一項中「補助金その他」を「補助金又は給付金その他」に、「これに」を「これらに」に改め、「、当該事業年度終了の時において」を削り、「政令で定める方法」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）」に改め、同条第二項中「、当該事業年度終了の時において」を削り、「政令で定める方法」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）」に改める。

第四十三条第一項中「当該事業年度の確定した決算において」を削り、「特別勘定として」を「当該事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法（政令で定める方法を含む。）により」に改める。

第四十四条第一項中「の属する事業年度終了の時において、同日」を削り、「政令で定める方法」を「当該事業年度の確定した決算において積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）」に改める。

第四十五条第一項及び第二項中「、当該事業年度終了の時において」を削り、「政令で定める方法」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）」に改める。

第四十六条第一項中「当該事業年度において、その取得」を「その取得」に、「政令で定める方法」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法」に改める。

第四十七条第一項及び第二項中「、当該事業年度終了の時において」を削り、「政令で定める方法」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）」に改める。

第四十八条第一項中「当該事業年度の確定した決算において」を削り、「特別勘定として」を「当該事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法（政令で定める方法を含む。）により」に改める。

第四十九条第一項中「の属する事業年度終了の時において、同日」を削り、「政令で定める方法」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）」に改める。

第五十条第一項中「、当該事業年度終了の時において」を削る。

第五十四条から第五十六条までを次のように改める。

（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）

第五十四条　内国法人が、個人から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供に係る費用の額につきその対価として新株予約権（当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権を当該新株予約権と引換えにする払込みに代えて相殺すべきものに限る。）を発行したとき（合併、分割、株式交換又は株式移転（以下この項において「合併等」という。）に際し当該合併等に係る合併法人、分割承継法人、株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人（次項において「合併法人等」という。）である内国法人が当該合併等に係る被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の当該新株予約権を有する者に対し自己の新株予約権（次項及び第三項において「承継新株予約権」という。）を交付したときを含む。）は、当該個人において当該役務の提供につき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他所得税に関する法令の規定に

より当該個人の同法に規定する給与所得その他の政令で定める所得の金額に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を生ずべき事由（次項において「給与等課税事由」という。）が生じた日において当該役務の提供を受けたものとして、この法律の規定を適用する。

2　前項に規定する場合において、同項の個人において同項の役務の提供につき給与等課税事由が生じないときは、同項の新株予約権を発行した内国法人（承継新株予約権を交付した合併法人等である内国法人を含む。以下この条において「発行法人」という。）の当該役務の提供に係る費用の額は、当該発行法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

3　第一項に規定する場合において、同項の新株予約権（承継新株予約権を含む。）が消滅をしたときは、当該消滅による利益の額は、発行法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

4　発行法人は、確定申告書に当該新株予約権の一個当たりのその発行の時の価額、発行数、当該事業年度において行使された数その他当該新株予約権の状況に関する明細書の添付をしなければならない。

5　内国法人が新株予約権を発行する場合において、その新株予約権と引換えに払い込まれる金銭の額（金銭の払込みに代えて給付される金銭以外の資産の価額及び相殺される債権の額を含む。以下この項において同じ。）がその新株予約権のその発行の時の価額に満たないとき（その新株予約権を無償で発行したときを含む。）又はその新株予約権と引換えに払い込まれる金銭の額がその新株予約権のその発行の時の価額を超えるときは、その満たない部分の金額（その新株予約権を無償で発行した場合には、その発行の時の価額）又はその超える部分の金額に相当する金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入しない。

6　第四項に定めるもののほか、第一項から第三項まで又は前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（不正行為等に係る費用等の損金不算入）

第五十五条　内国法人が、その所得の金額若しくは欠損金額又は法人税の額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装すること（以下この項及び次項において「隠ぺい仮装行為」という。）によりその法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合には、当該隠ぺい仮装行為に要する費用の額又は当該隠ぺい仮装行為により生ずる損失の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　前項の規定は、内国法人が隠ぺい仮装行為によりその納付すべき法人税以外の租税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合について準用する。

3　内国法人が納付する次に掲げるものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一　国税に係る延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税並びに印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の規定による過怠税

二　地方税法の規定による延滞金（同法第六十五条（法人の道府県民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）、第七十二条の四十五の二（法人の事業税に係る納期限の延長の場合の延滞金）又は第三百二十七条（法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）の規定により徴収されるものを除く。）、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金

4　内国法人が納付する次に掲げるものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一　罰金及び科料（通告処分による罰金又は科料に相当するもの及び外国又はこれに準ずる者として政令で定めるものが課する罰金又は科料に相当するものを含む。）並びに過料

二　国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）の規定による課徴金及び延滞金

三　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定による課徴金及び延滞金

四　証券取引法第六章の二（課徴金）の規定による課徴金及び延滞金

5　内国法人が供与をする刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八条（贈賄）に規定する賄賂又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十八条第一項（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に規定する金銭その他の利益に当たるべき金銭の額及び金銭以外の資産の価額並びに経済的な利益の額の合計額に相当する費用又は損失の額（その供与に要する費用の額又はその供与により生ずる損失の額を含む。）は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第五十六条　削除

第五十四条の前に次の目名を付する。

第七目の二　新株予約権を対価とする費用等

第五十五条の前に次の目名を付する。

第七目の三　不正行為等に係る費用等

第五十七条第一項中「次条第一項」を「第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）」に改め、同条第三項中「総数」の下に「又は総額」を、「超える数」の下に「又は金額」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）

第五十七条の二　内国法人で他の者との間に当該他の者による特定支配関係（当該他の者が当該内国法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係をいい、政令で定める事由によつて生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有することとなつたもの

のうち、当該特定支配関係を有することとなつた日（以下この項において「支配日」という。）の属する事業年度（以下この項において「特定支配事業年度」という。）において当該特定支配事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（前条第二項又は第六項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含むものとし、同条第一項の規定の適用があるものに限る。以下この条において同じ。）又は評価損資産（当該内国法人が当該支配日において有する資産のうち当該支配日における価額がその帳簿価額に満たないものとして政令で定めるものをいう。）を有するもの（内国法人のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の日において第八十一条の九の二第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等連結法人（以下この条において「欠損等連結法人」という。）であつたものを含む。以下この条において「欠損等法人」という。）が、当該支配日（当該欠損等連結法人にあつては、政令で定める日。以下この項及び次項第一号において「特定支配日」という。）以後五年を経過した日の前日まで（当該特定支配関係を有しなくなつた場合として政令で定める場合に該当したこと、当該欠損等法人の債務につき政令で定める債務の免除その他の行為（第三号において「債務免除等」という。）があつたことその他政令で定める事実が生じた場合には、これらの事実が生じた日まで）に次に掲げる事由に該当する場合には、その該当することとなつた日（第四号に掲げる事由に該当する場合にあつては、同号に規定する適格合併等の日の前日。次項において「該当日」という。）の属する事業年度（以下この条において「適用事業年度」という。）以後の各事業年度においては、当該適用事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額については、前条第一項の規定は、適用しない。

一　当該欠損等法人が当該特定支配日の直前において事業を営んでいない場合（清算中の場合を含む。）において、当該特定支配日以後に事業を開始すること（清算中の当該欠損等法人が継続することを含む。）。

二　当該欠損等法人が当該特定支配日の直前において営む事業（以下この項において「旧事業」という。）のすべてを当該特定支配日以後に廃止し、又は廃止することが見込まれている場合において、当該旧事業の当該特定支配日の直前における事業規模（売上金額、収入金額その他の事業の種類に応じて政令で定めるものをいう。次号及び第五号において同じ。）のおおむね五倍を超える資金の借入れ又は出資による金銭その他の資産の受入れ（合併又は分割による資産の受入れを含む。次号において「資金借入れ等」という。）を行うこと。

三　当該他の者又は当該他の者との間に政令で定める関係がある者（以下この号において「関連者」という。）が当該他の者及び関連者以外の者から当該欠損等法人に対する債権で政令で定めるもの（以下この号において「特定債権」という。）を取得している場合（当該特定支配日前に特定債権を取得している場合を含むものとし、当該特定債権につき当該特定支配日以後に債務免除等を行うことが見込まれている場合その他の政令で定める場合を除く。次号において「特定債権が取得されている場合」という。）において、当該欠損等法人が旧事業の当該特定支配日の直前における事業規模のおおむね五倍を超える資金借入れ等を行うこと。

四　第一号若しくは第二号に規定する場合又は前号の特定債権が取得されている場合において、当該欠損等法人が自己を被合併法人又は分割法人とする前条第二項に規定する適格合併等（次項第一号及び第四項において「適格合併等」という。）を行うこと。

五　当該欠損等法人が当該特定支配関係を有することとなつたことに基因して、当該欠損等法人の当該特定支配日の直前の役員（社長その他政令で定めるものに限る。）のすべてが退任（業務を執行しないものとなることを含む。）をし、かつ、当該特定支配日の直前において当該欠損等法人の業務に従事する使用人（以下この号において「旧使用人」という。）の総数のおおむね百分の二十以上に相当する数の者が当該欠損等法人の使用人でなくなつた場合において、当該欠損等法人の非従事事業（当該旧使用人が当該特定支配日以後その業務に実質的に従事しない事業をいう。）の事業規模が旧事業の当該特定支配日の直前における事業規模のおおむね五倍を超えることとなること（政令で定める場合を除く。）。

六　前各号に掲げる事由に類するものとして政令で定める事由

2　欠損等法人が該当日（第八十一条の九の二第一項に規定する該当日を含む。）以後に合併、分割又は現物出資を行う場合には、次の各号に掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（前条第六項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）については、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一　欠損等法人が自己を合併法人又は分割承継法人とする適格合併等を行う場合における当該適格合併等に係る被合併法人又は分割法人の当該適格合併等の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（当該適格合併等が当該欠損等法人の適用事業年度又は適用連結事業年度（第八十一条の九の二第一項に規定する適用連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日以後三年を経過する日（その経過する日が特定支配日以後五年を経過する日後となる場合にあつては、同日）後に行われるものである場合には、当該欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該適用事業年度又は適用連結事業年度開始の日前であるものに限る。）　前条第二項、第三項及び第七項

二　欠損等法人が自己を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする前条第五項

に規定する適格合併等を行う場合における当該欠損等法人の適用事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額　同項

3　欠損等連結法人が、第八十一条の九の二第一項に規定する該当日以後に前条第六項に規定する分割型分割を行う場合又は同項に規定する承認の取消し等の場合に該当する場合には、当該欠損等連結法人の適用連結事業年度前の各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額については、同項の規定は、適用しない。

4　内国法人が欠損等法人又は欠損等連結法人との間で当該内国法人を合併法人又は分割承継法人とする適格合併等を行う場合には、当該欠損等法人又は欠損等連結法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額については、前条第二項、第三項及び第七項の規定は、適用しない。

5　前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十八条第一項中「前条第一項又は」を「第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）又は」に、「前条第一項の」を「第五十七条第一項の」に改め、同条第四項第一号中「前条第九項第一号イ」を「第五十七条第九項第一号イ」に改め、同項第二号中「前条第九項第二号」を「第五十七条第九項第二号」に改める。

第五十九条第一項中「第二条第十八号の二リ（定義）に規定する個別欠損金額」を「第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該更生手続開始の決定があつた時においてその内国法人に対し政令で定める債権を有する者（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を除く。）から当該債権につき債務の免除を受けた場合（当該債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合でその消滅した債務に係る利益の額が生ずるときを含む。）　その債務の免除を受けた金額（当該利益の額を含む。）

第五十九条第二項中「第二条第十八号の二リに規定する個別欠損金額」を「第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　これらの事実の生じた時においてその内国法人に対し政令で定める債権を有する者（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を除く。）から当該債権につき債務の免除を受けた場合（当該債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合でその消滅した債務に係る利益の額が生ずるときを含む。）　その債務の免除を受けた金額（当該利益の額を含む。）

第六十一条第一項中「各事業年度において支出する」を「各事業年度の決算の確定の時にその支出すべき旨を決議する」に改め、第二編第一章第一節第四款第九目中同条を第六十条の二とする。

第二編第一章第一節第四款に次の一目を加える。

第十目　特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額

（特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入）

第六十一条　第五十七条の二第一項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等法人（同項に規定する欠損等連結法人にあつては、同項に規定する特定支配日において第八十一条の九の二第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する評価損資産その他政令で定める資産を有していたものに限る。以下この項及び次項において「欠損等法人」という。）の第五十七条の二第一項に規定する適用事業年度又は第八十一条の九の二第一項に規定する適用連結事業年度（以下この項において「適用事業年度等」という。）開始の日から同日以後三年を経過する日（その経過する日が第五十七条の二第一項に規定する特定支配日（当該欠損等連結法人にあつては、第八十一条の九の二第一項に規定する特定支配日）以後五年を経過する日後となる場合にあつては、同日）までの期間（当該期間に終了する各事業年度において、第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）若しくは第六十一条の十二第一項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）又は第六十二条の九第一項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）の規定の適用を受ける場合には、当該適用事業年度等の開始の日から第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度若しくは第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度又は第六十二条の九第一項の規定の適用を受ける事業年度終了の日までの期間。以下この項及び次項において「適用期間」という。）において生ずる特定資産（当該欠損等法人が当該特定支配日において有する資産及び当該欠損等法人が当該適用事業年度等の開始の日以後に行われる第五十七条の二第一項に規定する他の者を分割法人若しくは現物出資法人とする適格分割若しくは適格現物出資又は同項第三号に規定する関連者を被合併法人、分割法人若しくは現物出資法人とする適格合併、適格分割若しくは適格現物出資により移転を受けた資産のうち、政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由（以下この項において「譲渡等特定事由」という。）による損失の額（当該譲渡等特定事由が生じた日の属する事業年度の適用期間において生ずる特定資産の譲渡又は評価換えによる利益の額がある場合には、当該利益の額を控除した金額。第三項において「譲渡等損失額」という。）は、当該欠損等法人の各事業年度の所得の金額の計算

上、損金の額に算入しない。

2　欠損等法人がその適用期間内に自己を被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人とする適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格組織再編成」という。）によりその有する特定資産（第五十七条の二第一項に規定する評価損資産に該当するものに限る。）を当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に移転した場合には、当該合併法人等を前項の規定の適用を受ける欠損等法人とみなして、同項の規定を適用する。

3　前項の合併法人等が適格組織再編成により移転を受けた特定資産に係る譲渡等損失額の計算その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十一条の二第一項中「契約をした日」の下に「（その譲渡が剰余金の配当その他の財務省令で定める事由によるものである場合には、当該剰余金の配当の効力が生ずる日その他の財務省令で定める日）」を加え、同項第一号中「利益の配当又は剰余金の分配の額」を「第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額」に改め、同条第二項中「以下この項において同じ。」を削り、「利益の配当又は出資に係る剰余金の分配」を「第二条第十二号の八（定義）に規定する剰余金の配当等」に改め、「その他の資産」の下に「及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産」を加え、同条第四項を削り、同条第三項中「利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付された」を「第二条第十二号の八に規定する剰余金の配当等として交付された同条第十二号の九に規定する分割対価資産以外の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　合併法人は、第二十四条第二項に規定する場合においても、その有する同項に規定する抱合株式に対し同項に規定する株式割当等を受けたものとみなして、前二項の規定を適用する。

第六十一条の二第五項及び第六項を次のように改める。

5　内国法人が第六十二条の二第二項（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）の規定により同項に規定する株主等に同項に規定する株式を交付したものとされる場合における第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる金額は、いずれも同条第二項に規定する政令で定める金額に相当する金額とする。

6　内国法人が自己を分割法人とする適格分割型分割により当該適格分割型分割に係る分割承継法人の株式を当該内国法人の株主等に交付した場合における第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる金額は、いずれも第六十二条の二第三項に規定する政令で定める金額に相当する金額とする。

第六十一条の二第十項を同条第十六項とし、同条第九項を同条第十五項とし、同条第八項を同条第十四項とし、同条第七項中「以下この項において同じ。」を削り、「資本（出資を含む。）の減少（株式が消却されたものを除く。）による払戻し」を「第二十四条第一項第三号に規定する資本の払戻し」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　内国法人がその出資（口数の定めがないものに限る。以下この項において「所有出資」という。）を有する法人の出資の払戻し（以下この項において「払戻し」という。）として金銭その他の資産の交付を受けた場合における第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額は、当該払戻しの直前の当該所有出資の帳簿価額に当該払戻しの直前の当該所有出資の金額のうちに当該払戻しに係る出資の金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

第六十一条の二第六項の次に次の五項を加える。

7　内国法人が旧株（当該内国法人が有していた株式をいう。）を発行した法人の行つた株式交換（当該法人の株主に株式交換完全親法人の株式以外の資産（当該株主に対する剰余金の配当として交付された金銭その他の資産及び株式交換に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものに限る。）により当該株式交換完全親法人の株式の交付を受けた場合における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該旧株の当該株式交換の直前の帳簿価額に相当する金額とする。

8　内国法人が旧株（当該内国法人が有していた株式をいう。）を発行した法人の行つた株式移転（当該法人の株主に株式移転完全親法人の株式以外の資産（株式移転に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものに限る。）により当該株式移転完全親法人の株式の交付を受けた場合における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該旧株の当該株式移転の直前の帳簿価額に相当する金額とする。

9　内国法人がその有する新株予約権（新株予約権付社債を含む。以下この項において「旧新株予約権等」という。）を発行した法人を被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする合併、分割、株式交換又は株式移転（以下この項において「合併等」という。）により当該旧新株予約権等に代えて当該合併等に係る合併法人、分割承継法人、株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の新株予約権（新株予約権付社債を含む。）のみの交付を受けた場合における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該旧新株予約権等の当該合併等の直前の帳簿価額に相当する金額とする。

10　内国法人が旧株（当該内国法人が有していた株式をいう。）を発行した法人の行つた組織変更（当該法人の株主等に当該法人の株式のみが交付されたものに限る。）に際して当該法人の株式の交付を受けた場合における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該旧株の当該組織変更の直前の帳簿価額に相当する金額とする。

11　内国法人が次の各号に掲げる有価証券を当該各号に定める事由により譲渡をし、かつ、当該事由により当該各号に規定する取得をする法人の株式又は新株予約権の交付を受けた場合（当該交付を受けた株式又は新株予約権の価額が当該譲渡をした有価証券の価額とおおむね同額となつていないと認められる場合を除く。）における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該各号に掲げる有価証券の当該譲渡の直前の帳簿価額に相当する金額とする。

一　取得請求権付株式（法人がその発行する全部又は一部の株式の内容として当該法人が一定の事由（以下この号において「取得事由」という。）が発生したことを条件として当該株式の取得をすることができる旨の定めを設けている場合の当該株式をいう。）　当該取得事由の発生

二　取得条項付株式（法人がその発行する全部又は一部の株式の内容として当該法人が一定の事由（以下この号において「取得事由」という。）が発生したことを条件として当該株式の取得をすることができる旨の定めを設けている場合の当該株式をいう。）　当該取得条項付株式に係る取得事由の発生によりその取得の対価として当該取得をされる株主等に当該取得をする法人の株式のみが交付される場合（その取得の対象となつた種類の株式のすべてが取得をされる場合には、その取得の対価として当該取得をされる株主等に当該取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合を含む。）の当該取得事由の発生

三　全部取得条項付種類株式（ある種類の株式について、これを発行した法人が株主総会その他これに類するものの決議（以下この号において「取得決議」という。）によつてその全部の取得をする旨の定めがある場合の当該種類の株式をいう。）　当該全部取得条項付種類株式に係る取得決議によりその取得の対価として当該取得をされる株主等に当該取得をする法人の株式のみが交付される場合の当該取得決議

四　新株予約権付社債についての社債　当該新株予約権付社債に付された新株予約権の行使によりその取得の対価として当該取得をする法人の株式が交付される場合の当該新株予約権の行使

五　取得条項付新株予約権（新株予約権について、これを発行した法人が一定の事由（以下この号において「取得事由」という。）が発生したことを条件としてこれを取得することができる旨の定めがある場合の当該新株予約権をいう。以下この号において同じ。）又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債　これらの取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として当該取得をされる新株予約権者に当該取得をする法人の株式のみが交付される場合の当該取得事由の発生

第六十一条の四第一項及び第六十一条の六第二項第二号中「第六十一条の二第八項」を「第六十一条の二第十四項」に、「同条第九項」を「同条第十五項」に改める。

第六十一条の八第一項中「利益の配当」を「剰余金の配当」に改める。

第六十一条の十一第一項中「ものをいう。」を「ものをいう。以下この項及び」に改め、同項第一号中「完全子会社（商法第三百五十二条第一項（株式交換）に規定する完全子会社をいう。以下この項及び次条第一項第四号において同じ。）」を「株式移転完全子法人」に、「次項」を「第四号及び次項」に改め、同項第三号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第六号を削り、同項第五号中「商法第二百二十条ノ六第一項（端株主の端株買取請求権）に規定する端株」を「会社法第百八十九条第一項（単元未満株式についての権利の制限等）に規定する単元未満株式」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「次条第一項第二号」を「次条第一項第三号」に、「又は株式移転」を「、適格株式交換又は適格株式移転」に、「又は完全子会社」を「、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人」に、「又は当該株式移転」を「、当該適格株式交換の日又は当該適格株式移転」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　当該内国法人が最初連結親法人事業年度開始の日の五年前の日から当該開始の日までの間に適格株式交換を行い、かつ、当該内国法人が当該適格株式交換の日から当該開始の日まで継続して当該適格株式交換に係る株式交換完全子法人であつた法人の発行済株式の全部を直接又は間接に保有している場合の当該法人

第六十一条の十二第一項第四号を削り、同項第三号中「商法第二百二十条ノ六第一項（端株主の端株買取請求権）に規定する端株」を「会社法第百八十九条第一項（単元未満株式についての権利の制限等）に規定する単元未満株式」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「又は合併類似適格分割型分割」を「、合併類似適格分割型分割又は適格株式交換」に、「又は分割法人」を「、分割法人又は株式交換完全子法人」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該連結親法人が適格株式交換により法人の発行済株式の全部を有することとなつた場合の当該法人

第六十一条の十三第一項中「移転した場合」の下に「及び株式又は出資をその発行をした法人に譲渡した場合」を加え、同条第三項中「第六十一条の十一第一項第四号」を「第六十一条の十一第一項第五号」に改める。

第六十二条第一項後段中「又は分割型分割」及び「又は分割承継法人」を削り、「次条第一項」を「次条」に、「第六十一条の二第四項（合併及び分割型分割による株式割当等がない場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算）」を「第六十一条の二第三項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）」に、「自己の株式」を「当該合併法人の株式」に改める。

第六十二条の二第一項中「当該適格合併に基因して第二条第十八号ヘ（定義）に規定する事由に該当することとなつた場合には同号へに掲げる金額に相当する金額を、当該適格分割型分割

に基因して同号へに規定する事由に該当することとなつた場合には同号へに掲げる金額に相当する金額のうち当該内国法人が有していた他の連結法人の株式で当該適格分割型分割により移転をするものに対応する部分の金額を含む。）」を「として政令で定める金額」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項（適格合併に係る部分に限る。）の場合においては、同項の内国法人は、前条第一項後段の規定にかかわらず、前項の合併法人から当該合併法人の株式（第六十一条の二第三項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に規定する場合において同項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされる当該合併法人の株式を含む。）を当該適格合併により移転をした資産及び負債の帳簿価額を基礎として政令で定める金額により取得し、直ちに当該株式を当該内国法人の株主等に交付したものとする。

3　第一項（適格分割型分割に係る部分に限る。）の場合においては、同項の内国法人が同項の分割承継法人から交付を受けた当該分割承継法人の株式の当該交付の時の価額は、当該適格分割型分割により移転をした資産及び負債の帳簿価額を基礎として政令で定める金額とする。

第六十二条の六第一項中「分割承継法人の株式その他の資産を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付する分割」を「分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産の一部のみを当該分割法人の株主等に交付をする分割」に改める。

第六十二条の七第一項中「総数」の下に「又は総額」を、「超える数」の下に「又は金額」を加え、「又は第六十一条の十二第一項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）」を「若しくは第六十一条の十二第一項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）又は第六十二条の九第一項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）」に、「又は第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度」を「若しくは第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度又は第六十二条の九第一項の規定の適用を受ける事業年度」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　第一項に規定する特定資本関係法人又は前項に規定する被合併法人等が特定適格合併等の直前において第六十一条第一項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入）に規定する欠損等法人（次項及び第六項において「欠損等法人」という。）であり、かつ、当該特定適格合併等が同条第一項に規定する適用期間内に行われるものであるときは、第一項の内国法人が当該特定資本関係法人又は当該被合併法人等から当該特定適格合併等により移転を受けた資産については、同項（前項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定は、適用しない。

5　第一項の内国法人が欠損等法人であり、かつ、特定適格合併等が第六十一条第一項に規定する適用期間内に行われるものであるときは、当該内国法人が有する資産については、第一項の規定は、適用しない。

6　第一項の内国法人が特定適格合併等後に欠損等法人となり、かつ、第六十一条第一項に規定する適用期間が開始したときは、第一項に規定する適用期間は、同条第一項に規定する適用期間開始の日の前日に終了するものとする。

第二編第一章第一節第六款中第六十二条の七の次に次の二条を加える。

（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）

第六十二条の八　内国法人が非適格合併等（適格合併に該当しない合併又は適格分割に該当しない分割、適格現物出資に該当しない現物出資若しくは事業の譲受けのうち、政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により当該非適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人その他政令で定める法人（以下この条において「被合併法人等」という。）から資産又は負債の移転を受けた場合において、当該内国法人が当該非適格合併等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産（適格合併に該当しない合併にあつては、第六十二条第一項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する新株等）の価額の合計額（当該非適格合併等において当該被合併法人等から支出を受けた第三十七条第七項（寄附金の損金不算入）に規定する寄附金の額に相当する金額を含み、当該被合併法人等に対して支出をした同項に規定する寄附金の額に相当する金額を除く。第三項において「非適格合併等対価額」という。）が当該移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額（当該資産（営業権にあつては、政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の取得価額の合計額から当該負債の額（次項に規定する負債調整勘定の金額を含む。以下この項において同じ。）の合計額を控除した金額をいう。第三項において同じ。）を超えるときは、その超える部分の金額（当該資産の取得価額の合計額が当該負債の額の合計額に満たない場合には、その満たない部分の金額を加算した金額）のうち政令で定める部分の金額は、資産調整勘定の金額とする。

2　内国法人が非適格合併等により当該非適格合併等に係る被合併法人等から資産又は負債の移転を受けた場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を負債調整勘定の金額とする。

一　当該内国法人が当該非適格合併等に伴い当該被合併法人等から引継ぎを受けた従業者につき退職給与債務引受け（非適格合併等後の退職その他の事由により当該非適格合併等に伴い引継ぎを受けた従業者に支給する退職給与の額につき、非適格合併等前における在職期間その他の勤務実績等を勘案して算定する旨を約し、かつ、これに伴う負担の引受けをすることをいう。以下この条において同じ。）をした場合　当該退職給与債務引受けに係る金額として政令で定

める金額（第六項第一号において「退職給与債務引受額」という。）

二　当該内国法人が当該非適格合併等により当該被合併法人等から移転を受けた事業に係る将来の債務（当該事業の利益に重大な影響を与えるものに限るものとし、前号の退職給与債務引受けに係るもの及び既にその履行をすべきことが確定しているものを除く。）で、その履行が当該非適格合併等の日からおおむね三年以内に見込まれるものについて、当該内国法人がその履行に係る負担の引受けをした場合　当該債務の額に相当する金額として政令で定める金額（第六項第二号において「短期重要債務見込額」という。）

3　内国法人が非適格合併等により当該非適格合併等に係る被合併法人等から資産又は負債の移転を受けた場合において、当該非適格合併等に係る非適格合併等対価額が当該被合併法人等から移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額に満たないときは、その満たない部分の金額は、負債調整勘定の金額とする。

4　第一項の資産調整勘定の金額を有する内国法人は、各資産調整勘定の金額に係る当初計上額（非適格合併等の時に同項の規定により当該資産調整勘定の金額とするものとされた金額をいう。）を六十で除して計算した金額に当該事業年度の月数を乗じて計算した金額（当該内国法人が自己を被合併法人とする合併（適格合併を除く。）を行う場合にあつては、当該合併の日の前日の属する事業年度終了の時の金額）に相当する金額を、当該事業年度において減額しなければならない。

5　前項の規定により減額すべきこととなつた資産調整勘定の金額に相当する金額は、その減額すべきこととなつた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6　第二項に規定する負債調整勘定の金額を有する内国法人は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該負債調整勘定の金額につき、その該当することとなつた日の属する事業年度において当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を減額しなければならない。

一　退職給与引受従業者（退職給与債務引受けの対象とされた第二項第一号に規定する従業者をいう。以下この号及び第九項において同じ。）が退職その他の事由により当該内国法人の従業者でなくなつた場合（当該退職給与引受従業者が、第九項第一号イ又は第二号イに規定する場合に該当する場合を除く。）又は退職給与引受従業者に対して退職給与を支給する場合　退職給与債務引受額に係る負債調整勘定の金額（第九項及び第十項において「退職給与負債調整勘定の金額」という。）のうちこれらの退職給与引受従業者に係る部分の金額として政令で定める金額

二　短期重要債務見込額に係る損失が生じ、又は非適格合併等の日から三年が経過した場合　当該短期重要債務見込額に係る負債調整勘定の金額（以下この条において「短期重要負債調整勘定の金額」という。）のうち当該損失の額に相当する金額（当該三年が経過した場合にあつては、当該短期重要負債調整勘定の金額）

7　第三項の負債調整勘定の金額（以下この条において「差額負債調整勘定の金額」という。）を有する内国法人は、各差額負債調整勘定の金額に係る当初計上額（非適格合併等の時に同項の規定により当該差額負債調整勘定の金額とするものとされた金額をいう。）を六十で除して計算した金額に当該事業年度の月数を乗じて計算した金額（当該内国法人が自己を被合併法人とする合併（適格合併を除く。）を行う場合にあつては、当該合併の日の前日の属する事業年度終了の時の金額）に相当する金額を、当該事業年度において減額しなければならない。

8　前二項の規定により減額すべきこととなつた負債調整勘定の金額に相当する金額は、その減額すべきこととなつた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

9　内国法人が自己を被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人とする適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格組織再編成」という。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ、当該各号に定める資産調整勘定の金額及び負債調整勘定の金額は、当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（次項及び第十二項において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一　適格合併　当該適格合併の直前における資産調整勘定の金額及び次に掲げる負債調整勘定の金額

イ　退職給与負債調整勘定の金額のうち、当該内国法人が当該適格合併を行つたことに伴いその退職給与引受従業者が当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することとなつた場合（当該合併法人において退職給与債務引受けがされた場合に限る。）の当該退職給与引受従業者に係る部分の金額として政令で定める金額

ロ　短期重要負債調整勘定の金額

ハ　差額負債調整勘定の金額

二　適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号において「適格分割等」という。）　当該適格分割等の直前における次に掲げる負債調整勘定の金額

イ　退職給与負債調整勘定の金額のうち、当該内国法人が当該適格分割等を行つたことに伴いその退職給与引受従業者が当該適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（イにおいて「分割承継法人等」という。）の業務に従事することとなつた場合（当該分割承継法人等において退職給与債務引受けがされた場合に限る。）の当該退職給与引受従業者に係る部分の金額として政令で定める金額

ロ　当該適格分割等により移転する事業又は資産若しくは負債と密接な関連を有する短期重要負債調整勘定の金額として政令で定めるもの

10　前項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた資産調整勘定の金額並びに退職給与負債調整勘定の金額、短期重要負債調整勘定の金額及び差額負債調整勘定の金額は、それぞれ当該合併法人等が同項の適格組織再編成の時において有する資産調整勘定の金額並びに退職給与負債調整勘定の金額、短期重要負債調整勘定の金額及び差額負債調整勘定の金額とみなす。

11　第四項及び第七項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

12　前項に定めるもののほか、第十項の合併法人等が適格組織再編成により引継ぎを受けた資産調整勘定の金額につき第四項の規定により減額すべき金額の計算その他第一項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）

第六十二条の九　内国法人が自己を株式交換完全子法人とする株式交換又は株式移転（適格株式交換及び適格株式移転を除く。以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合には、当該内国法人が当該非適格株式交換等の直前の時において有する時価評価資産（固定資産、土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。）、有価証券、金銭債権及び繰延資産で政令で定めるもの以外のものをいう。）の評価益（当該非適格株式交換等の直前の時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）又は評価損（当該非適格株式交換等の直前の時の帳簿価額がその時の価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）は、当該非適格株式交換等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十三条第一項中「次項」の下に「若しくは第三項」を加え、「同項の」を「これらの」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前条第一項の内国法人が同項に規定する非適格株式交換等の日の属する事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度を除く。以下この項において「非適格株式交換等事業年度」という。）において第一項の規定の適用を受けている場合（政令で定める場合を除く。）には、同項に規定する資産の販売等に係る収益の額及び費用の額（当該非適格株式交換等事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるもの並びに同項の規定により当該非適格株式交換等事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。）は、当該非適格株式交換等事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

第六十六条第一項中「百分の三十四・五」を「百分の三十」に改め、同条第二項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に、「百分の二十五」を「百分の二十二」に改め、同条第三項中「百分の二十五」を「百分の二十二」に改める。

第六十七条の見出しを「（特定同族会社の特別税率）」に改め、同条第一項中「同族会社（同族会社」を「特定同族会社（被支配会社で、被支配会社」に、「同族会社でない」を「被支配会社でない」に、「同族会社となるものに限る」を「被支配会社となるものをいう」に、「その同族会社」を「その特定同族会社」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する被支配会社とは、会社の株主又は社員（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の一人並びにこれと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合におけるその会社をいう。

第六十七条第七項中「第二項」を「第三項」に、「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「同族会社」を「特定同族会社」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「同族会社」を「特定同族会社」に、「千五百万円」を「二千万円」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「掲げる金額」の下に「（当該事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が一億円以下である特定同族会社（第一号において「中小特定同族会社」という。）以外の特定同族会社にあつては、同号から第三号までに掲げる金額）」を加え、同項第一号中「百分の三十五」を「百分の四十（中小特定同族会社にあつては、百分の五十）」に改め、同項第二号中「千五百万円」を「二千万円」に改め、同項第三号中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条第五項とする。

四　当該事業年度に該当する場合には、当該特定同族会社の連結事業年度（当該事業年度に連結事業年度が連結事業年度）終了の時における総資産の額として政令で定める金額に対する当該前事業年度終了の時における自己資本の額として政令で定める金額の割合が百分の三十に満たない場合におけるその満たない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

第六十七条第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定する留保金額とは、次に掲げる金額の合計額（第五項において「所得等の金額」という。）のうち留保した金額から、当該事業年度の所得の金額につき前条第一項又は第二項の規定により計算した法人税の額（次条から第七十条の二まで（税額控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。

一　当該事業年度の所得の金額（第六十二条第二項（合併及び分割による資産等の時価

による譲渡）に規定する最後事業年度又は分割前事業年度にあつては、同項の規定を適用しないで計算した場合における所得の金額）

二　第二十三条（受取配当等の益金不算入）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額（連結法人である特定同族会社が他の連結法人（当該特定同族会社との間に連結完全支配関係があるものに限る。）から受ける配当等の額に係るもののうち政令で定めるものを除く。）

三　第二十六条第一項（還付金等の益金不算入）に規定する還付を受け又は充当される金額（同項第一号に係る部分の金額を除く。）、同条第二項に規定する減額された部分として政令で定める金額、その受け取る附帯税（利子税を除く。以下この号において同じ。）の負担額及び附帯税の負担額の減少額並びに同条第五項に規定する還付を受ける金額

四　第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）又は第五十九条（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

4　特定同族会社の前項に規定する留保した金額の計算については、当該特定同族会社による剰余金の配当又は利益の配当（その支払に係る決議の日がその支払に係る基準日の属する事業年度終了の日の翌日から当該基準日の属する事業年度に係る決算の確定の日までの期間内にあるもの（政令で定めるものを除く。）に限る。）の額（当該剰余金の配当又は利益の配当が金銭以外の資産によるものである場合には、当該資産の当該基準日の属する事業年度終了の時における帳簿価額（当該資産が当該基準日の属する事業年度終了の日後に取得したものである場合にあつては、その取得価額）に相当する金額）は、当該基準日の属する事業年度に支払われたものとする。

第六十八条第一項中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削る。

第六十九条第八項及び第十一項中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「出資を除く。）」の下に「の総数又は総額」を加え、「利益の配当又は剰余金の分配」を「剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除く。）若しくは利益の配当（分割型分割によるものを除く。）又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。）」に改める。

第七十二条第一項第二号中「同族会社」を「特定同族会社」に改める。

第八十条第四項中「営業」を「事業」に改める。

第八十一条の四第二項中「計算の基礎となつた期間の末日」を「支払に係る基準日（信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となつた期間の末日）」に、「同日」を「当該基準日」に改め、同条第五項中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「出資を除く。）」の下に「の総数又は総額」を加える。

第八十一条の六第一項を次のように改める。

連結法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額（次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。）の合計額のうち、当該連結法人に係る連結親法人の当該連結事業年度終了の時の連結個別資本金等の額又は当該連結事業年度の連結所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第四項において「連結損金算入限度額」という。）を超える部分の金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第八十一条の六第二項中「（前項の規定の適用を受けた寄附金の額を除く。）」を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに第三十七条第三項各号（寄附金の損金不算入）に掲げる寄附金の額があるときは、当該寄附金の額は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。

4　第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに第三十七条第四項に規定する寄附金の額があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が当該連結事業年度に係る連結損金算入限度額を超える場合には、当該連結損金算入限度額に相当する金額）は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。

第八十一条の六第五項中「、第三項」を削り、「前項第三号中「第三十七条第四項第三号」を「前項中「第三十七条第四項」に、「同条第四項第三号」を「同条第四項」に改め、同条第六項中「同項各号に規定する寄附金の額」を「第三項各号に規定する寄附金の額又は第四項に規定する寄附金の額」に改め、同条第七項中「第一項から第三項まで」を「第一項又は第二項」に改める。

第八十一条の九第二項第二号中「商法第三百五十二条第一項（株式交換）に規定する完全子会社」を「株式移転完全子法人」に、「完全親会社」を「株式移転完全親法人」に改め、同号イ中「事業年度」の下に「（当該株式移転が適格株式移転に該当しないものである場合には、当該各事業年度のうち当該株式移転の日の属する事業年度前の事業年度を除く。）」を加え、同号ロ中「株式移転」の下に「（適格株式移転に限る。）」を加え、同項第三号中「を有しない」を「がない」に改め、第二編第一章の二第一節第三款第六目中同条の次に次の一条を加える。

（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）

第八十一条の九の二　連結親法人で他の者との間に当該他の者による特定支配関係（第五十七条の二第一項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に規定する特定支配関係をいう。）を有することとなつたもの及び当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人のうち、当該特定支配関係を有することとなつた日（以下この項において「支配日」という。）の属する連結事業年度（以下この項において「特定支配連結事業年度」という。）において当該特定支配連結事業年度前の各連結事業年度にお

いて生じた連結欠損金額（前条第二項の規定により連結欠損金額とみなされたものを含むものとし、同条第一項の規定の適用があるものに限る。以下この項において同じ。）又は評価損資産（当該連結親法人又は連結子法人が当該支配日において有する資産のうち当該支配日における価額がその帳簿価額に満たないものとして政令で定めるものをいう。）を有するもの（連結親法人又は政令で定める連結子法人のうち、各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度開始の日の前日において第五十七条の二第一項に規定する欠損等法人（第三項及び第四項において「欠損等法人」という。）その他これに準ずる政令で定める法人であつたもの（以下この項において「連結前欠損等法人」という。）を含む。以下この条において「欠損等連結法人」という。）が、当該支配日（連結前欠損等法人にあつては、支配日に準ずる日として政令で定める日。次項第一号において「特定支配日」という。）以後五年を経過した日の前日までに第五十七条の二第一項各号に掲げる事由に相当するものとして政令で定める事由に該当する場合には、その該当することとなつた日として政令で定める日（次項において「該当日」という。）の属する連結事業年度（以下この条において「適用連結事業年度」という。）以後の各連結事業年度においては、当該適用連結事業年度前の各連結事業年度において生じた連結欠損金額のうち政令で定める金額に相当する金額については、前条第一項の規定は、適用しない。

2　欠損等連結法人である連結親法人が該当日（第五十七条の二第一項に規定する該当日を含む。）以後に合併、分割又は現物出資を行う場合には、次の各号に掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（前条第五項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）については、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一　当該連結親法人が当該連結親法人との間に第四条の二（連結納税義務者）に規定する完全支配関係がない法人（以下この号及び第四項において「非支配法人」という。）との間で当該連結親法人を前条第二項第三号に規定する合併法人等（第四項において「合併法人等」という。）とする同号に規定する適格合併等（以下この号及び第四項において「適格合併等」という。）を行う場合における当該適格合併等に係る被合併法人又は分割法人（第四項において「被合併法人等」という。）である非支配法人の当該適格合併等の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた同条第二項第三号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（当該適格合併等が当該連結親法人の適用事業年度（第五十七条の二第一項に規定する適用事業年度をいう。以下この条において同じ。）又は適用連結事業年度開始の日以後三年を経過する日（その経過する日が特定支配日以後五年を経過する日後となる場合にあつては、同日）後に行われるものである場合には、当該欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該適用事業年度又は適用連結事業年度開始の日前であるものに限る。）　前条第二項

二　当該連結親法人が当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人との間で当該連結親法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする前条第四項第四号に規定する適格合併等を行う場合における当該連結親法人の適用連結事業年度前の各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額　同項

3　前条第二項の連結親法人又は同項第二号に規定する連結子法人が、同項第一号に規定する最初連結親法人事業年度開始の日の前日において欠損等法人又は欠損等連結法人である場合には、当該連結親法人又は連結子法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた同号又は同項第二号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額については、同項の規定は、適用しない。

4　前条第二項の連結親法人が欠損等法人又は欠損等連結法人である非支配法人との間で当該連結親法人を合併法人等とする適格合併等を行う場合には、当該適格合併等に係る被合併法人等である当該非支配法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた同項第三号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額については、同項の規定は、適用しない。

5　前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十一条の十第一項中「移転した場合」の下に「及び株式又は出資をその発行をした法人に譲渡した場合」を加え、同条第三項中「第六十一条の十一第一項第四号」を「第六十一条の十一第一項第五号」に改める。

第八十一条の十二第一項中「百分の三十四・五」を「百分の三十」に改め、同条第二項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に、「百分の二十五」を「百分の二十二」に改め、同条第三項中「百分の二十六」を「百分の二十三」に改める。

第八十一条の十三の見出しを「（連結特定同族会社の特別税率）」に改め、同条第一項中「同族会社」を「特定同族会社」に、「次項及び第四項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「次項」を「第四項」に改め、「（当該連結事業年度の期間に係る確定した決算において利益の処分による経理をした第三十五条第四項（賞与の意義）に規定する賞与のうちにその利益の処分の確定した日において当該賞与を受ける者ごとに債務の確定していないものがある場合における当該債務の確定していない賞与の額を含む。）」を削り、同項第三号中「同項第一号に掲げる金額のうち、第二条第十八号リ（定義）に規定する法人税並びに同号リ又は同条第十八号の二ヌに規定する道府県民税及び市町村民税に係る部分の金額」を「同項第一号に係る部分の金額」に改め、「及び」の下に「同条第五項に規定する還付を受ける金額並びに」を加え、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第六十七条第五項及び第六項」を「第

六十七条第七項及び第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第四項」を「第五項」に、「千五百万円」を「二千万円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「掲げる金額」の下に「（連結親法人の当該連結事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える場合にあつては、第一号から第三号までに掲げる金額）」を加え、同項第一号中「百分の三十五」を「百分の四十（連結親法人の当該連結事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が一億円以下である場合にあつては、百分の五十）」に改め、同項第二号中「千五百万円」を「二千万円」に改め、同項第三号中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条第四項とする。

四　各連結法人の前年度総資産額（当該連結事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度（その前日の属する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該前日の属する事業年度。以下この号において「前連結事業年度等」という。）終了の時における総資産の額として政令で定める金額をいう。）の合計額に対する当該各連結法人の当該前連結事業年度等の終了の時における自己資本の額として政令で定める金額の合計額の割合が百分の三十に満たない場合におけるその満たない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

第八十一条の十三第二項の次に次の一項を加える。

3　前項に規定する留保した金額の計算については、連結親法人又は政令で定める連結子法人による剰余金の配当又は利益の配当（その支払に係る決議の日がその支払に係る基準日の属する連結事業年度終了の日の翌日から当該基準日の属する連結事業年度に係る決算の確定の日までの期間内にあるもの（政令で定めるものを除く。）に限る。）の額（当該剰余金の配当又は利益の配当が金銭以外の資産によるものである場合には、当該資産の当該基準日の属する連結事業年度終了の時における帳簿価額（当該資産が当該基準日の属する連結事業年度終了の日後に取得したものである場合にあつては、その取得価額）に相当する金額）は、当該基準日の属する連結事業年度に支払われたものとする。

第八十一条の十五第八項及び第十一項中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「出資を除く。）」の下に「の総数又は総額」を加え、「利益の配当又は剰余金の分配」を「剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除く。）若しくは利益の配当（分割型分割によるものを除く。）又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。）」に改める。

第八十一条の十八第一項第一号及び第八十一条の二十第一項第二号中「連結同族会社」を「連結特定同族会社」に改める。

第八十二条の四中「百分の三十四・五」を「百分の三十」に改める。

第八十二条の五第二項中「者（同族会社」を「者（第六十七条第二項（特定同族会社の特別税率）に規定する被支配会社（以下この項において「被支配会社」という。）に、「三人以下」を「一人」に、「これらと」を「これと」に、「法人（同族会社」を「法人（被支配会社」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、本文に規定する留保した金額は、各計算期間に係る収益の分配が当該各計算期間の末日に行われたものとして計算する。

第八十二条の五第四項第一号中「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同項第二号及び同条第五項中「千五百万円」を「二千万円」に改める。

第九十三条第一項中「資本等の金額（」を「資本金等の額（」に、「連結個別資本等の金額」を「連結個別資本金等の額」に改め、同条第二項第一号中「第二条第十八号へ又は第十八号の二チ（定義）に掲げる金額」を「政令で定める金額」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　第二十六条第一項第二号から第四号まで（還付金等の益金不算入）に掲げるものの額で清算中に還付を受け、又は未納の国税若しくは地方税に充当をされたもの、同条第二項に規定する外国法人税の額で清算中に還付を受けたもののうち同項に規定する控除対象外国法人税の額及び個別控除対象外国法人税の額が還付された部分として政令で定める金額、清算中に受け取つた附帯税（利子税を除く。以下この号において同じ。）の負担額及び附帯税の負担額の減少額並びに同条第五項に規定する損金の額に算入されなかつたものの額で清算中に還付を受けたものの合計額

第九十四条第二号中「資産再評価法」の下に「（昭和二十五年法律第百十号）」を加える。

第九十五条第一項中「同条第四項第一号及び第二号」を「同条第三項各号」に改める。

第九十九条第一項中「百分の三十・七」を「百分の二十七・一」に改め、同条第二項中「百分の二十三・一」を「百分の二十・五」に改める。

第百二条第一項第二号中「同族会社」を「特定同族会社」に改め、同項第三号中「百分の三十四・五」を「百分の三十」に、「百分の二十五」を「百分の二十二」に改める。

第百三条第一項中「資本等の金額（」を「資本金等の額（」に、「連結個別資本等の金額」を「連結個別資本金等の額」に改め、同項第一号中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第百三十二条第一項第二号ハ中「株式の数又は出資の金額」を「株式又は出資の数又は金額」に、「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「除く。）」の下に「の総数又は総額」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、同項に規定する更正又は決定をする場合において、同項各号に掲げる法人の行為又は計算につき、所得税法第百五十七条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認等）若しくは相続税法第六十四条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認等）又は地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十二条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認等）の規定の適用があつたときについて準用する。

第百三十二条の二中「によりその有する資産の移転を行い、若しくはこれと併せてその有す

る負債の移転を行った法人（以下この条において「移転法人」という。）、当該資産の移転を受け、若しくはこれと併せて当該負債の移転を受けた法人（以下この条において「取得法人」という。）又は移転法人若しくは取得法人」を「又は株式交換若しくは株式移転（以下この条において「合併等」という。）をした一方の法人若しくは他方の法人又はこれらの法人」に、「当該資産及び」を「合併等により移転する資産及び」に、「移転法人又は取得法人」を「当該一方の法人又は他方の法人」に、「利益の配当又は剰余金の分配の額」を「第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額」に改める。

第百三十八条第五号イを次のように改める。

イ　内国法人から受ける所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息

第百四十二条中「第六十一条」を「第六十条の二」に改める。

第百四十三条第一項中「百分の三十四・五」を「百分の三十」に改め、同条第二項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に、「百分の二十五」を「百分の二十二」に改め、同条第三項中「百分の二十五」を「百分の二十二」に改める。

第百四十五条第二項の表の第七十二条第三項の項中「第六十一条」を「第六十条の二」に改める。

第百四十五条の四中「百分の三十四・五」を「百分の三十」に改める。

第百四十五条の五第二項に後段として次のように加える。

この場合において、本文に規定する留保した金額は、各計算期間に係る収益の分配が当該各計算期間の末日に行われたものとして計算する。

第百四十五条の五第三項第一号中「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同項第二号中「千五百万円」を「二千万円」に改める。

第百五十二条を次のように改める。

第百五十二条　削除

第百五十三条第一項中「次項、次条及び第百六十二条第三号（偽りの記載をした中間申告書を提出する等の罪）」に改める。

第百五十六条の二中「簿書及び資料」を「帳簿書類その他の物件」に改める。

別表第一第一号の表独立行政法人の項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資の金額」に改める。

（相続税法の一部改正）

第三条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条の三」を「第二十六条の二」に、「第四十八条」を「第四十八条の三」に改める。

第三条の二中「（特別縁故者への相続財産の分与）」を「（特別縁故者に対する相続財産の分与）」に改める。

第二十一条の十五第二項及び第二十一条の十六第二項中「被相続人の一親等」を「当該被相続人の当該一親等」に改める。

第三十条第一項中「第五号」を「第六号」に、「第二十七条第一項に」を「同項に」に改め、同条第二項中「第五号」を「第六号」に、「第二十八条第一項に」を「同項に」に改める。

第三十一条第一項中「第五号」を「第六号」に改め、同条第三項中「第三十五条第二項第四号」を「第三十五条第二項第五号」に改め、同条第四項中「第五号」を「第六号」に改める。

第三十二条第二号中「（承認又は放棄の取消し）」を「（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）」に改め、同条第八号を同条第九号とし、同条第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　第四十二条第二十七項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により条件を付して物納の許可がされた場合（第四十八条第二項の規定により当該許可が取り消され、又は取り消されることとなる場合に限る。）において、当該条件に係る物納に充てた財産の性質その他の事情に関し政令で定めるものが生じたこと。

第三十五条第三項及び第四項中「第五号」を「第六号」に改める。

第三十八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（延納の要件）」を付し、同条第一項中「金額」の下に「として政令で定める額」を加え、「を許可する」を「の許可をする」に改め、同条第二項中「を許可する」を「の許可をする」に改め、同条第三項中「金額」の下に「として政令で定める額」を加え、「を許可する」を「の許可をする」に改める。

第三十九条に見出しとして「（延納手続）」を付し、同条第一項中「、政令で定めるところにより」を削り、「その他必要な」を「その他の財務省令で定める」に改め、「書類」の下に「として財務省令で定めるもの（以下この条及び第四十七条第二項において「担保提供関係書類」という。）」を加え、同条第二項中「否かを調査し」を「否かの調査を行い」に改め、「基づき、」の下に「当該申請書の提出期限の翌日から起算して三月以内に」を加え、「を許可し」を「の許可をし」に、「を却下する。」を「の却下をする。」に、「を許可する」を「の許可をする」に改め、後段を削り、同条第七項を同条第三十項とし、同条第六項を同条第二十九項とし、同条第五項中「その他政令」を「その他の財務省令」に、「を許可した」を「の許可をした」に改め、後段を削り、同項を同条第二十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

28　第二項及び第三項の規定は、前項の規定による延納の許可を受けた者が同項の申請書を提出した場合について準用する。この場合において、第二項中「の提出期限」とあるのは「を提出した日」と、「三月」とあるのは「一月」と読み替えるものとする。

第三十九条第四項を削り、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二項の次に次の二十三項を加える。

3　税務署長は、前項の規定により許可をし、又は却下をした場合においては、当該許可に係る延納税額及び延納の条件又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

4　税務署長は、第二項ただし書の規定により担保の変更を求める場合においては、その旨

及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

5　税務署長は、第二項ただし書の規定により担保の変更を求めた場合において、当該申請者が前項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して二十日以内にその変更に係る担保提供関係書類を納税地の所轄税務署長に提出しなかつたときは、第二項の規定により当該申請の却下をすることができる。

6　前条第一項の規定による延納の許可を申請しようとする者は、担保提供関係書類の全部又は一部を第一項の申請書の提出期限までに当該申請書に添付して提出することができない場合には、政令で定めるところにより、その旨、当該担保提供関係書類を提出する日その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項及び第二十四項において「担保提供関係書類提出期限延長届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出することができる。この場合において、当該提出する日が記載されていないときは、当該提出期限の翌日から起算して三月を経過する日が記載されているものとみなす。

7　前項の規定により当該申請者が担保提供関係書類提出期限延長届出書を提出した場合には、担保提供関係書類（当該担保提供関係書類提出期限延長届出書に係るものに限る。次項において同じ。）の提出期限は、当該担保提供関係書類提出期限延長届出書に記載された当該担保提供関係書類を提出する日（その日が前項の提出期限の翌日から起算して三月を経過する日後である場合には、当該経過する日）とする。

8　前二項（この項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた者が前項に規定する提出する日までに担保提供関係書類を提出することができない場合における第六項の規定の適用については、同項中「第一項の申請書の提出期限までに当該申請書に添付して提出することができない場合」とあるのは、「次項に規定する提出する日までに同項の担保提供関係書類を提出することができない場合」とする。ただし、当該担保提供関係書類の提出期限は、第一項の申請書の提出期限の翌日から起算して六月を経過する日後とすることはできない。

9　前三項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「当該申請書」とあるのは、「担保提供関係書類（第六項の担保提供関係書類提出期限延長届出書に係るものに限る。）」とする。

10　税務署長は、第一項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書についてその記載に不備があること又は担保提供関係書類についてその記載に不備があること若しくはその提出がないことその他の政令で定める事由があるときは、当該申請者に対して当該申請書の訂正又は当該担保提供関係書類の訂正若しくは提出を求めることができる。

11　税務署長は、前項の規定により申請書の訂正又は担保提供関係書類の訂正若しくは提出を求める場合においては、その旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

12　第十項の規定により申請書の訂正又は担保提供関係書類の訂正若しくは提出を求められた当該申請者は、前項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して二十日以内に当該申請書の訂正又は当該担保提供関係書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該担保提供関係書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当該申請者は、当該期間を経過した日において延納の申請を取り下げたものとみなす。

13　第十項の規定により担保提供関係書類の訂正又は提出を求められた当該申請者は、前項の経過した日の前日までに当該担保提供関係書類の訂正又は提出をすることができない場合には、政令で定めるところにより、その旨、当該担保提供関係書類の訂正又は提出をする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項において「担保提供関係書類補完期限延長届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出することができる。この場合において、当該訂正又は提出をする日が記載されていないときは、当該経過した日から起算して三月を経過する日が記載されているものとみなす。

14　前項の規定により当該申請者が担保提供関係書類補完期限延長届出書を提出した場合には、担保提供関係書類（当該担保提供関係書類補完期限延長届出書に係るものに限る。次項において同じ。）の訂正又は提出の期限は、当該担保提供関係書類補完期限延長届出書に記載された当該担保提供関係書類の訂正又は提出をする日（その日が前項の経過した日から起算して三月を経過する日後である場合には、当該経過する日）とする。

15　前二項（この項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた者が前項に規定する訂正又は提出をする日までに担保提供関係書類の訂正又は提出をすることができない場合における第十三項の規定の適用については、同項中「前項の経過した日の前日」とあるのは、「次項に規定する訂正又は提出をする日」とする。ただし、当該担保提供関係書類の訂正又は提出の期限は、第十一項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して六月を経過する日後とすることはできない。

16　第十項又は前三項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「以内」とあるのは、「に第十一項の規定による通知を申請者が受けた日の翌日から申請書（第十項の規定に係るものに限る。）の訂正の期限又は担保提供関係書類（第十項の規定に係るものに限る。）若しくは担保提供関係書類（第十三項の担保提供関係書類補完期限延長届出書に係るものに限る。）の訂正若しくは提出の期限（以下この項において「申請書等の提出期限」という。）までの期間（第十一項の規定による通知が複数ある場合には、それぞれの通知を受けた日の翌日から当該それぞれの通知に係る申請書等の提出期限までの期間を合算した期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を

合算した期間を除いた期間）とする。）を加算した期間内」とする。

17　第二項ただし書の規定により担保の変更を求めた場合における同項本文の規定の適用については、同項本文中「当該申請書の提出期限」とあるのは、「第五項に規定する期限」とする。

18　第二項ただし書の規定により担保の変更を求められた者は、担保提供関係書類の全部又は一部を第五項に規定する期限までに提出することができない場合には、政令で定めるところにより、その旨、当該担保提供関係書類を提出する日その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項及び第二十四項において「変更担保提供関係書類提出期限延長届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出することができる。この場合において、当該提出する日が記載されていないときは、当該期限の翌日から起算して三月を経過する日が記載されているものとみなす。

19　前項の規定により当該申請者が変更担保提供関係書類提出期限延長届出書を提出した場合には、担保提供関係書類（当該変更担保提供関係書類提出期限延長届出書に係るものに限る。次項において同じ。）の提出期限は、当該変更担保提供関係書類提出期限延長届出書に記載された当該担保提供関係書類を提出する日（その日が前項の期限の翌日から起算して三月を経過する日後である場合には、当該経過する日）とする。

20　前二項（この項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた者が前項に規定する提出する日までに担保提供関係書類を提出することができない場合における第十八項の規定の適用については、同項中「第五項に規定する期限」とあるのは、「次項に規定する提出する日」とする。ただし、当該担保提供関係書類の提出期限は、第四項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して六月を経過する日後とすることはできない。

21　前三項の規定の適用がある場合における第二項及び第五項の規定の適用については、第二項中「当該申請書」とあるのは「担保提供関係書類（第十八項の変更担保提供関係書類提出期限延長届出書に係るものに限る。）」と、第五項中「前項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して二十日以内にその変更に係る」とあるのは「第二十一項の規定により読み替えて適用する第二項の担保提供関係書類の提出期限までにその変更に係る当該」とする。

22　第二項の規定により、税務署長が、同項の調査を行う場合において、当該調査に三月を超える期間を要すると認めるときは、同項の規定の適用については、同項中「三月」とあるのは、「六月」とする。

23　税務署長は、前項の規定の適用がある場合においては、その旨を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

24　第十項の規定により担保提供関係書類の訂正又は提出が求められている場合において、当該担保提供関係書類に係る延納についての担保提供関係書類提出期限延長届出書又は変更担保提供関係書類提出期限延長届出書が提出されているときは、第十四項及び第十五項ただし書の規定の適用については、第十四項中「前項の経過した日から起算して三月を経過する日後である場合には、当該経過する日」とあるのは「当該訂正又は提出が求められている担保提供関係書類に係る延納についての第六項の担保提供関係書類提出期限延長届出書又は第十八項の変更担保提供関係書類提出期限延長届出書による期限後である場合には、当該期限」と、第十五項ただし書中「第十一項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して六月を経過する日」とあるのは「当該訂正又は提出が求められている担保提供関係書類に係る延納についての第六項の担保提供関係書類提出期限延長届出書又は第十八項の変更担保提供関係書類提出期限延長届出書による期限」とする。

25　第二項本文に規定する期間内（第九項、第十六項、第十七項、第二十一項又は第二十二項の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えて適用する第二項本文に規定する期間内）に、税務署長が延納の許可又は当該延納の申請の却下をしない場合には、当該申請に係る条件により延納の許可があつたものとみなす。

第四十条に見出しとして「（延納申請に係る徴収猶予等）」を付し、同条第一項中「同条第三項」を「同条第二十六項」に改める。

第四十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（物納の要件）」を付し、同条第一項中「金額」の下に「として政令で定める額」を加え、「を許可する」を「の許可をする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、物納に充てる財産（以下「物納財産」という。）の性質、形状その他の特徴により当該政令で定める額を超える価額の物納財産を収納することについて、税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、当該政令で定める額を超えて物納の許可をすることができる。

第四十一条第二項中「掲げるもの」の下に「（管理又は処分をするのに不適格なものとして政令で定めるもの（第四十五条第一項において「管理処分不適格財産」という。）を除く。）」を加え、同条第四項中「物納申請」を「物納の許可の申請」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項各号に掲げる財産のうち物納劣後財産（物納財産ではあるが他の財産に対して物納の順位が後れるものとして政令で定めるものをいう。以下この項及び第四十五条第一項において同じ。）を物納に充てることができる場合は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、それぞれ第二項各号に掲げる財産のうち物納劣後財産に該当しないもので納税義務者が物納の許可の申請の際現に有するもののうちに適当な価額のものがない場合に限る。

第四十二条に見出しとして「（物納手続）」を付し、同条第一項中「又は納付すべき日までに、政令で定めるところにより」を「までに、又は納付すべき日に」に、「その他必要な」を「その他の財務省令で定める」に改め、「申請書」の下に「に

物納の手続に必要な書類として財務省令で定めるもの（以下この章において「物納手続関係書類」という。）を添付し、これ」を加え、同条第二項中「否かを調査し」を「否かの調査を行い」に改め、「基づき、」の下に「当該申請書の提出期限の翌日から起算して三月以内に」を、「一部について」の下に「物納財産ごとに」を加え、「を許可し」を「に係る物納の許可をし」に、「を却下する」を「の却下をする」に改め、ただし書を削り、同条第三項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同項ただし書の規定により物納財産の変更を求めようとする場合」及び「又は当該変更を求めようとする旨及びその理由」を削り、同条第四項を次のように改める。

4　前条第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、物納手続関係書類の全部又は一部を第一項の申請書の提出期限までに当該申請書に添付して提出することができない場合には、政令で定めるところにより、その旨、当該物納手続関係書類を提出する日その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項及び第十五項において「物納手続関係書類提出期限延長届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出することができる。この場合において、当該提出する日が記載されていないときは、当該提出期限の翌日から起算して三月を経過する日が記載されているものとみなす。

第四十二条第五項を同条第二十九項とし、同条第四項の次に次の二十四項を加える。

5　前項の規定により当該申請者が物納手続関係書類提出期限延長届出書を提出した場合には、物納手続関係書類（当該物納手続関係書類提出期限延長届出書に係るものに限る。次項において同じ。）の提出期限は、当該物納手続関係書類提出期限延長届出書に記載された当該物納手続関係書類を提出する日（その日が前項の提出期限の翌日から起算して三月を経過する日後である場合には、当該経過する日）とする。

6　前二項（この項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた者が前項に規定する提出する日までに物納手続関係書類を提出することができない場合における第四項の規定の適用については、同項中「第一項の申請書の提出期限までに当該申請書に添付して提出することができない場合」とあるのは、「次項に規定する提出する日までに同項の物納手続関係書類を提出することができない場合」とする。ただし、当該物納手続関係書類の提出期限は、第一項の申請書の提出期限の翌日から起算して一年を経過する日後とすることはできない。

7　前三項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「当該申請書」とあるのは、「物納手続関係書類（第四項の物納手続関係書類提出期限延長届出書に係るものに限る。）」とする。

8　税務署長は、第一項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書についてその記載に不備があること又は物納手続関係書類についてその記載に不備があること若しくはその提出がないことその他の政令で定める事由があるときは、当該申請者に対して当該申請書の訂正又は当該物納手続関係書類の訂正若しくは提出を求めることができる。

9　税務署長は、前項の規定により申請書の訂正又は物納手続関係書類の訂正若しくは提出を求める場合においては、その旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

10　第八項の規定により申請書の訂正又は物納手続関係書類の訂正若しくは提出を求められた当該申請者は、前項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して二十日以内に当該申請書の訂正又は当該物納手続関係書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該物納手続関係書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当該申請者は、当該期間を経過した日において物納の申請を取り下げたものとみなす。

11　第八項の規定により物納手続関係書類の訂正又は提出を求められた当該申請者は、前項の経過した日の前日までに当該物納手続関係書類の訂正又は提出をすることができない場合には、政令で定めるところにより、その旨、当該物納手続関係書類の訂正又は提出をする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項において「物納手続関係書類補完期限延長届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出することができる。この場合において、当該訂正又は提出をする日が記載されていないときは、当該経過した日から起算して三月を経過する日が記載されているものとみなす。

12　前項の規定により当該申請者が物納手続関係書類補完期限延長届出書を提出した場合には、物納手続関係書類（当該物納手続関係書類補完期限延長届出書に係るものに限る。次項において同じ。）の訂正又は提出の期限は、当該物納手続関係書類補完期限延長届出書に記載された当該物納手続関係書類を提出する日（その日が前項の経過した日から起算して三月を経過する日後である場合には、当該経過する日）とする。

13　前二項（この項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた者が前項に規定する訂正又は提出をする日までに物納手続関係書類の訂正又は提出をすることができない場合における第十一項の規定の適用については、同項中「前項の経過した日の前日」とあるのは、「次項に規定する訂正又は提出をする日」とする。ただし、当該物納手続関係書類の訂正又は提出の期限は、第九項の規定により読み替えて適用する第八項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して一年を経過する日後とすることはできない。

14　第八項又は前三項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「以内」とあるのは、「に第九項の規定による通知を申請者が受けた日の翌日から申請書（第八項の規定に係るものに限る。）の訂正の期限又は物納手続関係書類（第八項の規定に係るものに限る。）若しくは物納手続関係書

類（第十一項の物納手続関係書類補完期限延長届出書に係るものに限る。）の訂正若しくは提出の期限（以下この項において「申請書等の提出期限」という。）までの期間（第九項の規定による通知が複数ある場合には、それぞれの通知を受けた日の翌日から当該それぞれの通知に係る申請書等の提出期限までの期間を合算した期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を合算した期間を除いた期間）とする。）を加算した期間内」とする。

15　第八項の規定により物納手続関係書類の訂正又は提出が求められている場合において、当該物納手続関係書類に係る物納財産についての物納手続関係書類提出期限延長届出書が提出されているときは、第十二項及び第十三項ただし書の規定の適用については、第十二項中「前項の経過した日から起算して三月を経過する日後である場合には、当該経過する日」とあるのは「当該訂正又は提出が求められている物納手続関係書類に係る物納財産についての第四項の物納手続関係書類提出期限延長届出書による期限後である場合には、当該期限」と、第十三項ただし書中「第九項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して一年を経過する日」とあるのは「当該訂正又は提出が求められている物納手続関係書類に係る物納財産についての第四項の物納手続関係書類提出期限延長届出書による期限」とする。

16　第二項の規定により、税務署長が、同項の調査を行う場合において、同項の申請書に係る物納財産が多数であることその他の事由により当該調査に三月を超える期間を要すると認めるときは、同項の規定の適用については、同項中「三月」とあるのは、「六月」とする。

17　第二項の規定により、税務署長が、同項の調査を行う場合において、積雪その他これに準ずる事由により当該調査に六月を超える期間を要すると認めるときは、前項の規定の適用については、同項中「六月」とあるのは、「九月」とする。

18　税務署長は、前二項の規定の適用がある場合においては、その旨を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

19　税務署長は、第二項の許可をしようとするときは、当該申請者に対し、一年を超えない範囲内で期限を定めて廃棄物の撤去その他の物納財産を収納するために必要な措置をとることを命ずることができる。

20　税務署長は、前項の規定により措置をとることを命ずる場合においては、その旨を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

21　税務署長は、第十九項の措置をとることを命じた場合において、当該措置が同項の期限（次項の収納関係措置期限延長届出書が提出されている場合には、第二十三項に規定する期限）までにとられないときは、第二項の規定により物納の申請の却下をすることができる。

22　第十九項の規定により同項の措置をとることを命じられた申請者は、同項の期限までに当該措置をとることができない場合には、政令で定めるところにより、その旨、当該措置をとる日その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項において「収納関係措置期限延長届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出することができる。この場合において、当該措置をとる日が記載されていないときは、当該期限の翌日から起算して三月を経過する日が記載されているものとみなす。

23　前項の規定により当該申請者が収納関係措置期限延長届出書を提出した場合には、第十九項の措置（当該収納関係措置期限延長届出書に係るものに限る。次項において同じ。）の第十九項の期限は、当該収納関係措置期限延長届出書に記載された当該措置をとる日（その日が前項の期限の翌日から起算して三月を経過する日（その日が第二十項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して一年を経過する日後である場合には、当該経過する日）後である場合には、当該三月を経過する日）とする。

24　前二項（この項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた者が前項に規定する当該措置をとる日までに第十九項の措置をとることができない場合における第二十二項の規定の適用については、同項中「同項の期限」とあるのは、「次項に規定する当該措置をとる日」とする。ただし、第十九項の期限は、第二十項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して一年を経過する日後とすることはできない。

25　第十九項又は前三項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「以内」とあるのは、「に第二十項の規定による通知を受けた日の翌日から第十九項の期限（第二十二項の収納関係措置期限延長届出書が提出されている場合には、第二十三項に規定する期限）までの期間を加算した期間内」とする。

26　第十九項の措置をとつた場合には、当該申請者は、遅滞なく、その旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

27　税務署長は、第二項の規定により物納の許可をする場合において、物納財産の性質その他の事情に照らし必要があると認めるときは、必要な限度において当該許可に条件を付することができる。この場合において、当該許可に付した条件を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

28　第二項に規定する期間内（第七項、第十四項、第十六項（第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十五項の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えて適用する第二項に規定する期間内）に税務署長が物納の許可又は当該物納の申請の却下をしない場合には、当該物納の許可があつたものとみなす。

第四十二条に次の一項を加える。

30　前各項に定めるもののほか、物納に関する手続その他物納に関し必要な事項は、政令で

定める。

第四十三条に見出しとして「（物納財産の収納価額等）」を付し、同条第一項中「変化を」を「変化が」に改め、同条第二項中「所有権移転」を「所有権の移転」に改め、同条第三項中「、政令で定めるところにより」を削り、「これを」の下に「当該」を加え、同項ただし書中「又は」を「、又は当該」に改め、同条第五項から第七項までを次のように改める。

5　第三項の規定により物納に充てた財産で過誤納額の還付を受けようとする者は、当該過誤納額、還付を受けようとする財産の種類及び収納価額その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を当該物納の許可をした税務署長に提出しなければならない。

6　第三項の規定により物納に充てた財産で過誤納額の還付を受けようとする場合において、当該過誤納額が当該財産の価額に満たないときは、当該還付を受けようとする者は、あらかじめ、当該財産の価額と当該過誤納額との差額に相当する金額を国に納付しなければならない。

7　前各項に定めるもののほか、物納財産の収納又は過誤納額の還付に関する手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条第八項から第十項までを削る。

第四十四条を次のように改める。

（物納申請の全部又は一部の却下に係る延納）

第四十四条　税務署長は、第四十一条第一項の規定による申請があつた場合において、延納により金銭で納付することを困難とする事由がないと認めたことから第四十二条第二項の規定により物納の申請の却下をしたとき、又は第四十一条第一項に規定する納付を困難とする金額が当該申請に係る金額より少ないと認めたことから第四十二条第二項の規定により当該申請に係る相続税額の一部について当該申請の却下をしたときは、これらの却下に係る相続税額につき、これらの却下の日の翌日から起算して二十日以内にされた当該申請者の申請により、当該相続税額のうち金銭で一時に納付することを困難とする金額として政令で定める額を限度として、延納の許可をすることができる。

2　第三十八条第一項、第二項及び第四項、第三十九条第一項から第二十五項まで及び第二十七項から第三十項まで並びに第四十条の規定は、前項の規定による延納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十五条から第四十八条までを次のように改める。

（物納申請の却下に係る再申請）

第四十五条　税務署長は、第四十一条第一項の規定による申請があつた場合において、同項の物納の許可の申請に係る物納財産が管理処分不適格財産又は物納劣後財産に該当することから第四十二条第二項の規定により当該申請の却下をしたときは、当該却下の日の翌日から起算して二十日以内にされた当該申請者の申請（当該物納財産以外の物納財産に係る申請に限る。）により、第四十一条第一項に規定する納付を困難とする金額として政令で定める額を限度として、物納の許可をすることができる。

2　第四十一条から第四十三条までの規定は、前項の規定による物納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（物納の撤回）

第四十六条　税務署長は、第四十二条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により物納の許可をした不動産のうちに賃借権その他の不動産を使用する権利の目的となつている不動産がある場合において、当該物納の許可を受けた者が、その後物納に係る相続税を、金銭で一時に納付し、又は次条第三項の規定による延納の許可を受けて納付するときは、当該不動産については、その収納後においても、当該物納の許可を受けた日の翌日から起算して一年以内にされたその者の申請により、その物納の撤回の承認をすることができる。ただし、当該不動産が換価されていたとき、又は公用若しくは公共の用に供されており若しくは供されることが確実であると見込まれるときは、この限りでない。

2　前項の規定による物納の撤回を申請しようとする者は、当該撤回の承認を求めようとする理由その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合においては、当該申請者及び当該申請に係る事項について第一項の規定に該当するか否かの調査を行い、その調査に基づき、当該申請書の提出があつた日の翌日から起算して三月以内に当該申請の承認をし、又は当該申請の却下をする。

4　税務署長は、前項の場合において、物納の許可があつた二以上の不動産の一部について物納の撤回の申請があり、又は物納の許可があつた一の不動産を分割してその一部について物納の撤回の申請があつたとき（これらの申請のあつた財産以外の物納財産のうちにその物納の撤回により管理又は処分をするのに不適格な財産として政令で定めるもの（以下この条において「不適格財産」という。）があるときに限る。）は、当該不適格財産を物納の撤回の申請に係る財産に追加することを求め、当該申請者が当該財産に当該不適格財産を追加するのをまつて同項の規定により当該撤回の承認をし、又は当該申請の却下をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「当該申請書の提出があつた日の翌日から起算して三月」とあるのは、「第六項の規定による通知が発せられた日の翌日から起算して二月」とする。

5　税務署長は、第三項の場合において、物納の撤回に係る相続税のうちに金銭で一時に納付すべき相続税又は納付すべき第九項の有益費があるときは、第十項の規定による通知が発せられた日の翌日から起算して一月以内に当該相続税及び当該有益費が完納されるのを

まつて第三項の規定による物納の撤回の承認をし、又は物納の撤回の申請の却下をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「当該申請書の提出があつた日の翌日から起算して三月」とあるのは、「第十項の規定による通知が発せられた日の翌日から起算して二月」とする。

6　税務署長は、第三項の規定による物納の撤回の承認をし、若しくは当該撤回の申請の却下をし、又は第四項の規定による当該申請に係る不適格財産の追加を求める場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

一　物納の撤回の承認をする場合　その旨並びに当該承認をする不動産に係る事項及び当該撤回に係る相続税額

二　物納の撤回の申請の却下をする場合　その旨及び却下をする理由

三　物納の撤回の申請に係る不適格財産の追加を求める場合　その旨及び当該追加を求める理由

7　第四項の規定による物納の撤回の申請に係る不適格財産の追加の求めがあつた場合において、当該申請者が前項（第三号に限る。）の規定による通知を受けた日の翌日から起算して二十日以内（当該申請者が当該期間内にその求めに応ずることができないことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、税務署長の指定する日まで）にその求めに応じなかつたときは、当該申請者は、当該申請を取り下げたものとみなす。

8　前項に規定する税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合における第三項の規定の適用については、同項中「当該申請書の提出があつた日の翌日から起算して三月」とあるのは、「第七項の税務署長の指定する日の翌日から起算して一月」とする。

9　第三項の規定による物納の撤回の承認を受けようとする者は、当該撤回に係る財産につき国が支出した有益費がある場合には、その費用の額に相当する金銭を納付しなければならない。ただし、当該財産につき当該承認を受けることができなかつた場合は、この限りでない。

10　税務署長は、第三項の規定による物納の撤回の承認をする場合において、当該撤回に係る相続税のうちに金銭で一時に納付すべき相続税又は納付すべき前項の有益費があるときは、あらかじめ、当該相続税の額及び当該有益費の額を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。この場合において、当該申請者がその通知が発せられた日の翌日から起算して一月以内にその通知に係る当該相続税及び当該有益費を完納しないときは、当該申請者は、当該撤回の申請を取り下げたものとみなす。

11　第三項に規定する期間内（第四項、第五項又は第八項の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えて適用する第三項に規定する期間内）に、税務署長が物納の撤回の承認又は申請の却下をしない場合には、当該撤回の承認があつたものとみなす。

12　前各項に定めるもののほか、物納の撤回に関する手続に関し必要な事項は、政令で定める。

（物納の撤回に係る延納）

第四十七条　税務署長は、前条第一項の物納の許可を受けた者が同項の規定による物納の撤回の承認を受けようとする場合において、当該物納の許可を受けた者の申請により、当該撤回に係る相続税額につき、当該相続税額のうち金銭で一時に納付することを困難とする金額として政令で定める額を限度として、延納の許可をすることができる。

2　前項の規定による延納の許可を申請しようとする者は、前条第二項の規定による物納の撤回の申請書の提出と同時に、当該撤回に係る相続税額その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に担保提供関係書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合においては、その申請の基因となる物納の撤回の申請の却下をする場合を除き、当該申請者及び当該申請に係る事項について前条第一項及び前二項の規定に該当するか否かの調査を行い、その調査に基づき、当該申請書の提出期限の翌日から起算して三月以内に当該申請に係る税額の全部又は一部について当該申請に係る条件若しくはこれを変更した条件により物納の撤回に係る延納の許可をし、又は当該申請の却下をする。ただし、税務署長が当該延納の許可をする場合において、当該申請者の提供しようとする担保が適当でないと認めるときは、その変更を求めることができる。

4　税務署長は、前項の延納の許可をする場合には、未経過延納税額のうち金銭で一時に納付することを困難とする金額を限度として、未経過延納期間内の年賦延納により許可をしなければならない。

5　前項の未経過延納税額とは、物納の撤回に係る相続税につきその納期限又は納付すべき日に第三十八条第一項の規定による延納の許可があつたものとした場合における各延納年割額のうち、物納の撤回の承認をする日後に納付の期限が到来することとなる延納年割額（次項において「未経過延納年割額」という。）の合計額をいい、前項の未経過延納期間とは、当該相続税につきその納期限又は納付すべき日に当該延納の許可があつたものとした場合における延納期間のうち、物納の撤回の承認をする日後の期間をいう。ただし、当該相続税に係る課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合は、当該物納の撤回の承認をする時までに納付すべき税額の確定した相続税額の計算の基礎となつた財産の価額を基準として計算するものとする。

6　第三項の規定により延納の許可をする場合の延納年割額及びその納期限は、当該延納に係る未経過延納年割額及びその納期限とする。この場合において、その許可をする延納税額又は延納期間が前項に規定する未経過延

納税額又は未経過延納期間に満たないときは、当該延納年割額は、当該延納税額及び当該延納期間に応じ、第三十八条第二項の規定に準じて計算した金額とする。

7　税務署長は、第三項の場合において、前条第四項の規定により同項に規定する不適格財産を物納の撤回の申請に係る財産に追加することを求めたときは、当該申請者が当該財産に当該不適格財産を追加するのをまつて第三項の規定による延納の許可をし、又は当該延納の申請の却下をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「当該申請書の提出期限の翌日から起算して三月」とあるのは、「前条第六項の規定による通知が発せられた日の翌日から起算して二月（同条第七項の規定による税務署長の指定する日がある場合にあつては、同日の翌日から起算して一月）」とする。

8　税務署長は、第三項の場合において、物納の撤回に係る相続税のうちに金銭で一時に納付すべき相続税又は納付すべき前条第九項の有益費があるときは、同条第十項の規定による通知が発せられた日の翌日から起算して一月以内に当該相続税及び当該有益費が完納されるのをまつて第三項の規定による延納の許可をし、又は当該延納の申請の却下をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「当該申請書の提出期限の翌日から起算して三月」とあるのは、「同条第十項の規定による通知が発せられた日の翌日から起算して二月」とする。

9　税務署長は、第三項の規定により延納の許可をした場合には、その旨並びに当該許可に係る延納税額及び延納の条件を前条第六項の物納の撤回の承認をする書面に併せて記載して当該申請者に通知し、第三項の規定により延納の申請の却下をした場合には、その旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

10　第二項の規定による延納の申請があつた場合において、その基因となる物納の撤回の申請の却下がされたとき若しくは取下げがあつたとき、又は前条第七項若しくは第十項の規定により当該申請を取り下げたものとみなされたときは、当該延納の申請は、併せて却下がされ、又は取下げがあつたものとみなす。

11　第三十八条第四項、第三十九条第四項から第二十五項まで及び第二十七項から第三十項まで並びに第四十条第二項及び第三項の規定は、物納の撤回に係る延納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（物納の許可の取消し）

第四十八条　税務署長は、第四十二条第二十七項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の規定により条件（物納財産について一定の事項の履行を求めるものに限る。）を付して物納の許可をした場合において、当該一定の事項の履行を求めるときは、当該条件に従つて期限を定めて、当該一定の事項の履行を求める旨その他財務省令で定める事項を記載した書面により、これを第四十二条第二十七項の申請者に通知する。

2　税務署長は、前項の期限までに同項の一定の事項の履行がない場合には、第四十二条第二十七項の規定による通知をした日の翌日から起算して五年を経過する日までに前項の規定による通知をしたときに限り、同条第二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による物納の許可を取り消すことができる。

3　税務署長は、前項の規定により物納の許可を取り消した場合においては、その旨及びその理由を記載した書面により、これを第四十二条第二十七項の申請者に通知する。

4　第二項の規定による物納の許可の取消しがあつた場合におけるこの法律、国税通則法その他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章中第四十八条の次に次の二条を加える。

（特定の延納税額に係る物納）

第四十八条の二　税務署長は、第三十八条第一項又は第四十四条第一項の規定による延納の許可を受けた者について、第三十八条第一項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の延納税額からその納期限が到来している分納税額を控除した残額（以下この条において「特定物納対象税額」という。）を第三十九条第二十七項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更された条件による延納によつても金銭で納付することを困難とする事由が生じた場合においては、その者の申請により、特定物納対象税額のうちその納付を困難とする金額として政令で定める額を限度として、物納の許可をすることができる。

2　前項の規定による物納（以下この条において「特定物納」という。）の許可を受けようとする者は、当該特定物納に係る相続税の申告期限の翌日から起算して十年を経過する日までに、特定物納対象税額、金銭で納付することを困難とする金額及びその困難とする事由、特定物納の許可を求めようとする税額その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に物納手続関係書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合においては、当該申請者及び当該申請に係る事項について第一項の規定並びに第六項において準用する第四十一条第一項後段及び第二項から第五項までの規定に該当するか否かの調査を行い、その調査に基づき、当該提出があつた日の翌日から起算して三月以内に当該申請に係る特定物納の許可を求めようとする税額の全部又は一部について当該特定物納に係る財産ごとに当該特定物納の許可をし、又は当該申請の却下をする。

4　第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請により特定物納の許可を求めようとする税額のうち、当該提出があつた日から次の各号に掲げる日までの間にその分納期限が到来する分納税額の納期限

は、当該各号に定める日まで延長する。

一　前項の規定により申請の却下がされる日、第六項において準用する第四十二条第十項の規定により申請を取り下げたものとみなされる日又は自ら申請を取り下げる日　これらの日の翌日から起算して一月を経過する日

二　第六項において準用する第四十三条第二項の規定により相続税の納付があつたものとされる日　当該納付があつたものとされる日

5　特定物納に係る財産の収納価額は、当該特定物納に係る申請の時の価額による。ただし、税務署長は、収納の時までに当該財産の状況に著しい変化が生じたときは、収納の時の現況により当該財産の収納価額を定めることができる。

6　第四十一条第一項後段及び第二項から第五項まで、第四十二条第三項、第八項から第十項まで、第十四項及び第十六項から第二十八項まで、第四十三条第二項から第七項まで並びに前条の規定は、前各項の規定による特定物納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7　前各項に定めるもののほか、特定物納に関し必要な事項は、政令で定める。

（延納又は物納に関する事務の引継ぎ）

第四十八条の三　国税通則法第四十三条第三項（国税の徴収の所轄庁）の規定により国税局長が延納又は物納に関する事務の引継ぎを受けた場合におけるこの章の規定の適用については、同章中「税務署長」とあるのは、「国税局長」とする。

第七章中第四十九条を削り、第四十九条の二を第四十九条とする。

第五十一条第二項中「掲げる期間」を「定める期間」に改め、同項第一号ハ中「第五号」を「第六号」に改め、同項第二号中「から四月」を「の翌日から起算して四月」に改め、「早い日」の下に「次条第一項第一号及び第五十三条第一項において同じ。」を加え、同号ハ中「第五号」を「第六号」に改め、同条第四項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　次の各号に掲げる贈与税については、当該各号に定める期間は、国税通則法第六十条第二項の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

一　第二十一条の二第四項の規定の適用を受けていた者が、第三十二条第一号から第六号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため期限後申告書又は修正申告書を提出したことにより納付すべき贈与税額　第三十三条の規定による納期限の翌日からこれらの申告書の提出があつた日までの期間

二　第二十一条の二第四項の規定の適用を受けていた者について、第三十二条第一号から第六号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため更正又は決定があつた場合における当該更正又は決定により納付すべき贈与税額　第三十三条の規定による納期限の翌日から当該更正又は決定に係る国税通則法第二十八条第一項に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日と当該事由の生じた日の翌日から起算して四月を経過する日とのいずれか早い日までの期間

第五十二条の見出しを「（延納等に係る利子税）」に改め、同条第一項第一号中「該当する場合には、」を「該当する場合には」に改め、「とする。」の下に「。第四項において同じ。」を加え、「の納期限までの期間の月数」を「の納期限までの期間」に、「以下「　」を「次号において「　」に改め、「（当該納期限前に納付があつた場合には、当該算出した金額から、当該納期限前に納付された税額を基礎とし、その納付の日の翌日から当該納期限までの期間の月数に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額（当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額）を控除した金額）」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　第二回以後に納付すべき分納税額を納付する場合においては、当該延納税額から前回までの分納税額の合計額を控除した税額を基礎とし、前回の分納税額の納期限の翌日からその回の分納税額の納期限までの期間に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額に相当する利子税

第五十二条第二項を削り、同条第三項中「第三十九条第六項」を「第三十九条第二十九項」に改め、「第四十条第二項」の下に「（第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）」を加え、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

4　相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した者について、第三十九条第二項（同条第二十六項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による延納の申請の却下があつた場合又は第三十九条第十二項（同条第二十六項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により延納の申請を取り下げたものとみなされる場合には、当該取得した者は、当該申請の却下又は取下げに係る相続税額又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から第三十九条第二項の規定による当該延納の申請の却下があつた日又は同条第十二項の規定により当該延納の取下げがあつたものとみなされる日までの期間につき、当該相続税額又は贈与税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

5　前各項に定めるもののほか、延納の許可、却下、取下げ又は取消しに係る利子税の額の計算について必要な事項は、政令で定める。

第五十三条及び第五十四条を次のように改める。

（物納等に係る利子税）

第五十三条　第四十二条第二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による物納の許可を受けた者は、当該物納に係る相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定による納期限又は納付すべき日（第五十一条第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。次項において同じ。）の翌日から第四十三条第二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により納付があつたものとされた日までの期間につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

2　前項の場合において、同項に規定する納期限又は納付すべき日の翌日（第四十二条第四項の物納手続関係書類提出期限延長届出書（第四十五条第二項において準用する第四十二条第四項の物納手続関係書類提出期限延長届出書の提出があつた場合には、当該物納手続関係書類提出期限延長届出書。以下この項において「最終物納手続関係書類提出期限延長届出書」という。）の提出があつた場合には、当該最終物納手続関係書類提出期限延長届出書に係る物納手続関係書類の提出期限の翌日）から第四十三条第二項の規定により納付があつたものとされた日までの期間（物納手続関係書類の訂正又は提出を行う期間その他の期間として政令で定める期間を除く。）に対応する部分の利子税は、納付することを要しない。

3　第四十六条第三項の規定による物納の撤回の承認を受けた者は、前二項の規定にかかわらず、その物納の撤回に係る相続税額の納付に併せて、次の各号に掲げる相続税額の区分に応じ、当該各号に定める期間につき、次項で定めるところにより計算した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

一　第四十六条第十項の規定による通知に係る相続税額　当該相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該相続税額を納付した日までの期間

二　第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相続税額　イ及びロに掲げる期間

イ　第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該延納の許可を受けた日までの期間

ロ　第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた日の翌日から当該延納の許可を受けた相続税額の延納期限（当該期限前に当該相続税額の全部の納付があつた場合には、その納付の日）までの期間

4　前項に規定する金額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　前項第一号に定める期間　同号に掲げる相続税額を基礎とし、当該相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該相続税額を納付した日までの期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額

二　前項第二号に定める期間　イ又はロに掲げる期間の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額

イ　前項第二号イに掲げる期間　第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相続税額を基礎とし、当該相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該延納の許可を受けた日までの期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額

ロ　前項第二号ロに掲げる期間　前条第一項第一号中「又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定による納期限又は納付すべき日（前条第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。第四項において同じ。）」とあるのは、「に係る第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた日」として、同条の規定に準じて算出した金額

5　第三項の場合において、第四十三条第二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により相続税の納付があつたものとされた日後に当該相続税に係る物納の撤回の承認があつたときは、同日の翌日からその物納の撤回の承認があつた日までの期間に対応する部分の利子税は、納付することを要しないものとし、当該承認に係る不動産につき当該期間内に国が取得すべき賃貸料その他の使用料は、返還することを要しないものとする。

6　相続又は遺贈により財産を取得した者について、第四十二条第二項の規定による物納の申請の却下があつた場合（当該物納に係る相続税について第四十四条第二項において準用する第三十九条第一項の規定による延納の申請をした場合を除く。）又は第四十二条第十項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により物納の申請を取り下げたものとみなされる場合には、当該取得した者は、当該申請の却下又は取下げに係る相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から第四十二条第二項の規定による当該物納の申請の却下があつた日又は同条第十項の規定により物納の申請を取り下げたものとみなされる日（第

四十五条第二項において準用する第四十二条第二項又は第十項の規定の適用がある場合には、これらの規定による却下があつた日又は取り下げたものとみなされる日）までの期間につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

7　第四十八条第二項（第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により物納の許可の取消しを受けた者は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該取消しに係る相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日（第四十八条の二第六項において準用する第四十八条第二項の規定により物納の許可の取消しがあつた場合には、第四十八条の二第六項において準用する第四十三条第二項の規定により納付があつたものとされた日）の翌日から当該取消しのあつた日までの期間につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。この場合において、当該取消しに係る物納財産につき当該物納財産に係る第四十三条第二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により納付があつたものとされた日の翌日から当該取消しのあつた日までの期間内に国が取得した、又は取得すべき賃貸料その他の利益に相当する金額（国が当該物納財産につき有益費を支出した場合には、当該有益費の額に相当する金額を控除した金額）を返還するものとする。

8　前各項に定めるもののほか、物納の許可、却下、取下げ、撤回又は取消しに係る利子税の額の計算について必要な事項は、政令で定める。

第五十四条　削除

第六十条第一項中「含む。」の下に「次条及び」を加える。

第六十条の二中「簿書及び資料」を「帳簿書類その他の物件」に改める。

第六十四条の見出しを「（同族会社等の行為又は計算の否認等）」に改め、同条第一項中「同族会社」を「同族会社等」に改め、同条第三項中「移転法人（合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立（以下この項において「合併等」という。）によりその有する資産の移転を行い、又はこれと併せてその有する負債の移転を行つた法人をいう。以下この項において同じ。）又は取得法人（合併等により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）」を「合併、分割、現物出資若しくは法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立又は株式交換若しくは株式移転をした一方の法人又は他方の法人」に、「当該移転法人若しくは当該取得法人」を「当該一方の法人若しくは他方の法人」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の「同族会社」を「前二項の「同族会社等」に改め、「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、「をいう」を「又は所得税法第百五十七条第一項第二号に掲げる法人をいう」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、同族会社等の行為又は計算につき、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百三十二条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認）若しくは所得税法第百五十七条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認等）又は地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十二条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認等）の規定の適用があつた場合における当該同族会社等の株主若しくは社員又はその親族その他これらの者と前項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税に係る更正又は決定について準用する。

（地価税法の一部改正）

第四条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「（相続放棄の取消し等）」を「（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）」に改める。

第三十二条の見出しを「（同族会社等の行為又は計算の否認等）」に改め、同条第一項中「税務署長は、」の下に「同族会社等（」を加え、「（以下この条において「同族会社」という。）」を「又は所得税法第百五十七条第一項第二号（同族会社等の行為又は計算の否認等）に掲げる法人をいう。以下この条において同じ。）」に、「当該同族会社」を「当該同族会社等」に、「同法」を「法人税法」に、「この項及び第三項」を「この条」に改め、同条第二項中「同族会社」を「同族会社等」に改め、同条第三項中「移転法人（合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立（以下この項において「合併等」という。）によりその有する資産の移転を行い、又はこれと併せてその有する負債の移転を行つた法人をいう。以下この項において同じ。）又は取得法人（合併等により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）」を「合併、分割、現物出資若しくは法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立又は株式交換若しくは株式移転をした一方の法人又は他方の法人」に、「当該移転法人若しくは当該取得法人」を「当該一方の法人若しくは他方の法人又はこれらの法人」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、同族会社等の行為又は計算につき、法人税法第百三十二条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認）、所得税法第百五十七条第一項若しくは相続税法第六十四条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認等）又は第一項の規定の適用があつた場合における当該同族会社等又は当該同族会社等の株主等若しくは当該株主等と同項に規定する特殊の関係のある者の地価税に係る更正又は決定について準用する。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条　削除

第三十五条中「、申告書の公示の手続」を削る。

第三十六条第一項中「含む。」の下に「次条及び」を加える。

第三十七条中「簿書及び資料」を「帳簿書類その他の物件」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第三十三条」を「―第三十五条」に改める。

第五条第十三号中「別表第一第二十四号から第五十四号まで」を「別表第一第三十三号から第百五十八号まで」に改める。

第十条第一項及び第二項中「別表第一の第一号」を「別表第一第一号」に改める。

第十六条第二号中「別表第一第十六号」を「別表第一第二十号」に、「同表第一第十七号の二」を「同表第二十二号」に改める。

第十七条第一項中「別表第一第一号㈨イ」を「別表第一第一号㈩イ」に改める。

第二十三条第一項中「第二十二号」を「第二十一号」に改める。

第二十五条、第二十八条第一項及び第二十九条第二項中「第三十三条第四項」を「第三十五条第四項」に改める。

第三十一条第一項第三号中「（国税通則法第七十五条第一項第五号（他の行政機関の処分についての審査請求）の規定による審査請求に対する裁決により第二十六条第一項の認定に係る処分の全部又は一部が取り消されたときを除く。）」を削る。

第三十三条を第三十五条とし、第三十二条の次に次の二条を加える。

（学校法人が取得する特定保育所の用に供する土地及び建物に係る登記の特例）

第三十三条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第　号）第三条第二項（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定）の認定を受けた私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人が特定保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項に規定する幼保連携施設（同項の認定に係るものに限る。）を構成する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項（児童福祉施設）に規定する保育所をいう。）の用に供する土地又は建物を取得した場合における別表第三の一の項の規定の適用については、同項の第三欄の第一号中「校舎」とあるのは、「校舎（第三十三条に規定する特定保育所の用に供する建物を含む。）」とする。

（変更の届出に係る登録が新たな登録とみなされる場合の当該届出の取扱い）

第三十四条　保険業法（平成七年法律第百五号）第二百八十条第二項（変更等の届出等）の規定による登録のうち別表第一第三十七号の規定により同法第二百七十六条（登録）の特定保険募集人の登録とみなされるものに係る同法第二百八十条第一項第一号の規定による届出については、これを当該登録に係る申請とみなして、この法律の規定を適用する。

別表第一を次のように改める。

別表第一　課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十八条、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一　不動産の登記（不動産の信託の登記を含む。） （注）　この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）第一条第一項（定義）に規定する立木をいう。		
㈠　所有権の保存の登記	不動産の価額	千分の四
㈡　所有権の移転の登記		
イ　相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額	千分の四
ロ　共有物の分割による移転の登記	不動産の価額	千分の四
ハ　その他の原因による移転の登記	不動産の価額	千分の二十
㈢　地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定、転貸又は移転の登記		
イ　設定又は転貸の登記	不動産の価額	千分の十
ロ　相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額	千分の二
ハ　共有に係る権利の分割による移転の登記	不動産の価額	千分の二
ニ　その他の原因による移転の登記	不動産の価額	千分の十
㈣　地役権の設定の登記	承役地の不動産の個数	一個につき千五百円

㈤　先取特権の保存、質権若しくは抵当権の設定、強制競売、担保不動産競売（その例による競売を含む。以下単に「競売」という。）、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額、極度金額又は不動産工事費用の予算金額	千分の四
㈥　先取特権、質権又は抵当権の移転の登記		
イ　相続又は法人の合併による移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の二
㈦　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の二
㈧　抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数	一件につき千円
㈨　賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記	賃借権及び抵当権の件数	一件につき千円
㈩　信託の登記		
イ　所有権の信託の登記	不動産の価額	千分の四
ロ　所有権以外の権利の信託の登記	不動産の価額	千分の二
㈪　相続財産の分離の登記		
イ　所有権の分離の登記	不動産の価額	千分の四
ロ　所有権以外の権利の分離の登記	不動産の価額	千分の二
㈫　仮登記		
イ　所有権の保存の仮登記又は保存の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
ロ　所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記		
(1)　相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
(2)　共有物の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
(3)　その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の十
ハ　地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の仮登記又は設定、転貸若しくは移転の請求権の保全のための仮登記		
(1)　設定若しくは転貸の仮登記又は設定若しくは転貸の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の五
(2)　相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
(3)　共有に係る権利の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
(4)　その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の五
ニ　信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記		
(1)　所有権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
(2)　所有権以外の権利の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一

ホ　相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記		
(1)　所有権の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
(2)　所有権以外の権利の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
ヘ　その他の仮登記	不動産の個数	一個につき千円
(ヌ)　所有権の登記のある不動産の表示の変更の登記で次に掲げるもの		
イ　土地の分筆又は建物の分割若しくは区分による登記事項の変更の登記	分筆又は分割若しくは区分後の不動産の個数	一個につき千円
ロ　土地の合筆又は建物の合併による登記事項の変更の登記	合筆又は合併後の不動産の個数	一個につき千円
(ル)　付記登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち、(一)から(ヌ)までに掲げるもの及び土地又は建物の表示に関するものを除く。）	不動産の個数	一個につき千円
(ヲ)　登記の抹消（土地又は建物の表題部の登記の抹消を除く。）	不動産の個数	一個につき千円（同一の申請書により二十個を超える不動産について登記の抹消を受ける場合には、申請件数一件につき二万円）

二　船舶の登記（船舶の信託の登記を含む。）		
(一)　所有権の保存の登記	船舶の価額	千分の四
(二)　所有権の移転の登記		
イ　相続又は法人の合併による移転の登記	船舶の価額	千分の四
ロ　遺贈、贈与その他無償名義による移転の登記	船舶の価額	千分の二十
ハ　その他の原因による移転の登記	船舶の価額	千分の二十八
(三)　委付の登記	船舶の価額	千分の四
(四)　賃借権の設定、転貸又は移転の登記	船舶の価額	千分の一・五
(五)　抵当権の設定、強制競売若しくは競売に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額又は極度金額	千分の四
(六)　抵当権の移転の登記		
イ　相続又は法人の合併による移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の二
(七)　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の二

㈧ 抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数	一件につき千円
㈨ 賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記	賃借権及び抵当権の件数	一件につき千円
㈩ 信託の登記 イ 所有権の信託の登記	船舶の価額	千分の四
ロ 所有権以外の権利の信託の登記	船舶の価額	千分の一・五
㈪ 仮登記 イ 所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記	船舶の価額	千分の四
ロ その他の仮登記	船舶の隻数	一隻につき二千円
㈫ 付記登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち㈠から㈪までに掲げるものを除く。）	船舶の隻数	一隻につき千円
㈬ 登記の抹消	船舶の隻数	一隻につき千円

三　航空機の登録

㈠ 新規登録又は移転登録	航空機の重量	一トンにつき三万円
㈡ 抵当権の設定の登録	債権金額又は極度金額	千分の三
㈢ 抵当権の移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の一・五
㈣ 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の一・五
㈤ 抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円
㈥ 仮登録 イ 所有権の移転の仮登録又は所有権の移転請求権の保全のための仮登録	航空機の重量	一トンにつき一万五千円
ロ その他の仮登録	航空機の機数	一機につき二千円
㈦ 登録事項の変更の登録	航空機の機数	一機につき六千円
㈧ 付記登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正の登録（これらの登録のうち㈠から㈦までに掲げるものを除く。）	航空機の機数	一機につき千円
㈨ 登録の抹消	航空機の機数	一機につき千円

四　ダム使用権の登録（ダム使用権の信託の登録を含む。）

㈠ 設定の登録	ダム使用権の価額	千分の一
㈡ 移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録	ダム使用権の価額	千分の一
ロ その他の原因による移転の登録	ダム使用権の価額	千分の五
㈢ 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四

㈣　抵当権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
㈤　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の二
㈥　抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円
	ダム使用権の価額	千分の一
㈦　信託の登録	ダム使用権の件数	一件につき千円
㈧　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち㈠から㈦までに掲げるものを除く。）	ダム使用権の件数	一件につき千円
㈨　登録の抹消		

五　工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団又は観光施設財団の登記（これらの財団の信託の登記を含む。）		
㈠　所有権の保存の登記	財団の数	一個につき三万円
㈡　抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額又は極度金額	千分の二・五
㈢　抵当権の移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の一・五
㈣　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の一・五
㈤　抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数	一件につき六千円
㈥　信託の登記	財団の数	一個につき六千円
㈦　付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち㈠から㈥までに掲げるものを除く。）	債権金額又は極度金額	千分の一・五
㈧　登記の抹消	財団の数	一個につき六千円

六　企業担保権の登記（企業担保権の信託の登記を含む。）		
㈠　企業担保権の設定の登記	債権金額	千分の二・五
㈡　企業担保権の移転の登記	債権金額	千分の一・五
㈢　企業担保権の順位の変更の登記	企業担保権の件数	一件につき六千円
㈣　信託の登記	債権金額	千分の一・五
㈤　付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち㈠から㈣までに掲げるものを除く。）	申請件数	一件につき六千円
㈥　登記の抹消	申請件数	一件につき六千円

七　鉄道財団、軌道財団又は運河財団の登録（これらの財団の信託の登録を含む。）		
㈠　抵当権の設定又は強制競売若しくは強制管理の申立ての登録	債権金額又は極度金額	千分の二・五
㈡　抵当権の移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の一・五
㈢　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の一・五
㈣　抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき六千円
㈤　信託の登録	債権金額又は極度金額	千分の一・五
㈥　付記登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち㈠から㈤までに掲げるものを除く。）	財団の数	一個につき六千円
㈦　登録の抹消	財団の数	一個につき六千円
八　動産の抵当権に関する登記又は登録		
㈠　農業用動産の抵当権に関する登記 イ　抵当権の設定の登記	債権金額又は極度金額	千分の三
ロ　抵当権の移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の一・五
ハ　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の一・五
ニ　抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数	一件につき千円
ホ　付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうちイからニまでに掲げるものを除く。）	申請件数	一件につき千円
ヘ　登記の抹消	申請件数	一件につき千円
㈡　建設機械の抵当権に関する登記 イ　抵当権の設定の登記	債権金額又は極度金額	千分の三
ロ　抵当権の移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の一・五
ハ　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の一・五

二　抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数	一件につき千円
ホ　付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうちイからニまでに掲げるものを除く。）	建設機械の件数	一個につき千円
ヘ　登記の抹消	建設機械の数	一個につき千円
(三)　自動車の抵当権に関する登録		
イ　抵当権の設定の登録	債権金額又は極度金額	千分の三
ロ　抵当権の移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の一・五
ハ　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の一・五
ニ　抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	自動車の数	一両につき千円
ホ　登録の抹消	自動車の数	一両につき千円
九　動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定の登記		
(一)　動産の譲渡の登記	申請件数	一件につき一万五千円
(二)　債権の譲渡又は質権の設定の登記	申請件数	一件につき一万五千円
(三)　(一)又は(二)に掲げる登記の存続期間を延長する登記	申請件数	一件につき七千五百円
(四)　登記の抹消	申請件数	一件につき千円
十　著作権の登録（著作権の信託の登録を含む。）		
(一)　著作権の移転の登録	著作権の件数	一件につき一万八千円
	債権金額	千分の四
(二)　著作権を目的とする質権の設定又は著作権若しくは当該質権の処分の制限の登録	著作権の件数	一件につき三千円
(三)　著作権を目的とする質権の移転の登録	著作物の数	一個につき九千円
(四)　無名著作物又は変名著作物の著作者の実名登録	著作権の件数	一件につき三千円
(五)　信託の登録	著作権の件数	一件又は一個につき三千円
(六)　第一発行年月日若しくは第一公表年月日又は創作年月日の登録	著作権の件数又は著作物の数	一件又は一個につき千円
(七)　抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	著作権の件数又は著作物の数	一件又は一個につき千円
(八)　登録の抹消	著作権の件数又は著作物の数	一件又は一個につき千円
十一　出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）		
(一)　出版権の設定の登録	出版権の件数	一件につき三万円
(二)　出版権の移転の登録	出版権の件数	一件につき一万八千円

㈢　出版権を目的とする質権の設定又は出版権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
㈣　出版権を目的とする質権の移転の登録	出版権の件数	一件につき三千円
㈤　信託の登録	出版権の件数	一件につき三千円
㈥　抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	出版権の件数	一件につき千円
㈦　登録の抹消	出版権の件数	一件につき千円
十二　著作隣接権の登録（著作隣接権の信託の登録を含む。）		
㈠　著作隣接権の移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき九千円
㈡　著作隣接権を目的とする質権の設定又は著作隣接権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
㈢　著作隣接権を目的とする質権の移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき三千円
㈣　信託の登録	著作隣接権の件数	一件につき三千円
㈤　抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	著作隣接権の件数	一件につき千円
㈥　登録の抹消	著作隣接権の件数	一件につき千円
十三　特許権の登録（特許権の信託の登録を含む。）		
㈠　特許権の移転の登録	特許権の件数	一件につき三千円
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	特許権の件数	一件につき一万五千円
ロ　その他の原因による移転の登録		

㈡　専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	専用実施権又は通常実施権の件数	一件につき一万五千円
㈢　特許権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は特許権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
㈣　専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは特許権を目的とする質権の移転の登録	特許権、専用実施権又は通常実施権（以下この号において「特許権等」という。）の件数	一件につき千五百円
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	特許権等の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	特許権等の件数	一件につき三千円
㈤　信託の登録	特許権等の件数	一件につき千円
㈥　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち㈠から㈤までに掲げるものを除く。）	特許権等の件数	一件につき千円
㈦　登録の抹消	特許権等の件数	一件につき千円
十四　実用新案権の登録（実用新案権の信託の登録を含む。）		
㈠　実用新案権の移転の登録	実用新案権の件数	一件につき三千円
イ　相続又は法人の合併による移転の登録		

ロ　その他の原因による移転の登録	一件につき九千円
(二)　専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	一件につき九千円
(三)　実用新案権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は実用新案権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	千分の四
(四)　専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは実用新案権を目的とする質権の移転の登録 イ　相続又は法人の合併による移転の登録	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	一件につき三千円
(五)　信託の登録	一件につき三千円
(六)　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(五)までに掲げるものを除く。）	一件につき千円
(七)　登録の抹消	一件につき千円

十五　意匠権の登録（意匠権の信託の登録を含む。）

(一)　意匠権の移転の登録 イ　相続又は法人の合併による移転の登録	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	一件につき九千円
(二)　専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	一件につき九千円
(三)　意匠権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	千分の四
(四)　専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは意匠権を目的とする質権の移転の登録 イ　相続又は法人の合併による移転の登録	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	一件につき三千円
(五)　信託の登録	一件につき三千円

㈥　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち㈠から㈤までに掲げるものを除く。）	意匠権等の件数	一件につき千円
㈦　登録の抹消	意匠権等の件数	一件につき千円
十六　商標権の登録（商標権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。）		
㈠　商標権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	商標権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	商標権の件数	一件につき三万円
㈡　専用使用権又は通常使用権の設定又は保存の登録	専用使用権又は通常使用権の件数	一件につき三万円
㈢　商標権、専用使用権若しくは通常使用権を目的とする質権の設定又は商標権、専用使用権、通常使用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
㈣　専用使用権若しくは通常使用権の移転又はこれらの権利若しくは商標権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	商標権、専用使用権又は通常使用権（以下この号において「商標権等」という。）の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	商標権等の件数	一件につき九千円
㈤　信託の登録	商標権等の件数	一件につき九千円
㈥　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち㈠から㈤までに掲げるものを除く。）	商標権等の件数	一件につき千円
㈦　登録の抹消	商標権等の件数	一件につき千円
十七　回路配置利用権の登録（回路配置利用権の信託の登録を含む。）		
㈠　回路配置利用権の設定の登録	回路配置利用権の件数	一件につき一万八千円
㈡　回路配置利用権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	回路配置利用権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	回路配置利用権の件数	一件につき九千円
㈢　専用利用権又は通常利用権の設定の登録	専用利用権又は通常利用権の件数	一件につき九千円
㈣　回路配置利用権、専用利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は回路配置利用権、専用利用権、通常利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
㈤　専用利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは回路配置利用権を目的とする質権の移転の登録		

イ　相続又は法人の合併による移転の登録	回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権（以下この号において「回路配置利用権等」という。）の件数	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	回路配置利用権等の件数	一件につき三千円
㈥　信託の登録	回路配置利用権等の件数	一件につき三千円
㈦　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち㈠から㈥までに掲げるものを除く。）	回路配置利用権等の件数	一件につき千円
㈧　登録の抹消	回路配置利用権等の件数	一件につき千円
十八　育成者権の登録（育成者権の信託の登録を含む。）		
㈠　育成者権の移転の登録	育成者権の件数	一件につき三千円
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	育成者権の件数	一件につき九千円
ロ　その他の原因による移転の登録	育成者権の件数	一件につき千円
㈡　専用利用権又は通常利用権の設定又は保存の登録	専用利用権又は通常利用権の件数	一件につき九千円
㈢　育成者権、専用利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は育成者権、専用利用権、通常利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
㈣　専用利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは育成者権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	育成者権、専用利用権又は通常利用権（以下この号において「育成者権等」という。）の件数	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	育成者権等の件数	一件につき三千円
㈤　信託の登録	育成者権等の件数	一件につき三千円
㈥　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち㈠から㈤までに掲げるものを除く。）	育成者権等の件数	一件につき千円
㈦　登録の抹消	育成者権等の件数	一件につき千円

十九　鉱業権又は租鉱権（砂鉱を目的とするものを除く。以下この号において同じ。）の登録（鉱業権又は租鉱権の信託の登録を含む。）			
㈠　試掘権の設定の登録	鉱区の数	一個につき九万円	
㈡　鉱区の増減による試掘権の変更の登録			
イ　鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき四万五千円	
ロ　鉱区の減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき六千円	
㈢　試掘権の移転の登録			
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき九千円	
ロ　その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき四万五千円	
㈣　放棄による試掘権の消滅の登録	鉱区の数	一個につき三千円	
㈤　採掘権の設定の登録	鉱区の数	一個につき十八万円	
㈥　鉱区の増減、合併又は分割による採掘権の変更の登録			
イ　鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき九万円	
ロ　鉱区の減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき一万二千円	
ハ　鉱区の合併による変更の登録	合併後の鉱区の数	一個につき四万五千円	
ニ　鉱区の分割による変更の登録	分割後の鉱区の数	一個につき四万五千円	
㈦　採掘権の移転の登録			
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき一万八千円	
ロ　その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき九万円	
㈧　放棄による採掘権の消滅の登録	鉱区の数	一個につき三千円	
㈨　租鉱権の設定の登録	鉱区の数	一個につき一万八千円	
㈩　租鉱区の増減による租鉱権の変更の登録			
イ　租鉱区の増加又は租鉱区の増加及び減少による変更の登録	租鉱区の数	一個につき六千円	
ロ　租鉱区の減少による変更の登録	租鉱区の数	一個につき千二百円	
⑪　租鉱権の移転の登録			
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	租鉱区の数	一個につき千八百円	
ロ　その他の原因による移転の登録	租鉱区の数	一個につき九千円	
⑫　存続期間の満了前の租鉱権の消滅の登録	租鉱区の数	一個につき千円	
⑬　抵当権の設定又は鉱業権若しくは抵当権の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四円	
⑭　鉱業法第五十一条（鉱区の分割及び合併についての抵当権者の承諾及び協定）の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録	鉱区の数	一個につき三千円	
⑮　順位の変更による抵当権の変更の登録（⑭に掲げる登録を除く。）	鉱区の数	一個につき六千円	
⑯　抵当権の移転の登録			
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円	
ロ　その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき九千円	
⑰　抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円	

(六) 信託の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき九千円
(七) 共同鉱業権者又は共同租鉱権者の脱退の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき四千五百円
(八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(七)までに掲げるものを除く。）	鉱区又は租鉱区の数	一個につき千円
(九) 登録の抹消	鉱区又は租鉱区の数	一個につき千円

二十　砂鉱権（砂鉱を目的とする鉱業権をいう。以下この号において同じ。）又は租鉱権（砂鉱に係るものに限る。以下この号において同じ。）の登録（砂鉱権又は租鉱権の信託の登録を含む。）

(一) 砂鉱権の設定の登録	鉱区の面積	十万平方メートルにつき四千五百円
(二) 鉱区の増減、合併又は分割による砂鉱権の変更の登録		
イ 鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	増加した鉱区の面積	十万平方メートルにつき三千円
	鉱区の数	一個につき千円
ロ 鉱区の減少による変更の登録		
ハ 鉱区の合併による変更の登録	合併後の鉱区の数	一個につき二千円
ニ 鉱区の分割による変更の登録	分割後の鉱区の数	一個につき二千円
(三) 砂鉱権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円
ロ その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき一万三千五百円
(四) 放棄による砂鉱権の消滅の登録	鉱区の数	一個につき千円
(五) 租鉱権の設定の登録	租鉱区の面積	十万平方メートルにつき四百五十円
(六) 租鉱区の増減による租鉱権の変更の登録		
イ 租鉱区の増加又は租鉱区の増加及び減少による変更の登録	増加した租鉱区の面積	十万平方メートルにつき三百円
	租鉱区の数	一個につき千円
ロ 租鉱区の減少による変更の登録		
(七) 租鉱権の移転の登録	租鉱区の数	一個につき千円
(八) 存続期間満了前の租鉱権の消滅の登録	租鉱区の数	一個につき五百円
(九) 抵当権の設定又は砂鉱権若しくは抵当権の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
(十) 鉱業法第五十一条（鉱区の分割及び合併についての抵当権者の承諾及び協定）の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録	鉱区の数	一個につき三千円
(十一) 順位の変更による抵当権の変更の登録（十に掲げる登録を除く。）	鉱区の数	一個につき六千円
(十二) 抵当権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円
ロ その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき九千円

㈤ 抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円
㈥ 信託の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき四千五百円
㈦ 共同砂鉱権者又は共同租鉱権者の脱退の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき四千五百円
㈧ 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち㈠から㈦までに掲げるものを除く。）	鉱区又は租鉱区の数	一個につき千円
㈨ 登録の抹消	鉱区又は租鉱区の数	一個につき千円

二十一　鉱業法第百十四条第二項（予定された損害賠償額の登録）の規定による登録

㈠ 新規登録	損害賠償の支払金額	千分の一
㈡ 抹消した登録の回復又は登録の更正若しくは変更の登録	不動産の個数	一個につき千円
㈢ 登録の抹消	不動産の個数	一個につき千円

二十二　特定鉱業権の登録（特定鉱業権の信託の登録を含む。）

㈠ 探査権の設定の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき三百円
	共同開発鉱区の減少をする部分の数	一個につき十二万円
㈡ 探査権の共同開発鉱区の減少の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき三十円
㈢ 探査権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき百五十円
ロ その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき千二百円
㈣ 放棄による探査権の消滅の登録	共同開発鉱区の数	一個につき六万円
㈤ 採掘権の設定の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき二千四百円
㈥ 採掘権の存続期間の延長の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき二百四十円
㈦ 採掘権の共同開発鉱区の減少の登録	共同開発鉱区の減少をする部分の数	一個につき二十四万円
㈧ 採掘権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき二百四十円
ロ その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき千二百円
㈨ 放棄による採掘権の消滅の登録	共同開発鉱区の数	一個につき六万円
㈩ 抵当権の設定又は特定鉱業権若しくは抵当権の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四

(十一) 順位の変更による抵当権の変更の登録	共同開発鉱区の数	一個につき十二万円
(十二) 抵当権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき六十円
ロ その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき百二十円
(十三) 抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき二万円
(十四) 信託の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき百二十円
(十五) 特定鉱業権共有者の脱退の登録	共同開発鉱区の面積	一個につき九万円
(十六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(十五)までに掲げるものを除く。）	共同開発鉱区の数	一個につき二万円
(十七) 登録の抹消	共同開発鉱区の数	一個につき二万円
二十三　漁業権又は入漁権の登録（漁業権又は入漁権の信託の登録を含む。）		
(一) 漁業権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	漁業権の件数	一件につき千八百円
ロ その他の原因による移転の登録	漁業権の件数	一件につき九千円
(二) 漁業権の持分の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	漁業権の件数	一件につき千五百円
ロ その他の原因による移転の登録	漁業権の件数	一件につき二千円
(三) 入漁権の設定の登録	入漁権の件数	一件につき六千円
(四) 入漁権の保存の登録	入漁権の件数	一件につき千五百円
(五) 入漁権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	入漁権の件数	一件につき千五百円
ロ その他の原因による移転の登録	入漁権の件数	一件につき四千五百円
(六) 入漁権の持分の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	入漁権の件数	一件につき千五百円
ロ その他の原因による移転の登録	入漁権の件数	一件につき三千円
(七) 先取特権の保存、抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	債権金額、極度金額又は工事費用の予算金額	千分の四
(八) 先取特権又は抵当権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	漁業権の件数	一件につき千五百円
ロ その他の原因による移転の登録	漁業権の件数	一件につき三千円
(九) 抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円
(十) 信託の登録	漁業権又は入漁権の件数	一件につき四千五百円

㈣　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち㈠から㈢までに掲げるものを除く。）	漁業権又は入漁権の件数	一件につき千円
㈤　登録の抹消	漁業権又は入漁権の件数	一件につき千円
二十四　会社又は外国会社の商業登記（保険業法第六十五条（商業登記法の準用）の規定によつてする相互会社の登記及び保険業法第二百十五条又は第二百十六条（商法等の準用）の規定によつてする外国相互会社の登記並びに中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第百五十一条（商法及び商業登記法の準用）の規定によつてする中間法人の登記を含む。）		
㈠　会社又は相互会社若しくは中間法人につきその本店の所在地においてする登記（四に掲げる登記を除く。）	申請件数	一件につき六万円
イ　合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人の設立（合併又は組織変更による設立を含む。）の登記	資本の金額	千分の七（これによつて計算した税額が十五万円に満たないときは、申請件数一件につき十五万円）
ロ　株式会社の設立の登記（ホ及びトに掲げる登記を除く。）	資本の金額又は基金（代替基金を含む。以下この号において同じ。）の総額	千分の七
ハ　有限会社又は有限責任中間法人の設立の登記（ホ及びトに掲げる登記を除く。）		
ニ　株式会社若しくは有限会社の資本又は有限責任中間法人の基金の増加の登記（ヘ及びチに掲げる登記を除く。）	増加した資本の金額又は基金の総額	千分の七（これによつて計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円）
ホ　合併又は組織変更による株式会社若しくは有限会社又は有限責任中間法人の設立の登記	資本の金額又は基金の総額	千分の一・五（合併により消滅した会社若しくは中間法人又は組織変更をした会社の当該合併又は組織変更の直前における資本の金額又は基金の総額（当該消滅した会社又は中間法人が合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人である

場合には、九百万円）を超える資本の金額又は基金の総額に対応する部分については、千分の七）		
（これによつて計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円）		
ヘ　合併による株式会社若しくは有限会社の資本又は有限責任中間法人の基金の増加の登記	増加した資本の金額又は基金の総額	千分の一・五（合併により消滅した会社又は中間法人の当該合併の直前における資本の金額又は基金の総額（当該消滅した会社又は中間法人が合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人である場合には、九百万円）を超える資本の金額
ト　分割による株式会社又は有限会社の設立の登記	資本の金額	千分の一・五（分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の七）
（これによつて計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円）		
チ　分割による株式会社又は有限会社の資本の増加の登記	増加した資本の金額	千分の一・五（分割をした会社の当該分

割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の七）	
リ　相互会社の設立（合併又は組織変更による設立を含む。）の登記	申請件数一件につき三十万円
ヌ　新株予約権の登記	申請件数一件につき九万円
ル　支店の設置の登記	支店の数一箇所につき六万円
ヲ　本店又は支店の移転の登記	本店又は支店の数一箇所につき三万円
ワ　重要財産委員会の登記（ロ、ホ及びトに掲げる登記の申請と同時に申請するものを除く。）	申請件数一件につき三万円
カ　社員、取締役、重要財産委員若しくは監査役若しくは委員会委員若しくは執行役又は理事若しくは監事に関する事項の変更（会社又は相互会社若しくは中間法人の代表に関する事項の変更を含む。）の登記	申請件数一件につき二万円（資本の金額又は基金の総額が一億円以下の会社又は中間法人については、一万円）
ヨ　支配人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数一件につき三万円
タ　社員の業務執行権の喪失、業務執行の停止若しくは業務代行者の選任、取締役、執行役若しくは監査役若しくは理事若しくは監事の職務執行の停止又は代表取締役、取締役、代表執行役、執行役若しくは監査役若しくは理事若しくは監事の職務代行者の選任の登記	申請件数一件につき三万円
レ　商号の仮登記	申請件数一件につき三万円
ソ　会社又は相互会社若しくは中間法人の解散の登記	申請件数一件につき三万円
ツ　会社若しくは中間法人の継続の登記、合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社若しくは相互会社若しくは中間法人の回復の登記又は会社若しくは相互会社若しくは中間法人の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記	申請件数一件につき三万円
ネ　登記事項の変更、消滅又は廃止の登記（これらの登記のうちイからツまでに掲げるものを除く。）	申請件数一件につき二万円
ナ　登記の更正の登記	申請件数一件につき二万円
ラ　登記の抹消	申請件数一件につき九千円（申請に係る登記が、㈠カに掲げる登記に該当するもののみであり、かつ、
㈡　会社又は相互会社若しくは中間法人につきその支店の所在地においてする登記（㈣に掲げる登記を除く。）	
イ　㈠イからネまでに掲げる登記	

ロ　登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき二千円
ハ　清算の結了の登記	申請件数	一件につき六千円
ニ　登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうちロに掲げるものを除く。）、登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円

二十五　特定目的会社の登記

㈠　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社（以下この号において「特定目的会社」という。）につきその本店の所在地においてする登記		
イ　特定目的会社の設立の登記	申請件数	一件につき三万円
ロ　イ及びハに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき一万五千円
ハ　登記の抹消	申請件数	一件につき一万円
㈡　特定目的会社につきその支店の所在地においてする登記		
イ　㈠イ及びロに掲げる登記	申請件数	一件につき六千円
ロ　登記の抹消	申請件数	一件につき六千円

二十六　投資法人の登記

㈠　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十九項（定義）に規定する投資法人につきその本店の所在地においてする設立の登記	申請件数	一件につき三万円
㈡　㈠及び㈢に掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき一万五千円
㈢　登記の抹消	申請件数	一件につき一万円

ロ　登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
㈢　外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする登記（㈣に掲げる登記を除く。）		
イ　営業所の設置の登記（ロに掲げる登記を除く。）	営業所の数	一箇所につき九万円
ロ　営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所の設置の登記	申請件数	一件につき六万円
ハ　イ、ロ及びニに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき九千円
ニ　登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
㈣　会社又は相互会社若しくは中間法人につきその本店又は支店の所在地においてする清算に係る登記（外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする清算に係る登記を含む。）		
イ　商法第百二十三条第一項及び第二項（清算人の登記）（同法又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定による清算人の登記	申請件数	一件につき九千円
ロ　清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記	申請件数	一件につき六千円

資本の金額又は基金の総額が一億円以下の会社又は中間法人の申請に係るものである場合には、六千円）

二十七　有限責任事業組合契約の登記		
㈠　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項（有限責任事業組合契約）に規定する有限責任事業組合契約（以下この号において「組合契約」という。）につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記（㈢に掲げる登記を除く。）		
イ　組合契約の効力の発生の登記	一件につき六万円	申請件数
ロ　従たる事務所の設置の登記	一件につき六万円	申請件数
ハ　主たる事務所又は従たる事務所の移転の登記	一件につき三万円	申請件数
ニ　組合員に関する事項の変更の登記	一件につき一万円	申請件数
ホ　組合員の業務執行の停止又は業務代行者の選任の登記	一件につき三万円	申請件数
ヘ　イからホまで、ト及びチに掲げる登記以外の登記	一件につき三万円	申請件数
ト　登記の更正の登記	一件につき二万円	申請件数
チ　登記の抹消	一件につき二万円	申請件数
㈡　組合契約につきその組合の従たる事務所の所在地においてする登記（㈢に掲げる登記を除く。）	一件につき六千円	申請件数
イ　㈠イからヘまでに掲げる登記	一件につき六千円	申請件数
ロ　登記の更正の登記又は登記の抹消		
㈢　組合契約につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記		
イ　清算人の登記	一件につき六千円	申請件数
ロ　イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記	一件につき六千円	申請件数
ハ　清算結了の登記	一件につき二千円	申請件数
ニ　登記の更正の登記又は登記の抹消	一件につき六千円	申請件数
二十八　投資事業有限責任組合契約の登記		
㈠　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約（以下この号において「組合契約」という。）につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記（㈢に掲げる登記を除く。）		
イ　組合契約の効力の発生の登記	一件につき三万円	申請件数
ロ　イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記	一件につき一万五千円	申請件数
ハ　登記の更正の登記	一件につき一万円	申請件数
ニ　登記の抹消	一件につき一万円	申請件数
㈡　組合契約につきその組合の従たる事務所の所在地においてする登記（㈢に掲げる登記を除く。）	一件につき六千円	申請件数
イ　㈠イ及びロに掲げる登記	一件につき六千円	申請件数
ロ　登記の更正の登記又は登記の抹消		
㈢　組合契約につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記		
イ　清算人の登記	一件につき六千円	申請件数

ロ　イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき六千円
ハ　清算結了の登記	申請件数	一件につき二千円
ニ　登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
二十九　個人の商業登記		
(一)　個人につきその本店の所在地においてする登記		
イ　商号の新設の登記又はその取得による変更の登記	申請件数	一件につき三万円
ロ　支配人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき三万円
ハ　商法第五条（未成年者の営業の登記）又は第七条第一項（被後見人のためにする後見人の営業の登記）の規定による登記	申請件数	一件につき一万八千円
ニ　商法第二十六条第二項（営業譲渡の際の免責の登記）の登記	申請件数	一件につき一万八千円
ホ　商号の廃止の登記又は登記の更正、変更若しくは消滅の登記（これらの登記のうちイ又はロに掲げるものを除く。）	申請件数	一件につき六千円
ヘ　登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
(二)　個人につきその支店の所在地においてする登記		
イ　(一)イからニまでに掲げる登記	申請件数	一件につき九千円
ロ　(一)ホに掲げる登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
三十　船舶管理人の登記		
(一)　船舶管理人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき三万円
(二)　抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記	申請件数	一件につき六千円
三十一　夫婦財産契約の登記		
(一)　民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十六条（夫婦財産契約の対抗要件）の登記	申請件数	一件につき一万八千円
(二)　登記事項の更正又は変更の登記	申請件数	一件につき六千円
(三)　登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
三十二　人の資格の登録若しくは認定又は技能証明		
（注）　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなす。		
(一)　公認会計士又は外国公認会計士の登録		
イ　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十七条（登録）の公認会計士の登録	登録件数	一件につき六万円
ロ　公認会計士法第十六条の二第一項（外国で資格を有する者の特例）の外国公認会計士の登録	登録件数	一件につき六万円
(二)　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第六条第一項（登録）の行政書士の登録	登録件数	一件につき三万円
(三)　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第八条（弁護士の登録）の弁護士の登録	登録件数	一件につき六万円
(四)　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二十四条第一項（登録）の外国法事務弁護士の登録	登録件数	一件につき六万円
(五)　司法書士の登録又は認定		
イ　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第八条第一項（司法書士名簿の登録）の司法書士の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ　司法書士法第三条第二項第二号（簡裁訴訟代理等関係業務の認定）の認定	認定件数	一件につき五千円

㈥　土地家屋調査士の登録又は認定			
イ　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第八条第一項（土地家屋調査士名簿の登録）の土地家屋調査士の登録	登録件数	一件につき三万円	
ロ　土地家屋調査士法第三条第二項第二号（民間紛争解決手続代理関係業務の認定）の認定	認定件数	一件につき五千円	
㈦　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十八条（登録）の税理士の登録	登録件数	一件につき六万円	
㈧　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十二条第一項又は第二項（登録）の技術士又は技術士補の登録			
イ　技術士の登録	登録件数	一件につき三万円	
ロ　技術士補の登録	登録件数	一件につき一万五千円	
㈨　法令の規定により国の行政機関に備える名簿にする次に掲げる登録			
イ　次に掲げる者の新規登録			
(1)　医師又は歯科医師の登録	登録件数	一件につき六万円	
(2)　薬剤師の登録	登録件数	一件につき三万円	
(3)　保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士又は歯科技工士の登録	登録件数	一件につき九千円	
ロ　イ(1)から(3)までに掲げる者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円	
㈩　歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）による歯科衛生士名簿にする登録	登録件数	一件につき九千円	
イ　歯科衛生士法第六条第一項（登録）の歯科衛生士の登録			
ロ　登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円	
㈪　救急救命士法（平成三年法律第三十六号）による救急救命士名簿にする登録			
イ　救急救命士法第六条第一項（登録）の救急救命士の登録	登録件数	一件につき九千円	
ロ　登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円	
㈫　言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）による言語聴覚士名簿にする登録			
イ　言語聴覚士法第六条第一項（登録）の言語聴覚士の登録	登録件数	一件につき九千円	
ロ　登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円	
㈬　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）によるあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿にする登録			
イ　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第三条の三第一項（登録）のあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の登録	登録件数	一件につき九千円	
ロ　イに規定する者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円	
㈭　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）による柔道整復師名簿にする登録			
イ　柔道整復師法第六条第一項（登録）の柔道整復師の登録	登録件数	一件につき九千円	
ロ　登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円	
㈮　栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第四条第三項（登録）の管理栄養士の登録	登録件数	一件につき一万五千円	
㈯　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）による理容師名簿にする登録			
イ　理容師法第五条の二第一項（登録）の理容師の登録	登録件数	一件につき九千円	

ロ　登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(七)　美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）による美容師名簿にする登録		
イ　美容師法第五条の二第一項（登録）の美容師の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ　登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(六)　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二十八条（登録）の社会福祉士の登録又は同法第四十二条第一項（登録）の介護福祉士の登録		
イ　社会福祉士の登録	登録件数	一件につき一万五千円
ロ　介護福祉士の登録	登録件数	一件につき九千円
(九)　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第二十八条（登録）の精神保健福祉士の登録	登録件数	一件につき一万五千円
(十)　獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）による獣医師名簿にする登録		
イ　獣医師法第七条第一項（登録）の獣医師の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ　獣医師法附則第十五項（獣医師法の準用）において準用する同法第七条第一項の獣医仮免状の所有者の登録	登録件数	一件につき九千円
ハ　登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(二十一)　社会保険労務士法による社会保険労務士名簿にする登録		
イ　社会保険労務士法第十四条の二第一項（登録）の社会保険労務士の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ　社会保険労務士法第二条第二項（社会保険労務士の業務）の紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記	申請件数	一件につき五千円
(二十二)　作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の作業環境測定士の登録		
イ　第一種作業環境測定士の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ　第二種作業環境測定士の登録	登録件数	一件につき一万五千円
(二十三)　計量法（平成四年法律第五十一号）第百二十二条第一項（登録）の計量士の登録	登録件数	一件につき三万円
(二十四)　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十七条第一項（登録）の弁理士の登録	登録件数	一件につき六万円
(二十五)　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）による海技士免許原簿にする登録		
イ　船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条第一項（登録及び海技免状）の海技士で次に掲げるものの新規登録		
(1)　一級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき一万五千円
(2)　二級海技士（航海）又は三級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき九千円
(3)　四級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき四千五百円
(4)　五級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき三千円
(5)　六級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき二千百円
(6)　一級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき一万五千円
(7)　二級海技士（機関）又は三級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき九千円

(8) 四級海技士(機関)の登録	登録件数	一件につき四千五百円
(9) 五級海技士(機関)の登録	登録件数	一件につき三千円
(10) 六級海技士(機関)の登録	登録件数	一件につき二千百円
(11) 一級海技士(通信)の登録	登録件数	一件につき七千五百円
(12) 二級海技士(通信)の登録	登録件数	一件につき六千円
(13) 三級海技士(通信)の登録	登録件数	一件につき二千百円
(14) 一級海技士(電子通信)、二級海技士(電子通信)又は三級海技士(電子通信)の登録	登録件数	一件につき七千五百円
(15) 四級海技士(電子通信)の登録	登録件数	一件につき二千百円
ロ イに規定する者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(二十六) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の五(登録及び小型船舶操縦免許証)の小型船舶操縦士の登録		
イ 一級小型船舶操縦士の登録	登録件数	一件につき二千円
ロ 二級小型船舶操縦士の登録	登録件数	一件につき千八百円
ハ 特殊小型船舶操縦士の登録	登録件数	一件につき千五百円
(二十七) 水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)による水先人名簿にする登録		
イ 水先法第七条第一項(登録及び水先免状)の水先人の登録	登録件数	一件につき六万円
ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(二十八) 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)第二十五条第一項(登録)の海事補佐人の登録	登録件数	一件につき三万円
(二十九) 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)第九条第一項(登録)の海事代理士の登録	登録件数	一件につき三万円
(三十) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二十二条(航空従事者技能証明)の航空従事者技能証明又は同法第十条の二第一項(耐空証明)の耐空検査員の認定		
イ 定期運送用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき一万八千円
ロ 事業用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき七千五百円
ハ 自家用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円
ニ 一等航空士又は航空機関士の技能証明	技能証明の件数	一件につき一万二千円
ホ 二等航空士の技能証明	技能証明の件数	一件につき七千五百円
ヘ 航空通信士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円
ト 一等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき九千円
チ 二等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき六千円
リ 一等航空運航整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき六千円
ヌ 二等航空運航整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円

ル　航空工場整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき九千円	
ヲ　耐空検査員の認定	認定件数	一件につき六千円	
(三十一)　不動産鑑定士の登録			
イ　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第十五条（登録）の不動産鑑定士の登録	登録件数	一件につき六万円	
ロ　不動産の鑑定評価に関する法律第十八条（変更の登録）の変更の登録	登録件数	一件につき千円	
(三十二)　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第五条第一項（登録）の一級建築士の登録	登録件数	一件につき六万円	
(三十三)　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十八第一項（登録）の建築基準適合判定資格者の登録	登録件数	一件につき一万円	
(三十四)　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第三十条第一項（登録）のマンション管理士の登録	登録件数	一件につき九千円	
(三十五)　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第四十九条第一項（測量士及び測量士補の登録）の測量士又は測量士補の登録			
イ　測量士の登録	登録件数	一件につき三万円	
ロ　測量士補の登録	登録件数	一件につき一万五千円	
三十三　認定個人情報保護団体の認定			
個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十七条第一項（認定）の認定個人情報保護団体の認定	認定件数	一件につき九万円	
三十四　警備員等に係る登録講習機関の登録			
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第三項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	

三十五　銀行等の営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他の営業所等に係る認可若しくは登録又は銀行持株会社等に係る認可			
(一)　銀行（長期信用銀行を含む。(二)において同じ。）及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第一項（外国銀行の免許等）に規定する外国銀行の営業の免許	免許件数	一件につき十五万円	
(二)　銀行に係る法令の規定による次に掲げる認可			
イ　銀行の外国における支店の設置の認可	支店の数	一箇所につき十五万円	
ロ　銀行の外国における支店以外の営業所の設置又は外国における支店以外の営業所の支店への変更の認可（臨時の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への変更の認可を除く。）	営業所の数	一箇所につき九万円	
ハ　銀行の外国における業務の委託契約の締結に係る認可	認可件数	一件につき九万円	
(三)　銀行法第四十七条の二（従たる外国銀行支店の設置等）の規定による次に掲げる認可			
イ　銀行法第四十七条第一項に規定する外国銀行の支店の設置の認可	支店の数	一箇所につき十五万円	
ロ　銀行法第四十七条第一項に規定する外国銀行の支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への変更の認可（臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。）	営業所の数	一箇所につき九万円	
(四)　信用金庫の事業の免許	免許件数	一件につき十五万円	
(五)　信用金庫の従たる事務所の設置に係る定款変更の認可	事務所の数	一箇所につき九万円	
(六)　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第六条第一項（認可）の規定による転換（当該転換後の法人が労働金庫又は信用協同組合であるものを除く。）の認可	転換の件数	一件につき十五万円	
(七)　証券取引法第六十五条の二第一項（金融機関の証券業務の営業の登録等）の規定による営業の登録	登録件数	一件につき十五万円	
(八)　証券取引法第六十五条の二第三項（金融機関の証券業務の営業の登録等）の規定による営業の認可	認可件数	一件につき十五万円	

㈨　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（信託業務の兼営の認可）の規定による営業の認可	認可件数	一件につき十五万円	
㈩　銀行法第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書（銀行持株会社に係る認可等）の認可	認可件数	一件につき十五万円	
㈪　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の二の四第一項又は第三項ただし書（長期信用銀行持株会社に係る認可等）の認可	認可件数	一件につき十五万円	
三十六　金融機関の代理業の許可			
㈠　銀行法第五十二条の三十六第一項（許可）の銀行代理業の許可	許可件数	一件につき九万円	
㈡　長期信用銀行法第十六条の五第一項（長期信用銀行代理業の許可）の長期信用銀行代理業の許可	許可件数	一件につき九万円	
㈢　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第一項（許可）の信用金庫代理業の許可	許可件数	一件につき九万円	
㈣　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第一項（許可）の労働金庫代理業の許可	許可件数	一件につき九万円	
㈤　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第一項（信用協同組合代理業の許可）の信用協同組合代理業の許可	許可件数	一件につき九万円	
三十七　保険会社等の事業等に係る免許、登録若しくは認可、保険仲立人若しくは特定保険募集人の登録又は保険持株会社に係る認可			
（注）　保険業法第二百七十六条（登録）の特定保険募集人の登録を受けている者（当該登録に係る同法第二条第二十四項（定義）に規定する所属保険会社等から委託を受けていない者に限る。）が、当該所属保険会社等から委託を受けたことに伴い同法第二百八十条第一項第一号（変更等の届出等）の規定による届出をした場合における同条第二項の規定による登録は、新たな同法第二百七十六条の特定保険募集人の登録とみなす。			
㈠　保険業法第三条第一項（免許）、第百八十五条第一項（免許）又は第二百十九条第一項（免許）の規定による保険業の新規免許	免許件数	一件につき十五万円	
㈡　保険業法第二百七十二条第一項（登録）の少額短期保険業者の登録	登録件数	一件につき十五万円	
㈢　保険業法第二百八十六条（登録）の保険仲立人の登録	登録件数	一件につき九万円	
㈣　保険業法第二百七十六条の特定保険募集人の登録（同法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等から委託（一時的な必要に基づき期限を付して行われる委託で財務省令で定めるものを除く。）を受けた者に係るものに限る。）	登録件数	一件につき一万五千円	
㈤　保険業法第九十九条第七項（業務の範囲等）の保険金信託業務の認可	認可件数	一件につき十五万円	
㈥　保険業法第二百七十一条の十八第一項又は第三項ただし書（保険持株会社に係る認可等）の認可	認可件数	一件につき十五万円	
三十八　信託会社若しくは外国信託会社の信託業の免許若しくは登録又は特定大学技術移転事業承認事業者、信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者の登録			
㈠　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の規定による信託業の免許	免許件数	一件につき五万円	
㈡　信託業法第七条第一項（登録）の管理型信託会社の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき五万円	
㈢　信託業法第五十四条第一項（登録）の管理型外国信託会社の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき五万円	
㈣　信託業法第五十二条第一項（特定大学技術移転事業に係る信託についての特例）の特定大学技術移転事業承認事業者の登録	登録件数	一件につき五万円	
㈤　信託業法第六十七条第一項（登録）の信託契約代理店の登録	登録件数	一件につき九万円	
㈥　信託業法第八十六条第一項（登録）の信託受益権販売業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
三十九　担保附社債に関する信託事業の免許			
担保附社債信託法第五条第一項（免許）の担保附社債に関する信託事業の免許	免許件数	一件につき十五万円	

四十　有価証券市場の開設の免許、組織変更の認可、店頭売買有価証券市場の開設の認可、外国市場取引の認可又は証券取引所持株会社に係る認可			
㈠　証券取引法第八十条第一項（免許）の規定による有価証券市場の開設の免許	免許件数	一件につき十五万円	
㈡　証券取引法第百一条の十一第一項（組織変更の認可）の規定による組織変更の認可	認可件数	一件につき十五万円	
㈢　証券取引法第七十六条（認可）の店頭売買有価証券市場の開設の認可	認可件数	一件につき十五万円	
㈣　証券取引法第百五十五条第一項（認可）の規定による外国市場取引の認可	認可件数	一件につき十五万円	
㈤　証券取引法第百六条の十第一項又は第三項ただし書（証券取引所持株会社に係る認可等）の認可	認可件数	一件につき十五万円	
四十一　証券会社、外国証券業者、証券仲介業者、有価証券債務引受業又は投資信託委託業者の登録、許可、免許又は認可			
㈠　証券会社の営業の登録又は外国証券会社の支店の営業の登録	登録件数	一件につき十五万円	
㈡　証券会社の証券取引法第二十九条第一項（元引受業務等の営業の認可）の規定による営業の認可又は外国証券会社の外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第七条第一項（元引受業務等の営業の認可）の規定による営業の認可	認可件数	一件につき十五万円	
㈢　外国証券業者の外国証券業者に関する法律第十三条第一項（引受業務の一部の許可）の規定による許可	許可件数	一件につき九万円	
㈣　外国証券業者の外国証券業者に関する法律第十三条の二第一項（取引所取引の許可）の規定による許可	許可件数	一件につき十五万円	
㈤　証券仲介業者の証券取引法第六十六条の二（証券仲介業の登録）の規定による登録	登録件数	一件につき九万円	
㈥　証券取引法第百五十六条の二（免許）の有価証券債務引受業の免許	免許件数	一件につき十五万円	
㈦　投資信託委託業者の投資信託及び投資法人に関する法律第六条（認可）の規定による認可	認可件数	一件につき十五万円	
四十二　金融先物市場の開設の免許、組織変更の認可、外国市場取引の認可又は金融先物取引所持株会社に係る認可			
㈠　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第三条（免許）の規定による金融先物市場の開設の免許	免許件数	一件につき五万円	
㈡　金融先物取引法第三十四条の十四第一項（組織変更の認可）の規定による組織変更の認可	認可件数	一件につき五万円	
㈢　金融先物取引法第五十五条の二第一項（認可）の規定による外国市場取引の認可	認可件数	一件につき五万円	
㈣　金融先物取引法第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書（認可等）の認可	認可件数	一件につき五万円	
四十三　金融先物取引業者の登録又は金融先物債務引受業の免許			
㈠　金融先物取引法第五十六条（登録）の金融先物取引業者の登録	登録件数	一件につき五万円	
㈡　金融先物取引法第百十五条（免許）の金融先物債務引受業の免許	免許件数	一件につき五万円	
四十四　証券金融会社の営業の免許			
証券取引法第百五十六条の二十四第一項（免許）の証券金融会社の営業の免許	免許件数	一件につき五万円	
四十五　特定金融会社等の登録			
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第三条（登録）の特定金融会社等の登録	登録件数	一件につき五万円	
四十六　貸金業者の登録			
貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項（登録）の内閣総理大臣がする貸金業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき五万円	

四十七　無尽業の免許又は無尽会社の出張所等の設置の認可			
㈠　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三条第一項（免許）の無尽業の免許	免許件数	一件につき十五万円	
㈡　無尽業法第八条第三号（認可）の無尽会社の出張所又は代理店の設置の認可	出張所又は代理店の数	一箇所につき九万円	
四十八　抵当証券業者の登録			
抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第三条（登録）の抵当証券業者の登録	登録件数	一件につき十五万円	
四十九　前払式証票の第三者型発行者の登録			
前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第六条（登録）の第三者型発行者の登録	登録件数	一件につき十五万円	
五十　投資顧問業者の登録又は投資一任契約に係る業務の認可			
㈠　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第四条（登録）の規定による投資顧問業者の登録	登録件数	一件につき九万円	
㈡　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項（認可）の規定による投資一任契約に係る業務の認可	認可件数	一件につき十五万円	
五十一　電気通信事業者の登録又は端末機器に係る登録認定機関の登録			
㈠　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条（電気通信事業の登録）の電気通信事業者の登録又は同法第十三条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第十条第一項第二号（電気通信事業の登録）の業務区域の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき十五万円	
㈡　電気通信事業法第八十六条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
五十二　特定電子メール等に係る登録送信適正化機関の登録			
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第十四条第一項（登録送信適正化機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
五十三　電子署名に係る認定認証事業者又は認定外国認証事業者の認定			
㈠　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第四条第一項（認定）の認定認証事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円	
㈡　電子署名及び認証業務に関する法律第十五条第一項（認定）の認定外国認証事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円	
五十四　無線局の免許若しくは登録又は無線設備等に係る点検事業者若しくは外国点検事業者の登録、特定無線設備に係る登録証明機関の登録若しくは周波数の使用に係る登録周波数終了対策機関の登録			
㈠　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条（無線局の開設）の無線局の免許（再免許及び同法第五条第二項第一号（欠格事由）に規定する実験無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。）	無線局の数	一局につき三万円（電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円）	
㈡　電波法第二十七条の十八第一項（登録）の無線局の登録（再登録その他政令で定める登録を除く。）	無線局の数	一局につき三万円	
㈢　電波法第二十四条の二第一項（点検事業者の登録）の無線設備等の点検に係る事業者の登録	登録件数	一件につき九万円	
㈣　電波法第二十四条の十三第一項（外国点検事業者の登録）の外国における無線設備等の点検に係る事業者の登録	登録件数	一件につき九万円	
㈤　電波法第三十八条の二第一項（登録証明機関の登録）の登録証明機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈥　電波法第七十一条の三の二第一項（登録周波数終了対策機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	

五十五　委託放送事業者の認定			
放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の十三第一項（認定）の委託放送事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円	
五十六　電気通信役務利用放送事業者の登録			
電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第三条第一項（登録）の電気通信役務利用放送事業者の登録又は同法第六条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第三条第二項第二号の電気通信役務利用放送の種類の増加に係るもの又は同項第四号の業務区域の増加に係るもの（これらの登録を受けている業務区域の属する都道府県における業務区域の増加に係るものを除く。）に限る。）	登録件数	一件につき十五万円	
五十七　有線放送電話業務の許可又は業務区域の拡張の許可			
有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第三条（業務の許可）の有線放送電話業務の許可又は同法第五条第二項（業務区域）の業務区域の拡張の許可	許可件数	一件につき九万円	
五十八　有線テレビジョン放送業務に係る放送施設の設置の許可			
有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第三条第一項（施設の許可）の規定による有線テレビジョン放送施設の設置の許可	許可件数	一件につき十五万円	
五十九　一般信書便事業又は特定信書便事業の許可			
㈠　民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第六条（事業の許可）の一般信書便事業の許可	許可件数	一件につき九万円	
㈡　民間事業者による信書の送達に関する法律第二十九条（事業の許可）の特定信書便事業の許可	許可件数	一件につき三万円	
六十　消防の設備等に係る登録検定機関の登録			
消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の二第一項（登録検定機関の登録）又は第二十一条の三第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円	
六十一　債権管理回収業の許可			
債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第三条（債権管理回収業の許可）の債権管理回収業の許可	許可件数	一件につき十五万円	
六十二　特定行刑施設に係る事業者の登録			
構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十一条第一項（特定行刑施設に係る事業者の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円	
六十三　会社の電子公告に係る調査機関の登録			
商法第四百五十七条（調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
六十四　通関業の許可			
通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第三条第一項（通関業の許可）の通関業の許可	許可件数	一件につき九万円	
六十五　酒類若しくは酒母等の製造又は酒類の販売に係る免許			
（注）　酒税法（昭和二十八年法律第六号）第十一条第二項（製造免許等の条件）の規定による酒類の販売業の免許に付された㈢イに規定する条件の全部又は一部の解除は、新たな当該免許とみなす。			
㈠　酒税法第七条第一項（酒類の製造免許）の規定による酒類の製造免許（試験のためにする酒類の製造免許その他政令で定める製造免許を除く。）	免許件数	一件につき十五万円	
㈡　酒税法第八条（酒母等の製造免許）の規定による酒母又はもろみの製造免許			
イ　酒母の製造免許	免許件数	一件につき九万円	
ロ　もろみの製造免許	免許件数	一件につき十二万円	
㈢　酒税法第九条第一項（酒類の販売業免許）の酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許（同条第二項の規定により期限を付して行う免許を除く。）			

イ　酒類の販売業の免許で当該免許に係る酒類の全品目の販売方法につき小売に限る旨の条件の付されたもの	免許件数	一件につき三万円
ロ　酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許（イ又はハに該当する販売業の免許を除く。）	免許件数	一件につき九万円
ハ　イに掲げる免許に付された小売に限る旨の条件の解除	販売場の数	一箇所につき六万円
六十六　製造たばこの販売に係る登録又は許可		
㈠　たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十一条第一項（製造たばこの特定販売業の登録）の規定による製造たばこの特定販売業の登録	登録件数	一件につき十五万円
㈡　たばこ事業法第二十条（製造たばこの卸売販売業の登録）の規定による製造たばこの卸売販売業の登録	登録件数	一件につき九万円
㈢　たばこ事業法第二十二条第一項（製造たばこの小売販売業の許可）の規定による製造たばこの小売販売業の許可（同法第二十四条第一項（許可の条件等）の規定による期限が付された許可を除く。）	許可件数	一件につき一万五千円
㈣　たばこ事業法第二十六条第一項（出張販売）の規定による製造たばこの小売販売の許可（同条第二項において準用する同法第二十四条第一項の規定による期限が付された許可を除く。）	許可件数	一件につき三千円
六十七　塩製造業者、塩特定販売業者又は塩卸売業者の登録		
㈠　塩事業法（平成八年法律第三十九号）第五条第一項（塩製造業の登録）の塩製造業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
㈡　塩事業法第十六条第一項（塩特定販売業の登録）の塩特定販売業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
㈢　塩事業法第十九条第一項（塩卸売業の登録）の塩卸売業者の登録	登録件数	一件につき九万円
六十八　著作権等管理事業者の登録		
著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第三条（登録）の規定による著作権等管理事業者の登録	登録件数	一件につき九万円
六十九　放射性同位元素装備機器等に係る登録認証機関、登録検査機関若しくは登録定期確認機関の登録、放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関、登録運搬物確認機関若しくは登録埋設確認機関の登録又は放射線取扱主任者に係る登録試験機関、登録資格講習機関若しくは登録定期講習機関の登録		
㈠　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十二条の二第一項（登録認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈡　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十二条の八第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈢　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十二条の十（登録定期確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈣　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条第二項（登録運搬方法確認機関の登録）の登録運搬方法確認機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈤　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈥　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十九条の二第二項（登録埋設確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈦　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第二項（登録試験機関の登録）の登録試験機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈧　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈨　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十六条の二第一項（登録定期講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

七十　水道事業の認可若しくは給水区域の変更の認可、水道用水供給事業の認可若しくは給水対象の変更の認可又は登録水質検査機関若しくは登録簡易専用水道検査機関の登録			
㈠　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第六条第一項（事業の認可及び経営主体）の水道事業の認可（政令で定めるものに限る。）又は同法第十条第一項（事業の変更）の規定による給水区域の拡張に係る変更の認可（これらの認可を受けている給水区域の属する市町村内における給水区域の拡張に係るものを除き、政令で定めるものに限る。）	認可件数	一件につき九万円	
㈡　水道法第二十六条（事業の認可）の水道用水供給事業の認可又は同法第三十条第一項（事業の変更）の規定による給水対象の増加に係る変更の認可（政令で定めるものに限る。）	認可件数	一件につき九万円	
㈢　水道法第二十条第三項（登録水質検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈣　水道法第三十四条の二第二項（登録簡易専用水道検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
七十一　食品等の製品検査に係る登録検査機関の登録又は食品衛生管理者に係る養成施設若しくは講習会の登録			
㈠　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第九項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円	
㈡　食品衛生法第四十八条第六項第三号（養成施設の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円	
㈢　食品衛生法第四十八条第六項第四号の登録	登録件数	一件につき九万円	
七十二　食鳥処理衛生管理者に係る養成施設又は講習会の登録			
㈠　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条第五項第三号（養成施設の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円	
㈡　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の登録	登録件数	一件につき九万円	
七十三　販売に供する食品の特別用途表示に係る登録試験機関の登録			
健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第三項（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円	
七十四　業として行う採血の許可			
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第十三条第一項（業として行う採血の許可）の規定による業として行う採血の許可	許可件数	一件につき十五万円	
七十五　業として行う臓器のあつせんの許可			
臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第十二条第一項（業として行う臓器のあつせんの許可）の規定による業として行う臓器のあつせんの許可	許可件数	一件につき九万円	
七十六　精神保健指定医に係る登録研修機関の登録			
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第一項第四号（登録研修機関の登録）又は第十九条第一項（登録研修機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
七十七　医薬品等の製造販売業、製造業若しくは修理業に係る許可若しくは認定又は指定管理医療機器等に係る登録認証機関の登録			
㈠　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項（製造販売業の許可）（同法第八十三条第一項（動物用医薬品等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の第一種医薬品製造販売業許可、第二種医薬品製造販売業許可、医薬部外品製造販売業許可、化粧品製造販売業許可、第一種医療機器製造販売業許可、第二種医療機器製造販売業許可又は第三種医療機器製造販売業許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき十五万円	

㈡　薬事法第十三条第一項（製造業の許可）の医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業の許可又は同条第六項の規定による製造所に係る許可の区分の追加の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円	
㈢　薬事法第十三条の三第一項（外国製造業者の認定）の規定による外国製造業者の認定又は同条第三項において準用する同法第十三条第六項の規定による製造所に係る認定の区分の追加の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円	
㈣　薬事法第四十条の二第一項（医療機器の修理業の許可）の医療機器の修理業の許可又は同条第五項の規定による事業所に係る修理区分の追加の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円	
㈤　薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する同法第十三条第一項若しくは第六項（同法第十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の三第一項又は第四十条の二第一項若しくは第五項の規定による許可又は認定（政令で定めるものに限り、更新の許可又は認定を除く。）	許可件数又は認定件数	一件につき九万円	
㈥　薬事法第二十三条の二第一項（登録認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
七十八　介護支援専門員実務研修受講試験に係る登録試験問題作成機関の登録			
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の十一第一項（登録試験問題作成機関の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円	
七十九　確定拠出年金運営管理業の登録			
確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八十八条第一項（登録）の確定拠出年金運営管理業の登録	登録件数	一件につき九万円	
八十　在宅就業支援団体の登録			
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第一項（在宅就業支援団体の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき一万五千円	
八十一　有料職業紹介事業若しくは一般労働者派遣事業の許可、港湾労働者派遣事業の許可又は建設業務有料職業紹介事業若しくは建設業務労働者就業機会確保事業の許可			
㈠　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項（有料職業紹介事業の許可）の有料の職業紹介事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円	
㈡　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項（一般労働者派遣事業の許可）の一般労働者派遣事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円	
㈢　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第十二条第一項（港湾労働者派遣事業の許可）の港湾労働者派遣事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円	
㈣　港湾労働法第十八条第一項（派遣事業対象業務の種類の変更等）の変更の許可（同法第十二条第二項第四号の港湾ごとの派遣事業対象業務の種類の増加に係るものに限る。）	許可件数	一件につき一万五千円	
㈤　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第十八条第一項（建設業務有料職業紹介事業の許可）の建設業務有料職業紹介事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円	
㈥　建設労働者の雇用の改善等に関する法律第三十一条第一項（建設業務労働者就業機会確保事業の許可）の建設業務労働者就業機会確保事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円	
八十二　建築物環境衛生管理技術者免状に係る登録講習機関の登録			
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第一項第一号（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
八十三　ボイラー等に係る検査業者の登録又は高圧室内作業等に係る登録教習機関の登録若しくは機械等に係る登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関若しくは登録型式検定機関の登録			
㈠　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条の三第一項（検査業者）の検査業者の登録	登録件数	一件につき九万円	

(二) 労働安全衛生法第十四条（登録教習機関の登録）、第六十一条第一項（登録教習機関の登録）又は第七十五条第三項（登録教習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(三) 労働安全衛生法第三十八条第一項（登録製造時等検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(四) 労働安全衛生法第四十一条第二項（登録性能検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(五) 労働安全衛生法第四十四条第一項（登録個別検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(六) 労働安全衛生法第四十四条の二第一項（登録型式検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
八十四　作業環境測定機関の登録又は作業環境測定士に係る登録講習機関の登録		
(一) 作業環境測定法第三十三条第一項（作業環境測定機関）の作業環境測定機関の登録（同法第二条第五号（定義）に規定する第一種作業環境測定士が受ける登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 作業環境測定法第五条（登録講習機関の登録）又は第四十四条第一項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
八十五　中央卸売市場における卸売業務の許可		
卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条第一項（卸売業務の許可）の中央卸売市場における卸売業務の許可	許可件数	一件につき九万円
八十六　農産物検査に係る登録検査機関の登録		
(一) 農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第二条第五項（登録検査機関）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
(二) 農産物検査法第十九条第一項（変更登録）の変更登録（同法第十七条第四項第四号（登録事項）の登録の区分の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき十五万円
(三) 農産物検査法第十九条第一項の変更登録（同法第十七条第四項第三号の農産物の種類又は同項第五号の区域の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき三万円
八十七　日本農林規格による格付の表示に係る登録認定機関又は登録外国認定機関の登録		
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二条第五項（登録認定機関又は登録外国認定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
八十八　普通肥料の生産又は輸入に係る登録		
(一) 肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項（登録を受ける義務）の規定により農林水産大臣がする普通肥料の生産の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき一万五千円
(二) 肥料取締法第四条第三項の規定による普通肥料の輸入の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき一万五千円
(三) 肥料取締法第五条（仮登録を受ける義務）の規定による普通肥料の生産又は輸入の仮登録（更新の仮登録を除く。）	登録件数	一件につき一万五千円
(四) 肥料取締法第三十三条の二第一項（外国生産肥料の登録及び仮登録）の登録又は仮登録（更新の登録又は仮登録を除く。）	登録件数	一件につき一万五千円
八十九　特定飼料等製造業者若しくは外国特定飼料等製造業者の登録又は規格設定飼料の規格適合表示に係る登録検定機関の登録		
(一) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第七条第一項（特定飼料等製造業者の登録）の特定飼料等製造業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二十一条第一項（外国特定飼料等製造業者の登録等）の外国特定飼料等製造業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(三) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二十七条第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
九十　食品循環資源に係る登録再生利用事業者の登録		
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第十条第一項（登録）の規定による登録再生利用事業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

九十一　農林漁業体験民宿業者の登録又は農林漁業体験民宿業者に係る登録実施機関の登録			
㈠　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第十六条第一項（農林漁業体験民宿業者の登録）の農林漁業体験民宿業者の登録	登録件数	一件につき一万五千円	
㈡　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第十六条第一項の登録実施機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
九十二　馬主の登録			
競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第十三条第一項（馬主の登録）の馬主の登録	登録件数	一件につき九万円	
九十三　農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可又は農林中央金庫等の代理業の許可			
㈠　農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可	認可件数	一件につき九万円	
㈡　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第一項（許可）の農林中央金庫代理業の許可	許可件数	一件につき九万円	
㈢　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第一項（許可）の特定信用事業代理業の許可	許可件数	一件につき九万円	
㈣　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の二第一項（許可）の特定信用事業代理業の許可	許可件数	一件につき九万円	
九十四　会員商品取引所の設立若しくは株式会社商品取引所の許可、組織変更の認可又は第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設の許可			
㈠　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第九条（設立の許可）の会員商品取引所の設立の許可又は同法第七十八条（株式会社商品取引所の許可）の株式会社商品取引所の許可	許可件数	一件につき十五万円	
㈡　商品取引所法第百三十二条第一項（組織変更の認可）の組織変更の認可	認可件数	一件につき十五万円	
㈢　商品取引所法第三百三十二条第一項（第一種特定商品市場類似施設の開設の許可）の第一種特定商品市場類似施設の開設の許可	許可件数	一件につき十五万円	
㈣　商品取引所法第三百四十二条第一項（第二種特定商品市場類似施設の開設の許可）の第二種特定商品市場類似施設の開設の許可	許可件数	一件につき十五万円	
㈤　商品取引所法第三百三十五条第一項（変更の許可等）（同法第三百四十五条（準用）において準用する場合を含む。）の規定による変更の許可（同法第三百三十二条第二項第三号又は第三百四十二条第二項第三号の取引の対象となる商品又は商品指数の増加に係るものに限る。）	許可件数	一件につき三万円	
九十五　商品取引受託業務若しくは商品取引債務引受業の許可又は委託者保護基金の登録			
㈠　商品取引所法第百九十条第一項（商品取引受託業務の許可）の商品取引受託業務の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき五万円	
㈡　商品取引所法第百六十七条（許可）の商品取引債務引受業の許可	許可件数	一件につき五万円	
㈢　商品取引所法第二百九十三条（委託者保護業務の登録）の委託者保護基金の登録	登録件数	一件につき五万円	
九十六　商品投資販売業又は商品投資顧問業の許可又は業務の種類の変更の認可			
㈠　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第三条（商品投資販売業の許可）の商品投資販売業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき五万円	
㈡　商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十条（商品投資顧問業の許可）の商品投資顧問業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき五万円	

(三)　商品投資に係る事業の規制に関する法律第九条（変更の認可）（同法第三十三条第一項（準用規定）において準用する場合を含む。）の規定による変更の認可（同法第五条第一項第五号（許可の申請）又は第三十一条第一項第五号（許可の申請）の業務の種類の増加に係るものに限る。）	認可件数	一件につき三万円	
九十七　石油パイプライン事業の許可又は事業用施設の変更の許可			
石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第一項（石油パイプライン事業の許可）の石油パイプライン事業の許可又は同法第八条第一項（事業用施設の変更）の導管に係る変更の許可（導管の延長の増加に係る許可で政令で定めるものに限る。）	許可件数	一件につき九万円	
九十八　石油輸入業者の登録			
石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十三条（登録）の石油輸入業者の登録	登録件数	一件につき三万円	
九十九　揮発油販売業者の登録又は揮発油等に係る分析機関の登録			
(一)　揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第三条（登録）の揮発油販売業者の登録	登録件数	一件につき三万円	
(二)　揮発油等の品質の確保等に関する法律第十六条の二第一項（揮発油販売業者に係る分析機関の登録）、第十七条の三第二項（揮発油生産業者に係る分析機関の登録）（同法第十七条の八第一項（軽油生産業者に係る分析機関の登録）、第十七条の十第一項（灯油生産業者に係る分析機関の登録）又は第十七条の十二第一項（重油生産業者に係る分析機関の登録）において準用する場合を含む。）又は第十七条の四第三項（揮発油輸入業者等に係る分析機関の登録）（同法第十七条の八第二項若しくは第三項、第十七条の十第二項若しくは第三項又は第十七条の十二第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	

百　液化石油ガス販売事業者の登録、保安機関の認定若しくは一般消費者等の数の増加の認可又は特定液化石油ガス器具等に係る検査機関の登録			
(一)　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三条第一項（事業の登録）の経済産業大臣がする液化石油ガス販売事業者の登録	登録件数	一件につき三万円	
(二)　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二十九条第一項（認定）の経済産業大臣がする保安機関の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円	
(三)　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十三条第一項（一般消費者等の数の増加の認可等）の規定により経済産業大臣がする保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可	認可件数	一件につき一万五千円	
(四)　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に(四)に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）	
百一　ガス事業の許可、ガスの供給区域若しくは供給地点の変更の許可又は登録ガス工作物検査機関の登録若しくは特定ガス用品に係る検査機関の登録			
(一)　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条（事業の許可）の一般ガス事業の許可又は同法第八条第一項（供給区域等の変更）の供給区域の増加に係る変更の許可（これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。）	許可件数	一件につき九万円	
(二)　ガス事業法第八条第一項の供給地点の変更の許可（供給地点群の増加に係るものに限る。）又は同法第三十七条の二（事業の許可）の簡易ガス事業の許可	許可件数	一件につき一万五千円	
(三)　ガス事業法第三十六条の二の二第一項（登録ガス工作物検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	

㈣　ガス事業法第三十九条の十一第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に㈣に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）	
百二　高圧ガスの製造等に係る認定完成検査実施者若しくは認定保安検査実施者の認定、容器検査所、登録容器等製造業者若しくは外国登録容器等製造業者の登録又は登録特定設備製造業者若しくは外国登録特定設備製造業者の登録			
㈠　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第三項第二号（完成検査）の認定完成検査実施者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円	
㈡　高圧ガス保安法第三十五条第一項第二号（保安検査）の認定保安検査実施者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円	
㈢　高圧ガス保安法第四十九条第一項（容器再検査）の容器検査所の登録（政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈣　高圧ガス保安法第四十九条の五第一項（容器等製造業者の登録）の規定による登録容器等製造業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈤　高圧ガス保安法第四十九条の三十一第一項（外国容器等製造業者の登録）の規定による外国登録容器等製造業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈥　高圧ガス保安法第五十六条の六の二第一項（特定設備製造業者の登録）の規定による登録特定設備製造業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈦　高圧ガス保安法第五十六条の六の二十二第一項（外国特定設備製造業者の登録）の規定による外国登録特定設備製造業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
百三　熱供給事業の許可			
熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三条（事業の許可）の熱供給事業の許可	許可件数	一件につき九万円	
百四　電気事業の許可若しくは電気の供給区域等の変更の許可、特定供給若しくは一般電気事業者の供給区域外の供給の許可又は電気工作物に係る登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録			
㈠　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三条第一項（事業の許可）の電気事業の許可			
イ　電気事業法第二条第一項第一号（定義）に規定する一般電気事業の許可又は同法第八条第一項（供給区域等の変更）の規定による変更の許可（同法第六条第二項第三号（許可証）の供給区域の増加に係るもの（これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。）に限る。）	許可件数	一件につき九万円	
ロ　電気事業法第二条第一項第三号に規定する卸電気事業の許可又は同法第八条第一項の規定による変更の許可（同法第六条第二項第三号の供給の相手方たる一般電気事業者の増加に係るものに限る。）	許可件数	一件につき九万円	
ハ　電気事業法第二条第一項第五号に規定する特定電気事業の許可又は同法第八条第一項の規定による変更の許可（同法第六条第二項第三号の供給地点の増加に係るものに限る。）	許可件数	一件につき一万五千円	
㈡　電気事業法第十七条第一項（特定供給）の電気を供給する事業の許可	許可件数	一件につき一万五千円	
㈢　電気事業法第二十五条第一項（一般電気事業者の供給区域外の供給）の許可	許可件数	一件につき一万五千円	
㈣　電気事業法第五十条の二第三項（登録安全管理審査機関の登録）、第五十二条第三項（登録安全管理審査機関の登録）又は第五十五条第四項（登録安全管理審査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈤　電気事業法第五十七条の二第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	

百五　登録電気工事業者の登録			
電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第三条第一項（登録）の経済産業大臣がする登録電気工事業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
百六　エネルギー管理指定工場に係る登録調査機関の登録			
エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二十条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
百七　工業用水道事業の許可又は給水区域の変更の許可			
工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第三条第二項（事業の届出及び許可）の工業用水道事業の許可又は同法第六条第二項（給水能力等の変更）の規定による変更の許可（同法第四条第一項第二号（事業の届出及び許可）の給水区域の増加に係るもの（これらの許可を受けている給水区域の属する市町村内における給水区域の増加に係るものを除く。）に限る。）	許可件数	一件につき九万円	
百八　深海底鉱業の許可又は深海底鉱区の変更の許可			
深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）第四条第一項（深海底鉱業の許可）の深海底鉱業の許可又は同法第十四条第一項（深海底鉱区等の変更）の規定による変更の許可（同法第十三条第二項第六号（許可証）の深海底鉱区の面積の増加に係るものに限る。）	許可件数	一件につき九万円	
百九　アルコールの製造、輸入若しくは販売の事業又は工業用使用の許可			
㈠　アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第三条第一項（製造の許可）の規定によるアルコールの製造の事業の許可又は同法第十六条第一項（輸入の許可）の規定によるアルコールの輸入の事業の許可	許可件数	一件につき十五万円	
㈡　アルコール事業法第二十一条第一項（販売の許可）の規定によるアルコールの販売の事業の許可	許可件数	一件につき九万円	
㈢　アルコール事業法第二十六条第一項（使用の許可）の規定によるアルコールの使用の許可又は同法第三十条（準用）において準用する同法第八条第一項（変更の許可等）の変更の許可（同法第二十六条第二項第六号の使用施設ごとのアルコールの用途の増加に係るものに限る。）	許可件数	一件につき一万五千円	
百十　航空機若しくは航空用機器の製造事業若しくは修理事業の許可又は事業の区分の変更の許可			
航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条の二（事業の許可）の航空機若しくは特定機器の製造若しくは修理の事業の許可又は同法第二条の八第一項（事業の区分の変更）の規定による変更の許可（同法第二条の六第二項第三号（許可証）の事業の区分の増加に係るものに限る。）	許可件数	一件につき九万円	
百十一　特定電気用品に係る検査機関の登録			
電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第九条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）	申請件数	一件につき九万円（既に登録を受けている者については、一万五千円）	
百十二　特別特定製品に係る検査機関の登録			
消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十二条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）	申請件数	一件につき九万円（既に登録を受けている者については、一万五千円）	

百十三　日本工業規格への適合の表示に係る登録認証機関の登録又は製品試験に係る試験事業者若しくは外国試験事業者の登録		
㈠　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十九条第一項若しくは第二項（登録認証機関の登録）、第二十条第一項（登録認証機関の登録）又は第二十三条第一項から第三項まで（登録認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に㈠に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
㈡　工業標準化法第五十七条第一項（試験事業者の試験所の登録）の国内にある試験所における製品試験に係る事業者の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に㈡に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
㈢　工業標準化法第六十五条第一項（外国試験事業者の試験所の登録）の外国にある試験所における製品試験に係る試験事業者の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に㈢に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
百十四　計量器の校正等に係る事業者の登録又は認定特定計量証明事業者の認定		
㈠　計量法第百四十三条第一項（登録）の計量器の校正等に係る事業者の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に㈠に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
㈡　計量法第百二十一条の二（認定）の認定特定計量証明事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
百十五　回路配置利用権の設定登録等事務に係る登録機関の登録		
半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二十八条第一項（登録機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百十六　工業所有権に関する手続に係る登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の登録		
㈠　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第九条第一項（登録情報処理機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈡　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十六条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈢　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の二（特定登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百十七　特定輸出機器に係る国外適合性評価事業の認定		
特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三条第一項（認定）の国外適合性評価事業の認定（更新の認定を除く。以下この号において単に「認定」という。）	申請件数	一件につき九万円（既に認定を受けている者については、一万五千円）
百十八　前払式割賦販売業の許可、割賦購入あつせん業者の登録又は前払式特定取引業の許可		
㈠　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第十一条（前払式割賦販売業の許可）の規定による前払式割賦販売の事業の許可	許可件数	一件につき十五万円
㈡　割賦販売法第三十一条（割賦購入あつせん業者の登録）の登録割賦購入あつせん業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
㈢　割賦販売法第三十五条の三の二（前払式特定取引業の許可）の規定による前払式特定取引の事業の許可	許可件数	一件につき十五万円

百十九　フロン類破壊業者の許可		
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二十五条第一項（フロン類破壊業者の許可）の規定によるフロン類の破壊の事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
百二十　鉄道事業の許可、索道事業の許可若しくは軌道事業の特許又は鉄道事業への変更の許可 （注）　都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第九条第一項（鉄道事業法の特例）の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第五条第四項（速達性向上計画）の規定による速達性向上計画の認定は当該許可とみなし、同法第十条第一項（軌道法の特例）の規定により軌道事業の特許を受けたものとみなされる場合における同法第五条第四項の規定による速達性向上計画の認定は当該特許とみなす。		
㈠　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項（許可）の規定による第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可（当該許可を受けている者が当該許可に係る路線に接続して路線を延長することの許可で政令で定めるもの及び一時的な需要のために期間を限定して行う許可を除く。）	許可件数	一件につき十五万円（㈠に掲げる許可が無軌条の路線に係るものについては、九万円）
㈡　鉄道事業法第三十二条（許可）の索道事業の許可	許可件数	一件につき三万円
㈢　軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条（事業の特許）（同法第三十一条（軌道に準ずるもの）において準用する場合を含む。）の軌道事業の特許（当該特許を受けている者が当該特許に係る路線に接続して路線を延長することの特許で政令で定めるものを除く。）	特許件数	一件につき十五万円（㈢に掲げる特許が無軌条の路線に係るものについては、九万円）
㈣　鉄道事業法第六十二条第一項（軌道からの変更）の規定による軌道事業から鉄道事業への変更の許可（㈠に掲げる許可を受けている者が当該許可に係る路線に接続して路線を延長することの許可で政令で定めるものを除く。）	許可件数	一件につき十五万円（㈣に掲げる許可が無軌条の路線に係るものについては、九万円）
百二十一　自動車道事業の免許		
道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十七条第一項（免許）の自動車道事業の免許	免許件数	一件につき十五万円
百二十二　高速道路の新設又は改築の許可		
道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項（高速道路の新設又は改築）の規定による高速道路の新設又は改築の許可	許可件数	一件につき十五万円
百二十三　自動車ターミナル事業の許可		
自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第三条（事業の許可）の自動車ターミナル事業の許可	許可件数	一件につき九万円
百二十四　優良自動車整備事業者の認定又は自動車の登録に係る登録情報処理機関の登録		
㈠　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十四条第一項（優良自動車整備事業者の認定）の優良自動車整備事業者の認定	認定件数	一件につき九万円
イ　道路運送車両法第四十八条第一項（定期点検整備）の点検に付随して行われる自動車又はその部分の整備又は改造の事業（ロにおいて「点検付随整備事業」という。）の全部の実施に係る認定で財務省令で定めるもの	認定件数	一件につき六万円
ロ　点検付随整備事業の一部の実施に係る認定で財務省令で定めるもの	認定件数	一件につき三万円
ハ　イ及びロに掲げる認定以外の認定	登録件数	一件につき九万円
㈡　道路運送車両法第七条第四項（登録情報処理機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）		

百二十五　道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可 （注）　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第十一条第一項（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定は、当該許可とみなす。		
㈠　道路運送法第四条第一項（一般旅客自動車運送事業の許可）の一般旅客自動車運送事業の許可		
イ　一般乗合旅客自動車運送事業の許可又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき九万円
ロ　一般乗用旅客自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき三万円（個人の受ける一般乗用旅客自動車運送事業の許可で政令で定めるものについては、一万五千円）
㈡　道路運送法第十五条第一項（事業計画の変更）の規定による事業計画の変更の認可		
イ　㈠イに掲げる許可を受けている者が道路運送法第五条第一項第三号（許可申請）の路線又は営業区域を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの	認可件数	一件につき一万五千円
ロ　㈠ロに掲げる許可（政令で定めるものを除く。）を受けている者が道路運送法第五条第一項第三号の営業区域を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの	認可件数	一件につき五千円
㈢　道路運送法第四十三条第一項（特定旅客自動車運送事業）の特定旅客自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき三万円
㈣　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき十二万円
㈤　貨物自動車運送事業法第三十五条第一項（特定貨物自動車運送事業）の特定貨物自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき六万円
百二十六　自家用自動車の有償貸渡しの許可		
道路運送法第八十条第二項（有償運送の禁止及び賃貸の制限）の規定による自家用自動車の貸渡しの事業の許可（政令で定めるものを除く。）	許可件数	一件につき九万円
百二十七　運河開設の免許		
運河法（大正二年法律第十六号）第一条（免許）の規定による運河の開設の免許	免許件数	一件につき十五万円
百二十八　船舶の製造事業等に係る施設又は設備の新設等の許可		
㈠　造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二条第一項（施設の新設等の許可等）の規定による船舶の製造又は修繕に係る施設の新設、譲受け又は借受けの許可（当該許可を受けている者が当該許可に係る施設について受けるもの及び一時的な需要のために行う許可で財務省令で定めるものを除く。）	許可件数	一件につき十五万円
㈡　造船法第三条第一項（設備の新設等の許可等）の規定による船舶の製造又は修繕に必要な設備の新設、増設又は拡張の許可（当該設備に係る拡張の許可で政令で定めるもの及び一時的な需要のために行う許可で財務省令で定めるものを除く。）	許可件数	一件につき三万円
百二十九　小型船造船業者の登録		
小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）第四条（登録）の規定による小型船造船業者の登録	登録件数	一件につき九万円
百三十　船舶等の製造工事若しくは改造修理工事若しくは整備に係る事業場の認定又は船舶等に係る登録検定機関、登録検査確認機関、船級協会若しくは登録検査機関の登録		
㈠　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二（事業場の認定）の製造工事又は改造修理工事に係る事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に㈠に掲げる認定を受けている者については、一万五千円）

(二) 船舶安全法第六条ノ三（事業場の認定）の整備に係る事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に(二)に掲げる認定を受けている者については、一万五千円）
(三) 船舶安全法第六条ノ四第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(四) 船舶安全法第六条ノ五（登録検査確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(五) 船舶安全法第八条（船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(六) 船舶安全法第二十八条第五項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(七) 船舶安全法第二十九条ノ三第二項（証書の発給を行う船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百三十一　海洋汚染等の防止に係る船舶の製造工事若しくは改造修理工事若しくは整備に係る事業場の認定、廃油処理事業の許可又は登録確認機関、船級協会若しくは登録検定機関の登録		
(一) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項（船舶安全法の準用）において準用する船舶安全法第六条ノ二（事業場の認定）の認定（財務省令で定めるものを除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に(一)に掲げる認定を受けている者については、一万五千円）
(二) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三（事業場の認定）の認定（財務省令で定めるものを除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に(二)に掲げる認定を受けている者については、一万五千円）
(三) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第二十条第一項（事業の許可及び届出）の廃油処理事業の許可	許可件数	一件につき十五万円
(四) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の二第四項（登録確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(五) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(六) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(七) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(八) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百三十二　船舶保安規程の審査等に係る船級協会の登録		
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十条第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百三十三　船舶運航事業の許可		
(一) 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項（一般旅客定期航路事業の許可）の許可（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第二項（定義）に規定する離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
(二) 海上運送法第十九条の三第一項（特定旅客定期航路事業の許可）の特定旅客定期航路事業の許可(一)の離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。）又は同法第二十一条第一項（旅客不定期航路事業の許可）の旅客不定期航路事業の許可	許可件数	一件につき九万円

百三十四　港湾運送事業の免許又は許可			
㈠　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第四条第一項（免許）の規定による港湾運送事業の免許			
イ　一般港湾運送事業の免許	免許件数	一件につき九万円	
ロ　港湾荷役事業の免許	免許件数	一件につき六万円	
ハ　はしけ運送事業の免許又はいかだ運送事業の免許	免許件数	一件につき三万円	
ニ　検数事業の免許、鑑定事業の免許又は検量事業の免許	免許件数	一件につき三万円	
㈡　港湾運送事業法第二十二条の二第一項（特定港湾における一般港湾運送事業等）の規定による特定港湾における一般港湾運送事業等の許可			
イ　一般港湾運送事業の許可	許可件数	一件につき九万円	
ロ　港湾荷役事業の許可	許可件数	一件につき六万円	
ハ　はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可	許可件数	一件につき三万円	
百三十五　内航海運業の登録			
内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第三条第一項（登録）の内航海運業の登録	登録件数	一件につき九万円	
百三十六　船舶職員に係る海技免許講習、海技免状更新講習若しくは登録船舶職員養成施設の登録若しくは小型船舶操縦者に係る登録小型船舶教習所若しくは操縦免許証更新講習の登録又は船舶職員に係る電子通信移行講習の登録			
㈠　船舶職員及び小型船舶操縦者法第四条第二項（海技免許講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈡　船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条の二第三項第三号（海技免状更新講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈢　船舶職員及び小型船舶操縦者法第十三条の二第一項（登録船舶職員養成施設の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈣　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十第一項（登録小型船舶教習所の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈤　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十一（操縦免許証更新講習の登録）において準用する同法第七条の二第三項第三号の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈥　船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）附則第三条（電子通信移行講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
百三十七　船員派遣事業の許可			
船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五十五条第一項（船員派遣事業の許可）の船員派遣事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円	
百三十八　飛行場若しくは航空保安施設の設置の許可、設計検査等に係る事業場の認定又は航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可			
㈠　航空法第三十八条第一項（飛行場又は航空保安施設の設置）の規定による飛行場又は航空保安施設の設置の許可			
イ　飛行場の設置の許可	許可件数	一件につき十五万円	
ロ　航空保安施設の設置の許可	許可件数	一件につき九万円	
㈡　航空法第二十条第一項（事業場の認定）の事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）	認定件数	一件につき九万円	
㈢　航空法第百条第一項（許可）の航空運送事業の許可	許可件数	一件につき十五万円	
㈣　航空法第百二十三条第一項（航空機使用事業の許可）の航空機使用事業の許可	許可件数	一件につき九万円	

(五) 航空法第百二十九条第一項（外国人国際航空運送事業）の規定による旅客又は貨物を運送する事業の許可	許可件数	一件につき十五万円

百三十九　貨物利用運送事業の登録若しくは許可又は事業計画の変更の認可

（注）　中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第三十条第一項、第三項若しくは第四項（貨物利用運送事業法の特例）又は流通業務総合効率化促進法第九条第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第一種貨物利用運送事業の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における中心市街地整備改善活性化法第十六条第一項（特定事業計画の認定）の規定による特定事業計画の認定若しくは中心市街地整備改善活性化法第十七条第一項（特定事業計画の変更の認定）の規定による特定事業計画の変更の認定又は流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項（総合効率化計画の変更の認定）の規定による総合効率化計画の変更の認定は当該登録又は変更登録とみなし、流通業務総合効率化促進法第十条第一項又は第二項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第二種貨物利用運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項の規定による総合効率化計画の認定又は流通業務総合効率化促進法第五条第一項の規定による総合効率化計画の変更の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可とみなす。

(一) 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 貨物利用運送事業法第七条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第四条第一項第四号（登録の申請）の利用運送に係る運送機関の種類若しくは利用運送の区域若しくは区間の増加に係るもの（財務省令で定めるものに限る。）又は同号の業務の範囲の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき一万五千円
(三) 貨物利用運送事業法第二十条（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可	許可件数	一件につき十二万円
(四) 貨物利用運送事業法第二十五条第一項（事業計画及び集配事業計画）の事業計画の変更の認可（財務省令で定めるものに限る。）	認可件数	一件につき二万円
(五) 貨物利用運送事業法第三十五条第一項（登録）の船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業の登録	登録件数	一件につき九万円
(六) 貨物利用運送事業法第三十九条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第四条第一項第四号の利用運送の区間又は業務の範囲の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき一万五千円
(七) 貨物利用運送事業法第四十五条第一項（許可）の船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業の許可	許可件数	一件につき十二万円
(八) 貨物利用運送事業法第四十六条第二項（事業計画）の事業計画の変更の認可（財務省令で定めるものに限る。）	認可件数	一件につき二万円

百四十　倉庫業者の登録又は認定

（注）　流通業務総合効率化促進法第八条（倉庫業法の特例）の規定により倉庫業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定又は流通業務総合効率化促進法第五条第一項（総合効率化計画の変更の認定）の規定による総合効率化計画の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。

(一) 倉庫業法第三条（登録）の倉庫業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 倉庫業法第七条第一項（変更登録等）の変更登録（倉庫の新設に係る変更登録で政令で定めるものに限る。）	倉庫の数	一個につき三万円
(三) 倉庫業法第二十五条（トランクルームの認定）の認定	トランクルームの数	一個につき一万円

百四十一　ホテル若しくは旅館の登録又は外客宿泊施設に係る登録実施機関の登録

(一) 国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第三条（ホテルの登録）のホテルの登録	登録件数	一件につき十五万円
(二) 国際観光ホテル整備法第十八条第一項（旅館の登録）の旅館の登録	登録件数	一件につき九万円

㈢　国際観光ホテル整備法第三条又は第十八条第一項の登録実施機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
百四十二　旅行業若しくは旅行業者代理業の登録又は旅程管理業務に係る登録研修機関の登録			
㈠　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条（登録）又は第六条の四第一項（変更登録）の規定による旅行業の登録又は変更登録（政令で定めるものに限る。）	登録件数	一件につき九万円	
㈡　旅行業法第三条の規定による旅行業者代理業の登録（政令で定めるものに限る。）	登録件数	一件につき一万五千円	
㈢　旅行業法第十二条の十一第一項（登録研修機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
百四十三　予報業務の許可、気象観測成果の無線通信による発表業務の許可若しくは気象測器の器差に係る認定測定者の認定又は気象測器に係る登録検定機関の登録			
㈠　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条第一項（予報業務の許可）の予報業務の許可	許可件数	一件につき九万円	
㈡　気象業務法第二十六条第一項（無線通信による資料の発表）の規定による気象の観測の成果に係る無線通信による発表の業務の許可	許可件数	一件につき九万円	
㈢　気象業務法第三十二条の二第一項（測定能力の認定）の規定による認定測定者の認定	認定件数	一件につき九万円	
㈣　気象業務法第九条（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
百四十四　建設業の許可又は監理技術者に係る講習の登録若しくは建設業者に係る登録経営状況分析機関の登録			
㈠　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項（建設業の許可）の国土交通大臣がする建設業（同法別表第一の下欄に掲げる建設業をいう。以下㈠において同じ。）の許可（更新の許可及び次の区分ごとに他の建設業について既に国土交通大臣の許可がされている場合における許可を除くものとし、二以上の建設業について同時に国土交通大臣の許可がされる場合には、次の区分ごとにこれらの許可を一の許可とみなす。）			
イ　建設業法第三条第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可	許可件数	一件につき十五万円	
ロ　建設業法第三条第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可	許可件数	一件につき十五万円	
㈡　建設業法第二十六条第四項（講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈢　建設業法第二十七条の二十四第一項（登録経営状況分析機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
百四十五　工場において製造する浄化槽の型式の認定			
㈠　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項（認定）の規定による工場において製造する浄化槽の型式の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円（既に㈠に掲げる認定を受けている型式と重要でない部分のみが異なる場合の認定で政令で定めるものについては、一万五千円）	
㈡　浄化槽法第十三条第二項の規定による外国の工場において製造する浄化槽の型式の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円（既に㈡に掲げる認定を受けている型式と重要でない部分のみが異なる場合の認定で政令で定めるものについては、一万五千円）	

百四十六　不動産鑑定業者の登録若しくは登録換えに係る登録又は不動産鑑定士に係る実務修習機関の登録			
(一)　不動産の鑑定評価に関する法律第二十二条第一項（不動産鑑定業者の登録）の規定により国土交通大臣がする不動産鑑定業者の登録（更新の登録及び同法第十五条（登録）の不動産鑑定士が受ける登録を除く。）又は同法第二十六条第一項第二号（登録換え）の登録換えに係る登録（同法第十五条の不動産鑑定士が受ける登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
(二)　不動産の鑑定評価に関する法律第十四条の二（実務修習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
百四十七　宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者に係る登録講習機関の登録			
(一)　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項（免許）の国土交通大臣がする宅地建物取引業の免許（更新の免許を除く。）	免許件数	一件につき九万円	
(二)　宅地建物取引業法第十六条第三項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
百四十八　積立式宅地建物販売業の許可			
積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）第三条（積立式宅地建物販売業の許可）の規定により国土交通大臣がする積立式宅地建物販売業の許可	許可件数	一件につき十五万円	
百四十九　前払金保証事業の登録			
公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第三条（登録）の前払金保証事業の登録	登録件数	一件につき十五万円	
百五十　不動産特定共同事業の許可又は業務の種別の変更の認可			
(一)　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第三条第一項（不動産特定共同事業の許可）の規定により主務大臣がする不動産特定共同事業の許可	許可件数	一件につき十五万円	
(二)　不動産特定共同事業法第九条第一項（変更の認可）の規定により主務大臣がする変更の認可（同法第五条第一項第六号（許可の申請）の業務の種別の増加に係るものに限る。）	認可件数	一件につき三万円	
百五十一　マンション管理業者の登録又はマンション管理士等に係る登録講習機関の登録			
(一)　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十四条第一項（登録）のマンション管理業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
(二)　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十一条（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
(三)　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第二項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
百五十二　測量業者の登録又は測量士に係る登録養成施設の登録			
(一)　測量法第五十五条第一項（測量業者の登録）の測量業者の登録（更新の登録及び同法第四十九条第一項（測量士及び測量士補の登録）の測量士が受ける登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
(二)　測量法第五十条第三号又は第四号（登録養成施設の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
百五十三　広告物等の表示に係る業務主任者に係る登録試験機関の登録			
屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第十条第二項第三号イ（登録試験機関の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円	
百五十四　住宅性能評価に係る登録住宅性能評価機関若しくは登録講習機関の登録、登録住宅型式性能認定等機関の登録又は住宅の特別評価方法認定に係る登録試験機関の登録			
(一)　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項（登録住宅性能評価機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
(二)　住宅の品質確保の促進等に関する法律第十三条（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	

㈢　住宅の品質確保の促進等に関する法律第三十一条第一項（登録住宅型式性能認定等機関の登録）又は第三十三条第一項（登録住宅型式性能認定等機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈣　住宅の品質確保の促進等に関する法律第五十九条第一項（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
百五十五　一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用又は広域的処理の認定			
㈠　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の八第一項（一般廃棄物の再生利用に係る特例）又は第十五条の四の二第一項（産業廃棄物の再生利用に係る特例）の一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用の認定	認定件数	一件につき十五万円	
㈡　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の九第一項（一般廃棄物の広域的処理に係る特例）又は第十五条の四の三第一項（産業廃棄物の広域的処理に係る特例）の一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的な処理の認定	認定件数	一件につき十五万円	
㈢　一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的な処理に係る変更の認定（当該広域的な処理の内容に関する事項の変更の認定で財務省令で定めるものに限る。）	認定件数	一件につき三万円	
百五十六　登録特定原動機検査機関又は登録特定特殊自動車検査機関の登録			
㈠　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十九条第一項（登録特定原動機検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈡　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十六条第一項（登録特定特殊自動車検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
百五十七　国際希少野生動植物種の個体等に係る登録機関又は認定機関の登録			
㈠　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第二十三条第一項（登録機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円	
㈡　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の八第一項（認定機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円	
百五十八　遺伝子組換え生物等の輸入に係る登録検査機関の登録			
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十七条第一項（登録検査機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円	

別表第三中「別表第三　非課税の登記等の表（第四条関係）」を「別表第三　非課税の登記等の表（第四条、第三十三条関係）」に改め、同表の一の項中「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を削り、同表の三の項中「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を削り、同表の七の二の項、十九の二の項及び二十二の項中「別表第一の第一号から第十八号まで」を「別表第一第一号から第二十三号まで」に改め、同表の二十四の項中「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を削り、「（平成九年法律第百二十三号）第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に改める。

（消費税法の一部改正）

第六条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「出資を除く。」の下に「の総数又は総額」を加え、「数の株式又は出資の金額」を「数又は金額の株式又は出資」に、「属すること」を「属する場合その他政令で定める場合であること」に改め、同条第七項第二号中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改める。

第十六条第二項中「同条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第三十七条第一項中「以下この項」を「以下この項及び次条第一項」に、「次条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（災害等があつた場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例）

第三十七条の二　災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者及び前条第一項の規定の適用を受ける事業者を除く。）が、当該被害を受けたことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間（その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。以下この項、次項及び第五項において「選択被災課税期間」という。）につき同条第一項の規定の適用を受けることが必要となつた場合において、当該選択被災課税期間につき同項の規定の適用を受けることについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該承認を受けた選択被災課税期間の

初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。

2　前項の承認を受けようとする事業者は、前条第一項の規定の適用を受けることが必要となつた事情その他財務省令で定める事項を記載した申請書を、前項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日から二月以内（当該災害その他やむを得ない理由のやんだ日がその申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日以後に到来する場合には、当該選択被災課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限まで）に、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3　税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下する。

4　税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

5　第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日から二月を経過する日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。ただし、同項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日がその申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日以後に到来する場合は、この限りでない。

6　災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者（前条第一項の規定の適用を受ける事業者に限る。）が、当該被害を受けたことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間（当該課税期間の翌課税期間以後の課税期間のうち政令で定める課税期間を含む。以下この項において「不適用被災課税期間」という。）につき同条第一項の規定の適用を受けることの必要がなくなつた場合において、当該不適用被災課税期間につき同項の規定の適用を受けることをやめることについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該事業者は同条第二項の規定による届出書を当該承認を受けた不適用被災課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

7　第二項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第六項」と、「受けることが必要となつた」とあるのは「受けることの必要がなくなつた」と、「選択被災課税期間」とあるのは「不適用被災課税期間」と、第五項中「選択被災課税期間」とあるのは「不適用被災課税期間」と読み替えるものとする。

8　第一項又は第六項の承認を受けた事業者が、その承認前に第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出している場合その他の場合における第一項又は第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十二条第一項中「第三項」の下に「、次条」を加える。

第六十三条中「簿書及び資料」を「帳簿書類その他の物件」に改める。

（酒税法の一部改正）

第七条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二十二条）」を「（第二十二条―第二十七条）」に、「第二十三条」を「第二十八条」に改める。

第二条第一項中「その免許」を「当該製造免許」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の四種類に分類する。

第三条から第五条までを次のように改める。

（その他の用語の定義）

第三条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　アルコール分　温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。

二　エキス分　温度十五度の時において原容量百立方センチメートル中に含有する不揮発性成分のグラム数をいう。

三　発泡性酒類　次に掲げる酒類をいう。

イ　ビール

ロ　発泡酒

ハ　イ及びロに掲げる酒類以外の酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が十度未満のものに限る。以下「その他の発泡性酒類」という。）

四　醸造酒類　次に掲げる酒類（その他の発泡性酒類を除く。）をいう。

イ　清酒

ロ　果実酒

ハ　その他の醸造酒

五　蒸留酒類　次に掲げる酒類（その他の発泡性酒類を除く。）をいう。

イ　連続式蒸留しようちゆう

ロ　単式蒸留しようちゆう

ハ　ウイスキー

ニ　ブランデー

ホ　原料用アルコール

ヘ　スピリッツ

六　混成酒類　次に掲げる酒類（その他の発泡性酒類を除く。）をいう。

イ　合成清酒

ロ　みりん

ハ　甘味果実酒

ニ　リキュール

ホ　粉末酒

ヘ　雑酒

七　清酒　次に掲げる酒類でアルコール分が二十二度未満のものをいう。

イ　米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたもの

ロ　米、米こうじ、水及び清酒かすその他政令で定める物品を原料として発酵させて、こしたもの（その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が米（こうじ米を含む。）の重量の百分の五十を超えないものに限る。）

ハ　清酒に清酒かすを加えて、こしたもの

八　合成清酒　アルコール（次号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が三十六度以上四十五度以

下のものを含む。第十五号ハ及び第十六号ロ並びに第八条第三号を除き、以下同じ。）、しょうちゆう（連続式蒸留しょうちゆう又は単式蒸留しょうちゆうをいい、水以外の物品を加えたものを除く。第十一号において同じ。）又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類（当該酒類の原料として米又は米を原料の全部若しくは一部として製造した物品を使用したものについては、米（米を原料の全部又は一部として製造した物品の原料となつた米を含む。）の重量の合計が、アルコール分二十度に換算した場合の当該酒類の重量の百分の五を超えないものに限る。）で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するもの（アルコール分が十六度未満でエキス分が五度以上のものその他政令で定めるものに限る。）をいう。

九　連続式蒸留しょうちゆう　アルコール含有物を連続式蒸留機（連続して供給されるアルコール含有物を蒸留しつつ、フーゼル油、アルデヒドその他の不純物を取り除くことができる蒸留機をいう。次号イ及び第四十三条第六項において同じ。）により蒸留した酒類（これに水を加えたもの及び政令で定めるところにより砂糖（政令で定めるものに限る。）その他の政令で定める物品を加えたもの（エキス分が二度未満のものに限る。）を含み、次に掲げるものを除く。）で、アルコール分が三十六度未満のものをいう。

イ　発芽させた穀類又は果実（果実を乾燥させ若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含み、なつめやしの実その他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を原料の全部又は一部としたもの

ロ　しらかばの炭その他政令で定めるものでこしたもの

ハ　含糖質物（政令で定める砂糖を除く。）を原料の全部又は一部としたもので、そのアルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のもの

ニ　アルコール含有物を蒸留する際、発生するアルコールに他の物品の成分を浸出させたもの

十　単式蒸留しょうちゆう　次に掲げる酒類（これらに水を加えたものを含み、前号イからニまでに掲げるものに該当するものを除く。）でアルコール分が四十五度以下のものをいう。

イ　穀類又はいも類、これらのこうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機（以下この号及び第四十三条第七項において「単式蒸留機」という。）により蒸留したもの

ロ　穀類のこうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの

ハ　清酒かす及び水若しくは清酒かす、米、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物又は清酒かすを単式蒸留機により蒸留したもの

ニ　砂糖（政令で定めるものに限る。）、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの

ホ　穀類又はいも類、これらのこうじ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの（その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が穀類又はいも類（これらのこうじを含む。）の重量を超えないものに限る。）

ヘ　イからホまでに掲げる酒類以外の酒類でアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの（これに政令で定めるところにより砂糖（政令で定めるものに限る。）その他の政令で定める物品を加えたもの（エキス分が二度未満のものに限る。）を含む。）

十一　みりん　次に掲げる酒類でアルコール分が十五度未満のもの（エキス分が四十度以上のものその他政令で定めるものに限る。）をいう。

イ　米及び米こうじにしょうちゆう又はアルコールを加えて、こしたもの

ロ　米、米こうじ及びしょうちゆう又はアルコールにみりんその他政令で定める物品を加えて、こしたもの

ハ　みりんにしょうちゆう又はアルコールを加えたもの

ニ　みりんにみりんかすを加えて、こしたもの

十二　ビール　次に掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のものをいう。

イ　麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたもの

ロ　麦芽、ホップ、水及び麦その他の政令で定める物品を原料として発酵させたもの（その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の百分の五十を超えないものに限る。）

十三　果実酒　次に掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のもの（ロから二までに掲げるものについては、アルコール分が十五度以上のものその他政令で定めるものを除く。）をいう。

イ　果実又は果実及び水を原料として発酵させたもの

ロ　果実又は果実及び水に糖類（政令で定めるものに限る。ハ及びニにおいて同じ。）を加えて発酵させたもの

ハ　イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

ニ　イからハまでに掲げる酒類にブランデー、アルコール若しくは政令で定めるスピリッツ（以下この号並びに次号ハ及びニにおいて「ブランデー等」という。）又は糖類、香味料若しくは水を加えたもの（ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量（既に加えたブランデー等があるときは、そのブランデー等のアルコール分の総量を加えた数量。次号ハにおいて同じ。）が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十を超えないものに限る。）

十四　甘味果実酒　次に掲げる酒類で果実酒以外のものをいう。

イ　果実又は果実及び水に糖類を加えて発酵させたもの

ロ　前号イ若しくはロに掲げる酒類又はイに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

ハ　前号イからハまでに掲げる酒類又はイ若しくはロに掲げる酒類にブランデー等又は糖類、香味料、色素若しくは水を加えたもの（ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の九十を超えないものに限る。ニにおいて同じ。）

ニ　果実酒又はイからハまでに掲げる酒類に植物を浸してその成分を浸出させたもの若しくは薬剤を加えたもの又はこれらの酒類にブランデー等、糖類、香味料、色素若しくは水を加えたもの

十五　ウイスキー　次に掲げる酒類（イ又はロに掲げるものについては、第九号ロからニまでに掲げるものに該当するものを除く。）をいう。

イ　発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの（当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

ロ　発芽させた穀類及び水によつて穀類を糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの（当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

ハ　イ又はロに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えたもの（イ又はロに掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十以上のものに限る。）

十六　ブランデー　次に掲げる酒類（イに掲げるものについては、第九号ロからニまでに掲げるものに該当するものを除く。）をいう。

イ　果実若しくは果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物又は果実酒（果実酒かすを含む。）を蒸留したもの（当該アルコール含有物又は果実酒の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

ロ　イに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えたもの（イに掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十以上のものに限る。）

十七　原料用アルコール　第九号又は第十号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が四十五度を超えるものをいう。

十八　発泡酒　麦芽又は麦を原料の一部とした酒類（第七号から前号までに掲げる酒類及び麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。）で発泡性を有するもの（アルコール分が二十度未満のものに限る。）をいう。

十九　その他の醸造酒　穀類、糖類その他の物品を原料として発酵させた酒類（第七号から前号までに掲げる酒類その他政令で定めるものを除く。）でアルコール分が二十度未満のもの（エキス分が二度以上のものに限る。）をいう。

二十　スピリッツ　第七号から前号までに掲げる酒類以外の酒類でエキス分が二度未満のものをいう。

二十一　リキュール　酒類と糖類その他の物品（酒類を含む。）を原料とした酒類でエキス分が二度以上のもの（第七号から第十九号までに掲げる酒類、前条第一項に規定する溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のもの及びその性状がみりんに類似する酒類として政令で定めるものを除く。）をいう。

二十二　粉末酒　前条第一項に規定する溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状の酒類をいう。

二十三　雑酒　第七号から前号までに掲げる酒類以外の酒類をいう。

二十四　酒母　酵母で含糖質物を発酵させることができるもの及び酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びにこれらにこうじを混和したもの（製薬用、製パン用、しようゆ製造用その他酒税の保全上支障がないものとして財務省令で定める用途に供せられるものを除く。）をいう。

二十五　もろみ　酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもの（酒類の製造の用に供することができるものに限る。）で、こし又は蒸留する前のもの（こさない又は蒸留しない酒類に係るものについては、主発酵が終わる前のもの）をいう。

二十六　こうじ　でんぷん質物その他政令で定める物品にかび類を繁殖させたもの（当該繁殖させたものから分離させた胞子又は浸出させた酵素を含む。）で、でんぷん質物を糖化させることができるものをいう。

二十七　保税地域　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。

第四条及び第五条　削除

第六条の三第一項中「一に」を「いずれかに」に、「本条」を「この条及び第十条第三号」に改め、同項第二号中「製造免許に附された」を「製造免許（同条第一項に規定する製造免許をいう。以下この号及び次号において同じ。）に付された」に改め、「以下」を削り、「消滅した免許」を「消滅した製造免許」に改め、同号ただし書中「免許」を「製造免許」に改め、同条第二項中「以下」を削り、同条第五項中「その他の雑酒」を「その他の醸造酒」に改める。

第七条第一項中「種類別（品目のある種類の酒類については、品目別）」を「品目（第三条第七号から第二十三号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。）別」に改め、「所轄税務署長の免許」の下に「（以下「製造免許」という。）」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「その免許」を「その製造免許」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　酒類の製造免許は、一の製造場において製

造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

一　清酒　六十キロリットル
二　合成清酒　六十キロリットル
三　連続式蒸留しょうちゅう　六十キロリットル
四　単式蒸留しょうちゅう　十キロリットル
五　みりん　十キロリットル
六　ビール　六十キロリットル
七　果実酒　六キロリットル
八　甘味果実酒　六キロリットル
九　ウイスキー　六キロリットル
十　ブランデー　六キロリットル
十一　原料用アルコール　六キロリットル
十二　発泡酒　六キロリットル
十三　その他の醸造酒　六キロリットル
十四　スピリッツ　六キロリットル
十五　リキュール　六キロリットル
十六　粉末酒　六キロリットル
十七　雑酒　六キロリットル

第七条第三項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「その免許」を「その製造免許」に、「しょうちゅう乙類」を「単式蒸留しょうちゅう」に改め、同項第二号中「しょうちゅう」を「連続式蒸留しょうちゅう又は単式蒸留しょうちゅう」に、「その免許」を「その製造免許」に改め、同項第三号中「果実酒類」を「果実酒又は甘味果実酒」に改め、同項第五号中「免許」を「製造免許」に改め、同項第六号中「しょうちゅう甲類及びしょうちゅう乙類」を「連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅう」に、「免許」を「製造免許」に改め、同項に次の一号を加える。

七　前各号に準ずる場合として政令で定める場合

第七条第四項中「免許」を「製造免許」に、「附する」を「付する」に改め、同条第五項中「附した免許」を「付した製造免許」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第二項の場合において、粉末酒に係る数量の計算は、その重量を基礎として政令で定める方法により行う。

第八条中「その製造場の所在地の所轄税務署長の免許」を「製造免許」に改め、同条第一号及び第二号中「その免許」を「その製造免許」に改める。

第九条第一項中「所轄税務署長の免許」の下に「（以下「販売業免許」という。）」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「その免許」を「その製造免許」に、「種類（品目のある種類の酒類については、品目）」を「品目」に改め、同条第二項中「免許」を「販売業免許」に、「附する」を「付する」に改め、同条第三項中「附した免許」を「付した販売業免許」に改める。

第十条の見出しを「（製造免許等の要件）」に改め、同条各号列記以外の部分中「免許」を「酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許」に改め、同条第一号中「申請者」の下に「（酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請者をいう。第三号から第八号までにおいて同じ。）」を加え、「免許を」を「酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許若しくは酒類の販売業免許を」に改め、同条第二号中「第十四条第一号若しくは第二号の規定により免許」を「第十四条第二号の規定により酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許」に改め、同条第三号中「酒類」を「酒類等」に改め、同条第五号中「免許申請」を「当該申請」に改め、同条第六号中「免許の申請前」を「当該申請前」に改め、同条第九号中「取締」を「取締り」に改める。

第十一条の見出しを「（製造免許等の条件）」に改め、同条第一項中「附する」を「付する」に改め、同条第二項中「附した」を「付した」に改める。

第十七条第一項中「免許の取消」を「酒類の製造免許又は酒母若しくはもろみの製造免許の取消し」に改め、同条第二項中「免許の取消」を「酒類の販売業免許の取消し」に改める。

第十九条第三項中「免許の」を削る。

第二十条第一項中「附された期限」を「付された期限」に、「附された免許」を「付された製造免許」に、「取り消された免許」を「取り消された製造免許」に、「合併により免許」を「合併により酒類の製造免許」に、「法人が免許」を「法人が酒類の製造免許」に改め、「。以下本条において同じ」を削り、同条第二項中「免許を受けていた者」を「製造免許を受けていた者（合併により酒母又はもろみの製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が酒母又はもろみの製造免許を受けないときは、当該法人を含む。）」に改め、同項に次の一号を加える。

七　前各号に準ずる場合として政令で定める場合

第二十条第四項中「免許」を「製造免許」に、「附する」を「付する」に改め、同条第五項中「附した免許」を「付した製造免許」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第二項の場合において、粉末酒に係る数量の計算は、その重量を基礎として政令で定める方法により行う。

第二十一条中「その製造場の所在地の所轄税務署長の免許」を「製造免許」に改め、同条第一号及び第二号中「その免許」を「その製造免許」に改める。

第二十二条第一項中「所轄税務署長の免許」の下に「（以下「販売業免許」という。）」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「その免許」を「その製造免許」に、「種類（品目のある種類の酒類については、品目）」を「品目」に改め、同条第二項中「免許」を「販売業免許」に、「附する」を「付する」に改め、同条第三項中「附した免許」を「付した販売業免許」に改める。

第二十三条の見出しを「（製造免許等の要件）」に改め、同条各号列記以外の部分中「免許」を「酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許」に改め、同条第一号中「申請者」の下に「（酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請者をいう。第三号から第八号までにおいて同じ。）」を加え、「免許を」を「酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許若しくは酒類の販売業免許を」に改め、同条第二号中「第十四条第一号若しくは第二号の規定により免許」を「第十四条第二号の規定により酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許」に改め、同条第三号中「酒類」を「酒類等」に改め、同条第五号中「免許申請」を「当該申請」に改め、同条第六号中「免許の申請前」を「当該申請前」に改め、同条第九号中「取締」を「取締り」に改める。

第二十四条の見出しを「（製造免許等の条件）」に改め、同条第一項中「附する」を「付する」に改め、同条第二項中「附した」を「付した」に改める。

第二十七条第一項中「免許の取消」を「酒類の製造免許又は酒母若しくはもろみの製造免許の取消し」に改め、同条第二項中「免許の取消」を「酒類の販売業免許の取消し」に改める。

第二十九条第三項中「免許の」を削る。

第三十条第一項中「附された期限」を「付された期限」に、「附された免許」を「付された製造免許」に、「取り消された免許」を「取り消された製造免許」に、「合併により免許」を「合併により酒類の製造免許」に、「法人が免許」を「法人が酒類の製造免許」に改め、「。以下本条において同じ」を削り、同条第二項中「免許を受けていた者」を「製造免許を受けていた者（合併により酒母又はもろみの製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が酒母又はもろみの製造免許を受けないときは、当該法人を含む。）」に改め、同条第三項中「附された期限」を「付された期限」に、「附された免許」を「付された製造免許」に、「免許を受けていた者」を「製造免許を受けていた者（合併により酒類の製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が酒類の製造免許を受けないときは、当該法人を含む。）」に改める。

第三十一条の見出しを「（製造免許等の通知）」に改め、同条中「免許、同条」を「酒類の製造免許、同条」に、「免許の期限」を「酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許の期限」に、「第八条若しくは」を「第八条の規定による酒母若しくはもろみの製造免許、」に、「免許、第十条」を「酒類の販売業免許、第十条」に、「免許の拒否」を「酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許若しくは酒類の販売業免許の拒否」に、「免許の条件」を「酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許の条件」に、「免許の取消し」を「酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許若しくは酒類の販売業免許の取消し」に改める。

第三十二条を次のように改める。

（課税標準）

第三十二条　酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量とする。

2　前項の場合において、粉末酒に係る数量の計算は、その重量を基礎として政令で定める方法により行う。

第四章の章名を削る。

第三十三条から第三十七条までを次のように改める。

（税率）

第三十三条　酒税の税率は、酒類の種類に応

じ、一キロリットルにつき、次に定める金額とする。

一　発泡性酒類　二十二万円

二　醸造酒類　十四万円

三　蒸留酒類　二十万円（アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額）

四　混成酒類　二十二万円（アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十二万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万千円を加えた金額）

2　発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一　発泡酒（原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上のものでアルコール分が十度未満のものに限る。）十七万八千百二十五円

二　発泡酒（原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のものに限る。）十三万四千二百五十円

三　その他の発泡性酒類（ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で次に掲げるもの以外のものを除く。）八万円

イ　糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの（エキス分が二度以上のものに限る。）

ロ　発泡酒（政令で定めるものに限る。）にスピリッツ（政令で定めるものに限る。）を加えたもの（エキス分が二度以上のものに限る。）

3　醸造酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一　清酒　十二万円

二　果実酒　八万円

4　蒸留酒類のうちウイスキー、ブランデー及びスピリッツであつてアルコール分が三十七度未満のものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき三十七万円とする。

5　混成酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一　合成清酒　十万円

二　みりん及び雑酒（その性状がみりんに類似する酒類として政令で定めるものに限る。）二万円

三　甘味果実酒及びリキュール　十二万円（アルコール分が十三度以上のものにあつては、十二万円にアルコール分が十二度を超える一度ごとに一万円を加えた金額）

四　粉末酒　三十九万円

6　前各項の規定の適用に関し、必要な事項は、政令で定める。

第二十四条から第二十七条まで　削除

第二十八条の前に次の章名を付する。

第四章　免税及び税額控除等

第二十八条第三項中「添附する」を「添付する」に改め、同条第四項中「もよりの」を「最寄りの」に改め、同条第七項中「適用区分」の下に「（品目を含む。以下同じ。）」を加える。

第三十条の二第二項中「その他の雑酒」を「その他の醸造酒」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「もどし入れ」を「戻入れ」に改める。

第四十三条第一項中「種類及び品目に属する」を「品目の」に改め、同項ただし書中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同項第三号中「しようちゆう甲類としようちゆう乙類」を「連続式蒸留しようちゆうと単式蒸留しようちゆう」に改め、同項第五号中「種類又は品目」を「品目」に改め、同条第十項を同条第十二項とし、同条第七項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第六項中「第一項」の下に「、第二項及び第五項」を加え、「リキュール類」を「リキュール」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「連続式蒸留機以外の蒸留機」を「単式蒸留機」に、「しようちゆう乙類」を「単式蒸留しようちゆう」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「しようちゆう甲類」を「連続式蒸留しようちゆう」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「種類又は品目」を「品目」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定にかかわらず、酒類の製造場以外の場所で酒類と水との混和をしたとき（政令で定める場合を除く。）は、新たに酒類を製造したものとみなす。この場合において、当該混和後の酒類の品目は、この法律で別に定める場合を除き、当該混和前の酒類の品目とする。

第四十三条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、酒類に炭酸ガス（炭酸水を含む。）の混和をした酒類の品目は、この法律で別に定める場合を除き、当該混和前の酒類の品目とする。

第四十四条第一項中「第七条第一項但書の規定により免許」を「第七条第一項ただし書の規定により製造免許」に改め、同項ただし書中「免許」を「製造免許」に、「種類又は品目」を「品目」に改め、同条第三項中「取締」を「取締り」に改める。

第四十五条中「外、免許」を「ほか、製造免許」に改める。

第五十条第一項第一号中「第三条第三号ロ」を「第三条第七号ロ」に改め、同項第四号中「第三条第九号イ、ロ又は二」を「第三条第十五号イ若しくはロ又は第十六号イ」に改め、同項第五号ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第七号及び同条第二項中「取締」を「取締り」に改める。

第五十四条第一項中「免許」を「製造免許」に改め、同条第二項中「前項と」を「同項と」に改め、同条第三項中「その他の雑酒」を「その他の醸造酒」に、「こえるとき」を「超えるとき」に、「こえ当該」を「超え当該」に改め、同条第六項中「その他の雑酒」を「その他の醸造酒」に改める。

第五十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「免許」を「販売業免許」に改め、同項第四号中「第四十三条第十項」を「第四十三条第十二項」に改め、同条第三項中「その他の雑酒」を「その他の醸造酒」に改める。

第五十八条第四項及び第五十九条第二項中「その他の雑酒」を「その他の醸造酒」に改める。

（たばこ税法の一部改正）

第八条　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「三千五百三十六円」を「三千九百六十二円」に改め、同条第二項中「七千七十二円」を「七千九百二十四円」に改める。

附則第二条中「千六百七十九円」を「千八百八十一円」に改める。

（自動車重量税法の一部改正）

第九条　自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号イ中「ロに」を「ロ及びハに」に改め、同号に次のように加える。

ハ　二輪の小型自動車　四千五百円

（国税通則法の一部改正）

第十条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出しを「（郵送等に係る納税申告書等の提出時期）」に改め、同条中「含む。）」の下に「その他国税庁長官が定める書類」を加える。

第三十一条第二項中「係る納税申告書」を「係る納税申告書等」に改める。

第四十三条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、「国税局長」の下に「、税務署長又は税関長」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　税務署長又は税関長は、必要があると認めるときは、その徴収する国税について他の税務署長又は税関長に徴収の引継ぎをすることができる。

第四十四条第二項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第四十五条中「規定により税関長が徴収する場合」の下に「若しくは同条第四項」を加える。

第四十六条第一項中「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第四項」に改める。

第五十五条第一項中「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第四項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六十条第二項中「延納」の下に「又は物納」を加える。

第六十四条第一項中「延納」の下に「若しくは物納」を加える。

第六十五条第一項及び第三項第二号中「次条第一項ただし書」の下に「又は第六項」を加える。

第六十六条第三項中「同項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号の修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る累積納付税額を加算した金額）が五十万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3　前項において、累積納付税額とは、第一項第二号の修正申告書の提出又は更正前にされたその国税についての次に掲げる納付すべき税額の合計額（当該国税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、次項において準用する前条第四項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。）をいう。

一　期限後申告書の提出又は第二十五条の規定による決定に基づき第三十五条第二項の規定により納付すべき税額

二　修正申告書の提出又は更正に基づき第三十五条第二項の規定により納付すべき税額

第六十六条に次の一項を加える。

6　第一項の規定は、前項の規定に該当する期限後申告書の提出があつた場合において、その提出が期限内申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、当該期限後申告書の提出が法定申告期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第六十七条に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、前項の規定に該当する納付がされた場合において、その納付が法定納期限までに納付する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、当該納付に係る源泉徴収による国税が法定納期限から一月を経過する日までに納付されたものであるときは、適用しない。

第六十八条第二項中「同条第三項」を「同条第五項若しくは第六項」に改め、「納税者に対し」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、同条第三項中「同条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第七十一条第二項中「同条第十二号の七」を「同条第十二号の六の二」に改める。

第七十七条第五項中「納税申告書」を「納税申告書等」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第十一条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三号中「同族会社の」を「同族会社等の」に改める。

第百四十一条中「を含む。」の下に「第百四十六条の二及び」を加える。

第百四十六条の次に次の一条を加える。

（官公署等への協力要請）

第百四十六条の二　徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

第百八十五条中「税関長が徴収する場合、」の下に「同条第四項若しくは」を加える。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十二条　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条第一項に規定する免税芸能法人等に該当する相手国居住者等（同項に規定する免税芸能法人等に該当する外国法人で、その支払を受ける同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価（同項に規定する事由を要件として租税条約の規定により所得税を免除されるものに限る。以下この項において同じ。）のうち、当該租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の法人税法第二条第十四号に規定する株主等（当該外国法人が人格のない社団等である場合の株主等に準ずる者を含む。以下「株主等」という。）である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分（以下この項において「株主等所得」という。）を有するもの（以下この項において「免税芸能外国法人」という。）を含む。以下この条において「免税相手国居住者等」という。）が支払を受ける芸能人等の役務提供に係る対価（免税芸能外国法人にあつては、株主等所得に対応する部分に限る。以下この条において「免税対象の役務提供対価」という。）については、所得税法第二百十二条第一項及び租税特別措置法第四十二条第一項の規定の適用があるものとする。

第三条第二項中「前項に規定する相手国居住者等が同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価」を「免税相手国居住者等が免税対象の役務提供対価」に、「当該相手国居住者等」を「当該免税相手国居住者等」に、「当該対価」を「当該免税対象の役務提供対価」に改め、同条第三項中「前項に規定する相手国居住者等が同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価」を「免税相手国居住者等が免税対象の役務提供対価」に改め、同条第四項中「（昭和四十四年法律第四十六号）の下に「。以下「租税条約実施特例法」という。」を、「できる場合」の下に「（同条第一項に規定する免税芸能外国法人（以下「免税芸能外国法人」という。）にあつては、当該徴収された所得税の額の全部につき還付を受けることができる場合に限る。）」を、「除く。）」との下に「「給与又は報酬」とあるのは「給与又は報酬（免税芸能外国法人にあつては、租税条約実施特例法第三条第一項に規定する株主等所得に対応する部分を除く。）」と」を加える。

第三条の二第三項中「（法人税法第二条第十四号に規定する株主等（当該外国法人が人格のない社団等である場合にあつては、株主等に準ずる者）をいう。以下同じ。）」を削り、同条第七項中「及び第十二項」を「、第十三項及び第十四項」に改め、同条第九項中「第百八十二条」の下に「、第二百五条、第二百八条」を、「第二百九条の三」の下に「、第二百十一条」を、「第三項の規定」の下に「（以下この項において「居住者等の特定配当等に関する規定」という。）」を加え、「当該限度税率が当該配当等」を「当該限度税率（当該限度税率が住民税（道府県民税をいう。以下この項において同じ。）をも含めて規定されている場合には、当該限度税率から地方税法第七十一条の六第一項若しくは第二項、第七十一条の二十八又は附則第五条の三第一項の規定において当該特定配当等に適用される税率を控除して得た率（当該率が零を下回る場合には、零。以下この項において「控除後限度税率」という。）とする。）が当該特定配当等」に、「これらの規定」を「居住者等の特定配当等に関する規定」に、「配当等につき」を「特定配当等につき」に改め、「適用される限度税率」の下に「（当該限度税率が住民税をも含めて規定されている場合には、控除後限度税率とする。以下この条において「適用限度税率」という。）」を加え、同条第二十二項中「第十一項まで、第十三項、第十五項、第十七項及び第十九項」を「第十二項まで、第十四項、第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項及び第二十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第十三項、第十五項、第十七項又は第十九項」を「第十四項、第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項又は第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項各号列記以外の部分中「前項」を「前項後段」に改め、同項第二号中「第三条の二第十九項」を「第三条の二第二十四項」に改め、同項第五号中「第三条の二第十九項」を「第三条の二第二十四項」に、「第三条の二第二十項第四号」を「第三条の二第二十五項第四号」に改め、同項第六号中「前項」を「前項後段」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十九項中「又は第十項」を「から第十一項まで」に改め、「特定給付補てん金等」という。）の下に「に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得については、同条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定給付補てん金等に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得」を加え、「第九項の限度税率」を「適用限度税率」に、「が第十項」を「が第十一項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第十八項各号列記以外の部分中「前項」を「前項後段」に改め、同項第二号中「第三条の二第十七項」を「第三条の二第二十二項」に、「第三条の二第十八項第四号」を「第三条の二第二十三項第四号」に改め、同項第六号中「前項」を「前項後段」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十七項中「又は第十項」を「から第十一項まで」に改め、「特定懸賞金等」という。）の下に「に係る一時所得については、同条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定懸賞金等に係る一時所得」を加え、「第九項の限度税率」を「適用限度税率」に、「が第十項」を「が第十一項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二十二項とし、同条第十六項各号列記以外の部分中「前項」を「前項後段」に改め、同項第二号中「第三条の二第十五項」を「第三条の二第十八項」に改め、同項第五号中「第三条の二第十五項」を「第三条の二第十八項」に、「第三条の二第十六項第四号」を「第三条の二第十九項第四号」に改め、同項第六号中「前項」を「前項後段」に改め、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

20　居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、第九項から第十一項までの規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる配当等に限る。以下この項及び次項において「申告不要特定配当等」という。）に係る配当所得については、同条の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要特定配当等に係る配当所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要特定配当等に係る配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要特定配当等に係る配当所得の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二十（租税特別措置法第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。）の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十（租税特別措置法第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、同日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。）の税率）を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。

21　前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　申告不要特定配当等に係る配当所得の金額は、その年中の申告不要特定配当等の収入金額とする。

二　所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二第二十項（申告不要特定配当等に係る分離課税）に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額（以下「申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」という。）」とする。

三　所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（申告不要特定配当等に係る配当所得の金額を除く。）」とする。

四　所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

五　所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「ものを除く。）」とあるのは「ものを除く。）及び租税条約実施特例法第三条の二第二十項（申告不要特定配当等に係る分離課税）に規定する申告不要特定配当等に係るもの」と、「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税条約実施特例法第三条の二第二十項」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要特定配当等に係る配当所得の金額（租税条約実施特例法第三条の二第二十一項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「申告不要特定配当等に係る課税配当所得の金額」という。）の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要特定配当等に係る課税配当所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、申告不要特定配当等に係る課税配当所得の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約実施特例法第三条の二第二十項（申告不要特定配当等に係る分離課税）の規定による所得税の額」とする。

六　前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三条の二第十五項中「又は第十項」を「から第十一項まで」に改め、「特定収益分配」という。）」の下に「に係る配当所得については、同条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定収益分配に係る配当所得」を加え、「第九項の限度税率」を「適用限度税率」に、「が第十項」を「が第十一項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十二項の表の第百七十二条第一項第一号の項中「又は」を「若しくは」に改め、「外国法人に係る税率」の下に「又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三条第一項（利子所得の分離課税等）、第八条の二第一項若しくは第三項（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）、第九条の三（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例）、第四十一条の九第一項（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）若しくは第四十一条の十第一項（定期積金の給付補てん金等の分離課税等）」を加え、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

14　所得税法第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者が支払を受けるべき第三国団体配当等（当該非居住者が同項第

二号又は第三号に掲げる者である場合には、これらの号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）のうち、第七項又は第八項の規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる配当等に限る。以下この項及び次項において「申告不要第三国団体配当等」という。）に係る配当所得については、租税特別措置法第八条の五の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要第三国団体配当等に係る配当所得については、所得税法第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二十（租税特別措置法第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。）の税率）を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。

15　前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額は、その年中の申告不要第三国団体配当等の収入金額とする。

二　所得税法第百六十五条の規定により同法第六十九条の規定に準じて計算する場合には、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二第十四項（申告不要第三国団体配当等に係る分離課税）に規定する申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額（以下「申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額」という。）を除く。）」と読み替えるものとする。

三　所得税法第百六十五条の規定により同法第七十一条、第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定に準じて計算する場合には、これらの規定中「総所得金額、申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額」とあるのは、「総所得金額、申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額」と読み替えるものとする。

四　所得税法第百六十五条の規定により同法第九十二条の規定に準じて計算する場合には、同条第一項中「ものを除く。」とあるのは「ものを除く。）及び租税条約実施特例法第三条の二第十四項（申告不要第三国団体配当等に係る分離課税）に規定する申告不要第三国団体配当等に係るもの」と、「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税条約実施特例法第三条の二第十四項」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額（租税条約実施特例法第三条の二第十五項第三号の規定により読み替えられた第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「申告不要第三国団体配当等に係る課税配当所得の金額」という。）の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要第三国団体配当等に係る課税配当所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、申告不要第三国団体配当等に係る課税配当所得の金額に係る所得税額」と読み替えるものとする。

五　前各号に定めるもののほか、所得税法第百六十六条において準用する同法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三条の二第十一項中「これらの規定に規定する限度税率」を「第一項、第三項、第五項及び第七項に規定する限度税率若しくは適用限度税率」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第百八十一条」の下に「、第二百四条第一項、第二百七条」を、「第二百九条の二」の下に「、第二百十条」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　前項の規定のうち、道府県に関する規定は都について準用する。この場合において、同項中「道府県民税」とあるのは、「都民税」と読み替えるものとする。

第三条の二の次に次の二条を加える。

（配当等に対する特別徴収に係る住民税の税率の特例等）

第三条の二の二　租税条約が住民税（道府県民税及び市町村民税をいう。以下この条において同じ。）についても適用がある場合において、住民税の納税義務者が支払を受ける配当等のうち、当該租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該納税義務者が構成員となつている当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この条において「特定外国配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する地方税法第七十一条の六第一項若しくは第二項、第七十一条の二十八又は附則第五条の三第一項の規定の適用については、当該限度税率が当該特定外国配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該特定外国配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。この場合において、同法第三十二条第十二項及び第十三項並びに第三百十三条第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。

2　前項の規定は、特定外国配当等に対し住民

税を課さず、又は当該特定外国配当等に対する住民税額をその支払を受けるべき金額に同項に規定する限度税率を乗じて計算した金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

3　租税条約が住民税についても適用がある場合において、住民税の納税義務者が支払を受ける特定外国配当等であつて住民税の免除を定める当該租税条約の規定の適用があるものについては、地方税法第二十四条第一項第五号及び第六号、第三十二条第十二項及び第十三項、第七十一条の五から第七十一条の四十七まで並びに第三百十三条第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。

4　道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号ロに規定する国外公社債等の利子等及び同号ニに規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）に該当するものであつて第一項又は前項の規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「条約適用利子等」という。）については、同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に五分の二を乗じて得た率（当該個人が前項の規定の適用を受ける場合には、百分の二の税率）を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割（同法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割をいう。次項、第六項及び第八項において同じ。）を課する。

5　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額は、その前年中の条約適用利子等の収入金額及び総収入金額の合計額とする。

二　地方税法第二十三条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十三号、第二十四条の五第一項第二号並びに第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項の規定の適用については、同法第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」とする。

三　道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第十七項第二号、第十九項第三号、第二十三項第三号及び第二十五項第三号の規定により適用されるところによる。

四　地方税法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」とする。

五　地方税法第三十七条の二、第三十七条の三及び附則第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額（同条第五項第四号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

六　地方税法附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

七　地方税法附則第四十条第六項から第九項までの規定の適用については、同条第六項中「除く。）の額」とあるのは「除く。）の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同条第七項第一号中「除く。）の額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。）の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。

八　前各号に定めるもののほか、地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等であつて第一項又は第三項の規定の適用を受けるもの（以下この項から第八項までにおいて「条約適用配当等」という。）については、同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第八項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の規定の適用がある場合

には、その適用後の金額）に百分の五（平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三）の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に百分の三十二（同日までに支払を受けるべきものにあつては、三分の一）を乗じて得た率（当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の一・六（同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の一）の税率）を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割を課する。

7　前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された同法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

8　第六項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　条約適用配当等に係る配当所得の金額は、その前年中の条約適用配当等の収入金額とする。

二　地方税法第二十三条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十三号、第二十四条の五第一項第二号並びに第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項の規定の適用については、同法第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」とする。

三　道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第二十一項第三号の規定により適用されるところによる。

四　地方税法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」とする。

五　地方税法第三十七条の二、第三十七条の三及び附則第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額（同条第八項第四号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

六　地方税法附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

七　地方税法附則第四十条第六項から第九項までの規定の適用については、同条第六項中「除く。）の額」とあるのは「除く。）の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同条第七項第一号中「除く。）の額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。）の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額」とする。

八　前各号に定めるもののほか、地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他第六項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第一項の規定の適用がある場合（第六項の規定の適用がある場合を除く。）における地方税法第三十七条の三の規定の適用については、同条中「又は同条第十五項」とあるのは、「若しくは租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）にこの条の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約実施特例法第三条の二の二第一項の規定及び第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第三十二条第十五項」とする。

10　市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号ロに規定する国外公社債等の利子等及び同号ニに規定する国外私募公社債等運用投資信託

等の配当等を除く。）に該当するものであつて第一項又は第三項の規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「条約適用利子等」という。）については、同法第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に五分の三を乗じて得た率（当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三の税率）を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割（同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割をいう。次項、第十二項及び第十四項において同じ。）を課する。

11　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額は、その前年中の条約適用利子等の収入金額及び総収入金額の合計額とする。

二　地方税法第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項の規定の適用がある場合には、同法第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

三　市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第十七項第二号、第十九項第三号、第二十三項第三号及び第二十五項第三号の規定により適用されるところによる。

四　地方税法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

五　地方税法第三百十四条の七、第三百十四条の八第一項及び附則第五条第三項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同条第十一項第四号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

六　地方税法附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

七　地方税法附則第四十条第六項から第九項までの規定の適用については、同条第七項第二号中「除く。）の額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。）の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同条第八項中「除く。）の額」とあるのは「除く。）の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

八　前各号に定めるもののほか、地方税法第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12　市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等であつて第一項又は第三項の規定の適用を受けるもの（以下この項から第十四項までにおいて「条約適用配当等」という。）については、同法第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第十四項第四号の規定により読み替えられた同法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額とする。

13　前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第三百十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された同法第三百十七条の三第一項の確定申告書を含

む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

14　第十二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　条約適用配当等に係る配当所得の金額は、その前年中の条約適用配当等の収入金額とする。

二　地方税法第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項の規定の適用については、同法第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

三　市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第二十一項第三号の規定により適用されるところによる。

四　地方税法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

五　地方税法第三百十四条の七、第三百十四条の八第一項及び附則第五条第三項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額（同条第十四項第四号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

六　地方税法附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

七　地方税法附則第四十条第六項から第九項までの規定の適用については、同条第七項第二号中「除く。）の額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。）の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同条第八項中「除く。）の額」とあるのは「除く。）の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

八　前各号に定めるもののほか、地方税法第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他第十二項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15　第一項の規定の適用がある場合（第十二項の規定の適用がある場合を除く。）における地方税法第三百十四条の八第一項の規定の適用については、同項中「又は同条第十五項」とあるのは「若しくは租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第三百十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約実施特例法第三条の二の二第一項の規定及び第二章第一節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第三百十三条第十五項」と、「第三十七条の三」とあるのは「租税条約実施特例法第三条の二の二第九項の規定により読み替えて適用される第三十七条の三」とする。

16　前各項の規定のうち、道府県に関する規定は都について、市町村に関する規定は特別区について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「道府県」又は「道府県民税」とあるのはそれぞれ「都」又は「都民税」と、「市町村」又は「市町村民税」とあるのはそれぞれ「特別区」又は「特別区民税」と読み替えるものとする。

17　第四項、第六項、第十項及び第十二項に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とは、それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額をいう。

18　第一項から第四項まで、第六項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項及び第

十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三条の二の三　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が前条第十項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における地方税法第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、同法第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額から第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第七百三条の五第一項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第八項、同法第七百三条の五及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同法第七百三条の四第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、同法第七百三条の五第一項中「本条中山林所得金額」とあるのは「本条中山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

2　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が前条第十二項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における地方税法第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、同法第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額から第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同法第七百三条の五及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同法第七百三条の四第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、同法第七百三条の五第一項中「本条中山林所得金額」とあるのは「本条中山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

第四条第八項中「以下」の下に「この項及び次条第一項において」を加える。

第五条の見出し中「地方税」を「住民税等」に改める。

第六条中「住民税」の下に「（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。）」を加える。

第六条の二の見出しを「（租税条約に基づく認定）」に改め、同条第一項を次のように改める。

相手国居住者等で、国内源泉所得（所得税法第百六十一条に規定する国内源泉所得（同法第百六十二条の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）又は法人税法第百三十八条に規定する国内源泉所得（同法第百三十九条の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該国内源泉所得ごとに、租税条約の規定であつて政令で定めるものの認定（以下この条において「租税条約に基づく認定」という。）を受けることができる。

第六条の二第八項中「第一項の認定」を「租税条約に基づく認定」に、「当該認定」を「当該租税条約に基づく認定」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第一項の認定」を「租税条約に基づく認定」に、「認定に係る第二項」を「租税条約に基づく認定に係る第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第四項」を「第八項」に、「第一項の認定」を「租税条約に基づく認定」に、「当該認定」を「当該租税条約に基づく認定」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第一項の認定又は当該認定」を「租税条約に基づく認定又は当該租税条約に基づく認定」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第一項の認定」を「租税条約に基づく認定」に、「第二項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第一項の認定」を「租税条約に基づく認定」に、「当該認定」を「当該租税条約に基づく認定」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「前項の認定」を「前各項の租税条約に基づく認定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　外国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分（以下この項において「株主等所得」という。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該株主等所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

3　非居住者又は外国法人で、国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつている当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この項において「相手国団体所得」という。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該相手国団体所

得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

4　非居住者又は外国法人で、国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつている当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この項において「第三国団体所得」という。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該第三国団体所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

5　居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）又は内国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該居住者又は内国法人が構成員となつている当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この項において「特定所得」という。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該特定所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

第七条第一項中「（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同条第二項中「第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第六十七条第二項及び第三項、第八十一条の十三第二項及び第三項」を「第六十七条第三項及び第五項、第八十一条の十三第二項及び第四項」に改め、「それぞれ」を削り、「とする」を「とするほか、同法第二条第十八号に規定する利益積立金額及び同条第十八号の二に規定する連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める」に改める。

第九条第一項中「捜査」の下に「その他当該相手国の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査」を、「含む。」の下に「第十条の二及び」を加える。

第十条の次に次の三条を加える。

（相手国から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の質問、検査又は領置）

第十条の二　収税官吏は、租税条約の規定に基づき当該租税条約の相手国から当該相手国の租税に関して当該相手国の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に必要な情報（以下この条及び次条第一項において「必要犯則情報」という。）の提供の要請があつた場合には、当該租税条約の規定に基づき当該必要犯則情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に対する質問、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件の検査又はこれらの者が任意に提出した物の領置をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該租税条約の規定に基づいて我が国が行う情報の提供の要請に応ずるために、当該相手国が当該情報を収集する措置をとることができないと認められるとき。

二　当該必要犯則情報の提供の要請に応ずることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。

三　当該相手国において当該必要犯則情報を入手することが困難であると認められないとき。

（相手国から必要犯則情報の提供要請があつた場合の臨検、捜索又は差押え）

第十条の三　収税官吏は、前条の質問、検査又は領置をすることができる場合で、かつ、必要犯則情報が租税条約の相手国の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に欠くことのできないものであることを明らかにした当該相手国の書面がある場合において、必要があると認めるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜索又は差押えをすることができる。

2　前項の場合において急速を要するときは、収税官吏は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、同項の処分をすることができる。

3　収税官吏は、第一項又は前項の許可状（以下この条において「許可状」という。）を請求する場合においては、相手国の犯則事件が存在すると認められる資料及び第一項の書面を提出しなければならない。

4　前項の規定による請求があつた場合においては、地方裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を収税官吏に交付しなければならない。この場合において、相手国の犯則事件の犯則嫌疑者の氏名又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

5　収税官吏は、許可状を他の収税官吏に交付して、臨検、捜索又は差押えをさせることができる。

（国税犯則取締法の準用）

第十条の四　第十条の二の質問、検査若しくは領置又は前条の臨検、捜索若しくは差押えについては、この法律に特別の定めがあるもののほか、その性質に反しない限り、国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定を準用する。

（租税特別措置法の一部改正）

第十三条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条の九の三」を「第三十七条の九の四」に、「第四十二条の三の二」を「第四十二条の三」に、「第五十七条の九」を「第五十七条の十」に、「負債の利子」を「負債の利子等」に、「第六十八条の八十五の二」を「第六十八条の八十五の三」に改める。

第二条第二項第十号中「第二条第十二号の七」を「第二条第十二号の六の二」に改め、同項第十号の二から第十号の四までを二号ずつ繰り下げ、同項

第十号の次に次の二号を加える。

十の二　株式交換完全子法人　法人税法第二条第十二号の六の三に規定する株式交換完全子法人をいう。

十の三　株式移転完全子法人　法人税法第二条第十二号の六の五に規定する株式移転完全子法人をいう。

第二条第二項第二十号から第二十号の三までを削り、同項第二十一号を同項第二十号とし、同項第二十一号の二を同項第二十号の二とし、同項第二十一号の三を同項第二十一号とする。

第五条の二第一項中「第三条第一項第四号」を「第三条第一項第五号」に改める。

第六条及び第七条中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第八条の二第一項第二号中「第百六十九条第四号」を「第二百三十条第四号」に改める。

第八条の五第一項第一号を次のように改める。

一　内国法人から支払を受ける配当等（次号から第五号までに掲げるものを除く。）で、当該内国法人から一回に支払を受けるべき金額が、十万円に配当計算期間（当該配当等の直前に当該内国法人から支払がされた配当等の支払に係る基準日の翌日から当該内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日までの期間をいう。）の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額以下であるもの

第八条の五第一項第二号中「に係る事業年度終了の日」を「の支払に係る基準日」に改め、「規定により」の下に「剰余金の配当」を加え、「の総数又は出資金額」を「又は出資の総数又は総額」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項第一号の月数は、暦に従つて計算し、十二月を超えるときは十二月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月とする。

第九条第一項第七号中「（これに類する法人として政令で定めるものを含む。）」を削る。

第九条の二第一項中「利益の配当に係る所得税法第二十四条第一項」を「剰余金の配当（所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当をいう。）又は利益の配当（同項に規定する利益の配当をいう。）に係る同項」に改める。

第九条の三第一項第一号中「その配当等に係る内国法人の事業年度終了の日」を「内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日」に改め、「規定により」の下に「剰余金の配当」を加え、「発行済株式又は出資の総数又は総額」を「発行済株式又は出資の総数又は総額」に改める。

第九条の六第一項中「資本等の金額又は同条第十六号の二に規定する連結個別資本等の金額」を「資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」に改める。

第九条の七第一項中「による相続税額」を「により納付すべき相続税額」に、「資本等の金額又は同条第十六号の二に規定する連結個別資本等の金額」を「資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」に改める。

第十条の見出しを「（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける年分及び」を削り、「算入される試験研究費の額」の下に「（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）」を加え、「第八項第七号」を「第七項第四号」に、「に係る所得税額」を「の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項から第五項までにおいて「事業所得に係る所得税額」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の規定の適用を受ける年分及び」を削り、「特別共同試験研究費の額」を「特別試験研究費の額」に、「第八項第七号」を「第七項第四号」に、「共同研究税額控除限度額」を「特別研究税額控除限度額」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項の規定の適用を受ける年分及び」及び「（当該試験研究費の額のうち第十一条の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として必要経費に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に、「第八項第八号」を「第七項第五号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、「（当該試験研究費の額のうち第十一条の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として必要経費に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第一項若しくは第二項に規定する個人又は第四項に規定する中小企業者に該当する個人の平成十九年及び平成二十年の各年（平成十九年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及びその事業を廃止した日の属する年を除く。次項及び第十一項において「適用年」という。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額が、当該個人の比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合における第一項、第二項又は第四項の規定の適用については、第一項中「相当する金額（」とあるのは「相当する金額及び当該試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額の百分の五に相当する金額の合計額（」と、第二項中「特別試験研究費の額（当該特別試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合には、当該超える部分の金額を控除した金額）が」と、第四項中「相当する金額（」とあるのは「相当する金額及び当該試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額の百分の五に相当する金額の合計額（」とする。

第十条第七項を削り、同条第八項第二号から第四号までを削り、同項第五号を同項第二号とし、同項第六号中「特別共同試験研究費の額」を「特別試験研究費の額」に改め、「委託する試験研究」の下に「、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究」を加え、同号を同項第三号とし、同項第七号中「第四項」を「第

三項」に、「共同研究税額控除限度額」を「特別研究税額控除限度額」に、「第二項又は第三項」を「第一項又は第二項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号中「第六項」を「第五項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同号を同項第五号とし、同項に次の二号を加える。

六　比較試験研究費の額　適用年前三年以内の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額（当該各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該年については、当該年の試験研究費の額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額。次号において同じ。）の合計額を当該適用年前三年以内の各年（事業を開始した日の属する年以後の年に限る。）の年数で除して計算した金額をいう。

七　基準試験研究費の額　適用年前二年以内の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額のうち最も多い額をいう。

第十条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第一項、第二項及び第三項又は第五項」を「第一項及び第二項又は第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第四項又は第六項」を「第三項又は第五項」に、「第二項若しくは第三項又は第五項」を「第一項若しくは第二項又は第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第八項」を「第七項」に、「第一項」を「第六項」に、「五年前」を「三年前」に、「同項から第七項まで」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第七項」を「第六項」に、「（試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除）」を「（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除）」に改め、同項を同条第十二項とする。

第十条の二第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第三項中「前条第五項」を「前条第四項」に、「年分の事業所得」を「年分の事業所得の金額」に改める。

第十条の三第一項中「第十条第五項」を「第十条第四項」に、「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「第一号」の下に「又は第二号」を加え、「第三号」を「第四号」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　ソフトウエア（政令で定めるものに限る。）

第十条の三第三項中「年分の事業所得」を「年分の事業所得の金額」に改め、同条第四項中「同項第一号又は第二号」を「同項第一号から第三号まで」に改め、「第一項第一号」の下に「又は第二号」を加える。

第十条の四第一項第一号から第五号までの規定中「第十条第五項」を「第十条第四項」に改め、同条第三項中「年分の事業所得」を「年分の事業所得の金額」に改める。

第十条の六を次のように改める。

（情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の六　青色申告書を提出する個人が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの期間（以下この項、第三項及び第四項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報基盤強化設備等（情報基盤の強化に資する減価償却資産で財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を取得し、又は情報基盤強化設備等を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。第三項及び第四項において同じ。）において、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。）の指定期間内に事業の用に供した当該情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が政令で定める金額以上であるときは、当該供用年の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該情報基盤強化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該情報基盤強化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の五十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該情報基盤強化設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定により当該情報基盤強化設備等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該情報基盤強化設備等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該情報基盤強化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が政令で定める金額以上であるときは、当該供用年の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該情報基盤強化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該情報基盤強化設備等の取得価額の合計額の百分の三十に相当する金額とその合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該情報基盤強化設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

3　第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報基盤強化設備等を取得し、又は情報基盤強化設備等を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合において、その供用年の指定期間内に事業の用に供した当該情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が政令で定める金額以上であるとき（当該情報基盤強化設備等につき同項の規定の適用を受けない場合に限る。）は、当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該情報基盤強化設備等の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この項及び第六項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項及び第五項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報基盤強化設備等を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日の属する年の十二月三十一日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限るものとし、次条の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）において、その供用年の指定期間内に事業の用に供した当該情報基盤強化設備等の賃借に要する政令で定める費用の総額を合計した金額が政令で定める金額以上であるときは、当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該情報基盤強化設備等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した情報基盤強化設備等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した情報基盤強化設備等につき第三項又は前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、第三項又は第四項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（その年の前年において同項の規定の適用を受けた情報基盤強化設備等をその年において当該個人の営む事業の用に供しなくなった場合（当該情報基盤強化設備等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなった場合を除く。）には、当該合計額から当該情報基盤強化設備等を当該事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）をいう。

7　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、情報基盤強化設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8　第三項及び第四項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

9　第五項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

10　その年分の所得税について第三項から第五項までの規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の六第三項から第五項まで（情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除）」とする。

11　第四項に規定する情報基盤強化設備等につき同項又は第五項の規定による控除を受けた個人が、その控除を受けた年の翌年以後の各年において、当該情報基盤強化設備等の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該情報基盤強化設備等を当該個人の営む事業の用に供しなくなった場合（事業の廃止、当該情報基盤強化設備等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなった場合を除く。）には、当該情報基盤強化設備等につき第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額のうち当該事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額については、これらの規定の適用がなかつたものとし、当該個人は、当該事業の用に供しなくなった日から四月以内に、第四項又は第五項の規定による控除を受けた年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

12　前項の規定を適用する場合における同項の事業の用に供しなくなった情報基盤強化設備等に係る第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額の計算の方法その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第十一項に規定する場合に該当することと

5　青色申告書を提出する個人が、その年（事

なつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

14　第十一項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二　当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第十条の六第十一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三　国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第十条の七第二項中「第十条第五項」を「第十条第四項」に改める。

第十一条第一項中「第三号」を「第二号」に、「その用」を「その事業の用」に、「第十条第五項」を「第十条第四項」に改め、「（当該特定設備等の全部又は一部が同表の二以上の号の規定に該当する場合には、当該二以上の号の割合のうち最も大きい一の割合）」を削り、同項の表の第一号の上欄中「（畜産業を営む個人については、政令で定める個人に限る。）」を削り、同号の中欄中「ものを」を「もの並びに次号の中欄に掲げる減価償却資産に該当するものを」に改め、同表の第二号を削り、同表の第三号を同表の第二号とする。

第十一条の二第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人で次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該地震防災対策用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該地震防災対策用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個人	期間	資産	割合
一　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、地震防災に資する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるものを事業の用に供する個人で、地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるもの	昭和六十二年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	当該機械及び装置その他の減価償却資産	百分の八
二　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第六条に規定する特定建築物（同法第二条第一項に規定する耐震診断により同条第二項に規定する耐震改修（以下この号において「耐震改修」という。）が必要とされたものに限る。）を有する個人で、当該特定建築物の耐震改修につき同法第二条第三項に規定する所管行政庁の同法第七条第二項の規定による指示を受けていないもの	平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	当該特定建築物の部分について同法第十条に規定する計画の認定を受けた計画に基づき行う耐震改修のための工事の施行に伴つて取得し、又は建設する当該特定建築物の部分	百分の十

第十一条の三を削る。

第十一条の四第二項中「第十一条の四第一項本文」を「第十一条の三第一項本文」に改め、同条を第十一条の三とする。

第十一条の五を削る。

第十一条の六第一項中「平成十八年五月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「有線テレビジョン放送法」の下に「（昭和四十七年法律第百十四号）」を加え、「（有線テレビジョン放送における電気信号の伝送又は変換の効率化に資する効果が特に著しいものとして政令で定めるものについては、百分の十）」を削り、同条第二項中「第十一条の六第一項本文」を「第十一条の四第一項本文」に改め、同条を第十一条の四とする。

第十一条の七第一項中「次の表の各号の上欄に掲げる」を「中小小売商業者等（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第六条に規定する中小小売商業者又は中小サービス業者をいう。）に該当する」に改め、「（同表の第二号の上欄に掲げるものについては、平成十八年三月三十一日）」を削り、「当該各号の中欄に掲げる減価償却資産で」を「同法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する商店街整備計画に係る店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備で政令で定めるもので、」に、「その用」を「その事業の用」に、「に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した」を「の百分の八に相当する」に改め、同項の表を削り、同条第二項中「第十一条の七第一項本文」を「第十一条の五第一項本文」に改め、同条を第十一条の五とする。

第十一条の八第二項中「第十一条の八第一項本文」を「第十一条の六第一項本文」に改め、同条を第十一条の六とする。

第十一条の九第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「（第二号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　生物資源を利用した製品を製造するための機械その他の減価償却資産で政令で定めるもの　百分の十四

第十一条の九第二項中「第十一条の九第一項本文」を「第十一条の七第一項本文」に改め、同条を第十一条の七とする。

第十三条第二項中「第十二条の三第二項」を「前条第二項」に改め、同条第三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「その用」を「その事業の用」に改め、同条第五項第三号を次のように改める。

三　雇用障害者数　その年の十二月三十一日において常時雇用する障害者、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第三号に規定する重度身体障害者、同条第五号に規定する重度知的障害者、同法第七十一条第一項に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者及び同法第七十二条の六に規定する精神障害者である短時間労働者の数を基礎として政令で定めるところにより計算した数をいう。

第十三条第七項中「第十二条の三第二項」を「前条第二項」に改める。

第十三条の三の見出しを「（農業経営改善計画を実施する個人の機械等の割増償却）」に改め、同条第一項中「（当該資産が第三号に定める資産である場合には、百分の十二）」を削り、同項第一号イ中「（以下この号及び次号において「農用地」という。）」を削り、「農用地の」を「同項第一号に規定する農用地（以下この号及び次号において「農用地」という。）の」に改め、同項第三号を削り、同条第二項第二号中「前項第二号又は第三号」を「前項第二号」に、「同項第二号又は第三号」を「同号」に改める。

第十三条の四を削る。

第十四条第一項を次のように改める。

個人が、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　　号）の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内において同法第二十八条に規定する認定計画に基づき建築される賃貸住宅で政令で定めるもの（以下この項及び第五項において「中心市街地優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は中心市街地優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該個人の不動産所得の金額の計算上、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、当該中心市街地優良賃貸住宅の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該中心市街地優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百三十六（当該中心市街地優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百五十）に相当する金額とする。

第十四条第五項中「特定優良賃貸住宅」を「中心市街地優良賃貸住宅」に改める。

第十五条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第十九条第一号中「、第十一条から第十一条の四まで又は第十一条の六から第十五条まで」を「又は第十一条から第十五条まで」に改める。

第二十条第一項中「平成十八年」を「平成二十年」に改める。

第二十条の二第一項の表の第二号を削り、同表の第三号を同表の第二号とし、同条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項中「、当該個人のその年十二月三十一日における当該廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額が当該廃棄物最終処分場の最終処分災害防止費用の見積額と当該廃棄物最終処分場に係る同項第二号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えるとき」を削り、「同項第三号ロ」を「同項第二号ロ」に改め、同条第四項中「、廃棄物最終処分場」、「、最終処分災害防止費用」及び「、当該廃棄物最終処分場」を削り、同条第五項第一号中「、当該廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分」を削り、「当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場」を「当該岩石採取場」に改め、同項第二

号中「、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四若しくは第十四条の三の二（同法第十四条の六において準用する場合を含む。）の規定により同法第七条第六項、第十四条第六項若しくは第十四条の四第六項の規定による許可が取り消され、若しくは同法第七条第七項、第十四条第七項若しくは第十四条の四第七項の規定により当該許可が効力を失つた場合」及び「、当該許可が取り消され、若しくは効力を失つた日」を削る。

第二十条の三第一項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の下に「（昭和四十五年法律第百三十七号）」を加え、「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第二十五条第二項中「（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号。以下この項、第四十一条の十六第四項及び第四十二条の三の二において「所得税等負担軽減措置法」という。）第四条及び第五条の規定を含む。）」を削り、同項第二号中「（所得税等負担軽減措置法第四条及び第五条の規定を含む。）」を削る。

第二十六条第二項第二号中「又は同条第四項に規定する」を「、同条第一項第五号に掲げる介護予防のうち同条第五項に規定する介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護又は同条第一項第四号に掲げる」に、「同項」を「同条第四項」に改め、同項第五号中「若しくは居宅支援サービス費（以下この号において「居宅介護サービス費等」という。）」を削り、「居宅介護サービス費等の」を「居宅介護サービス費の」に、「部分又は」を「部分、同法の規定によつて介護予防サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護に限る。）のうち当該介護予防サービス費の額の算定に係る当該指定介護予防サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は」に改め、同項第六号中「部分」の下に「若しくは同法の規定によつて療養介護医療費を支給することとされる支給決定に係る障害者に係る指定療養介護医療（療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者等から提供を受ける療養介護医療をいう。）のうち当該療養介護医療費の額の算定に係る当該指定療養介護医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は児童福祉法の規定によつて障害児施設医療費を支給することとされる施設給付決定に係る障害児に係る障害児施設医療のうち当該障害児施設医療費の額の算定に係る当該障害児施設医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分」を加える。

第二十八条の二第一項中「第十条第五項」を「第十条第四項」に、「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に改め、「あるもの（この下に「その取得価額が十万円未満であるもの及び」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該個人のその業務の用に供した年分における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円（当該業務の用に供した年がその業務を開始した日の属する年又はその業務を廃止した日の属する年である場合には、これらの年については、三百万円を十二で除し、これにこれらの年において業務を営んでいた期間の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、その取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

第二十八条の二第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第二十九条第一項から第三項までの規定中「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第二十九条の二第一項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）」を「会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十八条第二項若しくは会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第六十四条の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号。以下この項において「平成十七年旧商法」という。）」に、「の決議により商法第二百八十条ノ二十一第一項に規定する」を「の決議（会社法第二百三十九条第一項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項の規定による取締役会の決議を含む。）により」に、「若しくは出資の総数」を「若しくは出資の総数若しくは総額」に、「超える数の株式」を「超える数若しくは金額の株式」に改め、「の取締役」の下に「、執行役」を加え、「この項、次項及び第五項において「特定新株予約権等」」を「この条において「特定新株予約権等」」に、「新株の発行価額又は株式の譲渡価額（」を「株式の払込金額（当該行使に際し払い込むべき額をいい、新株の発行価額又は株式の譲渡価額を含む。」に改め、同項第五号中「新株の発行又は株式の移転若しくは譲渡が、当該新株の発行又は株式の移転若しくは譲渡」を「株式の交付（新株の発行又は株式の移転若しくは譲渡を含む。次号において同じ。）が当該交付」に、「がされた商法」を「がされた会社法第二百三十八条第一項若しくは平成十七年旧商法」に改め、「（取締役」の下に「、執行役」を加え、同項第六号中「発行若しくは移転又は譲渡」を「交付」に改め、同条第五項中「調書」の下に「（第七項及び第九項において「特定新株予約権等の付与に関する調書」という。）」を加え、同条第六項中「調書」の下に「（次項及び第九項において「特定株式等の異動状況に関する調書」という。）」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第五項に規定する株式会社又は前項に規定する証券業者等は、政令で定めるところにより第五項又は前項の税務署長の承認を受けた

場合には、これらの規定により特定新株予約権等の付与に関する調書又は特定株式等の異動状況に関する調書に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「光ディスク等」という。）の提出をもつてこれらの規定による当該特定新株予約権等の付与に関する調書又は特定株式等の異動状況に関する調書の提出に代えることができる。この場合における前二項及び第九項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該光ディスク等は、当該特定新株予約権等の付与に関する調書又は特定株式等の異動状況に関する調書とみなす。

第二十九条の二に次の三項を加える。

9　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定新株予約権等の付与に関する調書又は特定株式等の異動状況に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該特定新株予約権等の付与に関する調書若しくは特定株式等の異動状況に関する調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の特定新株予約権等の付与若しくは特定株式若しくは承継特定株式の受入れ若しくは交付その他の異動状況に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この章において同じ。）その他の物件を検査することができる。

10　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

11　第九項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十一条の二第四項中「、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」を「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四まで」に改める。

第三十一条の三第一項中「、第三十七条の九の二若しくは第三十七条の九の三」を「若しくは第三十七条の九の二から第三十七条の九の四まで」に改める。

第三十二条第二項第一号中「（これらに類する出資として政令で定めるものを含む。）」を削る。

第三十三条第一項中「第三十七条の九の三」を「第三十七条の九の四」に改める。

第三十三条の三第一項中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七条第一項」を「中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項」に改める。

第三十四条の二第二項第九号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十条第一項」を「中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項」に改め、「中心市街地整備推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加え、「第七条第一項」を「第十六条第一項」に、「特定中心市街地」を「認定中心市街地」に、「第六条第一項」を「第十二条第一項」に、「基本計画」を「認定基本計画」に改め、同項第十二号ロを削り、同号ハ中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十一条第二項」を「中心市街地の活性化に関する法律第四十一条第二項」に、「認定中小小売商業高度化事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に、「第四条第五項」を「第七条第七項」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、同項第十三号中「第十五条第一項第三号」を「第十五条第一項第三号ロ」に、「連携等」を「他の事業者との事業の共同化」に改め、同項第十九号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「「中心市街地整備改善活性化法」」を「「中心市街地活性化法」」に、「第七条第一項に」を「第十六条第一項に」に、「中心市街地整備改善活性化法第七条第一項」を「中心市街地活性化法第十六条第一項」に改め、「譲渡」の下に「中心市街地活性化法第十六条第一項の保留地に対応する部分の譲渡にあつては当該保留地の上に設置される同項に規定する都市福利施設又は公営住宅等の設置をする者が政令で定める者である場合に、」を加え、「あつては、」を「あつては」に、「当該設置」を「当該特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設の設置」に改める。

第三十五条第一項中「、第三十七条の九の二若しくは第三十七条の九の三」を「若しくは第三十七条の九の二から第三十七条の九の四まで」に改める。

第三十六条の二第一項中「、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」を「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四まで」に改める。

第三十七条第一項中「平成十八年十二月三十一日まで」を「平成二十三年十二月三十一日（次の表の第十五号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十八年十二月三十一日）まで」に、「第二十一号の」を「第十五号の」に、「第二十三号」を「第十七号」に改め、同項の表の第一号中「第二十一号」を「第十五号」に、「第十三号」を「第十一号」に改め、同表の第九号中「低開発地域工業開発地区等」を「都市開発区域等」に、「低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）第二条第一項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区」を「首都圏整備法第二条第五項に規定する都市開発区域」に改め、同表の第十号及び第十一号を削り、同表の第十二号を同表の第十号とし、同表の第十三号から第十五号までを二号ずつ繰り上げ、同表の第十六号及び第十七号を削り、同表の第十八号を同表の第十四号とし、同表の第十九号及び第二十号を削り、同表の第二十一号を同表の第十五号とし、同表の第二十二号を同表の第十六号とし、同表の第二十三号の下欄中「船舶」の下に「（漁船以外のものにあつては、政令で定めるものに限る。）」を加え、同号を同表の第十七号とし、同条第三項及び第四項中「平成十八年十二月三十一日までの間に第一項の表」を「平成二十七年の九の二から第三十七条の九の四まで」に改める。

第三十六条の二第一項中「、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」を「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四まで」に改める。

第三十七条第一項中「平成十八年十二月三十一日まで」を「平成二十三年十二月三十一日（次の表の第十五号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十八年十二月三十一日）まで」に、「第二十一号の」を「第十五号の」に、「第二十三号」を「第十七号」に改め、同項の表の第一号中「第二十一号」を「第十五号」に、「第十三号」を「第十一号」に改め、同表の第九号中「低開発地域工業開発地区等」を「都市開発区域等」に、「低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）第二条第一項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区」を「首都圏整備法第二条第五項に規定する都市開発区域」に改め、同表の第十号及び第十一号を削り、同表の第十二号を同表の第十号とし、同表の第十三号から第十五号までを二号ずつ繰り上げ、同表の第十六号及び第十七号を削り、同表の第十八号を同表の第十四号とし、同表の第十九号及び第二十号を削り、同表の第二十一号を同表の第十五号とし、同表の第二十二号を同表の第十六号とし、同表の第二十三号の下欄中「船舶」の下に「（漁船以外のものにあつては、政令で定めるものに限る。）」を加え、同号を同表の第十七号とし、同条第三項及び第四項中「平成十八年十二月三十一日までの間に第一項の表」を「平成二

十三年十二月三十一日（第一項の表の第十五号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十八年十二月三十一日）までの間に同表」に改め、同条第十項中「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の四中「平成十八年十二月三十一日まで」を「平成二十三年十二月三十一日（第三十七条第一項の表の第十五号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十八年十二月三十一日）まで」に、「第三十七条第一項の表」を「同表」に、「第三十七条の九の三」を「第三十七条の九の四」に改める。

第三十七条の五第一項の表の第二号の上欄に次のように加える。

ハ　中心市街地の活性化に関する法律第十二条第一項に規定する認定基本計画に基づいて行われる同法第七条第六項に規定する中心市街地共同住宅供給事業（同条第四項に規定する都市福利施設の整備を行う事業と一体的に行われるものに限る。）の区域	政令で定めるものに該当するものを除く。以下この項において「所有隣接土地等」という。）につき、国有財産特別措置法第九条第二項の規定により当該所有隣接土地等と当該特定普通財産との交換（政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をしたとき（交換差金を取得し、又は支払つた場合を含む。）は、当該所有隣接土地等（当該特定普通財産とともに交換差金を取得した場合には、当該所有隣接土地等のうち当該交換差金に相当するものとして政令で定める部分を除く。）の交換がなかつたものとして、第三十一条又は第三十二条の規定を適用する。

2　第三十七条第六項及び第七項、第三十七条の七第五項並びに第三十七条の九の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条第六項	第一項	第三十七条の九の四第一項
	同項の譲渡	同項に規定する所有隣接土地等（以下「所有隣接土地等」という。）の同項に規定する交換
	当該譲渡をした資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその見積額	当該交換の日における当該交換により譲渡した所有隣接土地等及び当該交換により取得した同項に規定する特定普通財産（以下「特定普通財産」という。）の価額（同項に規定する交換差金を取得し、又は支払つた場合には、当該所有隣接土地等及び特定普通財産の価額並びに当該交換差金の額）
第三十七条第七項	第一項	第三十七条の九の四第一項
第三十七条の七第五項	前項	第三十七条の九の四第二項
	第一項	第三十七条の九の四第一項
	取得し、又は譲り受けた宅地	取得した特定普通財産
第三十七条の九第一項	第三十七条の七第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）	第三十七条の九の四第一項
	受けた者（前条第一項の規定による修正申告書を提出し、又は同条第二項の規定による更正を受けたため、第三十七条の七第一項の規定による特例を認められないこととなつた者を除く。）	受けた者
	宅地（以下この条において「交換取得宅地」という。）又は譲り受けた宅地（以下この条において「譲受け宅地」という。）	特定普通財産（以下「交換取得資産」という。）

交換取得宅地又は譲受け宅地（土地等）	交換取得資産（所有隣接土地等）	
交換又は譲渡に要した費用	交換に要した費用	
第三十七条の七第一項に交換取得宅地とともに交換差金を取得した場合又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額を超える場合	第三十七条の九の四第一項に交換取得資産とともに交換差金を取得した場合	
土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等のうち当該交換差金又はその超える額	所有隣接土地等の取得価額のうち当該交換差金	
土地等の価額が交換取得宅地の価額に等しい場合又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額に等しい場合	所有隣接土地等の価額が交換取得資産の価額に等しい場合	
土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等に相当する金額	所有隣接土地等の取得価額に相当する金額	
交換取得宅地を取得した場合（交換差金を支払つた場合に限る。）又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額に満たない場合	交換取得資産を取得した場合（交換差金を支払つた場合に限る。）	
土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等に当該交換差金の額又はその満たない額	所有隣接土地等の取得価額に当該交換差金の額	
第三十七条の九第二項	交換取得宅地又は譲受け宅地	交換取得資産

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十第二項第一号中「株式の引受けによる権利、新株の引受権及び新株予約権」を「株主又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主をいう。）となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利」に改め、同項第二号中「有限会社」を「合同会社」に、「持分（」を「持分（出資者、社員、組合員又は会員となる権利及び出資の割当てを受ける権利を含むものとし、」に改め、同項第三号中「第百十三条の二第一項」を「第百三十一条第一項」に、「第百十三条の四第一項」を「第百三十九条第一項」に改め、同項第四号中「優先出資の引受けによる権利及び優先出資を引き受けることができる権利」を「優先出資者（同法第十三条の優先出資者をいう。）となる権利及び優先出資の割当てを受ける権利」に、「優先出資の引受けによる権利及び同法」を「優先出資社員（同法第二十六条に規定する優先出資社員をいう。）となる権利及び同法」に改め、「並びに優先出資に類する出資として政令で定めるもの」を削り、同条第三項中「金額を除く。）」の下に「その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額」を加え、同項第一号中「（出資を含む。以下この項において同じ。）」を「又は出資」に、「利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付された金銭その他の資産を除く。次号において同じ。）が交付された」を「株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付がされた金銭その他の資産及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付がされる金銭その他の資産を除く。）の交付がされた」に改め、同項第二号中「株式以外の資産が交付された」を「株式又は出資以外の資産（当該株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当又は利益の配当として交付がされた同条第十二号の九に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）の交付がされた」に改め、同項第三号中「資本若しくは出資の減少（株式が消却されたものを除く。）」を「資本の払戻し（株式に係る剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）のうち、法人税法第二条第十二号の九に規定する分割型分割によるもの以外のものをいう。）」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「株式」の下に「又は出資」を、「定める取得」の下に「及び所得税法第五十七条の四第三項第一号から第三号までに掲げる株式又は出資の同項に規定する場合に該当する場合における取得」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号中「法人からの退社又は」を「法人の出資の消却（取得した出資について行うものを除く。）、その法人の出資の払戻し、その法人からの退社若しくは」に、「として交付」を「又はその法人の株式若しくは出資をその法人が取得することなく消滅させることにより交付」に改め、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六　法人の株主等がその法人の組織変更（当該組織変更に際して当該組織変更をしたその法人の株式又は出資以外の資産が交付されたものに限る。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

第三十七条の十一第一項第三号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同項第四号中「第三十七条の十第三項各号」を「第三十七条の十第三項」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　上場株式等を発行した法人に対して会社法第百九十二条第一項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡

第三十七条の十一第一項に次の二号を加える。

六　上場株式等を発行した法人に対して会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十四条の規定による改正前の商法第二百二十条ノ六第一項の規定に基づいて行う同項に規定する端株の譲渡

七　上場株式等を発行した法人が行う会社法第二百三十四条第一項又は第二百三十五条第一項（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定による一株又は一口に満たない端数に係る上場株式等の競売（会社法第二百三十四条第二項（同法第二百三十五条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定による売却を含む。）による上場株式等の譲渡

第三十七条の十一の二第二項第三号中「合併法人の株式（出資を含む。以下この号において「合併法人株式」という。）」を「合併法人（以下この号において「合併法人」という。）の株式又は出資」に、「当該合併法人株式」を「当該合併法人の株式又は出資」に、「利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされたもの」を「株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として金銭その他の資産の交付がされたもの並びに合併に反対する当該法人の株主等に対するその買取請求に基づく対価として金銭その他の資産の交付がされるもの」に改める。

第三十七条の十一の三第三項第一号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第十二項中「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四十一条の十二第二十五項、第四十一条の十四第七項及び第四十二条の三第一項第五号において同じ。）」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「前項」を「第七項」に、「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　証券業者等は、前項の規定による報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の承諾を得て、当該報告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第四十二条の三第一項第三号において同じ。）により提供することができる。ただし、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の請求があるときは、当該報告書を当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付しなければならない。

9　前項本文の場合において、同項の証券業者等は、第七項の報告書を交付したものとみなす。

第三十七条の十四を削る。

第三十七条の十四の二第一項第三号中「第三十七条の十第三項各号」を「第三十七条の十第三項」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　特定上場株式等を発行した法人に対して会社法第百九十二条第一項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡

第三十七条の十四の二第一項に次の二号を加える。

五　特定上場株式等を発行した法人に対して会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十四条の規定による改正前の商法第二百二十条ノ六第一項の規定に基づいて行う同項に規定する端株の譲渡

六　特定上場株式等を発行した法人が行う会社法第二百三十四条第一項又は第二百三十五条第一項（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定による一株又は一口に満たない端数に係る特定上場株式等の競売（会社法第二百三十四条第二項（同法第二百三十五条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定による売却を含む。）による当該特定上場株式等の譲渡

第三十七条の十四の二を第三十七条の十四とする。

第三十七条の十五第一項第一号中「譲渡」の下に「（所得税法第五十七条の四第三項第四号に掲げる新株予約権付社債についての社債の譲渡で同号に定める事由によるものを除く。次項第一号において同じ。）」を加える。

第四十条の三中「第四十一条第一項の」を「第四十二条第二項（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第三項の規定による」に改め、「当該財産」の下に「（相続税法第四十一条第一項後段（同法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合には、当該財産のうち同法第四十一条第一項（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第一項に規定する納付を困難とする金額として政令で定める額に相当するものとして政令で定める部分）」を加える。

第四十条の四第一項中「利益の配当又は剰余金の分配」を「法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）」に、「利益の配当、剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に改め、同項第一号中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「株式等を除く。）」の下に「又は出資」に改め、「株式等を除く。）」の下に「の総数又は総額（」を加え、同条第二項第一号中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「株式等を除く。）」の下に「の総数又は総額」を加える。

第四十条の五第一項中「外国関係会社（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配」を「外国関係会社（当該特定外国子会社等から法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）」に、「外国関係信託（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配」を「外国関係信託（当該特定外国子会社等から剰余金の配当等」に、「受ける利益の配当若しくは剰余金の分配」を「受ける剰余金の配当等」に、「利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる」を「剰余金の配当等とみなされるもの」に改め、同項第一号中「利益の配当又は剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に改め、同項第二号中「所得税法第二十五条第一項各号」を「法人税法第二十四条第一項各号」に、「第二条第二項第二十一号」を「第二条第二項第二十号」に改め、同項第三号中「利益の配当若しくは剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に、「所得税法第二十五条第一項各号」を「法人税法第二十四条第一項各号」に改める。

第四十条の八第一項中「受ける利益の配当若しくは剰余金の分配」を「受ける法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当若しくは剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）」に、「利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる」を「剰余金の配当等とみなされるもの」に改め、同項第三号中「利益の配当若しくは剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に、「所得税法第二十五条第一項各号」を「法人税法第二十四条第一項各号」に、「第二条第二項第二十一号」を「第二条第二項第二十号」に改める。

第四十一条の十二第九項第十号中「短期商工債券」を「短期商工債」に改め、同項第十一号中「第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券」を「第五十四条の四第一項に規定する短期債」に改め、同項第十二号中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の十第一項」に改め、同項第十三号中「（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）」を削り、同項第十四号中「短期農林債券」を「短期農林債」に改め、同条第十二項中「第三条第一項第四号」を「第三条第一項第五号」に改める。

第四十一条の十三中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第四十一条の十六第四項を削る。

第四十一条の十八第二項中「一万円」を「五千円」に改める。

第四十一条の十九の次に次の一条を加える。

（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除）

第四十一条の十九の二　居住者が、平成十八年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に、地方公共団体の作成した地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条第一項に規定する地域住宅計画（当該地方公共団体が実施する住宅の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。）の事業で財務省令で定める要件を満たすものに関する事項の定めがあるものに限る。）その他政令で定める計画の区域内において、その者の居住の用に供する家屋（昭和五十六年五月三十一日以前に建築されたもので政令で定めるものに限る。）の耐震改修として財務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この項及び次項において「住宅耐震改修」という。）をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、当該住宅耐震改修に要した費用の額の十パーセントに相当する金額（当該金額が二十万円を超えるときは二十万円とし、当該金額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を控除する。

2　前項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、財務省令で定めるところにより、当該金額の計算に関する明細書、同項の地方公共団体の長の同項の計画の区域内にある同項の家屋である旨、同項の住宅耐震改修をした家屋である旨及び当該住宅耐震改修の費用の額を記載した書類その他の財務省令で定める書類（次項において「住宅耐震改修等証明書」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び住宅耐震改修等証明書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用する。

4　所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除）の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

5　その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除）」とする。

6　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の二第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第二項第一号中「第六十六条の五第一項」を「第六十六条の五第四項第一号」に改める。

第四十二条の三第一項第二号中「第三十七条

の十一の三第七項」を「第二十九条の二第五項に規定する特定新株予約権等の付与に関する調書若しくは同条第六項に規定する特定株式等の異動状況に関する調書、第三十七条の十一の三第七項」に改め、同項第三号中「、又は」を「、若しくは」に改め、「交付した者」の下に「又は同条第八項の規定による電磁的方法により偽りの事項を提供した者」を加え、同項第五号中「第三十七条の十一の三第十項」を「第二十九条の二第九項、第三十七条の十一の三第十二項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第三十七条の十一の三第十項」を「第二十九条の二第九項、第三十七条の十一の三第十二項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　正当な理由がないのに第三十七条の十一の三第八項ただし書の規定による請求を拒み、又は同項ただし書に規定する報告書に偽りの記載をして同項に規定する居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者に交付した者

第四十二条の三第三項中「第三十七条の十一の三第七項」を「第二十九条の二第五項に規定する特定新株予約権等の付与に関する調書若しくは同条第六項に規定する特定株式等の異動状況に関する調書、第三十七条の十一の三第七項」に改める。

第四十二条の三の二を削る。

第四十二条の四の見出しを「（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「提出する法人」の下に「（人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。）」を加え、「前項の規定の適用を受ける事業年度、」を削り、「算入される試験研究費の額」の下に「（その試験研究費に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）」を加え、「法人税の額から」を「法人税の額（この条、次条第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の七第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第四十二条の十二並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第三項まで、第六項及び第七項において同じ。）から」に、「第十二項第八号」を「第十一項第四号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の規定の適用を受ける事業年度、」を削り、「特別共同試験研究費の額」を「特別試験研究費の額」に、「第十二項第八号」を「第十一項第四号」に、「共同研究税額控除限度額」を「特別研究税額控除限度額」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項の規定の適用を受ける事業年度、」及び「（当該試験研究費の額のうち第四十四条の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）」を削り、「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第六十八条の九第十二項第八号」を「第六十八条の九第十一項第五号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に、「第二項又は第三項」を「第一項又は第二項」に、「共同研究税額控除限度額」を「特別研究税額控除限度額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「政令で定める中小企業者に該当する法人」を「中小企業者」に、「第四項」を「第三項」に、「第十二項第十号」を「第十一項第七号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に改め、「（当該試験研究費の額のうち第四十四条の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項及び第六項」を「第四項及び第五項」に、「第五項中「第六十八条の九第十二項第八号」を「第四項中「第六十八条の九第十一項第五号」に、「第六十八条の九第十二項第十二号」を「第六十八条の九第十一項第九号」に、「第六項中「第二項又は第三項」を「第五項中「第一項又は第二項」に、「共同研究税額控除限度額」を「特別研究税額控除限度額」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　第一項若しくは第二項に規定する法人又は第六項に規定する中小企業者等の平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度等を除く。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が、当該法人の比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合における第一項、第二項又は第六項の規定の適用については、第一項中「相当する金額（」とあるのは「相当する金額及び当該試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額の百分の五に相当する金額の合計額（」とする。

第四十二条の四第十項を削り、同条第十一項中「第六十八条の九第二項から第四項まで、第七項又は第八項」を「第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項又は第七項」に、「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」を「第四十二条の十一第六項及び第七項」に改め、同項第一号中「第六十八条の九第二項又は第七項」を「第六十八条の九第一項又は第六項」に改め、同項第二号中「第六十八条の九第三項に規定する特別共同試験研究費の額」を「第六十八条の九第二項に規定する特別試験研究費の額」に改め、同項第三号中「第六十八条の九第十一項第五号」に改め、同項第四号中「第六十八条の九第十二項第十二号」を「第六十八条の九第十一項第九号」に改め、同項

を同条第十項とし、同条第十二項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第五号までを削り、同項第六号を同項第二号とし、同項第七号中「特別共同試験研究費の額」を「特別試験研究費の額」に改め、「委託する試験研究」の下に「、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究」を加え、同号を同項第三号とし、同項第八号中「第四項」を「第三項」に、「共同研究税額控除限度額」を「特別研究税額控除限度額」に、「第二項又は第三項」を「第一項又は第二項」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　中小企業者　中小企業者に該当する法人として政令で定めるものをいう。

第四十二条の四第十二項第九号を同項第六号とし、同項第十号中「第八項」を「第七項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同号を同項第七号とし、同項に次の三号を加える。

八　設立事業年度等　設立（合併による設立を除く。）の日（法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては同法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当することとなつた日とし、同法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに同条第十三号に規定する収益事業を開始した日とする。）を含む事業年度（政令で定める事業年度を除く。）、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度をいう。

九　比較試験研究費の額　第九項に規定する事業年度（以下この条において「適用年度」という。）開始の日前三年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該適用年度開始の日前三年以内に開始した連結事業年度（以下この号において「三年以内連結事業年度」という。）にあつては当該三年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額とし、当該各事業年度の月数（三年以内連結事業年度にあつては、当該法人の当該三年以内連結事業年度の月数。以下この号において同じ。）と当該適用年度の月数とが異なる場合には当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額とする。）の合計額を当該三年以内に開始した各事業年度の数（三年以内連結事業年度の数を含む。）で除して計算した金額をいう。

十　基準試験研究費の額　適用年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該適用年度開始の日前二年以内に開始した連結事業年度（以下この号において「二年以内連結事業年度」という。）にあつては当該二年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額とし、当該各事業年度の月数（二年以内連結事業年度にあつては、当該法人の当該二年以内連結事業年度の月数。以下この号において同じ。）と当該適用年度の月数とが異なる場合には当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額とする。）のうち最も多い額をいう。

第四十二条の四第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第一項、第二項及び第三項又は第七項」を「第一項及び第二項又は第六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第四項又は第八項の」を「第三項又は第七項の」に、「第二項若しくは第三項又は第七項」を「第一項若しくは第二項又は第六項」に、「第四項又は第八項」を「第三項又は第七項」に、「第五項（第九項）」を「第四項（第八項）」に、「第六十八条の九第二項若しくは第三項又は同条第七項」を「第六十八条の九第一項若しくは第二項又は同条第六項」に、「第六十八条の九第四項又は第八項」を「第六十八条の九第三項又は第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十二項」を「第十一項」に、「第一項に規定する法人」を「第九項の規定の適用を受けようとする第一項に規定する法人又は第六項に規定する中小企業者等」に、「五年以内」を「三年以内」に、「第十一項」を「第十項」に、「第五項（第九項）」を「第四項（第八項）」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除又は租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項及び第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項及び第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）と、「まず前条」とあるのは「まず同条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項及び第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項及び第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」とする。

第四十二条の四第十七項を削り、同条第十八項中「第十一項の」を「第十項の」に、「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第十七項とする。

第四十二条の五第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「前条第七項に規定する中小企業者に該当する法人」を「前条第六項に規定する中小企業者」に、「第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改め、同条第五項中「前条第十一項」を「前条第十項」に、「第四十二条の十一第十一項

及び第十二項」を「第四十二条の十一第六項及び第七項」に改め、同条第九項中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」に改め、同条第十項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四十二条の六第一項中「第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人」を「第四十二条の四第六項に規定する中小企業者」に、「第三項まで」を「以下第三項まで」に、「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「第一号」の下に「又は第二号」を加え、「第三号」を「第四号」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　ソフトウエア（政令で定めるものに限る。）

第四十二条の六第二項中「第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「。第四項まで」を「。以下第四項まで」に改め、同条第三項中「第一項第一号又は第二号」を「第一項第一号から第三号まで」に、「第四十二条の十一第七項」を「第四十二条の十一第三項」に改め、「（第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、同条第六項及び第七項中「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の十一第十項」に、「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」を「第四十二条の十一第六項及び第七項」に、「第四十二条の十一第十項」を「第四十二条の十一第九項」に改め、同条第十一項中「第六十七条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四十二条の七第一項中「第三項まで」を「以下第三項まで」に改め、同項第一号中「第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人」を「第四十二条の四第六項に規定する中小企業者」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「第四十二条の四第七項」を「第四十二条の四第六項」に改め、同条第二項中「第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「。第四項まで」を「。以下第四項まで」に改め、同条第三項中「第四十二条の十一第七項」を「第四十二条の十一第三項」に改め、同条第六項及び第七項中「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十項」に、「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」を「第四十二条の十一第六項及び第七項」に改め、同条第十一項中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」に改め、同条第十二項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四十二条の九第一項中「第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改め、同条第四項中「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十項」に、「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」を「第四十二条の十一第六項及び第七項」に改め、同条第七項中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四十二条の十第二項中「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「。第四項まで」を「。以下第四項まで」に改め、同条第三項中「次条第七項」を「次条第三項」に改め、同条第六項及び第七項中「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十項」に、「次条第十一項及び第十二項」を「次条第六項及び第七項」に改め、同条第十一項中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」に改め、同条第十二項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四十二条の十一を次のように改める。

（情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十一　青色申告書を提出する法人が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの期間（以下第三項までにおいて「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報基盤強化設備等（情報基盤の強化に資する減価償却資産で財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を取得し、又は情報基盤強化設備等を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。）において、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の指定期間内に事業の用に供した当該情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が政令で定める金額以上であるときは、当該供用年度の当該情報基盤強化設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該情報基盤強化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該情報基盤強化設備等の基準取得価額（取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。次項において同じ。）の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　青色申告書を提出する法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報基盤強化設備等を取得し、又は情報基盤強化設備等を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合において、その供用年度の指定期間内に事業の用に供した当該情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が政令で定める金額以上であるときは（当該情報基盤強化設備等につき前項の規定の適用を受けない場合に限る。）は、当該供用年度の所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の七第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の九、前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに次条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて同じ。）からその事業の用に供した当該情報基盤強化設備等の基準取得価額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の

所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　青色申告書を提出する法人（政令で定める法人を除く。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報基盤強化設備等を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限るものとし、次条の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）において、その供用年度の指定期間内に事業の用に供した当該情報基盤強化設備等の賃借に要する政令で定める費用の総額を合計した金額が政令で定める金額以上であるときは、当該供用年度の所得に対する法人税の額からその事業の用に供した当該情報基盤強化設備等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この項及び第五項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した情報基盤強化設備等につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその事業の用に供した情報基盤強化設備等につき第二項又は前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十五第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額等」という。）を含む。）のうち、第二項又は第三項の規定（連結税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額（既に同条第四項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

6　第三項に規定する情報基盤強化設備等（連結事業年度において事業の用に供した第六十八条の十五第三項に規定する情報基盤強化設備等を含む。）につき第三項の規定（連結事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する情報基盤強化設備等にあつては、同項の規定）の適用を受けた法人（同条第三項の規定の適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）が、当該適用を受けた事業年度後の各事業年度（同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度）において、当該情報基盤強化設備等の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該情報基盤強化設備等を当該法人の営む事業の用に供しなくなつた場合（当該法人の解散、当該情報基盤強化設備等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該法人に対して課する当該事業の用に供しなくなつた日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第百四十三条第一項から第三項まで並びに次項、第四十二条の四第十項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、前条第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該情報基盤強化設備等につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（第六十八条の十五第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。）のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7　連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十五第二項から第四項までの規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の四第十項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、前条第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十五第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額（同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

8　第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9　第二項及び第三項の規定は、確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

10　第四項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第五項に規定する連結税額控除限度額等を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十五第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の十五第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11　第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十一第二項から第四項まで（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の十一第二項から第四項まで（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十一第二項から第四項まで（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の十一第二項から第四項まで（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

12　第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十一第六項又は第七項（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十一第六項又は第七項とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第六項の規定の適用を受ける情報基盤強化設備等に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算、第七項の規定の適用を受けた場合における第六項の法人税の額に加算する金額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十二第一項中「前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人」を「第四十二条の四第六項に規定する中小企業者」に改め、同条第七項中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」に改める。

第四十三条第一項中「第三号」を「第二号」に、「第四十二条の四第七項」を「第四十二条の四第六項」に改め、「。以下この項において「基準取得価額」という。」及び「以下この項において同じ。」を削り、同項後段を削り、同項の表の第一号の上欄中「（畜産業を営む法人については、政令で定める法人に限る。）」を削り、同号の中欄中「ものを」を「もの並びに次号の中欄に掲げる減価償却資産に該当するものを」に改め、同表の第二号を削り、同表の第三号を同表の第二号とし、同表の第四号を削り、同条第二項中「添附」を「添付」に改める。

第四十四条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人で次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の

事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該地震防災対策用資産の取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法人	期間	資産	割合
一　大規模地震対策特別措置法第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、地震防災に資する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるものを事業の用に供する法人で、地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるもの	昭和六十二年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	当該機械及び装置その他の減価償却資産	百分の八
二　建築物の耐震改修の促進に関する法律第六条に規定する特定建築物（同法第二条第一項に規定する耐震診断により同条第二項に規定する耐震改修（以下この号において「耐震改修」という。）が必要とされたものに限る。）を有する法人で、当該特定建築物の耐震改修につき同法第二条第三項に規定する所管行政庁の同法第七条第二項の規定による指示を受けていないもの	平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	当該特定建築物の部分について同法第十条に規定する計画の認定を受けた計画に基づき行う耐震改修のための工事の施行に伴つて取得し、又は建設する当該特定建築物の部分	百分の十

第四十四条の二第一項中「第四十二条の四第七項」を「第四十二条の四第六項」に改める。

第四十四条の三を削り、第四十四条の四を第四十四条の三とし、第四十四条の五を削る。

第四十四条の六第一項中「平成十八年五月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「電気通信事業法」の下に「（昭和五十九年法律第八十六号）」を加え、「（有線テレビジョン放送における電気信号の伝送又は変換の効率化に資する効果が特に著しいものとして政令で定めるものについては、百分の十）」を削り、同表の第二号中「百分の十二」を「百分の十」に改め、同条を第四十四条の四とする。

第四十四条の七第一項中「（同表の第四号の上欄に掲げるものについては、平成十八年三月三十一日）」及び「及び同表の第四号の上欄に掲げる法人のうち政令で定めるもの」を削り、同項の表の第四号を削り、同条を第四十四条の五とする。

五　航空法第二条第十七項に規定する航空運送事業（一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行うものに限る。）を営む法人	当該事業用の航空機のうち政令で定める規模のもので、身体障害者その他これに準ずる者の利用に資するものとして政令で定めるもの	百分の二十

第四十四条の八を第四十四条の六とする。

第四十四条の九第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「（第二号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）」を削り、同項第二号を次のように改め、同条を第四十四条の七とする。

二　生物資源を利用した製品を製造するための機械その他の減価償却資産で政令で定めるもの　百分の十四

第四十五条の二第二項第一号中「第七条第二十三項」を「第八条第二十六項」に改める。

第四十六条の二第二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「第四号」を「第五号」に改め、同項の表に次の一号を加える。

第四十六条の二第三項第三号を次のように改める。

三　雇用障害者数　当該事業年度終了の日において常時雇用する障害者、障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第三号に規定する重度身体障害者、同条第五号に規定する重度知的障害者、同法第七十一条第一項に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者及び同法第七十二条の六に規定する精神障害者である短時間労働者の数を基礎として政令で定めるところにより計算した数をいう。

第四十六条の三の見出しを「（農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却）」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人が、適用事業年度終了の日において平成五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画（同法第二十三条第七項の規定により認定計画とみなされたものを除く。以下この項において「農業経営改善計画」という。）に係る同法第十二条第四項の認定を受けた農業生産法人（農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下この項において同じ。）で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合には、当該適用事業年度終了の日において当該法人の有する農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。）、建物及びその附属設備並びに生物（当該法人が当該農業経営改善計画に係る認定前に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合の当該農業経営改善計画（以下この項において「新農業経営改善計画」という。）に係る適用事業年度にあつては、これらの減価償却資産のうち当該新農業経営改善計画に係る次項に規定する適用期間開始日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）に係る当該適用事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、これらの減価償却資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一　当該農業経営改善計画に従つて取得等（所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいう。以下この号及び次号において同じ。）の取得（贈与、出資、合併、分割又は適格事後設立による取得を除く。第三号及び第四号において同じ。）又は使用収益権の設定（当該農業生産法人の組合員、株主又は社員の所有する農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地に係るもののその他の政令で定めるものを除く。）を受ける行為をいう。次号において同じ。）をした同項第一号に規定する農用地（次号において「農用地」という。）の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該農用地において農業を営んでいること。

二　当該農業経営改善計画に従つて取得等をした農用地で果樹又は茶樹が栽培されているもの及び当該農業生産法人が所有権又は使用収益権を有する農用地で当該農業経営改善計画に従つて栽培する作物を果樹又は茶樹に転換したものの面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、これらの農用地において果樹又は茶樹の栽培に係る農業を営んでいること。

三　施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することをいう。以下この号において同じ。）の用に供される施設（財務省令で定めるものに限る。）で当該農業経営改善計画に従つて取得又は製作若しくは建設をしたものの敷地の用に供される土地の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該施設を用いて施設園芸に係る農業を営んでいること。

四　当該農業経営改善計画に従つて取得若しくは建設をした畜舎（政令で定める家畜に係るものに限る。）の床面積の合計が家畜の種類に応じて政令で定める面積を超えていること又は当該農業経営改善計画に従つて増加させた家畜（政令で定めるものに限る。）の数が政令で定める数を超えており、かつ、当該農業経営改善計画に従つて政令で定める畜産用の施設の取得、製作若しくは建設をしていること。

2　前項に規定する適用事業年度とは、同項各号に掲げる要件のいずれかを満たすこととなつた最初の日を含む事業年度開始の日（当該最初の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日。以下この項において「適用期間開始日」という。）以後五年を経過した日の前日までの期間（前項に規定する新農業経営改善計画にあつては、同項に規定する他の農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度終了の日（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日）の翌日（その日が当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日前である場合には、当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日）から当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日までの期間）内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度及び前項第四号に掲げる要件を満たす場合における第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）をいう。

第四十六条の四を削る。

第四十七条第一項を次のように改める。

法人が、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内において同法第二十八条に規定する認定計画に基づき建築される賃貸住宅で政令で定めるもの（以下この項及び次項において「中心市街地優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は中心市街地優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該中心市街地優良

賃貸住宅の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該中心市街地優良賃貸住宅の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十六（当該中心市街地優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の五十）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第四十七条第二項中「特定優良賃貸住宅」を「中心市街地優良賃貸住宅」に改める。

第四十八条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第五十二条第一項中「損金経理」の下に「（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を加える。

第五十二条の二第一項中「、第四十三条から第四十四条の二まで、第四十四条の三第一項、第四十四条の四若しくは第四十四条の六から第四十八条まで」を「若しくは第四十三条から第四十八条まで」に改める。

第五十二条の三第一項中「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた場合を含む。）」を加え、同条第二項中「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた場合を含む。）」を「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む。）」に改め、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた場合を含む。）」を加え、同条第三項中「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた場合を含む。）」を加え、同条第四項中「損金経理の方法」を「これらの規定に規定する方法」に改め、同条第五項及び第六項中「積立てをした」を「積み立てられた」に改める。

第五十三条第一項第二号中「、第四十三条から第四十四条の四まで又は第四十四条の六から第四十八条まで」を「又は第四十三条から第四十八条まで」に改める。

第五十五条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に改め、「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により海外投資等損失準備金として積み立てた場合を含む。）」を加え、同条第二項第五号中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第六号イ及びロ中「資本若しくは出資」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改め、同条第三項及び第四項中「積立てをした」を「積み立てられた」に改める。

第五十五条の五第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、「当該積立てをした事業年度」を「当該事業年度」に改め、同条第七項中「当該積立てをした事業年度」を「当該事業年度」に改める。

第五十五条の六第一項中「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により特定災害防止準備金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、「当該積立てをした事業年度」を「当該事業年度」に改め、同項の表の第二号を削り、同表の第三号を同表の第二号とし、同条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項中「当該法人の当該事業年度終了の日における当該廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額が当該廃棄物最終処分場の最終処分災害防止費用の見積額と当該廃棄物最終処分場に係る同項第二号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えるとき」を削り、「同項第三号ロ」を「同項第二号ロ」に改め、同条第四項中「、廃棄物最終処分場」、「、最終処分災害防止費用」及び「、当該廃棄物最終処分場」を削り、同条第五項中「により当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場」を「により当該岩石採取場」に改め、同項第一号中「、当該廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分」を削り、「当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場」を「当該岩石採取場」に改め、同項第二号中「、当該廃棄物最終処分場」を削り、同項第三号中「、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四若しくは第十四条の三の二（同法第十四条の六において準用する場合を含む。）の規定により同法第七条第六項、第十四条第六項若しくは第十四条の四第六項の規定による許可が取り消され、若しくは同法第七条第七項、第十四条第七項若しくは第十四条の四第七項の規定により当該許可が効力を失つた場合」及び「、当該許可が取り消され、若しくは効力を失つた日」を削り、同条第九項中「当該積立てをした事業年度」を「当該事業年度」に改める。

第五十五条の七第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年

度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、「当該積立てをした事業年度」を「当該事業年度」に改め、同条第七項中「当該積立てをした事業年度」を「当該事業年度」に改める。

第五十六条第一項中「（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を「、当該事業年度の」に改める。

第五十六条の二を削る。

第五十七条第一項中「（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により電子計算機買戻損失準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第四項中「積立てをした」を「積み立てられた」に改める。

第五十七条の三第一項中「（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「当該積立てをした事業年度」を「当該事業年度」に改める。

第五十七条の四第一項中「（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削る。

第五十七条の五第一項中「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　保険業法第二百七十二条第一項に規定する登録を受けて同法第二条第十七項に規定する少額短期保険業を行う法人（損害保険業を行うものに限る。）　同法第二百七十二条の十八において準用する同法第百十六条第一項

第五十七条の五第一項第三号中「第四十四条第二項」を「第四十四条の八」に改め、同条第九項中「当該積立てをした事業年度」を「その積み立てられた事業年度」に改め、同条第十二項中「第一項第一号及び第二号」を「第一項第一号から第二号の二まで」に改める。

第五十七条の六第一項中「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第六項中「当該積立てをした事業年度」を「その積み立てられた事業年度」に改める。

第五十七条の七第一項中「（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により関西国際空港整備準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第五項中「（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により中部国際空港整備準備金として積み立てたときを含む。）」を加える。

第五十七条の八第一項中「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別修繕準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、「当該積立てをした事業年度」を「当該事業年度」に改め、同条第十項中「当該積立てをした事業年度」を「当該事業年度」に改める。

第五十七条の九第一項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同条第二項中「第五十七条の九第一項」を「第五十七条の十第一項」に改め、第三章第二節中同条を第五十七条の十とし、第五十七条の八の次に次の一条を加える。

（社会・地域貢献準備金）

第五十七条の九　日本郵政株式会社が、日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十三条第一項に規定する基金（以下この条において「基金」という。）の積立てに係る適用事業年度について青色申告書を提出する法人である場合において、当該適用事業年度において、同法第六条第三項に規定する社会・地域貢献資金（第四項及び第十一項において「社会・地域貢献資金」という。）の交付に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により社会・地域貢献準備金として積み立てたときは、同項の決算の確定の日までに剰余金の処分により社会・地域貢献準備金として積み立てた金額（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該適用事業年度の日本郵政株式会社法第十三条第二項に規定する利益金の額のうち同項の規定により基金に積み立てた金額

二　一兆円から前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この号及び第三項において「前事業年度等」という。）から繰り越された社会・地域貢献準備金の金額（当該事業年度終了の日において第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金の金額（以下この号において「連結社会・地域貢献準備金の金額」という。）がある場合には当該連結社会・地域貢献準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2　前項に規定する適用事業年度とは、積立期間（平成十九年十月一日から次に掲げる日のいずれか早い日までの期間をいう。次項において同じ。）内の日を含む事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により基金を移転する場合の当該合併又は当該分割型分割の日の前日を含む事業年度を除く。）をいう。

一　平成二十九年九月三十日

二　日本郵政株式会社法第十三条第二項の規定により基金に積み立てた金額の合計額から同条第四項ただし書の規定により基金を取り崩した金額の合計額を控除した残額が最初に一兆円に達した日（その達した日が事業年度終了の日の翌日から当該事業年度の決算の確定の日までの期間内の日である場合（当該事業年度の同条第二項に規定する利益金の額に係る基金の積立てを当該期間内において剰余金の処分により行っている場合に限る。）には、当該事業年度終了の日）

3　第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が、積立期間の末日を含む事業年度（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該積立期間の末日を含む連結事業年度）終了の日の翌日から十年を経過した日を含む事業年度（当該経過した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該経過した日を含む連結事業年度）終了の日の翌日から十年を経過した日を含む事業年度（当該経過した日を含む

に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

9　第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10　第五十五条第十一項から第十三項までの規定は、第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が被合併法人となる適格合併が行われた場合（第六十八条の五十八の二第八項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項の」とあるのは「第五十七条の九第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項中」とあるのは「第五十七条の九第三項中」と読み替えるものとする。

11　第五十五条第十四項、第十六項及び第十七項の規定は、第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が適格分割型分割により基金に係る資産を移転した場合（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が社会・地域貢献資金を交付することとなつた場合に限り、第六十八条の五十八の二第九項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十四項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十五項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項の」とあるのは「第五十七条の九第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項中」とあるのは「第五十七条の九第三項中」と読み替えるものとする。

12　第八項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十八条第一項中「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により探鉱準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第二項中「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により海外探鉱準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第四項及び第五項中「積立てをした」を「積み立てられた」に改める。

第五十九条第四項中「第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項」を「第六十七条第三項及び第五項」に、「ついてはこれらの」を「ついては、これらの」に改め、「それぞれ」を削り、同条に次の一項を加える。

5　前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十条第四項中「第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項」を「第六十七条第三項及び第五項」に、「これらの」を「これらの」に改め、「それぞれ」を削り、同条第五項中「指定の日」の下に「、同項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算」を加える。

第六十一条第一項中「含む」を「含み、当該事業年度に係る配当その他剰余金の処分により支出する金額を除く」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「留保した金額」を「前項に規定する留保した金額として政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同条第三項中「における配当、賞与」を「に係る配当」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第四項及び第五項中「添附」を「添付」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他同項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十一条の二第一項中「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により農用地利用集積準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第二項及び第三項中「積立てをした」を「積み立てられた」に改める。

第六十一条の三第一項中「（第五項」を「（以下この項及び第五項」に、「には、前事業年度等」を「には、当該農用地等につき、前事業年度等」に、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は」を「当該事業年度の確定した決算（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算。以下第八節までにおいて同じ。）において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに」に改める。

第六十一条の四第一項中「昭和五十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に、「資本又は出資の金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同条第三項中「行為」の下に「（第二号において「接待等」という。）」を加え、「専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用そ

の他政令で定める費用」を「次に掲げる費用のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用

二　飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）であつて、その支出する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額が政令で定める金額以下の費用

三　前二号に掲げる費用のほか政令で定める費用

第六十一条の四に次の一項を加える。

4　前項第二号の規定は、財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

第六十二条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十項」に、「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」を「第四十二条の十一第六項及び第七項」に改め、同条第六項第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項第二号中「第四十二条の十一第六項」を「第四十二条の十一第八項」に、「前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改める。

第六十二条の三第一項中「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十項」に、「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」を「第四十二条の十一第六項及び第七項」に改め、同条第六項第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項第二号中「第四十二条の十一第六項」を「第四十二条の十一第八項」に、「前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改める。

第六十三条第一項中「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十項」に、「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」を「第四十二条の十一第六項及び第七項」に改め、同条第三項第十号中「第三十七条第四項第一号又は第二号」を「第三十七条第三項各号」に改め、同条第四項中「第六十五条の八第十三項」を「第六十五条の八第十四項」に、「第六十五条の八第十五項」を「第十一項」を「第十二項」に改める。

第六十四条第一項中「、当該事業年度終了の時において」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに」に改める。

第六十四条の二第一項中「当該収用等のあつた日を含む事業年度の確定した決算（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算。第八節までにおいて同じ。）において」を削り、「特別勘定として」を「当該収用等のあつた日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第七項中「終了の時において」を「の確定した決算」に改め、同条第十六項中「第十一項」を「第十二項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十二項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項第一号中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条第一項中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七条第一項」を「中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項」に改める。

第六十五条の二第四項及び第五項中「添附」を「添付」に改め、同条第七項中「第六十四条の二第十項又は第十一項」を「第六十四条の二第十項から第十二項まで」に改め、「おいて、第六十四条の二第十項」の下に「若しくは第十一項」を加え、「同条第十一項各号」を「同条第十二項各号」に改め、同条第九項中「第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項」を「第六十七条第三項及び第五項」に、「ついてはこれらの」を「ついては、これらの」に改め、「それぞれ」を削り、同条第十項中「及び第八項」を「、第八項及び前項」に、「、第一項」を「、第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項」に改める。

第六十五条の三第一項中「第六十五条の十五」を「第六十六条」に改め、同条第七項中「第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項」を「第六十七条第三項及び第五項」に、「これらの」を「、これらの」に改め、「それぞれ」を削り、同条第八項中「第一項」を「第一項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算そ

の他同項」に改める。

第六十五条の四第一項中「第六十五条の十五」を「第六十六条」に改め、同項第九号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十条第一項」を「中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項」に改め、「中心市街地整備推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加え、「第七条第一項」を「第十六条第一項」に、「特定中心市街地」を「認定中心市街地」に、「第六条第一項」を「第十二条第一項」に、「基本計画」を「認定基本計画」に改め、同項第十二号ロを削り、同号ハ中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十一条第二項」を「中心市街地の活性化に関する法律第四十一条第二項」に、「認定中小小売商業高度化事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に、「第四条第五項」を「第七条第七項」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、同項第十三号中「第十五条第一項第三号」を「第十五条第一項第三号ロ」に、「連携等」を「他の事業者との事業の共同化」に改め、同項第十九号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「中心市街地整備改善活性化法」を「中心市街地活性化法」に、「第七条第一項に」を「第十六条第一項に」に、「中心市街地整備改善活性化法第七条第一項」を「中心市街地活性化法第十六条第一項」に改め、「譲渡（この下に「中心市街地活性化法第十六条第一項の保留地に対応する部分の譲渡にあつては当該保留地の上に設置される同項に規定する都市福利施設又は公営住宅等の設置をする者が政令で定める者である場合に、」を加え、「あつては」を「あつては」に、「当該設置」を「当該特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設の設置」に改める。

第六十五条の五第一項中「第六十五条の十五」を「第六十六条」に改める。

第六十五条の七第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「第二十二号の」を「第十六号の」に、「次条第十三項及び第十四項」を「次条第十四項及び第十五項」に、「第二十四号」を「第十八号」に改め、「、当該事業年度終了の時において」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに」に改め、同項の表の第一号中「第二十二号」を「第十六号」に、「第十三号」を「第十一号」に改め、同表の第九号中「低開発地域工業開発地区等」を「都市開発区域等」に、「低開発地域工業開発促進法第二条第一項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区」を「首都圏整備法第二条第五項に規定する都市開発区域」に改め、同表の第十号及び第十一号を削り、同表の第十二号を同表の第十号とし、同表の第十三号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、同表の第十七号及び第十八号を削り、同表の第十九号を同表の第十五号とし、同表の第二十号及び第二十一号を削り、同表の第二十二号を同表の第十六号とし、同表の第二十三号中「第四十二条の四第七項」を「第四十二条の四第六項」に改め、同号を同表の第十七号とし、同表の第二十四号の下欄中「船舶」の下に「（漁船以外のものにあつては、政令で定めるものに限る。）」を加え、同号を同表の第十八号とし、同条第四項中「第二十四号」及び「第二十一号」を「第十八号」に改め、同条第九項中「第二十四号」を「第十八号」に改め、同条第十二項中「第二十四号」及び「第二十一号」を「第十八号」に改め、同条第十五項第二号中「第二十二号」を「第十六号」に改める。

第六十五条の八第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「第二十二号」を「第十六号」に、「第二十四号」を「第十八号」に、「特別勘定として」を「特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第二項第二号並びに第四項第二号及び第三号中「第二十四号」を「第十八号」に改め、同条第七項中「第二十四号」を「第十八号」に、「終了の時において」を「の確定した決算」に改め、同条第八項中「第二十四号」を「第十八号」に改め、同条第十七項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十六項」を「第十七項」に、「第二十四号」及び「第二十一号」を「第十八号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第二十四号」及び「第二十一号」を「第十八号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第一号中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の九中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「第二十二号」を「第十六号」に改める。

第六十五条の十一第一項中「、当該事業年度終了の時において」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに」に改める。

第六十五条の十二第一項中「特別勘定として」を「特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第八項中「終了の時において」を「の確定した決算」に改め、同条第十六項中「第十三項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項第一号中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十五条の十三第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の十四第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の十五第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の十六第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の十七第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の十八第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の十九第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の二十第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の二十一第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の二十二第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の二十三第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の二十四第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の二十五第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の二十六第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の二十七第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の二十八第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の二十九第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の三十第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の三十一第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の三十二第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の三十三第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の三十四第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の三十五第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の三十六第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の三十七第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の三十八第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の三十九第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の四十第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の四十一第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の四十二第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の四十三第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の四十四第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の四十五第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の四十六第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の四十七第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の四十八第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の四十九第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の五十第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の五十一第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の五十二第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の五十三第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の五十四第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の五十五第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の五十六第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の五十七第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の五十八第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の五十九第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の六十第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の六十一第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の六十二第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の

項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の十三第一項中「、当該事業年度終了の時において」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに」に改める。

第六十五条の十四第一項中「特別勘定として」を「特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第八項中「終了の時において」を「の確定した決算」に改め、同条第十六項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項第一号中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の八十五第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の十五第一項中「、当該事業年度終了の時において」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに」に改める。

第六十五条及び第六十六条の二を次のように改める。

（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）

第六十六条　法人が、その有する国有財産特別措置法第九条第二項の普通財産のうち同項に規定する土地等として財務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この項において「特定普通財産」という。）に隣接する土地（当該特定普通財産の上に存する権利を含むものとし、棚卸資産を除く。以下この項において「所有隣接土地等」という。）につき、同条第二項の規定により当該所有隣接土地等と当該特定普通財産との交換（政令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたとき（第六十五条の九に規定する交換差金（次項において「交換差金」という。）を取得し、又は支払つた場合を含む。）は、当該交換により取得した特定普通財産（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該交換取得資産の取得価額から当該交換により譲渡をした所有隣接土地等（次項において「交換譲渡資産」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。

一　交換取得資産とともに交換差金を取得した場合　帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該交換差金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二　当該交換とともに交換差金を支出した場合　帳簿価額に当該交換差金の額を加算した金額

三　交換譲渡資産の交換に要した経費で交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合　帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額

3　第六十五条の七第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産について、それぞれ準用する。

4　法人が、第一項に規定する交換をした日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第六項において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換に係る交換取得資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産につき、当該交換取得資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　第六十五条の七第八項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換取得資産について準用する。

6　第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を

納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7　第六十五条の七第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産（連結事業年度において第六十八条の八十五の三第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産を含む。）について準用する。

8　第二項、第三項及び前三項に定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の二　削除

第六十六条の四第一項中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「除く。」の下に「の総数又は総額」を加え、「株式の数又は出資の金額」を「数又は金額の株式又は出資」に改め、同条第三項中「いい、同条第一項の規定の適用を受けたものを除く」を「いう」に、「同条第三項中「前二項」を「同条第一項中「次項」に、「前二項及び」を「次項又は」に改め、同条第七項中「当該法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む法人で事業規模その他の事業の内容が類似するものの当該事業に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎として第二項第一号ロ若しくはハに掲げる方法又は同項第二号イに掲げるこれらの方法と同等の方法」を「次の各号に掲げる方法（第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む法人で事業規模その他の事業の内容が類似するものの当該事業に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎として第二項第一号ロ若しくはハに掲げる方法又は同項第二号イに掲げる方法（同項第一号イに掲げる方法と同等の方法を除く。）

二　第二項第一号ニに規定する政令で定める方法又は同項第二号ロに掲げる方法（当該政令で定める方法と同等の方法に限る。）に類するものとして政令で定める方法

第三章第七節の三の節名を次のように改める。

第七節の三　国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

第六十六条の五の見出しを「（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

内国法人が、平成四年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該内国法人に係る国外支配株主等又は資金供与者等に負債の利子等を支払う場合において、当該事業年度の当該内国法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高が当該事業年度の当該内国法人の自己資本の額の三倍に相当する金額を超えるときは、当該内国法人が当該事業年度において当該国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額のうち、その超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該内国法人の当該事業年度の所得の金額（法人税法第百二条第一項第一号に規定する所得の金額を含む。）の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該内国法人の当該事業年度の総負債（負債の利子等の支払の基因となるものに限る。次項及び第三項において同じ。）に係る平均負債残高が当該内国法人の自己資本の額の三倍に相当する金額以下となる場合は、この限りでない。

2　前項の規定を適用する場合において、当該内国法人は、当該内国法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債のうちに特定債券現先取引等に係る負債があるときは、当該国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高から政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る平均負債残高を控除して計算した平均負債残高又は当該事業年度の総負債に係る平均負債残高から政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る平均負債残高を基礎として政令で定めるところにより計算した国外支配株主等の資本持分又は自己資本の額に係る各倍数を当該内国法人に係る国外支配株主等の資本持分又は当該内国法人の自己資本の額に係る各倍数とし、当該内国法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額から政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る負債の利子等の額を控除した金額を当該内国法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額とすることができる。この場合において、前項中「三倍」とあるのは、「二倍」とする。

3　第一項の規定を適用する場合において、当該内国法人は、当該内国法人に係る国外支配株主等の資本持分及び当該内国法人の自己資本の額に係る各倍数に代えて、当該内国法人と同種の事業を営む内国法人で事業規模その他の状況が類似するものの総負債の額の純資産の額に対する比率として政令で定める比率に照らし妥当と認められる倍数を用いることができる。

第六十六条の五第八項中「（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「第一項に」を「同項に」に改め、「その他同項」の下に「から第四項まで及び前項」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第七項を削り、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　第一項から第四項まで及び第六項から前項までの規定は、国内において事業を行う外国法人が支払う負債の利子等（国内において行う事業に係るものに限る。）について準用する。この場合において、第一項中「当該内国法人」とあるのは「当該外国法人」と、「利子等を」とあるのは「利子等（当該外国法人が国内において行う事業（以下この項及び第三項において「国内事業」という。）に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を」と、「負債に」とあるのは「負債（国内事業に係るものに限る。次項において同じ。）に」と、「資本持分」とあるのは「資本持分（国内事業に係るものに限る。次項及び第三項において同じ。）」と、「基因となるものに限る。次項及び

第三項」とあるのは「基因となるもので、かつ、国内事業に係るものに限る。次項」と、「自己資本の額」とあるのは「自己資本の額（国内事業に係るものに限る。次項及び第三項において同じ。）」と、第二項中「内国法人」とあるのは「外国法人」と、第三項中「内国法人は」とあるのは「外国法人は」と、「内国法人に」とあるのは「外国法人に」と、「内国法人の」とあるのは「外国法人の」と、「内国法人と」とあるのは「外国法人の国内事業と」と、「総負債」とあるのは「総負債（負債の利子等の支払の基因となるものに限る。）」と、第四項第一号中「外国法人」とあるのは「他の外国法人」と、「内国法人」とあるのは「外国法人」と、同項第二号及び第六号中「内国法人」とあるのは「外国法人」と読み替えるものとする。

第六十六条の五第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　第二項の規定は、確定申告書等に同項の規定の適用を受ける旨を記載した書面並びに同項の規定により控除する特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高及び負債の利子等の額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。

7　税務署長は、前項の書面若しくは明細書の添付のない確定申告書等の提出があり、又は同項の書類を保存していなかつた場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び明細書並びに書類の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができる。

第六十六条の五第三項の次に次の一項を加える。

4　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国外支配株主等　第二条第一項第一号の二に規定する非居住者又は外国法人で、内国法人との間に、当該非居住者又は外国法人が当該内国法人の発行済株式又は出資（当該内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

二　資金供与者等　内国法人に資金を供与する者及び当該資金の供与に関係のある者として政令で定める者をいう。

三　負債の利子等　負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）その他政令で定める費用（当該負債の利子その他政令で定める費用で、これらの支払を受ける者の法人税の課税対象所得に含まれるものを除く。）をいう。

四　国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債　国外支配株主等に対する負債（負債の利子等の支払の基因となるものに限るものとし、当該国外支配株主等の法人税の課税対象所得に含まれる負債の利子等に係るものを除く。）及び資金供与者等に対する政令で定める負債（負債の利子等の支払の基因となるものに限る。）をいう。

五　平均負債残高　負債の額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

六　国外支配株主等の資本持分　各事業年度の国外支配株主等の内国法人の純資産に対する持分として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

七　自己資本の額　各事業年度の純資産の額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

八　特定債券現先取引等　債券現先取引（第四十二条の二第一項に規定する債券現先取引をいう。）及び現金担保付債券貸借取引（現金を担保として債券の借入れ又は貸付けを行う取引をいう。）で、政令で定めるものをいう。

九　法人税の課税対象所得　内国法人については各事業年度の所得（法人税法第百二条第一項第一号に規定する所得の金額を含む。）若しくは各連結事業年度の連結所得又は清算所得をいい、特定信託の受託者である法人にあつては各特定信託の各計算期間の所得をいい、外国法人にあつては同法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ当該外国法人のこれらの規定に定める国内源泉所得のうち政令で定めるものをいう。

第六十六条の六第一項中「利益の配当又は剰余金の分配」を「法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）」に、「利益の配当、剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に改め、同項第一号中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「株式等を除く。）」の下に「の総数又は総額」を加える。

第六十六条の八第一項中「外国関係会社（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配」を「外国関係会社（当該特定外国子会社等から法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）」に、「外国関係信託（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配」を「外国関係信託（当該特定外国子会社等から剰余金の配当等」に改め、同項第一号中「利益の配当又は剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に改め、同項第三号中「利益の配当若しくは剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に改め、同条第七項中「第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項」を「第六十七条第三項及び第五項」に、「これらの」を「これらの」に改め、「それぞれ」を削り、「とする」を「とするほか、利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める」に改める。

第六十六条の九の四第一項第三号中「対する利益の配当若しくは剰余金の分配」を「対する法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当若しくは剰余金の分配

（以下この号において「剰余金の配当等」という。）に、「法人税法」を「同法」に、「支払う利益の配当若しくは剰余金の分配」を「支払う剰余金の配当等」に改める。

第六十六条の十一の二第二項中「同条第四項第三号中ㇾの額」を「同条第四項中ㇾの額があるときは、当該寄附金」に、「前号」を「前項第二号」に改め、「。）の額」の下に「があるときは、これらの寄附金」を加える。

第六十六条の十二第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「第四十二条の四第七項」を「第四十二条の四第六項」に改める。

第六十七条の二第一項中「（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（第六十八条第一項において「法人税等負担軽減措置法」という。）第十六条第一項の規定を含む。）」を削る。

第六十七条の三第五項を削り、同条第六項中「第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項」を「第六十七条第三項及び第五項」に、「これらの」を「、これらの」に改め、「それぞれ」を削り、同項を同条第五項とし、同条に次の一項を加える。

6　第二項から前項までに定めるもののほか、免税対象飼育牛の売却による利益の額の計算方法、第一項の規定の適用を受けた同項の農業生産法人の利益積立金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の四第二項中「、当該事業年度終了の時において」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに」に改め、同条第四項中「当該交付を受けた日を含む事業年度の確定した決算において」を削り、「特別勘定として」を「当該交付を受けた日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第九項中「終了の時において」を「の確定した決算」に改める。

第六十七条の六の前の見出し及び同条を削る。

第六十七条の五第一項中「「の額」」を「（ㇾの額」に、「「又は租税特別措置法」を「）又は租税特別措置法」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「第六十七条の五第一項」を「第六十七条の六第一項」に改め、同条第二項中「第六十七条の五第一項」を「第六十七条の六第一項」に改め、同条を第六十七条の六とする。

第六十七条の四の次に次の一条を加える。

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）

第六十七条の五　第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下この項において「中小企業者等」という。）が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（その取得価額が十万円未満であるもの及び第五十三条第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小企業者等の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小企業者等の当該事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円（当該事業年度が一年に満たない場合には、三百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、その取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

2　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3　第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定の適用を受ける少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

4　第一項の規定の適用を受けた少額減価償却資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該少額減価償却資産の取得価額に算入しない。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の七に見出しとして「（損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例）」を付し、同条第一項中「（金融機関等の受取配当等の益金不算入等の特例）」を「（損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例）」に改める。

第六十七条の八から第六十七条の十までを次のように改める。

第六十七条の八から第六十七条の十まで　削除

第六十七条の十一第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第六十七条の十四第一項中「第百二条第一項」を「第百十五条第一項」に改め、「満たす事業年度」の下に「（以下この項において「適用事業年度」という。）」を加え、「当該事業年度の所得」を「当該適用事業年度の所得」に改め、同項第二号イ中「第百四十二条」を「第百九十五条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同号ロ中「第百四十二条」を「第百九十五条第一項」に改め、同号ハ中「第百四十四条第一項」を「第二百条第一項」に、「同条第四項各号」を「同条第三項各号」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　資産流動化法第百九十五条第二項に規定する無限責任社員となつていないこと。

第六十七条の十四第二項の表第六十六条第二項の項の次に次のように加える。

第六十七条第五項	特定同族会社（	特定同族会社（特定目的会社を除く。

第六十七条の十四第三項の表第五十七条の九第一項の項中「第五十七条の九第一項」を「第五十七条の十第一項」に改め、同条第九項を削る。

第六十七条の十五第一項中「第百三十六条第一項」を「第百三十七条第一項」に改め、「満たす事業年度」の下に「（以下この項において「適用事業年度」という。）」を加え、「当該事業年度の所得」を「当該適用事業年度の所得」に改め、同項第二号ヘ中「総数」の下に「又は総額」を、「相当する数」の下に「又は金額」を加え、「（出資を含む。）」を「又は出資」に改め、同条第三項の表第六十六条第二項の項の次に次のように加える。

第六十七条第二項	、会社	、投資法人
	その会社	その投資法人
第六十七条第五項	特定同族会社（	特定同族会社（投資法人を除く。

第六十七条の十五第三項の表第六十七条第六項の項中「第六十七条第六項」を「第六十七条第八項」に改め、同条第四項の表第五十七条の九第一項の項中「第五十七条の九第一項」を「第五十七条の十第一項」に改め、同条第九項中「及び第十一項」を削り、同条第十一項及び第十二項を削り、同条第十三項中「又は第十一項」を削り、「第九項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第六十七条の十六第二項及び第五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第六十八条第一項中「法人税等負担軽減措置法第十六条第一項の表の第三号」を「同法第六十六条第三項」に、「法人税法第六十六条第五項」を「同条第五項」に改め、「により読み替えられた経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第十六条第一項の表の第三号（法人税率の特例）の規定」を削る。

第六十八条の二の見出しを「（経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法人税法第六十七条第一項の規定は、青色申告書を提出する特定同族会社（同項に規定する特定同族会社をいう。）で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項の承認（同法第十条第一項の承認を含む。）を受けた中小企業者（同法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）に該当するものが平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度終了の時において同法第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同項の経営革新のための事業を実施している場合における当該事業年度については、適用しない。

第六十八条の二第二項中「（前項第三号の規定の適用を受けようとする場合にあつては、同号の割合の計算に関する明細書）」を削る。

第六十八条の三の二第一項を次のように改める。

分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産の一部のみを当該分割法人の株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。）に交付をする分割が行われたときは、分割型分割と分社型分割の双方が行われたものとみなして、この章の規定（政令で定める規定を除く。）を適用する。

第六十八条の三の三第一項第一号イ中「第百六十四条第一項」を「第二百二十五条第一項」に改め、同条第四項中「資本又は出資の金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同条第九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の四第四項中「資本又は出資の金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同条第九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の五第一項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」の下に「（平成十二年法律第九十七号）」を加え、「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「除く。）」の下に「の総数又は総額」を加え、「株式の数又は出資の金額」を「数又は金額の株式又は出資」に改め、同条第三項中「いい、同条第一項の規定の適用を受けたものを除く」を「いう」に、「同条第三項中「前二項」を「同条第一項中「次項」に、「第一項及び」を「次項又は」に改め、同条第六項中「当該特定信託の信託財産の当該国外関連取引に係る運用と同種の運用を行う法人又は特定信託の受託者である法人が受託した特定信託の信託財産で運用規模その他の運用の内容が類似するものの当該運用に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎として第二項第一号ロ若しくはハに掲げる方法又は同項第二号イに掲げるこれらの方法と同等の方法」を「次の各号に掲げる方法（第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該特定信託の信託財産の当該国外関連取引に係る運用と同種の運用を行う法人又は特定信託の受託者である法人が受託した特定信託の信託財産で運用規模その他の運用の内容が類似するもののこれらの運用に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎とした第二項第一号ロ若しくはハに掲げる方法又は同項第二号イに掲げる方法（同項第一号イに掲げる方法と同等の方法を除く。）

二　第二項第一号ニに規定する政令で定める方法又は同項第二号ロに掲げる方法（当該政令で定める方法と同等の方法に限る。）に

類するものとして政令で定める方法

第六十八条の三の六の見出しを「（特定信託に係る特定国外受益者等に係る負債の利子等の課税の特例）」に改め、同条第一項から第四項までを次のように改める。

特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者である法人が、当該特定信託の信託財産につき、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する当該特定信託の各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）において、当該特定信託に係る特定国外受益者等又は資金供与者等に負債の利子等を支払う場合において、当該計算期間の当該特定信託に係る特定国外受益者等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高が当該計算期間の当該特定信託に係る特定国外受益者等の元本持分の三倍に相当する金額を超えるときは、当該特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産につき当該計算期間において当該特定国外受益者等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額のうち、その超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該特定信託の当該計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該特定信託の当該計算期間の総負債（負債の利子等の支払の基因となるものに限る。次項及び第三項において同じ。）に係る平均負債残高が当該特定信託の元本の額の三倍に相当する金額以下となる場合は、この限りでない。

2　前項の規定を適用する場合において、当該法人は、当該法人が受託する特定信託に係る特定国外受益者等及び資金供与者等に対する負債のうちに特定債券現先取引等に係る負債があるときは、当該特定国外受益者等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高から政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る平均負債残高を控除して計算した平均負債残高又は当該特定信託の当該計算期間の総負債に係る平均負債残高から政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る平均負債残高を控除して計算した平均負債残高を基礎として政令で定めるところにより計算した特定国外受益者等の元本持分又は元本の額に係る各倍数を当該特定信託に係る特定国外受益者等の元本持分又は当該特定信託の元本の額に係る各倍数とし、当該特定信託に係る特定国外受益者等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額から政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る負債の利子等の額を控除した金額を当該特定信託に係る特定国外受益者等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額とすることができる。この場合において、前項中「三倍」とあるのは、「二倍」とする。

3　第一項の規定を適用する場合において、当該法人は、当該法人が受託する特定信託に係る特定国外受益者等の元本持分及び当該特定信託の元本の額に係る各倍数に代えて、当該特定信託の信託財産の運用と同種の運用を行う内国法人又は特定信託の受託者である法人が受託した特定信託の信託財産で運用規模その他の状況が類似するものの総負債の額の純資産又は当該特定信託の信託財産の額に対する比率として政令で定める比率に照らし妥当と認められる倍数を用いることができる。

4　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定国外受益者等　第二条第一項第一号の二に規定する非居住者又は外国法人で、特定信託の信託財産との間に、当該非居住者又は外国法人が当該特定信託に係る持分として政令で定めるもの（以下この号において「特定信託持分」という。）の合計の百分の五十以上の特定信託持分を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

二　資金供与者等　特定信託の信託財産に資金を供与する者及び当該資金の供与に関係のある者として政令で定める者をいう。

三　負債の利子等　負債の利子（これに準ずるものとして第六十六条の五第四項第三号に規定する政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）その他政令で定める費用（当該負債の利子その他政令で定める費用で、これらの支払を受ける者の法人税の課税対象所得に含まれるものを除く。）をいう。

四　特定国外受益者等及び資金供与者等に対する負債　特定国外受益者等の法人税の課税対象所得に含まれる負債の利子等（負債の利子等の支払の基因となるものに限るものとし、当該特定国外受益者等に係るものを除く。）及び資金供与者等に対する政令で定める負債（負債の利子等の支払の基因となるものに限る。）をいう。

五　平均負債残高　負債の額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

六　特定国外受益者等の元本持分　各計算期間の特定国外受益者等の特定信託の信託財産に対する持分として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

七　元本の額　各計算期間の信託財産の額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

八　特定債券現先取引等　第六十六条の五第四項第八号に規定する特定債券現先取引等をいう。

九　法人税の課税対象所得　第六十六条の五第四項第九号に規定する法人税の課税対象所得をいう。

第六十八条の三の六第五項中「その他同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第六十六条の五第六項から第九項までの規定は、第二項又は第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第二項」とあるのは「第六十八条の三の六第二項」と、「確定申告書等」とあるのは「特定信託確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する特定信託確定申告書をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第

七項中「前項」とあるのは「第六十八条の三の六第五項において準用する第六十六条の五第六項」と、「確定申告書等」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「同項」とあるのは「第六十八条の三の六第五項において準用する第六十六条の五第六項」と、「第二項」とあるのは「第六十八条の三の六第二項」と、同条第八項中「第三項」とあるのは「第六十八条の三の六第三項」と、「確定申告書等」とあるのは「特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

第六十八条の三の七第一項中「利益の配当又は剰余金の分配」を「法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配」に、「法人税法第十五条の三第一項」を「同法第十五条の三第一項」に改め、同項第一号中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「株式等を除く。」の下に「の総数又は総額」を加える。

第六十八条の三の九第一項中「外国関係会社（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配」を「外国関係会社（当該特定外国子会社等から法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）」に、「外国関係信託（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配」を「外国関係信託（当該特定外国子会社等から剰余金の配当等」に改め、同項第一号中「利益の配当又は剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に改め、同項第三号中「利益の配当若しくは剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に改める。

第六十八条の三の十三第一項第三号中「行われる利益の配当若しくは剰余金の分配」を「行われる法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当若しくは剰余金の分配（以下この号において「剰余金の配当等」という。）」に、「法人税法」を「同法」に、「支払う利益の配当若しくは剰余金の分配」を「支払う剰余金の配当等」に改める。

第六十八条の九の見出しを「（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける連結事業年度及び」を削り、「算入される試験研究費の額」の下に「（その試験研究費に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）」を加え、「調整前連結税額から」を「法人税の額（この条、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十五第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五の二並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この条において「調整前連結税額」という。）から」に、「第十二項第七号」を「第十一項第四号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の規定の適用を受ける連結事業年度及び」を削り、「特別共同試験研究費の額」を「特別試験研究費の額」に、「第十二項第七号」を「第十一項第四号」に、「共同研究税額控除限度額」を「特別研究税額控除限度額」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項の規定の適用を受ける連結事業年度及び」及び「（当該試験研究費の額のうち第六十八条の二十の二第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）」を削り、「、連結親法人事業年度」を「、法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（以下この条において「連結親法人事業年度」という。）」に、「第六項」を「第五項」に、「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第一号中「第四十二条の四第二項又は第三項」を「第四十二条の四第一項又は第二項」に、「共同研究税額控除限度額」を「特別研究税額控除限度額」に、「同条第二項又は第三項」を「同条第一項又は第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第六項中「から第四項まで」を「から第三項」に、「における第四項」を「における第三項」に改め、同項第一号中「第四十二条の四第四項」を「第四十二条の四第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に、「第十二項第十一号」を「第十一項第八号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に改め、「（当該試験研究費の額のうち第六十八条の二十の二第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項及び第六項」を「第四項及び第五項」に、「第五項中」を「第四項中」に、「第四十二条の四第二項又は第三項」を「第四十二条の四第一項又は第二項」に、「共同研究税額控除限度額」を「特別研究税額控除限度額」に、「同条第二項又は第三項」を「同条第一項又は第二項」に、「第四十二条の四第七項」を「第四十二条の四第四項」に、「第六項中」を「第五項中」に、「第四十二条の四第四項」を「第四十二条の四第三項」に、「第四十二条の四第八項」を「第四十二条の四第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　第一項、第二項又は第六項に規定する連結法人の各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始するものに限り、その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の試験研究費の額の合計額が、比較試験研究費の合計額（当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。）を超え、かつ、基準試

験研究費の額を超える場合における第一項、第二項又は第六項の規定の適用については、第一項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額と当該試験研究費の額の合計額から比較試験研究費の合計額（第九項に規定する比較試験研究費の合計額をいう。次項及び第六項において同じ。）を控除した残額の百分の五に相当する金額との合計額」と、第二項中「特別試験研究費の額の合計額」とあるのは「特別試験研究費の額の合計額（当該特別試験研究費の額の合計額が比較試験研究費の合計額を超える場合には、当該超える部分の金額を控除した金額）」と、第六項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額と当該試験研究費の額の合計額から比較試験研究費の額の合計額を控除した残額の百分の五に相当する金額との合計額」とする。

第六十八条の九第十項を削り、同条第十一項中「第二項から第四項まで、第七項又は第八項」を「第一項から第三項まで、第六項又は第七項」に、「第六十八条の十五第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第六項及び第七項」に改め、同項第二号中「特別共同試験研究費の額」を「特別試験研究費の額」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「第二項」を「第一項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第六号中「特別共同試験研究費の額」を「特別試験研究費の額」に改め、「委託する試験研究」の下に「、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究」を加え、同号を同項第三号とし、同項第七号中「第四項」を「第三項」に、「共同研究税額控除限度額」を「特別研究税額控除限度額」に、「第二項又は第三項」を「第一項又は第二項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号を同項第五号とし、同項第九号を同項第六号とし、同項第十号中「第四十二条の四第十二項第九号」を「第四十二条の四第十一項第六号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十一号中「第八項」を「第七項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十二号を同項第九号とし、同項に次の二号を加える。

十　比較試験研究費の額　連結親法人又は第九項に規定する連結事業年度（以下この号及び次号において「適用年度」という。）終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該適用年度の連結親法人事業年度開始の日の三年前の日から連結親法人又はその連結子法人の適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該期間内に開始した当該連結親法人又はその各連結子法人の連結事業年度に該当しない事業年度（以下この号において「三年以内事業年度」という。）にあつては当該三年以内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額とし、当該各連結事業年度の月数（三年以内事業年度にあつては、当該連結親法人又はその連結子法人の三年以内事業年度の月数）と当該適用年度の月数とが異なる場合には当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各連結事業年度の月数で除して計算した金額とする。）の合計額を当該期間内に開始した各連結事業年度の数（三年以内事業年度の数を含む。）で除して計算した金額（当該適用年度が当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日を含む連結事業年度である場合には、政令で定める金額）をいう。

十一　基準試験研究費の額　適用年度の連結親法人事業年度開始の日前二年以内に開始した各連結親法人事業年度ごとに当該連結親法人及び当該連結親法人事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のその連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を合計した金額のうち、最も多い金額（当該二年以内に開始した連結親法人事業年度がない場合には、政令で定めるところにより計算した金額）をいう。

第六十八条の九第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第一項、第二項及び第三項又は第七項」を「第一項及び第二項又は第六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第四項又は第八項の」を「第三項又は第七項の」に、「第二項若しくは第三項又は第七項」を「第一項若しくは第二項又は第六項」に、「第四十二条の四第四項又は第八項」を「第四十二条の四第三項又は第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十二項」を「第十一項」に、「第一項に」を「第九項に」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項若しくは第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項及び第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項及び第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項ま

で、第六項及び第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項及び第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」とする。

第六十八条の九第十七項を削り、同条第十八項中「第十一項の」を「第十項の」に、「第六十八条の九第十一項」を「第六十八条の九第十項」に改め、同項を同条第十七項とする。

第六十八条の十第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「前条第七項」を「、前条第六項」に、「第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「。第四項まで」を「。以下第四項まで」に改め、同条第五項中「前条第十一項」を「前条第十項」に、「第六十八条の十五第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第六項及び第七項」に改める。

第六十八条の十一第一項中「第六十八条の九第七項」を「、第六十八条の九第六項」に、「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「同項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「第三項まで」を「以下第三項まで」に、「第四十二条の六第一項第三号」を「第四十二条の六第一項第四号」に改め、同条第二項中「第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改め、同条第五項中「第六十八条の十五第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第六項及び第七項」に改める。

第六十八条の十一第一項中「次の」を「、次の」に、「第三項まで」を「以下第三項まで」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「第六十八条の九第七項」を「第六十八条の九第六項」に改め、同条第二項中「第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「第五項まで」を「以下第五項まで」に改め、同条第三項中「第六十八条の十五第七項」を「第六十八条の十五第三項」に改め、同条第六項及び第七項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第九項」に、「第六十八条の十五第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第六項及び第七項」に改める。

第六十八条の十二第一項中「次の」を「、次の」に、「第三項まで」を「以下第三項まで」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「第六十八条の九第七項」を「第六十八条の九第六項」に改め、同条第二項中「第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「第五項まで」を「以下第五項まで」に改め、同条第三項中「第六十八条の十五第七項」を「第六十八条の十五第三項」に改め、同条第六項及び第七項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第九項」に、「第六十八条の十五第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第六項及び第七項」に改める。

第六十八条の十三第一項中「第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「第三項まで」を「以下第三項まで」に改め、同条第四項中「第六十八条の九第十一項」を「第六十八条の九第十項」に、「第六十八条の十五第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第六項及び第七項」に改める。

第六十八条の十四第二項中「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「第五項まで」を「以下第五項まで」に改め、同条第三項中「次条第七項」を「次条第三項」に改め、同条第六項及び第七項中「第六十八条の九第十一項」を「第六十八条の九第十項」に、「次条第十一項及び第十二項」を「次条第六項及び第七項」に改める。

第六十八条の十五を次のように改める。

（情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十五　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの期間（以下第三項までにおいて「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第四十二条の十一第一項に規定する情報基盤強化設備等（以下この条において「情報基盤強化設備等」という。）を取得し、又は情報基盤強化設備等を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。）において、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）において当該連結親法人又はその連結子法人が情報基盤強化基準（供用年度の指定期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が政令で定める金額以上であることをいう。以下この項及び次項において同じ。）を満たすときは、当該情報基盤強化基準を満たす連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の当該情報基盤強化設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該情報基盤強化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該情報基盤強化設備等の基準取得価額（取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。次項において同じ。）の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報基盤強化設備等を製作し、又は情報基盤強化設備等を取得し、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合において、その供用年度において連結親法人又はその連結子法人が情報基盤強化基準を満たすとき（当該情報基盤強化設備等につき前項の規定の適用を受けない場合に限る。）は、当該供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに次条並びに法人税法第八

十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第五項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人（情報基盤強化基準を満たすものに限る。）の税額控除限度額（その事業の用に供した当該情報基盤強化設備等の基準取得価額の合計額の百分の十に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各連結子法人（情報基盤強化基準を満たすものに限る。）の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が、当該連結親法人又はその連結子法人の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（政令で定める連結法人を除く。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報基盤強化設備等を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限るものとし、次条の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）において、その供用年度において連結親法人又はその連結子法人がリース情報基盤強化基準（供用年度の指定期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の賃借に要する政令で定める費用の総額を合計した金額が政令で定める金額以上であることをいう。以下この項において同じ。）を満たすときは、当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人（リース情報基盤強化基準を満たすものに限る。）のリース税額控除限度額（その事業の用に供した当該情報基盤強化設備等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各連結子法人（リース情報基盤強化基準を満たすものに限る。）のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した情報基盤強化設備等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額に帰せられる金額（当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額に帰せられる金額の百分の十に相当する金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した情報基盤強化設備等につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した情報基盤強化設備等につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

5　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額（一年以内事業年度にあつては、第四十二条の十一第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額等」という。）を含む。）のうち、第二項又は第三項の規定（単体税額控除限度額等については、同条第二項又は第

三項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第四項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

6　第三項に規定する情報基盤強化設備等（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した第四十二条の十一第三項に規定する情報基盤強化設備等を含む。）につき第三項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する情報基盤強化設備等にあつては、同項の規定）の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人が、当該適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度（同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において、当該情報基盤強化設備等の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該情報基盤強化設備等を当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供しなくなつた場合（当該情報基盤強化設備等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該連結親法人に対して課する当該事業の用に供しなくなつた日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに次項、第六十八条の九第十項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、前条第六項及び第七項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該情報基盤強化設備等につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額（第四十二条の十一第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額）のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された各連結事業年度において第二項から第四項までの規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに前項、第六十八条の九第十項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、前条第六項及び第七項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額（前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

8　第一項から第四項まで及び第六項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

9　第一項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

10　第二項及び第三項の規定は、連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11　第四項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第五項に規定する単体税額控除限度額等を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の十一第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書）に第四十二条の十一第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

12　第二項から第四項までの規定の適用があ

場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

13　第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五第六項又は第七項（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五第六項又は第七項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五第六項又は第七項（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

14　第六項の規定の適用を受ける同項に規定する情報基盤強化設備等に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十五の二第一項中「前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改め、同条第二項中「第六十八条の九第七項」を「第六十八条の九第六項」に改める。

第六十八条の十六第一項中「次の」を「、次の」に、「第三号」を「第二号」に、「第六十八条の九第七項」を「第六十八条の九第六項」に改め、「。以下この項において「基準取得価額」という。」及び「以下この項において同じ。」を削り、同項後段を削り、同項の表の第一号の上欄中「（畜産業を営む連結法人については、政令で定める連結法人に限る。）」を削り、同号の中欄中「ものを」を「もの並びに次号の中欄に掲げる減価償却資産に該当するものを」に改め、同表の第二号を削り、同表の第三号を同表の第二号とし、同表の第四号を削る。

第六十八条の十九第一項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該地震防災対策用資産の取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法人	期間	資産	割合
一　大規模地震対策特別措置法第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、第四十四条第一項の表の第一号の第一欄に規定する機械及び装置その他の減価償却資産を事業の用に供する連結法人で、地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるもの	平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	当該機械及び装置その他の減価償却資産	百分の八

二　第四十四条第一項の表の第二号の第一欄に規定する特定建築物を有する連結法人で、当該特定建築物の建築物の耐震改修の促進に関する法律第二条第二項に規定する耐震改修（以下この号において「耐震改修」という。）につき同条第三項に規定する所管行政庁の同法第七条第二項の規定による指示を受けていないもの	平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	当該特定建築物の部分について同法第十条に規定する計画の認定を受けた計画に基づき行う耐震改修のための工事の施行に伴つて取得し、又は建設する当該特定建築物の部分	百分の十

第六十八条の二十第一項中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第七項」に改める。

第六十八条の二十の二を削る。

第六十八条の二十一第一項中「第四十四条の四第一項各号」を「第四十四条の三第一項各号」に、「第四十四条の四第一項第一号」を「第四十四条の三第一項第一号」に改める。

第六十八条の二十三第一項中「次の」を「、次の」に、「平成十八年五月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「（有線テレビジョン放送における電気信号の伝送又は変換の効率化に資する効果が特に著しいものとして政令で定めるものについては、百分の十）」を削り、同表の第二号中「百分の十二」を「百分の十」に改める。

第六十八条の二十四第一項中「次の」を「、次の」に改め、「（同表の第四号の上欄に掲げるものについては、平成十八年三月三十一日）」及び「及び同表の第四号の上欄に掲げる連結法人のうち政令で定めるもの」を削り、同項の表の第四号を削る。

第六十八条の二十五第一項中「第四十四条の八第一項」を「、第四十四条の六第一項」に改める。

第六十八条の二十六第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「第四十四条の九第一項各号」を「第四十四条の七第一項各号」に改め、「（第四十四条の九第一項第二号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）」を削る。

第六十八条の三十一第二項中「次の」を「、次の」に、「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「第四号」を「第五号」に改め、同項の表に次の一号を加える。

五　航空法第二条第十七項に規定する航空運送事業（一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行うものに限る。）を営む連結法人	当該事業用の航空機のうち政令で定める規模のもので、身体障害者その他これに準ずる者の利用に資するものとして政令で定めるもの		百分の二十

第六十八条の三十一第三項第三号を次のように改める。

三　雇用障害者数　当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度終了の日において常時雇用する障害者、障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第三号に規定する重度身体障害者、同条第五号に規定する重度知的障害者、同法第七十一条第一項に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者及び同法第七十二条の六に規定する精神障害者である短時間労働者の数を基礎として政令で定めるところにより計算した数をいう。

第六十八条の三十二の見出しを「（農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却）」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（第四号に掲げる要件を満たす場合には、適用連結事業年度において第六十八条の百一第一項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人を除く。）が、適用連結事業年度終了の日において平成五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画（同法第二十三条第七項の規定により認定計画とみなされたものを除く。以下この項において「農業経営改善計画」という。）に係る同法第十二条第四項の認定を受けた農業生産法人（農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下この項において同じ。）で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合には、当該適用連結事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。）、建物及びその附属設備並びに生物（当該連結親法人又はその連結子法人が当該農業経営改善計画に係る認定前に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合の当該農業経営改善計画（以下この項において「新農業経営改善計画」という。）に係る適用連結事業年度にあつては、これらの減価償却資産のうち当該新農業経営改善計画に係る次項に規定する適用期間開始日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）に係る当該適用連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一

条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、これらの減価償却資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一　当該農業経営改善計画に従つて取得等（所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいう。以下この号及び次号において同じ。）の取得（贈与、出資、合併、分割又は適格事後設立による取得を除く。第三号及び第四号において同じ。）又は使用収益権の設定（当該農業生産法人の組合員、株主又は社員の所有する農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地に係るものその他の政令で定めるものを除く。）を受ける行為をいう。次号において同じ。）をした同項第一号に規定する農用地（次号において「農用地」という。）の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該農用地において農業を営んでいること。

二　当該農業経営改善計画に従つて取得等をした農用地で果樹又は茶樹が栽培されているもの及び当該農業生産法人が所有権又は使用収益権を有する農用地で当該農業経営改善計画に従つて栽培する作物を果樹又は茶樹に転換したものの面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、これらの農用地において果樹又は茶樹の栽培に係る農業を営んでいること。

三　施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することをいう。以下この号において同じ。）の用に供される施設（財務省令で定めるものに限る。）で当該農業経営改善計画に従つて取得又は製作若しくは建設をしたものの敷地の用に供される土地の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該施設を用いて施設園芸に係る農業を営んでいること。

四　当該農業経営改善計画に従つて取得若しくは建設をした畜舎（政令で定める家畜に係るものに限る。）の床面積の合計が家畜の種類に応じて政令で定める面積を超えていること又は当該農業経営改善計画に従つて増加させた家畜（政令で定めるものに限る。）の数が政令で定める数を超えており、かつ、当該農業経営改善計画に従つて政令で定める畜産用の施設の取得、製作若しくは建設をしていること。

2　前項に規定する適用連結事業年度とは、同項各号に掲げる要件のいずれかを満たすこととなつた最初の日を含む連結事業年度開始の日（当該最初の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日。以下この項において「適用期間開始日」という。）以後五年を経過した日の前日までの期間（前項に規定する新農業経営改善計画にあつては、同項に規定する他の農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日を含む連結事業年度終了の日（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の日）の翌日（その日が当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日前である場合には、当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日）から当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日までの期間）内の日を含む各連結事業年度をいう。

第六十八条の三十三を次のように改める。

第六十八条の三十三　削除

第六十八条の三十四第一項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内において同法第二十八条に規定する認定計画に基づき建築される賃貸住宅で政令で定めるもの（以下この項及び次項において「中心市街地優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は中心市街地優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該中心市街地優良賃貸住宅の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該中心市街地優良賃貸住宅の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十六（当該中心市街地優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の五十）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第六十八条の三十八第一項中「第五十二条第

一項」を「、第五十二条第一項」に改め、「損金経理」の下に「（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十六から第六十八条の二十まで、第六十八条の二十の二第一項、第六十八条の二十一」を「第六十八条の十六から第六十八条の二十一まで」に、「若しくは第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで」を「、第六十八条の二十九から第六十八条の三十二まで若しくは第六十八条の三十四から第六十八条の三十六まで」に改める。

第六十八条の四十一第一項中「前条第一項」を「、前条第一項」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第二項中「には」を「において」に改め、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第三項中「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により海外投資等損失準備金として積み立てた場合を含む。）」を加え、同条第二項第五号中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第六号イ及びロ中「資本若しくは出資」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改め、同条第三項及び第四項中「積立てをした」を「積み立てられた」に改める。

第六十八条の四十四第一項中「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」を「、金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に、「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により海外投資等損失準備金として積み立てた場合を含む。）」を加え、同条第二項第五号中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第六号イ及びロ中「資本若しくは出資」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改め、同条第三項及び第四項中「積立てをした」を「積み立てられた」に改める。

第六十八条の四十五第一項中「第五十五条の六第一項」を「、第五十五条の六第一項」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、「当該積立てをした連結事業年度」を「当該連結事業年度」に改め、同条第二項第二号を削り、同項第三号中「第三号」を「第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「当該連結親法人若しくはその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における当該廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額が当該廃棄物最終処分場の最終処分災害防止費用の見積額と当該廃棄物最終処分場に係る同項第二号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えるとき」を削り、「同項第三号ロ」を「同項第二号ロ」に改め、同条第四項中「、廃棄物最終処分場」、「、最終処分災害防止費用」及び「、当該廃棄物最終処分場」を削り、同条第五項中「により当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場」を「により当該岩石採取場」に改め、同項第一号中「、当該廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分」を削り、「当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場」を「当該岩石採取場」に改め、同項第二号中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に改め、「、当該廃棄物最終処分場」を削り、同項第三号中「、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四若しくは第十四条の三の二（同法第十四条の六において準用する場合を含む。）の規定により同法第七条第六項、第十四条第六項若しくは第十四条の四第六項の規定による許可が取り消され、若しくは同法第七条第七項、第十四条第七項若しくは第十四条の四第七項の規定により当該許可が効力を失つた場合」及び「、当該許可が取り消され、若しくは効力を失つた日」を削り、同条第八項中「第五十五条の六第一項」を「、第五十五条の六第一項」に、「当該積立てをした連結事業年度」を「当該連結事業年度」に改める。

第六十八条の四十六第一項中「第五十五条の七第一項」を「、第五十五条の七第一項」に、「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分

により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、「当該積立てをした連結事業年度」を「当該連結事業年度」に改め、同条第六項中「第一項に」を「、第一項に」に、「当該積立てをした連結事業年度」を「当該連結事業年度」に改める。

第六十八条の四十八第一項中「連結子法人で第五十六条第一項」を「連結子法人で、第五十六条第一項」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「、当該連結事業年度の」を「、当該適用事業年度の」に改める。

第六十八条の四十九を次のように改める。

第六十八条の四十九　削除

第六十八条の五十第一項中「第五十七条第一項」を「、第五十七条第一項」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　保険業法第二百七十二条第一項に規定する登録を受けて同法第二条第十七項に規定する少額短期保険業を行う連結法人（損害保険業を行うものに限る。）　同法第二百七十二条の十八において準用する同法第百十六条第一項

第六十八条の五十五第一項第二号中「第四十四条第二項」を「第四十四条の八」に改め、同条第九項中「その積立てをした」及び「当該積立てをした」を「その積み立てられた」に改め、同条第十三項中「第一項第一号」を「、第一項第一号及び第一号の二」に改める。

第六十八条の五十六第一項中「保険業法」を「、保険業法」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第六項中「当該積立てをした」を「その積み立てられた」に改める。

第六十八条の五十七第一項中「（会社の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（会社の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により関西国際空港整備準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第五項中「（指定会社の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（指定会社の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により中部国際空港整備準備金として積み立てたときを含む。）」を加える。

第六十八条の五十八第一項中「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別修繕準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、「当該積立てをした連結事業年度」を「当該連結事業年度」に改め、同条第九項中「当該積立てをした連結事業年度」を「当該連結事業年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（社会・地域貢献準備金）

第六十八条の五十八の二　連結親法人である日本郵政株式会社が、日本郵政株式会社法第十三条第一項に規定する基金（以下この条において「基金」という。）の積立てに係る適用事業年度において、同法第六条第三項に規定する社会・地域貢献資金（第四項及び第九項において「社会・地域貢献資金」という。）の交付に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により社会・地域貢献準備金として積み立てたとき（日本郵政株式会社の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により社会・地域貢献準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該適用事業年度の日本郵政株式会社法第十三条第二項に規定する利益金の額のうち同項の規定により基金に積み立てた金額

二　一兆円から前連結事業年度（日本郵政株式会社の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この号及び第三項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された社会・地域貢献準備金の金額（当該連結事業年度終了の日において第五十七条の九第一項の

社会・地域貢献準備金の金額（以下この号において「単体社会・地域貢献準備金の金額」という。）がある場合には当該単体社会・地域貢献準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2　前項に規定する適用事業年度とは、積立期間（平成十九年十月一日から次に掲げる日のいずれか早い日までの期間をいう。次項において同じ。）内の日を含む各連結事業年度（日本郵政株式会社の解散の日を含む連結事業年度及び日本郵政株式会社が被合併法人となる合併（適格合併を除く。）又は日本郵政株式会社が分割法人となる分割型分割（適格分割型分割を除く。）により基金を移転する場合の当該合併又は当該分割型分割の日の前日を含む連結事業年度を除く。）をいう。

一　平成二十九年九月三十日

二　日本郵政株式会社法第十三条第二項の規定により基金に積み立てた金額の合計額から同条第四項ただし書の規定により基金を取り崩した金額の合計額を控除した残額が最初に一兆円に達した日（その達した日が連結事業年度終了の日の翌日から日本郵政株式会社の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までの期間内の日である場合（日本郵政株式会社の当該連結事業年度に係る同条第二項に規定する利益金の額に係る基金の積立てを当該期間内において剰余金の処分により行つている場合に限る。）には、当該連結事業年度終了の日）

3　第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が、積立期間の末日を含む連結事業年度（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該積立期間の末日を含む事業年度（当該事業年度終了の日の翌日から十年を経過した日を含む連結事業年度（当該経過した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該経過した日を含む事業年度。以下この項において「基準連結事業年度等」という。）以後の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度等から繰り越された社会・地域貢献準備金の金額（以下この項において「社会・地域貢献準備金残額」という。）がある場合には、当該基準連結事業年度等の開始の日における社会・地域貢献準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額（当該計算した金額が社会・地域貢献準備金残額を超える場合には、当該社会・地域貢献準備金残額）に相当する金額を、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が、社会・地域貢献資金の交付の財源に充てるため日本郵政株式会社法第十三条第四項ただし書の規定により基金を取り崩した場合には、その取り崩した金額（当該取り崩した金額がその取り崩した時における社会・地域貢献準備金の金額を超える場合には、当該取り崩した時における社会・地域貢献準備金の金額）に相当する金額は、その取り崩した日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により基金を移転する場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第一号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　合併又は分割型分割（分割型分割にあつては、その分割型分割の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。）により合併法人又は分割承継法人に基金を移転したことにより基金を有しないこととなつた場合　その合併又は分割型分割の直前における社会・地域貢献準備金の金額

二　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における社会・地域貢献準備金の金額

三　前二項及び前二号の場合以外の場合において社会・地域貢献準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における社会・地域貢献準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6　第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8　第六十八条の四十三第十項及び第十一項の規定は、第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が被合併法人となる適格合併が行われた場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十七条の九第十項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の五十八の二第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十七条の九第十項におい

て準用する第五十五条第十一項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の五十八の二第三項中」と読み替えるものとする。

9　第六十八条の四十三第十二項及び第十四項の規定は、第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が適格分割型分割により基金に係る資産を移転した場合（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が社会・地域貢献資金を交付することとなつた場合に限る。）について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十四項中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十七条の九第十一項において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の五十八の二第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十七条の九第十一項において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の五十八の二第三項中」と読み替えるものとする。

10　第六項に定めるもののほか、第一項及び第三項から第五項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第五項まで及び前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の五十九第一項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改める。

第六十八条の六十一第一項中「鉱業を」を「、鉱業を」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により海外探鉱準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第四項及び第五項中「積立てをした」を「積み立てられた」に改める。

第六十八条の六十二第四項中「第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項」を「第八十一条の十三第二項及び第四項」に、「ついてはこれらの」を「ついては、これらの」に改め、「、それぞれ」を削り、同条第五項中「における」の下に「連結利益積立金額の計算及び」を加える。

第六十八条の六十三第五項中「第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項」を「第八十一条の十三第二項及び第四項」に、「これらの」を「、これらの」に改め、「、それぞれ」を削り、同条第六項中「指定の日」の下に「、同項の規定の適用により損金の額に算入される金額がある場合における連結利益積立金額の計算」を加える。

第六十八条の六十四第一項中「平成十四年四月一日」を「、平成十四年四月一日」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により農用地利用集積準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第二項及び第三項中「積立てをした」を「積み立てられた」に改める。

第六十八条の六十五第一項中「（第五項」を「（以下この項及び第五項」に、「には、前連結事業年度等」を「には、当該農用地等につき、前連結事業年度等」に、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は」を「当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、当該連結親法人又はその連結子法人の同項に規定する期間に係る決算。以下この章において同じ。）において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに」に改める。

第六十八条の六十六第一項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に、「資本又は出資の金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同条第三項中「（行為）」の下に「（第二号において「接待等」という。）」を加え、「専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用その他政令で定める費用」を「次に掲げる費用のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用

二　飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該連結親法人又はその連結子法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）であつて、その支出する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額が政令で定める金額以下の費用

三　前二号に掲げる費用のほか政令で定める費用

第六十八条の六十六第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項第二号の規定は、財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

第六十八条の六十七第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、

「第六十八条の九第十一項」を「第六十八条の九第十項」に、「第六十八条の十五第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第六項及び第七項」に改め、同条第五項第二号中「第六十八条の十五第六項」を「第六十八条の十五第二項」に、「前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改める。

第六十八条の六十八第一項中「第六十八条の九第十一項」を「第六十八条の九第十項」に、「第六十八条の十五第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第六項及び第七項」に改め、同条第二項第一号ハを削り、同条第八項中「第六十八条の九第十一項」を「第六十八条の九第十項」に、「第六十八条の十五第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第六項及び第七項」に改め、同条第九項中「第六十八条の八十五の三」に、「第十二項まで」を「第十三項まで」に、「第六十八条の七十九第十四項」を「第六十八条の七十九第十五項」に、「第六十八条の七十九第十五項」を「第六十八条の七十九第十六項」に、「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第十一項第二号中「第六十八条の十五第六項」を「第六十八条の十五第二項」に、「前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改める。

第六十八条の六十九第一項中「第六十八条の九第十一項」を「第六十八条の九第十項」に、「第六十八条の十五第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第六項及び第七項」に改め、同条第十八項中「第三十七条第四項第一号又は第二号」を「第三十七条第三項各号」に改め、同条第四項中「第六十八条の七十九第十四項」を「第六十八条の七十九第十五項」に、「第六十八条の七十九第十五項」を「第六十八条の七十九第十六項」に、「第十二項まで」を「第十三項まで」に改める。

第六十八条の七十第一項中「第六十八条の七十二まで」に改め、「、当該連結事業年度終了の時において」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は」を「当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに」に改める。

第六十八条の七十一第一項中「当該収用等のあつた日を含む連結事業年度の確定した決算（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算。以下この章において同じ。）において」を削り、「特別勘定として」を「当該連結親法人又はその連結子法人の当該収用等のあつた日を含む連結事業年度に係る確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第八項中「終了の時において」を「に係る確定した決算」に改め、同条第十七項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項第一号中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十四条の二第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の七十三第七項中「第六十八条の七十一第十一項又は第十二項」を「第六十八条の七十一第十一項から第十三項まで」に改め、「おいて、第六十八条の七十一第十一項」の下に「若しくは第十二項」を加え、「同条第十二項各号」を「同条第十三項各号」に改め、同条第九項中「第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第四項」に、「ついてはこれらの」を「ついては、これらの」に改め、「、それぞれ」を削り、同条第十項中「における」の下に「連結利益積立金額の計算及び」を加える。

第六十八条の七十四第一項中「第六十八条の八十五の二」を「第六十八条の八十五の三」に改め、同条第六項中「第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項」を「第八十一条の十三第二項及び第四項」に、「これらの」を「、これらの」に改め、「、それぞれ」を削り、同条第七項中「における」の下に「連結利益積立金額の計算及び」を加える。

第六十八条の七十五第一項及び第六十八条の七十六第一項中「第六十八条の八十五の二」を「第六十八条の八十五の三」に改める。

第六十八条の七十八第一項中「平成十八年三月三十一日まで（次の表の第十九号」を「平成二十三年三月三十一日まで（次の表の第十六号」に、「第六十八条の八十まで」を「以下第六十八条の八十まで」に、「次条第十四項及び第十五項」を「次条第十五項及び第十六項」に、「第二十一号」を「第十八号」に改め、「、当該連結事業年度終了の時において」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は」を「当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに」に改め、同項の表の第一号中「第十九号」を「第十六号」に改め、同表

の第十号中「第十二号」を「第十号」に改め、同表の第十一号中「第十三号」を「第十一号」に改め、同表の第十三号中「第十五号」を「第十三号」に改め、同表の第十五号及び第十六号を削り、同表の第十七号中「第十九号」を「第十五号」に改め、同号を同表の第十五号とし、同表の第十八号を削り、同表の第十九号を同表の第十六号とし、同表の第二十号中「第六十八条の九第七項」を「第六十八条の九第六項」に改め、同号を同表の第十七号とし、同表の第二十一号の下欄中「船舶」の下に「（漁船以外のものにあつては、政令で定めるものに限る。）」を加え、同号を同表の第十八号とし、同条第四項中「第二十一号」及び「第二十四号」を「第十八号」に、「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「同条第一項本文」を「同条第一項」に改め、同条第九項中「第二十一号」を「第十八号」に改め、同条第十二項中「第二十一号」及び「第二十四号」を「第十八号」に改め、同条第十五項第二号中「第十九号」を「第十六号」に改める。

第六十八条の七十九第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「第十九号」を「第十六号」に、「第二十一号」を「第十八号」に、「の確定した決算において特別勘定として」を「に係る確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第三項第二号中「第二十一号」を「第十八号」に改め、同条第五項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第二十一号」を「第十八号」に改め、同条第八項中「第二十一号」を「第十八号」に、「終了の時において」を「に係る確定した決算」に改め、同条第九項中「第二十一号」を「第十八号」に改め、同条第十八項中「第八項から第十二項まで、第十四項及び第十五項」を「第八項から第十三項まで、第十五項及び第十六項」に、「第一項から第十五項まで」を「第一項から第十六項まで」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十七項」を「第十八項」に、「第二十一号」及び「第二十四号」を「第十八号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第二十一号」及び「第二十四号」を「第十八号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項第一号中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の八第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の八十中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「第十九号」を「第十六号」に改める。

第六十八条の八十二第一項中「、当該連結事業年度終了の時において」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は」を「当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに」に改める。

第六十八条の八十三第一項中「の確定した決算において特別勘定として」を「に係る確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第九項中「終了の時において」を「に係る確定した決算」に改め、同条第十七項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十三項第一号中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十二第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の八十四第一項中「、当該事業年度終了の時において」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は」を「当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに」に改める。

第六十八条の八十五第一項中「指定期間」を「、指定期間」に、「の確定した決算において特別勘定として」を「に係る確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第九項中「終了の時において」を「に係る確定

した決算」に改め、同条第十七項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十三項第一号中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十四第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の八十五の二第一項中「、当該連結事業年度終了の時において」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は」を「当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに」に改め、第三章第十九節第四款中同条の次に次の一条を加える。

（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）

第六十八条の八十五の三　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、その有する国有財産特別措置法第九条第二項の普通財産のうち同項に規定する土地等として財務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この項において「特定普通財産」という。）に隣接する土地（当該特定普通財産の上に存する権利を含むものとし、棚卸資産を除く。以下この項において「所有隣接土地等」という。）につき、同条第二項の規定により当該所有隣接土地等と当該特定普通財産との交換（政令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたとき（第六十八条の八十に規定する交換差金（次項において「交換差金」という。）を取得し、又は支払つた場合を含む。）は、当該交換により取得した特定普通財産（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該交換取得資産の取得価額から当該交換により譲渡をした所有隣接土地等（次項において「交換譲渡資産」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。

一　交換取得資産とともに交換差金を取得した場合　帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該交換差金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二　当該交換とともに交換差金を支出した場合　帳簿価額に当該交換差金の額を加算した金額

三　交換譲渡資産の交換に要した経費で交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合　帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額

3　第六十八条の七十八第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産について、それぞれ準用する。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第一項に規定する交換をした日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第六項において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該連結事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換に係る交換取得資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産につき、当該交換取得資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　第六十八条の七十八第八項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換取得資産について準用する。

6　第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7　第六十八条の七十八第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十六条第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産を含む。）について準用する。

8　第二項、第三項及び前三項に定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の八十八第一項中「の総数又は出

資金額」を「又は出資」に改め、「除く。」の下に「の総数又は総額」を加え、「株式の数又は出資の金額」を「数又は金額の株式又は出資」に改め、同条第三項中「いい、同法第八十一条の六第一項の規定の適用を受けたものを除く」を「いう」に、「同条第三項中「前二項」を「同条第一項中「次項」に、「前二項及び」を「次項又は」に改め、同条第六項中「当該連結法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む法人で事業規模その他の事業の内容が類似するものの当該事業に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎として第二項第一号ロ若しくはハに掲げる方法又は同項第二号イに掲げるこれらの方法と同等の方法」を「次の各号に掲げる方法（第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該連結法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む法人で事業規模その他の事業の内容が類似するものの当該事業に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎とした第二項第一号ロ若しくはハに掲げる方法又は同項第二号イに掲げる方法（同項第一号イに掲げる方法と同等の方法を除く。）

二　第二項第一号ニに規定する政令で定める方法又は同項第二号ロに掲げる方法（当該政令で定める方法と同等の方法に限る。）に類するものとして政令で定める方法

第三章第二十三節の節名を次のように改める。

第二十三節　連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

第六十八条の八十九の見出しを「（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

連結法人が、平成十四年四月一日以後に開始する各連結事業年度において、当該連結法人に係る国外支配株主等又は資金供与者等に負債の利子等を支払う場合において、当該連結事業年度の当該連結法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高が当該連結事業年度の当該連結法人に係る国外支配株主等の資本持分の三倍に相当する金額を超えるときは、当該連結法人が当該連結事業年度において当該国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額のうち、その超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該連結法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該連結法人の当該連結事業年度の総負債（負債の利子等の支払の基因となるものに限る。次項及び第三項において同じ。）に係る平均負債残高が当該連結法人の自己資本の額の三倍に相当する金額以下となる場合は、この限りでない。

2　前項の規定を適用する場合において、当該連結法人は、当該連結法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債のうちに特定債券現先取引等に係る負債があるときは、当該国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高から政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る平均負債残高を控除して計算した平均負債残高又は当該連結事業年度の総負債に係る平均負債残高から政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る平均負債残高を控除して計算した平均負債残高を基礎として政令で定めるところにより計算した国外支配株主等の資本持分又は自己資本の額に係る各倍数を当該連結法人に係る国外支配株主等の資本持分又は当該連結法人の自己資本の額に係る各倍数とし、当該連結法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額から政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る負債の利子等の額を控除した金額を当該連結法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額とすることができる。この場合において、前項中「三倍」とあるのは、「二倍」とする。

3　第一項の規定を適用する場合において、当該連結法人は、当該連結法人に係る国外支配株主等の資本持分及び当該連結法人の自己資本の額に係る各倍数に代えて、当該連結法人と同種の事業を営む内国法人で事業規模その他の状況が類似するものの総負債の額の純資産の額に対する比率として政令で定める比率に照らし妥当と認められる倍数を用いることができる。

第六十八条の八十九第六項中「その他同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国外支配株主等　第二条第一項第一号の二に規定する非居住者又は外国法人で、連結法人との間に、当該非居住者又は外国法人が当該連結法人の発行済株式又は出資（当該連結法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

二　資金供与者等　連結法人に資金を供与する者及び当該資金の供与に関係のある者として政令で定める者をいう。

三　負債の利子等　負債の利子（これに準ずるものとして第六十六条の五第四項第三号に規定する政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）その他政令で定める費用（当該負債の利子その他政令で定める費用で、これらの支払を受ける者の法人税の課税対象所得に含まれるものを除く。）をいう。

四　国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債　国外支配株主等に対する負債（負債の利子等の支払の基因となるものに限るものとし、当該国外支配株主等の法人税の課税対象所得に含まれる負債の利子等に係るものを除く。）及び資金供与者等に対する

政令で定める負債（負債の利子等の支払の基因となるものに限る。）をいう。

五　平均負債残高　負債の額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

六　国外支配株主等の資本持分　各連結事業年度の国外支配株主等の連結法人の純資産に対する持分として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

七　自己資本の額　各連結事業年度の純資産の額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

八　特定債券現先取引等　第六十六条の五第四項第八号に規定する特定債券現先取引等をいう。

九　法人税の課税対象所得　第六十六条の五第四項第九号に規定する法人税の課税対象所得をいう。

5　第二項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定の適用を受ける旨を記載した書面並びに同項の規定により控除する特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高及び負債の利子等の額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。

6　税務署長は、前項の書面若しくは明細書の添付のない連結確定申告書等の提出があり、又は同項の書類を保存していなかつた場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び明細書並びに書類の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができる。

第六十八条の九十第一項中「利益の配当又は剰余金の分配」を「法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配」に改め、同項第一号中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「株式等を除く。」の下に「の総数又は総額（」を加える。

第六十八条の九十二第一項中「外国関係会社（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配」を「外国関係会社（当該特定外国子会社等から法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）に、「外国関係信託（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配」を「外国関係信託（当該特定外国子会社等から剰余金の配当等」に改め、同項第一号中「利益の配当又は剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に改め、同項第三号中「利益の配当若しくは剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に改め、同条第七項中「第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項」を「第八十一条の十三第二項及び第四項」に、「これらの」を「、これらの」に改め、「、それぞれ」を削り、「とする」を「とするほか、連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める」に改める。

第六十八条の九十三の四第一項第三号中「対する利益の配当若しくは剰余金の分配」を「対する法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当若しくは剰余金の分配（以下この号において「剰余金の配当等」という。）に、「法人税法」を「同法」に、「支払う利益の配当若しくは剰余金の分配」を「支払う剰余金の配当等」に改める。

第六十八条の九十六第一項中「同条第四項第三号中「寄附金」を「同条第四項中「寄附金の額があるときは、当該寄附金」に、「前号」を「前項」に改め、「除く。」の下に「の額があるときは、これらの寄附金」を加える。

第六十八条の九十八第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百第一項中「（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（第六十八条の百八第一項において「法人税等負担軽減措置法」という。）第十六条第二項の規定を含む。）」を削る。

第六十八条の百一第四項を削り、同条第五項中「第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項」を「第八十一条の十三第二項及び第四項」に、「これらの」を「、これらの」に改め、「、それぞれ」を削り、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5　前三項に定めるもののほか、免税対象飼育牛の売却による利益の額の計算方法、第一項の規定の適用により損金の額に算入される金額がある場合における連結利益積立金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百二第二項中「、当該連結事業年度終了の時において」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の確定した決算において利益又は」を「当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに」に改め、同条第四項中「当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該交付を受けた日を含む連結事業年度の確定した決算において」を削り、「特別勘定として」を「当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該交付を受けた日を含む連結事業年度に係る確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第六項中「前項」を「第四項」に改め、同条第十項中「終了の時において」を「に係る確定した決算」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）

第六十八条の百二の二　中小連結親法人（第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項において「中小連結親法人」という。）又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小連結親法人又はその連

結子法人の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（その取得価額が十万円未満であるもの及び第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した日を含む連結事業年度において損金経理をしたときは、当該中小連結親法人及びその各連結子法人が損金経理をした金額の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円（当該中小連結親法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない場合には、三百万円を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

2　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3　第一項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定の適用を受ける少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

4　第一項の規定の適用を受けた少額減価償却資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該少額減価償却資産の取得価額に算入しない。

5　第一項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百三中「第六十七条の五第一項」を「第六十七条の六第一項」に改める。

第六十八条の百三の三及び第六十八条の百四を削り、第六十八条の百三の二を第六十八条の百四とする。

第六十八条の百五を次のように改める。

第六十八条の百五　削除

第六十八条の百六第三項を削る。

第六十八条の百八第一項中「法人税等負担軽減措置法第十六条第二項の表の第二号」を「同法第八十一条の十二第三項」に、「法人税法第八十一条の十二第五項」を「同条第五項」に改め、「により読み替えられた経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第十六条第二項の表の第二号（法人税率の特例）の規定」及び「により読み替えられた経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第十六条第二項の表の第二号（法人税率の特例）の規定」を削る。

第六十八条の百九の見出しを「（経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法人税法第八十一条の十三第一項の規定は、連結法人（連結親法人が同項に規定する特定同族会社で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項の承認（同法第十条第一項の承認を含む。）を受けた同法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものに限る。）の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度終了の時において、当該連結親法人が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同項の経営革新のための事業を実施している場合における当該連結事業年度については、適用しない。

第六十八条の百九第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「（前項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、同項の割合の計算に関する明細書）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第六十九条の四第三項第四号中「出資の金額の合計額」を「出資の総額」に、「出資金額」を「出資の総額」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第一項に規定する小規模宅地等について、同項の規定の適用を受ける場合における相続税法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十九条の四第一項（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）の規定の適用を受けた同項に規定する小規模宅地等を除く」とする。

第六十九条の五第二項第二号、第四号及び第六号中「有限会社」を「合名会社」に改め、同項第七号中「おける発行済みの株式の総数又は出資の合計額」を「おける発行済株式の総数又は出資の総額」に改め、同号イ中「合計額が」を「総額が」に、「発行済みの株式の総数又は出資の総額」を「発行済株式の総数又は出資の総額」に改め、同号ロ(1)中「発行済みの株式」を「発行済株式」に改め、同項第八号中「おける発行済みの株式の総数又は出資の合計額」を「おける発行済株式の総数又は出資の総額」に改め、同号イ中「合計額が」を「総額が」に、「発行済株式の総数又は出資の合計額」を「発行済株式の総数又は出資の総額」に改め、同号ロ(1)中「発行済みの株式」を「発行済株式」に改め、同項第十一号イ(3)並びにロ(3)(i)及び(ii)中「発行済みの株式の総数又は出資の合計額」を「発行済株式の総数又は出資の総額」に改め、同項第十二号イ中「出資の合計額」を「出資の総額」に改め、同条第五項中「出資の合計額」を「出資の総額」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　第一項に規定する選択特定事業用資産につ

いて、同項の規定の適用を受ける場合における相続税法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法第六十九条の五第一項（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）の規定の適用を受けた同項に規定する選択特定事業用資産を除く」とする。

第七十条の二第一項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第七十条の三第一項及び第七十条の三の二第一項中「平成十七年十二月三十一日」を「平成十九年十二月三十一日」に改める。

第七十条の四第二十九項中「納税の猶予に係る期限までの期間の月数」を「納税の猶予に係る期限までの期間」に改め、「（当該猶予に係る期限前に納付があつた場合には、当該計算した金額から、当該猶予に係る期限前に納付された税額を基礎とし、その納付の日の翌日から当該猶予に係る期限までの期間の月数に応じ、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額（当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額）を控除した金額）」を削り、同条第三十項を削り、同条第三十一項を同条第三十項とし、同条第三十二項を同条第三十一項とし、同条第三十三項を同条第三十二項とする。

第七十条の六第三十三項中「及び第五十二条」を「、第四十七条、第四十八条の二、第五十二条又は第五十三条」に改め、同項第二号中「又は第五十二条第一項」を「（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第五項、第五十二条第一項又は第五十三条第四項第二号ロ」に改め、同項第三号中「第四十一条第一項」の下に「及び第四十八条の二第一項」を加え、同条第三十五項中「納税の猶予に係る期限までの期間の月数」を「納税の猶予に係る期限までの期間」に改め、「（当該猶予に係る期限前に納付があつた場合には、当該計算した金額から、当該猶予に係る期限前に納付された税額を基礎とし、その納付の日の翌日から当該猶予に係る期限までの期間の月数に応じ、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額（当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額）を控除した金額）」を削り、同条第三十六項を削り、同条第三十七項中「第七十条の四第三十一項」を「第七十条の四第三十項」に、「同条第三十一項」を「同条第三十項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「第七十条の四第三十二項」を「第七十条の四第三十一項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項を同条第三十八項とする。

第七十条の八第一項中「第四十四条」を「第四十八条の三」に改め、同条第四項中「第五十二条第四項」を「第五十二条第三項」に改め、同条第八項中「第四十三条第五項の規定により物納の撤回の承認」を「第四十四条第一項又は第四十七条第一項の規定により延納の許可」に、「当該物納の撤回」を「当該許可」に改める。

第七十条の九第二項中「第五十二条第四項」を「第五十二条第三項」に改め、同条第四項中「第四十三条第五項の規定により物納の撤回の承認」を「第四十四条第一項又は第四十七条第一項の規定により延納の許可」に、「当該物納の撤回」を「当該許可」に改める。

第七十条の十第三項中「第五十二条第四項」を「第五十二条第三項」に改め、同条第五項中「第四十三条第五項の規定により物納の撤回の承認」を「第四十四条第一項又は第四十七条第一項の規定により延納の許可」に、「当該物納の撤回」を「当該許可」に改める。

第七十条の十一中「第三十八条第一項」の下に「、第四十四条第一項又は第四十七条第一項」を加える。

第七十条の十二第一項中「同項」の下に「、同法第四十五条第一項又は第四十八条の二第一項」を加え、「第四十一条第四項」を「第四十一条第五項（同法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）」に、「同条第一項」を「同法第四十一条第一項、第四十五条第一項又は第四十八条の二第一項」に改め、同条第二項中「第四十二条第一項」の下に「（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第二項」を加える。

第七十一条の二中「出資金額」を「出資の総額」に改める。

第七十二条を次のように改める。

（土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減）

第七十二条　個人又は法人が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、土地に関する登記で次の各号に掲げるものを受ける場合には、当該各号に掲げる登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　売買による所有権の移転の登記　千分の十

二　所有権の信託の登記　千分の二

2　平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に登録免許税法別表第一第一号㈠ロ(3)又はニ(1)に掲げる仮登記を受けた者が、土地について、当該仮登記に基づき前項の規定により同項各号の登記を受ける場合には、同法第十七条第一項の規定により控除する割合は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　売買による所有権の移転の登記　千分の五

二　所有権の信託の登記　千分の一

3　平成十五年三月三十一日以前に登録免許税法別表第一第一号㈠ロ(3)に掲げる仮登記を受けた者が、土地について、当該仮登記に基づき第一項の規定により同項第一号の登記を受ける場合には、同法第十七条第一項の規定により控除する割合は、同項及び所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二十四条第四項の規定にかかわらず、千分の二とする。

第七十五条及び第七十六条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第七十八条中「平成十八年三月三十一日」を

「平成十九年三月三十一日」に、「千分の一・五」を「千分の二」に改める。

第七十八条の二の見出しを「（漁業協同組合が漁業協同組合連合会から権利義務の承継により不動産等を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減」に改め、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「千分の二」を「千分の四」に改め、同項第二号中「千分の一」を「千分の二」に改め、同項を同条第一項とし、同条第五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「千分の一」を「千分の二」に改め、同項第二号中「千分の〇・五」を「千分の一」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項を同条第三項とし、同条第七項を同条第四項とする。

第七十九条を削る。

第八十条中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第一号中「又は有限会社」を削り、「資本の増加」を「資本金の額の増加」に、「千分の三・五」を「千分の五」に改め、同条第二号中「又は有限会社」を削り、「資本の増加」を「資本金の額の増加」に、「資本の金額又は」を「資本金の額又は」に、「資本の金額の」を「資本金の額の」に、「資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円）」を「資本金の額として財務省令で定めるもの」に、「資本の金額に」を「資本金の額に」に、「千分の三・五」を「千分の五」に改め、同条第三号中「又は有限会社」を削り、「資本の増加」を「資本金の額の増加」に、「資本の金額」を「資本金の額」に改め、「控除した金額」の下に「として財務省令で定めるもの」を加え、「千分の三・五」を「千分の五」に改め、同条を第八十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（農林中央金庫等が行う組織再編成によってする登記の税率の軽減）

第八十条の三　農林中央金庫が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下この条において「再編強化法」という。）第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会から再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十五条第一項に規定する主務大臣の認可を受けた再編強化法第二条第四項第一号に規定する事業譲渡（農林中央金庫、当該信用農業協同組合連合会及び農業協同組合（以下この項において「農林中央金庫等」という。）が組織の再編成を行う場合において、農林中央金庫等の業務の健全かつ効率的な運営に資するものとして内閣総理大臣及び農林水産大臣が定める基準（以下この条において「農林中央金庫等業務健全基準」という。）を満たすものに限る。）により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該権利の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。ただし、当該農林中央金庫及び当該信用農業協同組合連合会が金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五条第一号及び第四号の要件に

「資本の金額」を「資本金の額」に改め、「控除した金額」の下に「として財務省令で定めるもの」を加え、「千分の三・五」を「千分の五」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産又は船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。）イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　不動産の所有権の取得　千分の十六

ロ　船舶の所有権の取得　千分の二十三

第八十条第五号中「資本若しくは出資」を「資本金若しくは出資金の額」に改め、同号イ中「千分の一」を「千分の三」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第七十九条とする。

2　前項の場合において、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間にされた同項の勧告若しくは指示又は認定に係る同項各号に掲げる事項に関する登記については、同項第一号から第三号までの規定中「千分の五」とあるのは「千分の三・五」と、同項第四号中「千分の十六」とあるのは「千分の十四」と、同項第五号イ中「千分の三」とあるのは「千分の二」とする。

第八十条の二第一項中「受けた」を「されたこれらの認定に係る」に改め、同項第一号中「又は有限会社」を削り、「資本」を「資本金の額」に改め、同項第二号中「又は有限会社」を削り、「資本の増加」を「資本金の額の増加」に、「資本の金額又は」を「資本金の額又は」に、「資本の金額の」を「資本金の額の」に、「資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円）」を「資本金の額として財務省令で定めるもの」に、「資本の金額に」を「資本金の額に」に改め、同項第三号中「資本の増加」を「資本金の額の増加」に、「資本の金額」を「資本金の額」に改め、「控除した金額」の下に「として財務省令で定めるもの」を加え、同項第四号を次のように改める。

四　法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産又は船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。）イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　不動産の所有権の取得　千分の十四

ロ　船舶の所有権の取得　千分の二十三

第八十条の二第一項第五号中「資本若しくは出資」を「資本金若しくは出資金の額」に改め、同項第三項中「資本」を「資本金の額」に改め、同条を第八十条とする。

第八十条の三第一項中「第八号」を「第十号」に改め、同項第一号中「資本」を「資本金の額」に改め、同項第二号中「資本の増加」を「資本金の額の増加」に、「資本の金額又は」を「資本金の額又は」に、「資本の金額の」を「資本金の額の」に、「資本の金額を」を「資本金の額として財務省令で定めるものを」に、「資本の金額に」を「資本金の額に」に改め、同項第三号中「資本の増加」を「資本金の額の増加」に、「資本の金額」を「資本金の額」に改め、「控除した金額」の下に「として財務省令で定めるもの」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「資本若しくは出資」を

該当する場合には、この限りでない。

2　再編強化法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、同項第一号に規定する特定農業協同組合から農業協同組合法第五十条の二第三項に規定する行政庁の認可を受けた信用事業の全部又は一部の譲受け（農林中央金庫等業務健全基準を満たすものに限る。）により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該権利の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。ただし、当該信用農業協同組合連合会及び当該特定農業協同組合が金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五条第一号及び第四号の要件に該当する場合には、この限りでない。

3　再編強化法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、他の同号に規定する特定農業協同組合から農業協同組合法第五十条の二第三項に規定する行政庁の認可を受けた信用事業の全部又は一部の譲受け（農林中央金庫等業務健全基準を満たすものに限る。）により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該権利の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

4　再編強化法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、他の同号に規定する特定農業協同組合から農業協同組合法第六十五条第二項に規定する行政庁の認可を受けた合併（農林中央金庫等業務健全基準を満たすものに限る。）により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に係る権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該権利の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の二・五とし、抵当権の移転の登記にあつては千分の〇・五とする。

第八十一条第四項中「又は有限会社」を削り、「平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に」を「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に」に、「第八十条の二第一項（を「第七十九条第一項（に、「第八十条の三第一項（を「第八十条の二第一項（に、「除く。）（を「除き、」に、「第八十条第五号、第八十条の二第一項第五号並びに第八十条の三第一項第四号及び第六号」を「第七十九条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の三」とあるのは「千分の二」と、同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の六」と、第八十条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の一・五」とあるのは「千分の二」と、同号ロ中「千分の一・五」とあるのは「千分の六」と、第八十条の二第一項第四号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の一・五」とあるのは「千分の二」と、同項第六号」に、「、「合併又は分割」を「分割」と、「千分の〇・五」とあるのは「千分の〇・六」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「又は有限会社」を削り、「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に」に改め、同項第一号中「千分の一」を「千分の四」に改め、同項第二号中「千分の〇・五」を「千分の二」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の三項を加える。

5　前項の場合において、株式会社が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行つたときにおける同項の規定の適用については、同項第一号中「千分の四」とあるのは「千分の二」と、同項第二号中「千分の二」とあるのは「千分の一」とする。

6　株式会社が、平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行つた場合において、第四項第一号又は第二号に掲げる仮登記がされている不動産について、当該仮登記に基づきその所有権、地上権、永小作権、賃借権又は採石権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は吸収分割を行つた日から三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第十七条第一項の規定にかかわらず、当該不動産についての当該登記の第一項第一号又は第二号に定める割合から次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合を控除した割合とする。

一　当該新設分割又は吸収分割による不動産の所有権の移転の登記　千分の四

二　当該新設分割又は吸収分割による不動産の地上権、永小作権、賃借権又は採石権の移転の登記　千分の二

7　前項の場合において、株式会社が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行つたときにおける同項の規定の適用については、同項第一号中「千分の四」とあるのは「千分の二」と、同項第二号中「千分の二」とあるのは「千分の一」とする。

第八十一条第一項中「又は有限会社」を削り、「平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に」に、「取得した場合には」に、「登記又は」を「受ける登記又は」に改め、「を受ける場合には、当該登記等」を削り、同項の表の第一号を削り、同表の第二号中「千分の四」を「千分の十六」に、「千分の一」を「千分の一・五」に改め、同号を同表の第一号とし、同表の第三号中

千分の一	千分の三

を

千分の一	千分の一・五
千分の一・五	千分の三

に改め、同号を同表の第二

号とし、同表の第四号中「三千円」を「九千円」に、「千五百円」を「二千円」に改め、同号を同表の第三号とし、同表の第五号中「三千円」を「六千円」に、「千五百円」を「二千円」に改め、同号を同表の第四号とし、同表の第六号中「三千円」を「六千円」に、「千五百円」を「二千円」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第七号中

一件につき三千円	一件につき一万六千円

を

一件につき六千円	一件につき二万四千円

に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第八号中「三千円」を「六千円」に、「千五百円」を「二千円」に改め、同号を同表の第七号とし、同表の第九号中「三千円」を「六千円」に、「千五百円」を「二千円」に改め、同号を同表の第八号とし、同表の第十号中「九千円」を「二万七千円」に、「一万八千円」を「五万四千円」に、「千八百円」を「五千四百円」に、「四千五百円」を「六千五百円」に改め、同号を同表の第九号とし、同表の第十一号中

一個につき四千五百円	一個につき九千円

を

一個につき四千五百円	一個につき六千五百円

に改め、同号を同表の第十号とし、同表の第十二号中「三十円」を「九十円」に、「二百四十円」を「七百二十円」に、「六十円」を「九十円」に改め、同号を同表の第十一号とし、同表の第十三号中

一件につき千八百円	一件につき五千四百円
一件につき千五百円	一件につき四千五百円
一件につき千五百円	一件につき三千円
一件につき千五百円	一件につき二千円
一件につき千五百円	一件につき二千円

を

一件につき千五百円	一件につき二千円
一件につき千五百円	一件につき二千円
一件につき千五百円	一件につき二千円
一件につき千五百円	一件につき二千円

に改め、同号を同表の第十二号とし、同号を同表の第十三号とし、同表の前に次の二項を加える。

株式会社が、平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得し、当該不動産に関する権利の移転について登記を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は当該吸収分割により当該権利を取得した日以後三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　所有権の移転　千分の八

二　地上権、永小作権、賃借権又は採石権の移転　千分の四

三　先取特権、質権又は抵当権の移転　千分の一・四

四　根抵当権の法人の分割による移転　千分の一・四

2　前項の場合において、株式会社が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得したときの同項の規定の適用については、同項第一号中「千分の八」とあるのは「千分の四」と、同項第二号中「千分の四」とあるのは「千分の二」と、同項第三号及び第四号中「千分の一・四」とあるのは「千分の一・二」とする。

第八十一条に次の二項を加える。

9　株式会社が、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第七十九条第一項（第一号から第四号までを除く。）、第八十条第一項（第一号から第四号までを除く。）又は第八十条の二第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第七十九条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の三」とあるのは「千分の二」と、同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の十二」と、第八十条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の一・五」とあるのは「千分の二」と、同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の十二」と、第八十条の二第一項第四号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の一・五」とあるのは「千分の二」と、同項第六号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の〇・五」とあるのは「千分の〇・六」とする。

10　株式会社が、平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第七十九条第一項（第一号から第四号までを除く。）の規定の適用については、同項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の三」とあるのは「千分の四」と、同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の二十三」とする。

第八十二条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「増加資本の金額」を「増加した資本金の額」に改め、同項第一号中「資本」を「資本金の額」に改め、同条第二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減）

第八十二条の二　海上運送業を営む者で政令で定めるもの（以下この条において「海上運送事業者」という。）が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第四十四条の二に規定する国際船舶（以下この条において「国際船舶」という。）を建造した場合又は海上運送事業者が当該期間内に第二条第一項第二号に規定する外国法人から国際船舶を取得した場合において、これらの海上運送事業者が、建造した国際船舶で事業の用に供したことのないもの又は取得した国際船舶で建造された日から五年を経過していないものの所有

権の保存の登記を受けるときは、これらの国際船舶の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二・五とする。

2　前項に規定する期間内に、海上運送事業者が建造し、又は取得する国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け（当該貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われる場合又はこれらの国際船舶の対価の支払方法が延払いによる場合において、その貸付け又は延払いに係る債権（当該保証に係る求償権を含む。）を担保するために受けるこれらの国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二・五とする。

（特定外貿埠頭管理運営者が指定法人からの出資に伴い土地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）

第八十二条の三　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三条第一項の規定による国土交通大臣の指定を受けた株式会社（次項において「特定外貿埠頭管理運営者」という。）が、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの間に、同法附則第四条第一項の規定により同法附則第三条第一項に規定する指定法人から特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第二条第一項に規定する外貿埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理の業務の用に供する不動産として国土交通大臣が定めたもの（以下この条において「外貿埠頭業務用不動産」という。）の出資を受けた場合には、当該出資に伴う当該外貿埠頭業務用不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該出資後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十五とする。

2　特定外貿埠頭管理運営者が、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に、同法附則第三条第一項に規定する指定法人から外貿埠頭業務用不動産の出資を受けた場合における前項の規定の適用については、同項中「千分の十五」とあるのは、「千分の八」とする。

第八十三条第一項中「平成十八年三月三十一日までに」を「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に」に、「認定計画をいう。以下第四項まで」を「認定計画をいう。次項」に、「ものをいう。以下第四項まで」を「ものをいう。以下この項及び次項」に、「千分の七」を「千分の八」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「基づき」の下に「当該認定民間都市再生事業計画に係る同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣による認定の日から三年以内に」を加え、「千分の一・五」を「千分の三」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項から第八項までを二項ずつ繰り上げる。

第八十三条の三第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「千分の六」を「千分の八」に、「千分の一・五」に改め、同項第一号イ中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同号ハ中「第三条第三項第三号」を「第四条第三項第三号」に改め、同条第二項及び第三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「千分の六」を「千分の八」に改める。

第八十四条の三第一項の表の独立行政法人中小企業基盤整備機構の項及び独立行政法人日本原子力研究開発機構の項を削る。

第八十四条の四第一項中「別表第一第八号の二」を「別表第一第九号」に改める。

第八十四条の五第一項及び第二項中「別表第一第十九号㈠カ」を「別表第一第二十四号㈠カ」に、「重要財産委員若しくは」を「若しくは特別取締役」に、「重要財産委員」を「特別取締役若しくは」に、「の委員若しくは」を「の委員」に改める。

第八十七条中「第三条第三号に規定する清酒若しくは同条第四号に規定する合成清酒（第八十七条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「合成清酒」という。）又は同法第四条第一項に規定するしようちゆう甲類、しようちゆう乙類、果実酒若しくは発泡酒（同法第二十二条第一項第十号イ(1)に該当するものを除く）を「第三条第七号に規定する清酒、同条第八号に規定する合成清酒、同条第九号に規定する連続式蒸留しようちゆう、同条第十号に規定する単式蒸留しようちゆう、同条第十三号に規定する果実酒又は同条第十八号に規定する発泡酒（同法第二十三条第一項第一号又は第二号に掲げるものに該当するものに限る）」に、「種類又は品目」を「品目」に、「第三章」を「第二十三条」に改め、同条の表中「しようちゆう甲類」を「連続式蒸留しようちゆう」に、「しようちゆう乙類」を「単式蒸留しようちゆう」に改める。

第八十七条の二から第八十七条の四までを次のように改める。

（低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例）

第八十七条の二　平成十八年五月一日以後に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒税法第三条第五号に規定する蒸留酒類（同号ホに掲げる酒類及び発泡性を有するものを除く。）及び同条第二十一号に規定するリキュール（発泡性を有するものを除く。）でアルコール分（同条第一号に規定するアルコール分をいう。以下この条において同じ。）が十三度未満のもの（リキュールについては、アルコール分が十二度未満のものに限る。）に係る酒税の税率は、同法第二十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一　アルコール分が九度未満のもの　八万円

二　アルコール分が九度以上十三度未満のもの　八万円にアルコール分が八度を超える一度ごとに一万円を加えた金額

第八十七条の三及び第八十七条の四　削除

第八十七条の五第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「第三章」を「第二十三条」に改める。

第八十七条の六第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「第三条第七号」を「第三条第十二号」に、「三年」を「五年」に、「第二十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条第二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「第二十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第八十八条第一項中「次項」を「次項及び第三項」に改め、同条第四項中「平成十五年七月一日以後に」を「平成十五年七月一日から平成十八年六月三十日までの間に」に改め、「、当分の間」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「平成十五年七月一日以後に」を「平成十五年七月一日から平成十八年六月三十日までの間に」に改め、「、当分の間」を削り、同項の次に次の一項を加える。

3　平成十八年七月一日以後に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこ又は保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、たばこ税法第十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千六百八十六円とする。

第八十八条の二第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「六千円」を「七千円」に改める。

第九十条の四第一項、第九十条の五第一項及び第九十条の六第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第九十条の十一第一項第一号ハを同号ニとし、同号ロ中「イに」を「イ及びロに」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「検査自動車のうち」を「検査自動車のうち、」に改め、「除く。」の下に「及び自動車検査証の有効期間が三年と定められているもので同項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮されるもの（自動車検査証の有効期間が二年未満に短縮される自動車を除く。）」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　検査自動車のうち、自動車検査証の有効期間が三年と定められている二輪の小型自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）　五千百円

第九十条の十一第一項第二号イ(1)中「(2)に」を「(2)及び(3)に」に改め、同号イに次のように加える。

(3)　二輪の小型自動車　七千五百円

第九十一条の四第一項中「商法第二百十八条第一項の規定による株式の分割」を「会社法第百八十三条第二項の規定による株式の分割及び同法第百八十六条第三項の規定による株式無償割当て（以下この項において「株式の分割等」という。）」に、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社」を「同法第二条第十二号に規定する委員会設置会社」に、「商法第三百四十二条第一項の規定による同法第二百二十一条第一項本文に規定する一単元の株式の数（以下この項において「一単元の株式の数」という。）を「同法第四百六十六条の規定による同法第二条第二十号に規定する単元株式数（以下この項において「単元株式数」という。）」に、「同条第二項の規定による一単元の株式の数」を「同法第百九十五条第一項の規定による単元株式数」に、「株式の分割の日又は一単元の株式の数」を「株式の分割等の日又は単元株式数」に改め、同項第一号中「総数」の下に「から会社法第百十三条第四項に規定する自己株式（以下この号において「自己株式」という。）の数を控除した数」を加え、「新株を発行する株式の分割（当該株式の分割に併せて一単元の株式の数を増加させる株式の分割」を「自己株式以外の株式を増加させる株式の分割等（当該株式の分割等に併せて単元株式数を増加させる株式の分割等」に改め、同項第二号中「一単元の株式の数」を「単元株式数」に改め、同項第三号中「株式の分割」を「株式の分割等」に、「一単元の株式の数」を「単元株式数」に改め、同条第二項中「第三条第一項」を「第四条第一項」に、「第十六条第一項」を「第十六条第二項」に、「議決」を「決議」に改める。

第九十三条第一項中「所得税法第百三十一条第三項及び第百三十六条第一項各号（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）並びに法人税法第七十五条第七項（同法第七十五条の二第六項及び第八項において準用する場合並びにこれらの規定を同法第百四十五条第一項において準用する場合並びに同法第八十一条の二十三第二項並びに第八十一条の二十四第三項及び第六項において準用する場合を含む。）」を「次の各号に掲げる規定」に、「、これらの」を「、当該各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　所得税法第百三十一条第三項及び第百三十六条第一項各号（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）

二　法人税法第七十五条第七項（同法第七十五条の二第六項及び第八項において準用する場合並びにこれらの規定を同法第百四十五条第一項において準用する場合並びに同法第八十一条の二十三第二項並びに第八十一条の二十四第三項及び第六項において準用する場合を含む。）

三　相続税法第五十二条第四項並びに第五十三条第一項、第四項第一号及び第二号イ、第六項並びに第七項

第九十三条第五項を次のように改める。

5　第二項の規定の適用がある場合における相続税法第五十三条第三項第二号ロに掲げる期間につき納付すべき同項に規定する利子税は、同条第四項第二号ロの規定にかかわらず、同法第五十二条の規定及び第二項の規定に準じて計算した金額とする。

第九十七条の表の都道府県の項中「第三十七条第一項の表の第十四号」を「第三十七条第一項の表の第十二号」に、「第六十五条の七第一項の

表の第十五号」を「第六十五条の七第一項の表の第十三号」に、「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項」を「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項」に改め、同表の市町村の項中「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項」を「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項」に、「第七十条の四第三十二項（第七十条の六第三十八項」を「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項」に改める。

（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の廃止）

第十四条　経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　平成十八年五月一日

イ　第七条の規定（酒税法第七条第三項に一号を加える改正規定を除く。）並びに附則第六十四条から第六十六条まで、第六十八条から第七十条まで、第百七十五条、第百七十六条、第百八十四条及び第百九十七条の規定

ロ　第十三条中租税特別措置法第八十七条から第八十七条の四までの改正規定、同法第八十七条の五第一項の改正規定（「第三章」を「第二十三条」に改める部分に限る。）、同法第八十七条の六第一項の改正規定（「第三条第七号」を「第三条第十二号」に改める部分及び「第二十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定（「第二十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改める部分に限る。）並びに附則第百五十二条の規定

二　第十三条中租税特別措置法第十一条の六第一項の改正規定（同項の表の第一号中「有線テレビジョン放送法」の下に「（昭和四十七年法律第百十四号）」を加える部分を除く。）、同法第四十四条の六第一項の改正規定（同項の表の第一号中「電気通信事業法」の下に「（昭和五十九年法律第八十六号）」を加える部分を除く。）及び同法第六十八条の二十三第一項の改正規定並びに附則第八十三条第五項、第百七条第五項及び第百三十三条第五項の規定　平成十八年六月一日

三　次に掲げる規定　平成十八年七月一日

イ　第八条の規定並びに附則第七十一条及び第七十二条の規定

ロ　第十三条中租税特別措置法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定（「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第百五十三条から第百五十七条まで及び第百六十六条の規定

四　次に掲げる規定　平成十八年十月一日

イ　第一条中所得税法第二編第二章第二節第五款中第五十八条の前に一条を加える改正規定（第五十七条の四第三項に係る部分を除く。）及び同法第百五十七条第三項の改正規定（同項を同条第四項とする部分を除く。）並びに附則第八条第一項及び第十五条第二項の規定

ロ　第二条中法人税法第二条第十二号の七を同条第十二号の六の二とし、同号の次に四号を加える改正規定、同条第十二号の十五の次に二号を加える改正規定、同法第三十一条第五項及び第三十二条第七項の改正規定、同法第六十一条の二第六項の次に五項を加える改正規定（第七項及び第八項に係る部分に限る。）、同法第六十一条の十一第一項の改正規定（同項第五号中「商法第二百二十条ノ六第一項（端株主の端株買取請求権）に規定する端株」を「会社法第百八十九条第一項（単元未満株式についての権利の制限等）に規定する単元未満株式」に改める部分を除く。）、同法第六十一条の十二第一項の改正規定（同項第三号中「商法第二百二十条ノ六第一項（端株主の端株買取請求権）に規定する端株」を「会社法第百八十九条第一項（単元未満株式についての権利の制限等）に規定する単元未満株式」に改める部分を除く。）、同法第六十一条の十三第三項の改正規定、同法第六十二条の七第一項の改正規定、同法第二編第一章第一節第六款中同条の次に二条を加える改正規定（第六十二条の九に係る部分に限る。）、同法第六十三条の改正規定、同法第八十一条の九の改正規定、同法第八十一条の十第三項の改正規定並びに同法第百三十二条の二の改正規定（「利益の配当又は剰余金の分配の額」を「第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額」に改める部分を除く。）並びに附則第二十四条第一項及び第四項、第三十五条第三項、第三十六条第一項から第六項まで、第四十条、第四十一条、第四十七条第一項、第五十五条第二項並びに第百六十五条の規定

ハ　第三条中相続税法第六十四条第三項の改正規定（同項を同条第四項とする部分を除く。）及び附則第五十九条第七項の規定

ニ　第四条中地価税法第三十二条第三項の改正規定（同項を同条第四項とする部分を除く。）及び附則第六十条第二項の規定

ホ　第六条中消費税法第十六条第二項の改正規定

ヘ　第十条中国税通則法第七十一条第二項の改正規定

ト　第十三条中租税特別措置法第二条第二項の改正規定（同項第二十号から第二十号の三までを削り、同項第二十一号を同項第二十号とし、同項第二十一号の二を同項第二十号の二とし、同項第二十一号の三を同項第二十一号とする部分を除く。）、同法第二十六条第二項第六号の改正規定、同法第三十七条の十四を削る改正規定、同法第三十七条の十四の二を同法第三十七条の十四とする改正規定、同法第六十二条の三第九項の改正規定（第六十五条の十五」を「第六十六条」に改める部分を除く。）、同法第六十三条第四項の改正規定、同法第六十四条の二の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第七項に係る部分を除く。）、同法第六十五条の二第七項の改正規定、同法第六十

五条の七第一項の改正規定（「次条第十三項及び第十四項」を「次条第十四項及び第十五項」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の八の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第二項及び第四項に係る部分、同条第七項に係る部分、同条第八項に係る部分、同条第十四項中「第二十四号」及び「第二十一号」を「第十八号」に改める部分を除く。）、同法第六十五条の十二の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第八項に係る部分を除く。）、同法第六十五条の十四の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第八項に係る部分を除く。）、同法第六十五条の十七条の八から第六十七条の十までの改正規定、同法第六十八条の六十八第九項の改正規定（「第六十八条の八十五の二」を「第六十八条の八十五の三」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の六十九第四項の改正規定、同法第六十八条の七十一の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第八項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の七十三第七項の改正規定、同法第六十八条の七十八第一項の改正規定（「次条第十四項及び第十五項」を「次条第十五項及び第十六項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の七十九の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第三項に係る部分、同条第五項に係る部分、同条第八項に係る部分、同条第九項に係る部分、同条第十五項中「第二十一号」及び「第二十四号」を「第十八号」に改める部分並びに同条第十四項中「第二十一号」及び「第二十四号」を「第十八号」に改める部分並びに同条第十四項中「第二十一号」及び「第二十四号」を「第十八号」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の八十の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第八項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の八十三の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第九項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の八十五の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第九項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の百三の三及び第六十八条の百四を削る改正規定、同法第六十八条の百三の二を同法第六十八条の百四とする改正規定並びに同法第六十八条の百五の改正規定並びに附則第八十六条第二項、第九十三条第一項、第百十二条第三項、第十五項、第十七項及び第十九項、第百二十条第一項、第百三十八条第三項、第十五項、第十七項及び第十九項、第百四十五条第二項並びに第百四十六条第一項の規定

五

次に掲げる規定　平成十九年一月一日

イ　第一条中所得税法第七十六条第三項第四号の改正規定、同法第七十七条（見出しを含む。）の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十七条第一項の表の改正規定、同法第百二十条第三項の改正規定、同法第百二十一条第一項第二号ロの改正規定、同法第百九十条第二号ロの改正規定、同法第百九十六条の改正規定、同法第二百三条の三の改正規定、同法第二百二十五条の改正規定（同条第一項第五号に係る部分に限る。）、同法第二百二十六条に二項を加える改正規定、同法第二百三十一条に二項を加える改正規定、同法第二百三十四条第一項の改正規定（同項第二号中「第二百二十八条の二」を「第二百二十八条の三」に改める部分を除く。）、同法第二百三十五条第二項の改正規定、同法第二百四十二条の改正規定（同条第五号中「第二百二十八条の二」を「第二百二十八条の三」に改める部分を除く。）及び同法別表第二から別表第四までの改正規定並びに附則第九条から第十二条まで、第十四条、第十六条第一項、第十七条、第二十条及び第二十一条の規定

ロ　第二条中法人税法第六十六条の改正規定（同条第二項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める部分を除く。）、同法第八十一条の十二の改正規定（同条第二項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める部分を除く。）、同法第八十二条の四の改正規定、同法第九十九条の改正規定、同法第百二条第一項第三号の改正規定、同法第百四十三条の改正規定（同条第二項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める部分を除く。）及び同法第百四十五条の四の改正規定並びに附則第四十二条、第五十条、第五十三条、第五十四条、第五十六条及び第五十七条の規定

ハ　第十条中国税通則法第六十五条第一項及び第三項第二号の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十七条に一項を加える改正規定並びに同法第六十八条の改正規定並びに附則第七十三条、第七十四条及び第百六十二条の規定

ニ　第十三条中租税特別措置法第二十五条第二項の改正規定、同法第二十九条の二に三項を加える改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第三項第一号に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十六第四項を削る改正規定、同法第四十二条の三の改正規定、同法第六十七条の二第一項の改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定及び同法第六十八条の百第一項の改正規定並びに附則第八十五条、第八十八条第三項、第九十二条、第九十九条、第百十七条、第百二十三条、第百四十三条及び第百四十七条の規定

ホ　第十四条の規定並びに附則第百五十八条から第百六十一条まで、第百六十三条、第百六十四条、第百八十二条及び第百八十三条の規定

六　次に掲げる規定　会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日

イ　第一条中所得税法の目次の改正規定（「第五十八条」を「第五十七条の四」に改める部分に限る。）、同法第二条の改正規定（同条第一項第四号に係る部分及び同項第三十二号ロに係る部分を除く。）、同法第十四条第一項の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第二十四条第一項の改正規定（同条第一項中「資本等の金額又は同条第十六号の二に規定する連結個別資本等の金

額」を「資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」に改める部分、同項第四号を削る部分、同項第五号を同項第四号とする部分、同項第六号に係る部分及び同号を同項第五号とする部分を除く。）、同法第三十六条第三項の改正規定、同法第二編第二章第二節第五款中第五十八条の前に一条を加える改正規定（第五十七条の四第三項に係る部分に限る。）、同法第九十二条第一項の改正規定、同法第百六十一条第五号イの改正規定、同法第百六十九条第二号の改正規定、同法第百八十三条第二項の改正規定、同法第二百二十四条の改正規定、同法第二百二十四条の三の改正規定、同法第二百二十五条の改正規定（同条第一項第五号に係る部分及び同項第六号に係る部分を除く。）、同法第二百二十八条の二の改正規定、同法第二百二十八条の三の改正規定、同条を同法第二百二十八条の四とする改正規定、同法第二百二十八条の二の次に一条を加える改正規定、同法第二百三十四条第一項の改正規定（同項第二号中「第二百二十八条の二」を「第二百二十八条の三」に改める部分に限る。）及び同法第二百四十二条の改正規定（同条第五号中「第二百二十八条の二」を「第二百二十八条の三」に改める部分に限る。）並びに附則第四条、第五条第一項、第二項及び第五項、第八条第二項、第十六条第二項並びに第十八条の規定

ロ　第二条中法人税法第二条第十二号の六の改正規定、同条第十二号の八の改正規定（同号イ及びロに係る部分を除く。）、同条第十二号の九及び第十二号の十の改正規定、同条第十二号の十一の改正規定、同条第十二号の十四の改正規定、同条第十四号の改正規定、同条第十五号の改正規定、同法第十三条の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第二十二条第五項の改正規定（「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める部分を除く。）、同法第二十三条の改正規定、同項中「資本等の金額又は連結個別資本等の金額」を「資本金等の額又は連結個別資本金等の額」に改める部分、同項第四号を削る部分、同項第五号を同項第四号とする部分、同項第六号に係る部分及び同号を同項第五号とする部分を除く。）、同条第二項及び第三項の改正規定、同法第三十七条の改正規定、同法第三十九条の改正規定、同法第四十二条の改正規定（同条第一項中「補助金その他」を「補助金又は給付金その他」に、「これに」を「これらに」に改める部分を除く。）、同法第四十三条の改正規定、同法第四十四条の改正規定、同法第四十五条の改正規定、同法第四十六条の改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十八条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十条の改正規定、同法第五十四条から第五十六条までの改正規定（第五十四条に係る部分に限る。）、同法第五十四条の前に目名を付する改正規定、同法第五十九条第一項第一号の改正規定、同条第二項第一号の改正規定、同法第六十一条第一項の改正規定、同法第六十一条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同条第七項の改正規定（同項を同条第十二項とする部分を除く。）、同条第六項の次に五項を加える改正規定（第九項から第十一項までに係る部分に限る。）、同法第六十一条の十一第一項第五号の改正規定（同号を同項第六号とする部分を除く。）、同法第六十一条の十二第一項第三号の改正規定（同号を同項第四号とする部分を除く。）、同法第六十二条の改正規定（同条第一項後段中「次条第一項」を「次条」に改める部分を除く。）、同法第六十二条の二第一項の次に二項を加える改正規定（第三項に係る部分に限る。）、同法第六十二条の六の改正規定、同法第二編第一章第一節第六款中第六十二条の七の次に二条を加える改正規定（第六十二条の八に係る部分に限る。）、同法第六十八条第一項の改正規定、同法第六十九条第八項及び第十一項の改正規定（「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「出資を除く。」の下に「の総数又は総額」を加える部分を除く。）、同法第八十条の改正規定、同法第八十一条の四の改正規定、同法第八十一条の六の改正規定、同法第八十一条の十五第八項及び第十一項の改正規定（「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「出資を除く。」の下に「の総数又は総額」を加える部分を除く。）、同法第九十五条の改正規定、同法第百三十二条の二の改正規定（「利益の配当又は剰余金の分配の額」を「第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額」に改める部分に限る。）並びに同法第百三十八条第五号イの改正規定並びに附則第二十四条第二項、第二十六条第一項から第三項まで、第六項及び第七項、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条、第三十三条、第三十五条第四項から第六項まで、第三十六条第七項、第三十八条第一項、第三十九条、第四十三条第一項、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第二項、第五十一条第二項並びに第五十二条の規定

ハ　第十三条中租税特別措置法第五条の二第一項の改正規定、同法第八条の二第一項第二号の改正規定、同法第八条の五の改正規定、同法第九条第一項第七号の改正規定、同法第九条の二第一項の改正規定、同法第九条の三第一項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定（同条に三項を加える部分を除く。）、同法第三十二条第二項第一号の改正規定、同法第三十七条の十の改正規定（同条第三項第四号を削る部分、同項第五号を同項第四号とする部分、同項第六号に係る部分及び同号を同項第五号とする部分を除く。）、同法第三十七条の十一第一項の改正規定（同項第三号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十一の二第二項第三号の改正規定、同法第三十七条の十四の二第一項の改正規定、同法第三十七条

の十五第一項第一号の改正規定、同法第四十条の四第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第四十条の五第一項の改正規定（同項第二号中「第二条第二項第二十一号」を「第二条第二項第二十号」に改める部分を除く。）、同法第四十条の八第一項の改正規定（同項第三号中「第二条第二項第二十一号」を「第二条第二項第二十号」に改める部分を除く。）、同法第四十一条の十二の改正規定、同法第五十二条の三の改正規定、同法第五十五条の改正規定（同条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の五の改正規定（同条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の七の改正規定（同条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十七条の三第一項の改正規定、同法第五十七条の四第一項の改正規定、同法第五十七条の五第一項の改正規定（同項第二号の次に一号を加える部分を除く。）、同条第九項の改正規定、同法第五十七条の六の改正規定、同法第五十七条の七の改正規定、同法第五十七条の八の改正規定、同法第五十七条の九第一項の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第六十一条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第六十一条の二の改正規定、同法第六十一条の三第一項の改正規定、同法第六十一条の四第一項の改正規定（同項第三号の改正規定、同法第六十一条の四第一項の改正規定（「資本又は出資の金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改める部分に限る。）、同法第六十二条の三第二項第一号の改正規定、同法第六十三条第三項第十号の改正規定、同法第六十四条第一項の改正規定、同法第六十四条の二第一項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第六十五条の七第一項の改正規定（「、当該事業年度終了の時において」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の八第一項の改正規定（「特別勘定として」を「特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定（「終了の時において」を「の確定した決算」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の十一第一項の改正規定、同法第六十五条の十二第一項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第六十五条の十三第一項の改正規定、同法第六十五条の十四第一項の改正規定、同法第六十五条の十五第一項の改正規定、同法第六十六条の四第三項の改正規定、同法第六十六条の六第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第六十六条の八第一項の改正規定、同法第六十六条の二の改正規定、同法第六十六条の三第一項の改正規定、同法第六十六条の四第一項第三号の改正規定、同法第六十六条の五第一項の改正規定、同法第六十六条の六第一項の改正規定、同法第六十六条の七第一項の改正規定、同法第六十六条の八第一項の改正規定、同法第六十六条の九の改正規定、同法第六十六条の十第一項の改正規定、同法第六十六条の十一の二第二項の改正規定、同法第六十六条の十七第一項の改正規定、同法第六十六条の二十第一項の改正規定、同法第六十六条の三第一項の改正規定、同法第六十六条の三の三第一項第一号イの改正規定、同条第四項の改正規定、同法第六十六条の三の四第四項の改正規定、同法第六十六条の三の五第一項の改正規定、同法第六十六条の三の七第一項の改正規定（「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」の下に「（平成十二年法律第九十七号）」を加える部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同法第六十六条の三の七第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第六十六条の三の九第一項の改正規定、同法第六十六条の三の十三第一項第三号の改正規定、同法第六十六条の四十一の改正規定、同法第六十六条の四十三の改正規定（同条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の四十六の改正規定（同条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の四十八第一項の改正規定、同法第六十六条の四十八第二項第一号ハを削る改正規定、同法第六十六条の六十九第三項第十号の改正規定、同法第六十八条の七十第一項の改正規定、同法第六十八条の七十一第一項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第六十八条の七十八第一項の改正規定（「、当該連結事業年度終了の時において」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又

は」を「当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の七十九第一項の改正規定（「平成十八年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「第十九号」を「第十六号」に、「第二十一号」を「第十八号」に改める部分を除く。）、同条第八項の改正規定（「第二十一号」を「第十八号」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の八十二第一項の改正規定、同法第六十八条の八十三第一項の改正規定、同条第九項の改正規定、同法第六十八条の八十四第一項の改正規定、同法第六十八条の八十五第一項の改正規定、同条第九項の改正規定、同法第六十八条の八十五の二第一項の改正規定、同法第六十八条の八十八第三項の改正規定、同法第六十八条の九十第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第六十八条の九十二第一項の改正規定、同法第六十八条の九十三の四第一項第三号の改正規定、同法第六十八条の九十六第一項の改正規定、同法第六十八条の百二第二項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第十項の改正規定、同法第六十八条の百六第三項を削る改正規定、同法第六十九条の四第三項第四号の改正規定、同法第六十九条の五の改正規定（同条第十四項を同条第十五項とする部分及び同条第十三項の次に一項を加える部分を除く。）、同法第七十一条の二の改正規定、同法第八十条の二の改正規定（同条第一項第四号に係る部分及び同条を同法第八十条とする部分を除く。）、同法第八十条の三の改正規定（「第八号」を「第十号」に改める部分及び同条を同法第八十条の二とする部分を除く。）、同法第八十一条の改正規定（同条第四項中「又は有限会社」を削る部分、同条第二項中「又は有限会社」を削る部分及び同条第一項中「又は有限会社」を削る部分に限る。）、同法第八十二条の改正規定（「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第八十三条の三第一項第一号の改正規定、同法第八十四条の五の改正規定（「別表第一第十九号㈠カ」を「別表第一第二十四号㈠カ」に改める部分を除く。）並びに同法第九十一条の四の改正規定並びに附則第七十七条、第七十八条、第八十八条第一項及び第二項、第九十条第一項から第六項まで及び第九項、第九十一条、第九十三条第二項、第九十四条、第九十五条、第九十七条、第九十八条、第百八条、第百九条第一項、第百十条、第百十一条、第百十二条第一項、第十項、第十四項、第十六項、第十八項及び第二十項、第百十五条、第百十六条、第百十八条、第百二十条第三項、第百二十一条第一項及び第二項、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条、第百二十八条、第百三十四条、第百三十五条第一項、第百三十六条、第百三十八条第一項、第二項、第十項、第十四項、第十六項、第十八項及び第二十項、第百四十一条、第百四十二条並びに第百四十四条の規定

七　第五条中登録免許税法第三十二条の次に二条を加える改正規定（第三十三条に係る部分に限る。）　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第　　号）の施行の日

八　次に掲げる規定　道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）附則第一条第二号に定める日

イ　第九条の規定

ロ　第十三条中租税特別措置法第九十条の十一第一項の改正規定

九　第十三条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三十七条の九の三」を「第三十七条の九の四」に改める部分及び「第六十八条の八十五の二」を「第六十八条の八十五の三」に改める部分に限る。）、同法第三十一条の二第四項の改正規定、同法第三十三条第一項の改正規定、同法第三十五条第一項の改正規定、同法第三十六条の二第一項の改正規定、同法第三十七条の四の改正規定（「第三十七条の九の三」を「第三十七条の九の四」に改める部分に限る。）、同法第二章第四節第八款中第三十七条の九の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十二条の三第九項の改正規定（「第六十五条の十五」を「第六十六条」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の三第一項の改正規定、同法第六十五条の四第一項の改正規定（「第六十五条の十五」を「第六十六条」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の五第一項の改正規定、同法第六十六条及び第六十六条の二の改正規定、同法第六十八条の六十八第九項の改正規定（「第六十八条の八十五の二」を「第六十八条の八十五の三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の七十四第一項の改正規定、同法第六十八条の七十五第一項及び第六十八条の七十六第一項の改正規定並びに同法第三章第十九節第四款中第六十八条の八十五の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第八十九条第十一項、第百十二条第二十一項及び第百三十八条第二十一項の規定　国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）の施行の日

十　第十三条中租税特別措置法第十四条の改正規定、同法第三十三条の三第一項の改正規定、同法第三十四条の二第二項の改正規定（同項第十二号ロを削る部分、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとする部分及び同項第十三号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の五第一項の表の改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第六十五条第一項の改正規定（「第六十五条の十五」を「第六十六条」に改め

る部分、同項第十二号ロを削る部分、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとする部分及び同項第十三号に係る部分を除く。）及び同法第六十八条の三十四の改正規定並びに附則第八十三条第十項及び第十一項、第八十九条第一項、第二項、第四項、第六項及び第十項、第百七条第十二項及び第十三項、第百十二条第四項、第五項、第七項及び第九項、第百三十三条第十二項及び第十三項並びに第百三十八条第四項、第五項、第七項及び第九項の規定　中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　　号）の施行の日

十一　第十三条中租税特別措置法第五十七条の五第一項の改正規定（同項第二号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第十二項の改正規定、同法第六十八条の五十五第一項の改正規定（「第一号」の下に「又は第一号の二」を加える部分及び同項第一号の次に一号を加える部分に限る。）及び同条第十三項の改正規定並びに附則第百九条第七項及び第百三十五条第七項の規定　保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の施行の日

十二　第十三条中租税特別措置法第八十二条の次に二条を加える改正規定（第八十二条の三に係る部分に限る。）　海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第二十一条までにおいて「新所得税法」という。）の規定は、平成十八年分以後の所得税について適用し、平成十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（非永住者に関する経過措置）

第三条　新所得税法第二条第一項第四号の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新所得税法第七条第一項第一号から第三号までに定める所得について適用し、施行日前の第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第二十二条までにおいて「旧所得税法」という。）第七条第一項第一号から第三号までに定める所得については、なお従前の例による。

（配当所得に関する経過措置）

第四条　新所得税法第二十四条の規定は、次項に定めるものを除き、同条第一項に規定する配当等で当該配当等の支払に係る基準日が附則第一条第六号に定める日（以下「会社法施行日」という。）以後であるものについて適用し、旧所得税法第二十四条第一項に規定する配当等で当該配当等の支払に係る基準日が会社法施行日前であるものについては、なお従前の例による。

2　会社法第四百五十四条第一項若しくは第五項の決議又は同法第四百五十九条第一項の規定による定款の定めがある場合における取締役会の決議による新所得税法第二十四条第一項第三号に規定する資本の払戻しにより交付を受ける金銭その他の資産については、当該資本の払戻しに係る基準日が会社法施行日前であるものであっても、同条の規定を適用する。

3　旧所得税法第二十五条第一項第四号に規定する株式の消却により交付を受ける金銭その他の資産で当該株式の消却が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

4　新所得税法第二十五条（第一項第五号に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる事由により交付を受ける金銭その他の資産で当該事由が施行日以後であるものについて適用し、旧所得税法第二十五条第一項第六号に規定する持分の払戻しにより交付を受ける金銭その他の資産で当該持分の払戻しが施行日前であるものについては、なお従前の例による。

5　新所得税法第二十五条（第一項第六号に係る部分に限る。）の規定は、同号に規定する組織変更により交付を受ける金銭その他の資産で当該組織変更が会社法施行日以後であるものについて適用する。

（家事関連費等の必要経費不算入等に関する経過措置）

第六条　新所得税法第四十五条第二項及び第三項の規定は、個人が施行日以後に供与をする同条第二項に規定する金銭の額及び金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額について適用する。

（外貨建取引の換算に関する経過措置）

第七条　新所得税法第五十七条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する外貨建取引（次項において「外貨建取引」という。）について適用する。

2　新所得税法第五十七条の三第二項の規定は、個人が施行日前に行った外貨建取引のうち施行日以後に同項に規定する先物外国為替契約等を締結して円換算額（同条第一項に規定する円換算額をいう。）を確定させたもの及び施行日以後に行う外貨建取引について適用する。

（株式交換等に係る譲渡所得等の特例に関する経過措置）

第八条　新所得税法第五十七条の四（第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、個人が平成十八年十月一日以後に行う同条第一項に規定する株式交換による同項に規定する旧株の譲渡又は同条第二項に規定する株式移転による同項に規定する旧株の譲渡について適用する。

2　新所得税法第五十七条の四（第三項に係る部分に限る。）の規定は、個人が会社法施行日以後に行う同項各号に定める事由による当該各号に掲げる有価証券の譲渡について適用する。

（生命保険料控除に関する経過措置）

第九条　新所得税法第七十六条の規定は、平成十九年分以後の所得税について適用し、平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（地震保険料控除に関する経過措置）

第十条　新所得税法第七十七条の規定は、平成十九年分以後の所得税について適用し、平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　居住者が、平成十九年以後の各年において、平成十八年十二月三十一日までに締結した長期損害保険契約等（旧所得税法第七十七条第一項に規定する損害保険契約等であって、当該損害保険契約等が保険期間又は共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約のある契約その他政令で定めるこれに準ずる契約でこれらの期間が十年以上のものであり、かつ、平成十九年一月一日以後に当該損害保険契約等の変更をしていないものに限るものとし、当該損害保険契約等の保険期間又は共済期間の始期（これらの期間の定めのないものにあっては、その効力を生ずる日）が平成十九年一月一日以後であるものを除く。以下この条において同じ。）に係る損害保険料（同項に規定する損害保険料をいう。以下この項において同じ。）を支払った場合には、新所得税法第七十七条第一項の規定により控除する金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用することができる。この場合において、同項中「保険又は共済」とあるのは「保険若しくは共済」と、「保険金又は共済金」とあるのは「保険金若しくは共済金」と、「又は掛金」とあるのは「若しくは掛金」と、「を支払った場合」とあるのは「又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第十条第二項（地震保険料控除に関する経過措置）に規定する長期損害保険契約等に係る同項に規定する損害保険料を支払った場合」と、同条第三項中「控除は」とあるのは「控除（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第十条第二項の規定による控除を含む。）は」とする。

一　その年中に支払った地震保険料等（新所得税法第七十七条第一項に規定する地震保険料（以下この項において「地震保険料」という。）及び長期損害保険契約等に係る損害保険料（以下この項において「旧長期損害保険料」という。）をいう。以下この項において同じ。）に係る契約のすべてが同条第一項に規定する損害保険契約等（以下この項及び次項において「損害保険契約等」という。）に該当するものである場合　その年中に支払った当該損害保険契約等に係る地震保険料の金額の合計額（その年において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって地震保険料の払込みに充てた場合には当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額とし、その金額が五万円を超える場合には五万円とする。第三号において同じ。）

二　その年中に支払った地震保険料等に係る契約のすべてが長期損害保険契約等に該当するものである場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　その年中に支払った旧長期損害保険料の金額の合計額（その年において長期損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は長期損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって旧長期損害保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額を控除した残額。以下この項において同じ。）が一万円以下である場合　当該合計額

ロ　その年中に支払った旧長期損害保険料の金額の合計額が一万円を超え二万円以下である場合　一万円と当該合計額から一万円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

ハ　その年中に支払った旧長期損害保険料の金額の合計額が二万円を超える場合　一万五千円

三　その年中に支払った地震保険料等に係る契約のうちに第一号に規定する契約と前号に規定する契約とがある場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　その年中に支払った第一号に規定する契約に係る地震保険料の金額の合計額と、その年中に支払った前号に規定する契約に係る旧長期損害保険料の金額の合計額につき同号の規定に準じて計算した金額との合計額が五万円以下である場合　当該合計額

ロ　イにより計算した金額が五万円を超える場合　五万円

3　前項各号に定める金額を計算する場合において、一の損害保険契約等又は一の長期損害保険契約等が同項第一号又は第二号に規定する契約のいずれにも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当するものとして、同項の規定を適用する。

4　前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（扶養控除等に関する経過措置）

第十一条　新所得税法第八十四条第一項及び第八十九条第一項の規定は、平成十九年分以後の所得税について適用し、平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（平成十九年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例）

第十二条　居住者の平成十九年分の所得税に係る新所得税法第百四条第一項に規定する予定納税基準額（次項において「予定納税基準額」という。）は、同条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一　次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額

イ　その者の平成十八年分の課税総所得金額につき、新所得税法第二編第三章及び第四章の規定を適用して計算した場合における所得税の額（当該課税総所得金額の計算の基礎となった各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があった場合には、旧所得税法第百四条第

一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかったものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第二条の規定の適用があった場合には、同条の規定の適用がなかったものとして計算した額とする。）

ロ　その者の第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下この条及び附則第十四条第一項において「旧所得税等負担軽減措置法」という。）第四条の規定により読み替えられた旧所得税法第二編第三章の規定及び同編第四章の規定を適用し、かつ、旧所得税等負担軽減措置法第六条第一項の規定を適用しないものとした場合における平成十八年分の課税総所得金額に係る所得税の額（当該課税総所得金額の計算の基礎となった各種所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があった場合には、旧所得税法第百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかったものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条の規定の適用があった場合には、同条の規定の適用がなかったものとして計算した額とする。以下この号において「調整後所得税額」という。）から当該調整後所得税額の百分の十に相当する金額（当該金額が十二万五千円を超える場合には、十二万五千円）を控除した金額

二　その者の平成十八年分の課税総所得金額の計算の基礎となった各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額（当該各種所得のうちに一時所得、雑所得又は雑所得に該当しない臨時所得がある場合には、これらの所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額を控除した額）

2　非居住者の平成十九年分の所得税に係る予定納税基準額は、前項の規定に準じて計算する。

（確定申告書の添付書類に関する経過措置）

第十三条　新所得税法第百二十条第五項（新所得税法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項（これらの規定を新所得税法第百六十六条において準用する場合を含む。）並びに第百六十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、施行日以後に新所得税法第百二十条第五項の非永住者であった期間を有する居住者が、平成十八年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用する。

（平成十九年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）

第十四条　平成十九年において新所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額（次項において「純損失の金額」という。）がある場合における新所得税法第百四十条第一項又は第百四十一条第一項（これらの規定を新所得税法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、旧所得税等負担軽減措置法第四条の規定により読み替えられた旧所得税法第二編第三章第一節の規定及び旧所得税等負担軽減措置法第五条の規定により読み替えられた旧所得税法第百六十五条の規定を適用して計算した所得税の額から当該所得税の額の百分の十に相当する金額（当該金額が十二万五千円を超える場合には、十二万五千円）を控除した金額による。

2　前項に定めるもののほか、平成十九年において純損失の金額がある場合における新所得税法第百四十条第五項及び第百四十一条第四項（これらの規定を新所得税法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（同族会社等の行為又は計算の否認等に関する経過措置）

第十五条　新所得税法第百五十七条第一項から第三項までの規定は、法人が施行日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が施行日前に行った行為又は計算については、なお従前の例による。

2　新所得税法第百五十七条第四項の規定は、法人が平成十八年十月一日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が同日前に行った行為又は計算については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十六条　新所得税法第四編第二章第一節の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、平成十九年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2　新所得税法第百八十三条第二項の規定は、同項の支払の確定した日が会社法施行日以後である同項に規定する賞与について適用し、旧所得税法第百八十三条第二項の支払の確定した日が会社法施行日前である同項に規定する賞与については、なお従前の例による。

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十七条　新所得税法第二百三条の三の規定は、平成十九年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に関する経過措置）

第十八条　新所得税法第二百二十四条の三の規定は、会社法施行日以後に行われる同条第二項に規定する株式等の譲渡について適用し、会社法施行日前に行われた旧所得税法第二百二十四条の三第二項に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による。

2　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号。以下この条において「会社法関係整備法」という。）第九十八条第二項又は第二百十四条第二項の規定の適用がある場合における新所得税法第二百二十四条の三第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第一号に規定する株式には、会社法関係整備法第九十八

条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた新株の引受権を含むものとし、新所得税法第二百二十四条の三第二項第四号に規定する優先出資には、会社法関係整備法第二百十四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた優先出資を引き受けることができる権利を含むものとする。

（支払調書の提出に関する経過措置）

第十九条　新所得税法第二百二十五条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に支払うべき同号に規定する報酬について適用し、施行日前に支払うべき旧所得税法第二百二十五条第一項第六号に規定する報酬については、なお従前の例による。

（給与等の源泉徴収票に関する経過措置）

第二十条　新所得税法第二百二十六条第四項及び第五項の規定は、平成十九年一月一日以後に交付する同条第一項の給与等の源泉徴収票について適用する。

（給与等の支払明細書に関する経過措置）

第二十一条　新所得税法第二百三十一条第二項及び第三項の規定は、平成十九年一月一日以後に交付する同条第一項の給与等の支払明細書について適用する。

（申告書の公示に関する経過措置）

第二十二条　施行日前に税務署長が旧所得税法第二百三十三条の規定により行った公示については、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二十三条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法（以下附則第五十七条までにおいて「新法人税法」という。）の規定は、法人（新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第五十七条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の施行日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税及び法人の施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この条において同じ。）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の施行日前に開始した計算期間の所得に対する法人税及び法人の施行日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（株式交換完全子法人等に関する経過措置）

第二十四条　新法人税法第二条第十二号の六の三から第十二号の七までの規定は、平成十八年十月一日以後に行われる株式交換及び株式移転について適用する。

2　新法人税法第二条第十二号の九、第十二号の十及び第十二号の十四の規定は、会社法施行日以後に行われる分割及び現物出資について適用し、会社法施行日前に行われた分割及び第二条の規定による改正前の法人税法（以下附則第五十八条までにおいて「旧法人税法」という。）第二条第十二号の十四に規定する現物出資については、なお従前の例による。

3　施行日から平成十八年九月三十日までの間における新法人税法第二条第十二号の八から第十二号の十四までの規定の適用については、同条第十二号の八中「第十二号の十六」とあるのは、「第十二号の十四」とする。

4　新法人税法第二条第十二号の十六及び第十二号の十七の規定は、平成十八年十月一日以後に行われる株式交換及び株式移転について適用する。

（資本金等の額及び利益積立金額等に関する経過措置）

第二十五条　新法人税法第二条第十六号から第十八号の三までの規定は、施行日以後にこれらの規定に掲げる金額が増加し、又は減少する事由が生ずる場合について適用し、施行日前に旧法人税法第二条第十六号から第十八号の三までに掲げる金額が増加し、又は減少する事由が生じた場合には、なお従前の例による。

（受取配当等の益金不算入等に関する経過措置）

第二十六条　新法人税法第二十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が受ける会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項に規定する配当等の額（会社法第四百五十四条第一項若しくは第五項の決議又は同法第四百五十九条第一項の規定による定款の定めがある場合における取締役会の決議による剰余金の配当で、その支払に係る基準日が会社法施行日前の日であるもの（以下この項及び第三項において「経過配当」という。）の額を含む。）について適用し、法人が受けた会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧法人税法第二十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）に規定する配当等の額（経過配当の額を除く。）については、なお従前の例による。

2　新法人税法第二十三条第三項の規定は、法人が受ける会社法施行日以後の日を同項に規定する基準日とする同項に規定する配当等の額について適用し、法人が受けたその計算の基礎となった期間の末日が会社法施行日前である旧法人税法第二十三条第三項に規定する配当等の額については、なお従前の例による。

3　新法人税法第二十四条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同号に規定する資本の払戻し（経過配当に該当する同号に規定する剰余金の配当を含む。）により金銭その他の資産の交付を受ける場合について適用し、法人が会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧法人税法第二十四条第一項第三号に規定する資本又は出資の減少により金銭その他の資産の交付を受けた場合については、なお従前の例による。

4　法人が施行日前に行われた旧法人税法第二十四条第一項第四号に規定する株式の消却により金銭その他の資産の交付を受けた場合については、なお従前の例による。

5　新法人税法第二十四条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する法人の同号に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受ける場合について適用し、法人が施行日前に行われた旧法人税法第二十四条第一項第六号に規定する持分の払戻し

により金銭その他の資産の交付を受けた場合については、なお従前の例による。

6　新法人税法第二十四条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、法人が会社法施行日以後に行われる同号に規定する組織変更により金銭その他の資産の交付を受ける場合について適用する。

7　新法人税法第二十四条第二項の規定は、法人が会社法施行日以後に行う合併について適用し、法人が会社法施行日前に行った合併及び分割型分割については、なお従前の例による。

（役員給与の損金不算入に関する経過措置）

第二十七条　施行日から会社法施行日の前日までの間における新法人税法第三十四条の規定の適用については、同条第一項中「第五十四条第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する新株予約権によるもの並びにこれら」とあるのは「退職給与」と、同項第三号イ(2)中「会社法第四百四条第三項（委員会の権限等）の」とあるのは「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の五第一項第三号（委員会及び執行役の設置等）に掲げる」とする。

（寄附金の損金不算入に関する経過措置）

第二十八条　法人が会社法施行日前に終了した事業年度において支出した旧法人税法第三十七条第一項に規定する寄附金の額で同項に規定する経理をしたものについては、なお従前の例による。

2　法人が施行日から会社法施行日の前日までの間に終了する事業年度において旧法人税法第三十七条第三項に規定する寄附金の額を支出する場合における同項の規定の適用については、同項中「資本等の金額」とあるのは、「資本金等の額」とする。

（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等に関する経過措置）

第二十九条　新法人税法第四十二条第一項及び第二項、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十七条第一項及び第二項、第四十八条第一項並びに第四十九条第一項の規定は、法人の会社法施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の会社法施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等に関する経過措置）

第三十条　新法人税法第五十四条の規定は、法人が会社法施行日以後にその発行に係る決議をする同条第一項に規定する新株予約権及び当該新株予約権に係る同項に規定する承継新株予約権並びに同条第五項に規定する新株予約権について適用する。

2　法人が会社法施行日から平成十八年九月三十日までの間に新法人税法第五十四条第一項に規定する合併等を行う場合における同条の規定の適用については、同項中「株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人」とあるのは「会社法第七百六十七条（株式交換契約の締結）に規定する株式交換完全親会社又は同法第七百七十三条第一項第一号（株式移転計画）に規定する株式移転設立完全親会社」と、「株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人」とあるのは「会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社」とする。

（不正行為等に係る費用等の損金不算入に関する経過措置）

第三十一条　新法人税法第五十五条第一項及び第二項の規定は、法人が施行日以後に支出する同条第一項（第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する費用の額又は法人の施行日以後に生ずる同条第一項に規定する損失の額について適用する。

2　新法人税法第五十五条第五項の規定は、法人が施行日以後に供与をする同項の金銭の額及び金銭以外の資産の価額並びに経済的な利益の額の合計額に相当する同項に規定する費用又は損失の額について適用する。

（特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用に関する経過措置）

第三十二条　新法人税法第五十七条の二の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する他の者との間に当該他の者による同項に規定する特定支配関係を有することとなる場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額について適用する。

（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入に関する経過措置）

第三十三条　新法人税法第五十九条第一項及び第二項の規定は、法人が会社法施行日以後にこれらの規定に規定する債務の免除を受ける場合について適用し、法人が会社法施行日前に旧法人税法第五十九条第一項及び第二項に規定する債務の免除を受けた場合については、なお従前の例による。

（特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入に関する経過措置）

第三十四条　新法人税法第六十一条の規定は、同条第一項に規定する欠損等法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。この場合において、当該欠損等法人の同項に規定する適用事業年度が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了するときにおける同項の規定の適用については、同項中「第五十七条の二第一項に規定する適用事業年度又は第八十一条の九の二第一項に規定する適用連結事業年度（以下この項において「適用事業年度等」という。）開始の日」とあり、及び「当該適用事業年度等の開始の日」とあるのは、「平成十八年四月一日」とする。

2　施行日から平成十八年九月三十日までの間に終了する事業年度における新法人税法第六十一条の規定の適用については、同条第一項中「若しくは第六十一条の十二第一項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）又は第六十二条の九第一項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）」とあるのは「又は第六十一条の十二第一項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）」と、「若しくは第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度又は第六十二条の九第一項の規定の適用を受ける事業年度」とあるのは

「又は第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度」とする。

（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入に関する経過措置）

第三十五条　旧法人税法第六十一条の二第五項の規定は、施行日前に自己の株式（出資を含む。）の譲渡が行われた場合については、なお従前の例による。

2　法人が施行日から会社法施行日の前日までの間に自己を被合併法人又は分割法人とする適格合併又は適格分割型分割を行う場合の新法人税法第六十一条の二第五項及び第六項の規定の適用については、同条第五項中「内国法人が」とあるのは「内国法人がその行つた適格合併に係る」と、同条第六項中「内国法人が自己を分割法人とする適格分割型分割により当該適格分割型分割に係る分割承継法人の株式を当該内国法人の株主等に交付した」とあるのは「内国法人がその行つた適格分割型分割に係る所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第三十八条第二項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡等に関する経過措置）の規定により読み替えられた第六十二条の二第二項（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）の規定により同項に規定する株主等に同項に規定する株式を交付したものとされる」と、「第六十二条の二第三項」とあるのは「同条第二項」とする。

3　新法人税法第六十一条の二第七項及び第八項の規定は、平成十八年十月一日以後に株式交換又は株式移転が行われる場合について適用する。

4　新法人税法第六十一条の二第九項及び第十項の規定は、会社法施行日以後に同条第九項に規定する合併等又は同条第十項に規定する組織変更が行われる場合について適用する。

5　会社法施行日から平成十八年九月三十日までの間に新法人税法第六十一条の二第九項に規定する合併等が行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人」とあるのは、「会社法第七百六十七条（株式交換契約の締結）に規定する株式交換完全親会社又は同法第七百七十三条第一項第一号（株式移転計画）に規定する株式移転設立完全親会社」とする。

6　新法人税法第六十一条の二第十一項の規定は、会社法施行日以後に同項各号に定める事由が生ずる場合について適用する。

7　新法人税法第六十一条の二第十三項の規定は、施行日以後に同項に規定する出資の払戻しが行われる場合について適用する。

（連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益に関する経過措置）

第三十六条　新法人税法第六十一条の十一第一項第四号の規定は、平成十八年十月一日以後に行われる適格株式交換に係る株式交換完全子法人である法人について適用する。

2　新法人税法第六十一条の十一第一項第五号の規定は、平成十八年十月一日以後に行われる適格合併、同号に規定する合併類似適格分割型分割（以下この項及び第五項において「合併類似適格分割型分割」という。）、適格株式交換又は適格株式移転に係る同号に掲げる法人について適用し、同日前に行われた適格合併、合併類似適格分割型分割又は適格株式移転に係る旧法人税法第六十一条の十一第一項第四号に掲げる法人については、なお従前の例による。

3　平成十八年十月一日前に行われた株式交換に係る旧法人税法第六十一条の十一第一項第六号に掲げる法人については、なお従前の例による。

4　新法人税法第六十一条の十二第一項第二号の規定は、平成十八年十月一日以後に行われる適格株式交換に係る株式交換完全子法人である法人について適用する。

5　新法人税法第六十一条の十二第一項第三号の規定は、平成十八年十月一日以後に行われる適格合併、合併類似適格分割型分割又は適格株式交換に係る同号に掲げる法人について適用し、同日前に行われた適格合併又は合併類似適格分割型分割に係る旧法人税法第六十一条の十二第一項第二号に掲げる法人については、なお従前の例による。

6　平成十八年十月一日前に行われた株式交換に係る旧法人税法第六十一条の十二第一項第四号に掲げる法人については、なお従前の例による。

7　会社法施行日から平成十八年九月三十日までの間に株式移転により設立される法人に係る旧法人税法第六十一条の十一及び第六十一条の十二の規定の適用については、旧法人税法第六十一条の十一第一項第一号中「商法第三百五十二条第一項（株式交換）に規定する完全子会社」とあるのは、「会社法第七百七十三条第一項第五号（株式移転計画）に規定する株式移転完全子会社」とする。

（分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整に関する経過措置）

第三十七条　新法人税法第六十一条の十三第一項の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡する場合について適用し、法人が施行日前に旧法人税法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した場合については、なお従前の例による。

2　法人が施行日の前日において旧法人税法第六十一条の十三第二項に規定する譲渡損益調整資産（自己の株式又は出資に限る。）を有していた場合には、当該譲渡損益調整資産につき施行日において同項の事由が生じたものとみなして、同項の規定を適用する。

（合併及び分割による資産等の時価による譲渡等に関する経過措置）

第三十八条　新法人税法第六十二条第一項、第六十二条の二第三項及び第六十二条の六第一項の規定は、法人が会社法施行日以後に行う分割について適用し、法人が会社法施行日前に行った分割については、なお従前の例による。

2　法人が施行日から会社法施行日の前日までの間に適格分割型分割を行った場合における新法人税法第六十二条の二の規定の適用については、同条第二項中「前項（適格合併に係る部分に限る。）」とあるのは「前項」と、「合併法人」とあるのは「合併法人又は分割承継法人」と、「第六十一条の二第三項」とあるのは「第六十一条の二第四項」と、「当該適格合併」とあるのは「前項の適格合併又は適格分割型分割」とする。

（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等に関する経過措置）

第三十九条　新法人税法第六十二条の八の規定は、法人が会社法施行日以後に行う同条第一項に規定する非適格合併等について適用する。

（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益に関する経過措置）

第四十条　新法人税法第六十二条の九の規定は、法人が平成十八年十月一日以後に行う株式交換及び株式移転について適用する。

（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）

第四十一条　新法人税法第六十三条第三項の規定は、法人の平成十八年十月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（各事業年度の所得に対する法人税の税率に関する経過措置）

第四十二条　新法人税法第六十六条第一項から第三項までの規定は、法人の平成十九年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（特定同族会社の特別税率に関する経過措置）

第四十三条　新法人税法第六十七条第四項の規定は、会社法施行日以後に終了する事業年度にその支払に係る基準日がある剰余金の配当又は利益の配当について適用する。

2　施行日以後に開始し、かつ、会社法施行日前に終了した事業年度における旧法人税法第六十七条第二項に規定する債務の確定していない賞与の額は、新法人税法第六十七条第三項に規定する留保した金額に含まれるものとする。

（外国税額の控除に関する経過措置）

第四十四条　新法人税法第六十九条第八項及び第十一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とするこれらの規定に規定する配当等の額がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧法人税法第六十九条第八項及び第十一項に規定する配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

（連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する経過措置）

第四十五条　新法人税法第八十一条の四第二項の規定は、連結法人が受ける会社法施行日以後の日を同項に規定する基準日とする同項に規定する配当等の額について適用し、連結法人が受けたその計算の基礎となった期間の末日が会社法施行日前である旧法人税法第八十一条の四第二項に規定する配当等の額については、なお従前の例による。

（連結事業年度における寄附金の損金不算入に関する経過措置）

第四十六条　連結法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度において支出した旧法人税法第八十一条の六第一項に規定する寄附金の額について同項に規定する経理をしたものについては、なお従前の例による。

2　連結法人が施行日から会社法施行日の前日までの間に終了する連結事業年度において旧法人税法第八十一条の六第三項に規定する寄附金の額を支出する場合における同項の規定の適用については、同項中「連結個別資本等の金額」とあるのは、「連結個別資本金等の額」とする。

（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）

第四十七条　新法人税法第八十一条の九第二項第二号の規定は、同項の連結子法人が平成十八年十月一日以後に行う適格株式移転に該当しない株式移転に係る株式移転完全子法人である場合における当該株式移転の日の属する事業年度又は連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた同号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額について適用し、旧法人税法第八十一条の九第二項の連結子法人が平成十八年十月一日前に行った株式移転に係る同項第二号に規定する完全子会社である場合における当該株式移転の日の属する事業年度又は連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた同号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額については、なお従前の例による。

2　会社法施行日から平成十八年九月三十日までの間に株式移転により設立される法人に係る旧法人税法第八十一条の九の規定の適用については、同条第二項第二号中「商法第三百五十二条第一項（株式交換）に規定する完全子会社」とあるのは「会社法第七百七十三条第一項第五号（株式移転計画）に規定する株式移転完全子会社」と、「完全親会社」とあるのは「同項第一号に規定する株式移転設立完全親会社」とする。

（特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用に関する経過措置）

第四十八条　新法人税法第八十一条の九の二の規定は、連結法人が施行日以後に同条第一項に規定する他の者との間に当該他の者による同項に規定する特定支配関係を有することとなる場合における同項に規定する適用連結事業年度前の各連結事業年度において生じた同項に規定する連結欠損金額について適用する。

（連結法人間取引の損益の調整に関する経過措置）

第四十九条　新法人税法第八十一条の十第一項の規定は、連結法人が施行日以後に同項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡する場合について適用し、連結法人が施行日前に旧法人税法第八十一条の十第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した場合については、なお従前の例による。

2　連結法人が施行日の前日において旧法人税法第八十一条の十第二項に規定する譲渡損益調整資産（自己の株式又は出資に限る。）を有していた場合には、当該譲渡損益調整資産につき施行日において同項の事由が生じたものとみなして、同項の規定を適用する。

（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率に関する経過措置）

第五十条　新法人税法第八十一条の十二第一項から第三項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人の連結親法人事業年度（新法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条及び次条において同

じ。）が平成十九年一月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、旧法人税法第八十一条の十二第一項から第三項までに規定する連結親法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（連結特定同族会社の特別税率に関する経過措置）

第五十一条　新法人税法第八十一条の十三の規定は、同条第一項の連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、旧法人税法第八十一条の十三第一項の連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2　新法人税法第八十一条の十三第三項の規定は、会社法施行日以後に終了する連結事業年度にその支払に係る基準日がある剰余金の配当又は利益の配当について適用する。

3　施行日以後に開始し、かつ、会社法施行日前に終了した連結事業年度における旧法人税法第八十一条の十三第二項に規定する債務の確定していない賞与の額は、新法人税法第八十一条の十三第二項に規定する留保した金額に含まれるものとする。

（連結事業年度における外国税額の控除に関する経過措置）

第五十二条　新法人税法第八十一条の十五第八項及び第十一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とするこれらの規定に規定する配当等の額がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧法人税法第八十一条の十五第八項及び第十一項に規定する配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率に関する経過措置）

第五十三条　新法人税法第八十二条の四の規定は、特定信託の受託者である法人の平成十九年一月一日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税について適用し、特定信託の受託者である法人の同日前に開始した計算期間の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（解散の場合の清算所得に対する法人税の税率に関する経過措置）

第五十四条　新法人税法第九十九条第一項及び第二項並びに第百二条第一項の規定は、法人の平成十九年一月一日以後の解散（合併による解散を除く。以下この条において同じ。）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、法人の同日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（同族会社等の行為又は計算の否認等に関する経過措置）

第五十五条　新法人税法第百三十二条第三項の規定は、法人が施行日以後に行う行為又は計算について適用する。

2　新法人税法第百三十二条の二の規定は、法人が平成十八年十月一日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が同日前に行った行為又は計算については、なお従前の例による。

（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率に関する経過措置）

第五十六条　新法人税法第百四十三条第一項から第三項までの規定は、外国法人の平成十九年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率に関する経過措置）

第五十七条　新法人税法第百四十五条の四の規定は、特定信託の受託者である外国法人の平成十九年一月一日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税について適用し、特定信託の受託者である外国法人の同日前に開始した計算期間の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（申告書の公示に関する経過措置）

第五十八条　施行日前に税務署長が旧法人税法第百五十二条の規定により行った公示については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条　第三条の規定による改正後の相続税法（以下この条及び附則第百五十条において「新相続税法」という。）の規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得する財産（施行日以後に新相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者の相続の開始があった場合において、新相続税法第二十一条の十六第一項の規定により同項に規定する相続により取得するものとみなされる財産を含む。）に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産（施行日前に第三条の規定による改正前の相続税法（以下この条及び附則第百五十条において「旧相続税法」という。）第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者の相続の開始があった場合において、旧相続税法第二十一条の十六第一項の規定により同項に規定する相続により取得したものとみなされる財産を含む。）に係る相続税については、なお従前の例による。

2　新相続税法の規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、平成十九年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。）により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

3　施行日前に税務署長が旧相続税法第四十九条第一項又は第二項の規定により行った公示については、なお従前の例による。

4　施行日以後に第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧相続税法第三十九条第二項若しくは第四十三条第五項の規定により延納の許可をする相続税額に係る利子税又は施行日前に第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧相続税法第三十九条第二項若しくは第四十三条第五

項の規定により延納の許可をした相続税額に係る利子税で施行日以後に当該相続税額に係る分納税額の納期限が到来するもの（施行日以後最初に当該納期限が到来するものを除く。）については、旧相続税法第五十二条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第一号中「の納期限までの期間の月数」とあるのは「の納期限までの期間」と、「金額（当該納期限前に納付があつた場合には、当該算出した金額から、当該納期限前に納付された税額を基礎とし、その納付の日の翌日から当該納期限までの期間の月数に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額（当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額）を控除した金額）」とあるのは「金額」と、同項第二号中「の月数に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額（当該納期限前に納付があつた場合には、当該算出した金額から、当該納期限前に納付された税額を基礎とし、その納付の日又は前回の分納税額の納期限のいずれか遅い日の翌日からその回の分納税額の納期限までの期間の月数に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額（当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額）を控除した金額）」とあるのは「に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額」とする。

5　施行日以後に第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧相続税法第三十九条第三項において準用する同条第二項の規定により延納の許可をした贈与税額に係る利子税又は施行日前に第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧相続税法第三十九条第三項において準用する同条第二項の規定により延納の許可をした相続税額に係る利子税で施行日以後に当該相続税額に係る分納税額の納期限が到来するもの（施行日以後最初に当該納期限が到来するものを除く。）については、旧相続税法第五十二条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第一号中「の納期限までの期間の月数」とあるのは「の納期限までの期間」と、「金額（当該納期限前に納付があつた場合には、当該算出した金額から、当該納期限前に納付された税額を基礎とし、その納付の日の翌日から当該納期限までの期間の月数に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額（当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額）を控除した金額）」とあるのは「に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額」とする。

6　新相続税法第六十四条第一項から第三項までの規定は、法人が施行日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が施行日前に行った行為又は計算については、なお従前の例による。

7　新相続税法第六十四条第四項の規定は、法人が平成十八年十月一日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が同日前に行った行為又は計算については、なお従前の例による。

（地価税法の一部改正に伴う経過措置）

第六十条　第四条の規定による改正後の地価税法（次項において「新地価税法」という。）第三十二条第一項から第三項までの規定は、法人が施行日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が施行日前に行った行為又は計算については、なお従前の例による。

2　新地価税法第三十二条第四項の規定は、法人が平成十八年十月一日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が同日前に行った行為又は計算については、なお従前の例による。

3　施行日前に税務署長が第四条の規定による改正前の地価税法第三十四条の規定により行った公示については、なお従前の例による。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第六十一条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第五条の規定による改正後の登録免許税法（以下この条において「新登録免許税法」という。）の規定は、施行日以後に受ける登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下この条において「登記等」という。）に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記等に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　新登録免許税法別表第一第三十二号(一)、(二十二)、(二十三)、(二十六)、(二十八)、(三十ヲ)、(三十三)若しくは(三十五)、第三十三号、第三十五号(九)から(十一)まで、第三十七号(四)から(六)まで、第三十九号、第四十号(三)若しくは(五)、第四十一号(三)若しくは(六)、第四十二号(四)、第四十三号(二)、第四十四号、第四十五号、第四十七号、第五十一号(一)（同号(一)に規定する変更登録に係る部分に限る。）、第五十三号、第五十五号、第五十六号（同号に規定する変更登録に係る部分に限る。）、第五十七号、第五十八号、第六十五号、第六十六号(四)、第六十七号、第七十号(一)若しくは(二)、第七十四号、第七十五号、第七十七号(一)から(五)まで、第八十一号、第八十三号(一)、第八十八号、第八十九号(一)若しくは(二)、第九十号、第九十四号(五)、第九十六号(三)、第百号(一)から(三)まで、第百二号、第百四号(一)イ若しくはロ、(二)若しくは(三)、第百五号、第百七号から第百号まで、第百十四号(二)、第百十七号から第百十九号まで、第百二十号(四)、第百二十一号から第百二十三号まで、第百二十四号(一)、第百二十五号(二)、第百二十六号から第百二十九号まで、第百三十号(一)若しくは(二)、第百三十一号(一)から(三)まで、第百三十七号、第百三十八号(一)若しくは(二)、第百三十九号(二)、(四)、(六)若しくは(八)、第百四十三号(二)若しくは(三)、第百四十五号、第百四十六号(一)、第百四十八号、第百四十九号、第百五十号(二)又は第百五十五号(一)若しくは(三)に掲げる登記等の申請書を施行日前に当該登記等の事務をつかさどる官署又は団体（以下この条において「登記官署等」という。）に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登記等を受ける場合には、新登録免許税法第二十四条の二の規定は、適用しない。

3　新登録免許税法別表第一第三十二号(二十三)、(二十六)若しくは(三十五)、第三十七号(四)、第五十三号、第五十八号、第七十四号、第七十七号(一)か

ら㈤まで、第八十三号㈠、第百五号、第百十八号、第百二十四号㈠、第百二十九号、第百四十五号、第百四十六号㈠又は第百四十八号に掲げる登記等の申請書を施行日前に登記官署等に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登記等を受ける場合において、当該申請書の提出に際し当該登記等に係る手数料の納付をしているときは、当該納付をした手数料の額は、新登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の全部又は一部として納付したものとみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

4　新登録免許税法別表第一第六十五号㈡、第七十七号㈠から㈤まで又は第百十四号㈡に掲げる登記等の申請書を平成十八年一月一日前に登記官署等に提出した者が施行日から同年四月三十日（同表第七十七号㈠から㈤までに掲げる登記等にあっては、同年五月三十一日）までの間に当該申請書に係る登記等を受ける場合には、当該登記等については、登録免許税を課さない。

5　施行日から平成十八年四月三十日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第六十五号㈢イに掲げる免許に係る同号㈢イの規定の適用については、同号㈢イ中「全品目」とあるのは、「全種類」とする。

6　施行日前に作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条の第一種作業環境測定士の登録を受けた者が、施行日以後に受ける新登録免許税法別表第一第八十四号㈠に掲げる登録に係る同号㈠の規定の適用については、同号㈠中「登録（同法第二条第五号（定義）に規定する第一種作業環境測定士が受ける登録を除く。）」とあるのは「登録」と、「九万円」とあるのは「三万円」とする。

7　施行日前に測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第四十九条第一項の測量士の登録を受けた者が、施行日以後に受ける新登録免許税法別表第一第百五十二号㈠に掲げる登録に係る同号㈠の規定の適用については、同号㈠中「登録及び同法第四十九条第一項（測量士及び測量士補の登録）の測量士が受ける登録」とあるのは「登録」と、「九万円」とあるのは「三万円」とする。

（分割等があった場合の納税義務の免除の特例の経過措置）

第六十二条　第六条の規定による改正後の消費税法（次条において「新消費税法」という。）第十二条第三項及び第四項の規定は、これらの規定に規定する基準期間の末日が施行日以後に到来する場合について適用し、施行日前に当該基準期間の末日が到来した場合については、なお従前の例による。

（災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例の経過措置）

第六十三条　新消費税法第三十七条の二の規定は、同条第一項又は第六項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日が施行日以後に到来する場合における当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する同条第一項に規定する選択被災課税期間又は同条第六項に規定する不適用被災課税期間から適用する。

（酒税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第六十四条　この附則に別段の定めがあるものを除き、平成十八年五月一日前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

（清酒に係る経過措置）

第六十五条　第七条の規定（酒税法第七条第三項に一号を加える改正規定を除く。以下附則第七十条までにおいて同じ。）の施行の際、酒類の製造場に現存する酒類のうち、第七条の規定による改正前の酒税法（以下附則第六十八条までにおいて「旧酒税法」という。）第三条第三号ロの規定に該当する酒類でアルコール分が二十二度以上のもの又はその原料中米、水、清酒かす及び米こうじ以外の物品の重量の合計（以下この条において「副原料の重量」という。）が米（こうじ米を含む。以下この条において同じ。）の重量の百分の五十を超えるもの（これらに水又は第七条の規定による改正後の酒税法（以下附則第六十八条までにおいて「新酒税法」という。）第三条第七号に規定する清酒に限る。）については、平成十九年九月三十日までの間、新酒税法第三条第七号に規定する清酒とみなす。

（製造免許等に係る経過措置）

第六十六条　第七条の規定の施行の際、旧酒税法の規定により次の表の上欄に掲げる旧酒税法の酒類の種類又は品目の製造免許又は販売業免許（以下この条において「製造免許等」という。）を受けていた者は、平成十八年五月一日に、新酒税法の規定により同表の下欄に掲げる新酒税法の酒類の品目の製造免許等を受けたものとみなす。

旧酒税法の酒類の種類又は品目	新酒税法の酒類の品目
清酒	清酒
合成清酒	合成清酒
しょうちゅう甲類	連続式蒸留しょうちゅう
しょうちゅう乙類	単式蒸留しょうちゅう
みりん	みりん
ビール	ビール
果実酒	果実酒
甘味果実酒	甘味果実酒
ウイスキー	ウイスキー

ブランデー	ブランデー
スピリッツ	スピリッツ
原料用アルコール	原料用アルコール
リキュール類	リキュール
発泡酒	発泡酒
粉末酒	粉末酒
その他の雑酒	その他の醸造酒

2　旧酒税法の規定により分類されていた前項の表の上欄に掲げる種類又は品目の酒類のうち第七条の規定の施行により同表の下欄に掲げる品目と異なる品目に分類されることになる酒類（以下この項において「種類等相違酒類」という。）につき旧酒税法の規定により製造免許等を受けていた者は、平成十八年五月一日に、新酒税法の規定により、それぞれ、当該種類等相違酒類が新酒税法の規定により分類されることになる品目（当該種類等相違酒類に該当する部分に限る。）の製造免許等を受けたものとみなす。

3　前二項の場合において、旧酒税法の規定による製造免許等に期限又は条件が付されていたときは、当該期限又は条件は、新酒税法の規定による製造免許等に付されたものとみなす。

（輸入酒類の移入に係る特例）

第六十七条　酒類の販売業者である酒類引取者が、平成十八年五月一日前に保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られた酒類を平成十八年四月一日から同月三十日までの間に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合には、当該酒類については、当該酒類引取者を当該酒類の酒類製造者とみなし、当該承認を受けた場所を当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなし、当該移入を当該酒類の製造場への戻入れとみなして、酒税法の規定を適用する。

2　前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る場所につき酒税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

（未納税移出等に係る経過措置）

第六十八条　平成十八年五月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（新酒税法第二十三条又は第十三条の規定による改正後の租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率（以下この条及び次条において「新酒税法等の税率」という。）により算出した場合の酒税額が旧酒税法第二十二条又は第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第八十七条の二若しくは第八十七条の三に規定する税率（次条において「旧酒税法等の税率」という。）により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）で、酒税法第二十八条第三項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法等の税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第六十九条　次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十八年五月一日前に保税地域から引き取られた酒類（新酒税法等の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法等の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
酒税法第二十八条の三第一項	同法第二十八条の三第六項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一条第一項	同法第十一条第五項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

（酒税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置）

第七十条　第七条の規定の施行前にした行為及び附則第六十四条の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る第七条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第七十一条　第八条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった同条の規定による改正前のたばこ税法第十一条第二項に規定する製造たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

（たばこ税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置）

第七十二条　第八条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされるたばこ税に係る第八条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（無申告加算税に関する経過措置）

第七十三条　第十条の規定による改正後の国税通則法（以下この条及び次条において「新通則法」という。）第六十六条第二項、第三項及び第六項の規定は、平成十九年一月一日以後に新通則法第二条第七号に規定する法定申告期限（国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含む。以下この条において「法定申告期限」という。）が到来する国税について適用し、同日前に法定申告期限が到来した国税に係る無申告加算税の賦課については、なお従前の例による。

（不納付加算税に関する経過措置）

第七十四条　新通則法第六十七条第三項の規定は、平成十九年一月一日以後に新通則法第二条第八号に規定する法定納期限（国税に関する法律の規定により当該法定納期限とみなされる期限を含む。以下この条において「法定納期限」という。）が到来する源泉徴収による国税（新通則法第二条第二号に規定する源泉徴収による国税をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に法定納期限が到来した源泉徴収による国税に係る不納付加算税の賦課については、なお従前の例による。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十五条　第十二条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約実施特例法」という。）第三条の規定は、同条第一項に規定する免税相手国居住者等が施行日以後に支払を受ける同項に規定する免税対象の役務提供対価について適用し、第十二条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「旧租税条約実施特例法」という。）第三条第一項に規定する相手国居住者等が施行日前に支払を受けた同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価については、なお従前の例による。

2　新租税条約実施特例法第三条の二第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定は、居住者又は内国法人が施行日以後に支払を受けるべき同条第九項に規定する特定配当等について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧租税条約実施特例法第三条の二第九項に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

3　新租税条約実施特例法第三条の二第十四項の規定は、同項に規定する非居住者が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する申告不要第三国団体配当等に係る所得税について適用する。

4　新租税条約実施特例法第三条の二第十六項及び第十八項の規定は、居住者が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する特定利子又は特定収益分配に係る所得税について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧租税条約実施特例法第三条の二第十三項又は第十五項に規定する特定利子又は特定収益分配に係る所得税については、なお従前の例による。

5　新租税条約実施特例法第三条の二第二十項の規定は、居住者が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する申告不要特定配当等に係る所得税について適用する。

6　新租税条約実施特例法第三条の二第二十二項及び第二十四項の規定は、居住者が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する特定懸賞金等又は特定給付補てん金等に係る所得税について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧租税条約実施特例法第三条の二第十七項又は第十九項に規定する特定懸賞金等又は特定給付補てん金等に係る所得税については、なお従前の例による。

7　新租税条約実施特例法第十条の二から第十条の四までの規定は、施行日前にした行為であっても、当該行為に係る犯則事件に関する新租税条約実施特例法第十条の二に規定する必要犯則情報の提供の要請について適用する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第七十六条　第十三条の規定による改正後の租税特別措置法（以下附則第百五十五条までにおいて「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十八年分以後の所得税について適用し、平成十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（確定申告を要しない配当所得に関する経過措置）

第七十七条　新租税特別措置法第八条の五第一項及び第三項の規定は、個人が支払を受けるべき同条第一項第一号及び第二号に規定する配当等で当該配当等の支払に係る同項第一号及び第二号の基準日が会社法施行日以後であるものについて適用し、個人が支払を受けるべき第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下附則第百五十一条までにおいて「旧租税特別措置法」という。）第八条の五第一項第一号及び第二号に規定する配当等で当該配当等の支払に係る基準日が会社法施行日前であるものについては、なお従前の例による。

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置）

第七十八条　新租税特別措置法第九条の三第一項

の規定は、個人又は法人が支払を受けるべき同項第一号に規定する配当等で当該配当等の支払に係る同号の基準日が会社法施行日以後であるものについて適用し、個人又は法人が支払を受けるべき旧租税特別措置法第九条の三第一項第一号に規定する配当等で当該配当等の支払に係る基準日が会社法施行日前であるものについては、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七十九条　新租税特別措置法第十条の規定は、平成十九年以後の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同条第七項第一号に規定する試験研究費の額及び同項第三号に規定する特別試験研究費の額について適用し、平成十八年以前の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される旧租税特別措置法第十条第八項第一号に規定する試験研究費の額、同項第四号に規定する特別試験研究費の額及び同項第六号に規定する特別共同試験研究費の額については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第十条第三項又は第五項に規定する個人のこれらの規定の適用を受けようとする年又はその年の前年の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同条第一項に規定する試験研究費の額のうち、旧租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として必要経費に算入された金額がある場合における新租税特別措置法第十条第三項又は第五項の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第八十条　新租税特別措置法第十条の三の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項各号に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の三第一項各号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第八十一条　新租税特別措置法第十条の六の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する情報基盤強化設備等について適用する。

（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第八十二条　個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の六第一項に規定する情報通信機器等を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第五項中「第三項又は前項」とあるのは「第三項若しくは前項」と、「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）第十三条の規定による改正後の租税特別措置法第十条の六第三項若しくは第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第十項中「租税特別措置法第十条の六第三項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第八十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の六第十一項」とする。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第八十三条　新租税特別措置法第十一条第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第十一条の二第一項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用する。

4　個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する開発研究用設備については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第十一条の四第一項の規定は、個人が平成十八年六月一日以後に取得等をする同項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の六第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

6　個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の七第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第十一条の七第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の九第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

8　旧租税特別措置法第十三条の三第一項第三号に規定する共同改善計画につき同号の認定を施行日前に受けた個人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

9　旧租税特別措置法第十三条の四第一項に規定する改善計画につき同項の認定を施行日前に受けた個人の有する同項に規定する漁船については、同条の規定は、なおその効力を有する。

10　新租税特別措置法第十四条（第一項に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十号に定める日以後に取得又は新築をする同項に規

定する中心市街地優良賃貸住宅について適用する。

11　個人が平成十八年三月三十一日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第一項に規定する特定優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（個人の準備金に関する経過措置）

第八十四条　施行日前に旧租税特別措置法第二十条の二第二項第二号ロに規定する政令で定めるところにより委託している信託財産に係る信託の契約を締結している同条第一項の表の第二号の上欄に掲げる個人の平成十八年以後の各年分の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十九年三月三十一日」とあるのは、「同表の第二号の中欄に規定する廃棄物の最終処分の終了の日」とする。

（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例に関する経過措置）

第八十五条　新租税特別措置法第二十五条第二項の規定は、平成十九年分以後の所得税について適用し、平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置）

第八十六条　新租税特別措置法第二十六条（第二項第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第二十六条第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第二十六条（第二項第六号に係る部分に限る。）の規定は、平成十八年十月一日以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用し、同日前に行われた旧租税特別措置法第二十六条第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

（中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例に関する経過措置）

第八十七条　新租税特別措置法第二十八条の二の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する少額減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第二十八条の二第一項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置）

第八十八条　新租税特別措置法第二十九条の二（第一項及び第五項から第八項までに係る部分に限る。）の規定は、同条第一項に規定する取締役等が会社法施行日以後に行われる同項に規定する付与決議に基づき締結される同項の契約により与えられる同項に規定する特定新株予約権等に係る株式について適用し、旧租税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する取締役等が会社法施行日前に行われた同項に規定する付与決議に基づき締結された同項の契約により与えられる同項に規定する特定新株予約権等に係る株式については、なお従前の例による。

2　執行役である旧租税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する個人が、会社法施行日前に行われた同項に規定する付与決議に基づき締結された契約（同項各号に掲げる要件が定められているものに限る。）により与えられる同項に規定する新株予約権（以下この項において「旧新株予約権」という。）につき、その者が会社法施行日前に当該契約に従って当該旧新株予約権の行使をしたもの以外の旧新株予約権は新租税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する特定新株予約権等とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第五項中「その付与をした日の属する年の翌年一月三十一日」とあるのは、「平成十九年一月三十一日」とする。

3　新租税特別措置法第二十九条の二第九項から第十一項までの規定は、平成十九年一月一日以後に同条第九項の規定による質問又は検査をする場合について適用する。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第八十九条　新租税特別措置法第三十三条の三第一項の規定は、個人が附則第一条第十号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十三条の三第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十四条の二第二項第九号の規定は、個人が附則第一条第十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

3　個人の有する旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等が、施行日前に同条第二項第十二号に規定する法人に同号（ロに係る部分に限る。）の事業の用に供するために買い取られた場合については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第三十四条の二第二項第十二号（ロに係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第三十四条の二第二項第十三号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第三十四条の二第二項第十九号の規定は、個人が附則第一条第十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡及び当該土地等のうち中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる保留地の特例に係る同法第一条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善

及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七条第一項に規定する保留地に対応する部分の同日以後に行う譲渡については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第三十七条（第一項の表の第九号の上欄に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

8　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第十六号又は第十七号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

9　新租税特別措置法第三十七条（第一項の表の第十七号の下欄に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産について適用し、個人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第二十三号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

10　新租税特別措置法第三十七条の五の規定は、個人が附則第一条第十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十七条の五第一項に規定する譲渡資産に該当する資産の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の五第一項に規定する譲渡資産に該当する資産の譲渡については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法第三十七条の九の四の規定は、個人が附則第一条第九号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十七条の九の四第一項に規定する所有隣接土地等の交換について適用する。

（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第九十条　新租税特別措置法第三十七条の十第二項の規定は、個人が会社法施行日以後に行う同項に規定する株式等の同条第一項の譲渡による所得について適用し、個人が会社法施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する株式等の同条第一項の譲渡による所得については、なお従前の例による。

2　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「会社法関係整備法」という。）第九十八条第二項又は第二百十四条第二項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第三十七条の十第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第一号に規定する株式には、会社法関係整備法第九十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた新株の引受権を含むものとし、新租税特別措置法第三十七条の十第二項第四号に規定する優先出資には、会社法関係整備法第二百十四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた優先出資を引き受けることができる権利を含むものとする。

3　新租税特別措置法第三十七条の十第三項第一号（新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、個人が同号に規定する合併により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該合併が会社法施行日以後であるものについて適用し、個人が旧租税特別措置法第三十七条の十第三項第一号（旧租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該合併が会社法施行日前であるものについては、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第三十七条の十第三項第二号（新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、個人が同号に規定する分割により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該分割が会社法施行日以後であるものについて適用し、個人が旧租税特別措置法第三十七条の十第三項第二号（旧租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）に規定する分割により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該分割が会社法施行日前であるものについては、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第三十七条の十第三項第三号（新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、次項に定めるものを除き、個人が同号に規定する資本の払戻しにより交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該資本の払戻しに係る基準日が会社法施行日以後であるものについて適用し、個人が旧租税特別措置法第三十七条の十第三項第三号（旧租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該資本又は出資の減少により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該資本又は出資の減少に係る基準日が会社法施行日前であるものについては、なお従前の例による。

6　会社法第四百五十四条第一項若しくは第五項の決議又は同法第四百五十九条第一項の規定による定款の定めがある場合における取締役会の決議による新租税特別措置法第三十七条の十第三項第三号（新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する資本の払戻しにより個人が交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額については、当該資本の払戻しに係る基準日が会社法施行日前であるものであっても、新租税特別措置法第三十七条の十第三項の規定を適用する。

7　個人が旧租税特別措置法第三十七条の十第三項第四号（旧租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該株式の消却により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該株式の消却が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第三十七条の十第三項第五号（新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、個人が同号に規定する事由により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該事由が施行日以後であるものについて適用し、個人が旧租税特別措置法第三十七条の十第三項第六号（旧租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含

む。）に規定する持分の払戻しにより交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該持分の払戻しが施行日前であるものについては、なお従前の例による。

9　新租税特別措置法第三十七条の十第三項第六号（新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、個人が同号に規定する組織変更により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該組織変更が会社法施行日以後であるものについて適用する。

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第九十一条　新租税特別措置法第三十七条の十一第一項の規定は、個人が会社法施行日以後に行う同項の上場株式等の譲渡について適用し、個人が会社法施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十一第一項の上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

（報告書に関する経過措置）

第九十二条　新租税特別措置法第三十七条の十一の三第八項及び第九項の規定は、平成十九年一月一日以後に交付する同条第七項の報告書について適用する。

（株式交換又は株式移転に係る課税の特例に関する経過措置）

第九十三条　個人が平成十八年十月一日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する特定子会社株式の同項の移転による譲渡については、なお従前の例による。

2　個人が会社法施行日から平成十八年九月三十日までの間に行う旧租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する特定子会社株式の同項の移転に係る同条の規定の適用については、同項中「商法第三百五十二条第一項の株式交換又は同法第三百六十四条第一項の株式移転」とあるのは「株式交換又は株式移転」と、「同法第三百五十二条第一項の完全子会社」とあるのは「会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社」と、「第三百五十二条第一項の完全親会社」とあるのは「第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社又は同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社」と、「商法第三百五十二条第二項又は第三百六十四条第二項」とあるのは「会社法第七百六十九条第三項又は第七百七十四条第二項」とする。

（特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第九十四条　新租税特別措置法第三十七条の十四第一項の規定は、個人が会社法施行日以後に行う同項の特定上場株式等の譲渡について適用し、個人が会社法施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第一項の特定上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

（公社債等の譲渡等による所得の課税の特例に関する経過措置）

第九十五条　新租税特別措置法第三十七条の十五（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、会社法施行日以後に行われる同号に規定する公社債等の同号に規定する譲渡について適用し、会社法施行日前に行われた旧租税特別措置法第三十七条の十五第一項第一号に規定する公社債等の譲渡については、なお従前の例による。

（物納による譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第九十六条　新租税特別措置法第四十条の三の規定は、個人が施行日以後に行う同条に規定する物納について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第四十条の三に規定する物納については、なお従前の例による。

（居住者に係る特定外国子会社等の留保金額の総収入金額算入に関する経過措置）

第九十七条　新租税特別措置法第四十条の四第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項に規定する剰余金の配当等がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第四十条の四第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十条の五第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項に規定する剰余金の配当等がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第四十条の五第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

（居住者に係る特定外国信託の留保金額の総収入金額算入に関する経過措置）

第九十八条　新租税特別措置法第四十条の八第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項に規定する剰余金の配当等がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第四十条の八第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

（同居の特別障害者に係る扶養控除等の特例に関する経過措置）

第九十九条　平成十八年十二月三十一日以前に支払うべき所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について旧租税特別措置法第四十一条の十六第四項の規定により読み替えられた第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律別表第一から別表第三までを適用する場合における当該給与等については、なお従前の例による。

（所得税法の特例と定率による税額控除の特例との調整に関する経過措置）

第百条　平成十八年分の所得税につき新租税特別措置法第三条の三第四項後段、第八条の三第四項第一号、第九条、第十条、第十条の二第三項若しくは第四項、第十条の三第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の四第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の五第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の六第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の七、第二十五条、第二十八条の四、第二章第四節第二款から第八款まで、第三十七条の十から第三十七条の十三の三まで、第三十九条、第四十条の二第二項、同章第五節、第四十一条の七第二項又は第四十一条の十四から第四

十一条の十九の二までの規定の適用がある個人については、旧租税特別措置法第四十二条の三の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第二十七条の十四」とあるのは「第三十七条の十三の三」と、「第四十一条の十九」とあるのは「第四十一条の十九の二」と、「所得税等負担軽減措置法第六条」とあるのは「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下この条において「所得税等負担軽減措置法」という。）第六条」とする。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置等と定率による税額控除の特例との調整）

第百一条　附則第七十九条から第八十二条まで、第八十九条から第九十一条まで又は第九十三条の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　　号）附則第七十九条から第八十二条まで、第八十九条から第九十一条まで及び第九十三条の規定並びに」とする。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第百二条　新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第百十九条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百三条　新租税特別措置法第四十二条の四第三項又は第七項に規定する法人のこれらの規定の適用を受けようとする事業年度又は当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項に規定する試験研究費の額（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される新租税特別措置法第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額）のうち、旧租税特別措置法第四十四条の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合における新租税特別措置法第四十二条の四第三項又は第七項の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百四条　新租税特別措置法第四十二条の六の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項各号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の六第一項各号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百五条　新租税特別措置法第四十二条の十一の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する情報基盤強化設備等について適用する。

（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百六条　法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の十一第一項に規定する情報通信機器等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第八項	第六項又は前項	控除される金額がある場合には、当該金額
	第六項若しくは前項	控除される金額がある場合又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　　号。第十項において「平成十八年改正法」という。）第十三条の規定による改正後の租税特別措置法（第十一項及び第十二項において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の十一第二項若しくは第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額
第十項	第六十八条の十五第六項又は第七項	平成十八年改正法附則第百三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十八年改正法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十五第六項又は第七項

第十一項	第六十八条の十五第二項	旧効力措置法第六十八条の十五第二項
	次項、第四十二条の四第十一項	次項並びに新租税特別措置法第四十二条の四第十項
	前条第六項及び第七項	第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項
	第六十八条の十五第七項	旧効力措置法第六十八条の十五第七項
	第六十八条の十五第九項	旧効力措置法第六十八条の十五第九項
第十二項	第六十八条の十五第六項	旧効力措置法第六十八条の十五第六項
	同法第六十六条第一項	法人税法第六十六条第一項
	前項、第四十二条の四第十一項	前項並びに新租税特別措置法第四十二条の四第十項
	前条第六項及び第七項	第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項
第十六項	第六十八条の十五第六項	旧効力措置法第六十八条の十五第六項
	同法第二条第三十一号の三	法人税法第二条第三十一号の三
	第六十八条の十五第八項	旧効力措置法第六十八条の十五第八項
第十七項	第六十七条第二項	第六十七条第三項
	又は租税特別措置法第四十二条の十一第六項	又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の十一第六項
	及び租税特別措置法第四十二条の十一第六項	及び旧効力単体措置法第四十二条の十一第六項
第十八項	租税特別措置法第四十二条の十一第十一項又は第十二項（	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の十一第十一項又は第十二項（
	同条第二項	同条第三項
	租税特別措置法第四十二条の十一第十一項又は第十二項」	旧効力単体措置法第四十二条の十一第十一項又は第十二項」

（法人の減価償却に関する経過措置）

第百七条　新租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第二号又は第四号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十四条第一項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用する。

4　法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十四条の三第一項に規定する開発研究用設備については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第四十四条の四第一項（同項の表の第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が平成十八年六月一日以後に取得等をする同表の第一号又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項の表の第一号又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

6　法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の七第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第四十四条の七第一項の規

定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の九第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第四十六条の二第二項（同項の表の第五号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

9　新租税特別措置法第四十六条の二第三項第三号の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

10　旧租税特別措置法第四十六条の三第一項第二号に規定する共同改善計画につき同号の認定を施行日前に受けた法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

11　旧租税特別措置法第四十六条の四第一項に規定する改善計画につき同項の認定を施行日前に受けた法人の有する同項に規定する漁船については、同条の規定は、なおその効力を有する。

12　新租税特別措置法第四十七条（第一項に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第十号に定める日以後に取得又は新築をする同項に規定する中心市街地優良賃貸住宅について適用する。

13　法人が平成十八年三月三十一日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する特定優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十四第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　　号）附則第百三十三条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」とする。

（準備金方式による特別償却に関する経過措置）

第百八条　新租税特別措置法第五十二条の三の規定は、同条第一項から第三項までに規定する法人の会社法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項までに規定する法人の会社法施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過措置）

第百九条　新租税特別措置法第五十五条第一項、第五十五条の五第一項、第五十五条の七第一項、第五十七条第一項、第五十七条の五第一項（第二号の二に係る部分を除く。）、第五十七条の六第一項、第五十七条の八第一項並びに第五十八条第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する法人の会社法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第五十五条第一項、第五十五条の五第一項、第五十五条の七第一項、第五十七条第一項、第五十七条の五第一項、第五十七条の六第一項、第五十七条の八第一項並びに第五十八条第一項及び第二項に規定する法人の会社法施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第五十五条の六の規定は、同条第一項の表の上欄に掲げる法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第五十五条の六第一項の表の第一号又は第三号の上欄に掲げる法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第五十五条の六第一項の表の上欄に掲げる法人の施行日以後に終了する事業年度であって、会社法施行日前に終了する事業年度の同項の規定の適用については、同項中「損金経理の方法」とあるのは「損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」と、「積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）」とあるのは「積み立てたとき」とする。

4　施行日前に旧租税特別措置法第五十五条の六第二項第二号ロに規定する政令で定めるところにより委託している信託財産に係る信託の契約を締結している同条第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人（次項において「信託契約締結法人」という。）の施行日以後に終了する事業年度（会社法施行日前に終了する事業年度に限る。）の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	平成十九年三月三十一日	同表の第二号の中欄に規定する廃棄物の最終処分の終了の日（第九項において「廃棄物最終処分終了の日」という。）
第三項	第六十八条の四十五第一項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　　号）附則第百三十五条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十五第一項
第四項から第七項まで	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
第九項	平成十九年三月三十一日	廃棄物最終処分終了の日

第十一項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
	第六十八条の四十五第十項前段	旧効力措置法第六十八条の四十五第十項前段
	第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十五第十項	第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　　号）附則第百三十五条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の四十五第十項
	同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十五第十項	同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十項
第十二項	第五十五条の六第二項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　　号）附則第百九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）第五十五条の六第二項
	「同条第十項」とあるのは「第六十八条の四十五第十項	「同条第十項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十項
第十三項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
	第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項

	第六十八条の四十五第十一項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十一項
第十四項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
第十五項	第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項
	第六十八条の四十五第十三項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十三項
第十六項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
第十七項	第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項

5　信託契約締結法人の施行日以後に終了する事業年度（会社法施行日以後に終了する事業年度に限る。）の所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第五十五条の六の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	平成十九年三月三十一日	同表の第二号の中欄に規定する廃棄物の最終処分の終了の日（第九項において「廃棄物最終処分終了の日」という。）
	損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）	損金経理の方法
	積み立てたとき	積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）

第三項	第六十八条の四十五第一項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百三十五条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十五第一項
第四項から第七項まで	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
第九項	平成十九年三月三十一日	廃棄物最終処分終了の日
第十一項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
	第六十八条の四十五第十項前段	旧効力措置法第六十八条の四十五第十項前段
	第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十五第十項	第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百三十五条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の四十五第十項
	同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十五第十項	同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十項

第十二項	第五十五条の六第二項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）第五十五条の六第二項	
	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項	「同条第十項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十項
	「同条第十項」とあるのは「第六十八条の四十五第十項		
第十三項	第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項	
	第六十八条の四十五第十一項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十一項	
第十四項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項	
第十五項	第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項	
	第六十八条の四十五第十三項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十三項	
第十六項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項	
第十七項	第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項	

6　旧租税特別措置法第五十六条の二第二項に規定するガスの供給計画につき同項に規定する届出を施行日前に行った同条第一項に規定する法人の当該ガスの供給計画に定められた同項に規定する熱量変更計画に係る同項のガス熱量変更準備金（連結事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第六十八条の四十九第一項のガス熱量変更準備金を含む。）については、旧租税特別措置法第五十六条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	第六十八条の四十九第一項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百三十五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十九第一項
第三項から第七項まで	第六十八条の四十九第一項	旧効力措置法第六十八条の四十九第一項
第十項	第六十八条の四十九第一項	旧効力措置法第六十八条の四十九第一項
	第六十八条の四十九第九項前段	旧効力措置法第六十八条の四十九第九項前段
第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十九第九項	第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百三十五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の四十九第九項	

同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十九第九項	同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の四十九第九項	
「第三項の」とあるのは「第五十六条の二第一項	「第三項の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百九条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧効力単体措置法」という。）第五十六条の二第一項	
「同条第十項」とあるのは「第六十八条の四十九第九項	「同条第十項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の四十九第九項	
「第三項中」とあるのは「第五十六条の二第一項	「第三項中」とあるのは「旧効力単体措置法第五十六条の二第一項	

7　新租税特別措置法第五十七条の五（第一項第二号の二に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる法人の附則第一条第十一号に定める日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

（漁業協同組合等の留保所得の特別控除に関する経過措置）

第百十条　新租税特別措置法第六十一条の規定は、同条第一項に規定する法人の会社法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十一条第一項に規定する法人の会社法施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（農業生産法人の課税の特例に関する経過措置）

第百十一条　新租税特別措置法第六十一条の二第一項及び第六十一条の三第一項の規定は、これらの規定に規定する法人の会社法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十一条の二第一項及び第六十一条の三第一項に規定する法人の会社法施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第百十二条　新租税特別措置法第六十四条第一項（新租税特別措置法第六十四条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の会

社法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の会社法施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十四条の二第一項の規定は、法人の会社法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の会社法施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十四条の二第十一項の規定は、法人が平成十八年十月一日以後に行う同項に規定する非適格株式交換等について適用する。

4　新租税特別措置法第六十五条第一項の規定は、法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十五条第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十五条の四第一項第九号の規定は、法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

6　法人の有する旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等が、施行日前に同項第十二号に規定する法人に同号（ロに係る部分に限る。）の事業の用に供するために買い取られた場合については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十二号（ロに係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十三号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

9　新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十九号の規定は、法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡及び当該土地等のうち中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる保留地の特例に係る同法第一条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七条第一項に規定する保留地に対応する部分の同日以後に行う譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

10　新租税特別措置法第六十五条の七第一項（同項の表以外の部分に限り、新租税特別措置法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の会社法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の会社法施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第九号の上欄に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に行う同欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

12　法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十七号又は第十八号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

13　新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十八号の下欄に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産について適用し、法人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二十四号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

14　新租税特別措置法第六十五条の八第一項の規定は、法人の会社法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の会社法施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

15　新租税特別措置法第六十五条の八第十一項の規定は、法人が平成十八年十月一日以後に行う同項に規定する非適格株式交換等について適用する。

16　新租税特別措置法第六十五条の十一第一項（新租税特別措置法第六十五条の十二第八項において準用する場合を含む。）及び新租税特別措置法第六十五条の十二第一項の規定は、法人の会社法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の会社法施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

17　新租税特別措置法第六十五条の十二第十二項の規定は、法人が平成十八年十月一日以後に行う同項に規定する非適格株式交換等について適用する。

18　新租税特別措置法第六十五条の十三第一項（新租税特別措置法第六十五条の十四第八項において準用する場合を含む。）及び新租税特別措置法第六十五条の十四第一項の規定は、法人の会社法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の会社法施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

19　新租税特別措置法第六十五条の十四第十二項の規定は、法人が平成十八年十月一日以後に行う同項に規定する非適格株式交換等について適用する。

20　新租税特別措置法第六十五条の十五第一項の規定は、法人の会社法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の会社法施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

21　新租税特別措置法第六十六条の規定は、法人が附則第一条第九号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十六条第一項に規定する所有隣接土地等の交換に係る法人税について適用する。

（国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第百十三条　新租税特別措置法第六十六条の四第七項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得の金額若しくは欠損金額又は法人の施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この条において同じ。）による清算所得の金額（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得の金額及び法人税法第百三条第一項第二号の規定により解散による清算所得とみなされる金額を含む。以下この条において同じ。）について法人税法第二条第四十三号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同法第二条第四十四号に規定する決定（以下この条において「決定」という。）をする場合について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得の金額若しくは欠損金額又は法人の施行日前の解散による清算所得の金額について更正又は決定をする場合については、なお従前の例による。

（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例に関する経過措置）

第百十四条　新租税特別措置法第六十六条の五の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同条第一項中「資金供与者等に負債の利子等」とあるのは「資金供与者等（政令で定める者を除く。以下この条において同じ。）に負債の利子等（政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）と、「国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債」とあるのは「国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債（政令で定める負債を除く。以下この条において同じ。）」とする。

（内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入に関する経過措置）

第百十五条　新租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項に規定する剰余金の配当等がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第六十六条の九の四第一項第三号に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

（特定の医療法人の法人税率の特例に関する経過措置）

第百十七条　新租税特別措置法第六十七条の二第一項の規定は、同項に規定する医療法人の平成十九年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する医療法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置）

第百十八条　新租税特別措置法第六十七条の四第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び同条第四項の規定は、法人の会社法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の会社法施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する経過措置）

第百十九条　新租税特別措置法第六十七条の五の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する少額減価償却資産について適用する。

2　法人が平成十八年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十七条の八第一項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

（株式交換又は株式移転に係る課税の特例に関する経過措置）

第百二十条　法人が平成十八年十月一日前に行った旧租税特別措置法第六十七条の九第一項に規定する特定子会社株式の同項に規定する株式交換等による移転及び旧租税特別措置法第六十七条の十第一項に規定する子会社株式等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　法人が施行日から平成十八年九月三十日までの間に行う旧租税特別措置法第六十七条の十第一項に規定する子会社株式等の譲渡に係る同条の規定の適用については、同条第五項中「第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用については」とあるのは「第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、」と、「それぞれ含まれる」とあるのは「含まれる」とする。

3　法人が会社法施行日から平成十八年九月三十日までの間に行う旧租税特別措置法第六十七条の九第一項に規定する特定子会社株式の同項に規定する株式交換等による移転及び旧租税特別措置法第六十七条の十第一項に規定する子会社株式等の譲渡に係る旧租税特別措置法第六十七条の九及び第六十七条の十の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

旧租税特別措置法第六十七条の九第一項	商法第三百五十二条第一項の完全子会社	会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社
	第三百五十二条第一項の完全親会社	第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社又は同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社
	第三百五十二条第二項又は第三百六十四条第二項	第七百六十九条第三項又は第七百七十四条第二項
旧租税特別措置法第六十七条の十第一項	第九十二条の八第一項の株式移転	第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転
	商法第三百五十二条第一項の完全子会社	会社法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社
	同項の完全親会社	同項第一号に規定する株式移転設立完全親会社

（特定目的会社に係る課税の特例に関する経過措置）

第百二十一条　新租税特別措置法第六十七条の十四の規定は、同条第一項に規定する特定目的会社の会社法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十四第一項に規定する特定目的会社の会社法施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十七条の十四第一項に規定する特定目的会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百三十条第一項に規定する特例旧特定目的会社である場合における新租税特別措置法第六十七条の十四の規定の適用については、同条第一項第一号中「すべての要件」とあるのは、「すべての要件（ハに掲げるものを除く。）」とするほか、同条の規定の適用に関する技術的読替えは、政令で定める。

（投資法人に係る課税の特例に関する経過措置）

第百二十二条　新租税特別措置法第六十七条の十五の規定は、同条第一項に規定する投資法人の会社法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する投資法人の会社法施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定の協同組合等の法人税率の特例に関する経過措置）

第百二十三条　新租税特別措置法第六十八条第一項の規定は、同項に規定する協同組合等の平成十九年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八条第一項に規定する協同組合等の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割の特例に関する経過措置）

第百二十四条　新租税特別措置法第六十八条の三の二第一項の規定は、法人が会社法施行日以後に行う分割について適用し、法人が会社法施行日前に行った分割については、なお従前の例による。

（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第百二十五条　新租税特別措置法第六十八条の三の五第六項の規定は、特定信託の施行日以後に開始する計算期間の所得の金額又は欠損金額について法人税法第二条第四十三号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同法第二条第四十四号に規定する決定（以下この条において「決定」という。）をする場合について適用し、特定信託の施行日前に開始した計算期間の所得の金額又は欠損金額について更正又は決定をする場合については、なお従前の例による。

（特定信託に係る特定国外受益者等に係る負債の利子等の課税の特例に関する経過措置）

第百二十六条　新租税特別措置法第六十八条の三の六の規定は、特定信託の受託者である法人について適用し、特定信託の受託者である法人の施行日以後に終了する計算期間分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、特定信託の受託者である法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する計算期間における同条の規定の適用については、同条第一項中「資金供与者等に負債の利子等」とあるのは「資金供与者等（政令で定める者を除く。以下この条において同じ。）に負債の利子等（政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）」と、「特定国外受益者等及び資金供与者等に対する負債」とあるのは「特定国外受益者等及び資金供与者等に対する負債（政令で定める負債を除く。以下この条において同じ。）」とする。

（特定信託に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入に関する経過措置）

第百二十七条　新租税特別措置法第六十八条の三の七第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第六十八条の三の七第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の三の九第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項に規定する剰余金の配当等がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第六十八条の三の九第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

（特定信託に係る特定外国信託の留保金額の益金算入に関する経過措置）

第百二十八条　新租税特別措置法第六十八条の三の十三第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項第三号に規定する剰余金の配当等がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第六十八条の三の十三第一項第三号に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百二十九条　新租税特別措置法第六十八条の九の規定は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下附則第百四十九条までにおいて同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　連結親法人若しくは当該連結親法人の新租税特別措置法第六十八条の九第三項若しくは第七項の規定の適用を受けようとする連結事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（同条第一項に規定する試験研究費の額をいう。以下この項において同じ。）又は当該連結親法人若しくは当該連結親法人の同条第三項若しくは第七項に規定する前連結事業年度（以下この項において「前連結事業年度」という。）終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の前連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額のうち、旧租税特別措置法第六十八条の二十の二第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合における新租税特別措置法第六十八条の九第三項又は第七項の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百三十条　新租税特別措置法第六十八条の十一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する特定機械装置等及び同条第三項に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

（情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百三十一条　新租税特別措置法第六十八条の十五の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する情報基盤強化設備等について適用する。

（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百三十二条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八条の十五第一項に規定する情報通信機器等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第八項	第六項又は前項	控除される金額がある場合には、当該金額
		控除される金額のうち
	第六項若しくは前項	控除される金額がある場合又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号。第十項において「平成十八年改正法」という。）第十三条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の十五第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額
		控除される金額又は新租税特別措置法第六十八条の十五第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち

第十項	第四十二条の十一第六項又は第七項	平成十八年改正法附則第百六条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十八年改正法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十一第六項又は第七項
第十一項	第四十二条の十一第二項	旧効力措置法第四十二条の十一第二項
	次項、第六十八条の九第十一項	次項並びに新租税特別措置法第六十八条の九第十項
	前条第六項及び第七項	第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第六項及び第七項
	第四十二条の十一第七項	旧効力措置法第四十二条の十一第七項
	第四十二条の十一第九項	旧効力措置法第四十二条の十一第九項
第十二項	前項、第六十八条の九第十一項	前項並びに新租税特別措置法第六十八条の九第十項
	前条第六項及び第七項	第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第六項及び第七項
第十七項	第四十二条の十一第六項	旧効力措置法第四十二条の十一第六項
	同法第二条第三十一号	法人税法第二条第三十一号
	第四十二条の十一第八項	旧効力措置法第四十二条の十一第八項
第十八項	又は租税特別措置法第六十八条の十五第六項	又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十五第六項
第十九項	「租税特別措置法第六十八条の十五第十一項又は第十二項（	「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十五第十一項又は第十二項（
	租税特別措置法第六十八条の十五第十一項又は第十二項」	旧効力連結措置法第六十八条の十五第十一項又は第十二項」
	及び租税特別措置法第六十八条の十五第十一項	及び旧効力連結措置法第六十八条の十五第十一項

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第百三十三条　新租税特別措置法第六十八条の十六第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項の表の第二号又は第四号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の十九第一項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用する。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の二十の二第一項に規定する開発研究用設備については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十八条の二十三第一項（同項の表の第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人

による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年六月一日以後に取得等をする同表の第一号又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十三第一項の表の第一号又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十四第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第六十八条の二十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第六十八条の三十一第二項（同項の表の第五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

9　新租税特別措置法第六十八条の三十一第三項第二号の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

10　旧租税特別措置法第六十八条の三十二第一項第二号に規定する共同改善計画につき同号の認定を施行日前に受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

11　旧租税特別措置法第六十八条の三十三第一項に規定する改善計画につき同項の認定を施行日前に受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する同項に規定する漁船については、同条の規定は、なおその効力を有する。

12　新租税特別措置法第六十八条の三十四（第一項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十号に定める日以後に取得又は新築をする同項に規定する中心市街地優良賃貸住宅について適用する。

13　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年三月三十一日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する特定優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　　号）附則第百七条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項」とする。

（連結法人の準備金方式による特別償却に関する経過措置）

第百三十四条　新租税特別措置法第六十八条の四十一の規定は、同条第一項から第三項までに規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項までに規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第百三十五条　新租税特別措置法第六十八条の四十三第一項、第六十八条の四十四第一項、第六十八条の四十六第一項、第六十八条の五十第一項、第六十八条の五十五第一項（第一号の二に係る部分を除く。）、第六十八条の五十六第一項、第六十八条の五十八第一項並びに第六十八条の六十一第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税について適用し、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の四十五の規定は、同条第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第五十五条の六第一項の表の第一号又は第三号の上欄に掲げるものの施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の四十五第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度であって、会社法施行日前に終了する連結事業年度の同項の規定の適用については、同項中「損金経理の方法」とあるのは「損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」と、「積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）」とあるのは「積み立てたとき」とする。

4　施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の四十五第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法

人で、同条第二項第二号ロに規定する政令で定めるところにより委託している信託財産に係る信託の契約を締結しているもの（次項において「信託契約締結連結法人」という。）の施行日以後に終了する連結事業年度（会社法施行日前に終了する連結事業年度に限る。）の連結所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第五十五条の六第一項	平成十九年三月三十一日	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の六第一項	同表の第二号の中欄に規定する廃棄物の最終処分の終了の日（第八項において「廃棄物最終処分終了の日」という。）	旧効力措置法第五十五条の六第一項	廃棄物最終処分終了の日
第二項第二号及び第三項から第五項まで	第五十五条の六第一項					
第八項	第五十五条の六第一項	平成十九年三月三十一日	旧効力措置法第五十五条の六第一項			
第十項	第五十五条の六第一項	平成十九年三月三十一日	旧効力措置法第五十五条の六第一項	廃棄物最終処分終了の日		
	「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項」		「第五十五条第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）第五十五条の六第一項			
	第六十八条の四十五第二項		所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百三十五条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の四十五第二項			
第十一項	第五十五条の六第一項		旧効力措置法第五十五条の六第一項			
	「同条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項」		「同条第十一項」とあるのは「旧効力単体措置法第五十五条の六第十一項」			
第十二項	第六十八条の四十五第二項		旧効力連結措置法第六十八条の四十五第二項			
	第五十五条の六第十二項		旧効力単体措置法第五十五条の六第十二項			
第十三項	第五十五条の六第一項		旧効力措置法第五十五条の六第一項			
第十四項	第六十八条の四十五第二項		旧効力連結措置法第六十八条の四十五第二項			
	第五十五条の六第十四項		旧効力単体措置法第五十五条の六第十四項			
第十五項	第五十五条の六第一項		旧効力措置法第五十五条の六第一項			
第十六項	第六十八条の四十五第二項		旧効力連結措置法第六十八条の四十五第二項			

5　信託契約締結連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度（会社法施行日以後に終了する連結事業年度に限る。）の連結所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第六十八条の四十五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第五十五条の六第一項	平成十九年三月三十一日	同表の第二号の中欄に規定する廃棄物の最終処分の終了の日（第八項において「廃棄物最終処分終了の日」という。）	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　　号）附則第百九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の六第一項
		損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）	損金経理の方法	
		積み立てたとき	積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）	
第二項第二号及び第三項から第五項まで	第五十五条の六第一項		旧効力措置法第五十五条の六第一項	
第八項	第五十五条の六第一項	平成十九年三月三十一日	廃棄物最終処分終了の日	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第十項	第五十五条の六第一項		旧効力措置法第五十五条の六第一項	

				「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項
				第六十八条の四十五第二項
				「第五十五条第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　　号）附則第百九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）第五十五条の六第十一項
第十一項	第五十五条の六第一項	「同条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項	「同条第十一項」とあるのは「旧効力単体措置法第五十五条の六第十一項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　　号）附則第百九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の四十五第二項
第十二項	第六十八条の四十五第二項		旧効力措置法第五十五条の六第一項	
	第五十五条の六第十二項		旧効力連結措置法第六十八条の四十五第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第十二項
第十三項	第五十五条の六第一項		旧効力措置法第五十五条の六第一項	
第十四項	第六十八条の四十五第二項		旧効力連結措置法第六十八条の四十五第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第十四項
	第五十五条の六第十四項		旧効力単体措置法第五十五条の六第十四項	

第十五項	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第十六項	第六十八条の四十五第二項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第二項

6　旧租税特別措置法第六十八条の四十九第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同条第二項に規定するガスの供給計画につき同項に規定する届出を施行日前に行ったものの当該ガスの供給計画に定められた同条第一項に規定する熱量変更計画に係る同項のガス熱量変更準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第五十六条の二第一項のガス熱量変更準備金を含む。）については、旧租税特別措置法第六十八条の四十九の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	熱量変更費用（第五十六条の二第一項	熱量変更費用（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百九条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十六条の二第一項
	熱量の変更（第五十六条の二第一項	熱量の変更（旧効力措置法第五十六条の二第一項
第一項第二号	第五十六条の二第一項	旧効力措置法第五十六条の二第一項
第二項	第五十六条の二第二項	旧効力措置法第五十六条の二第二項
第三項から第五項まで	第五十六条の二第一項	旧効力措置法第五十六条の二第一項
第九項	第五十六条の二第一項	旧効力措置法第五十六条の二第一項
「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十六条の二第十項		「第五十五条第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百九条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧効力単体措置法」という。）第五十六条の二第十項
第六十八条の四十九第一項及び第四項の		所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百三十五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の四十九第一項及び第四項の
「同条第十一項」とあるのは「第五十六条の二第十項		「同条第十一項」とあるのは「旧効力単体措置法第五十六条の二第十項
第六十八条の四十九第一項及び第四項中		旧効力連結措置法第六十八条の四十九第一項及び第四項中

7　新租税特別措置法第六十八条の五十五（第一項第一号の二に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同号に掲げるものの附則第一条第十一号に定める日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

（連結法人である農業生産法人の課税の特例に関する経過措置）

第百三十六条　新租税特別措置法第六十八条の六十四第一項及び第六十八条の六十五第一項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の六十四第一項及び第六十八条の六十五第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事

業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の交際費等の損金不算入に関する経過措置）

第百三十七条　新租税特別措置法第六十八条の六十六の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第百三十八条　新租税特別措置法第六十八条の七十第一項（新租税特別措置法第六十八条の七十一第八項において準用する場合を含む。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の七十一第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の七十一第十二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年十月一日以後に行う同項に規定する非適格株式交換等について適用する。

4　新租税特別措置法第六十八条の七十二第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十二第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第九号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等が、施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十二号に規定する法人に同号（ロに係る部分に限る。）の事業の用に供するために買い取られた場合については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十二号ロに係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

9　新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十九号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

10　新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項（同項の表以外の部分に限り、新租税特別措置法第六十八条の七十九第八項において準用する場合を含む。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで（新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第九号の上欄に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う同欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又

は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

12　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第十五号又は第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

13　新租税特別措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで（新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第十八号の下欄に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第二十一号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

14　新租税特別措置法第六十八条の七十九第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

15　新租税特別措置法第六十八条の七十九第十二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年十月一日以後に行う同項に規定する非適格株式交換等について適用する。

16　新租税特別措置法第六十八条の八十二第一項（新租税特別措置法第六十八条の八十三第九項において準用する場合を含む。）及び新租税特別措置法第六十八条の八十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

17　新租税特別措置法第六十八条の八十三第十三項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年十月一日以後に行う同項に規定する非適格株式交換等について適用する。

18　新租税特別措置法第六十八条の八十四第一項（新租税特別措置法第六十八条の八十五第九項において準用する場合を含む。）及び新租税特別措置法第六十八条の八十五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

19　新租税特別措置法第六十八条の八十五第十三項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年十月一日以後に行う同項に規定する非適格株式交換等について適用する。

20　新租税特別措置法第六十八条の八十五の二第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

21　新租税特別措置法第六十八条の八十五の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第九号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の八十五の三第一項に規定する所有隣接土地等の交換に係る法人税について適用する。

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第百三十九条　新租税特別措置法第六十八条の八十八第六項の規定は、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額について法人税法第二条第四十三号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同法第二条第四十四号に規定する決定（以下この条において「決定」という。）をする場合について適用し、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額について更正又は決定をする場合については、なお従前の例による。

（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例に関する経過措置）

第百四十条　新租税特別措置法第六十八条の八十九の規定は、連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、連結法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する連結事業年度における同条の規定の適用については、同条第一項中「資金供与者等に負債の利子等」とあるのは「資金供与者等（政令で定める者を除く。以下この条において同じ。）に負債の利子等（政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）」と、「国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債」とあるのは「国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債（政令で定める負債を除く。以下この条において同じ。）」とする。

（連結法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入に関する経過措置）

第百四十一条　新租税特別措置法第六十八条の九十第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の九十二第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項に規定する剰余金の配当

等がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第六十八条の九十二第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

（連結法人に係る特定外国信託の留保金額の益金算入に関する経過措置）

第百四十二条　新租税特別措置法第六十八条の九十三の四第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項第三号に規定する剰余金の配当等がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第六十八条の九十三の四第一項第三号に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

（特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例に関する経過措置）

第百四十三条　新租税特別措置法第六十八条の百第一項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成十九年一月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置）

第百四十四条　新租税特別措置法第六十八条の百二第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び同条第四項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する経過措置）

第百四十五条　新租税特別措置法第六十八条の百二の二の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する少額減価償却資産について適用する。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の百三の三第一項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

（連結法人の株式交換又は株式移転に係る課税の特例に関する経過措置）

第百四十六条　連結法人が平成十八年十月一日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の百四第一項に規定する特定子会社株式の同項に規定する株式交換等による移転及び旧租税特別措置法第六十八条の百五第一項に規定する子会社株式等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　連結法人が施行日から平成十八年九月三十日までの間に行う旧租税特別措置法第六十八条の百五第一項に規定する子会社株式等の譲渡に係る同条の規定の適用については、同条第四項中「第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項の規定の適用については」とあるのは「第八十一条の十三第二項及び第四項の規定の適用については」と、「それぞれ含まれる」とあるのは「含まれる」とする。

（特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例に関する経過措置）

第百四十七条　新租税特別措置法第六十八条の百八第一項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成十九年一月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用に関する経過措置）

第百四十八条　新租税特別措置法第六十八条の百九第一項の規定は、同項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用に関する経過措置）

第百四十九条　旧租税特別措置法第六十八条の百九第一項又は第二項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第百五十条　新租税特別措置法第六十九条の四第八項及び第六十九条の五第十四項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により取得する財産（施行日以後に新相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者の相続の開始があった場合において、新相続税法第二十一条の十六第一項の規定により同項に規定する相続により取得するものとみなされる財産を含む。）に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産（施行日前に旧相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者の相続の開始があった場合において、旧相続税法第二十一条の十六第一項の規定により同項に規定する相続により取得したものとみなされる財産を含む。）に係る相続税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第七十条の四の規定は、施行日以後に同条第二十九項各号に掲げる場合に該当することとなる同条第一項の規定の適用を受ける贈与税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の四第二十九項各号に掲げる場合に該当することとなった同条第一項の規定の適用を受けていた贈与税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第七十条の六（第三十三項に係る部分を除く。）の規定は、施行日以後に同条第三十五項各号に掲げる場合に該当することとなる同条第一項の規定の適用を受ける相続税

について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の六第三十五項各号に掲げる場合に該当することとなった同条第一項の規定の適用を受けていた相続税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第百五十一条　個人又は法人が、施行日前に受けた旧租税特別措置法第七十二条の規定による不動産に関する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第七十八条の規定は、施行日以後にされる同条に規定する農林漁業者に対する貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第七十八条に規定する農林漁業者に対する貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3　農林中央金庫又は旧租税特別措置法第七十八条の二第一項に規定する信用農業協同組合連合会が、施行日前に同項に規定する事業譲渡若しくは全部事業譲渡又は信用事業の全部を譲り受けたことにより不動産に関する権利を取得した場合における当該不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4　農業協同組合が、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第二項に規定する権利義務の承継をした場合における当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第七十八条の二第一項の規定は、施行日以後に漁業協同組合が同項に規定する権利義務の承継をする場合における当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に漁業協同組合が旧租税特別措置法第七十八条の二第四項に規定する権利義務の承継をした場合における当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第七十八条の二第二項の規定は、施行日以後に漁業協同組合が同項に規定する合併をする場合において当該合併により取得する不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に漁業協同組合が旧租税特別措置法第七十八条の二第五項に規定する合併をした場合において当該合併により取得した不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7　施行日前に、漁業を営む者が建造し、又は取得した旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する漁船に係る所有権の保存若しくは移転の登記又は当該漁船を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8　施行日前に、旧租税特別措置法第七十九条第三項に規定する海上運送事業者が建造し、又は取得した同項に規定する国際船舶に係る所有権の保存の登記又は当該国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9　新租税特別措置法第七十九条の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する勧告若しくは指示又は認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条に規定する勧告若しくは指示又は認定に係る同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10　施行日から会社法施行日の前日までの間における新租税特別措置法第七十九条の規定の適用については、同条第一項第四号中「資本金若しくは出資金の額」とあるのは、「資本若しくは出資」とする。

11　新租税特別措置法第八十条の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12　施行日から会社法施行日の前日までの間における新租税特別措置法第八十条の規定の適用については、同条第一項第四号中「資本金若しくは出資金の額」とあるのは、「資本若しくは出資」とする。

13　新租税特別措置法第八十条の二の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条の三第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

14　施行日から会社法施行日の前日までの間における新租税特別措置法第八十一条第一項、第二項及び第五項から第七項までの規定の適用については、これらの規定中「株式会社」とあるのは、「株式会社又は有限会社」とする。

15　施行日前に株式会社又は有限会社が新設分割又は吸収分割により旧租税特別措置法第八十一条第一項の表の各号の上欄に掲げる権利の取得をした場合における当該権利に係る登記又は登録に係る登録免許税については、同項及び同条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「、新設分割」とあるのは「新設分割」と、「取得し」とあるのは「取得した場合には」と、「登記又は」とあるのは「受ける登記又は」と、「を受ける場合には、当該登記等に係る」とあるのは「に係る」と、同条第二項中「、新設分割」とあるのは「新設分割」とする。

16　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十一条第一項の規定の適用がある場合における旧租税特別措置法第七十二条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「合併」とあるのは、「合併若しくは分割」とする。

17　施行日前に株式会社又は有限会社が新設分割又は吸収分割により旧租税特別措置法第八十一条第一項の表の各号の上欄に掲げる権利の取得

をした場合において、施行日前に旧租税特別措置法第八十条に規定する勧告若しくは指示若しくは認定、旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定又は旧租税特別措置法第八十条の三第一項に規定する認定があったときは、当該権利に係る登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

18　施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第一項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する事業区域内の土地の所有権の移転の登記、同条第三項に規定する建築物の所有権の保存の登記又は同条第四項の認定民間都市再生事業計画に従って建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

19　新租税特別措置法第八十三条の三第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定目的会社が取得する同項に規定する特定不動産で同項第二号の要件を満たすもの又は指名金銭債権に係る同項に規定する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第一項に規定する特定目的会社が取得した同項に規定する特定不動産で同項第二号の要件を満たすもの又は指名金銭債権に係る同項に規定する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

20　新租税特別措置法第八十三条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第二項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

21　新租税特別措置法第八十三条の三第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第三項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（酒税の特例に関する経過措置）

第百五十二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、平成十八年五月一日前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

2　平成十八年五月一日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（たばこ税の特例に関する一般的経過措置）

第百五十三条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第十三条の規定（租税特別措置法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定（「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める部分を除く。）に限る。）の施行前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

（未納税移出等に係る経過措置）

第百五十四条　平成十八年七月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たばこ税法第十二条第三項（同法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十二条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新租税特別措置法第八十八条第三項又は第六項の税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第百五十五条　次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成十八年七月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新租税特別措置法第八十八条第三項の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
たばこ税法第十三条第一項	同法第十三条第七項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項	同法第十一条第五項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する関税定率法第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

（手持品課税）

第百五十六条　平成十八年七月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（たばこ税法第十条の規定により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。）が三万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課する。

一　製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。）　千本につき四百二十六円

二　たばこ税法附則第二条に規定する第一種の製造たばこ　千本につき二百二円

2　前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所（たばこ税法第二十七条第二項に規定する小売販売業者にあっては、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二十二条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。）ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成十八年七月三十一日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一　所持する製造たばこの区分（たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量

二　前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額

三　その他参考となるべき事項

3　第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）附則第九条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則第十七条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらに規定する道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4　第二項の規定による申告書を提出した者は、平成十九年一月四日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

5　前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

6　第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者（たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。以下この項において同じ。）が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関の税関長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十五条第一項の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該特定販売業者が納付した、若しくは徴収された、若しくは納付すべき又は徴収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る還付に併せて、その者に還付する。

7　次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額（第二号に該当する場合にあっては、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

一　製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。）

二　前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

8　たばこ税法第二十六条（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

9　第二項の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

10　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（たばこ税の特例の改正に伴う罰則に係る経過措置）

第百五十七条　第十三条の規定の施行前にした行為及び附則第百五十三条の規定によりなお従前

の例によることとされるたばこ税に係る第十三条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の廃止に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第百五十八条　別段の定めがあるものを除くほか、第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下附則第百六十一条までにおいて「旧所得税等負担軽減措置法」という。）第二条第一号に規定する居住者又は同条第二号に規定する非居住者に係る平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（居住者の給与等に係る源泉徴収の特例に関する経過措置）

第百五十九条　平成十八年十二月三十一日以前に支払うべき所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について旧所得税等負担軽減措置法第十一条の規定により読み替えられた所得税法第四編第二章第一節の規定及び旧所得税等負担軽減措置法別表第一から別表第三までを適用する場合における当該給与等については、なお従前の例による。

（居住者の公的年金等に係る源泉徴収の特例に関する経過措置）

第百六十条　平成十八年十二月三十一日以前に支払うべき旧所得税等負担軽減措置法第二条第八号に規定する特定公的年金等について旧所得税等負担軽減措置法第十四条の規定を適用する場合における当該特定公的年金等については、なお従前の例による。

（法人税率の特例に関する経過措置）

第百六十一条　旧所得税等負担軽減措置法第十六条の規定は、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）の平成十九年一月一日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結親法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日前に開始した計算期間の所得に対する法人税及び法人の同日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。）については、なお従前の例による。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第百六十二条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「次条第一項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、同条第二項中「申告、更正又は決定」とあるのは「決定又は更正」と、」を削り、「修正申告書の提出又は更正」とあるのは「更正」を「同条第三項第一号中「期限後申告書の提出又は第二十五条」と、同条第五項中「期限後申告書又は第一項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」に改め、同条第三項中「同条第三項」を「同条第五項若しくは第六項」に、「同項ただし書の」を「同項ただし書又は同条第五項の」に、「同項各号」を「同条第一項各号」に改める。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百六十三条　阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の二」を「第十六条」に改める。

第十六条の二を削る。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百六十四条　前条の規定による改正前の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条から第十四条まで又は第十六条の規定の適用を受ける個人の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百六十五条　法人税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「適格合併、平成十三年新法」を「適格合併、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）第二条の規定による改正後の法人税法（以下この項及び第五項において「平成十八年新法」という。）」に、「被合併法人、平成十三年新法」を「被合併法人、平成十八年新法」に、「（平成十三年新法」を「（平成十八年新法」に、「分割承継法人、平成十三年新法」を「分割承継法人、平成十八年新法」に、「同条第十二号の七」を「同条第十二号の六の二」に改め、同条第五項中「平成十三年新法」を「平成十八年新法」に改める。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第百六十六条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項及び第十一条第二項中「千分の二百八」を「千分の百八十八」に、「千分の七百九十二」を「千分の八百十二」に改める。

第十二条第二項第一号中「千分の二百八」を「千分の百八十八」に、「千分の七百九十二」を「千分の八百十二」に改め、同項第二号中「千分の百四」を「千分の九十四」に、「千分の八百九十六」を「千分の九百六」に改め、同項第三号中「千分の七十七」を「千分の六十七」に、「千分の九百二十三」を「千分の九百三十三」に改める。

第十四条第一項中「千分の二百八」を「千分の百八十八」に、「千分の七百九十二」を「千分の八百十二」に改め、同条第二項中「千分の二百八」を「千分の百八十八」に、「千分の百四」を「千分の九十四」に、「千分の七百九十二」を「千分の八百十二」に、「千分の八百九十六」を「千分の九百六」に改め、同条第三項中「千分の二百八」を「千分の百八十八」に、「千分の七十七」を「千分の六十七」に、「千分の七百九十二」を「千分の八百十二」に、「千分の九百二十三」を「千分の九百三十三」に改める。

第十六条第三項及び第十七条第一項中「千分の二百八」を「千分の百八十八」に、「千分の七百九十二」を「千分の八百十二」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百六十七条　所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第百二十四条第二項及び第三項中「施行日以後に」の下に「同項の規定により」を加える。

第百六十八条　所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち登録免許税法別表第一第四十号㈠、㈡及び㈢の改正規定中「、同表第四十号㈠及び㈡中「港湾の数」を「許可件数」に、「一港湾」を「一件」に改め、同号㈢中「及び港湾の数」及び「一港湾」を削り」を削る。

附則第一条第十四号を次のように改める。

十四　削除

附則第十四条第九項中「別表第一第四十号の五㈤」を「別表第一第百三十一号㈧」に、「同号㈤」を「同号㈧」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百六十九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第三十七条第一項の表の第十四号」を「第三十七条第一項の表の第十二号」に、「第六十五条の七第一項の表の第十五号」を「第六十五条の七第一項の表の第十三号」に、「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十項」を「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項」を「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項」に、「第七十条の四第三十二項（第七十条の六第三十八項」を「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項」に改める。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第百七十条　印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「、第八号及び第十三号」を「及び第八号」に改める。

（測量法の一部改正）

第百七十一条　測量法の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「第五十条」を「次条」に改め、同条第三項を削る。

第五十五条の四中「規定により登録を受けようとする者」の下に「（第四十九条の規定に従い登録された測量士を除く。）」を加え、「、同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の登録手数料を、それぞれ」を削り、同条に次の一項を加える。

2　第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者（第四十九条の規定に従い登録された測量士に限る。）及び第五十五条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の登録手数料を納めなければならない。

（測量法の一部改正に伴う経過措置）

第百七十二条　前条の規定による改正後の測量法（以下この条において「新測量法」という。）第五十五条の四の規定は、施行日以後に新測量法第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者及び同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者について適用し、施行日前に前条の規定による改正前の測量法第五十五条第一項の規定により登録を受けた者及び同条第三項の規定により更新の登録を受けた者については、なお従前の例による。

2　施行日前に前条の規定による改正前の測量法第四十九条の規定に従い登録された測量士が施行日以後に新測量法第五十五条第一項の規定により登録を受ける場合における新測量法第五十五条の四の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一　新測量法第五十五条の四第一項中「登録を受けようとする者（第四十九条の規定に従い登録された測量士を除く。）」とあるのは、「登録を受けようとする者」とする。

二　新測量法第五十五条の四第二項の規定は、適用しない。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正）

第百七十三条　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「操縦免許若しくは」を削る。

（道路運送車両法の一部改正）

第百七十四条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第百二条第一項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、同条第二項中「、第九号から第十二号まで又は第十四号」を「又は第九号から第十三号まで」に改める。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第百七十五条　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「種類又は品目」を「品目」に改め、同項ただし書中「しようちゆう」を「政令で定めるところにより、連続式蒸留しようちゆう又は単式蒸留しようちゆう」に改める。

第六条第一項中「種類（しようちゆう、みりん及び果実酒類）」を「品目（みりん」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に、「種類」を「品目」に改め、同条第四項中「種類」を「品目」に改める。

第八条第一項中「種類」を「品目」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第九条第二項中「種類」を「品目」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「種類」を「品目」に改める。

第十四条第一項中「且つ」を「かつ」に、「種類」を「品目」に、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「第九条第二項但書」を「第九条第二項ただし書」に、「種類」を「品目」に改め、同条第四項中「第九条第四項但書」を「第九条第四項ただし書」に改める。

第二十九条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「種類」を「品目」に改める。

第七十九条第一項中「種類」を「品目」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八十条第一項中「種類」を「品目」に改める。

第八十一条第三項中「第九条第二項但書又は同条第四項但書」を「第九条第二項ただし書又は

同条第四項ただし書」に、「種類」を「品目」に改める。

第八十六条の五の見出し中「種類等」を「品目等」に改め、同条中「種類」を「品目」に改める。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百七十六条　前条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十六条の五の規定によって行うべき表示は、平成十八年十月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

2　前条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることができることとされる同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正）

第百七十七条　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「、政令で定める額の手数料を納めて」を削る。

（薬事法の一部改正）

第百七十八条　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　第十三条第六項の許可の区分の変更の許可を申請する者

第七十八条第一項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　第十三条の三第三項において準用する第十三条第六項の認定の区分の変更又は追加の認定を申請する者

第七十八条第一項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三　第四十条の二第五項の修理区分の変更又は追加の許可を申請する者

（割賦販売法の一部改正）

第百七十九条　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第四十五条を削り、第四十六条を第四十五条とし、第四十七条を第四十六条とし、第四十八条の二を第四十七条とする。

（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第百八十条　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四項中「この法律」を「、第二十二条第四項及び第五項並びに前三条」に改める。

第三十二条の見出しを「（登録免許税及び登録申請手数料）」に改め、同条中「登録申請者」を「第二十二条第一項又は第二十六条第一項の規定により登録を受けようとする者（不動産鑑定士に限る。）及び第二十二条第三項の規定により登録を受けようとする者」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第二十二条第一項又は第二十六条第一項の規定により登録を受けようとする者（不動産鑑定士を除く。）は、国土交通大臣の登録を受けようとする場合にあつては、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を納付しなければならない。

（小型船造船業法の一部改正）

第百八十一条　小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条　削除

第十四条第二項中「第六条から第八条まで」を「第六条及び第七条」に改める。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第百八十二条　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第八項を削る。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第百八十三条　前条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第一項に規定する帰島者の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（清酒製造業等の安定に関する特別措置法の一部改正）

第百八十四条　清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「しようちゆう乙類製造業」を「単式蒸留しようちゆう製造業」に、「しようちゆう乙類製造資金」を「単式蒸留しようちゆう製造資金」に改める。

第二条第二項中「しようちゆう乙類製造業者」を「単式蒸留しようちゆう製造業者」に、「しようちゆう乙類の」を「単式蒸留しようちゆうの」に改め、同条第三項中「しようちゆう乙類」を「単式蒸留しようちゆう」に改める。

第三条第二項中「しようちゆう乙類に」を「単式蒸留しようちゆうに」に改め、同項第一号中「しようちゆう乙類製造業を」を「単式蒸留しようちゆう製造業を」に、「しようちゆう乙類製造業者」を「単式蒸留しようちゆう製造業者」に改め、同項第二号中「しようちゆう乙類製造業」を「単式蒸留しようちゆう製造業」に改める。

第六条の三（見出しを含む。）中「しようちゆう乙類業対策基金」を「単式蒸留しようちゆう業対策基金」に改める。

第七条の二第一項中「しようちゆう乙類製造業者」を「単式蒸留しようちゆう製造業者」に改め、同条第二項中「各しようちゆう乙類製造業者」を「各単式蒸留しようちゆう製造業者」に、「しようちゆう乙類」を「単式蒸留しようちゆう」に、「しようちゆう乙類製造業者」を「単式蒸留しようちゆう製造業者」に改める。

第八条第一項中「しようちゆう乙類製造業者」を「単式蒸留しようちゆう製造業者」に改める。

（電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

第百八十五条　電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

（卸売市場法の一部改正）

第百八十六条　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項中「地方卸売市場を開設する者で地方公共団体以外のもの又は」を削り、「若しくは地方卸売市場」を「又は地方卸売市場」に、「業務若しくは」を「業務又は」に、「開設者等」を「卸売業者等」に、「開設者等と」を「卸売業者等と」に改め、「地方卸売市場の開設の業務又は」を削り、「開設の業務等」を「卸売の業務等」に、「開設者等に」を「卸売業者等に」に、「開設者等を」を「卸売業者等を」に、「開設者等の」を「卸売業者等の」に、「開設者等が開設する地方卸売市場が卸売市場整備基本方針において定められた第四条第二項第一号の目標及び同項第二号の基本的指標に適合し又は当該開設者等」を「卸売業者等」に、「同項第四号」を「第四条第二項第四号」に改め、同条第二項中「開設」を「卸売」に改める。

（積立式宅地建物販売業法の一部改正）

第百八十七条　積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「次条第一項」を「次条」に改める。

第三条第二項を削る。

第四条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、同項第六号中「行なつて」を「行つて」に改める。

第五条第一項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同項第三号中「行なおう」を「行おう」に改める。

第六条中「、第三条第一項」を「、第三条」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「添付書類」を「添付書類」に改め、同条第三号及び第六号ハ中「一に」を「いずれかに」に改める。

第七条中「第三条第一項」を「第三条」に、「附した」を「付した」に改める。

第八条中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

第九条中「第三条第一項」を「第三条」に、「一に」を「いずれかに」に、「同項」を「同条」に改める。

第十一条第二項及び第十四条中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

第四十四条第二項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第五号中「一に」を「いずれかに」に、「第三条第一項」を「第三条」に改め、同項第七号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第十号中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同項第十一号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第五十五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

附則第二項中「法人は、」の下に「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）附則第百八十七条の規定による改正前の」を、「期間内に」の下に「所得税法等の一部を改正する等の法律附則第百八十七条の規定による改正前の」を加える。

附則第七項中「同項前段の期間内に」の下に「所得税法等の一部を改正する等の法律附則第百八十七条の規定による改正前の」を、「附則第二項前段の期間内に」の下に「同法附則第百八十七条の規定による改正前の」を加える。

（労働安全衛生法の一部改正）

第百八十八条　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第百十二条第一項第七号の三を削る。

（有線テレビジョン放送法の一部改正）

第百八十九条　有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「、第十三条第一項又は第二十九条」を「又は第十三条第一項」に改める。

第二十九条を削り、第三十条を第二十九条とし、第三十条の二を第三十条とする。

（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の一部改正）

第百九十条　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「第十一条及び」を削る。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

（浄化槽法の一部改正）

第百九十一条　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第一号中「第十三条第一項若しくは第二項の認定又は」を削る。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第百九十二条　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（手数料）」に改め、同条中「第三条の許可を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を、」及び「、それぞれ」を削る。

第三十三条第一項中「第十二条まで」を「第十一条まで」に、「、第十一条第二項並びに第十二条」を「並びに第十一条第二項」に改め、同条第二項中「第四条」の下に「、第十二条」を加える。

（計量法の一部改正）

第百九十三条　計量法（平成四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第百五十八条第一項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

（保険業法の一部改正）

第百九十四条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二百八十一条を次のように改める。

（登録免許税及び手数料）

第二百八十一条　第二百七十六条の登録を受けようとする者（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第三十七号の規定により新たな登録とみなされる場合における前条第一項第一号の規定による届出をする者を含む。）は、第一号に掲げる場合にあっては同法の定めるところにより登録免許税を、第二号に掲げる場合にあっては実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

一　所属保険会社等から委託（一時的な必要に基づき期限を付して行われる委託で内閣府令で定めるものを除く。）を受けて行う第二百七十七条第一項の規定による登録の申請（登録免許税法第三十四条の規定により新たな登録とみなされる場合における前条第一項第一号の規定による届出を含む。）を行う場合

二　前号に規定する申請以外の申請を行う場合

（林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正）

第百九十五条　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条　削除

（電子署名及び認証業務に関する法律の一部改正）

第百九十六条　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項第一号中「又はその更新」を削り、「受けようとする者」の下に「（主務大臣が第十七条第一項の規定により指定調査機関に調査の全部を行わせることとしたときを除く。）」を加え、同項第三号中「又はその更新」を削り、「受けようとする者」の下に「（主務大臣が第十七条第一項の規定により指定調査機関に調査の全部を行わせることとしたときを除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第七条第一項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）の認定の更新を受けようとする者

（構造改革特別区域法の一部改正）

第百九十七条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第四条第一項」を「第三条第十九号」に、「その他の雑酒」を「その他の醸造酒」に改め、「製造免許」の下に「（同法第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「第四条第一項」を「第三条第十九号」に、「その他の雑酒」を「その他の醸造酒」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百九十八条　地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第五項中「新法の規定」を「新法及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定」に改める。

附則第六条第五項中「新法の規定」を「新法及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定」に改める。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百九十九条　保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十八条を次のように改める。

第二十八条　削除

（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二百条　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。

第七条　削除

附則第八条中「前条」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第　号）第五条」に改め、「登録免許税法」の下に「（昭和四十二年法律第三十五号）」を加える。

（港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二百一条　港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八条中登録免許税法別表第一第四十号の改正規定を次のように改める。

百三十四　港湾運送事業の許可		
港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第四条（許可）の規定による港湾運送事業の許可		
㈠　一般港湾運送事業の許可	許可件数	一件につき九万円
㈡　港湾荷役事業の許可	許可件数	一件につき六万円
㈢　はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可	許可件数	一件につき三万円
㈣　検数事業の許可、鑑定事業の許可又は検量事業の許可	許可件数	一件につき三万円

別表第一第百三十四号を次のように改める。

（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正）

第二百二条　刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条中「別表第一第五十三号の二」を「別表第一第六十二号」に改める。

（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部改正）

第二百三条　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

第四条　削除

（介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二百四条　介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四十三条を次のように改める。

第四十三条　削除

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二百五条　障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第九条を次のように改める。

第九条　削除

（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二百六条　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第百五十七条中会社更生法第二百六十一条第六項ただし書の改正規定の次に次のように加える。

第二百六十四条第二項中「新株を」を「株式を」に、「資本の増加」を「資本金の増加」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「株主等が新株の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなす」を「株主に対し新たに払込みをし又は給付をさせないで株式を発行する」に改め、同条第三項中「他の株式会社と」を削り、「資本の増加」を「資本金の増加」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「株主等に株式を割り当てる」を「株主に株式又は持分を交付する」に改め、同条第四項中「資本の金額」を「資本金の額」に、「株主等」を「株主」に、「割り当てる」を「交付する」に改め、同条第五項中「会社の分割」を「新設分割又は吸収分割」に、「株式会社の設立」を「株式会社若しくは合同会社の設立」に、「資本の増加」を「資本金の増加」に、「資本の金額又は分割により増加した資本の金額のうち、分割をした株式会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する」を「資本金の額又は吸収分割により増加した資本金の額のうち、同法別表第一第二十四号㈠ト又はチの税率欄に規定する」に改め、「及び更生債権者等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額」を削り、同条第六項中「他の株式会社と合併する」を「新設合併若しくは吸収合併又は組織変更をする」に、「合併による株式会社の設立又は合併による資本の増加」を「新設合併若しくは組織変更による株式会社若しくは合同会社の設立又は吸収合併による資本金の増加」に、「資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した株式会社の当該合併の直前における資本の金額に対応する」を「資本金の額又は吸収合併により増加した資本金の額のうち、同法別表第一第二十四号㈠ホ又はヘの税率欄に規定する」に、「及び更生債権者等に株式を割り当てる」を「（更生債権者等に株式又は持分を交付する」に、「以外の金額」を「を除く。）」に改め、同条第七項中「資本の金額」を「資本金の額」に、「株主等が新会社の設立に際して発行する株式の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなす」を「株主に対し新たに払込みをし又は給付をさせないで株式を発行する」に改め、同条第八項中「千分の一・五」の下に「（登録免許税法別表第一第一号㈤から㈦までに掲げる登記にあっては、千分の四）」を加える。

第百五十八条に次の一項を加える。

7　新会社更生法第二百六十四条第八項の規定は、施行日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

第二百十七条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十二条第二項、第三項及び第五項の改正規定の次に次のように加える。

第百六十五条第二項中「銀行と合併してその銀行が合併後存続する」を「吸収合併をする」に、「その銀行の合併による資本」を「当該吸収合併による資本金」に、「合併により増加した資本の金額」を「吸収合併により増加した資本金の額」に、「割り当てる」を「交付する」に改め、同条第三項中「銀行と合併して株式会社を設立する」を「新設合併をする」に、「場合における」の下に「当該新設合併による」を加え、「資本の金額のうち、合併により消滅した銀行の当該合併の直前における資本の金額に対応する」を「資本金の額のうち、同法別表第一第二十四号㈠ホの税率欄に規定する」に、「及び更生債権者等に株式を割り当てる」を「（更生債権者等に株式を交付する」に、「以外の金額」を「を除く。）」に改め、同条第四項中「組織変更をする」を「（更生債権者等に株式を交付する」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「割り当てる」を「交付する」に改め、同条第五項中「組織変更後の株式会社が新株」を「転換後銀行が株式」に、「資本」を「資本金」に改める。

第二百十七条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百三十五条第二項、第三項及び第五項ただし書の改正規定の次に次のように加える。

第三百三十八条第二項中「株式会社と合併してその株式会社が合併後存続する」を「吸収合併をする」に、「その株式会社の合併による資本」を「当該吸収合併による資本金」に、「合併により増加した資本の金額」を「吸収合併により増加した資本金の額」に、「割り当てる」を「交付する」に改め、同条第三項中「株式会社と合併して株式会社を設立する」を「新設合併をする」に改め、「場合における」の下に「当該新設合併による」を加え、「資本の金額のうち、合併により消滅した株式会社の当該合併の直前における資本の金額に対応する」を「資本金の額のうち、同法別表第一第二十四号㈠ホの税率欄に規定する」に、「及び更生債権者等に株式を割り当てる」を「（更生債権者等に株式を交付する」に、「以外の金額」を「を除く。）」に改め、同条第四項中「その組織を変更して株式会社になる」を「組織変更をする」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「割り当てる」を「交付する」に改め、同条第五項中「組織変更後の株式会社が株式」を「組織変更後株式会社が株式」に、「資本」を「資本金」に改め、同条第六項中「第二百七十二条」を「第二百六十七条」に、「株式交換」を「組織変更株式交換」に、「資本」を「資本金」に改め、同条第七項中「第二百七十三条」を「第二百六十八条」に、「株式移転」を「組織変更株式移転」に改める。

第二百八十四条のうち相続税法第四十一条第三項第二号の改正規定中「第四十一条第三項第二号」を「第四十一条第二項第三号中「含む」を「含み、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二条第二項（旧有限会社の存続）の規定により株式とみなされる同法第三条第二項（商号に関する特則）に規定する特例有限会社の持分を除く」に改め、同条第三項第二号」に改める。

第二百九十三条中印紙税法の改正規定に次のように加える。

別表第二独立行政法人の項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資の金額」に改める。

第二百九十四条のうち登録免許税法第十七条の二の次に一条を加える改正規定中「別表第一第十九号㈠ホ」を「別表第一第二十四号㈠ホ」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

別表第一中「別表第一　課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十八条、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）」を「別表第一　課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）」に改める。

第二百九十四条のうち登録免許税法別表第一第十九号の改正規定中「別表第一第十九号中」を「別表第一第二十四号中」に改める。

第二百九十四条のうち、登録免許税法別表第一第十九号㈠ハの改正規定中「別表第一第十九号㈠ハ」を「別表第一第二十四号㈠ハ」に改め、同号㈠ワの改正規定中「下の」を「下に掲げる」に改め、同表第二十号㈠ハの改正規定中「同表第二十号㈠ハ」を「同表第二十九号㈠ハ」に改め、同号㈠ヘ及び㈡ロの改正規定を削り、同表第二十四号㈨の改正規定中「同表第二十四号㈨」を「同表第三十五号㈥」に改め、「第五条第一項」に」の下に「改め、同表第三十九号中「担保附社債に」を「担保付社債に」に、「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同表第四十七号㈠中「第三条第一項」を「第二条第一項」に改め、同号㈡中「第八条第三号」を「第七条第三号」に」を加え、同表第五十三号の改正規定中「同表第五十三号」を「同表第六十三号」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

別表第二独立行政法人の項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資の金額」に改める。

第二百九十七条のうち地価税法第十八条第一項第一号イの改正規定中「改める」を「、「出資金額」を「出資金の額」に改める」に改める。

（エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二百七条　エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二百八条　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第六十二条のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項第三号の改正規定及び同法第三十七条の十一の三第三項第一号の改正規定中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

（銀行法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二百九条　銀行法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

（石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二百十条　石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中登録免許税法別表第一第五十号の改正規定を次のように改める。

別表第一第百五十五号中「又は広域的処理」を「、広域的処理又は無害化処理」に改め、同号㈢中「広域的な」を削り、同号㈢を同号㈣とし、同号㈡の次に次のように加える。

㈢　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の十第一項（一般廃棄物の無害化処理に係る特例）又は第十五条の四の四第一項（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）の一般廃棄物又は産業廃棄物の無害化処理の認定	認定件数一件につき十五万円

（罰則に関する経過措置）

第二百十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、所得税の税率構造の改正、定率減税を廃止する改正、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度における比較試験研究費を上回る部分の税額控除率を加算する措置の創設、情報基盤強化税制の創設等の法人関連税制の改正、中小企業投資促進税制の対象資産の拡充、同族会社の留保金課税の見直し等の中小企業関係税制の改正、土地の売買等に係る登録免許税の特例の創設、既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度の創設等の土地・住宅税制の改正及び非永住者の範囲の見直し等の国際課税の改正を行うとともに、酒類の分類の簡素化及び酒類間の税負担格差の縮小等の酒税の改正、たばこ税の税率の引上げ、所得税の地震保険料控除の創設、相続税の物納制度等の見直し、一定の事業免許等に対し登録免許税の負担を求める改正並びに会社法の制定に伴う所得税及び法人税等の所要の整備等を行うほか、情報通信機器等に

係る投資促進税制の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税制度等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するとともに、定率減税を廃止し、併せて法人関連税制、土地・住宅税制、国際課税、酒税・たばこ税等につき所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　個人所得課税

㈠　個人住民税への本格的な税源移譲に関し、所得税の税率構造を改組することとする。

㈡　定率減税について、経済状況の改善等を踏まえ廃止することとする。

2　法人関連税制

㈠　研究開発税制を見直すこととする。

㈡　情報基盤強化税制の創設等を行うこととする。

3　中小企業関係税制

㈠　中小企業投資促進税制の対象資産を拡充することとする。

㈡　同族会社の留保金課税の見直し等を行うこととする。

4　土地・住宅税制

㈠　土地の売買等に係る登録免許税の特例を創設することとする。

㈡　所得税の耐震改修税額控除制度の創設等を行うこととする。

5　国際課税

非永住者の範囲の見直し等を行うこととする。

6　その他

酒類の分類の簡素化及び酒類間の税負担格差の縮小、たばこ税の税率の引上げ、所得税の地震保険料控除の創設、相続税の物納制度等の見直しを行うほか、情報通信機器等に係る投資促進税制の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図るとともに、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税制度等期限の到来する特別措置の適用期限を延長するなどの措置を講ずることとする。

7　施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十八年四月一日から施行することとする。

二　議案の可決理由

本案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、個人所得課税、法人関連税制、中小企業関係税制、土地・住宅税制、国際課税等につき所要の措置を講じようとするもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に伴い、初年度において約三千七百四十億円の増収、平年度において約一兆千四百三十億円の減収が見込まれる。

右報告する。

平成十八年三月二日

財務金融委員長　小野　晋也

衆議院議長　河野　洋平殿

〔別紙〕

所得税法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　少子高齢化が進展する中、財政の持続可能性に対する懸念に対して、中長期的な財政構造健全化の必要性が一層増大し、歳出・歳入の一体改革の緊要性が高まっていることにかんがみ、今後の経済・社会の動向にも留意しつつ、歳出削減に一層努めるとともに、歳入の根幹をなす税制に対する国民の理解と信頼、制度・執行両面にわたる税負担の公平性を確保する等の観点から、消費税を含む税体系全体について抜本的見直しを行い、公正で活力のある社会にふさわしい税制の構築に努めること。

一　租税特別措置については、政策目的、政策効果、利用状況等を勘案しつつ、今後とも一層の整理・合理化を推進すること。

一　納税者数・滞納状況等に見られる納税環境の変動、経済取引の国際化・高度情報化による調査・徴収事務等の業務の一層の複雑・困難化による事務量の増大、納税者の納税意識の更なる向上の必要性にかんがみ、複雑・困難であり、かつ、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、税負担の公平を確保する税務執行の重要性を踏まえ、徴税をはじめ真に必要な部門には適切に定員を配置するという政府の方針及び職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯に配意し、今後とも処遇の改善、定員の確保、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を行うこと。

一　高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の広域化・複雑化及び電子化等の拡大が進む状況下で、従来にも増した税務執行体制の整備と、事務の機械化の充実に特段の努力を行うこと。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
一、七二五円
（本体一、六五〇円）